



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 事業の認定 (用地課) ..... 1

**公 告**

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・3件 (道路街路課) ..... 3
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画・モノレール課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了・4件 (建築指導課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了・10件 (中部土木事務所) ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了・5件 (南部土木事務所) ..... 8

**病院事業局事項**

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告 ..... 9

**監査委員事項**

- 包括外部監査人からの監査の結果に関する報告の公表 ..... 11

**収用委員会**

- 公示による通知・2件 ..... 11

## 告 示

### 沖縄県告示第216号

土地収用法 (昭和26年法律第219号。以下「法」という。) 第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和6年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 うるま市
- 2 事業の種類 うるま市新石川調理場整備運営事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 うるま市石川白溝原地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
 

うるま市新石川調理場整備運営事業 (以下「本件事業」という。) は、地方公共団体であるうるま市が事業主体となって、石川学校給食センター及び第二調理場を統合し、起業地内に学校給食共同調理場を整備する事業であるところ、当該施設は、法第3条第31号に定める地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
 

本件事業は、学校給食法 (昭和29年法律第160号) 第6条の規定により、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設を設置するものであり、また、同法第5条において、地方公共団体は学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならないとされていることから、本件事業の起業者であるうるま市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、かつ、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 事業の施行により得られる公共の利益について

学校給食法においては、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることや、日常生活における食事について正しい理解を深めることなどが学校給食の目標として掲げられ、義務教育諸学校の設置者は、これらの目標を達成するために学校給食が実施されるように努めなければならないとされている。

平成21年に学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号。以下「管理基準」という。）が施行されたことを受け、調理場においてはドライシステム等の導入による施設及び設備の最新の基準への適合、食物アレルギーへの対応や食育の場としての役割の拡充も求められている。竣工から41年が経過した石川学校給食センターと竣工から39年が経過した第二調理場については、施設の老朽化が顕著であり、補修や修繕により対応しているものの衛生面での影響や安定供給に支障をきたす可能性が懸念されていることから、令和4年度にうるま市学校給食センター基本計画を改定し、両施設を統合した新石川調理場を整備する方針が策定された。

また、石川学校給食センターでは2品皿、第二調理場では4品皿を使用しているが、これらの食器を使用することは食育の観点からは好ましくないとして、単品食器を導入するよううるま市教育委員等から指摘されている。単品食器の導入に当たっては食器洗浄機や消毒保管庫の増設を要するが、狭い石川学校給食センター及び第二調理場にはこれらの設備を設置することができないため、単品食器を導入できずにいる。

本件事業の施行により、管理基準に適合した仕様となり、様々な衛生トラブルの発生リスクを低減でき、うるま市立の小学校及び中学校合わせて28校のうち小学校10校、中学校2校、合計12校の児童生徒約7,000人に、安全安心な給食を安定的に提供することができる。また、食物アレルギーへの対応が可能となること及び単品食器の導入による食育の推進を図ることは、児童の心身の健やかな成長と保護者の負担軽減に資するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たって、必要面積の確保、被災の可能性、下水道への接続及び事業費・維持管理費等の経済性の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

## ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、石川学校給食センター及び第二調理場の老朽化に伴い、外壁のコンクリートの剥離やひび割れ、雨漏り、地盤沈下による埋設排水管の破損、受水槽ポンプの停止等の問題が生じており、管理基準に適合した施設の早急な整備が求められていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用又は使用の別については、全ての土地が本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用することに合理性が認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 うるま市教育委員会社会教育部教育施設課

---

## 公 告

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・34号県道153号線及び3・4・5号松川石嶺線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成10年7月30日から令和11年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・13号南風原中央線及び3・4・2号国道329号
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成12年12月12日から令和9年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・13号南風原中央線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成18年7月12日から令和9年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南風原町から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 5・5・南1号 黄金森公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年2月29日 沖縄県指令土第136号、平成30年3月9日 沖縄県指令土第183号（変更）、令和2年6月12日 沖縄県指令土第349号（変更）、令和6年1月22日 沖縄県指令土第918号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字兼筒段長田原1201番ほか4筆のそれぞれの一部及び1202番ほか7筆並びに1202番地先（3工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市長 中村正人
- 5 検査済証番号 令和6年3月21日 第4935号
- 6 工事完了年月日 令和6年2月22日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年4月17日 沖縄県指令土第379号、令和6年2月29日 沖縄県指令土第161号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地下千増641番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町3丁目112番地1メゾンみやぎ201 與那嶺邦之、那覇市首里石嶺町3丁目112番地1メゾンみやぎ201 與那嶺香
- 5 検査済証番号 令和6年4月5日 第4939号
- 6 工事完了年月日 令和6年3月22日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年8月18日 沖縄県指令土第673号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間前原776番9



- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字久場6番地2 サンハイツ久場崎302号 我如古盛也、中城村字久場6番地2 サンハイツ久場崎302号 我如古優以
- 5 検査済証番号 令和6年4月10日 第4940号
- 6 工事完了年月日 令和6年3月7日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年10月5日 沖縄県指令土第763号、平成30年8月29日 沖縄県指令土第656号（変更）、令和4年7月15日 沖縄県指令土第523号（変更）、令和6年4月9日 沖縄県指令土第362号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字屋部862番1ほか86筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路、公園、消防施設及び水道施設
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港二丁目6番5号 株式会社沖縄シャングリラ 代表取締役 万代悟
- 5 検査済証番号 令和6年4月11日 第4941号
- 6 工事完了年月日 令和6年4月10日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年6月9日 沖縄県指令中土第2242号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長河良田894番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北谷町北谷一丁目2番地1 ララプレイスリゾート北谷701 村上孝介
- 5 検査済証番号 令和6年2月22日 C第649号
- 6 工事完了年月日 令和6年2月13日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年2月27日 沖縄県指令中土第840号、令和5年12月4日 沖縄県指令中土第4646号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字安里下原201番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市野嵩一丁目27番3-203号ピューア大恵 中石翔也
- 5 検査済証番号 令和6年2月22日 C第650号
- 6 工事完了年月日 令和6年2月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年3月13日 沖縄県指令中土第964号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小那覇稲国原1171番1ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市字上間212番地の1 株式会社トクシュ 代表取締役 與那原剛
- 5 検査済証番号 令和6年3月4日 C第651号
- 6 工事完了年月日 令和6年2月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年5月8日 沖縄県指令中土第1824号、令和5年6月21日 沖縄県指令中土第2362号（変更）、令和6年2月28日 沖縄県指令中土第931号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋前原281番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字安谷屋179番地 比嘉邦子、北中城村字安谷屋179番地 比嘉佐和子
- 5 検査済証番号 令和6年3月4日 C第652号
- 6 工事完了年月日 令和6年2月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年7月15日 沖縄県指令中土第494号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又永田原1242番8ほか4筆及び1205番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北谷町字吉原1054番地3 垣花善則
- 5 検査済証番号 令和6年3月5日 C第653号
- 6 工事完了年月日 令和6年2月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年10月5日 沖縄県指令中土第3793号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又添石袖花原268番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字登又268番地 米須清貴、中城村字登又268番地 米須望
- 5 検査済証番号 令和6年3月6日 C第654号

6 工事完了年月日 令和6年2月26日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月7日 沖縄県指令中土第571号、令和6年3月5日 沖縄県指令中土第1045号（変更）
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市志真志一丁目233番1
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市牧港五丁目6番2号 有限会社琉球リゾート 代表取締役 橋本雅彦、南城市大里字稲嶺933番地1 2F 株式会社謝花組 代表取締役 謝花一
  - 5 検査済証番号 令和6年3月6日 C第655号
  - 6 工事完了年月日 令和6年3月5日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年3月27日 沖縄県指令中土第1330号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋上原572番6
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字安谷屋1347番地6 スイエルマンション101 山内盛愛
  - 5 検査済証番号 令和6年3月8日 C第656号
  - 6 工事完了年月日 令和5年11月7日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年5月10日 沖縄県指令中土第1875号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又添石袖花原334番1
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市字登川2400番地アーバンライフ3-B 大城盛公、沖縄市字登川2400番地アーバンライフ3-B 大城莉紗
  - 5 検査済証番号 令和6年3月15日 C第657号
  - 6 工事完了年月日 令和6年3月4日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年7月11日 沖縄県指令中土第2545号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北浜検地原316番4及び316番5
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 嘉手納町字嘉手納258番地2 KADENAビル806号 伊集盛太、  
嘉手納町字嘉手納258番地2 KADENAビル806号 伊集ひかり
- 5 検査済証番号 令和6年3月21日 C第658号
- 6 工事完了年月日 令和6年3月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年4月21日 沖縄県指令南土第246号、令和5年10月5日 沖縄県指令南土第508号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根赤武嶽原1480番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び名称 糸満市西崎二丁目5番9-311号県営西崎団地 中村博也
- 5 検査済証番号 令和6年2月29日 N第1552号
- 6 工事完了年月日 令和6年2月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年11月18日 沖縄県指令南土第649号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長翁長原60番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字渡橋名160番地県営渡橋名団地2-411号 安谷屋隼人、豊見城市字渡橋名160番地県営渡橋名団地2-411号 安谷屋直希
- 5 検査済証番号 令和6年3月1日 N第1553号
- 6 工事完了年月日 令和6年2月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年6月7日 沖縄県指令南土第324号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城竿地原715番6及び715番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原78番地3 casa feliz 301 前泊隆也
- 5 検査済証番号 令和6年3月15日 N第1559号
- 6 工事完了年月日 令和6年2月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年2月7日 沖縄県指令南土第63号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字豊原安田多原107番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字仲井真316番地1シティーハウス06 405 杉谷英郁、那覇市字仲井真316番地1シティーハウス06 405 杉谷綾乃
- 5 検査済証番号 令和6年3月18日 N第1560号
- 6 工事完了年月日 令和6年3月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年5月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年11月18日 沖縄県指令南土第650号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長翁長原60番7及び61番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字座安294番地2プレミアムガーデンM O S T107 佐久間眞之
- 5 検査済証番号 令和6年3月26日 N第1561号
- 6 工事完了年月日 令和6年3月14日

## 病院事業局事項

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年5月14日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 1,848,000リットル（予定）
  - (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間 令和6年7月1日から同年9月30日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
    - ア 令和6年2月13日付け沖縄県公報定期第5192号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
    - イ 沖縄本島内に事業所を有する者
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページから様式をダウンロードして入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 この公告の日から令和6年6月7日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県病院事業局経営課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階）
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 この公告の日から令和6年6月7日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年6月24日（月曜日）午前10時
  - (2) 場所 沖縄県庁11階第5会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 6 入札保証金 見積る契約金額（単価契約にあっては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額）の100分の5以上の金額を5(1)までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和6年6月7日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県病院事業局経営課
  - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 令和6年6月21日（金曜日）午後5時まで
    - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) JOB  
Okinawa Prefectural Hospital Bureau Supplying The A heavy oil For July, August and September
  - (2) PERIOD OF CONTRACT



July 1, 2024 to September 30, 2024

(3) DATE FOR BID

June 24, 2024 10:00 a.m.

(4) CONTACT

Hospital Operations Management Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural Government

1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 JAPAN

Phone : 098-866-2636

## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき包括外部監査人嘉陽田洋平から令和5年度に行った監査の結果に関する報告（特別会計における事務の執行及び事業の管理について）の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和6年5月14日

沖縄県監査委員	安	慶	名	均
沖縄県監査委員	新	垣	真	秀
沖縄県監査委員	上	原		章
沖縄県監査委員	山	内	末	子

## 収 用 委 員 会 事 項

### 沖縄県収用委員会告示第5号

収用しようとする土地 中頭郡西原町字幸地下千増507番2

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡翁長政市相続人

相続人のうち判明している者 翁長静子 住所不明ただし、所在調査による外務省領事局回答の住所 ブラジル国サンパウロ州サントアンドレ市ヴィラ・アピアイ イラニ通り100、翁長フミ 住所不明ただし、所在調査による外務省領事局回答の住所 ブラジル国サンパウロ州サントアンドレ市JDステラ エバリスト・ド・モライス通り579

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画道路事業1・5・1号幸地インター線裁決申請等事件その1に係る令和5年12月15日付け裁決書及び令和6年3月14日付け更正決定書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和6年6月4日をもってその書類の通知があったものとみなされます。

令和6年5月14日

沖縄県収用委員会

### 沖縄県収用委員会告示第6号

収用しようとする土地 中頭郡西原町字幸地下千増507番2

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡翁長政市相続人

相続人のうち判明している者 澤岬初恵 住所不明ただし、所在調査による外務省領事局回答の住所 ブラジル国サンパウロ州サントアンドレ市ヴィラ・アウジーラ トラベッサ・パードレ・ナバロ通り41

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当

収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画道路事業1・5・1号幸地インター線裁決申請等事件その1に係る令和6年3月14日付け更正決定書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和6年6月4日をもってその書類の通知があったものとみなされます。

令和6年5月14日

沖縄県収用委員会

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 令和5年度包括外部監査結果報告書

特別会計における事務の執行及び事業の管理について

令和5年度  
包括外部監査結果報告書

特別会計における事務の執行及び事業の管理について  
～事業目的ごとの歳出取引の検証を中心に～

令和6年3月

沖縄県包括外部監査人

公認会計士・税理士 嘉陽田 洋平

# 目次

第1章 包括外部監査の概要 .....	7
第1. 監査の種類 .....	7
第2. 特定の事件（テーマ） .....	7
第3. 監査の着眼点 .....	7
第4. 主な監査手続 .....	8
第5. 監査の対象年度 .....	9
第6. 監査の実施期間 .....	9
第7. 監査従事者 .....	9
第8. 利害関係 .....	9
第9. 表示数値 .....	9
第10. 語句の説明 .....	9
第2章 監査テーマの概要 .....	10
第1. 沖縄県財務書類の分析から見た財政状況 .....	10
1. 財務数値の推移について .....	10
2. 歳入・歳出・財政指標について .....	20

第2. 沖縄県の中期財政計画（財政見通しと今後の対策） .....	26
第3. 特別会計の概要 .....	32
1. 特別会計の内容 .....	32
2. 歳入・歳出等の推移について .....	35
第3章 監査の結果及び意見（総論） .....	45
第1. 全般的な指摘、意見及び提言 .....	45
1. （指摘1）赤字決算について【法令違反】 .....	45
2. （指摘2）産業廃棄物処理法違反【法令違反】 .....	47
3. （意見1）独立採算制の確保及び自主財源確保に努めるべき .....	48
4. （意見2）指定管理者からの実績報告に係るチェック体制の整備について .....	49
5. （意見3）特別会計の成果指標の設定について .....	50
6. （意見4）特別会計の事業の見直しについて .....	53
7. （意見5）債権の回収管理について .....	54
8. （意見6）貸付事業における事務手続き上の不備等について .....	55
9. （意見7）業務委託時の事務手続適正化について .....	57
10. その他事項について .....	58



第2. 各特別会計の監査結果まとめ.....	61
第3. 監査結果の詳細.....	65
1 中央卸売市場事業特別会計 流通・加工推進課.....	65
2 中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計 企業立地推進課.....	68
3 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計 企業立地推進課.....	70
4 駐車場事業特別会計 道路管理課.....	74
5 宜野湾港整備事業特別会計 港湾課.....	78
6 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計 港湾課.....	92
7 中城湾港マリン・タウン特別会計 港湾課.....	104
8 所有者不明土地管理特別会計 管財課.....	110
9 母子父子寡婦福祉資金特別会計 青少年・子ども家庭課.....	113
10 林業・木材産業改善資金特別会計 森林管理課.....	117
11 沿岸漁業改善資金特別会計（水産課）.....	121
12 産業振興基金特別会計（産業政策課）.....	132
13 中小企業振興資金特別会計（中小企業支援課）.....	139
14 中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計（港湾課）.....	144

1 5	下地島空港特別会計（空港課） .....	150
1 6	農業改良資金特別会計 .....	164
1 7	小規模企業者等設備導入資金特別会計 中小企業支援課 .....	170
1 8	公債管理特別会計 財政課 .....	176
1 9	国民健康保険事業特別会計 国民健康保険課 .....	179
第4章 各論 .....		187
1-1	中央卸売市場事業特別会計：中央卸売市場管理費 .....	191
1-2	中央卸売市場事業特別会計：中央卸売市場建設費 .....	194
2-1	中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計：公債費 .....	196
3-1	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計：国際物流拠点産業集積地域那覇地区管理運営費 .....	198
4-1	駐車場事業特別会計：駐車場管理費 .....	200
4-2	駐車場事業特別会計：駐車場建設費 .....	201
5-1	宜野湾港整備事業特別会計：宜野湾港管理費 .....	203
5-2	宜野湾港整備事業特別会計：元金償還金 .....	204
6-1	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計 .....	206

7-1	中城湾港マリン・タウン特別会計	210
8-1	所有者不明土地管理特別会計	216
9-1	母子父子寡婦福祉資金特別会計	218
10-1	林業・木材産業改善資金特別会計	223
11-1	沿岸漁業改善資金特別会計：管理指導事務費	228
12-1	産業振興基金特別会計：産業振興基金事業費	230
15-1	下地島空港特別会計：空港管理運営費	238
16-1	農業改良資金特別会計（就農支援資金）：公債費（元本）	242
16-2	農業改良資金特別会計（農業改良資金）：国庫等返還金	243
16-3	農業改良資金特別会計（就農支援資金・農業改良資金）：事務費	245
17-1	小規模企業者等設備導入資金特別会計：公債費（元金）	248
17-2	小規模企業者等設備導入資金特別会計：国庫償還金	250
17-3	小規模企業者等設備導入資金特別会計：事務費	252
18-1	公債管理特別会計：公債費	254
19-1	国民健康保険事業特別会計：保険給付費等交付金	256
19-2	国民健康保険事業特別会計：後期高齢者支援金	257

19-3	国民健康保険事業特別会計：介護納付金.....	257
19-4	国民健康保険事業特別会計：諸支出金.....	258
19-5	国民健康保険事業特別会計：保健事業費.....	259

## 第1章 包括外部監査の概要

### 第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 第2. 特定の事件（テーマ）

特別会計における事務の執行及び事業の管理について  
～事業目的ごとの歳出取引の検証を中心に～

テーマの選定理由について

沖縄県の特別会計は19事業あり、その規模と目的も様々なものである。いずれの特別会計も、特定の目的で設けられ、独立した経理により収支の管理が行われている。令和4年度の特別会計の当初予算（案）の規模は245,127百万円で、一般会計の当初予算（案）の規模860,620百万円の約28%になる。県の厳しい財政事情に鑑みれば、これら特別会計を設置する事業が有効に運営されているか、かつ、それらの財務事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に実施されているかを検証することは、効果的な県政運営及び財政の健全化の観点から重要性があると考えられる。

また令和5年3月に公表された「新沖縄県行政運営プログラム」の実施項目として、「特別会計事業の適正な運営」が位置付けられており特別会計の見直しは重要な課題となっている。

さらに、過去に包括外部監査のテーマになっていない。

以上の点から、本県における包括外部監査テーマとして、特別会計について検証することは有意義であると判断し、監査テーマとして選定することとした。

### 第3. 監査の着眼点

本監査では、「特別会計全般レベル」と「事業目的ごとの歳出取引」に分けて、事業の有効性、経済性、効率性、及び合規性が図られているかどうかについて、主に以下の着眼点で実施した。

#### 1 特別会計全般レベルにおける監査の視点

- (1) 特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らして適切に運営されているか。
- (2) 特別会計に係る事務の執行及び事業の管理は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に行われているか。
- (3) 特別会計の財産の維持管理は適切に行われているか。

- (4) 恒常的な不用、繰越や多額の剰余金が放置されていないか。
- (5) 長年の特別会計において硬直的かつ過大な資源配分に陥っていないか。
- (6) 適正な受益者の負担、事業収入の確保や歳出削減努力がおろそかになっていないか。
- (7) 一般会計からの繰入や借入の存在等により、事業収支における受益と負担の関係が不明確になっていないか。

## 2 事業目的ごとの歳出取引における監査の視点

- (1) 特別会計に係る事業経費や事務経費等は、適切に計上されているか。
- (2) 特別会計の支出は、有効的、効果的かつ経済的に行われているか。
- (3) 予算の執行に係る承認、検査確認は、正しく行われているか。
- (4) 社会情勢などの変化に応じて、事業内容が見直されているか。
- (5) 事業費の見積り・積算は、適切になされているか。
- (6) 契約事務は関係法令・規則等に準拠して適正に実施されているか。また、随意契約の場合、その理由は適正か。
- (7) 委託業務の管理は適切に実施されているか。性質上委託することが不適切なものはないか、またその効果の確認は行われているか。
- (8) 委託の相手方及び選定方法は適切か（公募・随意契約）。また委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。
- (9) 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
- (10) 制度融資に関する貸付事務は規則に準拠しているか。
- (11) 補助金等の事務手続は、関係する法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- (12) 補助金の対象範囲、対象金額に間違いはないか。
- (13) 補助金は、目的に適合する形で使われているか。
- (14) 事業の目的に整合する合理的な成果指標（KPI）を設定し、かつ目標値を明確に設定しているか。
- (15) その他歳出に関連する事項

## 第4. 主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ・ 各特別会計の担当部課や関係者等に対するヒアリング
- ・ 過去の収支の推移及び予算・決算、関係書類の分析的手続
- ・ 関係書類の閲覧・証憑突合
- ・ 事業現場の視察
- ・ その他監査人が必要と認める監査手続



## 第5. 監査の対象年度

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度ならびに令和5年度についても監査の対象とした。

## 第6. 監査の実施期間

令和5年7月5日から令和6年2月29日まで

## 第7. 監査従事者

包括外部監査人 公認会計士 嘉陽田 洋平

補 助 者 弁 護 士 久 貝 克 弘 公 認 会 計 士 木 戸 秀 徳

公 認 会 計 士 仲 宗 根 あ ゆ み 公 認 会 計 士 登 川 賢 二

## 第8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第9. 表示数値

報告書の表の合計（または差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（または差額）と一致しない場合がある。

## 第10. 語句の説明

「指摘」： 主に合规性に違反する場合（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する場合）、あるいは社会通念上適当でないと考えられる事項を記載している。

「意見」： 違法又は社会通念上適当でないと考えられる事項以外で、有効性・経済性・効率性の観点から施策及び事業ならびに組織の運営に関する合理化に役立つものとして、専門的見地から改善を提案する事項を記載している。

## 第2章 監査テーマの概要

### 第1. 沖縄県財務書類の分析から見た財政状況

#### 1. 財務数値の推移について

沖縄県の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書(平成26年4月30日)」で示されている「統一的な基準」に基づいて全体会計の財務書類(「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」)について、過去5年分(平成29年度～令和3年度)の推移は下記の通りである。

#### (1) 貸借対照表

##### (概要)

貸借対照表は、会計年度末時点における沖縄県の財政状態を表している。すなわち、住民サービスを提供するために保有している財産と、その財産をどのような財源(負債・純資産)で賄ってきたかを総括的に対照表示した財務書類である。

沖縄県の貸借対照表は、住民サービスを提供するために保有している「資産」については、総資産の81.9%が有形固定資産の「事業用資産」や「インフラ資産」に比重が高く投資されており、その財源は、主に過去又は現世代の負担された資産の形成分たる純資産が占めている(令和3年度ベース)。

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
<b>【資産の部】</b>	平成30年 3月期	平成31年 3月期	令和2年 3月期	令和3年 3月期	令和4年 3月期
固定資産	2,705,286	2,649,570	2,654,244	2,811,910	2,820,710
有形固定資産	2,407,524	2,356,792	2,367,283	2,519,043	2,525,711
事業用資産	781,372	726,818	726,161	730,442	730,488
インフラ資産	1,561,765	1,564,174	1,572,598	1,682,333	1,685,706
物品	230,182	232,840	237,298	352,383	361,982
物品減価償却累計額	-165,795	-167,040	-168,774	-246,114	-252,465
物品減損損失累計額	—	—	—	—	—
無形固定資産	135,231	130,973	126,640	122,650	118,583
ソフトウェア	761	677	524	710	789
その他	134,470	130,296	126,116	121,941	117,794
投資その他の資産	162,531	161,804	160,321	170,217	176,417

投資及び出資金	37,956	37,074	39,533	38,566	38,235
投資損失引当金	-3,999	-4,231	-4,755	-5,786	-5,931
長期延滞債権	6,626	5,817	5,845	5,516	5,296
長期貸付金	18,467	16,669	15,044	16,014	16,581
基金	102,662	105,289	102,539	114,033	120,870
徴収不能引当金	-612	-514	-162	-207	-275
流動資産	81,568	78,968	82,494	90,897	129,886
現金預金	42,143	39,986	43,419	51,147	65,118
未収金	14,339	14,177	14,172	17,548	17,652
短期貸付金	1,330	1,957	1,679	767	329
基金	22,984	21,882	22,862	21,112	46,550
財政調整基金	22,984	21,882	22,862	21,112	46,550
減債基金	—	—	—	—	—
棚卸資産	790	862	977	1,071	1,007
その他	1,110	1,155	366	126	125
徴収不能引当金	-1,128	-1,051	-982	-873	-895
繰延資産	—	—	—	—	—
資産合計	2,786,853	2,728,538	2,736,738	2,902,807	2,950,597
<b>【負債の部】</b>					
固定負債	1,152,726	1,143,826	1,125,280	1,247,486	1,224,489
地方債等	654,441	648,836	628,019	645,885	628,552
長期未払金	423	321	256	143	54
退職手当引当金	144,822	145,606	147,439	151,717	153,960
損失補償等引当金	644	834	1,283	3,929	277
その他	352,396	348,229	348,283	445,813	441,645
流動負債	127,419	114,978	116,607	109,638	129,971
1年内償還予定地方債等	93,214	82,746	80,253	73,722	88,600
未払金	11,877	9,784	13,709	13,189	18,049
未払費用	—	—	—	—	—
前受金	6	9	10	3	5
前受収益	—	—	—	—	—
賞与等引当金	16,578	16,814	17,340	17,456	17,991
預り金	4,684	4,880	3,931	3,807	3,913
その他	1,060	745	1,365	1,461	1,413
負債合計	1,280,145	1,258,804	1,241,887	1,357,124	1,354,460

【純資産の部】					
固定資産等形成分	2,729,600	2,673,409	2,678,785	2,833,789	2,867,590
余剰分（不足分）	-1,222,891	-1,203,675	-1,183,935	-1,288,106	-1,271,453
他団体出資等分	—	—	—	—	—
純資産合計	1,506,709	1,469,734	1,494,851	1,545,684	1,596,137
負債及び純資産合計	2,786,853	2,728,538	2,736,738	2,902,807	2,950,597

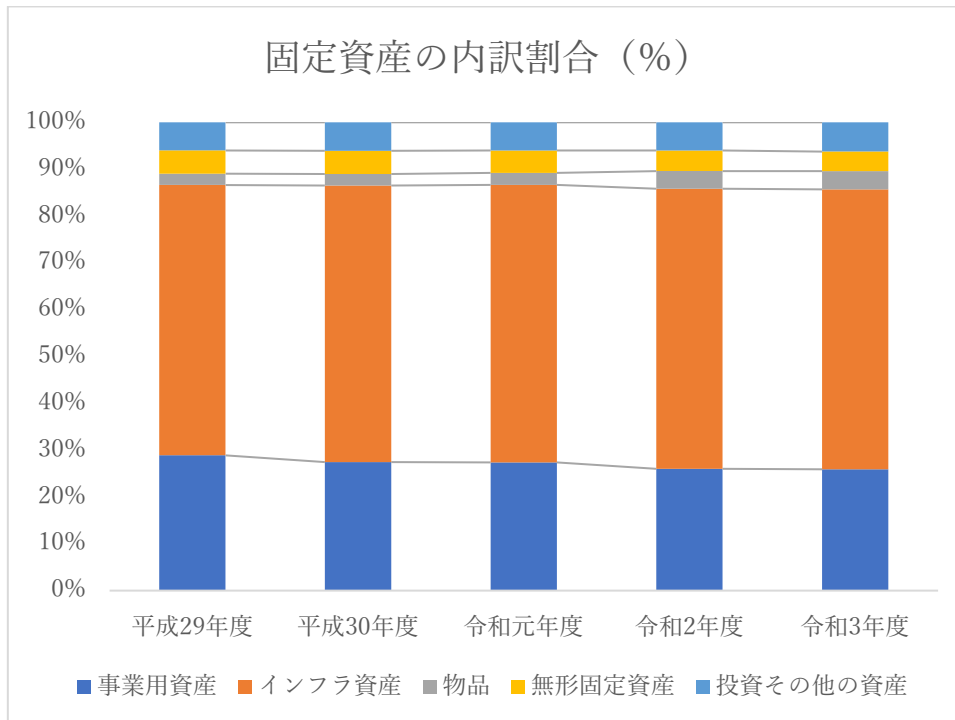
【資産の部】

「資産」には、①資金流入をもたらすもの、②行政サービス提供能力を有するものに整理される。例えば、①には売却可能資産や地方税の未収金など、②には、インフラ資産や公共施設などがある。「資産の部」は、「固定資産」、「流動資産」からなり、各区分に係る年間推移は下記の通りである。

（固定資産）

「固定資産」においては、年々増加傾向にあり、内訳内容としては年々さほど大きな変動は生じていない。固定資産のほとんどが、「事業用資産（県庁舎や学校などの行政サービスに供する資産）」及び「インフラ資産（道路、公園、砂防施設、港湾施設など社会生活の基盤として整備した資産）」で、81.9%を占めている（令和3年度）。

■ 表（1）－1 貸借対照表の固定資産の内訳割合



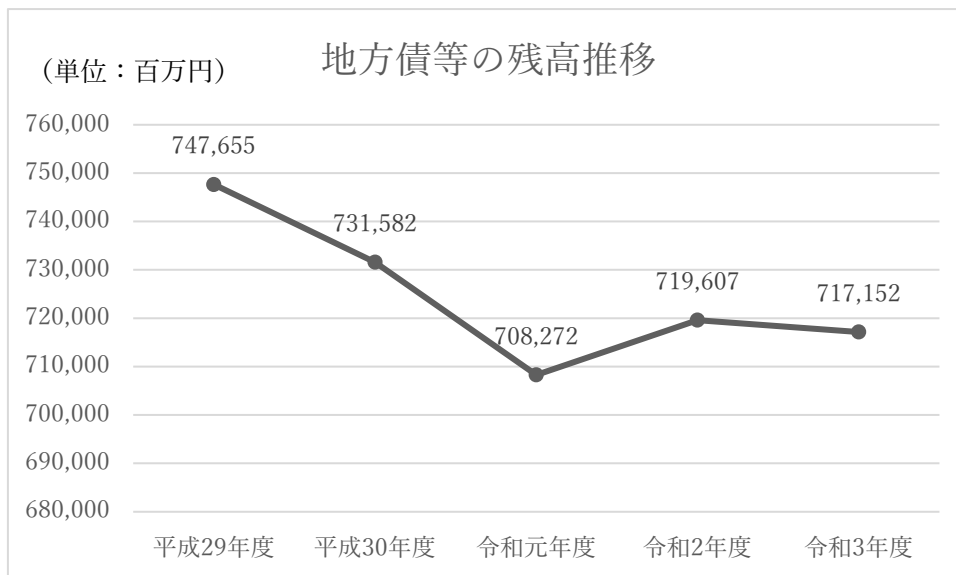
(流動資産)

「流動資産」には、主に「現金預金」及び「基金（財政調整基金）」がある。

### 【負債の部】

「負債」とは、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、例えば、地方債などがある。地方債は、公共資産等の住民サービスを提供するために保有する財産の財源としてみた場合、住民サービスを享受する世代間の公平性の観点から発行するという側面があり、そのため負債は、将来世代が負担する部分という見方ができる。負債は、「固定負債」と「流動負債」に分類され、令和3年度の1年内償還予定を含む地方債等は、717,152百万円で負債全体の約58.5%を占めており、近年の推移では減少傾向にある。

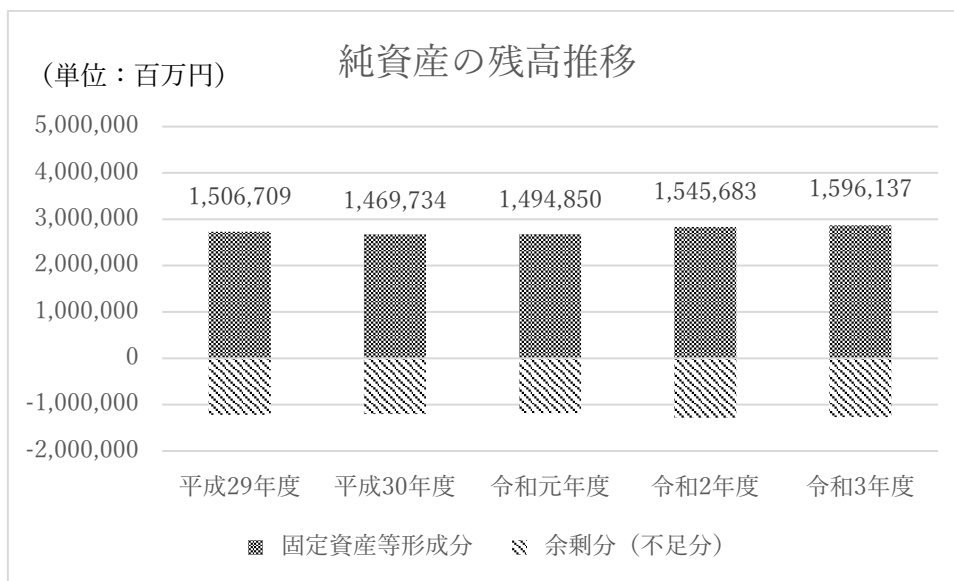
■表（1）－2 地方債等の残高推移



### 【純資産の部】

「純資産」とは、資産と負債の差額で、公共資産等の住民サービスを提供するために保有する財産の財源としてみた場合、資産形成のために現在までの世代が負担してきたもので、具体的には、地方税や地方交付税等の一般財源や資産を取得するため国からの補助金など返済の必要がない実施的な資産がある。純資産には、「固定資産等形成分」と「余剰分（不足分）」に分類される。

■表 1 - (3) 純資産の残高推移



(2) 行政コスト計算書

(概要)

行政コスト計算書は、4月1日から3月31日までの1年間の行政活動のうち、行政サービスにどれだけのコストがかかっているか等、一会計期間中の費用・収益の取引高を表示した財務書類で、「経常費用」及び「経常収益」の差引が、「純経常行政コスト」になり、さらに「臨時損失」及び「臨時利益」を加味して「純行政コスト」が算定される。

沖縄県の行政コスト計算書は、行政サービスにかかる経常行政コスト（人件費、物件費、補助金給付など）とそれを賄う財源となる経常収益（使用料及び手数料など）と比べると大幅なコスト超過になり、当該超過コストについては、地方税や地方交付税、国からの補助金等で賄われることになる。

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
	平成 30 年 3 月 期	平成 31 年 3 月 期	令和 2 年 3 月 期	令和 3 年 3 月 期	令和 4 年 3 月 期
経常費用	699,884	828,816	821,853	936,891	1,088,583
業務費用	430,358	430,022	421,402	463,411	604,990
人件費	234,923	235,841	240,672	245,956	248,094
職員給与費	202,689	203,970	207,694	212,349	215,790
賞与等引当金繰入額	16,556	16,537	17,317	17,419	17,672



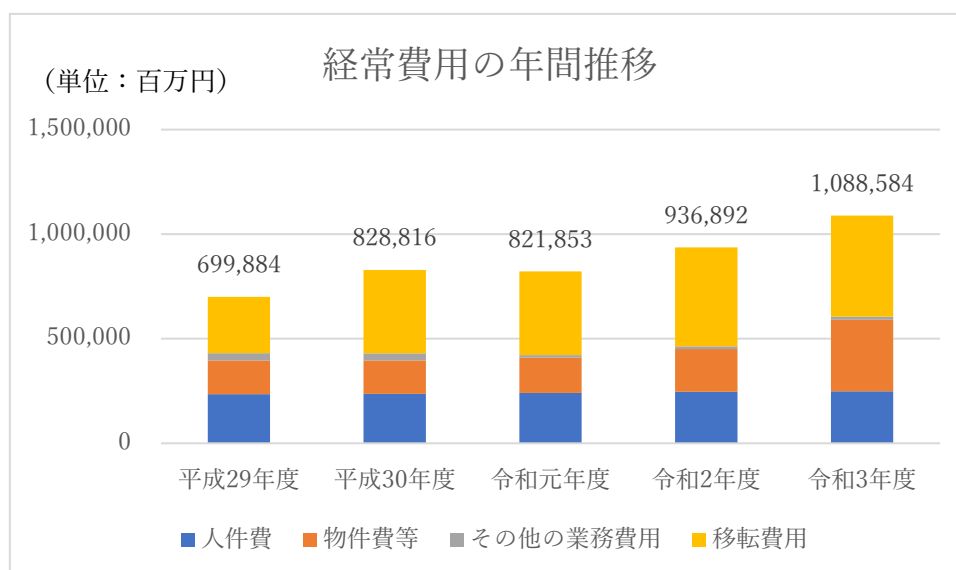
退職手当引当金繰入額	2,538	2,256	2,933	5,516	3,844
その他	13,140	13,078	12,729	10,672	10,788
物件費等	161,124	160,018	168,771	204,799	342,162
物件費	82,630	79,960	85,537	114,371	248,216
維持補修費	17,321	16,875	18,888	19,489	21,605
減価償却費	61,173	62,301	63,598	70,659	72,127
その他	0	883	747	279	214
その他の業務費用	34,311	34,163	11,959	12,657	14,735
支払利息	6,447	5,756	4,989	4,538	3,881
徴収不能引当金繰入額	250	581	185	222	278
その他	27,614	27,826	6,784	7,897	10,576
移転費用	269,526	398,794	400,451	473,480	483,593
補助金等	234,842	364,922	364,272	438,845	446,811
社会保障給付	31,135	31,582	32,890	34,082	36,069
他会計への繰出金	—	—	—	—	—
その他	3,548	2,290	3,289	552	713
経常収益	101,435	95,797	99,293	96,716	101,931
使用料及び手数料	85,386	78,347	81,208	81,574	83,315
その他	16,049	17,450	18,085	15,142	18,616
純経常行政コスト	598,449	733,019	722,560	840,175	986,653
臨時損失	4,309	1,556	2,766	5,932	2,814
災害復旧事業費	834	681	1,276	237	296
資産除売却損	959	106	197	365	716
投資損失引当金繰入額	695	233	524	1,048	145
損失補償等引当金繰入額	69	190	449	2,646	-
その他	1,753	347	320	1,637	1,656
臨時利益	2,761	3,981	4,443	1,527	5,297
資産売却益	1,956	3,622	4,121	582	976
その他	805	360	323	945	4,322
純行政コスト	599,998	730,595	720,883	844,580	984,169

#### 【経常費用】

令和3年度の経常費用は1,088,583百万円で、令和2年度の経常費用936,891百万円から151,692百万円増加しているが、これは新型コロナウイルス感染症対策関連により、物件費等(137,363百万円)の業務費用が増加している。下記の表より、年々の経

常費用は増加傾向にある。

■表 1 - (4) 経常費用の年間推移



【経常収益】

経常収益では、年々増加傾向にある経常費用について、使用料及び手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担の割合を算出することができる。算出結果が下記の表の通りであり、年々、負担割合は減少傾向にある。

■表 1 - (5) 受益者負担比率

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
① 経常費用	699,884	828,816	821,853	936,891	1,088,583
② 経常収益	101,435	95,797	99,293	96,716	101,931
受益者負担割合 (②/①)	14.5%	11.6%	12.1%	10.3%	9.4%

(3) 純資産変動計算書

(概要)

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が一年間でどのような要因で変動したのか等、一会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を表示した財務書類である。

純資産変動計算書では、資産形成にあたり、これまでの世代が負担してきた部分を示す貸借対照表の純資産の部の一年間の増減が把握できる。また、純行政コストの金額に対して、財源たる税収等及び補助金等受入れがどの程度あるかをみることにより、純行政コストが受益者負担以外の経常的な財源によりどの程度賄われているのか把握ができる。

令和 3 年度の沖縄県の純行政コストは△984,169 百万円に対し、財源たる税収等 547,762 百万円や補助金受入 488,189 百万円、総額 1,035,951 百万円で賄われていることが把握できる。

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
	平成 30 年 3 月 期	平成 31 年 3 月 期	令和 2 年 3 月 期	令和 3 年 3 月 期	令和 4 年 3 月 期
前年度末純資産残高	1,630,152	1,506,709	1,469,734	1,513,808	1,545,684
純行政コスト (△)	-599,998	-730,595	-720,883	-844,580	-984,169
財源	629,611	764,962	744,731	877,200	1,035,951
税収等	403,306	496,716	485,371	509,839	547,762
国県等補助金	226,305	268,246	259,360	367,361	488,189
本年度差額	29,613	34,368	23,848	32,620	51,782
資産評価差額	811	-1,298	621	-950	-305
無償所管換等	-157,931	-69,856	-103	263	-1,156
その他	4,063	-188	750	-57	132
本年度純資産変動額	-123,444	-36,974	25,117	31,875	50,454
本年度末純資産残高	1,506,709	1,469,734	1,494,851	1,545,684	1,596,137

#### (4) 資金収支計算書

##### (概要)

資金収支計算書とは、県の行政活動における収入と支出について、現金ベースでの一年間の資金の流れを表したものである。資金の出入りの情報を、性質の異なる三つの区分「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」に分けて表示した財務諸表である。

令和 3 年度の沖縄県は、「業務活動収支」は 20,363 百万円のプラスで、「投資活動収支」1,091 百万円のプラス、「財務活動収支」は 7,670 百万円のマイナスとなっている。全体として、期末現金預金残高は 65,118 百万円で期首現金預金残高 51,147 百万円から 13,971 百万円増加している。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
	平成 30 年 3 月 期	平成 31 年 3 月 期	令和 2 年 3 月 期	令和 3 年 3 月 期	令和 4 年 3 月 期
<b>【業務活動収支】</b>					
業務支出	634,413	764,836	776,435	887,378	1,040,579
業務費用支出	364,919	365,551	375,985	413,899	556,982
人件費支出	232,372	234,898	238,314	241,576	245,310
物件費等支出	98,631	97,321	102,102	134,732	270,259
支払利息支出	6,447	5,756	4,989	4,538	3,881
その他の支出	27,470	27,577	30,579	33,053	37,532
移転費用支出	269,495	399,284	400,451	473,480	483,597
補助金等支出	234,811	365,412	364,272	438,845	446,815
社会保障給付支出	31,135	31,582	32,890	34,082	36,069
他会計への繰出支出	—	—	—	—	—
その他の支出	3,548	2,290	3,289	552	713
業務収入	668,425	804,421	817,222	933,833	1,061,869
税収等収入	402,815	481,825	493,860	514,888	557,490
国県等補助金収入	164,335	227,416	224,539	324,391	403,550
使用料及び手数料収入	85,651	78,492	81,261	79,445	82,462
その他の収入	15,625	16,688	17,562	15,109	18,368
臨時支出	2,515	973	1,586	1,844	1,941
災害復旧事業費支出	834	681	1,276	237	296
その他の支出	1,681	292	310	1,607	1,645
臨時収入	1,146	737	965	1,072	1,014
業務活動収支	32,643	39,349	40,165	45,683	20,363
<b>【投資活動収支】</b>					
投資活動支出	119,409	117,816	101,806	170,862	191,182
公共施設等整備費支出	88,351	80,480	67,407	81,603	75,683
基金積立金支出	16,697	19,403	16,155	23,316	62,681
投資及び出資金支出	386	826	569	—	—
貸付金支出	13,974	17,107	17,675	65,943	52,818
その他の支出	—	—	—	—	—

投資活動収入	101,827	92,333	86,179	139,445	192,273
国県等補助金収入	58,319	50,067	43,530	56,265	98,400
基金取崩収入	22,881	17,889	17,898	13,573	30,410
貸付金元金回収収入	14,956	18,350	18,458	65,368	55,902
資産売却収入	3,528	3,652	4,288	1,090	4,195
その他の収入	2,143	2,374	2,005	3,148	3,366
投資活動収支	-17,581	-25,483	-15,627	-31,417	1,091
<b>【財務活動収支】</b>					
財務活動支出	105,039	94,034	84,627	82,700	76,387
地方債等償還支出	103,789	92,813	82,977	81,585	75,269
その他の支出	1,250	1,221	1,650	1,115	1,118
財務活動収入	78,346	77,977	63,617	72,935	68,717
地方債等発行収入	77,595	77,254	60,652	72,833	68,703
その他の収入	751	724	2,964	103	14
財務活動収支	-26,693	-16,056	-21,010	-9,764	-7,670
本年度資金収支額	-11,631	-2,190	3,528	4,501	13,785
前年度末資金残高	49,843	38,212	36,021	42,943	47,444
比例連結割合変更に伴う差額	—	—	—	—	—
本年度末資金残高	38,212	36,021	39,549	47,444	61,229
前年度末歳計外現金残高	3,616	3,931	3,964	3,870	3,703
本年度歳計外現金増減額	314	34	-94	-167	186
本年度末歳計外現金残高	3,931	3,964	3,870	3,703	3,889
本年度末現金預金残高	42,143	39,986	43,419	51,147	65,118

#### 【業務活動収支】

業務活動収支の業務収入である「税込等収入」及び「補助金収入」の増加があったものの、業務支出の「物件費等支出」が大幅に増加した影響で前年度から業務活動収支が25,320百万円減少している。

#### 【投資活動収支】

投資活動収支では、「基金積立金支出」の増加があったものの、「補助金収入」や「基金取崩収入」が増加したため、前年度から改善され32,508百万円増加し、1,091百万円

のプラスとなった。

### 【財務活動収支】

財務活動収支では、「地方債等償還支出」が減少したことにより前年度から改善し7,670百万円のマイナスとなった。

## 2. 歳入・歳出・財政指標について

(1) 歳入の状況(平成30年度～令和4年度)

(単位:百万円、%)

年度 区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自主財源	240,138	248,000	291,083	305,539	331,787
	(33.6)	(34.7)	(33.1)	(29.1)	(35.6)
県税	156,767	160,298	165,662	175,688	184,205
	(21.9)	(22.4)	(18.8)	(16.7)	(19.8)
分担金・負担 金・寄附金	1,860	2,324	5,871	1,582	1,056
	(0.3)	(0.3)	(0.7)	(0.2)	(0.1)
使用料・手数料	15,544	15,971	15,490	15,256	15,315
	(2.2)	(2.2)	(1.8)	(1.5)	(1.6)
財産収入	4,937	5,830	2,671	3,090	4,061
	(0.7)	(0.8)	(0.3)	(0.3)	(0.4)
繰入金	17,668	17,235	13,698	28,761	35,775
	(2.5)	(2.4)	(1.6)	(2.7)	(3.8)
その他	43,362	46,342	87,691	81,162	91,375
	(6.1)	(6.5)	(10.0)	(7.7)	(9.8)
依存財源	475,351	466,233	588,386	743,470	600,479
	(66.4)	(65.3)	(66.9)	(70.9)	(64.4)
地方譲与税	22,861	22,441	21,125	24,039	28,504
	(3.2)	(3.1)	(2.4)	(2.3)	(3.1)

地方特例 交付金	393	1,773	620	596	656
	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
地方交付税	208,078	211,074	214,200	240,063	235,677
	(29.1)	(29.6)	(24.4)	(22.9)	(25.3)
交通安全対策 特別交付金	347	330	354	333	287
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
国庫支出金	193,393	186,711	296,057	415,082	303,101
	(27.0)	(26.1)	(33.7)	(39.6)	(32.5)
県債	50,278	43,903	56,028	63,357	32,254
	(7.0)	(6.1)	(6.4)	(6.0)	(3.5)
合計 ( )内は構成比	715,489	714,232	879,469	1,049,009	932,267
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

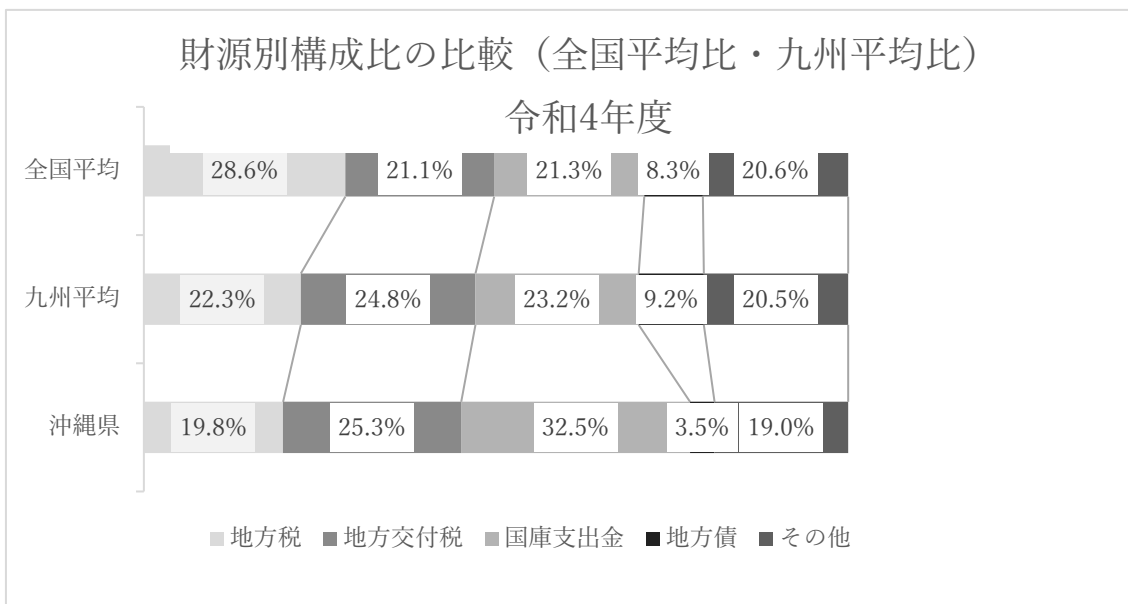
#### 【歳入の状況】

沖縄県の歳入は、過去から自主財源比率が30%前後で推移しており、R4年度においては全国で39位と低く（沖縄県35.6%、全国平均45.3%）、自主財源の柱である地方税の割合が低い（沖縄県19.8%、全国平均28.6%）。また、依存財源である地方交付税（沖縄県25.3%、全国平均21.1%）や国庫支出金（沖縄県32.5%、全国平均21.3%）に大きく依存している。

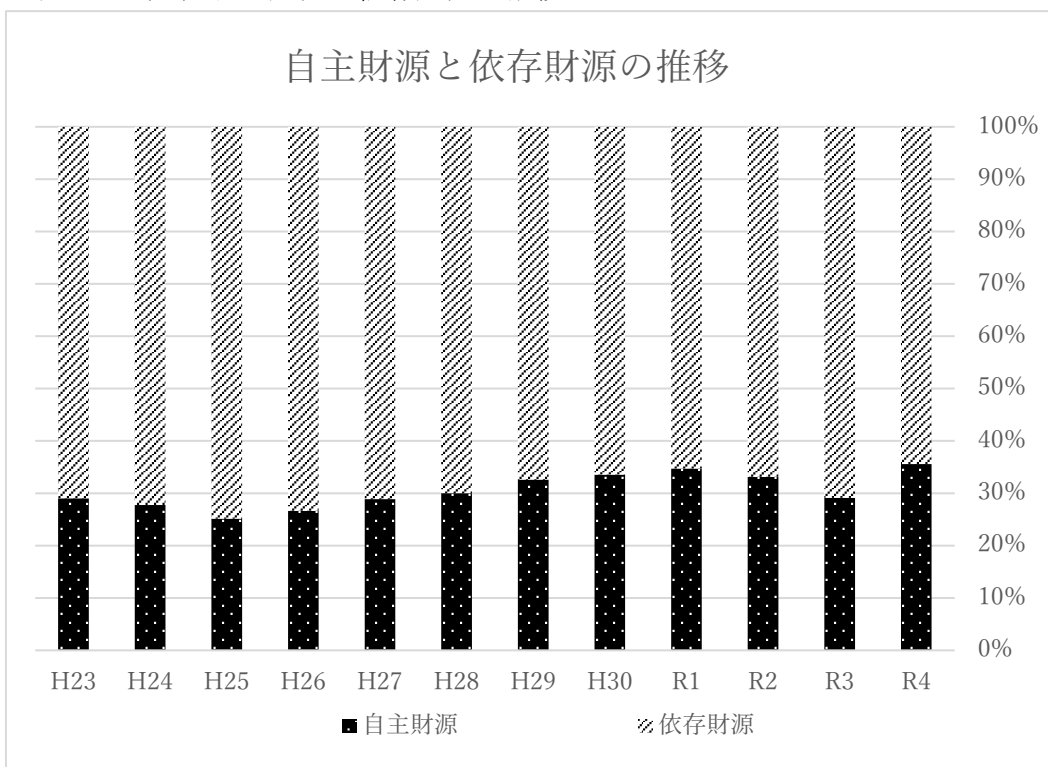
依存財源が多いとそれだけ国に頼る部分が多いことから、国の予算の動向や地方財政対策に左右されやすい財政構造となり、結果として県が自由に使えるお金の割合が減る。

このため、自主的かつ安定的な財政運営を確保するためには、自主財源の確保が重要ポイントとなる。

■表 2 - (1) 令和 4 年度 歳入の財源別構成比の比較 (全国平均比・九州平均比)



■表 2 - (2) 自主財源と依存財源の推移





(2) 歳出の状況 (平成30年度～令和4年度)

(性質別歳出の状況)

(単位：百万円)

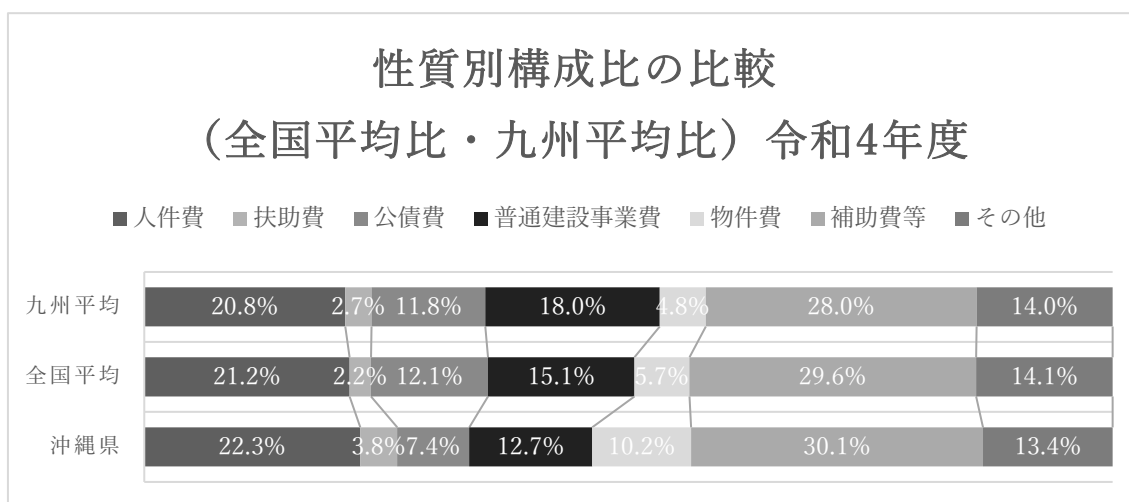
区 分	年 度				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
義務的経費	290,653	295,731	295,242	300,797	306,174
人件費	195,625	198,850	199,900	202,708	203,562
扶助費	28,002	29,513	30,699	32,928	34,766
公債費	67,024	67,367	64,642	65,160	67,845
投資的経費	135,644	125,665	131,830	126,591	117,215
普通建設(補助)	120,062	109,009	114,861	110,176	99,078
普通建設(単独)	11,305	11,866	13,773	13,113	13,923
普通建設(国直轄)	3,596	3,513	2,750	2,553	2,822
災害復旧事業費	680	1,275	444	747	1,391
補助費等	148,343	177,620	285,887	408,185	274,947
物件費	44,096	48,880	47,456	65,946	93,131
積立金	18,941	16,148	23,311	61,971	41,205
その他	37,241	39,032	83,036	71,657	79,518
合計	674,921	703,078	866,765	1,035,150	912,192

【歳出の状況】

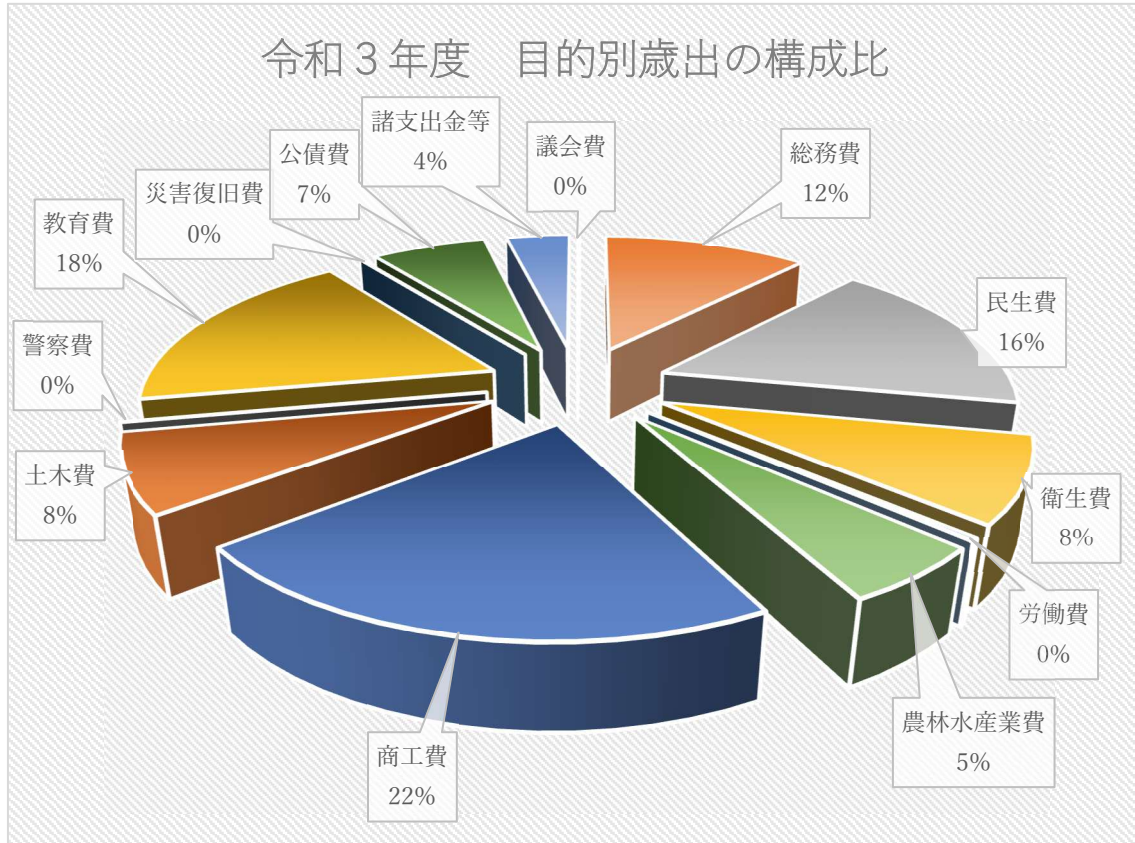
沖縄県の性質別歳出では、全国平均及び九州平均と比較したところ、「物件費」及び「補助費等」の構成比が高く、一方で、「公債費」の構成比割合が低いことが下記の表より、確認できる。

また目的別歳出では、「商工費」、「教育費」、「民生費」の割合が高くなっている。

■表2－(3) 歳出の性質別構成比の比較 (全国平均及び九州平均との比較)



■表 2 - (4) 令和 3 年度の目的別歳出の構成比



(3) 主な財政指標の比較

■ 2 - (5) 主な財政指標の状況

(単位: 百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実質収支比率	1.1	0.8	1.4	1.0	1.4
経常収支比率	95.7	97.1	96.4	88.0	94.8
実質公債費比率	8.4	7.9	7.3	7.1	7.3
将来負担比率	45	42.6	41.5	30.3	25.9
県債残高	564,686	598,316	597,845	603,698	623,784
財政力指数	0.356	0.366	0.374	0.361	0.359
標準財政規模	378,095	382,996	390,338	409,957	404,706

【沖縄県の主な財政指標（普通会計）の比較】

① 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合である。

沖縄県は、自主財源の比率が低いため実質収支の順位が 40 位となり、実施収支比率も低い結果となっている。

令和 4 年度	沖縄県	全国平均	九州平均	沖縄県の順位
実質収支比率	1.4	3.1	3.5	40 位

② 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合で、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標である。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

沖縄県は、全国平均を上回っており、経常収支比率の内訳を全国平均と比較すると、人件費（沖縄県 41.6%、全国平均 36.2%）及び扶助費（沖縄県 3.4%、全国平均 2.0%）の割合が高いことが影響している。

令和 4 年度	沖縄県	全国平均	九州平均	沖縄県の順位
経常収支比率	94.8	93.3	93.6	31 位

③ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去 3 年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標である。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも 25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも 35%としている。

沖縄県は、全国平均を下回る水準で推移している。

令和 4 年度	沖縄県	全国平均	九州平均	沖縄県の順位
実質公債費比率	7.3	10.9	10.0	5 位

#### ④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、また、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令指定都市は除く）は350%、都道府県及び政令指定都市は400%としている。

沖縄県は、全国平均を下回る水準で推移している。

令和4年度	沖縄県	全国平均	九州平均	沖縄県の順位
将来負担比率	25.9	171.1	175.9	2位

#### ⑤ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で、財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

沖縄県は自主財源が乏しいため順位も35位で、国の地方財政制度に大きく依存した財政構造である。

令和4年度	沖縄県	全国平均	九州平均	沖縄県の順位
財政力指数	0.3596	0.4938	0.3917	35位

## 第2. 沖縄県の中期財政計画（財政見通しと今後の対策）

沖縄県の「今後の財政収支の見通し」について、現段階で公表されている内容は、下記の通りである。

### **I 歳入の見通し**

- 県税や国庫支出金は増が見込まれ、地方交付税は減となるものの、歳入総額はゆるやかな増加が見込まれる。
- 自主財源については、一定の経済成長を前提として県税の増が見込まれ、その他の自主財源はほぼ横ばいで推移することが見込まれる。
- 依存財源については、地方交付税が県税の増等に伴い減が見込まれるが、国庫

支出金は社会保障関係費への対応等に伴い増が見込まれる。

- 一般財源総額については、県税の増が見込まれるものの、地方交付税の増が期待できないことから、大幅な増加は期待できない。

## **II 歳出の見通し**

- 義務的経費のうち、人件費が高い水準で推移するとともに、扶助費は、生活保護費等の増に伴い増加し、公債費は、ほぼ横ばいで推移していく見込み。
- 投資的経費については、横ばいで推移することを見込んでいる。
- 補助費等については、高齢化の進行などから、社会保障関係費が増加となる見込み。
- 全体としては、歳入を上回る増加が見込まれる。

### **II-① 県債残高及び公債費の見通し**

- 県債残高のうち、臨時財政対策債が半分以上を占めている。
- これまで、行政改革における県単ハコモノ整備の抑制や、いわゆる通常債（国の経済対策や地方財政政策等に係るもの以外の県債）の発行の抑制に取り組んできた。
- 今後、沖縄振興一括交付金事業や公共施設の老朽化対策など、これまでと同規模の投資的事業を実施するための県債発行を見込んでいることから、県債残高及び公債費は、同水準で推移することが見込まれる。

### **II-② 主な社会保障関係費の見通し**

- 主な社会保障関係費は、高齢化の進行等に伴い、平成 31 年度の 871 億円から平成 40 年度には約 1.3 倍の 1,102 億円に達し、大幅に増加する見込み。
- ※ 主な社会保障関係費は補助費等に分類されるが、市町村等の支出に対応する県の負担分であるため、義務的な性質を有する経費である。

## **III 今後 4 年間の財政収支の見通し**

- 歳入総額が緩やかに増加することが見込まれるが、他方、歳出総額は社会保障関係費等の増に伴い、歳入総額を上回る増加が見込まれる。
- このため、今後の当初予算編成時には、平成 30 年度と同程度の収支不足（単年度の財源不足）が継続して生じ、長期的には拡大することが見込まれる。
  - ※ 平成 30 年度当初予算編成過程における収支不足額：233 億円

## **IV 収支不足への対応**

- 収支不足に対しては、主要 3 基金の取崩しなどにより、4 年間の推計期間中は、

当初予算編成に対応できる見通し。

※ 主要3基金：財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金

- 当初予算で見込んだ基金の取り崩し額については、執行段階における歳出予算の経費節減努力や手堅く見込んだ歳入予算の上振れなどによる財源を活用して、その取り崩し額の縮減を図り、次年度以降の予算編成における収支不足に活用することとしている。
- 主要3基金は、予算編成時の収支不足への対応の他にも、災害対応等緊急的な財政出動や公共施設の老朽化に対応するため、一定額を確保する必要があり、将来もこのまま減少傾向が続けば、予算編成に支障が生じるおそれがある。

#### V 今後の財政運営にあたって留意すべき事項

- 今回の推計は、参考資料の「推計の前提条件」に示すとおり、平成30年度当初予算を基礎として、一定の仮定の下で今後の財政収支を推計したものであり、各年度の数値は、今後の経済情勢や国の地方財政対策等により変動する。
- また、今後の財政運営にあたっては、特に、以下の事項について、更なる歳出増加の可能性のあることに留意する必要がある。

#### 【留意すべき事項】

- 今後も、社会保障関係費の増加を見込んでいるが、平成31年10月の消費税率引上げに伴う社会保障の充実及び新しい経済政策パッケージによって変動が見込まれること。
- 老朽化した公共施設の対応に要する経費を一定程度見込んでいるが、平成32年度までに策定することとしている個別施設計画の策定により、所要額は増加する可能性があること。
- 特別支援学級の増等により人件費が増加する可能性があり、その推移を注視する必要があること。
- 病院事業は、厳しい経営状況にあり、今後の経営改善の取組を注視する必要があること。
- 中城湾港（新港地区）をはじめとする臨海部土地造成事業は、依然として多額の償還が残っていることから、土地の売却の状況について今後の推移を注視する必要があること。

## VI 沖縄県財政の課題と展望

- 本県の財政は、県税収入の増加や地方交付税等により一般財源の所要額が確保され、社会保障関係費の増や沖縄振興交付金を活用した事業の展開に対応できていることなどから、堅実な財政運営が行えている状況にあると考えられる。
- しかしながら、類似県と同様、県税等の自主財源の割合は低い水準にあり、国の財政制度に大きく依存した脆弱な構造となっている。
- 国・地方を通じた財源不足の中、地方交付税等の一般財源の大幅な増加が期待できない反面、社会保障関係費の増加に伴い、今後も一定程度の収支不足が継続して生じ、長期的には拡大が見込まれる。
- さらに、留意事項で示したとおり、公共施設等の老朽化対策、特別支援学級の増等による人件費の増加、病院事業の経営の安定化などの懸念材料もある。
- このような厳しい財政状況の中、多様化する県民ニーズや社会経済情勢の変化等に的確に対応し、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた将来像の実現を確かなものとするためには、引き続き、限られた財源や人的資源を最大限に活用した行政運営を推進し、持続可能な財政マネジメントの強化に取り組む必要がある。
- このため、沖縄県行政運営プログラムに基づき、引き続き、歳入・歳出両面の見直しを継続して進めるとともに、中・長期的には、本県経済の活性化に結びつく産業振興施策を積極的に展開することにより、税源の涵養を図る必要がある。
- なお、今後も増加が見込まれる社会保障関係費等については、県独自の歳入確保・歳出削減などの取組のみで対応することは困難であることから、今後とも地方自治体が健全で安定した行財政運営を行えるよう、財政需要に見合う一般財源の確保について、引き続き、国に働きかけていく必要がある。



(参考資料) 今後の財政収支の見通し

## ① 今後の財政収支の見通し (数値編)

(単位: 億円)

年 度	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)
歳入総額 ①	7,077	7,067	7,089	7,107	7,122
自主財源	2,266	2,253	2,355	2,499	2,516
県税	1,238	1,254	1,354	1,497	1,519
その他自主財源	1,028	999	1,001	1,002	997
依存財源	4,811	4,814	4,734	4,608	4,606
地方交付税	2,031	2,012	2,009	1,998	1,982
国庫支出金	1,993	2,007	2,015	2,023	2,026
県債	574	576	573	572	582
その他依存財源	213	219	137	15	16

歳出総額 ②	7,310	7,294	7,327	7,308	7,373
義務的経費	2,992	2,962	2,934	2,905	2,936
人件費	1,999	2,002	1,987	1,982	1,983
扶助費	324	331	339	347	355
公債費	669	629	608	576	598
投資的経費	1,507	1,485	1,481	1,467	1,479
補助費等	1,965	1,994	2,054	2,075	2,095
その他歳出	846	853	858	861	863

収支不足 ①-②	▲233	▲227	▲238	▲201	▲251
-------------	------	------	------	------	------

(参考)

収支不足に充てる基金取崩額		227	238	201	251
年度末の主要3基金残高 (※)	当初	300	244	233	143
	決算	482	434	394	344

(※) 当初予算・決算における年度末の主要3基金残高

(※) 基金の取り崩し縮減額については、過去の状況を踏まえ、基金取り崩し額の80%を見込んでいる。

(参考)

歳入に占める 自主財源の割合	32.0%	31.9%	33.2%	35.2%	35.3%
-------------------	-------	-------	-------	-------	-------

歳出に占める 義務的経費の割合	40.9%	40.6%	40.0%	39.8%	39.8%
--------------------	-------	-------	-------	-------	-------



(単位:億円)

H35(2023)	H36(2024)	H37(2025)	H38(2026)	H39(2027)	H40(2028)
7,109	7,137	7,161	7,163	7,192	7,212
2,545	2,574	2,607	2,642	2,677	2,711
1,541	1,560	1,584	1,608	1,632	1,657
1,004	1,014	1,023	1,034	1,045	1,054
4,564	4,563	4,554	4,521	4,515	4,501
1,966	1,952	1,935	1,918	1,901	1,883
2,022	2,027	2,047	2,034	2,042	2,050
560	569	557	554	559	555
16	15	15	15	13	13

7,350	7,394	7,419	7,446	7,514	7,554
2,936	2,932	2,938	2,944	2,976	2,983
1,984	1,977	1,959	1,955	1,972	1,959
363	372	381	390	399	409
589	583	598	599	605	615
1,444	1,455	1,438	1,434	1,440	1,435
2,110	2,144	2,178	2,202	2,228	2,265
860	863	865	866	870	871

▲241	▲257	▲258	▲283	▲322	▲342
------	------	------	------	------	------

241	257	258	283	322	342
103	39	▲13	▲90	▲186	▲270
296	245	193	136	72	4

35.8%	36.1%	36.4%	36.9%	37.2%	37.6%
-------	-------	-------	-------	-------	-------

39.9%	39.7%	39.6%	39.5%	39.6%	39.5%
-------	-------	-------	-------	-------	-------

沖縄県の今後の財政状況については、2018年度～2028年度まで毎年収支不足が生じており、当該収支不足を補うために、主要3基金（財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金）を取り崩して補填しても、当初予算残高では2025年度にマイナス残高となり、決算残高も2028年度には4億円までに、残高が大幅に減少し、深刻な状況となっている。今後の沖縄県の課題として、①公共施設等の老朽化対策、②特別支援学級の増等による人件費の増加、③病院事業の経営の安定化、④今後も増加が見込まれる社会保障関係費等、これらコストを抑制し、特に、自主財源確保に取り組み、財政健全化を早急に図る必要がある。

### 第3. 特別会計の概要

#### 1. 特別会計の内容

特別会計とは、地方自治法で、下記のとおり定められている。

<p>地方自治法 (会計の区分)</p> <p>第二百九条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。</p> <p>2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。</p>
--

特別会計は、法律で特別会計とすることが決められているものと法律の定めはないが沖縄県が独自に設置しているものに大別することができる。法律で特別会計とすることが決められている特別会計及びその根拠となる法令は次のとおりである。

特別会計	根拠法令
林業・木材産業改善資金特別会計	林業・木材産業改善資金助成法第13条
沿岸漁業改善資金特別会計	沿岸漁業改善資金助成法第13条
国民健康保険事業特別会計	国民健康保険法第10条

上記以外の特別会計は沖縄県が独自に設置しているものである。

沖縄県では、地方自治法の規定により、「沖縄県特別会計設置条例」を下記のとおり定め、特別会計が設置されている。

沖縄県特別会計設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、別表第1イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

別表第1（第1条、第2条関係）

ア 特別会計	イ 事務又は事業
1 沖縄県農業改良資金特別会計	農業改良資金の貸付事業に関する事。
2 沖縄県中小企業振興資金特別会計	中小企業振興資金の貸付事業に関する事。
3 沖縄県下地島空港特別会計	下地島空港の建設及びその運営に関する事。
4 沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関する事。
5 沖縄県所有者不明土地管理特別会計	所有者不明土地の管理及び調査に関する事。
6 沖縄県中央卸売市場事業特別会計	沖縄県中央卸売市場の建設及びその運営に関する事。
7 沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計	中城湾港（新港地区）の工業用地及び都市再開発等用地の取得造成並びにその売却に関する事。
8 沖縄県宜野湾港整備事業特別会計	宜野湾港の建設及びその運営並びに都市再開発等用地の取得造成及びその売却に関する事。
9 沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理運営に関する事。
10 沖縄県産業振興基金特別会計	産業振興基金事業及び産業振興基金の管理運営に関する事。
11 沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	中城湾港（新港地区）港湾関連施設等の整備及びその管理運営に関する事。
12 沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計	中城湾港マリン・タウン・プロジェクトの都市再開発等用地の取得造成及びその売却並びに港湾関連施設等の整備及びその管理運営に関する事。
13 沖縄県駐車場事業特別会計	駐車場の建設及び管理運営に関する事。

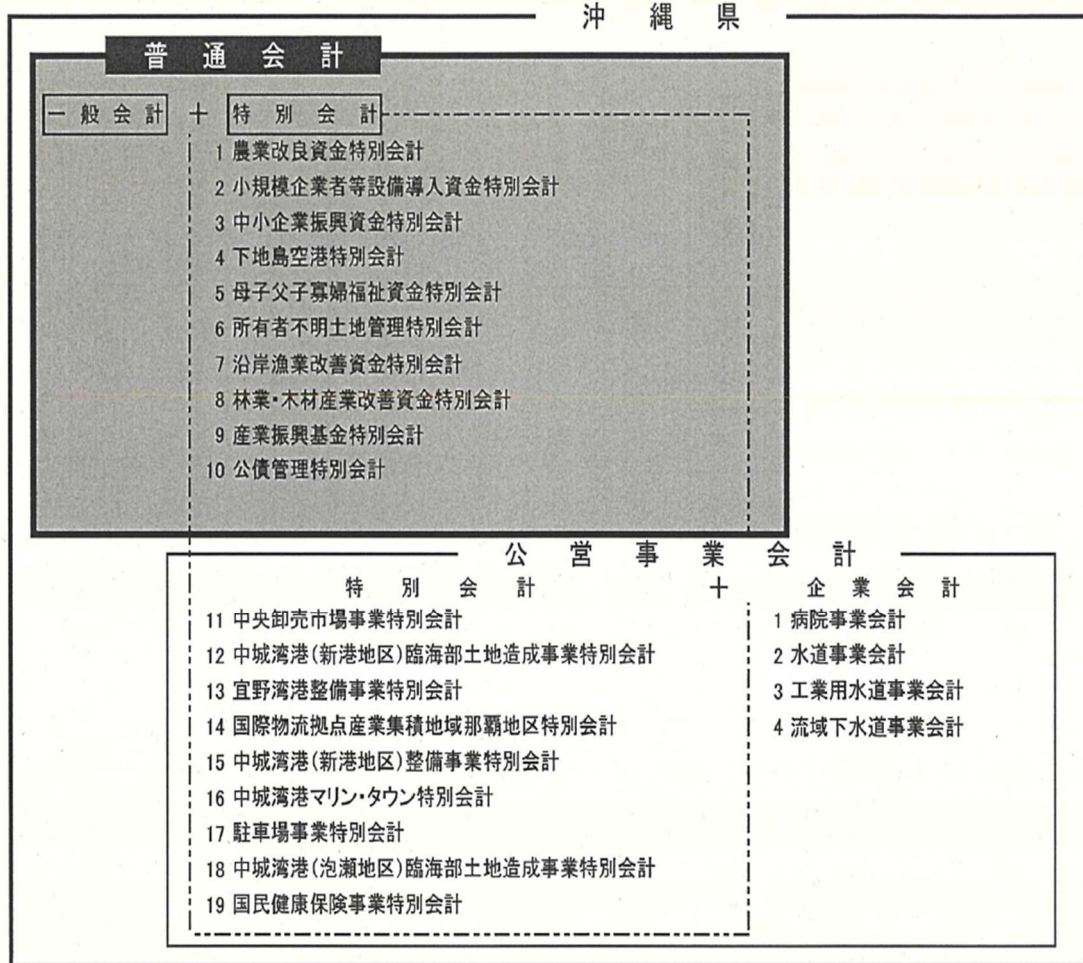
14 沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計	中城湾港（泡瀬地区）の都市再開発等用地の取得造成及びその売却に関すること。
15 沖縄県公債管理特別会計	公債費の管理に関すること。
16 沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計	小規模企業者等設備導入資金の貸付事業及び中小企業高度化資金の貸付事業に関すること。

令和4年度沖縄県は、一般会計とは別に19特別会計が予算化されている。

沖縄県における「普通会計」、「公営事業会計」の区分、さらに、「一般会計」、「特別会計」、「企業会計」の区分は、下記の通りである。

### 普通会計と公営事業会計

沖縄県の決算統計の区分は表のとおりです。



上記の状況を踏まえ、今回の監査対象となる特別会計は下記の通りである。

<監査対象となる特別会計について>

NO.	特別会計の名称	所管課
1	中央卸売市場事業特別会計	流通・加工推進課
2	中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計	企業立地推進課
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	企業立地推進課
4	駐車場事業特別会計	道路管理課
5	宜野湾港整備事業特別会計	港湾課
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	港湾課
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	港湾課
8	所有者不明土地管理特別会計	管財課
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	青少年・子ども家庭課
10	林業・木材産業改善資金特別会計	森林管理課
11	沿岸漁業改善資金特別会計	水産課
12	産業振興基金特別会計	産業政策課
13	中小企業振興資金特別会計	中小企業支援課
14	中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計	港湾課
15	下地島空港特別会計	空港課
16	農業改良資金特別会計	農政経済課
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	中小企業支援課
18	公債管理特別会計	財政課
19	国民健康保険事業特別会計	国民健康保険課

2. 歳入・歳出等の推移について

① 歳入の推移

特別会計の歳入の平成30年度～令和4年度の推移は下記の通りである。（令和元年度で閉鎖された「下水道事業特別会計」については除外している。以下同様）

主に、国民健康保険事業特別会計及び公債管理特別会計で、歳入の95%を占めており、歳入全体として、凡そ2,500億円を前後している。

（単位：百万円）

NO.	特別会計名	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
1	中央卸売市場事業特別会計	418	389	363	359	469
2	中城湾港（新港地区）臨海部 土地造成事業特別会計	4,005	1,380	1,617	3,609	2,916

3	国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計	676	729	761	825	915
4	駐車場事業特別会計	89	160	197	213	259
5	宜野湾港整備事業特別会計	710	723	666	416	499
6	中城湾港(新港地区)整備事 業特別会計	542	481	366	198	241
7	中城湾港マリン・タウン特 別会計	479	457	412	334	283
8	所有者不明土地管理特別会 計	245	185	184	193	201
9	母子父子寡婦福祉資金特別 会計	257	311	302	250	230
10	林業・木材産業改善資金特 別会計	90	95	95	96	97
11	沿岸漁業改善資金特別会計	552	294	306	311	314
12	産業振興基金特別会計	523	218	160	138	128
13	中小企業振興資金特別会計	1,469	1,076	947	883	775
14	中城湾港(泡瀬地区)臨海部 土地造成事業特別会計	518	321	393	207	258
15	下地島空港特別会計	722	695	770	375	587
16	農業改良資金特別会計	186	145	139	138	117
17	小規模企業者等設備導入資 金特別会計	2,369	2,178	1,447	1,997	1,077
18	公債管理特別会計	84,827	78,134	74,618	66,431	80,972
19	国民健康保険事業特別会計	158,029	161,483	160,429	167,396	164,034
歳入の合計		256,717	249,463	244,181	244,377	254,381

## ② 歳出の推移

特別会計の歳出の平成30年度～令和4年度の推移は下記の通りである。

歳入と同様に主に、国民健康保険事業特別会計及び公債管理特別会計で、歳出の97%を占めており、歳出全体として、平均して2,433億円を前後している。

(単位：百万円)

NO.	特別会計名	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
1	中央卸売市場事業特別会計	409	389	362	358	463

2	中城湾港(新港地区)臨海部 土地造成事業特別会計	3,535	493	876	754	404
3	国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計	397	398	439	447	489
4	駐車場事業特別会計	12	13	31	6	208
5	宜野湾港整備事業特別会計	602	609	579	404	499
6	中城湾港(新港地区)整備事 業特別会計	480	430	344	178	242
7	中城湾港マリン・タウン特 別会計	156	183	162	161	154
8	所有者不明土地管理特別会 計	81	22	19	13	14
9	母子父子寡婦福祉資金特別 会計	198	160	175	156	151
10	林業・木材産業改善資金特 別会計	0	0	0	0	0
11	沿岸漁業改善資金特別会計	270	1	0	0	0
12	産業振興基金特別会計	423	132	85	76	54
13	中小企業振興資金特別会計	670	343	269	325	196
14	中城湾港(泡瀬地区)臨海部 土地造成事業特別会計	516	319	391	205	256
15	下地島空港特別会計	712	650	752	373	573
16	農業改良資金特別会計	79	40	40	45	40
17	小規模企業者等設備導入資 金特別会計	608	1,134	374	1,020	72
18	公債管理特別会計	84,827	78,134	74,618	66,431	80,972
19	国民健康保険事業特別会計	156,718	161,466	156,824	165,903	163,141
歳出の合計		250,701	244,923	236,349	236,865	247,937

### ③ 不用額の推移

過去5年間の不用額の推移は下記の通りである。予算額と実績額の差額である不用額について、他の年度と比較して令和4年度については、予算通りに執行され不用額は減少しているが、不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額であることから、不用額が発生した原因分析と今後の予算・執行に活かし、効率的な資金

運用が望まれる。

■ 不用額の推移

(単位：百万円)

NO	特別会計名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	中央卸売市場事業特別会計	15	70	32	23	28
2	中城湾港(新港地区)臨海部 土地造成事業特別会計	6	21	8	9	10
3	国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計	60	40	43	44	24
4	駐車場事業特別会計	0	0	9	4	44
5	宜野湾港整備事業特別会計	10	3	9	0	24
6	中城湾港(新港地区) 整備事業特別会計	51	5	31	14	17
7	中城湾港マリン・タウン 特別会計	158	29	20	56	1
8	所有者不明土地管理 特別会計	177	146	153	164	168
9	母子父子寡婦福祉資金 特別会計	52	90	53	22	52
10	林業・木材産業改善資金 特別会計	15	15	15	15	15
11	沿岸漁業改善資金特別会計	6	0	0	0	0
12	産業振興基金特別会計	70	54	39	36	64
13	中小企業振興資金特別会計	229	56	130	74	203
14	中城湾港(泡瀬地区)臨海部 土地造成事業特別会計	68	16	7	0	2
15	下地島空港特別会計	11	11	36	37	11
16	農業改良資金特別会計	5	5	10	5	6
17	小規模企業者等設備 導入資金特別会計	13	33	56	48	7
18	公債管理特別会計	24	5	4	33	21
19	国民健康保険事業特別会計	379	1441	2598	731	54
不用額の合計		1358	2049	3262	1323	761



④ 「一般会計からの繰入金」及び「一般会計への繰出金」の推移

「一般会計からの繰入金」とは、一般会計からの特別会計への資金の移動であり、一方で「一般会計への繰出金」とは、特別会計から一般会計への資金の移動である。これは、一般会計たる県民の税金が、特別会計へ資金が注入されているのか、又は、特別会計から、一般会計へ資金が移動しているのか、当該科目を見ると把握できる。それぞれの科目の過去5年間の推移は、下記の通りである。

特に、「一般会計からの繰入金」については、法律など一般会計からの繰出しを義務づけられている経費や事業を行った結果、歳入不足が生じた場合、繰出しをしなければならない場合があり、後者の理由による繰出金の金額が多額になると、一般会計を圧迫し、財政基盤を脆弱にする危険性もあるため、「一般会計からの繰入金」については、注視する必要がある。

■ 「一般会計からの繰入金」の推移

(単位：千円)

NO.	特別会計名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	中央卸売市場 事業特別会計	107,804	56,940	75,520	64,816	58,418
2	中城湾港（新 港地区）臨海 部土地造成事 業特別会計	—	—	—	—	—
3	国際物流拠点 産業集積地域 那覇地区特別 会計	—	—	—	—	—
4	駐車場事業特 別会計	—	—	—	—	—
5	宜野湾港整備 事業特別会計	50,055	89,951	75,072	8,466	85,275
6	中城湾港（新 港地区）整備 事業特別会計	338,241	230,534	113,463	—	3,359
7	中城湾港マリ ン・タウン特 別会計	66,484	51,983	40,206	—	—
8	所有者不明土 地管理特別会	—	—	—	—	—

	計					
9	母子父子寡婦 福祉資金特別 会計	20,738	49,600	17,248	1,291	7,925
10	林業・木材産 業改善資金特 別会計	882	832	259	298	191
11	沿岸漁業改善 資金特別会計	—	—	—	—	—
12	産業振興基金 特別会計	—	—	—	—	—
13	中小企業振興 資金特別会計	—	—	—	—	—
14	中城湾港（泡 瀬地区）臨海 部土地造成事 業特別会計	—	—	—	—	—
15	下地島空港特 別会計	605,069	303,145	297,974	245,497	295,135
16	農業改良資金 特別会計	111	146	—	—	110
17	小規模企業者 等設備導入資 金特別会計	—	—	—	—	—
18	公債管理特別 会計	66,427,113	67,134,200	64,418,969	64,931,423	67,772,980
19	国民健康保険 事業特別会計	12,995,270	12,834,300	12,163,682	12,555,328	12,519,171

■ 「一般会計への繰出金」の推移

(単位：千円)

NO	特別会計名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	中央卸売市場事業特別会計	—	—	—	—	—
2	中城湾港（新港地区）臨海部 土地造成事業特別会計	41,817	7,780	87,260	87,217	87,174
3	国際物流拠点産業集積地域	82,376	81,555	149,153	79,092	78,271

	那覇地区特別会計					
4	駐車場事業特別会計	—	—	—	—	122,246
5	宜野湾港整備事業特別会計	—	—	—	—	—
6	中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	—	—	—	—	—
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	—	—	—	—	—
8	所有者不明土地管理特別会計	—	—	—	—	—
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	—	—	2,937	—	—
10	林業・木材産業改善資金特別会計	—	—	—	—	—
11	沿岸漁業改善資金特別会計	90,000	—	—	—	—
12	産業振興基金特別会計	—	—	—	—	—
13	中小企業振興資金特別会計	500,000	—	—	—	—
14	中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計	—	—	—	—	—
15	下地島空港特別会計	—	—	—	—	—
16	農業改良資金特別会計	25,336	12,163	11,931	12,040	12,083
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	9,641	898,762	150,525	145,618	7,942
18	公債管理特別会計	—	—	—	—	—
19	国民健康保険事業特別会計	—	—	—	—	—

#### ⑤ 不納欠損金の推移

不納欠損処理については、債権について弁済を受けないままその徴収権を消滅させる手続をいい、歳入決算においてその債権額を不納欠損額として表示して整理するものである。欠損処分は、時効や破産により消滅した債権、放棄した債権等について行うべきであって、単に徴収不能というだけで適宜の認定により行うべきものではない。下記の表は、過去5年分における各特別会計において、不納欠損処理された金額の推移である。

■ 不能欠損金の推移

(単位：千円)

NO.	特別会計名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	中央卸売市場事業特別会計	1,447	—	—	—	—
2	中城湾港(新港地区)臨海部 土地造成事業特別会計	—	—	—	—	—
3	国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計	—	4,987	—	850	410
4	駐車場事業特別会計	—	—	—	—	—
5	宜野湾港整備事業特別会計	398	—	—	—	—
6	中城湾港(新港地区) 整備事業特別会計	482	—	—	—	—
7	中城湾港マリン・タウン 特別会計	—	—	—	—	—
8	所有者不明土地管理 特別会計	—	—	—	—	—
9	母子父子寡婦福祉資金 特別会計	4,994	2,206	2,519	1,268	1,286
10	林業・木材産業改善資金 特別会計	2,200	—	—	4,305	—
11	沿岸漁業改善資金特別会計	—	35	—	—	—
12	産業振興基金特別会計	—	—	—	—	—
13	中小企業振興資金特別会計	—	—	—	—	—
14	中城湾港(泡瀬地区)臨海部 土地造成事業特別会計	—	—	—	—	—
15	下地島空港特別会計	—	—	—	—	—
16	農業改良資金特別会計	—	—	—	—	5,081
17	小規模企業者等設備 導入資金特別会計	—	—	28,966	—	264,074
18	公債管理特別会計	—	—	—	—	—
19	国民健康保険事業特別会計	—	—	—	—	—
不納欠損額の合計		9,521	7,228	31,485	6,424	270,852

⑥ 特別会計の繰越金の残高推移

繰越金は、歳入から歳出を差し引いた残額を翌年歳入残として受け入れた額（余剰金）で、各特別会計の5年間の推移は下記の通りである。多額の繰越金（余剰金）があ

ることは、預金が、何らの事業にも使用されずに余剰となってしまっており、効率的な財源の活用が実施できていない可能性がある。このため県全体の効率的な資金運用の観点から、例えば、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金（余剰金）の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。

■ 繰越金の推移

(単位:千円)

NO	特別会計名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	中央卸売市場事業特別会計	10,158	8,743	767	600	985
2	中城湾港（新港地区） 臨海部土地造成事業特別会計	2,839,215	470,011	887,117	741,315	2,854,809
3	国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計	201,905	279,383	330,697	321,355	377,902
4	駐車場事業特別会計	82,376	81,555	149,153	79,092	78,271
5	宜野湾港整備事業特別 会計	86,063	107,693	114,269	86,248	12,016
6	中城湾港（新港地区） 整備事業特別会計	80,656	62,738	50,958	21,967	19,220
7	中城湾港マリン・タウ ン特別会計	310,629	323,286	274,540	249,934	172,464
8	所有者不明土地管理特 別会計	159,157	164,052	162,903	165,772	179,150
9	母子父子寡婦福祉資金 特別会計	92,415	58,856	151,352	126,690	94,270
10	林業・木材産業改善資 金特別会計	76,177	90,173	94,218	95,481	96,575
11	沿岸漁業改善資金特別 会計	537,643	282,508	293,195	306,397	311,071
12	産業振興基金特別会計	89,036	100,809	86,060	74,588	62,578
13	中小企業振興資金特別 会計	1,137,231	798,556	732,797	678,205	558,239

14	中城湾港（泡瀬地区） 臨海部土地造成事業特別会計	2,472	2,300	2,115	1,941	1,764
15	下地島空港特別会計	981	10,597	45,707	18,234	1,811
16	農業改良資金特別会計	140,332	106,744	104,458	98,570	92,868
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	1,444,382	1,761,861	1,044,021	1,072,880	976,391
18	公債管理特別会計	—	—	—	—	—
19	国民健康保険事業特別会計	—	1,310,990	17,025	3,605,649	1,492,488

### 第3章 監査の結果及び意見（総論）

#### 第1. 全般的な指摘、意見及び提言

##### 1. （指摘1）赤字決算について【法令違反】

土木建築部が所管する下記の特別会計の2会計において歳入見込額の過誤があったこと、また決算額と現金残高との照合を行わなかったことにより、令和4年度の決算で合計1,189千円のマイナスとなっていることを見落としたことで、決算が赤字状態となり、地方自治法の規定に反していることとなっている。

（赤字決算が発生した特別会計）

NO.	特別会計名	影響金額
5	宜野湾港整備事業特別会計	△544千円
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	△645千円

今回の事案に関連する法令等は、下記の通りである。

#### 事案に関する法令等関係規定その他の基準

##### ① 地方自治法第208条第2項

各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

##### ② 地方自治法施行令第166条第2項

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

##### ③ 地方財政法

（地方財政運営の基本）

##### 第二条

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

（予算の編成）

##### 第三条

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

#### 第四条

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(公営企業の経営)

#### 第六条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(下線は監査人による。)

当該事案の「発生の経緯」及び「事案発生の要因に関する見解」、「再発防止策」等については、「第3章 第3. 監査結果の詳細」の「5. 宜野湾港整備事業特別会計」及び「6. 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計」の「(7) 監査の結果及び意見」を参照されたいが、今回の事案の概要及び問題点、改善案についての概略や見解は、下記の通りである。

#### (事案の概要)

「一般会計からの繰入金」を算出するため、財務会計システムとは別で Excel(エクセル)により、歳入歳出の管理を行っていた。しかし、「Excel で集計した収入済額の合計額」に、数式誤りや「更正済額」を反映するのを見落としたため、結果として単純な事務手続きの誤りにより、法令違反までに至っている。

#### (問題点)

端的に言えば、「Excel にて集計した収入済額」と「財務会計システムの収入済額」を照合し、合計の一致のチェックを行えば防げた事務手続き上の誤りである。

特に、担当者は一人で、本特別会計を含む4特別会計の収支管理を一人で担当されていた。また、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねて、その中での事務



手続き誤りのため、担当者のみ責任を押し付けるべきではない。これだけ業務量が多いと、多少なりとミスが起こりえると思われる。ただ、ミスが生じてそのミスを防止・発見するために、内部統制が設けられており、その内部統制で発見されなかったことが重要な問題であると思慮される。

今回の各段階のチェック体制について、具体的にどの担当者がどの項目についてチェックすることが求められていたのか、合計金額の確認はチェック項目に含まれていたのか等確認したところ、具体的なチェックリストすら整備されていなかった。このことから、担当者任せのチェックだったことが伺える。これでは内部統制が適切に整備されているとは言えず、さらに整備されていない内部統制が有効に機能するはずが無く、名ばかりの内部統制と言わざるを得ない。

#### (改善案)

地方自治法の一部改正により、令和2年4月から都道府県に内部統制制度の導入が義務付けられているが、今回のように内部統制が形だけのものになっていないか、改めて、内部統制の整備状況及び運用状況について、調査及び検証が求められる。

現在作成されている「再発防止策」に沿って、内部統制の整備状況の早期改善を図る必要がある、かつ、今回整備された内部統制が有効に機能しているかの検証も実施する必要がある。

併せて、今般、非常に多くの事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念されるため、適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

## 2. (指摘2) 産業廃棄物処理法違反【法令違反】

「中城湾港マリン・タウン特別会計」において、A社に対し、中城湾港西原・与那原地区住宅用地Bブロック不法投棄物撤去作業の委託を行っている。同委託作業には産業廃棄物の処理が含まれているが、法令に従った事務処理手続きが行われていない。本件の港湾課の考えとして、沖縄県は「排出事業者」にあたらぬとして、収集運搬業者、処分業者と法令の定める内容を記載した委託契約を締結していない。本件は沖縄県が、県の予算を執行して産業廃棄物の運搬、処理を委託するのであるから、県が排出事業者には該当しないと解し難く、県に違法性が認められる可能性が高い。

これまでも、法令の定める委任契約を締結せず、同様の産業廃棄物処理を行っていたようである。

以上より、産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業を委託する場合、沖縄県が排出業者にあたるかどうかは関係機関に確認し、排出業者にあたる場合には、法令の定める内容を

記載した委託契約書を締結しなければならない。

NO.	特別会計名	区分		発見事項
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	各論 7-1	指摘1	産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業の委託について（産業廃棄物処理法違反）
			指摘2	産業廃棄物管理票（いわゆる「マニフェスト」）の交付をしていない（産業廃棄物処理法違反）
			指摘3	産業廃棄物収集運搬業者の許可を得ていない業者への運搬委託について（産業廃棄物処理法違反）

### 3.（意見1）独立採算制の確保及び自主財源確保に努めるべき

特別会計の独立採算制確保の観点から、使用料の見直し等が必要な特別会計として、下記の通り確認された。最低限、事業としてのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、独立採算制を確保する必要がある。

また沖縄県は、前段の財務分析から自主財源の割合が低く、依存財源に頼った財政運営となっているため、自主財源の確保が重要な課題である。さらに、使用料及び手数料など行政サービスに係る受益者負担割合も年々減少傾向にあることから、使用料等の収入を見直す必要があり、今回確認された事項以外にも、収入の見直しを行い、自主財源確保に努めていただきたい。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	指摘1	独立採算制の確保
		各論 1-1	意見1	計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組み
2	中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計	総論	意見1	今後の事業の方向性と採算性確保について
		各論 2-1	意見1	警備費用について
4	駐車場事業特別会計	総論	意見5	事業としての採算制確保
5	宜野湾港整備事業特別会計	総論	指摘3	当会計の採算性と受益者負担（使用料収入）の適正化について
		総論	指摘4	使用料収入の見直しについて（独立採算制

				の確保)
		各論 5-2	意見 1	受益者負担の適正化
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	総論	指摘 3	使用料収入の見直し
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	総論	指摘 1	使用料収入の見直し

特に、「NO.1 中央卸売市場事業特別会計」及び「NO.5 宜野湾港整備事業特別会計」、「NO.7 中城湾港マリン・タウン特別会計」について、早急に改善する必要がある。

「NO.1 中央卸売市場事業特別会計」では、将来の収支計画について、「一般会計からの繰入金」ありきとなっており、特段、期限の定めなく今後も永続的に繰入予定の計画となっている。このままだと、仮に「一般会計からの繰入金」が無くなると、事業の存続危機に陥ってしまうおそれがある。このため事業として将来にわたって、サービスを提供していくためには、独立採算性の確保は必須事項である。

「NO.5 宜野湾港整備事業特別会計」及び「NO.7 中城湾港マリン・タウン特別会計」では、宜野湾港マリーナ及び中城湾港マリン・タウン内での使用料収入として、主にプレジャーボートやクルーザー等の置場使用料がある。利用者のほとんどが県外の方々であり、クルーザー等は高額の代物で富裕層が保有しているケースが多いと考えられるにも関わらず、特に、宜野湾港マリーナにおける使用料収入については、直近の値上げから約 20 年間価格改定が行われていない。これまで使用料の見直しを行っていない理由としては、老朽化の激しい施設の修繕等を計画的に実施した上で使用料改定を行うことで、利用者からの理解を得られやすいとの考えから行われていないようだが、これは利用者目線であり、税金を納付している住民の目線は全く考慮されていない。また設備の修繕等に関係なく、最低限、採算性の確保は、早期に図る必要があると思われる。一方で、富裕層が来沖することで、観光業等への波及的な経済的効果、貢献の一環として、使用料収入を安くしている考えもあるかもしれないが、「1人当たり県民所得」が全国最下位である沖縄県で、主に富裕層向けのサービスに対し、過去から採算度外視で何十年も、何十億もの県民の税金がつぎ込まれ続けているのは、一県民として非常に納得し難い。早急に独立採算性確保を図る必要がある。

#### 4.（意見2）指定管理者からの実績報告に係るチェック体制の整備について

沖縄県では、県が設置した公の施設（公園、体育館、博物館など）の管理を、県が指

定するもの（法人その他の団体）に行わせることができる「指定管理者制度」が導入されている。その目的は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることとしている。

沖縄県では、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、指定管理者導入に関する基本方針や選定手続き等、基本的な考え方等を定めた「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」を策定し、指定管理者制度の適切な運用に努めている。また、指定管理者制度を導入した施設に関して、適正かつ確実なサービスが提供されているかを確認するため「モニタリング」を実施し、指定管理者による適正な管理運営、更なるサービスの向上に努めている。

今回、指定管理者制度が導入されている案件について取引内容を確認したところ、下記の案件について、指定管理者からの不適切な実績報告書が確認された。また、チェックする側の県も、指定管理者からの実績報告書をそのまま鵜呑みにせず、妥当な実績報告かどうか検証し、適切な実績報告書を要求すべきであった。

特に、今回発見された事項には、内部取引が含まれて報告されているケースがあり、これについて認めてしまうと指定管理者の恣意性が介入し、実績が過大になる恐れや二重利得を収受する恐れがある等から、内部取引については排除する必要がある、県側のチェックも杜撰であったと言わざるを得ないため、改めてチェック体制を見直す必要がある。

NO.	特別会計	区分		発見事項
		総論	指摘	
3	国際物流拠点 産業集積地域 那覇地区特別 会計	総論	指摘 1	指定管理者の実績報告書について
		総論	意見 1	指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて
5	宜野湾港整備 事業特別会計	総論	意見 2	指定管理者からの実績報告書について
7	中城湾港マリ ン・タウン特別 会計	総論	意見 1	指定管理者からの実績報告書について

#### 5.（意見3）特別会計の成果指標の設定について

令和5年3月に公表された「新沖縄県行政運営プログラム」によれば、「特別会計事業の適正な運営」への取り組み及び具体的な内容、成果指標について、下記の通り示されている。

□ 新沖縄県行政運営プログラム（一部抜粋）

【方針2-1】

項目番号 15

収支のバランスがとれた財政マネジメント		SDGsの ゴール・ 目標	16 PEOPLE INTEGRITY	行政管理課 関係各課
実施項目名	特別会計事業の適正な運営			
主な課題	特別会計事業によるサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくため、「経営戦略」の改定等に取り組む必要があります。			
取組内容	地方財政法に規定する公営企業に位置付けられる特別会計については、中長期的な基本計画である「経営戦略」の定期的な見直し・公表を行うことで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現します。 また、公営企業に位置付けられていない特別会計についても、財政状況の中期見通しを改定・公表し、運営適正化に向けた取組の方向性を明確にします。			
取組による効果	「経営戦略」や「中期見通し」を改定・公表することにより、経営状況の的確な把握・見える化が推進され、計画的かつ合理的な経営を行い収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努めることで、将来にわたって安定的に事業を継続することができます。			
県民から見た行政運営の変化 (実施項目の目標)	特別会計事業の説明責任や透明性の向上と提供されるサービスの改善が図られることにより、県民の利便性の向上につながります。			

■具体的な取組

取組項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	達成目標
1 「経営戦略」の改定・公表	令和7年度までに「経営戦略」を改定し、公表					計画的かつ合理的な経営による経営基盤の強化
	【対象となる特別会計(改定予定年月)】 ・中央卸売市場事業特別会計(R8.3) ・中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計(R7.3) ・国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計(R7.3) ・駐車場事業特別会計(R8.3) ・宜野湾港整備事業特別会計(R6.3) ・中城湾港(新港地区)整備事業特別会計(R6.3) ・中城湾港マリノ・タウン特別会計(R6.3)					
活動指標		改定及び公表 3会計	改定及び公表 2会計	改定及び公表 2会計		
2 「中期見通し」の改定・公表	現行の「中期見通し」が終了するまでに「中期見通し」を改定し、公表					
	【対象となる特別会計(改定予定年月)】 ・所有者不明土地管理特別会計(R8.3) ・母子父子寡婦福祉資金特別会計(R6.3、R9.3) ・林業・木材産業改善資金特別会計(R7.3) ・沿岸漁業改善資金特別会計(R7.3) ・産業振興基金特別会計(R6.3、R9.3) ・中小企業振興資金特別会計(R7.3) ・中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計(R6.3) ・下地島空港特別会計(R6.3、R9.3)					
活動指標		改定及び公表 4会計	改定及び公表 3会計	改定及び公表 1会計	改定及び公表 3会計	

■ 成果指標

成果指標名	基準値 (R3又はR4)	年度ごとの目標値			
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1 実質収支が黒字の特別会計の比率	100% (R3実績)	100%	100%	100%	100%

【参考】これまでの主な取組

「経営戦略」や「中期見通し」の策定及び公表を行うとともに、効果的・効率的な管理運営等、特別会計の運営適正化に取り組んできた。

「特別会計事業の適正な運営」としての成果指標として、「実質収支が黒字の特別会計の比率」の目標値を100%に設定されている。当該成果指標に設定された理由について、県の担当者へ確認したところ、「新沖縄県行政運営プログラム」の「特別会計事業の適正な運営」では、県民へ経営状況の説明責任を果たすとともに、提供されるサービスが向上することを目指しております。当該成果指標を設定した理由は、特別会計の経営状況を端的に表す指標として適当であると考えたからです。」との回答であった。ただ、「実質収支」の収入には、「一般会計からの繰入金」が含まれており、仮に実質収支が100%以下になる場合には、一般会計から資金を調達することで、実質収支を100%にすることが可能となるため、「特別会計事業の適正な運営」という目標に照らした場合に、成果指標が形式的になっている印象を受ける。

このため、「主な課題」の「特別会計事業によるサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくため、「経営戦略」の改定等に取り組む必要があります。」の記載の通り、継続的に一般会計からの繰入金に頼ることは事業安定化の観点から厳しいため、例えば、将来にわたって安定的に継続するためには、歳出の削減、独立採算性の確保等実質的な改善を図る必要があると思われるため、より実質的な改善を図ったことが確認できる成果指標を設定されることが望ましい。

具体的な内容としては、採算性確保が図れているかどうかを示す「損益が黒字となっているかどうか」又は、歳出削減の観点から「予算と実績を比較し、予算を超過している歳出はないか」を成果指標に設定されてどうか。改めて、成果指標について検討していただきたい。

また個々の特別会計において、下記の通り事業の成果指標を設定していないケースが確認された。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	意見 1	事業として目標・成果指標の設定 (KPI) がされていない
5	宜野湾港整備事業特別会計	総論	意見 4	事業の成果指標が設定されていない
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	総論	意見 3	事業の成果指標が設定されていない
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	総論	意見 3	事業の成果指標が設定されていない
10	林業・木材産業改善資金特別会計	総論	意見 2	事業の成果指標が設定されていない
11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	意見 1	事業の成果指標が設定されていない
12	産業振興基金特別会計	総論	意見 1	事業全体の成果指標が設定されていない
13	中小企業振興資金特別会計	総論	意見 1	事業全体の成果指標について改善の余地がある
15	下地島空港特別会計	総論	指摘 1	費用対効果を考慮した事業目標及び中期事業計画の設定について

#### 6. (意見 4) 特別会計の事業の見直しについて

各特別会計において、「一般会計からの繰入金」ありきの収支計画となっている事業や過去からの貸付実績がほとんど無い事業等、今後事業の見直しが必要とされる特別会計について、下記の通り確認された。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	指摘 1	独立採算制の確保
8	所有者不明土地管理特別会計	各論 8-1	意見 1	所有者への返還以外の解決策についても検討すべき
10	林業・木材産業改善資金特別会計	総論	指摘 1	事業の必要性の検討及び事務作業の効率化について

	計	各論 10-1	指摘 1	本事業の見直しについて
11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	意見 2	適切な事業規模及び事業の必要性について
13	中小企業振興資金特別会計	総論	意見 2	新規貸付の目標金額について
15	下地島空港特別会計	総論	指摘 1	費用対効果を考慮した事業目標及び中期事業計画の設定について
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	総論	意見 1	適切な事業規模及び事業の必要性について

本事業の必要性について再度検討を行い、事業の継続が必要であるとの結論となった場合であっても、適切な事業規模を改めて検討する必要がある。検討の結果、余剰資金については、国への返納又は一般会計への繰出を実施すべきである。

#### 7. (意見5) 債権の回収管理について

債権の管理簿を確認したところ、過去何十年前からの債権で、ほぼ債権の回収が困難なものが見受けられた。これらは滞納者が休眠状態や解散の状況で、事実上回収の見込みがないものばかりである。過去からの滞留債権が確認された特別会計について、下記の通りである。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	意見 2	未収金の回収について
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	総論	意見 2	未収金の回収管理について
8	所有者不明土地管理特別会計	総論	指摘 1	滞留債権の管理について
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	総論	意見 1	債権の回収管理について
10	林業・木材産業改善資金特別会計	総論	意見 3	債権の回収管理について



11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	指摘 3	返済の無い延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
16	農業改良資金特別会計	各論 16-2	意見 1	不納欠損処理の検討について
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	総論	意見 3	貸付金の回収管理について
		各論 17-1	意見 1	不納欠損処理の検討について
		各論 17-2	意見 1	不納欠損処理の検討について

回収がほぼ不能な債権については、時効援用または債権放棄等により不納欠損処理を進めていく必要があるが、不納欠損金の事務手続きが追い付いていない印象を受ける。債権の回収管理に係る事務負担は、債権残高が残り続けている限り、永続的に回収管理業務は続けられ、担当者が変わっても、また次の担当者へ業務が引き継がれていくため、どこかで時効援用または債権放棄等により不納欠損処理を行わなければ、事務負担は年々増していくことが予想される。引き続き債権消滅に向けた必要な調査、庁内関係課との情報共有や弁護士への法律相談を行い、回収が困難な債権の不納欠損処理を進める必要があるが、各関係部課へ一任するには限界があるため、県全体として取り組みが必要だと思慮される。具体的な対応として、規程類の見直しや横断的な相談窓口の設置が考えられる。

## 8. (意見6) 貸付事業における事務手続き上の不備等について

(貸付金の事務手続き上の不備等について)

今回の下記の特設会計において、貸付金の事務手続き上の不備等について確認された。

NO.	特別会計	区分		発見事項
8	所有者不明土地管理特別会計	総論	指摘 2	法的措置の検討について
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	各論 9-1	指摘 1	貸付事務取扱要綱に沿った書類の整備について
		各論 9-1	意見 1	適切な審査体制について
10	林業・木材産業改善資金特別会計	各論 10-1	意見 1	不能欠損理由の経緯においても、面談内容を記載することが望ましい

	計			
11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	指摘 1	財産調査を実施していない
		総論	指摘 2	少額返済者に対する延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
		総論	指摘 3	返済の無い延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
		総論	意見 4	貸付時入手資料の整理・保管が不十分
13	中小企業振興資金特別会計	総論	意見 3	損料率の設定について
		総論	意見 5	県が本来支援すべき貸与先及び規程等による貸与先の明確化について
16	農業改良資金特別会計	総論	指摘 1	貸付金の完済までの期間及び連帯保証人への請求について

まず、貸付時の事務手続き上の不備等としては、貸付事務取扱要綱に沿った書類が入手できていない事項や貸付時の入手資料の整理・保管が不十分なため、資料が確認できない契約が存在した。貸付時の書類については、適切に入手し、整理・保管についても適切に実施する必要がある。そもそも貸付時において適切な措置を講じることで、貸倒リスクが低減される場合も考えられることから、貸付時に貸付先の収入がわかる資料や事業計画を入手したり、担保や保証人を付すこと等は、適切に実施する必要がある。また、基準、ルール等が示す目的が抽象的で曖昧であり対象先が広範囲になっている事項も確認され、対象先を明確化し、県と民間金融機関の目的等が重複しないように、県は民間金融機関で支援できない必要最低限の支援に留める必要がある。

次に債権の回収時においては、債権回収マニュアルによれば、一定の条件に該当する場合には、法的措置を行うことが明記されているにも関わらず、現在、精査中との理由により法的措置を不要とする明確な理由が確認できないケースや、完済までの期間が10年を超える貸付金について主債務者が継続して返済を行っていることを理由に連帯保証人への督促を保留している契約が存在した。また、財産調査を実施していないケースも確認された。県は債権管理マニュアルに従い適切に対応を図る必要がある。その他にも、少額返済者に対する延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切な事項について、確認された。債権回収マニュアルでは、「完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と定められているにも関わらず、償還計画を作成せず単に少額の返済額を継続しても完済まで10年を超えることから、貸付金の完済可能性について疑念が生じるため、改善する必要がある。

(違約金の調定時期について)

違約金の調定時期については、債権管理マニュアルでは、「原則、元本が完結となっ

た」場合には、調定するよう規定されている。それにも関わらず、調定されていないケースが見受けられた。このまま未調定のままだと、調定されないリスクや事務の取り扱いの公平性が保たれないリスクが存在するため、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

NO.	特別会計	区分		発見事項
		総論	意見	
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	意見 3	違約金の調定について
10	林業・木材産業改善資金特別会計	総論	意見 1	違約金の調定時期について
11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	意見 3	違約金の調定時期について
16	農業改良資金特別会計	総論	意見 1	違約金の調定時期について

#### 9. (意見 7) 業務委託時の事務手続適正化について

今回、県からの業務委託時の事務手続きにおいて、下記の特別会計で発見事項が確認された。

NO.	特別会計	区分		発見事項
		各論	意見	
1	中央卸売市場事業特別会計	各論 1-1	意見 2	委託料について
6	中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	各論 6-1	意見 3	多様な業者から見積書入手
11	沿岸漁業改善資金特別会計	各論 11-1	意見 1	特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分
12	産業振興基金特別会計	総論	指摘 3	特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分
13	下地島空港特別会計	各論 13-1	意見 1	委託費に含まれる一般管理費相当額の算定方法について
		各論 13-1	意見 2	契約書における反社排除条項の記載について

業務委託にあたり、複数の業者から見積書を手に入れているが、見積書を手に入れた業者先が、毎回同じ業者に偏っているケースや特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分なケースが確認された。また、委託費に含まれる一般管理費相当額について、「令和4年度当初予算見積基準表」による原則的な算定方法ではなく、「航空灯火施設維持工事の積算要領」によって算定されているケースがあり、どちらの規程によって算定されるべきか曖昧な印象を受けたケースが確認された。さらに、契約書における反社排除条項の記載がされていないケースが確認された。

これら業務委託時の事務手続きについて、規程やルールに基づいて手続きを進める必要があり、例外的なケースの場合には、特殊要因が存在する点、実績や実情を踏まえると合理的である点等について、事後的な検証の観点から明確に書類として保管されることが望ましいと思われる。

## 10. その他事項について

### (1) (意見8) 包括外部監査への協力体制について

今回、特別会計をテーマに、各関係部課には通常の業務があるにも関わらず、包括外部監査へご協力頂いたことに大変感謝を申し上げたい。

ただ残念ながら一部の担当課で、例えば、資料依頼から提出までに何か月も時間を要したのや資料提出するにあたり関係部署の確認に時間を要し、報告書作成期限を過ぎてからの資料の提出等により資料の精査が行えなかった事項があった。また、監査人が予防的な意味を込めて意見として記載した事項等について、実害が生じていないから記載の必要は無いとの反論や誤解を招く恐れがある等との理由により記載しないよう求められた事項が存在した。

包括外部監査とは、「地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高める。」ことにあり、住民に代わって、地方公共団体の監査を行い、事務執行の信頼性確保を高めることにあると考えられる。だとすれば、監査人は住民に代わって、適切に監査を実施する必要がある。上記のような監査に対する制約があると適切な監査を実施することが困難になるおそれがある。また公金が適切に使用されているかどうかを明確にする使命を担っているため、深度ある適切な監査を行うためには、県との協力体制は必須事項であり、地方自治法でも明記されているため、今後は改善していただきたい。

(外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たつ

ては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

NO.	特別会計	区分		発見事項
		総論	指摘 2	
5	宜野湾港整備事業特別会計	総論	指摘 2	外部監査への協力体制について
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	総論	指摘 2	外部監査への協力体制について
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	総論	指摘 2	外部監査への協力体制について

(2) (意見 9) ルール整備及び明確化について

下記の特別会計においては、規程やルール等の確認ができなかった。

NO.	特別会計	区分		発見事項
		総論	意見 1	
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	総論	意見 1	指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて

(指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて)

指定管理会社内部間の取引（契約）の取り扱いの規程やルール等について確認を求めたところ、現時点で明確な回答が得られなかった。特に、会社内部間の取引については、恣意性が介入し、実績が過大になる恐れがあるため、明確な規程やルール等の整備を行う必要がある。

指定管理者制度に関する運用方針によれば、「管理運営経費は、原則として、過去数年の実績の平均額を見積もるものとする。」とされており、仮に、会社内部間の取引に利益が含まれている場合には、指定管理業務による利得と会社内部間の取引による利得、二重に利得を獲得する恐れがあるため、規程類等の整備について、早急に対応する必要がある。

NO.	特別会計	区分		発見事項
18	公債管理特別会計	総論	意見 1	繰上償還のルール整備
4	駐車場事業特別会計	総論	意見 2	歳入の繰越金について
13	中小企業振興資金特別会計	総論	意見 4	歳入の繰越金について
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	総論	意見 2	歳入の繰越金について
1	中央卸売市場事業特別会計	各論 1-2	意見 1	不用額について
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	各論 3-1	意見 1	不用額について
4	駐車場事業特別会計	各論 4-2	意見 1	不用額について
5	宜野湾港整備事業特別会計	各論 5-1	意見 1	不用額について

(効率的な資金運用の観点から)

#### 繰上償還のルール整備について

繰越金として普通預金で眠らせていて、将来の大型投資の計画の無い資金について、内部留保されているケースが見受けられる。財政課でも検討されている旨の話は伺ったが、現状、多額の繰越金が生じた場合での繰上償還等のルールが整備されていない。

効率的な資金運用の観点及び各所管の共有認識を高めるためにもルールの整備が望ましい。

#### 多額の繰越金について

特別会計の繰越金については、「概算要求基準」中に「過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰出すこと」とあるが、例えば、一定金額に達した場合には、一般会計へ繰出を行う等、より具体的な判断の基準等は確認できなかった。

仮に、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。

併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金(余剰金)の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。

## 不用額について

不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額であることから、不用額が発生した原因分析と出来る限り不用額が発生しない対策、ルール等の整備、今後の予算・執行に活かし、効率的な資金運用が望まれる。

### (3) (意見10) 不法占有の土地について

現在、無断で占有され使用されていると思われる土地が、20筆程度あることが確認された。早急に占有者を特定し、賃貸契約等を行う必要がある。またこれらは一部の土地の調査結果に過ぎないため、引き続き、全ての無断占使用土地の実態調査が望まれる。

NO.	特別会計	区分		発見事項
8	所有者不明土地管理特別会計	総論	指摘3	無断で占有されている土地について

## 第2. 各特別会計の監査結果まとめ

総論における各特別会計の発見事項については、下記の表の通りである。各論については、第4章を参照されたい。

今回の包括外部監査において発見された事項の総数は、指摘28個（総論21個、各論7個）、意見73個（総論47個、各論26個）で、合計101個（総論68個、各論33個）となった。

### <実施結果一覧（総論）>

NO	特別会計の名称	区分	発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	指摘1	独立採算制の確保
		意見1	事業として目標・成果指標の設定(KPI)がされていない
		意見2	未収金の回収について
		意見3	違約金の調定について
2	中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計	意見1	今後の事業の方向性と採算性確保について

3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	指摘 1	指定管理者の実績報告書について
		意見 1	指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて
		意見 2	未収金の回収管理について
4	駐車場事業特別会計	意見 1	PFOS を含む泡消火薬剤等について
		意見 2	歳入の繰越金について
		意見 3	資本的支出の判断判定について
		意見 4	固定資産の登録について
		意見 5	事業としての採算制確保
		意見 6	消費税の修正申告について
		意見 7	駐車場代金の回収業務について
5	宜野湾港整備事業特別会計	指摘 1	赤字決算について
		指摘 2	外部監査への協力体制について
		指摘 3	当会計の採算性と受益者負担(使用料収入)の適正化について
		指摘 4	使用料収入の見直しについて(独立採算制の確保)
		意見 1	歳入状況・財源充当表(宜野湾) Excel データについて
		意見 2	指定管理者からの実績報告書について
		意見 3	人員配置について
		意見 4	事業の成果指標が設定されていない
6	中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	指摘 1	赤字決算について
		指摘 2	外部監査への協力体制について
		指摘 3	使用料収入の見直し
		意見 1	歳入状況・財源充当表 Excel データについて
		意見 2	人員配置について
		意見 3	事業の成果指標が設定されていない
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	指摘 1	使用料収入の見直し
		指摘 2	外部監査への協力体制について
		意見 1	指定管理者からの実績報告書について
		意見 2	人員配置について
		意見 3	事業の成果指標が設定されていない
8	所有者不明土地管理特別会計	指摘 1	滞留債権の管理について
		指摘 2	法的措置の検討について



		指摘 3	無断で占有されている土地について
9	母子父子寡婦福祉 資金特別会計	意見 1	債権の回収管理について
10	林業・木材産業改善 資金特別会計	指摘 1	事業の必要性の検討及び事務作業の効率化について
		意見 1	違約金の調定時期について
		意見 2	事業の成果指標が設定されていない
		意見 3	債権の回収管理について
11	沿岸漁業改善資金 特別会計	意見 1	事業の成果指標が設定されていない
		意見 2	適切な事業規模及び事業の必要性について
		意見 3	違約金の調定時期について
		指摘 1	財産調査を実施していない
		指摘 2	少額返済者に対する延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
		指摘 3	返済の無い延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
		意見 4	貸付時入手資料の整理・保管が不十分
12	産業振興基金特別 会計	意見 1	事業全体の成果指標が設定されていない
		意見 2	成果の公表内容に改善の余地がある
		指摘 1	県出資法人への補助率が適切でない
13	中小企業振興資金 特別会計	意見 1	事業全体の成果指標について改善の余地がある
		意見 2	新規貸付の目標金額について
		意見 3	損料率の設定について
		意見 4	歳入の繰越金について
		意見 5	県が本来支援すべき貸与先及び規程等による貸与先の明確化について
14	中城湾港（泡瀬地 区）臨海部土地造成 事業特別会計	意見 1	事業実施のスケジュールについて
		意見 2	適切な人員配置及び内部統制の整備運用について
15	下地島空港特別会 計	指摘 1	費用対効果を考慮した事業目標及び中期事業計画の設定について
		意見 1	PFOS を含む泡消火剤について
16	農業改良資金特別 会計	指摘 1	貸付金の完済までの期間及び連帯保証人への請求について

		意見 1	違約金の調定期間について
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	意見 1	適切な事業規模及び事業の必要性について
		意見 2	歳入の繰越金について
		意見 3	貸付金の回収管理について
18	公債管理特別会計	意見 1	繰上償還のルール整備
19	国民健康保険事業特別会計	意見 1	財政の安定的な運営に向けて

### 第3. 監査結果の詳細

#### 1 中央卸売市場事業特別会計 流通・加工推進課

##### (1) 特別会計の概要

中央卸売市場は、卸売市場法に基づき、農林水産大臣の認定を受けて開設し、生鮮食料品等の公正かつ迅速な取引の確保及び生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図ることを目的としており、本特別会計は、同市場の建設及び管理運営を行うために設置されてものである。

##### (2) 事業の根拠法・関係例規等

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則

##### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、県民への継続的な安定供給及び適正価格の形成等を確保することにより、県民生活の安定に資する。

##### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

###### 【事業内容】

- ・市場の開場（売買取引の監督、卸売予定数量の公表、受託物品の異状確認検査等）
- ・せり業務に関する許可、承認、検査
- ・民間委託による施設の管理（保守管理、警備、清掃及び修繕等）
- ・市場の広報

##### (5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

（単位：千円）

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
使用料及び手数料	229,483	230,972	227,419	227,037	229,801
国庫支出金	0	7,799	0	0	34,530
繰入金	107,804	56,940	75,520	64,816	58,418
繰越金	10,158	8,743	767	600	985
諸収入	71,020	69,790	59,454	66,724	76,349
財産収入	0	0	0	0	0
県債	0	15,700	0	0	69,000
歳入合計	418,466	389,945	363,162	359,178	469,084

歳出	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
中央卸売市場事業費	351,701	340,569	323,480	319,912	449,587
（中央卸売市場管理費）	350,701	317,070	323,480	319,912	345,997
（中央卸売市場建設費）	0	23,499	0	0	103,590
公債費	58,020	48,608	39,081	38,280	13,721
歳出合計	409,722	389,177	362,561	358,192	463,309

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
一般会計からの繰入金	107,804	56,940	75,520	64,816	58,418
一般会計への繰出金	0	0	0	0	0

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 独立採算制の確保

「経営戦略」及び「収支計画」の資料を確認したところ、一般会計からの繰入金は、特段、期限の定めなく今後も永続的に繰入予定で、総務省「地方公営企業繰出金について(通知)」に基づき、基準内の額を想定して予定されている。国から基準内の繰入金について、毎年、計画通り、確保できるかは未確定である。

特に最近では、ファーマーズマーケット等として、主にその地域の生産者農家が複数軒集まって、自分の農場で収穫等された農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場が見受けられるようになってきた。ファーマーズマーケットは仲介業者が介在しないため、一般の市場よりも販売価格が低く抑えられることや、生産者自らが対面販売を行うゆえ、商品たる農産物に対する安心感を得ることができること、また、農場からの完全直送のため生産物が鮮度に優れるなど、さまざまなメリットがある。生産者にとっても、生産物を消費者に直接販売するため、販売価格を自由に設定できることや、商品に対する消費者のダイレクトな反応を知ることができ、消費者とのふれあいを通じ農業に関する理解を広めることができるなどのメリットがある。

今後も、国からの補助金や一般会計からの繰入金として県税が投入され続けるようであれば、中央卸売市場事業としての見直し、縮小を考える必要がある。特に、独立採算制を確保できなければ、財政健全化の確保も達成できない。(当特別会計に関する各論部分1-1にも詳細に記載しているため、併せて確認されたい。)

(意見1) 事業として目標・成果指標の設定 (KPI) がされていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業が、生鮮食料品等の公正かつ迅速な取引の確保及び生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図ることを目的としており、本特別会計は、同市場の建設及び管理運営を行うために設置されていることを鑑み、施設利用者へのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、本事業の独立採算制の確保は必須だといえる。このため、「年間の損益」を項目として成果指標とすることも適切であると考えられる。

(意見2) 未収金の回収について

10年～20年以上前の滞留債権や最長で40年前の滞留債権が確認された。

過去の滞留債権について、回収できないものは記録上時効期間を経過している債権であり、事実上回収が困難な状況にあるものについては、必ずしも、援用の事務手続きによる不納欠損金の必要はない。場合によっては権利放棄（債権放棄）による不納欠損処理を行うべきである。

特に実費徴収金について、すでに退去済みの業者にかかる未収金の中には、未収金が相当過去に発生し、債務者が遠方又は所在不明など、もはや財産調査を行うことについて費用対効果に疑問が生じているものがある。それらの案件については、債権放棄による不納欠損処理を検討すべきである。

(意見3) 違約金の調定について

違約金が発生した場合の違約金の調定について確認できなかった。債権管理標準マニュアルに基づき適切に処理する必要がある。

## 2 中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計 企業立地推進課

### (1) 特別会計の概要

中城湾港新港地区は、生産機能・流通機能を併せ持つ流通加工港湾としての機能強化を目指して整備を進めることとしており、本特別会計は、工業用地及び都市再開発用地の取得造成並びに売却を行うために設置されたものである。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県特別会計設置条例

沖縄振興特別措置法（第41条～第54条）

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】中城湾港は、沖縄県中南部の東海岸に位置し、およそ24,000haの広大な海域を有し、古くから天然の良港として利用されてきた。新港地区は、勝連半島と泡瀬岬に囲まれた湾北奥部にあり、本県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として、さらに産業の振興、雇用機会の創出、産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するため、工業用地の確保を図るなど流通機能と生産機能を併せ持った「流通加工港湾」の整備を図ることを目的として開発事業を推進している。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

#### 【事業内容】

- ・中城湾港新港地区開発事業(393ha)のうち、工業用地(174.9ha)と都市機能用地(35.8ha)、公共施設用地(53.3ha)等の整備(工業用地、都市機能用地について平成19年度末に埋立・整備を完了)
- ・第2次、第3次埋立地内の約122haについては、平成11年に特別自由貿易地域に、平成24年からは国際物流拠点産業集積地域に指定されている
- ・未売却用地の、剪定・草刈等、主に分譲地の管理等、環境整備に関する業務
- ・民間への委託業務：警備業務、分譲用地除草等管理業務、分筆測量業務

### (5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

(単位：千円)

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
財産売却収入	1,132,961	774,968	140,308	2,441,074	0
財産運用収入	33,224	47,820	71,092	64,554	61,522
繰越金	2,839,215	470,011	887,117	741,315	2,511,722
雑入	304	41	24,959	0	0
県債	0	87,624	493,900	362,180	0

一般会計繰入金	0	0	0	0	0
歳入合計	4,005,704	1,380,464	1,617,376	3,609,123	2,916,331

歳出	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
事務費	47,876	127,392	25,202	27,784	35,879
職員費	14,307	14,732	14,829	15,695	14,495
公債費					
(元金)	3,424,924	341,785	747,433	622,671	265,665
(利子)	6,769	1,657	1,337	947	1,396
一般会計繰出金	41,817	77,801	87,260	87,217	87,174
歳出合計	3,535,693	493,346	876,061	754,314	404,609

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般会計からの繰入金	0	0	0	0	0
一般会計への繰出金	41,817	77,801	87,260	87,217	87,174

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) 今後の事業の方向性と採算性確保について

土地の造成については平成 19 年度で完了しており、未売却物件も今後売却を予定しており、事業自体の独立採算性は確保できる見込みとのことであった。また、令和 4 年度末において繰越金が 2,511,722 千円であったが、この多額の繰越金については、そのまま寝かすことなく、令和 5 年度において、全額、繰上償還されたとの事で、利息負担を抑える観点から効果的な資金運用が図られていると思慮される。

ただし用地売却後の警備業務の費用の負担方法等については、今後も継続して発生するため、どのように採算性の確保を図るのか検討する必要がある。当特別会計に関する各論部分でも同様の意見を記載しているため、併せて確認されたい。

### 3 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計 企業立地推進課

#### (1) 特別会計の概要

沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区は、関税法上の保税地域制度と立地企業に対する税制・金融上の特例措置を組み合わせ、企業の立地を促進するとともに、移輸出の促進を図るため設置された地区で、本特別会計は、同地区の管理運営を行うため設置されたものである。

#### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄振興特別措置法（第41条～第54条）

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年12月25日 条例第42号）

#### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】本県における企業立地の促進と、貿易の振興に資するために設置された国際物流拠点産業集積地域（旧自由貿易地域）の施設整備及び機能拡充を計画的に実施することによって、当該地域の活性化とレベルアップを図り、以て、加工製造、運輸流通、物販観光等の諸産業と連結した国際物流拠点形成を目指すこと。

#### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

##### 【事業内容】

昭和63年7月の供用開始以来、活性化を図るための制度拡充や円滑な管理運営のための諸作業及び施設整備を実施している。敷地面積は約40,267㎡で、主に、倉庫・加工施設等、展示場等として利用されており、令和5年4月現在の立地企業数は10社である。

平成19年度より、指定管理者制度導入（平成28年には施設使用料徴収事務を追加）

#### (5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

（単位：千円）

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
使用料収入	363,833	346,720	340,095	338,255	331,579
繰越金	201,905	279,383	330,697	321,355	377,902
諸収入	111,022	103,192	90,437	112,501	123,893
県債	0	0	0	51,450	82,051
一般会計繰入金	0	0	0	0	0
歳入合計	676,760	729,296	761,231	823,562	915,426



歳出	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
管理運営費	385,873	387,099	428,379	384,808	395,966
公債費					
(元金)	11442	11442	11442	62892	93494
(利子)	60	56	52	48	135
歳出合計	397,376	398,598	439,875	447,750	489,596

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般会計からの繰入金	0	0	0	0	0
一般会計への繰出金	82,376	81,555	149,153	79,092	78,271

(7) 監査の結果及び意見

(指摘 1) 指定管理者の事業報告書について

令和 4 年度の指定管理者からの「事業収支状況（指定管理者使用実績）（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）」において、以下の業務につき、指定管理者の会社内部間の取引が確認された。当該業務に係る事業収支状況は、実績値ではなく会社内部間の取引金額（契約書上の金額）であった。

(当該業務の内訳)

NO.	科目	金額（円）
1	設備管理費	13,926,000
2	建築設備点検費	11,351,340
3	保安管理費	19,800,000
4	清掃管理費	14,599,200
5	植栽維持管理費	4,884,000
合計（税込）		64,560,540
合計（税抜）		58,691,400

たとえ、会社内部間の取引であったとしても、当該取引金額ではなく、実績値を算出し事業収支にて報告すべきである。また、明確な紐づけが困難な費用については、合理的な按分基準等に基づいて、実績を算出する必要がある。

基本協定書においては、指定管理業務と他の業務の会計は区分することが求められているため、実績値ではないことから指定管理業務の会計について区分けされていない恐れがある。今後は、指定管理業務の実績把握のため、会社内部間の取引についても、実績値での報告を求める必要がある。

#### 基本協定書一部抜粋

(会計区分)

第 10 条 本業務に係る会計は、独立した会計として、他の業務の会計と区別することとする。

(意見 1) 指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて

沖縄県における指定管理会社内部間の取引（契約）の取り扱いの規程やルール等について確認を求めたところ、現時点で明確な回答が得られなかった。特に、会社内部間の取引については、恣意性が介入し、実績が過大になる恐れがあるため、明確な規程やルール等の整備を行う必要がある。

当該運用方針によれば、「管理運営経費は、原則として、過去数年の実績の平均額を見積もるものとする。」とされており、仮に、会社内部間の取引に利益が含まれている場合には、指定管理業務による利得と会社内部間の取引による利得、二重に利得を獲得する恐れがあるため、規程類等の整備について、早急に対応する必要がある。

#### 沖縄県「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」（一部抜粋）

#### 第 2 指定管理者制度に関する基本方針

#### 5 指定管理料

#### (1) 管理運営経費に対する県の負担（指定管理料の支出）

#### ① 利用料金制を採用する場合

ア 利用料金収入のみで管理運営経費を賄うことが可能と見込まれる施設については、原則として指定管理料を支出しないものとする。また、管理運営経費を超える利用料金収入については、収支差の見込額の範囲内で、一定の額又は一定の割合若しくはその両方を県に納付させることができるものとする。

イ 利用料金収入のみでは管理運営経費を賄うことが困難と見込まれる施設については、利用料金収入と管理運営経費の収支差の見込額の範囲内で、指定管理料を支出するものとする。

#### ② 使用料制を採用する場合

標準的な管理運営経費の範囲内で指定管理料を支出するものとする。

## (2) 指定管理料の算定方法

### ① 利用料金制を採用する場合又は料金を徴しない場合

ア 利用料金収入は、過去数年（5年程度）の実績の平均額に施設稼働率の上昇を勘案して見積もるものとする。ただし、特殊要因等により、過去数年の実績の平均額から今後の収入を見込むことが困難な場合は、実態に応じた方法で見積もることができる。

イ 人件費及び大規模修繕費等の特殊要因を除く管理運営経費は、原則として、過去数年の実績の平均額を見積もるものとする。

ウ 人件費は、所要人員に賃金構造基本統計調査等から算出した単価を乗じて見積もるとともに、法定福利費の所要額を見積もるものとする。

エ イの管理運営経費に適切な間接経費比率（管理者の利益等）を乗ずるものとする。

オ 指定管理料の上限額は、イ、ウ及びエの合算額からアを差し引いた額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

### ② 使用料制を採用する場合又は料金を徴しない場合

使用料制を採用する施設又は料金を徴しない施設は、①のイ、ウ及びエの合算額に消費税及び地方消費税を加えた額を指定管理料の上限額とする。

（下線は監査人による。）

## （意見2）未収金の回収管理について

過去の滞留債権について、回収できていないものは記録上時効期間を経過している債権であり、滞納者が休眠状態や解散の状況で、事実上回収が困難な状況にあるものについては、不納欠損金の事務手続きが追いついていない印象を受ける。

担当課では令和4年度に所在調査を行い、それを踏まえ令和5年度弁護士相談等を行うなど早期解決に向けて取り組んでいるところであり、全体未収金額の5分の1に当たる約一千万円について今年度不納欠損処理を予定しているとのことであった。

未収金の回収管理に係る事務負担は、未収金残高が残り続けている限り、永続的に回収管理業務は続けられ、担当者が変わっても、また次の担当者へ業務が引き継がれていくため、どこかで時効援用または債権放棄等により不納欠損処理を行わなければ、事務負担は年々増していくことが予想される。引き続き債権消滅に向けた必要な調査、庁内関係課や弁護士等との情報共有を図り、滞留債権の不納欠損処理を進める必要がある。

#### 4 駐車場事業特別会計 道路管理課

##### (1) 特別会計の概要

行政・商業の中心である県庁周辺地区の駐車場不足や交通混雑の緩和を図るとともに、地域の活性化に資することを目的とし、県民広場地下駐車場が設置された。平成 10 年 3 月に完成し、同年 4 月 28 日に供用開始されている。本特別会計は、駐車場の建設及び管理運営を行うために設置されたものである。

##### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県自動車駐車場管理条例

沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則

##### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】県庁周辺地区は、官公庁施設（県庁、那覇市役所）、金融機関等が集中し、県の中核的な役割を担っているが、慢性的な交通渋滞が顕在する上、駐車場の不足による路上駐車や駐車場探しのための交通で、付近の交通渋滞に拍車がかかっている状況であった。また、周辺は民間商用ビルの立地が進んでおり、まとまった駐車用スペースが十分確保できない状況にあったため、県民広場地下駐車場を設置。駐車場は道路法に基づく道路附属物として位置付けられており、県道の管理者である沖縄県が管理する必要がある。

##### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

###### 【事業内容】

事業費およそ 48 億円を投じ設置され、平成 10 年 3 月に完成し、同年 4 月 28 日に供用開始されている。（国庫補助金 16 億円、県負担金 16 億円、公営企業債 16 億円）駐車場の管理は、当初、民間に委託していたが、平成 19 年度から民間の能力を活用することによって、利用者へのサービスの向上と経費の削減を図ることを目的として、指定管理者制度を導入、平成 22 年度からは、指定管理者制度の導入効果を高めるため、利用料金制を採用している。これにより、指定管理者は利用料金を収入として維持管理経費を賄うとともに、県に対しては固定納付金及び剰余納付金を納付している。

起債の償還は、納付金収入から行っており、令和 4 年度末現在で約 24,630 千円の未償還金(元金ベース)となっており、令和 12 年度までの完済を予定している。

##### (5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去 5 年間）

(単位：千円)

歳入	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
繰越金	10,792	77,330	147,622	165,827	207,421

雑入	78,996	83,427	49,780	47,695	51,799
歳入合計	89,788	160,757	197,402	213,522	259,220

歳出	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
駐車場管理費	4,959	5,560	6,755	2,849	128,869
駐車場建設費	2,106	0	21,566	0	75,973
公債費					
(元金)	5,147	7,420	3,170	3,176	3,182
(利子)	245	154	82	74	66
歳出合計	12,457	13,135	31,575	6,100	208,091

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般会計からの繰入金	0	0	0	0	0
一般会計への繰出金	0	0	0	0	122,246

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) PFOS を含む泡消火薬剤等について

県庁地下駐車場において、PFOS を含む泡消火薬剤等があることが確認された。取り扱いにあたっては「化学物質審査規制法」に基づく、屋内保管、容器の点検、保管数量の把握、譲渡・提供の際の表示等の遵守義務があること、また廃棄にあたっては、「廃棄物処理法等」に基づき適正に処理することが求められていること、そして環境省が代替製品への切り替えを求めていることから、今後、早期の処分等が望まれる。

また、先日報道にあった「県庁地下 2 階駐車場の消火設備が誤作動し、有機フッ素化合物 (PFOS) を含む泡消火剤が放出した」事例もあり、保管・管理等は徹底する必要がある。

(意見 2) 歳入の繰越金について

令和 3 年度末における繰越金は 207,422 千円 (明許繰越 43,423 千円を含む) であり、令和 4 年度に一般会計に 122,246 千円の繰出を行っている。

特別会計の繰越金については、「概算要求基準」中に「過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰出すこと」とあるが、その判断の基準等 (例えば、一定金額に達した場合には、一般会計へ繰

出を行う等)は確認できなかった。

例えば、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。

併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金(余剰金)の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。

#### (意見3) 資本的支出の判断判定について

歳出の対象取引において、LEDの電気取替工事を「工事請負費」として処理され、資本的支出と判定されずに、収益的支出(修繕費)として取り扱われていた。単なる蛍光灯をLEDランプに切り替えるのみで照明設備の工事が行われていなければ、上記の処理で問題ないと思われるが、対象の工事取引では、「電灯設備」の取替工事が行われており、単純な蛍光灯の交換ではなく、照明設備の取替工事を行っており、LED照明への取替により節電効果や照明設備の充実による作業の効率化などが期待できるものになることから、収益的支出(修繕費)ではなく資本的支出に該当すると考えられる。資本的支出の判断・判定については複雑で判断することが困難な状況もあると思われるが、総務省が例示されたルール等に従ってより慎重に判定していただきたい。

#### (意見4) 固定資産の登録について

固定資産台帳の整備については、総務省より「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付け総務大臣通知総財務第14号)において、各地方公共団体に統一的な基準による財務書類の作成を要請している。

実際に固定資産台帳を確認したところ、過去から台帳に登録されている固定資産は、4件であった。平成10年から事業が開始されて、約25年経過しているが4件は少ない印象を受ける。

今後は適正な財務諸表作成のため、適切な固定資産台帳の整備・管理が望まれる。

#### (意見5) 事業としての採算制確保

これまでの「一般会計からの繰入金」は908百万円で、「一般会計への繰出金」は、122百万円あり、純額で786百万円一般会計から特別会計へ資金が繰入られている。平成29年度以降は、一般会計からの繰入は発生していない。

採算性確保の観点から、一般会計からの繰入金で充当された歳出分も含めて、これまでの歳出に見合う収入は確保することが望まれる。

(意見6) 消費税の修正申告について

指定管理者からの「剰余納付金」収入について、消費税区分が誤っており、過去に遡って修正申告が行われていた。今後は、再発防止のため、県庁内での横断的な情報共有化が望まれる。

(意見7) 駐車場代金の回収業務について

県民広場地下駐車場の料金管理システムは、レジシステムは導入されておらず、料金の精算機以外にも現金の収受、手書き領収書の発行を行っている。過去からこれまで、実査での現金差額は発生していないようだが、現金取引については、直接現金を扱うため、紛失や盗難また横領といった不正の温床になるリスクがある。また最近の実例として、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の指定管理者の従業員による定期駐車券の代金の着服が発生している。

このため現金取引については、可能な限り現金を扱わないようなシステム構築を図るか又は内部統制強化が望まれる。

## 5 宜野湾港整備事業特別会計 港湾課

### (1) 特別会計の概要

宜野湾港マリーナは、沖縄本島中部西海岸に位置し、背後に宜野湾市、浦添市及び那覇市等の都市圏を擁する県内初の公共マリーナであり、昭和 62 年（1987 年）に開催された第 42 回国民体育大会（海邦国体）のヨット競技開催地として整備され、その後は県民の海洋性レクリエーション拠点として利用されている。近接するコンベンションセンターやトロピカルビーチとともに観光リゾート拠点を形成し、今後も増大する海洋性レクリエーション需要へ対応することを目的としている。本特別会計は、宜野湾港マリーナの機能を高めていくための機能施設事業の整備・運営を目的として設置されている。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県港湾管理条例

沖縄県特別会計設置条例

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】港湾の施設整備は、基本施設を整備する港湾整備事業(防波堤、岸壁、航路、泊地帯等)を国の直轄事業や補助事業で行い、それ以外の機能施設(荷役機械、上屋、倉庫、貯木場等)の整備や臨海部の土地造成事業は港湾管理者である地方公共団体が港湾整備特別会計として行うこととなっている。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

#### 【事業内容】

昭和 62(1987)年 10 月 一般供用開始

平成 13(2001)年 4 月 マリーナ拡張工事着手

平成 18(2006)年 3 月 マリーナ拡張工事完成 全部供用

収容能力：海上係留バース 343 艇、陸上ヤード 292 艇（ディンギーを含む）

ふ頭用地、上屋、浮棧橋等のマリーナ施設の整備はほぼ完了しており、マリーナ施設の管理を指定管理者に委託している。

現在では、沖縄県民による利用割合は 4 割程度で、6 割は沖縄県外の方に利用されている。

### (5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去 5 年間）

(単位：千円)

歳入	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
港湾施設使用料	221,277	216,800	189,354	193,480	198,623



財産収入	0	0	0	9	18
一般会計繰入金	50,055	89,951	75,072	8,466	85,275
諸収入	10,632	1,761	4	0	0
繰越金	86,063	107,693	114,269	86,248	12,016
県債	342,400	307,174	287,342	128,390	203,159
歳入合計	710,426	723,379	666,042	416,593	499,092

歳出	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
宜野湾港管理費	79,756	116,100	102,354	81,578	168,444
公債費					
(元金)	503,016	477,262	465,025	313,137	323,340
(利子)	19,961	15,748	12,414	9,862	7,852
歳出合計	602,733	609,110	579,794	404,577	499,636

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般会計からの繰入金	50,055	89,951	75,072	8,466	85,275
一般会計への繰出金	0	0	0	0	0

(7) 監査の結果及び意見

(指摘 1) 赤字決算について

土木建築部が所管する宜野湾港整備事業特別会計において歳入見込額の過誤があったこと、また財務会計システムの数値との照合を行わなかったことにより、令和 4 年度の決算で合計 544 千円のマイナスとなっていることを見落としたことで、決算が赤字状態となり、地方自治法の規定に反していることとなっている。

「事案発生の経緯」と「事案発生の要因に関する見解」は、下記の通りであった。

#### I 事案発生の経緯

(1) 年度中の特別会計の収支管理の状況

歳入については、担当者が 1 人で適宜使用料収入額をチェックしていた。

(チェックを行う時期は、7 月及び 9 月の次年度当初予算に係る箇所新規要望時、10 月、11 月、12 月の予算編成作業時、2 月の一般会計繰入額算定時、3 月の一般会計

繰入予算執行同時、3月末のその時点収入額確認作業を行っている時。)

チェックの内容としては、前年度同月と比較して、突出して差がないか等を確認し、差が大きい場合は使用料徴収事務を行っている指定管理者や出先機関(中部土木事務所)に確認を行うこととしている。

歳出については、課内及び令達先である中部土木事務所と連携し、適宜執行状況や執行計画、不用見込み等を確認していた。

## (2) 年度末の収支管理の状況

①歳入・歳出決算及び年間収支見込額の算定、一般会計から特別会計への繰入に係る手続(3月1日)

2月末時点における歳入・歳出決算及び年間収支見込額を算定し、収支不足見込額(赤字)について、一般会計から特別会計に繰入するための予算執行伺・支出手続を行っている。

ア:歳入決算見込額の算定方法(2月末)

年度末の歳入については、使用料以外の歳入額は基本的に確定している。

一方、使用料は、出納整理期間まで歳入額が未確定となるため、前年4月から前月(2月)までの11ヶ月分の収入済額を財務会計システムから月ごとに抽出して集計した額と、当月(3月)から出納整理期間である5月までの3ヶ月分の使用料収入見込額(過年度実績を踏まえて算定)を合計して、決算見込額を算定している。

その際、財務会計システムからは「収入済額」「戻出済額」「更正済額」を抽出しており、本来、「収入済額」「戻出済額」「更正済額」を計算のうえ、決算見込額を算定する必要があるが、「更正済額」の算定が行われていなかった。

### 2月分収納済額の比較(3/1EUC抽出額と決算額)

	3/1EUC抽出額	決算額	差額
・宜野湾特会	8,550,898円	10,557,982円	△2,007,084円

イ:歳出決算見込額の算定方法(2月末)

歳出については、課内及び予算令達先の出先機関(中部土木事務所)に対し、出納整理期間内での支払予定等を確認し、歳出額を確定している。

②宜野湾整備事業特別会計における算定誤り(収入更正済額の算定漏れ)

宜野湾港整備事業特別会計においては、令和4年度決算見込額を算定するにあたり、本来、財務会計システムから抽出した各月毎の「収入済額」「戻出済額」「更正済額」を表計算ソフト(エクセル)で集計のうえ、決算見込額を算定する必要があるが、「更正済額(18,056千円)」を除算しておらず、収入実績を過大に算定していた。

また、表計算ソフト（エクセル）にて集計した2月末時点の収入済額と財務会計システム上の現時点の収入済額と照合することはしていなかったため、実際の収入額と表計算ソフト上の収入額の差異に気づけず歳入見込額が過大となった。

（システムから抽出した数値は月ごとの数値であり、集計の際はその抽出した月ごとの数値を積み上げて年度合計値を算出している。）

### (3) 出納整理期間の収支管理の状況

年度末で行った一般会計からの操出金で収支を合わせたことから、3月、4月、5月の使用料収入合計額が年度末で見込んだ使用料収入額を下回らないかを注視し、その都度財務会計システムから月毎の収入額を抽出して収入状況を確認していた（3月分を4月10日に確認、4月分を5月10日に確認、5月29日に5月分の現時点の収入額を確認）。

本来、その時点で財務会計システムの「歳入執行状況照会」等により、現時点での実際の収入額と当課で作成した表計算上の合計額とを照合し、差異が生じていないか確認すべきであったが、年度内に作成された数値に間違いがないものとして認識していたため、その作業を行っていなかった。

また、決算に係る作業において、一般会計については、複数回にわたり歳入額及び歳出額のシステム上の数値の確認作業（決算見込額調）が行われているが、特別会計は対象外となっている。しかし、事後に控えている決算資料（出納事務局）の作成や、総務省の「公営企業決算状況調査（5月初旬～6月中旬）」、「健全化判断比率及び資金不足比率の算定（5月中旬～6月末）」において、実際の決算に係る数値（財務会計システム上の数値）が必要であり、その際に表計算ソフト上の数値のみではなく、財務会計システム上の数値を確認すべきであった。（当該調査等については、6月7日の会計課からの連絡後に修正して提出済）

※なお、出納整理期間内に、見込んでいた収入額が歳出に対して不足すると把握した場合、法令上は当該期間内での繰上充用の措置が必要となる。

### (4) 事案認知、認知後の対応

令和5年6月5日 会計課で赤字状態が判明し、6月7日に土木総務課を經由して港湾課も確認した。

6月9日 港湾課から土木建築部長に報告。部長からは対応案を検討するよう指示があった。また、港湾課から財政課へ赤字対応について報告。「出納は閉鎖しているため、収入更正や支出更正すべきものがないか急ぎ確認すること。対外的にどう説明するか検討すること。」また、「繰越計算書（冊子）をすべて修正すること」との指示を受けた。

同日、宜野湾港については施設使用料の徴収を行っている指定管理者、中部土木事

務所へ、中城湾港新港地区については施設使用料徴収を行っている中城湾港管理所へ収入更正の対象となる収入がないか確認を依頼。

6月12日、会計課に対し、赤字になった原因及び更正すべき支出や収入もない旨説明。対外的にどう説明するか、部として今後の対応を検討するよう指示を受ける。財政課へ修正した繰越計算書（冊子）を提出。

6月19日 会計課から月次決算の監査を控えているため、赤字の2特会について、部としての今後の対応方針を報告するよう依頼がある。

6月21日 会計課に対し、原因、経緯等をまとめた説明資料を送付。

（6月20日代表質問通告。6月21日一般質問通告。～7月6日まで6月定例会）

7月11日 土木建築部長へ赤字の原因等についての詳細及び現時点の状況報告。内部統制にあげること、三役説明のため対応案を早期検討することと指示を受ける。

7月20日 会計課長より財政課長へ連絡し、当該赤字状態について出納閉鎖後の取り得る手段について対応してほしい旨依頼。

7月21日 財政課の呼びかけにより、財政課、会計課、土木総務課により今後の処理方針について調整。

8月4日 土木建築部において法律相談を実施。弁護士からは、赤字決算であることは「適切でない」が違法とまで明確には言えない。出納閉鎖後の繰上充用は違法。住民監査の手続きで違法確認請求の対象となる可能性はあるが、損害は発生しておらず、住民訴訟が認められる可能性は低い。とのことであった。

8月7日 土木建築部より池田副知事へ第一報の報告。財政課から総務省自治行政局行政課へ赤字決算の処理について照会を行う。

8月17日 土木建築部による池田副知事への調整。副知事からは、赤字状態は不適切であるが、違法とまでは言えない状況であれば、違法な執行を前提とした議案を議会に提案するかどうか総務省意見も踏まえた上で検討が必要と指示があった。

8月25日 総務省自治行政局行政課から財政課に対して回答。

8月28日 総務部長による池田副知事への報告（港湾課長等同席）。総務省からの回答結果について報告した。副知事からは、赤字状態を放置することも違法であることが明確になった。どちらも違法であるなら、結果を直した方がよい（9月定例会において補正予算案の承認を得て赤字の治癒すること）。議会には丁寧に説明するように指示があった。

8月29日 総務部長及び土木建築部長による知事調整。副知事と同様の指示。

8月31日 照屋副知事へ報告。

赤字状態がわかってからの対応が遅れた理由としては、地方公共団体の現行制度上、赤字決算を予期していないことから、出納閉鎖後の繰上充用は違法であることが示されている以外はその対応について実務提要等で情報がない状況であったこと。

また、これまで経験したことない事案であることから、その対応については慎重な検討が必要であり、総務省への確認を含めた法令解釈と整理、全国的な事例の収集、関係部局等の関係機関との調整に時間を要した状況であった。

#### (5) 是正策の立案、決定

是正策として、地方自治法の規定（第 208 条第 2 項）に違反する赤字状態の決算を放置するよりは、手続きは違法であるが、違法な赤字状態を治癒させたいため、9 月定例会に繰上充用を行うための予算議案を提出した。

## II 事案発生の要因に関する見解

4 特別会計の収支管理を一人で担当しており、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねていることから、業務の効率化を図るため表計算ソフト（エクセル）を活用したところ結果的に集計漏れや二重計上のミスが生じてしまった。

また、令和 5 年度においては、実務担当者が人事異動により入れ替わったことから、年度当初において担当者が業務を熟知していなかったこともあり、出納整理期間内の収支確認が不十分であった。

本来であれば、歳入歳出の決算額を確定させるため、月毎のみならず、全体の額について、財務会計システムから抽出する EUC や電算帳票と突合確認を行い、実質収支の確認等を行う必要があった（収支表の作成）が、4 月から 2 月までの使用料収入はシステムから抽出した数値をベースに集計していることから、変動はない固定値として認識していたため、その確認（収支管理）が不十分であった。

また、出納整理期間においては、4 月に財政課から配布される帳票（現金残高）等と、港湾課で集計した数値を突合し、数値にずれがないかを確認する必要があった。

今回の事案について簡潔にまとめると、「Excel にて集計した収入済額」と「財務会計システムの収入済額」を照合し、合計の一致のチェックを行えば防げた事務手続き上の誤りである。私の個人的な見解になるが、人が行う作業であるため多少のミスは起こりうるものだと思う。ただ、ミスが生じた際に、そのミスを防止・発見するために内部統制が設けられており、その内部統制で発見できなかったことが重要な問題であると思われる。

今回の各段階のチェック体制について、具体的にどの担当者がどの項目についてチェックすることが求められていたのか、合計金額の確認はチェック項目に含まれていたのか等、具体的なチェックリストまでは整備されていなかったため、担当者任せのチェックであったことが伺える。内部統制が適切に整備されていないため、内部統制が有効に

機能するはずが無い。

地方自治法の一部改正により、令和2年4月から都道府県に内部統制制度の導入が義務付けられているが、今回のように内部統制が形だけのものになっていないか、改めて、内部統制の整備状況及び運用状況について、調査及び検証が求められる。

(今回の事案に関する法令等関係規定その他の基準)

① 地方自治法第208条第2項

各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

② 地方自治法施行令第166条第2項

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

③ 地方財政法

(地方財政運営の基本)

第二条

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

(予算の編成)

第三条

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

第四条

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(公営企業の経営)

第六条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

上記、法令等関係規定その他の基準に照らした本事案の問題点は、下記の通りである。

【問題点】

- ① 繰上充用の措置を講ずることなく、形式的な赤字状態を放置し続けることは違法である。
- ② 歳入不足額に対して、出納整理期間内（4/1～5/31）に特別会計ごとに次年度の歳入から繰上充用を行う必要があった。

（9月定例会での対応（繰上充用の専決処分）について）

特別会計が赤字の状態について、地方自治法第208条第2項の規定により、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」こととされており、出納閉鎖後の時点で、歳出に対する歳入の不足が発生している状態（いわゆる赤字の状態）は、地方自治法の規定に反している状態となっていた。

そのため、土木建築部（港湾課、土木総務課）、財政課、会計課と協議を重ねた結果、令和5年度の予算を令和4年度の赤字分に充てる繰上充用の処理で、赤字状態を治癒する必要があるとの結論となったことから、繰上充用の補正予算案を9月定例会に上程した。

補正予算案の内容

宜野湾港整備事業特別会計（歳出予算補正）

（単位：千円）

事業名	費目	補正前	補正後	調整額
繰上充用金	補償、補填及び賠償金	0	545	545
宜野湾港管理運営費	委託料	221,969	221,424	△545

9月26日の議会開会后、与党議員から当該先議案件（補正予算案）について議会において議決すべきではない（出納閉鎖後の繰上充用は違法）との動議があり、採決の結果、動議が可決されたことから、補正予算案は知事に返付された。

議会での補正予算案（繰上充用）が認められなかったことから、関係部局と調整した結果、知事の専決処分による繰上充用をすることとなった。

10月2日付で当該補正予算を知事決裁（財政課起案）により専決処分した後、同日付で予算執行から支出調書の決裁処理（港湾課起案、会計課合議）までを行い、翌10月3日に知事が議会において、特別会計補正予算（繰上充用）について専決処分した旨を報告した。

令和5年10月末現在、令和4年度沖縄県歳入歳出決算書において、特別会計について歳入不足額は翌年度歳入繰上充用金が充てられ赤字状態が治癒された状態となっている。

#### （再発防止策）

今回の事案について、本来なら出納整理期間内に表計算ソフト（エクセル上の歳入歳出）で集計した額と、財務会計システムから出力した帳票（現金残高）との整合作業を行うべきであったこと、また、その一連の作業について、他の班員や班長等によるダブルチェックを行う必要があったことから、再発防止策として以下のとおり考えている。

・3月上旬の決算作業の一般会計繰入金算定時において、このような事態が起きないように、一連の作業について整理し、作業内容を項目立てしたチェックシートを作成し、作成したチェックシートに沿った決算作業を行うとともに、作成した集計表と財務会計システムから出力した帳票（歳入予算執行状況照会）との整合を確認する。

・担当者の他に精査担当者（主査）を置き、一連の作業のダブルチェックを行うこととし、総括担当者（主幹）においては、担当者が作成した表計算ソフトで出力した集計表の数値について、電卓を使用した手作業での確認を行う。

・港湾開発監において、チェックシートをもとに作業の進捗をその都度確認することとし、港湾課長が最終確認を行う。

・部主管課と連携して、出納整理期間中の決算業務を行う。

「再発防止策」に沿って、内部統制の整備状況について早急に改善を図る必要がある。



かつ、今回整備された内部統制が有効に機能しているかの検証も併せて実施する必要がある。

(指摘2) 外部監査への協力体制について

今回、資料依頼から資料の提出までの期間が非常に長く、主なやりとりは下記の通りになるが、監査作業に大幅な支障が生じた。

(最初の資料依頼から提出までのやりとり)

7月7日 監査委員への監査実施通知  
7月18日 各関係部課へ資料依頼  
8月22日 港湾課から一部資料の提出  
10月5日 残りの資料提出  
11月2日 最初のヒアリング時に追加の資料依頼  
12月22日、25日 資料の提出  
(以後、担当者間での質問及び資料依頼等やりとり)  
1月31日 報告書の作成期限

県の担当者は、一人で4つの特別会計を担当しており、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ね、加えて、今回、特別会計が包括外部監査のテーマとなったことも重なり、一人で、4特別会計の窓口になり、外部監査人及び補助者からの資料依頼や質問事項への回答等に一人でご対応いただいた。県の担当者のレスポンスが遅くなったのは担当者みみの責任ではなく、過重負担を強いている組織に問題があると考えられる。地方自治法第252条の33にも記載の通り、外部監査人への協力が求められている。

地方自治法

(外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

にもかかわらず、資料依頼から提出までに時間を要したことに、協力姿勢は感じられなかった。

深度ある監査を行うためには、協力体制が不可欠である。今後はこのような事が生じないように、レスポンスや担当者の増員等協力的な対応関係が求められる。

(指摘3) 当会計の採算性と受益者負担(使用料収入)の適正化について

(5) で見た歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)について、本来の採算を把握し易くするために、歳入合計から、一般会計からの繰入金(特別会計の歳入では賄えない

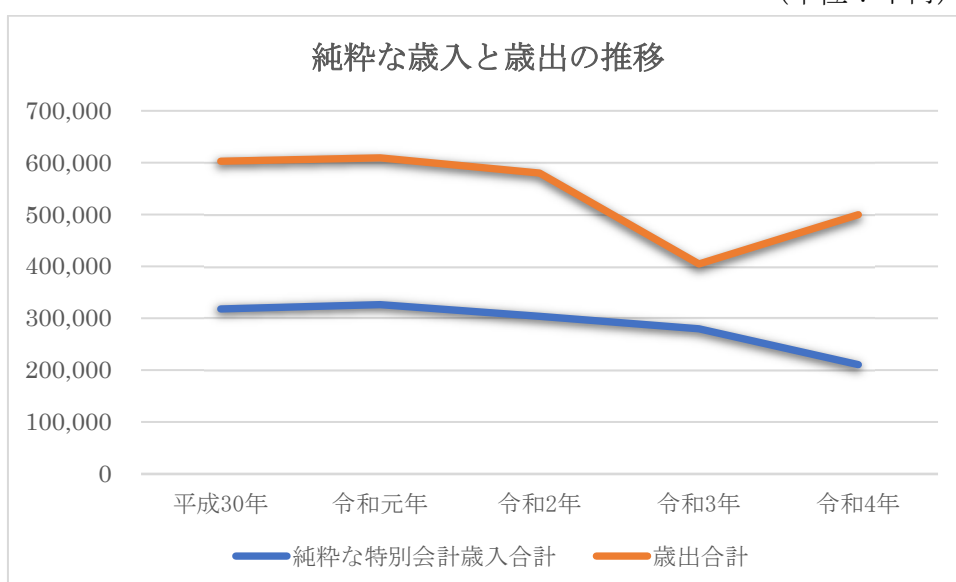
い部分を一般会計から繰入れた額)と県債(融資)による歳入を控除した歳入(ここで、純粋な歳入と呼ぶ。)と歳出について推移を下記にまとめた。

(単位：千円)

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
港湾施設使用料	221,277	216,800	189,354	193,480	198,623
財産収入	0	0	0	9	18
諸収入	10,632	1,761	4	0	0
繰越金	86,063	107,693	114,269	86,248	12,016
純粋な特別会計歳入合計	317,971	326,254	303,628	279,737	210,658

歳出	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宜野湾港管理費	79,756	116,100	102,354	81,578	168,444
公債費					
(元金)	503,016	477,262	465,025	313,137	323,340
(利子)	19,961	15,748	12,414	9,862	7,852
歳出合計	602,733	609,110	579,794	404,577	499,636

(単位：千円)



(単位：千円)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
純粋な特別会計歳入合計	317,971	326,254	303,628	279,737	210,658

歳出合計	602,733	609,110	579,794	404,577	499,636
純粋な歳入を基礎とした 場合の赤字額	△284,762	△282,856	△276,166	△124,840	△288,978

宜野湾港整備事業の本来の採算は、直近の5年間で毎年度3億円弱の多額の赤字である。昭和62(1987)年から一般供用を開始後、施設・設備の老朽化が進んでいるため、歳出のメインを占める管理費の中の工事請負費は今後、大幅な減少は見込めず、むしろ、増額していくであろう。港湾の収容能力には限りがあり、港湾施設使用料収入にも上限がある。当施設利用者からの港湾施設使用料の設定額の見直しを早急に行い、当特別会計での受益者負担の適正化に取り組んでいただきたい。

(指摘4) 使用料収入の見直しについて(独立採算制の確保)

本特別会計は、宜野湾港マリーナの機能施設事業として、荷捌き地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から当該使用料を徴収し、維持管理を行っている。このため、本来なら独立採算制の観点から、当該利用者から歳出または支出、経費を賄う必要がある。しかし、昭和62年10月に供用開始されて以降、令和4年度末まで、一般会計から本特別会計への繰入金(ソフト交付金を除く)は28億円であり、施設使用料収入で歳出を賄うことができないため、一般会計すなわち県民の税金が投入され続けている。

宜野湾港マリーナの使用料収入として、主にプレジャーボートやクルーザー等の置場使用料である。直近の使用料改定は、平成13年7月に25%~35%程度の値上げを行っているが、採算性確保には至っていない。

前段の歳入分析でも記載した通り、県の歳入は自主財源の割合が低く、依存財源の割合が非常に高い。ここだけの影響ではないが、使用料収入が低いことが自主財源の割合が低いことに多少なりと影響していることが考えられる。特に、「(4)業務の内容」で記載の通り、利用者のほとんどが県外の方々であり、クルーザー等は高額の代物で富裕層が保有しているケースが多いと考えられるにも関わらず、直近の値上げから約20年間価格改定が行われていない。

これまで使用料の見直しを行っていない理由としては、老朽化の激しい施設の修繕等を計画的に実施した上で使用料改定を行うことで、利用者からの理解を得られやすいとの考えから行われていないようだが、これは利用者目線であり、税金を納付している住民の目線は全く考慮されていない。また設備の修繕等に関係なく、最低限、採算性の確保は、早期に図る必要があると思われる。一方で、富裕層が来沖することで、観光業等への波及的な経済的効果、貢献の一環として、使用料収入を安くしている考えもあるかもしれないが、「1人当たり県民所得」が全国最下位である沖縄県で、主に富裕層向けのサービスに対し、過去から採算度外視で何十年も、何十億もの県民の税金がつぎ込まれ続けているのは、一県民として非常に納得し難い。早急に独立採算性確保を図る必要

がある。

(意見1) 歳入状況・財源充当表(宜野湾) Excelデータについて

一般会計から当特別会計への繰入金を確定させるため、業務の効率化もあり「歳入及び財源充当表」をExcelで管理されている。これは、財務会計システム(EUC)の数値から当該Excel表へ転記して、管理している。

(指摘①)にて記載のとおり、今回適切に管理ができていなかった原因としては、本来であればEUCから抽出した「収入済額」から「支出更正済額」を差し引かなければならないところ、その計算がされていなかったことが原因である。ただ、EUCから抽出した「支出更正済額」の数値については、右側までスクロールしなければ、確認できないため、担当者が変わると同様の誤りが生じると思われる。

このため、担当者間の引継ぎ漏れが生じないように引継書の作成及び当該Excelデータでミスが生じないように、表の作成方法を工夫する必要がある。また、管理者のチェック体制についても、何をチェックするのか具体的にチェック項目についても明確にする必要がある。

(意見2) 指定管理者からの実績報告書について

指定管理業務の会計について、協定書第10条、第61条にも記載の通り、指定管理事業と自主事業に区分けし、適切に運用することとしている。

(会計区分)

第10条 本業務に係る会計は、独立した会計とし、他の業務の会計と区別することとする。

(本業務及び自主事業の実施に係る口座)

第61条 乙は、本業務及び自主事業の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、各々固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

今回、指定管理者からの実績報告において、人件費及び水道光熱費が、指定管理事業のみで発生し、自主事業からは全く発生していなかった。売上高の規模自体は、指定管理事業、自主事業共に、70百万円ほどで同規模にも関わらず、指定管理事業が自主事業の人件費や水道光熱費を負担しているとの印象を受ける。

この点について県の担当者からの回答は、「自主事業の人件費については、指定管理業務を行う傍らで実施する場合はほとんどで、指定管理業務と分けるのが困難であること、また軽微な額となることから自主事業での人件費は計上していません。」とのことであった。

ただ、自主事業の売上高9割以上は燃料販売であるが、給油業務はスタッフが行い、

精算は窓口で行われているのだから、完全無人化ではない。また、給油は油をくみ上げるポンプの稼働により行われ、使用される電力量は実際に検針されていないため、軽微と判断し難い。

指定管理料については、特に、管理運営経費の過去の実績の平均値に基づいて算出しており、指定管理事業と自主事業の区分けが適切に行われなければ、適切な指定管理料が算定できない。

区分けが困難な場合には、例えば、一日あたりの自主事業における人員の稼働割合等の何らかの合理的な按分基準・ルールを設けて按分することや軽微だと判断された場合には、その根拠を明確に残す必要があると考えられる。

### （意見3）人員配置について

当特別会計においては、一人の担当者が当特別会計を含む4特別会計の収支管理を担当されていた。他に議会対応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、今般の事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念される。

行政管理課に人員配置の状況について確認したところ、「職員配置については、その必要性や効果、業務量等に応じて適切な配置に努めております。その上で、各課における各職員の担任意務やその業務量については、課長等による課内マネジメントによる対応が求められるところであると考えております。今後とも職員の再配置や業務の効率化等も考慮しながら、適切に対応していきたいと考えております。」との回答であった。

業務量が一人に過重負担となっていないか等、適時適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

### （意見4）事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業は宜野湾港マリーナの機能を高めていくための機能施設事業の整備・運営を目的として設置されていることを鑑み、宜野湾港マリーナ利用者へのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、本事業の独立採算制の確保は必須だといえる。このため、「年間の損益」を項目として成果指標とすることも適切であると考えられる。

## 6 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計 港湾課

### （1）特別会計の概要

中城湾港新港地区は、生産機能・流通機能を併せ持つ流通加工港湾としての機能強化を目指して整備を進めることとしており、本特別会計は、工業用地及び都市再開発用地の取得造成並びに売却を行うために設置されたものである。

### （2）事業の根拠法・関係例規等

沖縄県港湾管理条例

地方財政法

地方財政法施行令

沖縄県特別会計設置条例

### （3）事業の目的、特別会計にする目的

・中城湾港（新港地区）整備事業は、港湾関連施設等の整備及び管理運営をおこなっており、沖縄県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備するとともに、産業の振興や雇用機会の創出、産業構造の改善ならびに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能、生産機能を合わせ持った流通加工港湾として整備を推進している。

・平成 11（1999）年 3 月に指定された特別自由貿易地域（平成 26 年 [2014 年] 6 月には国際物流産業集積地域として拡大）では、立地企業が税制上の優遇措置を受けられることから、様々な企業が立地する加工貿易港としての一面も持ち合わせている。

・平成 15（2003）年 4 月に国土交通省からリサイクルポートの指定を受けており、港湾背後にリサイクル施設が集積している。離島の多い沖縄県では、宮古島や石垣島などの離島からリサイクル施設のある沖縄本島までの海上輸送が不可欠であることから、新港地区は県内外との静脈物流拠点としての役割も担っている。

### （4）業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

荷さばき地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から使用料を徴収し、維持管理を行っている。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計（実績）

（単位：千円）

	H30	R1	R2	R3	R4
<b>歳入計</b>	542,893	481,492	366,038	198,083	241,582
港湾施設使用料	123,996	140,242	172,747	176,091	169,315
一般会計繰入金	338,241	230,534	113,463	0	3,359
諸収入	0	17	5	25	88
県債	0	47,960	28,864	0	49,600
繰越金	80,656	62,738	50,958	21,967	19,220
<b>歳出計</b>	480,155	430,533	344,070	178,863	242,227
中城湾港管理費	20,746	17,975	21,040	24,021	53,411
中城湾港建設費	267,273	189,483	128,268	0	49,642
元金償還金	171,143	204,777	178,956	141,211	127,528
利子償還金	20,993	18,298	15,807	13,631	11,645
備考	【歳出】ソフト交付金事業（中城湾港新港地区物流拠点促進調査）（中城湾港新港地区物流拠点促進整備事業）（中城湾港新港地区物流機能強化等整備事業	【歳出】ソフト交付金事業（中城湾港新港地区物流拠点促進調査）（中城湾港新港地区物流拠点促進整備事業）（中城湾港新港地区物流機能強化等整備事業			

※端数処理の関係上、「歳入計・歳出計」と内訳の合計値が一致しないことがあります。

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

【繰入金】

上記(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）の表記載の通り

【繰出金】

上記(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）の表記載の通り

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 赤字決算について

土木建築部が所管する中城湾港（新港地区）整備事業特別会計において歳入見込額の過誤があったこと、また財務会計システムの数値との照合を行わなかったことにより、

令和4年度の決算で合計645千円のマイナスとなっていることを見落としたことで、決算が赤字状態となり、地方自治法の規定に反していることとなっている。

「事案発生の経緯」と「事案発生の要因に関する見解」は、下記の通りであった。

## I 事案発生の経緯

### (1) 年度中の特別会計の収支管理の状況

歳入については、担当者が1人で適宜使用料収入額をチェックしていた。

(チェックを行う時期は、7月及び9月の次年度当初予算に係る箇所新規要望時、10月、11月、12月の予算編成作業時、2月の一般会計繰入額算定時、3月の一般会計繰入予算執行同時、3月末のその時点収入額確認作業を行っている。)

チェックの内容としては、前年度同月と比較して、突出して差がないか等を確認し、差が大きい場合は使用料徴収事務を行っている指定管理者や出先機関(中部土木事務所)に確認を行うこととしている。

歳出については、課内及び令達先である中部土木事務所と連携し、適宜執行状況や執行計画、不用見込み等を確認していた。

### (2) 年度末の収支管理の状況

①歳入・歳出決算及び年間収支見込額の算定、一般会計から特別会計への繰入に係る手続(3月1日)

2月末時点における歳入・歳出決算及び年間収支見込額を算定し、収支不足見込額(赤字)について、一般会計から特別会計に繰入するための予算執行伺・支出手続を行っている。

ア：歳入決算見込額の算定方法(2月末)

年度末の歳入については、使用料以外の歳入額は基本的に確定している。

一方、使用料は、出納整理期間まで歳入額が未確定となるため、前年4月から前月(2月)までの11ヶ月分の収入済額を財務会計システムから月ごとに抽出して集計した額と、当月(3月)から出納整理期間である5月までの3ヶ月分の使用料収入見込額(過年度実績を踏まえて算定)を合計して、決算見込額を算定している。

その際、2月分収入済額について、3月1日に財務会計システムからEUC抽出した金額を実績額として記載しているが、収納状況の財務会計システムへの反映は、歳入日から4営業日であるため、2/27及び2/28収納分が収納済額に反映されておらず、決算額より過小になっていた。

#### 2月分収納済額の比較(3/1EUC抽出額と決算額)

	3/1EUC抽出額	決算額	差額
・中城新港地区特会	7,983,151円	12,856,140円	△4,872,989円



イ：歳出決算見込額の算定方法（2月末）

歳出については、課内及び予算令達先の出先機関（中部土木事務所）に対し、出納整理期間内での支払予定等を確認し、歳出額を確定している。

②中城湾港（新港地区）整備事業特別会計における算定誤り（二重計上の確認漏れ）

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計においては、令和4年4月から翌年2月までの11ヶ月分の使用料収入済額について、財務会計システムから抽出した数値と、それを基に作成した表計算データの各月毎の数値に間違いはないものの、3月以降の見込額を含む年間の使用料収入合計額を算定する際、2月分（7,983千円）を二重計上していたため、収入実績を過大に算定していた。

しかし、その合計値を財務会計システム上の現時点の収入済額との照合をしていなかったため、数値の差異に気づくことができなかった。

(3) 出納整理期間の収支管理の状況

年度末で行った一般会計からの操出金で収支を合わせたことから、3月、4月、5月の使用料収入合計額が年度末で見込んだ使用料収入額を下回らないかを注視し、その都度財務会計システムから月毎の収入額を抽出して収入状況を確認していた（3月分を4月10日に確認、4月分を5月10日に確認、5月29日に5月分の現時点の収入額を確認）。

本来、その時点で財務会計システムの「歳入執行状況照会」等により、現時点での実際の収入額と当課で作成した表計算上の合計額とを照合し、差異が生じていないか確認すべきであったが、年度内に作成された数値に間違いがないものとして認識していたため、その作業を行っていなかった。

また、決算に係る作業において、一般会計については、複数回にわたり歳入額及び歳出額のシステム上の数値の確認作業（決算見込額調）が行われているが、特別会計は対象外となっている。しかし、事後に控えている決算資料（出納事務局）の作成や、総務省の「公営企業決算状況調査（5月初旬～6月中旬）」、「健全化判断比率及び資金不足比率の算定（5月中旬～6月末）」において、実際の決算に係る数値（財務会計システム上の数値）が必要であり、その際に表計算上の数値のみではなく、財務会計システム上の数値を確認すべきであった。（当該調査等については、6月7日の会計課からの連絡後に修正して提出済）

※なお、出納整理期間内に、見込んでいた収入額が歳出に不足すると把握していた場合、法令上は当該期間内での繰上充用の措置が必要となる。

#### (4) 事案認知、認知後の対応

令和5年6月5日 会計課で赤字状態が判明し、6月7日に土木総務課を經由して港湾課も確認した。

6月9日 港湾課から土木建築部長に報告。部長からは対応案を検討するよう指示があった。また、港湾課から財政課へ赤字対応について報告。「出納は閉鎖しているため、収入更正や支出更正すべきものがないか急ぎ確認すること。対外的にどう説明するか検討すること。」また、「繰越計算書（冊子）をすべて修正すること」との指示を受けた。

同日、宜野湾港については施設使用料の徴収を行っている指定管理者、中部土木事務所へ、中城湾港新港地区については施設使用料徴収を行っている中城湾港管理所へ収入更正の対象となる収入がないか確認を依頼。

6月12日、会計課に対し、赤字になった原因及び更正すべき支出や収入もない旨説明。対外的にどう説明するか、部として今後の対応を検討するよう指示を受ける。財政課へ修正した繰越計算書（冊子）を提出。

6月19日 会計課から月次決算の監査を控えているため、赤字の2特会について、部としての今後の対応方針を報告するよう依頼がある。

6月21日 会計課に対し、原因、経緯等をまとめた説明資料を送付。

(6月20日代表質問通告。6月21日一般質問通告。～7月6日まで6月定例会)

7月11日 土木建築部長へ赤字の原因等についての詳細及び現時点の状況報告。内部統制にあげることで、三役説明のため対応案を早期検討することと指示を受ける。

7月20日 会計課長より財政課長へ連絡し、当該赤字状態について出納閉鎖後の取り得る手段について対応してほしい旨依頼。

7月21日 財政課の呼びかけにより、財政課、会計課、土木総務課により今後の処理方針について調整。

8月4日 土木建築部において法律相談を実施。弁護士からは、赤字決算であることは「適切でない」が違法とまで明確には言えない。出納閉鎖後の繰上充用は違法。住民監査の手続きで違法確認請求の対象となる可能性はあるが、損害は発生しておらず、住民訴訟が認められる可能性は低い。とのことであった。

8月7日 土木建築部より池田副知事へ第一報の報告。財政課から総務省自治行政局行政課へ赤字決算の処理について照会を行う。

8月17日 土木建築部による池田副知事への調整。副知事からは、赤字状態は不適切であるが、違法とまでは言えない状況であれば、違法な執行を前提とした議案を議会に提案するかどうか総務省意見も踏まえた上で検討が必要と指示があった。

8月25日 総務省自治行政局行政課から財政課に対して回答。

8月28日 総務部長による池田副知事への報告（港湾課長等同席）。総務省からの回答結果について報告した。副知事からは、赤字状態を放置することも違法であるこ

とが明確になった。どちらも違法であるなら、結果を直した方がよい（9月定例会において補正予算案の承認を得て赤字の治癒すること）。議会には丁寧に説明するように指示があった。

8月29日 総務部長及び土木建築部長による知事調整。副知事と同様の指示。

8月31日 照屋副知事へ報告。

赤字状態がわかってからの対応が遅れた理由としては、地方公共団体の現行制度上、赤字決算を予期していないことから、出納閉鎖後の繰上充用は違法であることが示されている以外はその対応について実務提要等で情報がない状況であったこと。

また、これまで経験したことない事案であることから、その対応については慎重な検討が必要であり、総務省への確認を含めた法令解釈と整理、全国的な事例の収集、関係部局等の関係機関との調整に時間を要した状況であった。

#### (5) 是正策の立案、決定

是正策として、地方自治法の規定（第208条第2項）に違反する赤字状態の決算を放置するよりは、手続きは違法であるが、違法な赤字状態を治癒させたいため、9月定例会に繰上充用を行うための予算議案を提出した。

## II 事案発生の要因に関する見解

4特別会計の収支管理を一人で担当しており、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねていることから、業務の効率化を図るため表計算ソフト（エクセル）を活用したところ結果的に集計漏れや二重計上のミスが生じてしまった。

また、令和5年度においては、実務担当者が人事異動により入れ替わったことから、年度当初において担当者が業務を熟知していなかったこともあり、出納整理期間内での収支確認が不十分であった。

本来であれば、歳入歳出の決算額を確定させるため、月毎のみならず、全体の額について、財務会計システムから抽出するEUCや電算帳票と突合確認を行い、実質収支の確認等を行う必要があった（収支表の作成）が、4月から2月までの使用料収入はシステムから抽出した数値をベースに集計していることから、変動はない固定値として認識していたため、その確認（収支管理）が不十分であった。

また、出納整理期間においては、4月に財政課から配布される帳票（現金残高）等と、港湾課で集計した数値を突合し、数値にずれがないかを確認する必要があった。

今回の事案について簡潔にまとめると、「Excelにて集計した収入済額」と「財務会計

システムの収入済額」を照合し、合計の一致のチェックを行えば防げた事務手続き上の誤りである。私の個人的な見解になるが、人が行う作業なため、ミスは多少なり起こりうるものだと思う。ただ、ミスが生じてそのミスを防止・発見するために、内部統制が設けられており、その内部統制で発見されなかったことが重要な問題であると思われる。

今回の各段階のチェック体制について、具体的にどの担当者がどの項目についてチェックすることが求められていたのか、合計金額の確認はチェック項目に含まれていたのか等、具体的なチェックリストまでは整備されていなかったため、担当者任せのチェックだったことが伺える。これでは内部統制が適切に整備されていないため、内部統制が有効に機能するはずが無い。

地方自治法の一部改正により、令和2年4月から都道府県に内部統制制度の導入が義務付けられているが、今回のように内部統制が形だけのものになっていないか、改めて、内部統制の整備状況及び運用状況について、調査及び検証が求められる。

(今回の事案に関する法令等関係規定その他の基準)

① 地方自治法第208条第2項

各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

② 地方自治法施行令第166条第2項

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

③ 地方財政法

(地方財政運営の基本)

第二条

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

(予算の編成)

第三条

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経

費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

#### 第四条

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(公営企業の経営)

- 6 -

#### 第六条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

上記、法令等関係規定その他の基準に照らした本事案の問題点は、下記の通りである。

#### 【問題点】

- ① 繰上充用の措置を講ずることなく、形式的な赤字状態を放置し続けることは違法である。
- ② 歳入不足額に対して、出納整理期間内（4/1～5/31）に特別会計ごとに次年度の歳入から繰上充用を行う必要があった。

(9月定例会での対応（繰上充用の専決処分）について)

特別会計が赤字の状態について、地方自治法第208条第2項の規定により、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」こととされており、出納閉鎖後の時点で、歳出に対する歳入の不足が発生している状態（いわゆる赤字の状態）は、地方自治法の規定に反している状態となっていた。

そのため、土木建築部（港湾課、土木総務課）、財政課、会計課と協議を重ねた結果、令和5年度の予算を令和4年度の赤字分に充てる繰上充用の処理で、赤字状態を治癒する必要があるとの結論となったことから、繰上充用の補正予算案を9月定例会

に上程した。

補正予算案の内容

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計（歳出予算補正）

（単位：千円）

事業名	費目	補正前	補正後	調整額
繰上充用金	補償、補填及び賠償金	0	645	645
中城湾港管理運営費	委託料	62,996	62,351	△645

9月26日の議会開会後、与党議員から当該先議案件（補正予算案）について議会において議決すべきではない（出納閉鎖後の繰上充用は違法）との動議があり、採決の結果、動議が可決されたことから、補正予算案は知事に返付された。

議会での補正予算案（繰上充用）が認められなかったことから、関係部局と調整した結果、知事の専決処分による繰上充用をすることとなった。

10月2日付で当該補正予算を知事決裁（財政課起案）により専決処分した後、同日付で予算執行から支出調書の決裁処理（港湾課起案、会計課合議）までを行い、翌10月3日に知事が議会において、特別会計補正予算（繰上充用）について専決処分した旨を報告した。

令和5年10月末現在、令和4年度沖縄県歳入歳出決算書において、特別会計について歳入不足額が翌年度歳入繰上充用金が充てられ赤字状態が治癒された状態となっている。

今後の再発防止策について、下記の通りである。

（再発防止策）

今回の事案について、本来なら出納整理期間内に表計算ソフト（エクセル上の歳入歳出）で集計した額と、財務会計システムから出力した帳票（現金残高）との整合作業を行うべきであったこと、また、その一連の作業について、他の班員や班長等によるダブルチェックを行う必要があったことから、再発防止策として以下のとおり考えている。

・3月上旬の決算作業の一般会計繰入金算定時において、このような事態が起きないように、一連の作業について整理し、作業内容を項目立てしたチェックシートを作成し、

作成したチェックシートに沿った決算作業を行うとともに、作成した集計表と財務会計システムから出力した帳票（歳入予算執行状況照会）との整合を確認する。

- ・担当者の他に精査担当者（主査）を置き、一連の作業のダブルチェックを行うこととし、総括担当者（主幹）においては、担当者が作成した表計算ソフトで出力した集計表の数値について、電卓を使用した手作業での確認を行う。
- ・港湾開発監において、チェックシートをもとに作業の進捗をその都度確認することとし、港湾課長が最終確認を行う。
- ・部主管課と連携して、出納整理期間中の決算業務を行う。

「再発防止策」に沿って、内部統制の整備状況について早急に改善を図る必要がある。かつ、今回整備された内部統制が有効に機能しているかの検証も併せて実施が必要である。

#### （指摘2）外部監査への協力体制について

今回、資料依頼から資料の提出までの期間が非常に長く、主なやりとりは下記の通りになるが、監査作業に大幅な支障が生じた。

（最初の資料依頼から提出までのやりとり）

- 7月7日 監査委員への監査実施通知
  - 7月18日 各関係部課へ資料依頼
  - 8月22日 港湾課から一部資料の提出
  - 10月5日 残りの資料提出
  - 11月2日 最初のヒアリング時に追加の資料依頼
  - 12月22日、25日 資料の提出
- （以後、担当者間での質問及び資料依頼等やりとり）
- 1月31日 報告書の作成期限

県の担当者は、一人で4つの特別会計を担当しており、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、加えて、今回、特別会計が包括外部監査のテーマとなったことも重なり、一人で、4特別会計の窓口になり、外部監査人及び補助者からの資料依頼や質問事項への回答等に一人でご対応いただいた。県の担当者のレスポンスが遅くなったのは担当者のみの責任ではなく過重負担を強いている組織に問題があると考えられる。地方自治法第252条の33にも記載の通り、外部監査人への協力が求められている。

## 地方自治法

### (外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

にもかかわらず、資料依頼から提出までに時間を要したことに、協力姿勢は感じられなかった。

深度ある監査を行うためには、協力体制が不可欠である。今後はこのような事が生じないように、レスポンスや担当者の増員等協力的な対応関係が求められる。

### (指摘3) 使用料収入の見直し

本特別会計は、中城湾港（新港地区）に係るふ頭用地や上屋施設等の整備を行い港湾機能の向上を図ることを目的とし、東西ふ頭については共用を開始しており、野積場使用料、東西上屋（各2棟）使用料、荷役機械使用料を徴収し維持管理を行っている。このため、本来なら独立採算制の観点から、当該利用者から歳出または支出、経費を賄う必要があるため、中城湾港管理費のみでなく中城湾港建設費を考慮して使用料収入を検討する必要がある。しかし、昭和58年度に事業が開始されて以降、令和4年度末までに、一般会計から本特別会計への繰入金（ソフト交付金を除く）は72億円であり、施設利用料収入で歳出を賄うことができないため、一般会計すなわち県民の税金が投入され続けている。

中城湾港（新港地区）は、沖縄県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備され、産業の振興や雇用機会の創出、産業構造の改善ならびに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能、生産機能を合わせ持った流通加工港湾として整備を推進しているため、投資した結果として経済的効果が表面化されるまで時間が掛かるため、長期的な視野に立って判断する必要だと思われるが、今後も安定的にサービスを提供していくためには、採算性の確保は必須事項である。

前段の歳入分析でも記載したが、県の歳入は自主財源の割合が低く、依存財源の割合が非常に高い。ここだけの影響ではないが、使用料収入が低いことが自主財源の割合が低いことに多少なりと影響していることが考えられる。

早急に独立採算性確保を図る必要がある。

### (意見1) 歳入状況・財源充当表 Excel データについて

一般会計から当特別会計への繰入金を確定させるため、業務の効率化も図り「歳入及び財源充当表」を Excel で管理されている。これは、財務会計システム（EUC）の数値



から当該 Excel 表へ転記して、管理している。

今回の当該 Excel ファイルを確認したところ、「中城湾港建設費」49,642 千円において、県債で充当できない分の把握が漏れていた。「一般会計からの繰入金」を算出される際に漏れがあると、今後も赤字決算を招く恐れがあるため、十分注意していただきたい。

またチェックする方も、担当者が作成された内容を鵜呑みにするのではなく、猜疑心を保持してチェックする必要がある。併せて、チェックリストにも歳出の取り込み漏れが無いチェック項目に加えることも検討されたい。

#### （意見 2）人員配置について

本特別会計においては、一人の担当者が当特別会計を含む 4 特別会計の収支管理を担当されていた。他に議会対応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、今般の事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念される。

行政管理課に人員配置の状況について確認したところ、「職員配置については、その必要性や効果、業務量等に応じて適切な配置に努めております。その上で、各課における各職員の担当事務やその業務量については、課長等による課内マネジメントによる対応が求められるところであると考えております。今後とも職員の再配置や業務の効率化等も考慮しながら、適切に対応していきたいと考えております。」との回答であった。

業務量が一人に過重負担となっていないか等適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

#### （意見 3）事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業が、中城湾港（新港地区）の機能を高めていくための機能施設事業の整備・運営を目的として設置されていることを鑑み、中城湾港利用者へのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、本事業の独立採算制の確保は必須だといえる。このため、「年間の損益」を項目として成果指標とすることも適切であると考えられる。

## 7 中城湾港マリン・タウン特別会計 港湾課

### (1) 特別会計の概要

中城湾港マリン・タウン・プロジェクトの都市再開発等用地の取得造成及びその売却並びに与那原マリーナの整備及びその管理運営を行うために設置されたものである。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県港湾管理条例

地方財政法

地方財政法施行令

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

#### ア 機能施設事業

荷さばき地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から使用料を徴収し、維持管理を行っている。

#### イ 埋立事業

新門司や響灘地区等を埋め立てて、分譲地等を造成し、企業等にも売却しており、この土地売却収入等によって整備費を償還している。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

#### ア 港湾整備事業

・与那原マリーナの整備を目的とする。平成24年度から平成28年度において、一括交付金を活用し、ボートヤード、管理棟、駐車場、浮棧橋、クレーン等の整備を行った。

・平成28年度からマリーナの管理を指定管理者に委託している。

・平成29年度は、土地造成事業の土地売払代で港湾整備に要した県債の一部繰上償還を行った。

#### イ 臨海部土地造成事業

・埋立造成を目的としており平成22年9月までに土地造成を完了した。バスセンター用地及び住宅用地Bブロックの一部が未分譲となっている。

・これら未分譲地は、文化観光スポーツ部からMICE関連用地として使用したいとの申し出があったため、分譲を控えている。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

中城湾港マリン・タウン特別会計（実績）

（単位：千円）

	H30	R1	R2	R3	R4
<b>歳入計</b>	479,904	457,896	412,559	334,240	283,127
財産貸付収入	1,599	1,501	4,507	708	195
一般会計繰入金	66,484	51,983	40,206	0	0
繰越金	310,629	323,286	274,540	249,934	172,464
諸収入	37,714	1,108	0	43	0
県債	13,300	14,000	14,800	0	17,100
与那原マリーナ使用料	50,179	66,018	78,507	83,556	92,442
土地使用料	0	0	0	0	926
<b>歳出計</b>	156,618	183,355	162,626	161,777	154,568
港湾建設費	23,712	24,547	18,581	23,422	16,402
与那原マリーナ管理費	53,123	79,012	59,014	48,660	47,693
元金償還金	69,138	70,123	76,342	82,011	83,839
利子償還金	10,645	9,673	8,689	7,683	6,633
備考					

※端数処理の関係上、「計」と内訳の合計値が一致しないことがあります。

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

【繰入金】

上記(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）の表記載の通り

【繰出金】

上記(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）の表記載の通り

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 使用料収入の見直し

本特別会計は、港湾整備事業と臨海部土地造成事業の2つの事業で構成されている特別会計である。

初めに、港湾整備事業では、与那原マリーナの整備を目的として、荷さばき地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から使用料を徴収し、維持管理を行っている。このため、

本来なら独立採算制の観点から、当該利用者から歳出または支出、経費を賄う必要がある。しかし、平成28年7月に一般供用開始されて以降、令和4年度末まで、年数は6年と「宜野湾港マリーナ」より比較的浅いが、一般会計から本特別会計への繰入金（ソフト交付金を除く）は6億円であり、施設利用料収入で歳出を賄うことができないため、一般会計すなわち県民の税金が投入され続けている。与那原マリーナの使用料収入として、主にクルーザー等の置場使用料（海上係留及び陸置き場）である。平成31年度に使用料の改定が行われているが、未だ採算性確保に至っていない。海上係留及び陸置き場共に、ほとんど空きスペースが無い状況で、採算性確保を図るためには、使用料の見直しが必須となる。県の歳入は自主財源の割合が低く、依存財源の割合が非常に高い。ここだけの影響ではないが、使用料収入が低いことが自主財源の割合が低いことに多少なりと影響していることが考えられる。また利用者のほとんどが県外の方々であり、クルーザー等は高額の代物で富裕層が保有しているケースが多いと考えられる。一方で、富裕層が来沖することで、観光業等への波及的な経済的効果、貢献の一環として、使用料収入を安くしている考えもあるかもしれないが、富裕層向けのサービスに、「1人当たり県民所得」が沖縄県は全国最下位にも関わらず、採算度外視で県民の税金が積み込まれ続けているのは、一県民として非常に納得し難い。早急に独立採算性確保を図る必要がある。

次に、臨海部土地造成事業は、「中城湾港マリンタウンプロジェクト」として西原与那原地区を活性化するため、埋立造成により新たな用地を確保し、当該地域における都市基盤施設の整備、地域産業の振興、定住基盤の拡張等を推進するとともに、造成地前面に公共マリーナ（与那原マリーナ）を整備することにより、海辺のまち「マリンタウン」の形成を図ることを目的に、埋立事業で分譲地等を造成し、企業等に売却し当該土地の売却収入等によって整備費を償還している。臨海部土地造成事業については、一般会計からの繰入金（令和4年度末時点）は、35百万円で港湾整備事業の5.6%で多額とまでは言えない。

以上より、港湾整備事業の使用料収入について、早急に見直す必要がある。

#### （指摘2）外部監査への協力体制について

今回、資料依頼から資料の提出までの期間が非常に長く、主なやりとりは下記の通りになるが、監査作業に大幅な支障が生じた。

（最初の資料依頼から提出までのやりとり）

- 7月7日 監査委員への監査実施通知
- 7月18日 各関係部課へ資料依頼
- 8月22日 港湾課から一部資料の提出

10月5日 残りの資料提出  
11月2日 最初のヒアリング時に追加の資料依頼  
12月22日、25日 資料の提出  
(以後、担当者間での質問及び資料依頼等やりとり)  
1月31日 報告書の作成期限

県の担当者は、一人で4つの特別会計を担当しており、他に議会対応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、加えて、今回、特別会計が包括外部監査のテーマとなったことも重なり、一人で、4特別会計の窓口になり、外部監査人及び補助者からの資料依頼や質問事項への回答等に一人でご対応いただいた。県の担当者のレスポンスが遅くなったのは担当者だけの責任ではなく過重負担を強いている組織に問題があると考えられる。地方自治法第252条の33にも記載の通り、外部監査人への協力が求められている。

#### 地方自治法

(外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

にもかかわらず、資料依頼から提出までに時間を要したことに、協力姿勢は感じられなかった。

深度ある監査を行うためには、協力体制が不可欠である。今後はこのような事が生じないように、レスポンスや担当者の増員等協力的な対応関係が求められる。

(意見1) 指定管理者からの実績報告書について

指定管理業務の会計について、協定書第10条、第61条にも記載の通り、指定管理事業と自主事業に区分けし、適切に運用することとしている。

(会計区分)

第9条 本業務に係る会計は、独立した会計とし、他の業務の会計と区別することとする。

(本業務及び自主事業の実施に係る口座)

第59条 乙は、本業務及び自主事業の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、各々固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

今回、指定管理者からの実績報告では、人件費及び水道光熱費が、指定管理事業のみに発生し、自主事業からは全く発生していない。また、売上高の規模自体は、指定管理事業 44 百万円、自主事業 38 百万円で、あまり大きな差は無いにも関わらず、指定管理事業で、自主事業の人件費や水道光熱費を負担している印象を受ける。

この点について県の担当者からの回答は、「自主事業の人件費については、指定管理業務を行う傍らで実施する場合はほとんどで、指定管理業務と分けるのが困難であること、また軽微な額となることから自主事業での人件費は計上していません。」とのことであった。

ただ、自主事業の売上高 9 割以上は燃料販売であるが、給油業務はスタッフが行き、精算は窓口で行われており、完全無人化ではない。かつ、給油は油をくみ上げるポンプの稼働により行われ、使用される電力量は実際に検針されていないため、軽微と判断し難い。

指定管理料については、特に、管理運営経費の過去の実績の平均値に基づいて算出しており、指定管理事業と自主事業の区分けが適切に行われなければ、適切な指定管理料が算定できない。

区分けが困難な場合には、例えば、一日あたりの自主事業における人員の稼働割合、売上割合等の何らかの合理的な按分基準・ルールを設けて按分することや軽微だと判断された場合には、その根拠を明確に残す必要があると考えられる。

#### (意見 2) 人員配置について

本特別会計においては、一人の担当者が当特別会計を含む 4 特別会計の収支管理を担当されていた。他に議会対応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、今般の事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念される。

行政管理課に人員配置の状況について確認したところ、「職員配置については、その必要性や効果、業務量等に応じて適切な配置に努めております。その上で、各課における各職員の担当事務やその業務量については、課長等による課内マネジメントによる対応が求められるところであると考えております。今後とも職員の再配置や業務の効率化等も考慮しながら、適切に対応していきたいと考えております。」との回答であった。

業務量が一人に過重負担となっていないか等適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

(意見3) 事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

例えば本事業（土地造成事業を除く）が、マリン・タウン港湾（与那原マリーナ）の機能を高めていくための機能施設事業の整備・運営を目的として設置されていることを鑑み、与那原マリーナ利用者へのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、本事業の独立採算制の確保は必須だといえる。このため、「年間の損益」を項目として成果指標とすることも適切であると考えられる。

## 8 所有者不明土地管理特別会計 管財課

### (1) 特別会計の概要

去る大戦により焼失した公図及び公簿類の再製を図るために米国軍政府が行った土地所有権認定作業において、何らかの事情により期限までに申請のなかった土地等が所有者不明土地となった。これらの土地を適正に管理し、真の所有者に返還することを目的として設置されたものである。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

沖縄の復帰に伴う琉球政府の権利義務の承継等に関する政令

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

復帰特別措置法第 62 条の規定に基づき、所有者不明土地を真の所有者に返還するまでの間、当該土地を適正に管理するとともに、所有者への返還を促進し、所有者不明土地の解消を図るための経費である。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

- ① 所有者不明土地に関する基礎資料の整備（登記簿謄本、地籍図などの収集整理）
- ② 所有者不明土地の保全
- ③ 所有者不明土地の貸付（契約締結、土地貸付料の徴収）
- ④ 国土調査法、位置境界明確化法による地積確定作業への参加（立会、確認など）
- ⑤ 所有者不明土地問題の抜本的解決のための取り組み

### (5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去 5 年間）

#### 【歳入】

（単位：円）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
245,606,282	185,531,211	184,840,927	193,115,438	201,848,904

#### 【歳出】

（単位：円）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
81,553,546	22,627,637	19,068,124	13,964,880	14,649,320

### (6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

土地の貸付収入及び当該貸付収入を将来の還付のために積立てている繰越金を主な財源として運営しており、令和 4 年 3 月時点で一般会計からの繰入れはない。

### (7) 監査の結果及び意見



(指摘1) 滞留債権の管理について

管財課が所管する所有者不明土地について、土地の貸付けを行い賃料を徴収している。一方で、土地貸付料等の回収が滞っている相手先の明細(滞留債権)を確認したところ、ほとんどが数十年以上昔の債権ばかりで、古いもので30年以上前の債権が確認された。現状、回収は困難だと思われる債権も見受けられる。債権回収マニュアルに記載のとおり、10年経過後回収が困難であると認められる場合には、「履行免除」の規定等活用されて、債権の整理を実施していただきたい。債権の整理をされないと、滞留債権はさらに増え続け、管理等に事務手続き負担増加を招く恐れがある。また、県担当者へ滞留債権の取り扱いについて確認したところ、「現在、所有者不明土地貸付料滞納整理事務処理要綱及び沖縄県の規定を精査中であり、未納額圧縮に向けて滞納整理方法を検討しているところです。」との回答があり、早急な対応が望まれる。

所有者不明土地貸付料滞納整理事務処理要綱(一部抜粋)

(履行免除)

第9条

督促員は、前条第3項の契約から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため弁済できる見込みがなく、連帯保証人による履行も困難であると認められるときは、延滞金履行免除申請書(様式第7号)の提出を求めることができるものとする。

(補則)

第24条

この要綱により処理することが著しく不相当又は困難と認められる特別な事情がある場合は、管財課長の決裁を経て別途処理することができる。

(指摘2) 法的措置の検討について

滞留債権の内、一定の条件に該当する場合には、法的措置について要綱に記載がある。今回、滞留債権で100万円以上かつ回収が滞っている相手先が3名確認された。県の担当者へ確認したところ、法的措置は検討されていないとの回答であった。その理由については、現在精査中のため確認できなかったが、引き続き、滞納者整理を実施していただきたい。

所有者不明土地貸付料滞納整理事務処理要綱(一部抜粋)

(法的措置対象者)

第14条

前条までの措置に応じない滞納者の内、100万円以上かつ2年以上滞納している者を

法的措置対象者とする。

(指摘3) 無断で占有されている土地について

現在、無断で占有され使用されていると思われる土地が、20筆程度あることが確認された。早急に占有者を特定し、賃貸契約等を行う必要がある。また、これらは一部の土地の調査結果に過ぎないため、引き続き、全ての無断占使用土地の実態調査が望まれる。

## 9 母子父子寡婦福祉資金特別会計 青少年・子ども家庭課

### (1) 特別会計の概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子家庭や寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するための事業開始 資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利子にて貸付を行うことを目的として設置されたものである。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

沖縄県債権管理条例

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立の助長等を図るため、母子家庭等の親や子ども対し、修学資金等の全 12 種類の資金を無利子又は低利で貸付を行うもので、沖縄県では昭和 45 年から事業開始した。

原資は、国庫借入金（3分の2）と県費（3分の1）から成る。

特別会計を設置し、毎年度、貸付金の償還金等を原資に充当し、これを新たな貸付原資とする形で運営している。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、寡婦及びその扶養する二十歳以上の子、母子。父子福祉団体を貸付対象者とし、下記 12 種類の資金を無利子又は低利で貸付を行っている。

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期限
事業開始資金	個人 3,260,000 円 団体 4,890,000 円	1 年	据置期間経過後 7 年以内
事業継続資金	個人 1,630,000 円 団体 1,630,000 円	6 か月	据置期間経過後 7 年以内
修学資金	「修学資金貸付限度額 (月額) 一覧表」のとおり	当該学校卒業 後 6 か月	据置期間経過後 20 年以内 専修学校（一般） 5 年以内
技能習得資金	【一般】月額 68,000 円 【特別】一括 816,000 円	知識技能習得 後	据置期間経過後 20 年以内

	(12月相当) 運転免許 460,000円	1年	
修業資金	月 額 68,000円 運転免許 460,000円	知識技能習得 後 1年	据置期間経過後 20年以内
就職支度資金	一 般 105,000円 特 別 340,000円	1年	据置期間経過後 6年以内
医療介護資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円	6か月	据置期間経過後 5年以内
生活資金	【一般】月額 108,000円 【技能】月額 141,000円	知識技能習得 後、医療若しく は介護終了後 又は生活安定 期間の貸付若 しくは失業中 の貸付期間満 了後6か月	据置期間経過後 技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内
住宅資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)	6か月	据置期間経過後 6年以内 (特別7年以内)
転宅資金	260,000円	6か月	据置期間経過後 3年以内
就学支度資金	・小学校 64,300円 ・中学校 81,000円 ・国公立高校等 (自宅) 150,000円 (自宅外) 160,000円 ・私立高校 (自宅) 410,000円 (自宅外) 420,000円 ・国公立大学・短大等 (自宅) 410,000円 (自宅外) 420,000円 ・私立大学・短大等	当該学校卒業 後6か月	据置期間経過後 20年以内 専修学校(一般) 5年以内

	(自宅) 580,000 円 (自宅外) 590,000 円 ・ 修業施設等 (自宅) 272,000 円 (自宅外) 282,000 円 ・ 国公立大学院 380,000 円 ・ 私立大学院 590,000 円		
結婚資金	310,000 円	6 か月	据置期間経過後 5 年以内

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

【歳入】 (単位: 円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
257,193,297	311,579,419	302,300,390	250,497,935	230,894,834

【歳出】 (単位: 円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
198,337,215	160,227,329	175,609,893	156,227,327	151,536,502

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

【繰入金】 (単位: 円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
20,738,000	49,600,000	17,248,270	1,291,948	7,925,457

【繰出金】 (単位: 円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	0	2,937,353	0	0

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 債権の回収管理について

「沖縄県行政運営プログラム」より、「未収金の解消」を目標に、償還への意識付け強化や民間債権回収会社の活用、時効援用や債権放棄による不納欠損処理等の具体的な対応策等に基づき収入未済額の推移は、平成29年度～令和2年度まで年々減少していた。しかし令和3年度においては残高が増加しているため、引き続き回収・管理に努めていただきたい。

一方貸付金においては、年々貸付金残高が増加傾向にあり、令和4年度末では1,618百万円残高がある。また、一般会計からの繰入金累計が510百万円あり(国庫貸付金除

く)、一般会計すなわち県民の税金が投入され続けている。本事業が将来にわたって安定的に継続していくためには、恒久的に一般会計からの繰入金を行い続けるのは困難だと考えられるため、本事業の採算性の確保が必須であるが、これは不納欠損処理を抑えながら、貸付金や未収金の回収を図る必要がある。

併せて、貸付金においても、前段の「沖縄県行政運営プログラム」同様、具体的な目標設定、対策等を講じながら、貸付金の回収・管理に努めていただきたい。

## 10 林業・木材産業改善資金特別会計 森林管理課

### (1) 特別会計の概要

林業・木材産業改善資金助成法に基づき、林業、木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止等を図るため、林業従事者への貸付を行うために設置されたものである。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

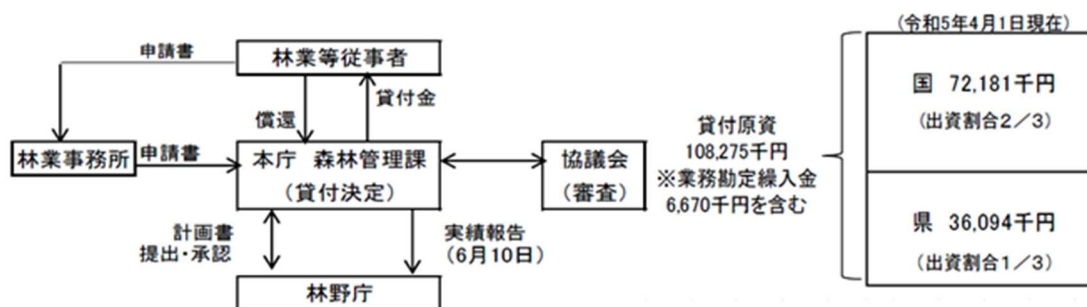
林業・木材産業改善資金助成法  
 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則  
 林業・木材産業改善資金助成法施行令  
 林業・木材産業改善資金助成法施行規則

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的として、林業者・木材産業従事者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組に対して、県が中・短期の資金の貸し付けを無利子で行う事業である。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

沖縄県は、昭和59年度から林業・木材産業改善資金貸付事業を始め、その原資は、国が3分の2を補助し、残り3分の1を県が負担して造成している。



※( )で記載された時期は目安となります。

貸付の限度額等は以下の通りである。

#### 貸付限度額

借受者	限度額
個人	1,500万円
会社	3,000万円
団体	5,000万円

償還期間

貸付金額	償還期間
500 万円未満	5 年以内
500 万円以上	10 年以内

連帯保証人及び担保

貸付金額	連帯保証人	担保
50 万円未満	1 名以上 ただし、担保を提供した場合は不要とする。	連帯保証人に代えることができる。
50 万円以上 500 万円未満	2 名以上 ただし、担保を提供した場合は不要とする。	連帯保証人に代えることができる。
500 万円以上 1,000 万円未満	2 名以上	提供
1,000 万円以上	3 名以上	提供

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去 5 年間)

【歳入】

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
90,552,823	95,051,091	95,741,228	96,874,988	97,627,168

【歳出】

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
379,428	832,696	259,240	299,000	191,180

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

【繰入金】

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
882,528	832,696	259,240	298,000	191,180

【繰出金】

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
379,428	832,696	259,240	298,000	191,180



## (7) 監査の結果及び意見

### (指摘1) 事業の必要性の検討及び事務作業の効率化について

本事業の新規貸付件数は平成26年度以降ゼロの状況が継続しており、本事業の必要性に疑義を生じさせる状況であると言わざるを得ない。また、新規貸付金がゼロの状況が継続していることに伴い、貸付金財源として本特別会計に保有している96百万円以上の預金が、何らの事業にも使用されずに余剰として預金のままになっており、効率的な財源の活用が実施できていない。

そのため、本事業の必要性について検討を行い、事業の継続が必要であるとの結論となった場合であっても、適切な事業規模を改めて検討する必要がある。併せて、貸付事務作業の効率化を図るため、転貸導入についても検討していただきたい。

### (意見1) 違約金の調定期間について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が見られるが、借受人との協議により返済が開始された場合のみ違約金が調定されているにすぎず、協議もされず返済もされていない案件は、いずれも調定さえされていない。

債権管理マニュアルでは、下記の通り、「原則、原本が完結となった」場合には、調定するよう規定されている。

(沖縄県林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル一部抜粋)

#### 第3章 その他の事項

##### 2 違約金の徴収

##### (2) 違約金の調定期間

元本が完結に至らない限り、違約金は日々変動していく性質のものであるため、調定に係る事務においては、原則、元本が完結となった時点で調定を行うものとする。

ただし、本マニュアル策定時点において元本が完結していて未調定である違約金については、案件毎の具体的な対応方針を決定した時点で調定するものとする。

(下線は監査人による。)

県の担当者からは、「調定は、元金返済後に行うこととなっておりますが、そのタイミングについては特段、ルール等が無いとの認識です。」、また財政課からは、「元本が完結とならないうちは延滞金が日々変動することから(債権マニュアル141頁)、債権の一部履行については元本から充当しているところであるが(財務規則第50条の2)、元本が完結となった場合は、速やかに延滞金の調定を行うべきと考えます。」との回答があった。

このまま未調定のままだと、調定されないリスクや事務の取り扱いの公平性が保た

れないリスクが存在するため、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

#### （意見2）事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業が、沖縄県内の林業者・木材産業従事者に対して、林業者・木材産業従事者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組みに対して貸し付けることであることを踏まえると、「新規貸付件数」や「新規貸付金額」を成果指標とすることが考えられる。ただし、本事業の真の目的は、単に林業者・木材産業従事者に貸付を実施することにあるのではなく、貸付の実施により、経営の改善等がなされているか、貸付を実施したことにより財務数値がどのくらい改善されたか、「売上の増加」等を調査・把握し、これらの項目を成果指標とすることも適切であると考えられる。

また、既述の通り、近年は新規貸付が無く、もっぱら既存貸付金の回収業務を行っている状況を踏まえると、回収業務における成果指標として、「回収率（＝回収額÷未回収元金）」を設定することも考えられる。

#### （意見3）債権の回収管理について

貸付金の管理簿を確認したところ、全て10年以上前に貸付が行われており、中には昭和のものも混在している。現状、回収は困難だと思われる債権も見受けられる。本貸付金マニュアルでも、「債務者の財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」、「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と規定されている。

以上のことから、まずは、基本的には借受人や貸付時の連帯保証人のもとでの返済期間10年を目処として、期間及び額を見直すべきである。

併せて、債権の整理をされないと、滞留債権はさらに増え続け、管理コストや事務手続等の負担増加を招く恐れがある。滞納整理を図るため、時効援用の申出や債権放棄等による不納欠損処理も必要だと思われる。

## 1.1 沿岸漁業改善資金特別会計（水産課）

### （1）特別会計の概要

沿岸漁業改善資金貸付事業は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、沖縄県内の漁業従事者に対して、漁業技術の近代化・合理化のための経営改善資金や漁業従事者の生活改善資金を無利子で貸し付ける事業である。

#### 【貸付金の種類】

経営等改善資金	<ul style="list-style-type: none"><li>・沿岸漁業の経営もしくは操業状態の改善を図るため、近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式の導入を促進するための資金。</li><li>・漁ろうの安全を図るための施設や漁具の損壊を防止するための施設の資金。</li></ul>
生活改善資金	<ul style="list-style-type: none"><li>・住居の改善や衛生施設の設置等を通じ、家事労働の合理化、生活の合理化を促進するための資金。</li><li>・婦人や高齢者のグループが生き甲斐をもって自主的に行う生産活動を促進するための資金。</li></ul>
青年漁業者等養成確保資金	<ul style="list-style-type: none"><li>・沿岸漁業の担い手を養成・確保するため、青年漁業者や漁業労働に従事する者が漁業経営の基礎形成を助長するための資金。</li><li>・近代的な沿岸漁業の経営方法や技術を習得するための研修に要する経費、経営情報の収集・活用等を行い経営力向上を図るためのパソコン等の購入費、漁業経営を新たに開始する際の漁船の取得費等の資金。</li></ul>

#### 【貸付対象者】

沿岸漁業を営む個人、漁業協同組合など沿岸漁業に従事する者

#### 【貸付利率】

無利息

#### 【担保又は保証人】

貸付金の額	担保又は保証人
100万円未満	連帯保証人1人
100万円以上200万円未満	連帯保証人2人
200万円以上600万円未満	連帯保証人3人
600万円以上	知事が相当と認める担保を提供

【貸付限度額及び償還期間】

経営等改善資金		貸付の内容		貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)
○操船作業省力化機器等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動操舵装置</li> <li>●遠隔操縦装置</li> <li>●<b>サイドスラスター</b></li> <li>●レーダー</li> <li>●自動航跡記録装置</li> <li>●GPS受信機</li> </ul>	1台	100万円	} 500万円	7年以内 (1年以内)	
		//	50万円			
		//	<b>400万円</b>			
		//	180万円			
		//	120万円			
		//	130万円			
○漁ろう作業省力化機器等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●動力式つり機</li> <li>●ラインホーラー等の揚縄機</li> <li>●ネットホーラー等の揚網機</li> <li>●巻取りウインチ</li> <li>●放電式集魚灯</li> <li>●漁業用クレーン</li> <li>●<b>漁獲物等処理装置</b></li> <li>●海水冷却装置</li> <li>●<b>海水殺菌装置</b></li> <li>●漁業用ソナー</li> <li>●カラー魚群探知機</li> <li>●<b>潮流計</b></li> </ul>	1件	500万円	} 500万円	7年以内 (1年以内)	
		1台	120万円			
		//	120万円			
		//	<b>500万円</b>			
		1セット	200万円			
		1台	400万円			
		//	<b>500万円</b>			
		//	180万円			
		//	<b>300万円</b>			
		//	500万円			
		//	150万円			
		//	<b>500万円</b>			
○補機関等駆動機器等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補機関（動力取出装置付きの推進機関を含む）</li> <li>●油圧装置</li> </ul>	1台	400万円	} 500万円	7年以内 (1年以内)	
		//	<b>500万円</b>			
○燃料油消費節減機器等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●推進機関（漁船用環境高度対応機関）</li> <li>●定速装置</li> <li>●発光ダイオード式集魚灯</li> </ul>	1台	2,400万円	} 2,500万円	7年以内 (1年以内)	
		//	120万円			
		//	1,300万円			
○新養殖技術導入資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養殖施設</li> <li>●種苗、餌料等</li> </ul>	1件	400万円	400万円	4年以内 (2年以内)	
○資源管理型漁業推進資金	<p>(1)水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資源管理措置を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用または設置費用</p> <p>(2)(1)と併せて行う、</p> <p>ア. 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>イ. 漁獲物の付加価値向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設の設置費用</p>			1,200万円	10年以内 (3年以内)	
○環境対応型養殖業推進資金	<p>ア. 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等</p> <p>イ. 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な金網いけす・自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器等</p> <p>ウ. ア又はイに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、畜養施設、医薬品、餌料等</p>			2,000万円	10年以内 (3年以内)	

経営等改善資金				
貸付の内容	貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)	
○乗組員安全機器等設置資金 ●転落防止用手すり ●安全カバー装置 ●網揚機安全装置	1件 // //	50万円 50万円 40万円	} 150万円 5年以内 (1年以内)	
○救命消防設備購入資金 ●救命胴衣 ●消火器 ●イーパブ ●小型漁船緊急連絡装置 ●レーダートランスポンダ	1件 // // // //	10万円 10万円 60万円 130万円 65万円		} 130万円 2年以内 (-) 5年以内 (-)
○漁船転覆防止機器等設置資金 ●漁獲物の横移動防止装置 ●甲板下の魚そう	1件 //	30万円 100万円		
○漁船衝突防止機器等購入等資金 ●レーダー反射器 ●無線電話	1件 //	40万円 40万円	} 120万円 5年以内 (-)	
○漁具損壊防止機器等購入資金 ●漁具の標識(灯火付きブイ、レーダー反射器付きブイ)	一人 団体会社	70万円 130万円		} 130万円 5年以内 (-)
○特認資金 ●都道府県が農林水産大臣と協議して指定するもの	農林水産大臣が別に定める額		5年以内 (1年以内)	

生活改善資金						
貸付の内容	貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)			
○生活合理化設備資金 ●し尿浄化装置 ●改良便所 ●自家用給排水施設(動力ポンプを除く) ●太陽熱利用温水装置	1件 // // //	30万円 30万円 10万円 10万円	} 30万円 30万円 10万円 10万円 3年以内 (-) 2年以内 (-)			
○住居利用方式改善資金 ●居室(居間、寝室、子供室、老人室等) ●炊事施設(炊事場、食事室等) ●衛生施設(浴室、便所、洗面所等) ●家事室等(家事室、更衣室、土間等)	} の家屋内部 の改造	1件 // // //		} 150万円 150万円 150万円 150万円 7年以内 (-)		
○婦人・高齢者活動資金 ●婦人又は高齢者のグループが行う生産活動に要する漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器、種苗、餌料、加工用原料、資材等		1件			80万円 80万円	} 80万円 3年以内 (-)

青年漁業者等 養成確保資金			
貸付の内容	貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)
○研修教育資金 ●国内研修(旅費、教材費、授業料、視察費等) ●国外研修(旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人 //	180万円 100万円	} 180万円 5年以内 (1年以内)
○高度経営技術習得資金 ●パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、制御装置等	1人	150万円 150万円	
○漁業経営開始資金 ●漁船、機器、施設、漁具、種苗、餌料等	1人 1団体	2,000万円 2,000万円	10年以内 (3年以内)

【財源】

貸付金の原資については、国庫 2/3、県費 1/3 の割合となっている。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

沿岸漁業改善資金助成法

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【事業の目的】

(1) に記載の通り。

【特別会計にする目的】

本事業は、沿岸漁業改善資金助成法第 13 条により特別会計を設置する必要がある。

【沿岸漁業改善資金助成法第 13 条第 1 項より抜粋】

第 13 条 1 項

都道府県が、第三条第一項及び第二項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

本事業では、貸付希望者への審査及び貸付実行、及び貸付金の回収業務を行っているが、平成 30 年度以降は新規貸付件数がゼロとなっているため、実施している業務はもっぱら貸付金の回収業務となっている。

なお、一部の貸付金については、民間事業者へ回収業務を委託している。また、償還金の収納業務については、信用漁業組合連合会へ委託している。

また、直近 5 年間における貸付金残高の増減推移、及び貸付財源残高推移は、それぞれ次の通りである。

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
貸付金					
新規貸付額	—	—	—	—	—
償還額	11,797	10,196	11,897	3,434	2,760
不能欠損額	—	35	—	—	—
年度末貸付 残高	59,014	48,783	36,886	33,452	30,692
貸付財源残高	268,357	278,553	290,450	293,884	296,644

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入計	552,962	294,752	306,786	311,481	314,896
繰越金	537,643	282,508	293,195	306,397	311,071
預金利子	97	30	16	4	3
貸付金元利収入	11,797	10,196	11,897	3,434	2,759
雑入(違約金)	3,425	2,018	1,678	1,646	1,062
歳出計	270,455	1,557	389	409	499
管理指導事務費	455	1,557	389	409	499
貸付事業費	270,000	—	—	—	—

※ H30の貸付事業費は国への貸付原資返還に係る支出270,000千円  
(国への返還金180,000千円、一般会計への繰出金90,000千円)

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

平成30年度に、資金規模の適正化を図るために、余剰資金について国への返納及び一般会計への繰出を計270,000千円実施した。

(7) 監査の結果及び意見

<事業全体に関する内容>

(意見1) 事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業が、沖縄県内の漁業従事者に対して、漁業技術の近代化・合理化のための経営改善資金等を貸し付けることであることを踏まえると、「新規貸付件数」や「新規貸付金額」を成果指標とすることが考えられる。ただし、本事業の真の目的は、単に漁業従事者に貸付を実施することにあるのではなく、貸付の実施により漁業技術の近代化・合理化のための投資等を行うことで、当該漁業従事者の漁獲量や所得を増加させることにあると考えられることから、貸付実施後の当該漁業従事者の「漁獲増加量」や「漁業所得増加額」を調査・把握し、これらの項目を成果指標とすることが、より適切であると考えられる。

また、既述の通り、近年は新規貸付が無く、もっぱら既存貸付金の回収業務を行っている状況を踏まえると、回収業務における成果指標として、「回収率(=回収額÷未回収元金)」を設定することも考えられる。

(意見2) 適切な事業規模及び事業の必要性について

既述の通り、本事業の新規貸付件数は平成30年度以降ゼロの状況が継続しており、本事業の必要性に疑義を生じさせる状況であると言わざるを得ない。また、新規貸付金がゼロの状況が継続していることに伴い、貸付金財源として本特別会計に保有している2億円以上の預金が、何らの事業にも使用されずに余剰となってしまっており、効率的な財源の活用が実施できていない。

そのため、例えば以下のような手順を経て、本事業の必要性についてゼロベースで検討するとともに、事業の継続が必要であるとの結論となった場合であっても、適切な事業規模を改めて検討し、余剰資金は国への返納及び一般会計への繰出を実施すべきである。

**【事業の必要性検討】**

- ・ 県内の漁業従事者や漁業組合等に対するヒアリング等により、沿岸漁業改善資金貸付金の利用可能性や、改善要望等を把握し、当該貸付金の潜在的な利用可能性を把握する。

**【県が直接融資することの必要性検討】**

- ・ 延滞債権の管理コストや担保評価・連帯保証人の保証力評価に係る困難性等を勘案し、県が直接融資する本事業を継続するか、民間金融機関で融資してもらい、利子や保証料を補助する事業に切り替えるかを検討する。

※ 沿岸漁業改善資金貸付事業は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき各都道府県が実施しているものであるが、事業実施が必須というわけではなく、高知県のように事業を廃止し、金融機関からの融資に際して利子補給、保証料補給を行う事業へ切り替えを行っている県も存在するようである。

**【高知県議会 平成31年3月 商工農林水産委員会 3月12日 議事録より抜粋】**

来年度から新設します融資制度といたしまして、下から5つ目と6つ目の沿岸漁業改善資金利子補給金と同じく沿岸漁業改善資金保証料補給金につきまして御説明を申し上げます。沿岸漁業者に県が直接貸し付けする無利子の資金として昭和54年度から沿岸漁業改善資金を融資してまいりましたが、延滞債権の管理に多くの労力を要することに加えまして、担保の評価や連帯保証人の返済能力の確認に限界があるといった課題がございました。このため、マンパワー確保の視点から事業のスクラップ・アンド・ビルドを進める全庁的な方針に基づきまして、



現状の直貸し制度を廃止しますとともに、漁業者がこれまでと同様に無利子で金融機関から融資が受けられますよう制度を創設し、利子補給、保証料補給を行う  
ものでございます。

(下線は監査人による。)

#### 【適切な事業規模の検討】

- ・ 過去の新規貸付金額、県内の漁業従事者や漁業組合等に対するヒアリングによる資金需要量、県の漁業従事者・漁獲高（農林水産省が公表している漁業センサス等より情報を入手）等に基づき、本事業の適切な資金規模を判定する。
- ・ その結果、貸付準備資金が余剰であると判定された場合には、国への返納及び一般会計への繰出を実施すべきである。

#### （意見3）違約金の調定期期について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が見られるが、借受人と協議により返済が開始された場合のみ違約金が調定されているにすぎず、協議もされず返済もされていない案件は、いずれも調定さえされていない。

債権管理マニュアルでは、下記の通り、「原則、元本が完結となった」場合には、調定するよう規定されている。

（沿岸漁業改善資金債権管理マニュアル一部抜粋）

#### 第3章 その他の事項

#### 2 違約金の徴収

#### （2）違約金の調定期期

元本が完結に至らない限り、違約金は日々変動していく性質のものであるため、調定に係る事務においては、原則、元本が完結となった時点で調定を行うものとする。

ただし、本マニュアル策定時点において元本が完結していて未調定である違約金については、案件毎の具体的な対応方針を決定した時点で調定するものとする。

(下線は監査人による。)

県の担当者からは、「農林水産部として違約金の取扱い方針が定まっていないため、調定を保留している状況です。」、また財政課からは、「元本が完結とならないうちは延滞金が日々変動することから（債権マニュアル 141 頁）、債権の一部履行については元本から充当しているところであるが（財務規則第50条の2）、元本が完結となった場合は、速やかに延滞金の調定を行うべきと考えます。」との回答があった。

このまま未調定のままだと、調定されないリスクや事務の取り扱いの公平性が保たれないリスクが存在するため、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

<個々の貸付金に関する内容>

令和4年度末において貸付金残高が存在する契約（19件、合計残高30,692千円）のうち、貸付金残高が比較的多額なものを8件抽出し、資料閲覧や回収状況の確認を行ったところ発見された事項について、以下に記載する。

なお、上記19件は、貸付実施時期が昭和57年～平成18年のものであり、いずれも当初契約における返済時期を経過しても返済が完了していない「延滞債権」であった。

（指摘1）財産調査を実施していない

沖縄県沿岸漁業改善資金債権管理マニュアル（以下、「債権管理マニュアル」とする。）第1章第3節1.において、「当初の納入期限から1年を経過してもなお履行されない場合は、財産調査に着手しなければならない。財産調査は、特別な事情がない限り、当初の納入期限から1年9ヶ月以内に完了できるように努めることとする。」と規定されており、県は延滞債権に関して、債務者の給与額、預貯金額、保有不動産の状況等の調査を実施する必要がある。また、連帯保証人に対しても、折衝内容に基づき定められた時期に、主債務者と同内容の財産調査を行うことが、債権管理マニュアル第1章第3節3.に規定されている。

しかしながら、サンプルで資料を閲覧した8件全てについて、県が保管している債務者に関する資料ファイル内に、債務者及び連帯保証人に対する財産調査を実施したことがわかる資料、及び債務者及び連帯保証人の収入額・保有財産額がわかる資料が保存されていなかった。この点、県担当者に質問したところ、債権管理マニュアルに従った形で、債務者の詳細な財産調査は実施していないとのことであった。

財産調査を実施しなければ、債務者及び連帯保証人の正確な返済能力が判明せず、適切な回収方針を立案できないため、県は債権管理マニュアルに従い財産調査を実施し、その結果を踏まえて延滞債権の回収方針を決定すべきである。

（指摘2）少額返済者に対する延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切

延滞債権の中に、「毎月1万円」等、未回収元金に比して年間返済額が少額にとどまっているものが散見された。このような回収方法を続けたとしても、以下の通り、元金の完済までは長期間に及ぶことになると考えられる。

【年間返済額が少額な貸付金の状況】

貸付年度	A：令和4年度 年間返済額（円）	B：令和4年度末 未回収元金残高 （円）	B÷A 元金完済までの期間 （年）
昭和57年	150,000円	1,804,901円	12.0年

平成 2 年	120,000 円	1,739,000 円	14.5 年
平成 7 年	20,000 円	1,289,324 円	64.5 年
平成 8 年	55,000 円	4,856,000 円	88.3 年
平成 13 年	90,000 円	7,006,104 円	77.8 年
平成 17 年	320,000 円	1,660,000 円	5.2 年

一方、債権管理マニュアル第 1 章第 5 節において、債務者の履行意思の有無及び財産調査を行った上で、財産調査から 2 年以内に延滞債権の回収方針を定める旨が規定されており、「資力が不十分で履行意思のある債務者（沿岸漁業改善資金助成法第 10 条及び同法施行令第 6 条の規定に該当する場合を除く）」に対しては、次のような回収方針とすることが定められている。

1. 債務者の漁業従事者の状況、財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。
2. 早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で 10 年を目途とする。
3. 完済まで 10 年を超える見込みの場合は、原則、連帯保証人への履行の請求を併せて行うものとする。

しかしながら、監査人が資料を閲覧した年間返済額が少額の契約について、県が保管している債務者に関する資料ファイル内に「財産調査から起算して 10 年以内の償還計画」が保存されていなかった。

償還計画を作成せず、単に現状の返済額を継続しても、完済までの期間が 10 年を超える契約が複数存在するが、このような貸付金の完済可能性については疑義が生じると言わざるを得ない。

県は、債権管理マニュアルに基づき、「10 年以内の償還計画」の作成を検討するとともに、完済までの償還期間が 10 年を超える契約については、連帯保証人への履行を行うことで、完済に向けた努力を最大限行うべきである。

また、財産調査の結果、資力があると判断されたにもかかわらず、10 年経過しても完済しないような債務者に対しては、債権管理マニュアルに従い、強制執行及び訴訟手続による履行の請求等の強制徴収を取ることを検討すべきである。

なお、年間返済額が少額の延滞債権の中には、債務者の意向として「毎月 1 万円の返済にとどまっていたが、子息の留学費用の仕送りが終了する見込みのため、今後は返済額を償還したい。」との借受者の申出がある契約があった。しかしながら、当該留学費用の仕送りは 6 年間で 3 千万円と高額であり、生活に必須とは言えない留学に係る高額費用の支出を行っておきながら、県からの借入金返済は毎月 1 万円にとどまり返済が延滞

している、という状況は、県民感情を踏まえると納得し難い。

このような状況を防止するためにも、適切な財産調査の実施、及び調査結果に基づく償還計画の立案・実行が望まれる。

また、年間返済額が少額の契約の中には、主債務者が継続して返済を行っていることを理由に連帯保証人への督促を保留している契約が存在したが、完済までの期間が10年を超える契約については、債権管理マニュアルに従い、連帯保証人への履行を行うことを検討すべきである。

さらに、年間返済額が少額の延滞債権の中には、連帯保証人に面談するも支払意思が無いとの回答を受けただけのものが存在したが、延滞債権については、本人の支払意思とは無関係に連帯保証人にも法的な支払義務が生じると考えられるため、連帯保証人の財産調査を行った上で、主債務者が10年間で完済できないのであれば、連帯保証人にも請求を行うべきである。

(指摘3) 返済の無い延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切

延滞債権の中には、令和4年度の返済額がゼロの債権が複数存在した。これは、主債務者及び連帯保証人が、死亡、行方不明、無資力、等の理由により、債権の回収が実行できなかったことが主な原因である。

このように、債務者に資力が認められないような場合の取扱いであるが、債権管理マニュアル第1章第5節において、債務者の履行意思の有無及び財産調査を行った上で、財産調査から2年以内に延滞債権の回収方針を定める旨が規定されており、「無資力又はこれに近い状態（沿岸漁業改善資金助成法第10条及び同法施行令第6条の規定に該当する場合を除く）」の債務者に対しては、次のような回収方針とすることが定められている。

1. 債務者の資力等の状況に変化がないか確認するための調査を年1回行うものとする。
2. 最終返済から10年を経過しても無資力等の状況に変化が無い場合には、時効の援用や債権放棄の消滅手続をとることとする。

しかしながら、監査人が資料を閲覧した年間返済額ゼロの延滞債権については、県が保管している債務者に関する資料ファイル内に、債務者の資力の変化を年1回調査した資料が存在せず、債権管理マニュアルに従った運用が実施されていなかった。

県は、主債務者及び連帯保証人に資力が認められない延滞債権については、債権管理マニュアルに基づき、年1回債務者の資力について状況変化の有無を確認し、最終返済から10年を経過しても無資力等の状況に変化が無い場合には、時効の援用や債権放棄

の消滅手続をとる必要がある。

また、監査人が資料を閲覧した年間返済額ゼロの契約の中には、連帯保証人の相続人が相続放棄証明書を提出したとの情報を入手するのみであったものが存在したが、主債務者又は連帯保証人の相続人が相続放棄した事実を確認する場合には、相続人へのヒアリングのみに留まらず、相続放棄申述受理証明書を入手することで、その事実を確認すべきである。

#### （意見4）貸付時入手資料の整理・保管が不十分

県は、貸付申請時に、借入希望者及びその連帯保証人より、所得証明書又は確定申告書の写し、口座の残高証明書または通帳の写し等の、収入額や預金保有額を証明する資料を入手することになっている。

しかしながら、監査人が閲覧した債務者に関する資料ファイル内に、これらの資料が保管されていない延滞債権が存在した。この点、県担当者に質問したところ、「貸付時に入手することになっている。」との説明はあったが、閲覧したファイル内に資料が存在しない理由は不明であった。

収入額や預金保有額を証明する資料は、債務者個人の重要な情報であるため、情報漏洩や紛失を防ぎ適切に保管する必要があるため、留意されたい。

## 1.2 産業振興基金特別会計（産業政策課）

### （1）特別会計の概要

本県の産業振興を図るため設置されたもので、平成元年に、沖縄電力㈱の民営化に伴う政府保有株式の売却益に基づく国からの補助を受けて設置した沖縄県産業振興基金（110億円）の運用収益を財源として、戦略的産業育成支援事業や人材育成事業などの補助事業を実施している。

### （2）事業の根拠法・関係例規等

- ・ 沖縄県産業振興基金条例
- ・ 沖縄県産業振興基金造成費補助金交付要綱
- ・ 沖縄県産業振興基金管理運営要領

### ・ 沖縄県特別会計設置条例第1条

#### 【沖縄県特別会計設置条例第1条より抜粋】

#### 第1条

地方自治法第209条第2項の規定により、別表第1イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

### （3）事業の目的、特別会計にする目的

#### （事業の目的）

産業振興基金特別会計は、沖縄県の産業振興を推進するための特別事業を実施するため、国の補助（110億円）を受けて平成元年に「沖縄県産業振興基金」を造成するために設けられたものである。

#### <特別事業の具体的な内容>

- 1 戦略的産業育成支援事業
- 2 エネルギー基盤安定整備事業
- 3 地域産業技術活性化・高度化支援事業
- 4 技術・情報基盤整備事業
- 5 経営専門家・技術者招聘事業
- 6 人材バンク事業
- 7 人材育成事業
- 8 北部地域の産業振興のために必要な事業

#### （一般会計と区分する必要性）

当該基金は積み立てられた現金を国債等により運用し、当該運用益を特別事業の経費

に充てる形式となっている。

また、原資となる国の補助金は沖縄県の裁量で処分等はできず、特別事業を廃止した場合には、原資を国庫に返納することとされている。

そのため、基金の原資である 110 億円及び当該基金の運用益は、その額の増減を個別に管理する必要があることから、特別会計を設置している。

#### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

沖縄県では、国の補助を受けて創設した「沖縄県産業振興基金」の運用収入を財源とする「沖縄県産業振興基金特別会計」を設置し、産業振興に資する補助金交付事業を実施している。合わせて、補助金交付事業者に対するハンズオン支援を業務委託により実施している。

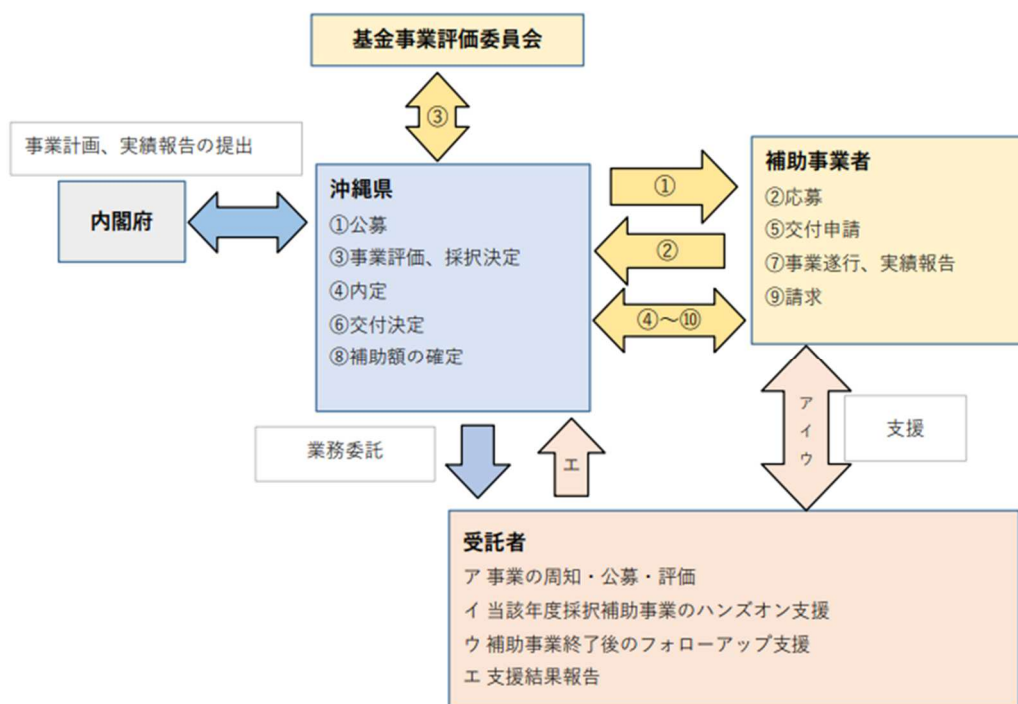
#### (創設経緯)

沖縄電力(株)の民営化に伴う政府保有株式の売却益の一部を活用し、平成元年に果実運用型の基金として設立している（基金金額 100 億円）。

その後、北部地域産業振興事業分として、合計 10 億円を基金に積み増している。

- ① 平成元年 1 月：100 億円の国補助（昭和 63 年補正）を受け基金創設
- ② 平成 11 年 3 月：5 億円の国補助（特別調整費）を受け積み増し
- ③ 平成 13 年 3 月：5 億円の国補助（特別調整費）を受け積み増し

#### (事業スキーム)



(補助事業の内容)

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第1条によれば、「本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業の振興を図る」ために補助事業を実施しており、具体的な補助対象事業は次のとおりである。

補助対象事業	補助事業内容	補助率等
① 戦略的産業育成支援事業	本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業(情報通信産業、観光リゾート産業、臨空・臨港型産業等)の育成・支援	3/4 以内(県出資法人は 10/10 以内)
② エネルギー基盤安定整備事業	本県におけるクリーンエネルギーの利活用、エネルギー供給の不利性低減等のエネルギー基盤安定化に資する事業	2/3 以内(補助限度額: 30 百万円/件)
③ 地域産業連携支援事業	産業分類の異なる複数の事業者団体等で構成する連携体が行う、地域産業の活性化・高度化に寄与すると認められる研究開発事業	3/4 以内
④ 地域産業支援事業	地域特性を生かした地域産業の活性化・高度化に大きく寄与すると認められる新技術・新製品の研究開発事業、地域産業育成支援事業等	2/3 以内(県出資法人は 10/10 以内)
⑤ 技術基盤整備事業	技術の集積・他産業との連携による高度化・高付加価値化、生産プロセスの見直しによる競争力強化等を推進するものづくり・生産技術の基盤整備事業	1/2 以内(補助限度額: 10 百万円/件)
⑥ 人材育成事業	マネジメント人材、研究者及び技術者に対して専門的知識を習得させるため、国公設試験研究機関、先進企業等への派遣研修事業、海外派遣研修事業等の人材育成事業	3/4 以内(県出資法人は 10/10 以内)
⑦ 北部地域産業振興事業	北部地域(名護市、国頭郡、伊平屋村及び伊是名村)における地場産業、情報関連産業、地域イベント等の戦略的産業及び情報関連、技術・研究開発関連、観光リゾート関連、農林水産業関連分野等の人材育成事業等	10/10 以内 ※現在は 3/4 以内で運用



(委託事業の内容)

産業振興に関する幅広い知識及び経営並びに多様な情報・人的ネットワークを有するコーディネーターにより、事業遂行中の補助事業者に対する「ハンズオン支援」及び事業終了後の補助事業者に対する「フォローアップ支援」を行うことで、事業効果の最大化、補助事業者の経営基盤の強化及び持続的発展を促進する。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入計	198,697	218,856	160,111	138,892	128,283
運用収入	109,657	118,045	74,050	64,304	65,704
その他	4	2	—	—	—
前年度繰越金	89,036	100,809	86,061	74,588	62,579
歳出計	97,888	132,796	85,523	76,313	54,727
補助金	69,955	102,459	59,323	48,670	32,957
委託費	21,746	21,661	17,911	18,599	15,098
運営費	6,187	8,676	8,289	9,045	6,672
次年度繰越金	100,809	86,061	74,588	62,579	73,556

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について  
該当なし。

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 事業全体の成果指標が設定されていない

県は、本特別会計における個々の補助金交付取引について、それぞれの成果指標を定め、年度末に成果指標の達成度を測定しており、成果指標については、補助金が交付された事業の売上高等が設定されていた。このように、個々の補助金交付取引に関しては概ね適切な成果指標が設定されていた。

一方、県は本特別会計全体の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本特別会計事業が、技術革新、高度情報化、国際化等に対応することにより、県内の産業振興を図ることであることを踏まえると、「補助金交付事業の売上増加額総合計」や「補助金交付事業における雇用者増加数総合計」等を成果指標とすることが考えられる。

ただし、補助金交付先の中には、県から補助金を受領した事業者（A社）が、補助金を財源として他の事業者（B社）に助成金を交付し、B社の新製品や新サービスの研究開発・事業化可能性調査を支援しているケースも存在する。このような補助金交付取引の場合、A社では助成金を交付するだけで売上が増加する訳ではないと考えられることから、成果指標としては、B社の売上増加額や雇用者増加数を設定することが考えられる。

また、本事業の成果については、成果指標の達成度に基づき判定すべきであり、計画した成果が得られていないと判断された場合には、成果指標達成のための改善施策を講じるとともに、それでも成果指標が達成されない場合は、事業の縮小や廃止の検討を行うべきである。

なお、補助金を交付した事業が、交付年度には成果が出なかった場合でも、次年度以降に売上が増加するということも考えられる。そのため、補助金交付年度の売上増加額のみならず、交付から複数年に渡っての売上増加累計額により効果を測定することが望ましい。その上で、本特別会計における補助金交付累計額に対し、成果として補助金交付以降の売上増加累計額が上回っていれば、本事業は一定の成果が上がっていると判断する方法も考えられる。

また、本特別会計では、補助金交付先へのハンズオン支援業務を民間事業者に委託しているが、特別会計全体の成果を測定することは、補助金交付取引のみならず、ハンズオン支援委託取引の効果も含めて測定することができるため有用である。

#### （意見2）成果の公表内容に改善の余地がある

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第15条1項において、「知事は、補助事業の成果を公表することができる。」と定められているが、近年の成果公表方法の概要について県担当課に確認したところ、以下の回答を得た。

##### <コロナ禍前>

補助事業者各社による成果報告会の開催。

##### <コロナ禍中>

報告会の開催見合わせ。

##### <令和4年度>

ハンズオン支援事業の委託事業者である沖縄県産業振興公社のHPにおいて、補助事業の周知用事例集に主な取組を記載したパンフレット掲載し、本事業の周知・活用の促進のために使用している。

（沖縄県産業振興公社 HP：<https://okinawa-ric.jp/service/post-48.html>）

県は、コロナ禍中を除き、何らかの形で事業の成果を公表しているが、今後は意見①

の記載内容を踏まえ、本特別会計事業の成果指標を定めた上で、当該成果指標の達成度についても公表することを検討すべきである。また、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程によれば、成果の公表は県が実施すべき事項であることから、委託事業者 HP の掲載をもって成果公表を代替すべきではなく、県の HP に掲載すべきである。

(指摘1) 県出資法人への補助率が適切でない

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第2条及び別表において、補助金の種類ごとに補助対象経費に対する補助率が定められているが、そのうち、県が出資して設立した産業振興を目的とする法人で、知事が特に必要と認めるもの（以下「県出資法人」という。）に対する補助率がそれ以外の法人に対する補助率より優遇されている補助金が、以下の通り存在した。

補助対象事業	補助率 (県出資法人)	補助率 (県出資法人以外)
戦略的産業育成支援事業	10/10 以内	3/4 以内
地域産業技術活性化・高度化支援事業 (地域産業支援事業)	10/10 以内	2/3 以内
技術・情報基盤整備事業	10/10 以内	(補助対象外)
人材育成事業	10/10 以内	2/3 以内

この点、県担当課に対し、県出資法人への補助率が優遇されている理由を質問したところ、「本事業を開始した平成元年当時は、第2次沖縄振興開発計画に基づき社会資本（ハード）整備が主として実施されており、ソフト面の産業振興については、県が出資した公益法人等を通し、民間の力を活かしながら間接補助により実施することとして10/10 補助率を設定し実施していた。その後、沖縄振興計画としてソフト面での振興策が実施されてきた中で県出資法人に限らず民間事業者等への補助率を設定し、広く産業振興に係る取組提案を募集している。」とのことであった。

このように、過去の経緯を踏まえ県出資法人への補助率が10/10 となっているようであるが、現状の本事業における補助金交付先は県出資法人に限定されているわけではない。

公金を財源とする補助金交付には公平性が求められるべきであるが、県からの出資の有無という要件のみで、補助率を変えるのは公平性を確保できているとは言い難い。

また、県の「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針（総務部財政課）」第4（4）において、県が外郭団体に財政支援を行う場合には、当該外郭団体に対して最大限の経費削減及び収入確保を求めていることを踏まえると、県から外郭団体への財政支援は必

要最小限に抑えるべきと考えられるが、本事業において県出資法人であるだけで補助率が優遇されている点は、このような考えと相反するものであり、是正が必要と考えられる。

なお、県担当課によれば、県出資法人の中には収益事業を実施する株式会社等もあることから、県出資法人に限る規定については考え方の見直しを行い、公益目的の事業に取り組む公益法人や NPO 法人、商工会等を対象とした内容に、今年度中に改正することであった。

### 1.3 中小企業振興資金特別会計（中小企業支援課）

#### (1) 特別会計の概要

中小企業の設備の近代化・合理化を推進し、生産性の向上を図るために設置されたもので、公益財団法人沖縄県産業振興公社に対し、同公社が実施する機械類の貸与を実施するために必要な原資の貸付けを実施している。

#### (2) 事業の根拠法・関係例規等

- ・ 沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程

- ・ 沖縄県特別会計設置条例第1条

#### 【沖縄県特別会計設置条例第1条より抜粋】

##### 第1条

地方自治法第209条第2項の規定により、別表第1イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

#### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

県単独事業の機械類貸与制度は、国の設備貸与制度を補完するために昭和58年に設定され、多くの県内中小企業者の経営基盤強化・近代化・合理化に貢献してきた。

機械類貸与制度原資貸付事業とは、実施期間である公益財団法人沖縄県産業振興公社に対し、貸与を実施するために必要な原資を貸し付ける事業である。

#### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

（機械類貸与の概要）

	機械類貸与	
根拠法	沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程	
貸付実施機関	公益財団法人沖縄県産業振興公社	
財源	県 10/10	
制度概要	創業及び経営基盤の強化に必要な設備を公社が購入し、企業に割賦販売又はリースする制度。	
実績（R4 末まで）	貸与件数：850 件 貸与社数：845 件（社）	13,241,562,000 円

#### （貸付条件）

利率	年1%を超えない範囲で知事が別に定める率
貸付期間	原則として11年以内
償還方法	原則として1年～2年以内の据置元金均等年賦償還

(貸付状況の推移)

### 振興特別会計年度別貸付状況

(単位：千円)

貸付年度	機 械 類 貸 与			
	件数 (企業数)	貸付実績額	予 算 額	執行率
H15	20	382,050	450,000	84.9%
H16	21	496,590	500,000	99.3%
H17	18	468,650	500,000	93.7%
H18	16	427,840	450,000	95.1%
H19	21	424,960	450,000	94.4%
H20	24	350,600	450,000	77.9%
H21	19	482,380	500,000	96.5%
H22	9	102,880	500,000	20.6%
H23	22	452,100	500,000	90.4%
H24	25	346,810	500,000	69.4%
H25	21	444,100	500,000	88.8%
H26	16	327,330	500,000	65.5%
H27	16	241,170	520,000	46.4%
H28	7	77,570	230,000	33.7%
H29	12	167,080	400,000	41.8%
H30	10	170,530	400,000	42.6%
R1	18	343,450	400,000	85.9%
R2	10	269,249	400,000	67.3%
R3	16	325,500	400,000	81.4%
R4	11	196,073	400,000	49.0%
累計 S58～	845	13,241,562	15,920,000	83.2%

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入 計	1,469,136	1,076,298	947,584	883,871	775,723
前年度繰越金	1,137,231	798,556	732,797	678,205	558,239
元利収入	331,905	277,742	214,787	205,666	217,484
歳出 計	670,581	343,501	269,379	325,632	196,205
貸付金	170,530	343,450	269,249	325,500	196,073
事務費	51	51	130	132	132
一般会計への繰出	500,000	—	—	—	—
次年度繰越剰余金	798,556	732,797	678,205	558,239	579,518

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について  
直近では、平成30年度に余剰金500,000千円を一般会計へ繰り出している。

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 事業全体の成果指標について改善の余地がある

県担当課によれば、本特別会計事業の成果指標として、沖縄県産業振興公社への貸付金額を設定している。沖縄県産業振興公社への貸付金額と、本特別会計事業の目的である「県内中小企業者の設備近代化」には一定程度の相関関係が存在すると考えられることから、貸付金額を成果指標として設定することには一定の合理性が認められるものと考えられる。

ただし、本特別会計事業が目指すべき効果は、単に県内中小企業の設備が近代化されることのみではなく、新たに導入した設備を活用することにより、県内中小企業の売上や利益を維持又は増大させ、もって、県の経済状況を活性化させることであると考えられると、成果指標についても沖縄県産業振興公社への貸付金額のみならず、「貸与を受けた事業者の売上又は利益増加額」等の指標も合わせて設定することを検討されたい。

なお、設備投資の効果は投資初年度のみならず、複数年度に渡って発現されるため、成果指標として事業者の売上又は利益増加額を採用する場合、例えば、貸付金完済までの複数年度に渡る累計額により測定することが望ましい。

(意見2) 新規貸付の目標金額について

(4)に記載した通り、年度ごとの新規貸付件数及び貸付金額は減少傾向にあり、予算執行率も減少傾向にある。そのため、予算額が目標値として合理的であるとの前提に立った場合には、予算達成率が低下しており、事業の成果が十分に果たせていないとの評価となり、新規貸付金額の増加のための抜本的な施策を講じる必要があるとの結論となるのではないかと。

一方、単に本特別会計事業における貸付金額を増加させることが、本当に県民の利益に資するかどうかについては、今一度検討が必要であると考えられる。

県内中小企業に機械類を貸与すること自体は、本来、民間金融機関が実施すべき事業内容であるため、貸与先事業者の区分ごとに民間金融機関と沖縄県産業振興公社の役割分担を行うことが有用であると考えられる。例えば、本特別会計事業の貸与先として、民間金融機関では融資することが難しいような信用リスクが比較的高い事業者(新規設立会社も含む)をターゲットとすることが考えられる。このように役割分担した場合には、民間金融機関が融資可能な事業者に対して、沖縄県産業振興公社が積極的に貸与制度の営業活動を行う必要は無く、その結果、目標とすべき新規貸付金額も、現状の予算額よりも引き下げられる可能性がある。

なお、信用リスクの比較的高い事業者に貸与を行う場合には、事業計画の合理性を検討するとともに、必要な債権保全措置（保証金の受入、連帯保証人の設定、等）を実行した上で、慎重に貸与の可否を判定し、将来の貸倒リスクを低減させるべきである点に留意されたい。

以上を踏まえ、県は、沖縄県産業振興公社と連携し、本特別会計事業の民間金融機関との役割分担及び、役割分担を踏まえた新規貸付目標金額の設定を、改めて検討されたい。

#### （意見3） 損料率の設定について

「機械類貸与制度における損料率の適用設定基準」では、「経営自己診断システム」の総合診断結果により、区分が分かれており、その区分に応じて、「損料率」が 1.7%、1.9%、2.1%として設定されている。

ただ実際には、民間の金融機関での貸付が厳しい事業者の紹介を受けていると伺ったが、損料率が3区分しか基準上では確認できなかった。民間金融機関で貸付が困難であることは、それだけ貸倒リスクも相当に高いことが想定されるため、信用リスクに応じた、さらなる損料率の区分の設定が必要だと思われる。

#### （意見4） 歳入の繰越金について

令和4年度末における繰越金は558,239千円である。

特別会計の繰越金については、「概算要求基準」中に「過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰出すこと」とあるが、その判断の基準等（一定金額に達した場合には、一般会計へ繰出を行う等）は確認できなかった。例えば、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。

併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金（余剰金）の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。

#### （意見5） 県が本来支援すべき貸与先及び規程等による貸与先の明確化について

本特別会計は、県単独事業で機械類貸与制度として、沖縄県から（公財）沖縄県産業振興公社（以下、「公社」という。）に対し、県内の中小企業者への貸与を実施するために必要な原資の貸付を行い、公社から当該企業者へ設備の貸与により、多くの県内中小企業者の経営基盤強化・近代化・合理化に貢献してきた。



機械類貸与制度は、創業及び経営基盤の強化に必要な設備を公社が購入し、企業に割賦販売又はリースする制度である。今回、貸与の実績を確認したところ、下記の事例が確認された。

業種	設備名	金額
一般乗車旅客自動車運送業	照明器具 (LED)	3,850 千円

「沖縄県中小企業機械類貸与貸付規程」第1条の目的では、「中小企業者の設備の近代化を図り、もってその経営の安定に資することを目的とする。」とあるが、本事例は、「照明設備のLED化」であり、本事業とも直接的に紐づかない設備の貸与である。また、LEDの照明器具の設置により節電効果や照明設備の充実による作業の効率化などが期待できるものであり、当該企業者の特有の設備投資事例ではなく、どの事業者にも該当するような設備投資事例である。

果たして、県が支援すべき「中小企業者の設備の近代化を図り、もってその経営の安定に資することを目的」に沿った設備貸与となっているのか、民間の金融機関でも、支援可能な貸与に対してまで県の支援、公金を活用すべきか、疑念を感じざるを得ない。

限られた公金であるため、本来の目的に沿った支援となるように、民間金融機関で対応可能な範囲については、民間金融機関に一任すべきである。

現状の問題点として、基準、ルール等が示す目的が抽象的で曖昧であり、当該制度の目的である「中小企業者の設備の近代化」という解釈が間接的な部分まで広範囲に設定されている印象を受ける。このことから、民間金融機関でも対応可能な範囲まで、ターゲットが及んでいることが考えられるため、対象先を明確化し、県と民間金融機関の目的等が重複しないように、県は民間金融機関で支援できない必要最低限の支援をすることが望ましい。

#### 14 中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計（港湾課）

##### （1）特別会計の概要

泡瀬地区開発事業は、沖縄本島中部圏東海岸地域の活性化を図るため、海洋性レクリエーション活動拠点や国際交流リゾート拠点、情報、教育、文化の拠点を整備しスポーツコンベンション拠点の形成を目指すものであり、また、本島中部圏経済の活性化及び新たな雇用を確保することによって、沖縄県の均衡ある発展に寄与するものである。

なお、同事業は、一般会計部分と特別会計部分に区分される。

一般会計により実施	臨港道路及び人工海浜等の整備
特別会計により実施	県保有地の埋立、埋立地の地盤改良等

同事業全体の収支計画は、一般会計と特別会計ごとに立案されており、それぞれ次の通りとなっている。

##### 【特別会計】

（単位：千円）

歳入 計	12,726,633	
土地売却代	11,766,619	沖縄市からの土地売却収入
漁業補償再取得	959,882	
預金利子収入	132	
歳出 計	12,661,313	
漁業補償費	1,998,000	
土地購入費	8,134,833	国からの土地購入費
建設費	1,436,709	地盤改良、埋立工事、測量費、等
事務費	81,760	
県債利子	1,010,011	
収益	65,319	

※平成12年度～令和20年度の累計。

県債元金の収入及び支出は記載を省略。

##### 【一般会計】

（単位：千円）

歳出 計	19,912,000
防波堤、物揚場、航路・泊地、護岸	5,780,000
養浜、護岸、緑地	14,132,000

※平成23年度～令和13年度の累計。

財源は国庫支出金を想定している。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条

【地方財政法第6条より抜粋】

第6条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。

【地方財政法施行令第46条より抜粋】

第46条

法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

(下線部は監査人による)

沖縄県特別会計設置条例第1条

【沖縄県特別会計設置条例第1条より抜粋】

第1条

地方自治法第209条第2項の規定により、別表第1イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【事業の目的】

- (1) に記載の通り。

### 【特別会計にする目的】

本事業は、地方財政法第6条及び沖縄県特別会計設置条例第1条に基づき、事業の円滑な運営を図る目的で、特別会計を設置している。

本特別会計は、県債収入を財源として用地を埋立・整備した後に、当該埋立地を沖縄市に売却するが、この土地売却収入により県債を償還する。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

泡瀬地区開発事業は、沖縄市泡瀬地区の開発予定地を埋め立てた上で、地盤改良等の整備を行い、当該用地の一部を民間事業者へ売却し、商業施設、宿泊施設、医療施設等を集積させたスポーツコンベンション拠点の形成を目指すものである。

泡瀬地区開発事業は、国・沖縄県・沖縄市が役割を分担した上で実施する。それぞれの役割は次の通りであり、本特別会計では、「県保有地の埋立」「国による埋立地の取得」「埋立地の地盤改良等」「埋立地の沖縄市の譲渡」が実施される。なお、特別会計の事業費は、主に県債により財源措置されている。

### 国・県・沖縄市の役割

国・・・埋立(面積約86ha)

県・・・埋立(面積約9ha)、国が埋立分を含めた地盤改良等 → 特別会計(中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業)で実施  
港湾施設等整備(臨港道路、人工海浜等の整備) → 一般会計で実施

沖縄市・・・区画道路、上下水道などの整備及び、企業等への造成された土地の売却

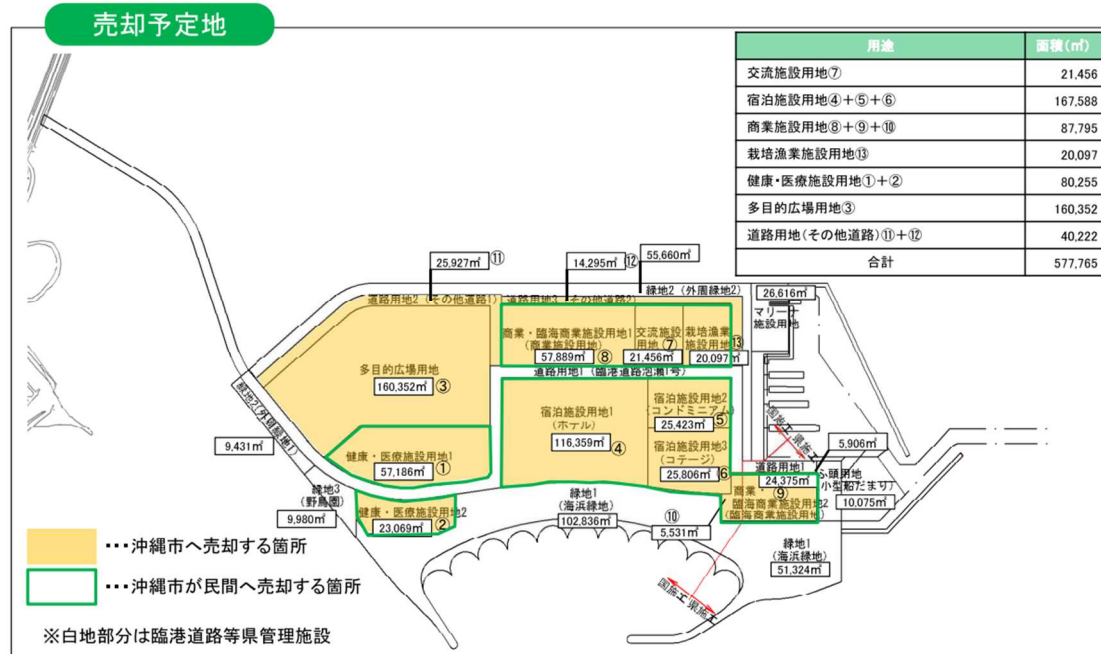
※国が埋め立てた分を県が購入、県が埋め立て分を含め、地盤改良等を行い、県が管理する箇所(道路等)を除いた約58haを沖縄市に売却する。



埋め立て施工区分

また、埋立地の用途及び土地利用イメージは、次の通りである。

## ■ 中城湾港(泡瀬地区)処分区分図



## ■ 土地利用計画のイメージ



(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入計	518,576	321,860	393,512	207,261	258,180
繰越金	2,472	2,300	2,115	1,941	1,764
県債	516,104	319,560	391,397	205,320	256,416
歳出計	516,276	319,745	391,571	205,496	256,620
港湾建設費	201,188	33,603	29,396	27,467	40,039
元金償還金	311,737	283,414	359,659	175,540	213,777
利子償還金	3,351	2,728	2,515	2,489	2,804

※ 令和4年度港湾建設費の主な内容は、土砂運搬工事費（35,759千円）である。

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

港湾建設費は県債収入を財源としているため、一般会計からの繰入又は一般会計への繰出は無い。

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 事業実施のスケジュールについて

本事業の事業完了予定時期は、当初は令和9年度を予定していたものの、現在は令和13年度と4年ほど後ろ倒しとなっている。これは、トカゲハゼの産卵期（4～7月）は埋立工事が実施できないこと、国との調整に時間を要したこと、沖縄振興一括交付金が減額したこと、等が原因であるとのことであり、県の瑕疵は特に無いものと考えられる。

ただし、本事業の完了時期が後ろ倒しになってしまうと、県中部経済の活性化及び新たな雇用の確保という本事業の成果が発現する時期も遅れてしまうため、なるべく事業の遅れが生じないように留意して、事業を実行する必要があると考えられる。

(意見2) 適切な人員配置及び内部統制の整備運用について

一人の担当者で、当特別会計を含む4特別会計の収支管理を一人で担当されていた。他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、今般の事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念される。

行政管理課に人員配置の状況について確認したところ、「職員配置については、その

必要性や効果、業務量等に応じて適切な配置に努めております。その上で、各課における各職員の担当事務やその業務量については、課長等による課内マネジメントによる対応が求められるところであると考えております。今後とも職員の再配置や業務の効率化等も考慮しながら、適切に対応していきたいと考えております。」との回答であった。

業務量が一人に過重負担となっていないか等適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

## 15 下地島空港特別会計（空港課）

### （1）特別会計の概要

下地島空港特別会計は、宮古島市伊良部にある下地島空港の建設・維持管理を円滑に行うため、昭和47年に設置された沖縄県訓練飛行場特別会計が前身となっている。

下地島空港は、昭和40年前後に航空需要の世界的な伸長を受け、国内にジェットパイロット養成のための訓練飛行場を建設したいという民間航空会社の強い要望により建設され、昭和54年度に供用開始されたものである。

しかしながら、その後、実機を使わないシミュレーションによる訓練や外国での実機訓練が増加したことにより、平成22年度に日本航空が、平成26年度に全日本空輸が下地島空港での操縦練習使用を終了することとなった。

このような状況の中、県は、下地島空港の高度な空港機能と、広大な周辺公有地の有効活用を図るため、平成27年3月に利活用の目標像を定めた「下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針」（以下、「利活用基本方針」という。）を策定し、民間事業者のノウハウ等に基づく利活用の促進に取り組んでいるところである。

#### 【利活用基本方針の概要】

##### 1. 下地島空港及び周辺用地の利活用についての基本的考え方

- (1) 民間事業者のノウハウ等に基づく主体的な利活用
- (2) 経済・社会の発展に寄与する将来性・持続性のある利活用
- (3) 財政健全化と公共の福祉の増進が両立する利活用

##### 2. 利活用の目標像

- (1) 地域が有する貴重な資源・資産を有効に活用した利活用  
～地域特性の維持・存続及び世界への発信～
- (2) 地域の資源を強みとした、世界水準の観光リゾート地の形成  
～高付加価値型の観光リゾート地の形成～
- (3) 空港利用や観光リゾートとしての利用を核とした、親和性ある新たな事業・産業の誘引  
～空港・観光リゾートを核とした利活用の拡大～

##### 3. 利活用事業の具体的な方向性

- (1) 下地島空港の利活用
  - ① 世界の空の持続的発展に不可欠なパイロット育成など、将来の訓練需要に応じていくための利活用
  - ② 新事業・新産業の創出など、空のイノベーションを指向する多様な利用・需要に応じていくための利活用



- ③ プライベートジェットや小型機など、多様な航空・空港利用者の需要に応えていくための利活用
- (2) 周辺用地の利活用
  - ① 航空利用の促進につながる、アジアを代表するリゾート地としての利活用
  - ② 観光・リゾートでの航空利用による離島地域間の連携促進のためのコンテンツの誘導・育成
- 4. 利活用事業の実現に向けた今後の進め方  
利活用実施計画に基づき実施する。

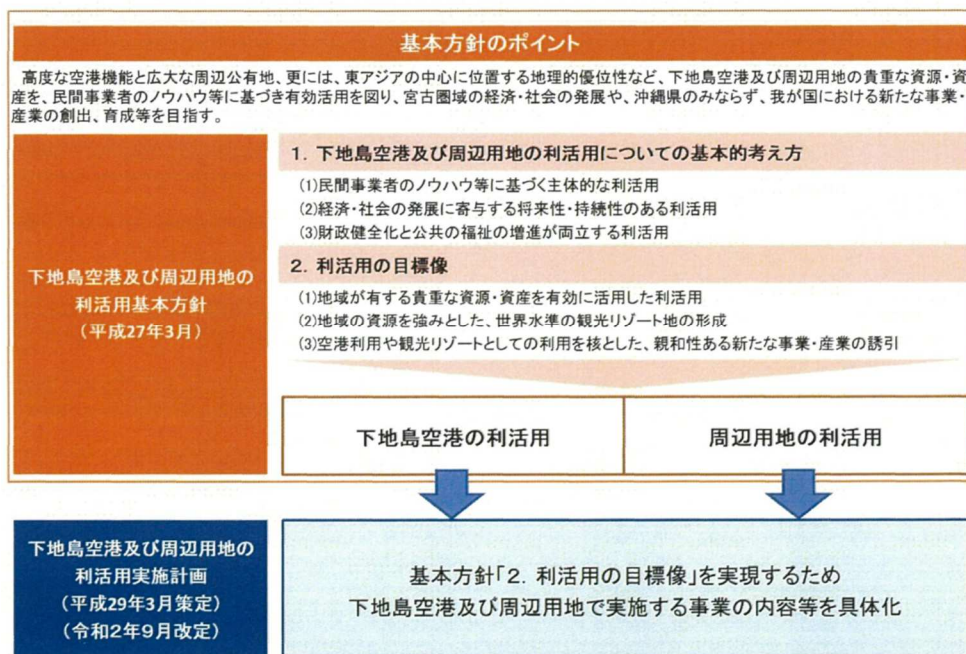
また、利活用基本方針における目標達成のために、個々の事業内容を具体化し、今後の取り組みを明らかにすることを目的として、「下地島空港及び周辺用地の利活用実施計画（第一次改定） 令和2年9月」（以下、「利活用実施計画」という。）が策定されている。

【利活用実施計画の概要】

第1章 はじめに

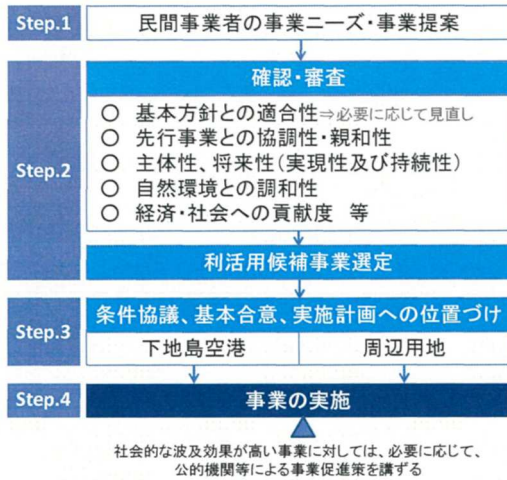
- 1. 実施計画策定の趣旨
- 2. 実施計画の性格と役割

図1.2 下地島空港及び周辺用地の利活用 基本方針と実施計画の関係



### 3. 実施計画に位置付ける事業者の選定

図1.3 事業選定のイメージ



### 4. 民間事業者、沖縄県及び地域機関との役割分担

表1.4 主体ごとの役割分担の明確化

主体	役割
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下地島空港を活用した事業活動の実施による地域経済等への貢献</li> <li>● 周辺用地を活用した事業活動の実施による地域経済等への貢献</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光客受入体制の整備や魅力ある観光地づくりの推進</li> <li>● 関連公共施設の整備</li> <li>● 誘致・誘客活動等のプロモーションの実施・支援</li> <li>● 地域の公共交通の利便性向上の取り組み</li> </ul>
地域機関 (宮古島市、関係団体等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業実施環境の整備、協力</li> <li>● 下地島空港を拠点とした観光コンテンツの開発 等</li> </ul>

## 第2章 利活用の目標像の実現に向けて実施する事業

### 1. 事業の構成

民間事業者のノウハウに基づき実施される事業を「基幹事業」とし、公的機関が実施する、基幹事業の実施に必要な関連公共施設の整備事業を「関連社会資本整備事業」及び、基幹事業の促進及び波及効果の獲得を目指す「効果促進事業」に分類する。

## 2. 事業の実施計画

番号	事業名	年度別計画							実施主体	実施箇所	
		沖縄21世紀ビジョン実施計画									
		後期									
		29	30	31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6~		
<b>&lt;基幹事業&gt;</b>											
基-1	下地島空港を活用した革新的航空パイロット養成事業 (掲載年次) 平成28年度				航空パイロットの養成					民間	空港
基-2	国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業 (掲載年次) 平成28年度	旅客施設 調査・設計・工事			国際線等の旅客及びプライベート機の受入					民間	空港
基-3	下地島宇宙港事業 (掲載年次) 令和2年度				ハンガー等施設 調査・設計・工事			テナント・訓練・観光受入		民間	空港
								無人/有人機技術実証			
<b>&lt;関連社会資本整備事業&gt;</b>											
関-1	下地島空港ターミナル地区整備事業 (掲載年次) 平成28年度	ターミナル地区 調査・設計・工事								県	—
関-2	下地島空港構内道路整備事業 (掲載年次) 令和2年度				構内道路 調査・設計・工事					県	—
<b>&lt;効果促進事業&gt;</b>											
効-1	下地島空港旅客に向けたコンテンツ創出事業 (掲載年次) 令和2年度				下地島空港を拠点とした短時間周遊や体験型プログラムの開発・情報発信					宮古島市	—

## 3. 事業の成果指標

### 第3章 実施計画の推進

1. 事業の実施に向けた取り組み
2. 実施計画の更新

<附属資料 1 > 基幹事業の事業概要

基-1

下地島空港を活用した革新的航空パイロット養成事業

<当地域で事業を実施する意義>

下地島空港は、本来持つパイロット訓練空港としての最大の価値があり、台湾を始めアジアのパイロット訓練を受け入れる地理的特性に有利である。

<実施する事業の内容>

下地島空港が持つ優位性を活かし、今後20年間続くアジアのプロパイロット不足という社会背景を受けて、パイロット育成事業を実施する。

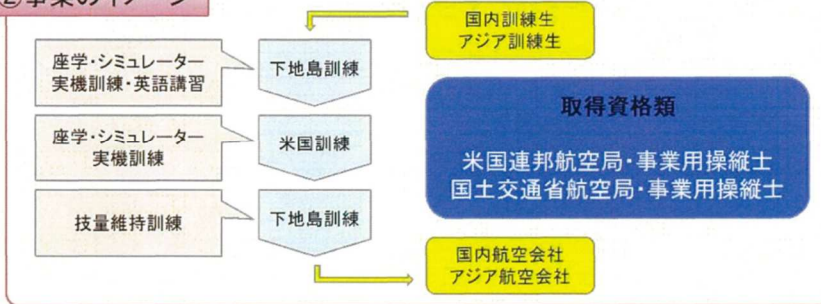
<利活用事業者>

株式会社FSO  
(沖縄県北谷町)

① 事業の概要

- 国内外で活躍できるパイロット人材を育成する。
- 国土交通省航空局資格と米国連邦航空局資格の教育訓練を提供する。
- 英語での訓練を強化し、国内外からの訓練生を受け入れる。
- 効率的な訓練を特徴とするシミュレーター訓練を実施する。
- 米国内の操縦士訓練指定養成施設との協力体制により短期間の訓練を実施する。

② 事業のイメージ



③ 事業のスケジュール

- 平成29年4月～ 開業準備
- 令和1年5月～ 開業

④ 事業の目標(目指す成果)

- 操縦士免許取得者数 15人  
(令和3年度の単年度目標)



## 国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業

### <当地域で事業を実施する意義>

リゾート地として高いポテンシャルを有する下地島に所在する下地島空港は、高度な基本施設を有しており、処理容量も大きい。  
本空港を活用し、国際線をはじめ、多様な航空機の受入を行うことで、宮古圏域の観光振興への貢献を目指すものである。

### <実施する事業の概要>

①旅客ターミナル施設整備、②プライベートジェットを代表とするジェネラルアビエーションの受入体制構築を行い、下地島空港で多様な航空機を受け入れる事業を行う。

### <利活用事業者>

三菱地所株式会社  
(東京都千代田区)

※当該法人が別途設立する法人も含む

### ①事業の概要

下地島空港に、①旅客ターミナル施設の整備、②プライベートジェットを代表とするジェネラルアビエーションの受入体制構築を行い、下地島空港で国際線定期便、国内線定期便(LCC/新規参入会社等)、チャーター便、プライベート機等、多様な航空機を受け入れる事業を行う。

### ②事業のイメージ

「空港から、リゾート、はじまる。」をキーコンセプトとし、空港利用者やエアラインの視点に立った施設の整備・運営を行う。

宮古圏域の玄関口として、宮古空港と役割分担し、共存共栄していくことを目指す。



旅客ターミナル施設イメージパース  
※関係機関との協議により、変更の可能性があります。

宮古空港

共存・  
共栄

下地島空港

これまでの役割を継続・発展  
宮古圏域の第1空港

新たなニーズの創出・受入  
宮古圏域の第2空港

### ③事業のスケジュール

- 平成29年6月～ 新築工事・開業準備
- 平成31年3月 開業

### ④事業の目標(目指す成果)

#### <年間航空旅客数目標>

- 平成31年
- ・開業年(半年) 5.5万人
- 令和3年 30万人
- 令和7年 57万人

## 下地島宇宙港事業

## &lt;当地域で事業を実施する意義&gt;

世界では「宇宙旅行」の商業化が目前となり、拠点となる宇宙港の整備も進んでいる。下地島空港は長い滑走路を持ち、海に囲まれ、広い民間空域を有する機能優位性と、アジア諸国からのアクセスが良く、グローバル客層への地理的優位性を持っている。

## &lt;実施する事業の内容&gt;

下地島空港に「宇宙港」の機能を付加し、各国民間企業が開発を進める有翼型宇宙往還機(スペースプレーン)の離発着場に用いる。

## &lt;利活用事業者&gt;

PDエアロスペース(株)  
(愛知県名古屋市)

※当該法人が別途設立する法人も含む

## ①事業の概要

- ①無人/有人機技術実証事業:実験機開発拠点として利用する。  
上記に加え、宇宙港の機能として必要な、ハンガー、管理棟などを設置し、下記3事業を行う。
- ②テナント事業 :国内外の宇宙機キャリアを誘致し、ハンガー等の施設貸出・利用や機体運航支援などのサービスを提供する。
- ③訓練事業 :宇宙旅行者向け訓練、メディカル検査などを提供する。
- ④観光事業 :飛行実験を含む宇宙機の開発現場や、宇宙旅行の実施などをコンテンツとして、一般の方々の観光スポットとして提供する。

## ②事業のイメージ

「宇宙に行ける島、下地島」をキーコンセプトに、施設やテナント入居者の管理運営を行う。事業は、協力企業(航空会社、旅行会社、その他事業会社)と連携して行う。



有翼型宇宙往還機



訓練事業

## ③事業のスケジュール

- 2021年 無人宇宙実験機の飛行試験
- 2022年 ハンガー・観光/訓練施設  
建設、開業準備
- 2023年 テナント事業、訓練事業、  
観光事業受入開始

## ④事業の目標(目指す成果)

- 下地島空港からの宇宙旅行者数
- 2025年(R7) 100人/年
  - 2030年(R12) 1,000人/年

令和6年2月現在、実施されている基幹事業は利活用実施計画に記載されている3事業であるが、令和3年度において、さらに7件(航空事業2件、航空人材事業2件、通信事業2件、観光リゾート事業1件)の利活用候補事業が選定されており、うち4件は県のHP上で事業概要が公表されている。(※)

※ [https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default\\_project/page/001/012/652/20413gaiyo.pdf](https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project/page/001/012/652/20413gaiyo.pdf)

(2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県特別会計設置条例第1条

【沖縄県特別会計設置条例第1条より抜粋】

第1条

地方自治法第209条第2項の規定により、別表第1イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例第2条

【沖縄県空港の設置及び管理に関する条例第2条より抜粋】

第2条

県は、次の表のとおり空港を設置する。

名称	位置
(中略)	
下地島空港	宮古島市

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【事業の目的】

(1) に記載の通り。

【特別会計にする目的】

(2) に記載の通り、沖縄県特別会計設置条例に基づき、事務又は事業の円滑な運営を図る目的で特別会計を設置している。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

現在の下地島空港特別会計における主な歳入は、航空会社等からの空港使用料や、県保有の土地及び建物の貸付料である。

一方、主な歳出は、下地島空港の維持管理業務や建設業務に係る委託費及び人件費となっている。なお、空港の維持管理業務及び建設業務については、主に県の下地島空港管理事務所が所管している。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去8年間）

利活用基本方針が適用された平成27年度から令和4年度の8年間における、歳入及び歳出決算額の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入 計	388,450	380,092	355,267	722,841
空港使用料	5,591	7,362	16,578	10,304
建物使用料	1,422	2,336	2,741	5,846
土地使用料	418	420	3,233	7,654
土地貸付料	3,207	3,207	3,202	3,202
不要品売払代	0	0	0	0
土地売払代	0	0	0	0
建物売払代	0	0	0	15,660
一般会計繰入金	371,115	335,246	311,768	605,069
繰越金	909	12,951	9,187	981
雑入	5,788	781	958	425
下地島空港整備事業	0	0	7,600	73,700
国庫補助金	0	17,789	0	0
歳出 計	375,499	370,905	354,286	712,244
職員費	64,690	69,110	57,632	59,879
空港管理運営費	310,809	282,029	258,654	281,329
空港建設事業費（補助）	0	19,766	0	0
空港建設事業費(単独)	0	0	0	2,323
利活用促進事業	0	0	38,000	368,700
元金償還金	0	0	0	0
利子償還金	0	0	0	13
繰越金	2,000	8,515	0	8,592
余剰金	10,951	672	981	2,005



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入 計	695,850	770,293	375,532	587,081
空港使用料	92,832	41,549	38,518	48,111
建物使用料	9,308	4,780	4,935	4,897
土地使用料	7,382	7,320	7,525	7,689
土地貸付料	3,222	3,214	5,394	5,395
不要品売払代	0	0	0	0
土地売払代	0	0	13,831	0
建物売払代	0	0	0	0
一般会計繰入金	303,145	297,974	245,497	295,135
繰越金	10,597	45,707	18,234	1,811
雑入	1,364	15,719	10,638	3,054
下地島空港整備事業	268,000	141,800	27,000	20,000
国庫補助金	0	212,230	3,960	200,989
歳出 計	650,143	752,058	373,721	573,414
職員費	61,511	64,715	64,117	63,116
空港管理運営費	588,611	413,635	277,203	281,441
空港建設事業費（補助）	0	235,811	4,400	223,322
空港建設事業費(単独)	0	37,579	26,991	0
利活用促進事業	0	0	0	0
元金償還金	0	0	456	4,878
利子償還金	21	318	554	657
繰越金	44,885	92	180	11,330
余剰金	822	18,143	1,631	2,337

※

※ 一般会計からの繰入累計額（8年間）は2,764,949千円。

（6）一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

（5）に記載の通り、利活用基本方針（平成27年3月付）が適用された平成27年度から令和4年度の8年間における一般会計からの繰入合計額は2,764,949千円に上っている。

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 費用対効果を考慮した事業目標及び中期事業計画の設定について

現在、県においては、利活用基本方針及び利活用実施計画に従い、民間事業者に主体的に下地島空港の利活用事業を実施させることで、空港周辺及び宮古圏域の活性化を図っているところである。

しかしながら、利活用基本方針の記載内容に照らした際に、現状とは乖離が見られる事項が発見された。

まず、利活用基本方針1.(3)において、県は、下地島空港特別会計について独立採算を目指す必要があることが記載されている。

【下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針1.(3)より抜粋】

(3) 財政健全化と公共の福祉の増進が両立する利活用

下地島空港は特別会計により、原則として独立採算を維持することを前提に、維持管理・運営されてきたことから、この方針を今後も踏襲し、独立採算を目指すものとする。

利活用事業者は、利活用事業の実施に伴う空港使用料など相応の対価を県に支払い、空港及び周辺用地の利活用による県経済への波及効果拡大に努める。

県は、将来に亘って空港収支の安定化を目指し、「財政健全化」と経済波及効果がもたらす「公共の福祉の増進」の両立が基本的な課題認識にあることを念頭に置きつつ、有効な利活用が図られるよう、宮古島市及び利活用事業者とともに積極的に取り組みを進める。

(下線は監査人による。)

しかしながら、(5)に記載した通り、下地島空港特別会計の収支は実質的に大幅な赤字が継続しており、赤字を埋めるために一般会計からの繰入が行われているのが実態である。この点、県担当課の見解としては、「独立採算に向けて利活用事業の推進とともに、操縦訓練の需要を捉えエアラインの訓練誘致に努めることで空港使用料増を目指す」とのことであるが、利活用基本方針(平成27年3月付)が適用された平成27年度から令和4年度の8年間における一般会計からの繰入合計額は2,764百万円に上っており、下地島空港特別会計の収支状況は非常に厳しいと言わざるを得ず、“利活用事業の推進”や“訓練誘致による空港使用料増”という施策に留まらない抜本的な改善策が必要である。

県の厳しい財政状態を踏まえると、下地島空港特別会計の実質赤字圧縮及び解消が急務であると考えられることから、県は下地島空港特別会計の独立採算達成目標年度を定め、目標年度までに独立採算を達成するよう従来以上に不断の努力を講じるべきである。

また、期限までに独立採算を達成するための施策の一つとして、下地島空港特別会計

の収支に関する中期計画を策定し、毎年、中期計画に沿って事業を実施していくことで、計画達成の努力をすべきである。

次に、利活用基本方針1.(2)において、県は、宮古圏域の経済・社会の発展を目指すとともに、利活用事業者に対し積極的な地域雇用を促すような環境整備を行う必要があることが記載されている。

【下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針1.(2)より抜粋】

(2) 経済・社会の発展に寄与する将来性・持続性のある利活用

本利活用基本方針に基づき実施される利活用事業は、対象範囲となる下地島空港及び周辺用地の効果的利活用だけでなく、下地島を有する宮古圏域の経済・社会の発展や、沖縄県のみならず我が国における新たな事業・産業の創出、育成等に資する利活用となることを期待している。

このため、利活用事業の実施にあたっては、単に空港利用にとどまることなく、新たな地域の産業として定着し、地域独自の産業として世界に発信を続けていけるような継続性ある利活用を促進するとともに、利活用事業の地域における新産業としての定着に向けた協力体制を構築していく。

利活用事業者は、地域の経済発展や新産業育成等に寄与するよう、積極的に地域雇用等の促進を図るものとする。

県は、利活用事業者との協議を進めながら、経済・社会の発展に寄与する利活用のあり方を検討し、具体的な事業実施の段階において、将来的に持続的な発展が見込まれる利活用事業となるよう、宮古島市及び利活用事業者それぞれの役割分担を踏まえつつ、事業実施環境の整備に取り組む。

(下線は監査人による。)

しかしながら、現状、利活用事業全体の成果指標は設定されておらず、事業を実施することで、下地島空港周辺及び宮古圏域において具体的にどのような効果を生み出すことを県が目指しているのかは明確になっていない。また、成果指標を設定していないことから、事業実施による利活用基本方針の達成度合いが測定できない状況となっている。

県は、利活用事業を実施することで、下地島空港周辺及び宮古圏域における、経済・社会・雇用、等への効果を測定するための、適切かつ具体的な成果指標を定める必要がある。

以上より、県は次のような事項に留意した上で、下地島空港特別会計事業に関連した利活用事業の成果指標及び中期収支計画を立案すべきである。

① 成果指標

- ・ 利活用基本方針によれば、利活用事業の実施により、下地島空港周辺及び宮古圏域

における経済効果や新たな雇用の創出を目指しているものと考えられる。そのため、具体的な成果指標としては、下地島空港周辺及び宮古圏域における経済効果を設定することが考えられる。なお、経済効果は、「下地島空港が存在することによる宮古圏域への観光客数増加」、「利活用事業の実施に伴う建設等の投資需要増加」、「利活用事業の実施に伴う雇用者数の増加」等の要素により、試算することが考えられる。

- ・ 「下地島空港が存在することによる宮古圏域への観光客数増加」に伴う経済効果を試算するにあたり、単に下地島空港の利用者数増加をもって観光客数が増加したと判断すべきではない。これは、下地島空港の利用者数が増加したとしても、逆に宮古島空港の利用者数が減少している場合は、宮古圏域全体の観光客数増加には寄与していないためである。

本事業は、利活用事業の実施により、宮古圏域に新たな経済効果を創出することが目的であるため、経済効果を試算する際は、宮古圏域全体の観光客増加数により算定すべきである。

## ② 中期計画

- ・ 利活用基本方針においては本特別会計の独立採算を目指すとされているが、仮に独立採算が達成できなかつたとしても、①で記載したような宮古圏域での経済効果が投資を上回る水準で享受できるのであれば、有用な事業であるとの判断もあり得る。このような観点から、本特別会計の独立採算という目標が必須なのかどうかについて、改めて検討することも考えられる。
- ・ むやみに一般会計からの繰入が継続することを防止するために、「本特別会計の独立採算」又は「投資に見合う十分な経済効果の享受」という目標の達成予定年度を定めた上で、仮に達成予定年度までに目標が達成できなかった場合には、事業規模縮小や事業廃止の必要性について、改めて検討すべきである。
- ・ 宮古圏域には、下地島空港の他に宮古島空港も併存しているが、両空港併存に関して宮古島市から強い要望があったことや、下地島空港の高規格な機能を活用した利活用を検討すべきという意見があったことから、1つの空港に機能を集約するのではなく、両空港が併存することになった。  
しかしながら、宮古圏域の主たる空港として宮古島空港が存在することを踏まえると、成果に見合わない大幅な赤字状態を継続してまで下地島空港を継続させることは県民の理解が得られないと考えられる。
- ・ 中期計画は単に収支数値の羅列ではなく、収支の裏付けとなるエビデンス（例：空港使用料収入であれば航空機の離発着回数や空港利用者数、等）に基づき積算するとともに、目標収支を達成するための具体的な施策を検討すべきである。
- ・ 過度に右肩上がりとならないよう、実現可能性が比較的高いと考えられる中期計画とすべきである。

- ・ 平成 27 年度から令和 4 年度の 8 年間ににおける一般会計からの繰入合計額は 2,764 百万円と多額に上っているため、収支改善は喫緊の課題であると認識すべきである。そのため、目標達成までの期間があまりにも長期となるような計画は避けるべきである。
- ・ 下地島空港特別会計は、一般会計からの多額の繰入が継続しているため、収支改善は県にとって必須かつ重要な課題であると考えられる。そのため、中期計画は知事や議会での承認を受けた上で、県全体として収支改善に取り組むことが望ましい。
- ・ 下地島空港に係る建設費等の一部は、本特別会計とは別に一般会計から支出している場合がある。そのため、下地島空港運営事業全体の収支は、特別会計のみならず一般会計の支出も加算しなければ判明しない。したがって、中期計画を策定する際は、特別会計の中期計画に加え、特別会計に一般会計からの支出が見込まれる部分を加えた下地島空港事業全体の中期計画を策定することが有用であると考えられる。
- ・ 多額な一般会計からの繰入が継続している下地島空港特別会計の収支改善は、県民にとっても重要な事項であると考えられるため、下地島空港運営事業全体の中期計画及びその達成度について、県の HP 等で公表することを検討すべきである。

#### (意見 1) PFOS を含む泡消火薬剤について

下地島空港施設内において、PFOS を含む泡消火薬剤 3,920 リットルをドラム缶及びポリタンクに収容し保管されていることが確認された。現在、その保管する全量について、令和 6 年度内の廃棄処分完了を目指し関係者と調整を進めているとのことであったが、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく、屋内保管、保管容器の点検、保管数量の把握、譲渡・提供の際の表示等の遵守義務があること、また廃棄にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等」に基づき適正に処理することが求められていることや、環境省が代替製品への切り替えを求めていることから、今後、早期の処分等が望まれる。

さらに、先日報道にあった「県庁地下 2 階駐車場の消火設備が誤作動し、有機フッ素化合物 (PFAS) を含む泡消火剤が放出した」事例もあり、廃棄処分が完了するまでの間、保管・管理等は徹底する必要がある。

## 1 6 農業改良資金特別会計

### (1) 特別会計の概要

農業改良資金特別会計は、①農業改良資金（農政経済課）及び②就農支援資金（営農支援課）の2つの資金からなる。

農業改良資金は、農業者等（農業者又はその組織する団体）に対して、先駆的・モデル的農業経営の育成を図る観点から、昭和31年に農業改良資金助成法の制定により創設され、沖縄県においては昭和47年より制度化された。平成22年10月より農業改良資金制度の改正に伴い、金融ノウハウを生かした貸付が行われるよう、貸付業務が県から沖縄振興開発金融公庫へ移管された。

就農支援資金は、新たに農業を始めようとする方や、新たに従業員を採用し担い手として育成しようとする農業法人等の経営体へ、農業技術の習得や就農準備、経営開始に必要な資金を無利子で融資するもの。資金の種類は以下の3つがある。

就農研修資金	農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などで研修に必要な資金
就農準備資金	住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農にあたっての事前の準備に必要な資金
就農施設等資金	農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金（就農希望者（個人）に対する貸付に限る）

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

農業改良資金融通法（農業改良資金）

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（就農支援資金）

沖縄県特別会計設置条例

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

農業改良資金は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金の融通に関する措置を講ずることにより、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的としており、農業改良資金融通法において特別会計を設けて行わなければならないと定められている。

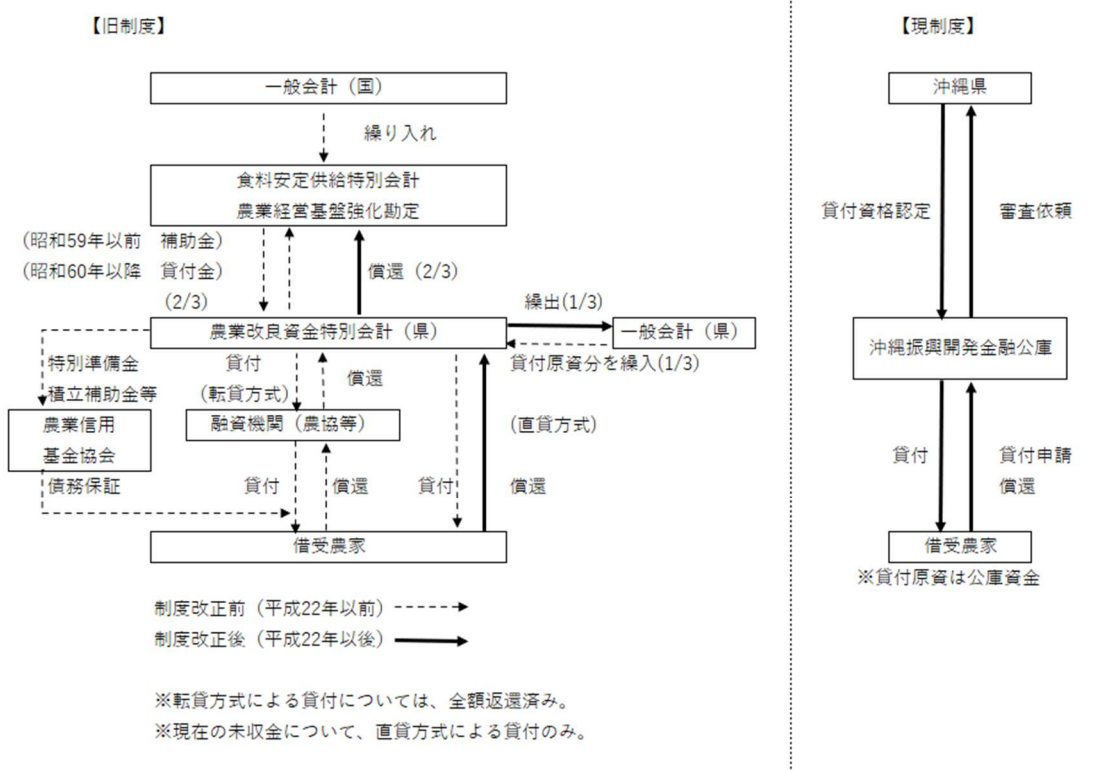
就農支援資金は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としてお

り、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法において農業改良資金助成法により設置する特別会計において併せて行うことができると定められている。

(4) 事業の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

農業改良資金の貸付原資は、国（2/3）と県（1/3）が負担し、沖縄県による直貸方式と沖縄県が融資機関（農協等）へ貸付け、融資機関が農業者等（借受農家）へ貸付ける転貸方式にて行っていた。平成22年10月より農業改良資金制度の改正に伴い、金融ノウハウを生かした貸付が行われるよう、貸付業務が県から沖縄振興開発金融公庫へ移管されたことから、県による農業改良資金の貸付業務は終了。現在は、貸付資格認定審査業務と既貸付金（直貸方式）の債権管理・回収業務のみが残っている。転貸方式による貸付については全額返還済みだが、直貸方式による貸付については延滞債権があり、回収業務についてはサービサーに委託している。

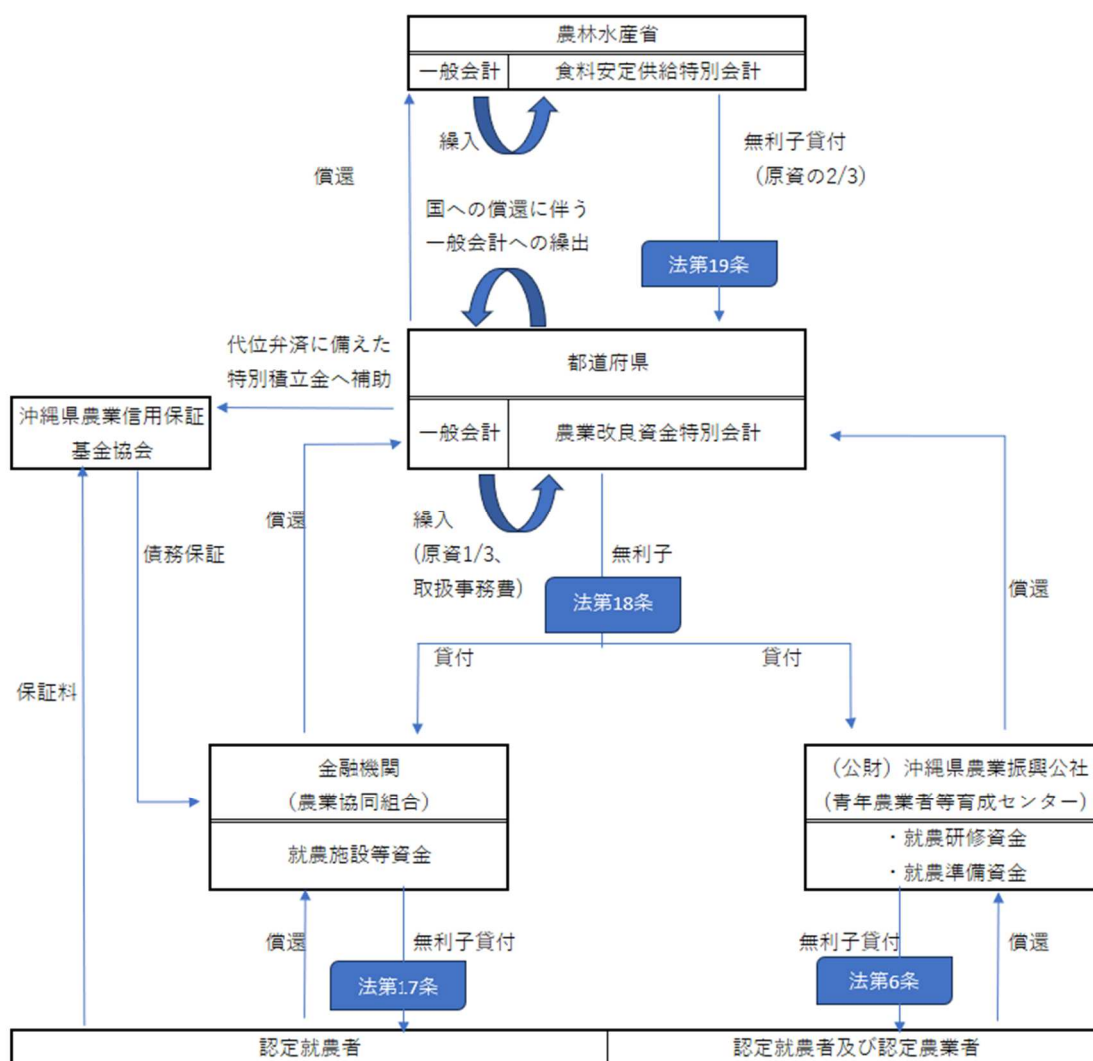
<農業改良資金の仕組み>



就農支援資金は、平成7年に制定された、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づき、平成13年に制定された沖縄県就農支援資金貸付要領により平成13年から貸付業務をスタートした。貸付原資については、国（2/3）と沖縄県（1/3）が負担。貸付けについては沖縄県が融資機関（農業協同組合又は沖縄県産業振興公社）へ貸付けたものを、融資機関が認定就農者又は認定農業者へ貸付

ける転貸方式にて行っていた。新制度の制定により平成26年4月1日より沖縄振興開発金融公庫による貸付業務が開始されたことから、沖縄県の貸付業務は終了。現在は、貸付金の回収業務を行っている。就農支援資金について延滞債権は生じていない。

「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づく貸付事務フロー



(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

農業改良資金、就農支援資金の合算

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	186,266	145,278	139,441	138,398	117,942
繰入金	111	146	0	0	110
繰越金	140,332	106,744	104,457	98,570	92,868



元利収入	45,583	37,815	34,214	34,979	23,777
延滞利息等	240	573	770	400	1,187
雑入	0	0	0	4,449	0
歳出	79,522	40,821	40,871	45,530	40,168
取扱事業費	4,081	4,539	5,278	9,613	4,125
償還金	42,811	15,627	15,170	15,385	15,468
繰出金	25,336	12,163	11,931	12,040	12,083
公債費	7,294	8,492	8,492	8,492	8,492

農政改良資金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	114,318	69,333	65,266	65,336	48,576
繰入金	0	0	0	0	0
繰越金	90,534	45,905	41,316	37,182	32,596
元利収入	23,544	22,855	23,180	23,305	14,793
延滞利息等	240	573	770	400	1,187
雑入	0	0	0	4,449	0
歳出	68,413	28,017	28,084	32,740	27,390
国庫等返還金	42,811	15,627	15,170	15,385	15,468
繰出金	21,689	7,917	7,685	7,794	7,837
事務費	3,913	4,473	5,229	9,561	4,085
公債費	0	0	0	0	0

営農支援資金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	71,948	75,945	74,175	73,062	69,366
繰入金	111	146	0	0	110
繰越金	49,798	60,839	63,141	61,388	60,272
元利収入	22,039	14,960	11,034	11,674	8,984
延滞利息等	0	0	0	0	0
雑入	0	0	0	0	0
歳出	11,109	12,804	12,787	12,790	12,778
国庫等返還金	0	0	0	0	0
繰出金	3,647	4,246	4,246	4,246	4,246
事務費	168	66	49	52	40

公債費	7294	8,492	8,492	8,492	8,492
-----	------	-------	-------	-------	-------

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

農業改良資金、就農支援資金の合算

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計 繰入金	111	146	0	0	110
一般会計 繰出金	25,336	12,162	11,931	12,040	12,083

農業改良資金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計 繰入金	0	0	0	0	0
一般会計 繰出金	21,689	7,917	7,685	7,794	7,837

就農支援資金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計 繰入金	111	146	0	0	110
一般会計 繰出金	3,647	4,246	4,246	4,246	4,246

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 貸付金の完済までの期間及び連帯保証人への請求について

「農業改良資金」の債権回収マニュアルでは「債務者の営農状況、財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」「完済まで10年を超える見込みの場合は、原則、連帯保証人への履行の請求を併せて行うものとする。」と規定されているが、貸付金管理簿を確認したところ、数十年前の貸付金を確認された。

また、主債務者が継続して返済を行っていることを理由に連帯保証人への督促を保留している契約が存在したが、完済までの期間が10年を超える契約については、債権管理マニュアルに従い、連帯保証人への履行を行うことを検討すべきである。

(意見1) 違約金の調定期期について

違約金の調定期期について「農業改良資金」の債権管理マニュアルでは、「原則、元本が完結となった」場合には、調定するよう規定されているが、実態として元金完済後に一括の調定は行っておらず、違約金の支払の際に調定が行われていた。

県の担当課からは、「その理由は、長期滞納者の違約金は非常に高額となり、回収が極めて困難な状況にあります。そのため、元金完済後に違約金額の通知をして債務者の生活状況等を確認しながら回収に務めているものの、債権整理を検討すべきケースも多いのが現状です。違約金の調定額と実際の回収見込額の乖離が極めて大きくなることから、元金完済後は違約金を一括で調定せず、分割で支払があるたびに調定を行う扱いをしております。」、また財政課からは、「元本が完結とならないうちは延滞金が日々変動することから（債権マニュアル 141 頁）、債権の一部履行については元本から充当しているところであるが（財務規則第50条の2）、元本が完結となった場合は、速やかに延滞金の調定を行うべきと考えます。」との回答があった。

このまま未調定のままだと、調定されないリスクや事務の取り扱いの公平性が保たれないリスクが存在するため、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

## 1.7 小規模企業者等設備導入資金特別会計 中小企業支援課

### (1) 特別会計の概要

本特別会計は、①設備資金貸付事業・②設備貸与事業のほか、③高度化資金貸付事業について特別会計を行っている。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

事業	根拠法
①設備資金貸付事業 ②設備貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業者等設備導入資金助成法※</li> <li>・小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律</li> <li>・沖縄県特別会計設置条例</li> </ul>
③高度化資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人中小企業基盤整備機構法</li> <li>・沖縄県中小企業高度化資金貸付規則</li> <li>・沖縄県特別会計設置条例</li> </ul>

※平成 25 年 6 月 21 日廃止（平成 27 年 3 月 31 日施行）。

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

①設備資金貸付事業、②設備貸与事業は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に寄与することを目的としている。

③高度化資金貸付事業は、企業の共同化、集団化、その他中小企業構造の高度化、促進を目的としている。

特別会計にする目的は、小規模企業者等設備導入資金の貸付事業の円滑な運営を図るため。

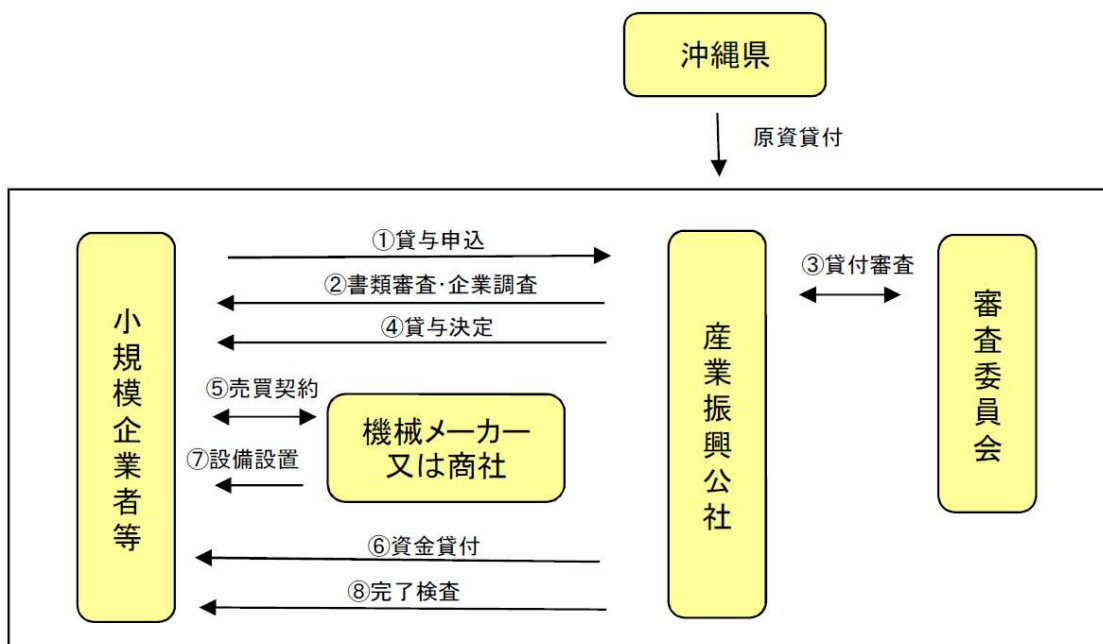
### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

	① 設備資金 (近代化資金)	② 設備貸与資金	③ 高度化資金
貸付実施 機関	公益財団法人沖縄県産業振興公社		県
貸付対象	小規模企業者等		各種組合・商工会・第3 セクター等
財源	国 1/2 + 県 1/2		機構 4/5 + 県 1/5
財源償還	貸付先から返済があった場合、返済額歳入 年度の翌年度 8.31 までに償還。		貸付先から返済があればその都度償還。一般

			会計への繰入については特に規定なし。
制度概要	創業及び経営基盤の強化に必要な設備の購入代金の1/2以内を無利子で融資する制度。	創業及び経営基盤の強化に必要な設備を公社が購入し、企業に割賦販売又はリースする制度。	中小企業者が組合等を設立して共同で経営基盤の強化や環境改善に取り組む事業や第3セクター・商工会が地域の中小企業を支援する事業に対して、資金とアドバイスで支援する制度。

各資金のフロー図

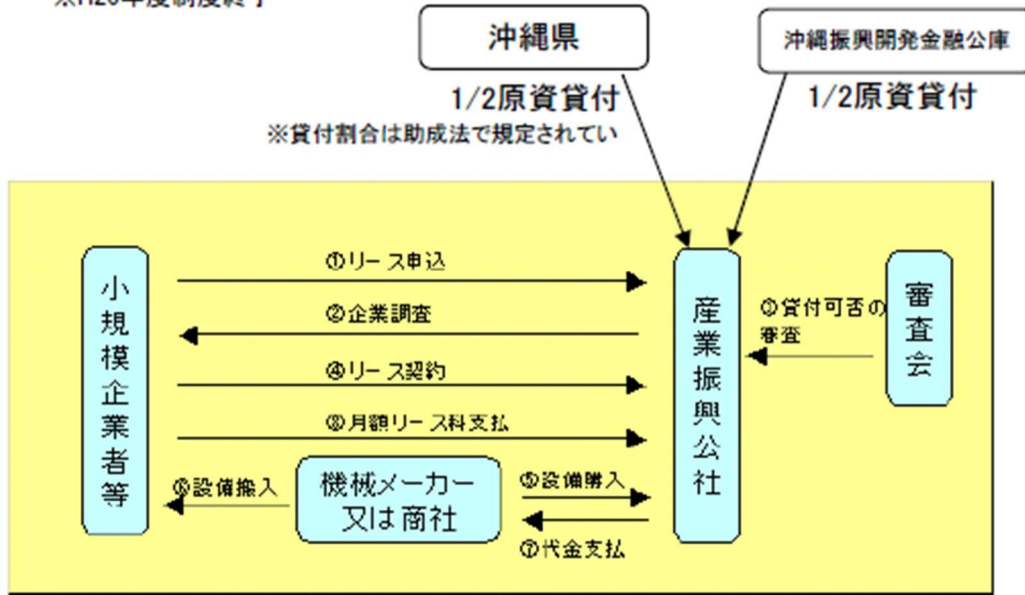
①設備資金貸付事業フロー図(H12～H15年度)



※平成11年度までは沖縄県が直接貸付を行っていたが、平成12年度～平成15年度は上記の図の通り沖縄県から産業振興公社へ貸付け、産業振興公社が小規模企業者等へ貸付けを行っていた。需要の低下により平成15年度以降休止し、小規模企業者等設備導入資金助成法廃止に伴い平成26年度をもって制度終了。現在は沖縄県が直接貸付を行った近代化資金の未収債権の管理を行っている。

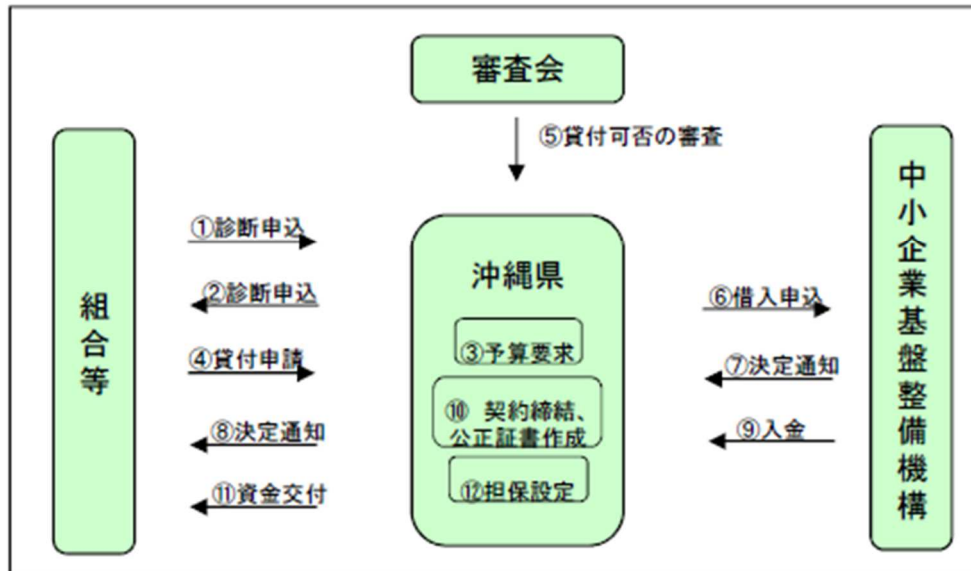
## ②設備貸与資金貸付事業フロー図

※H26年度制度終了



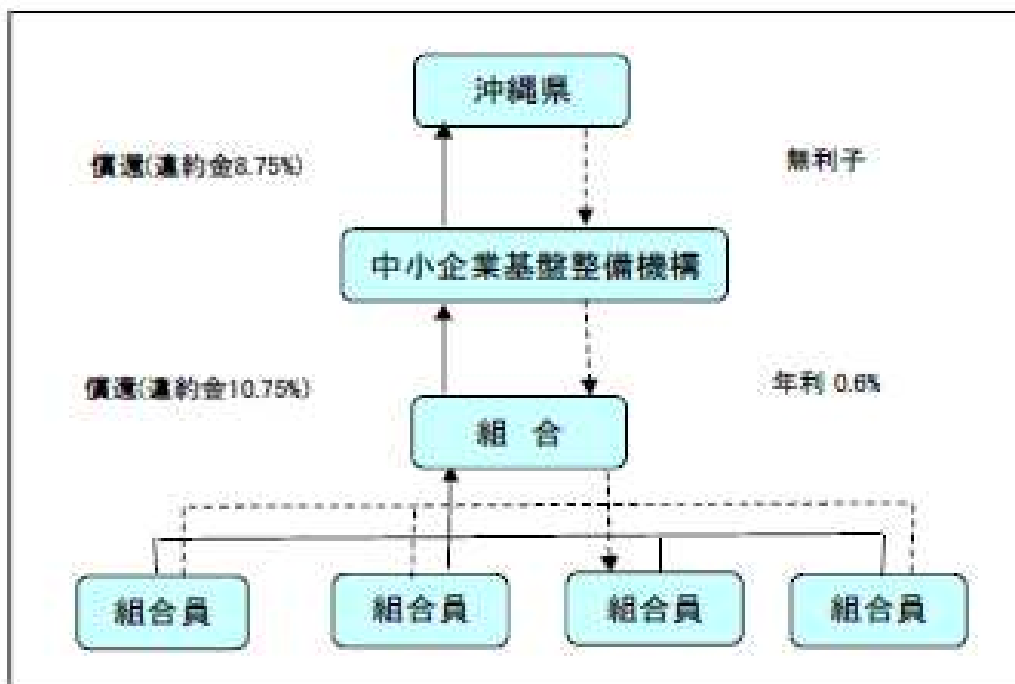
※小規模企業者等設備導入資金助成法廃止に伴い平成26年度をもって制度終了。  
現在は債権管理を行っている（未収金の発生なし）。

## ③高度化資金貸付事業(A方式)フロー図



※A方式は沖縄県が直接組合等へ貸付けを行う。現在も貸付業務を行っており、直近では令和3年度に1件貸付あり。

③高度化資金貸付事業(B方式)フロー図



※B方式は、沖縄県が中小企業基盤整備機構へ貸付け、中小企業基盤整備機構が組合等へ貸付けを行う。沖縄県外の組合員が含まれる場合 B方式が利用される。現在も貸付業務を行っている。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	2,369,893	2,178,305	1,447,744	1,997,264	1,077,251
県債	0	0	0	518,186	0
繰越金	1,444,382	1,761,861	1,044,021	1,072,880	976,391
元利収入	925,511	416,444	403,079	406,198	100,860
延滞利息等	0	0	644	0	0
歳出	608,032	1,134,285	374,864	1,020,873	72,629
貸付金	0	0	0	647,733	0
国庫償還金	6,241	7,541	5,444	5,139	5,140
一般会計繰出金	9,641	898,762	150,525	145,618	7,942
事務費	1,733	2,033	3,421	3,314	979
元金	497,149	225,949	214,830	216,345	58,568
利子	93,268	0	0	2,724	0

補償費等	0	0	644	0	0
------	---	---	-----	---	---

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計 繰入金	0	0	0	0	0
一般会計 繰出金	9,641	898,762	150,525	145,618	7,942

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 適切な事業規模及び事業の必要性について

本事業の新規貸付件数は、平成30年度から令和4年度に行われた新規の貸付件数は、令和3年度に貸付された1件で、それ以外はゼロの状況である。また、新規貸付件数がゼロの状況が継続していることに伴い、貸付金財源として本特別会計に保有している9億円以上の預金は何らの事業にも使用されずに余剰となっており、効率的な財源の活用が実施できていない。

そのため、本事業の必要性の見直しを行い、事業の継続が必要であるとの結論となった場合であっても、適切な事業規模を改めて検討し、余剰資金は一般会計への繰出を実施すべきである。

(意見2) 歳入の繰越金について

直近5年間において、毎年、一般会計への繰出金は行われているが、令和4年度末における繰越金は976,391千円である。

特別会計の繰越金については、「概算要求基準」中に「過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰出すこと」とあるが、その判断の基準等（一定金額に達した場合には、一般会計へ繰出を行う等）は確認できなかった。例えば、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。

併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金（余剰金）の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。



(意見3) 貸付金の回収管理について

回収が困難な債権は、昭和40年代後半の貸付がほとんどで、滞納者が休眠状態や解散の状況で、事実上回収の見込みがないものについては、不納欠損金の事務手続きが追いついていない印象を受ける。

債権の回収管理に係る事務負担は、債権残高が残り続けている限り、永続的に回収管理業務は続けられ、担当者が変わっても、また次の担当者へ業務が引き継がれていくため、どこかで時効援用または債権放棄等により不納欠損処理を行わなければ、事務負担は年々増していくことが予想される。引き続き債権消滅に向けた必要な調査、庁内関係課との情報共有や弁護士への法律相談を行い、回収が困難な債権の不納欠損処理を進める必要がある

## 1 8 公債管理特別会計 財政課

### (1) 特別会計の概要

県債の元利償還等の管理を行う特別会計。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県特別会計設置条例

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

県債（一般会計）の元利償還等の適正管理を目的とする。

特別会計にする目的は、公債費を一般会計から区分して経理を明確にすることによって、その透明性を高めるために設置されたもの。なお、公債管理特別会計は全47都道府県で設置している。

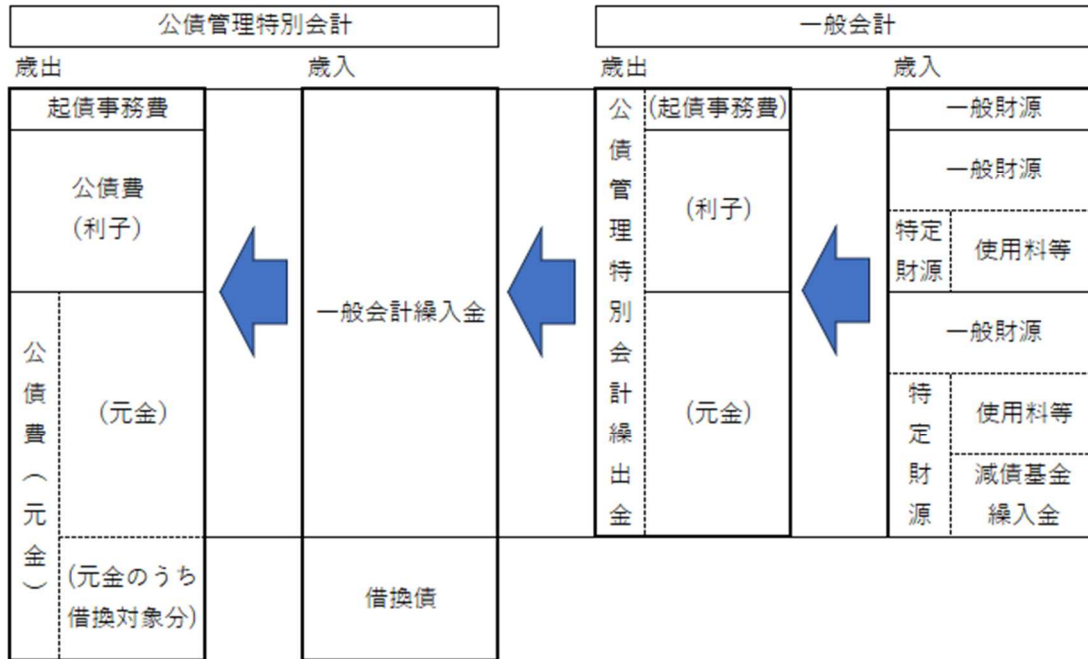
### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法）

公債管理特別会計は、県債の公債費（利子、元金）の支払い、県債を起債するときの事務費、金融機関からの借入の借換えを行う。

借換えは、年に1回（3月）に実施される。県債の償還期間は20年が多いが、金融機関からの借入期間は20年より短いため、借換えを行う必要がある。金利については市場公募債の各年限の利率を基本として金融機関と交渉を行い、金利及び期間などのバランスを考慮して決定する。

なお、通常債の発行上限を210億円とした起債運営をしている。

【参考】公債管理特別会計と一般会計の関係



(5) 歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	84,827,113	78,134,200	74,618,969	66,431,423	80,972,980
一般会計繰入金	66,427,113	67,134,200	64,418,969	64,931,423	67,772,980
県債	18,400,000	11,000,000	10,200,000	1,500,000	13,200,000
歳出	84,827,113	78,134,200	74,618,969	66,431,423	80,972,980
公債費	84,827,113	78,134,200	74,618,969	66,431,423	80,972,980

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計繰入金	66,427,113	67,134,200	64,418,969	64,931,423	67,772,980
一般会計繰出金	0	0	0	0	0

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 繰上償還のルール整備

繰越金として普通預金で眠らせていて、将来の大型投資の計画の無い資金について、内部留保されているケースが見受けられる。財政課でも検討されている旨の話は伺ったが、現状、多額の繰越金が生じた場合での繰上償還等のルールが整備されていない。

効率的な資金運用の観点及び各所管の共有認識を高めるためにもルールの整備が望ましい。

## 19 国民健康保険事業特別会計 国民健康保険課

### (1) 特別会計の概要

市町村が運営する国民健康保険（市町村国保）は、勤務先の会社の健康保険など他の医療保険に加入していない方々（農業や自営業者や無職・短時間労働の方々）が加入する公的医療保険であるが、下記の構造的な課題を抱えている。

- ①加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い。
- ②所得水準に比較して保険料負担が重い。
- ③一般会計からの多額の繰入や繰上充用など財政赤字の負担が重い。
- ④財政運営が不安定になるリスクが高い小規模市町村が多く、市町村ごとの保険料水準の格差が大きい。

持続可能な医療保険制度を実現し、国民皆保険を維持するため、医療保険制度の安定化、負担の公平化及び医療費の適正化等を目的とする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）」が制定され、同法による改正後の国民健康保険法に基づき、平成30年度から、都道府県が市町村とともに国保の保険者となり、国保財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、制度の安定化を図ることとされた。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

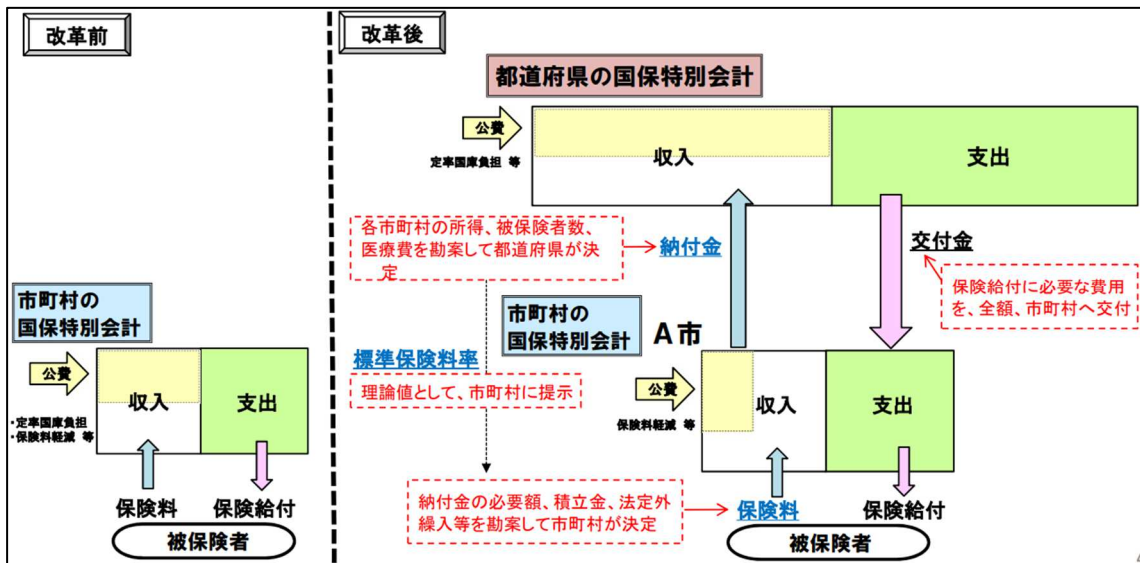
国民健康保険法

国民健康保険法施行条例

沖縄県国民健康保険給付費等交付金交付要綱

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理。なお、特別会計については、都道府県及び市町村は、国民健康保険法において、国民健康保険に関する収入及び支出について政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならないと規定されている（国民健康保険法第10条）。



出典：厚生労働省、国民健康保険制度における改革について（改正後の国保財政の仕組み）

（４）業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

改革の方向性		
1. 運営の在り方（総論）	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う</li> <li>都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化</li> <li>都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> </ul>	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li> <li>財政安定化基金の設置、運営</li> </ul>	国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 保険者事務（資格管理等）	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行）
4. 保険料の決定、賦課、徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定、公表	標準保険料率等を参考に保険料率を決定、個々の事情に応じた賦課、徴収
5. 保険給付	納付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い、市町村	保険給付の決定。個々の事情に応じた窓口負担減免等

	が行った保険給付の点検	
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言、支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保険事業を実施（データヘルス事業等）

出典：厚生労働省、第133回社会保障審議会医療保険部会 資料2-4

県は国民健康保険法第82条の2の規定に基づき策定した「国民健康保険事業方針（以下「本運営方針」という。）に基づき、国保事業の安定的な運営、市町村が担う事務の標準化・効率化・広域化等の推進及び医療費の適正化等を推進するため、毎年度、本運営方針に定める県、市町村及び国保連合会等の取組状況を把握して評価をし、必要な見直しを行っている。現在は「国民健康保険事業方針（第2期）」を実施中である（対象期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日）。

【対象】国保運営方針の構成

第1章 基本事項

第2章 沖縄県内の保険者（市町村）及び被保険者の状況

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

第4章 標準的な保険料及び国民健康保険事業納付金の算定方法

第5章 保険料（税）の徴収の適正な実施

第6章 保険給付の適正な実施

第7章 医療費適正化の取組

第8章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

第9章 保健医療サービス、福祉サービス等に関する施策との連携

第10章 施策の実施のための体制

《PDCAの対象》

沖縄県国民健康保険運営方針においては、第3章から第10章において県、市町村及び国保連合会が取り組むべき事項を定めており、これらの事項についてPDCAを実施する。

出典：沖縄県国民健康保険運営方針の令和3年度におけるPDCAの実施結果について

第3章から10章の目標と取組項目の内容について

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	
目標	・ 財政の安定的な運営（赤字市町村の減少、赤字の削減・解消）
取組項目	(1) 赤字解消、削減計画の策定と同計画に基づく取組 (2) 財政安定化基金の運用
第4章 標準的な保険料及び国民健康保険事業費納付金の算定方法	
目標	・ 保険料(税)負担の公平化を進めるため、将来的には保険料(税)水準の統一化を目指す ・ 激変緩和措置等による円滑な制度移行を行う
取組項目	(1) 保険料(税)統一に向けた環境整備と具体的な検討を行う

	<p>算定方式の標準化に向け、被保険者に配慮した保険料(税)の見直しを行う</p> <p>(2) 急激な負担増となる市町村に対しては、国保事業納付金の金額を調整し、激変緩和措置をとる</p>
第5章 保険料(税)の徴収の適正な実施	
目標	・収納率の向上
取組項目	<p>(1) 収納対策に係る県の支援</p> <p>(2) 市町村における収納率向上対策</p> <p>(3) 被保険者に配慮した適切な対応</p>
第6章 保険給付の適正な実施(1)	
目標	保険給付の適正実施による保険財政の健全化
取組項目	<p>レセプト点検の充実強化</p> <p>(1) レセプト点検水準向上への取組</p> <p>(2) 研修会の開催による職員の資質向上</p> <p>(3) レセプトの二次点検の実施</p> <p>第三者行為求償事務の取組強化</p> <p>(1) 関係機関との連携体制の構築</p> <p>(2) 傷病届の早期提出等の取組強化</p> <p>(3) 研修会の開催による職員の資質向上</p>
第6章 保険給付の適正な実施(2)	
目標	<p>・療養費支給事務が適正に行われるとともに、不正請求事案については返還金を回収する体制を整える</p> <p>・資格の適用事務が適正に行われている</p>
取組項目	<p>(1) 療養費支給事務の適正化</p> <p>(2) 高額療養費支給事務の適正実施</p> <p>(3) 県による保険給付の再点検、不正請求事案への速やかな対応等</p> <p>(4) 資格の適用適正化と過誤調整等の取組</p>
第7章 医療費の適正化の取組	
目標	医療費の適正化に係る取組を強化する
取組項目	<p>(1) 特定健康診査・特定保健指導実施率等の向上</p> <p>(2) 後発医薬品の使用促進に関する取組</p> <p>(3) 適正受診、適正服薬を促す取組</p> <p>(4) 糖尿病等の重症化予防の取組</p> <p>(5) 保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定及び推進</p> <p>(6) 医療費通知に関する取組</p> <p>(7) 高医療費市町村の医療費適正化の取組</p>



	(8) 予防・健康づくり支援交付金に関する取組
第8章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進	
目標	市町村が担う事務の標準化により、被保険者サービスの平準化、利便性の向上を目指す
取組項目	(1) 市町村が担う事務の標準化等の推進 (2) 市町村が担う事務の共同実施による効率的な運営の推進 (3) 市町村事務処理標準システムの導入及び共同クラウドの推進
第9章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	
目標	後期高齢者医療制度、介護保険制度及び健康増進施策と連携し、関連計画と整合性を図った上で各種施策に取り組むことで、国民健康保険事業の実効性が高い状況にある
取組項目	(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (2) がん検診及び歯科健診との連携
第10章 施策の実施のための体制	
目標	運営方針に基づき、国民健康保険事業の円滑かつ安定的な運営を図る
取組項目	(1) 関係機関相互の連携会議等 (2) PDCA サイクルの実施等

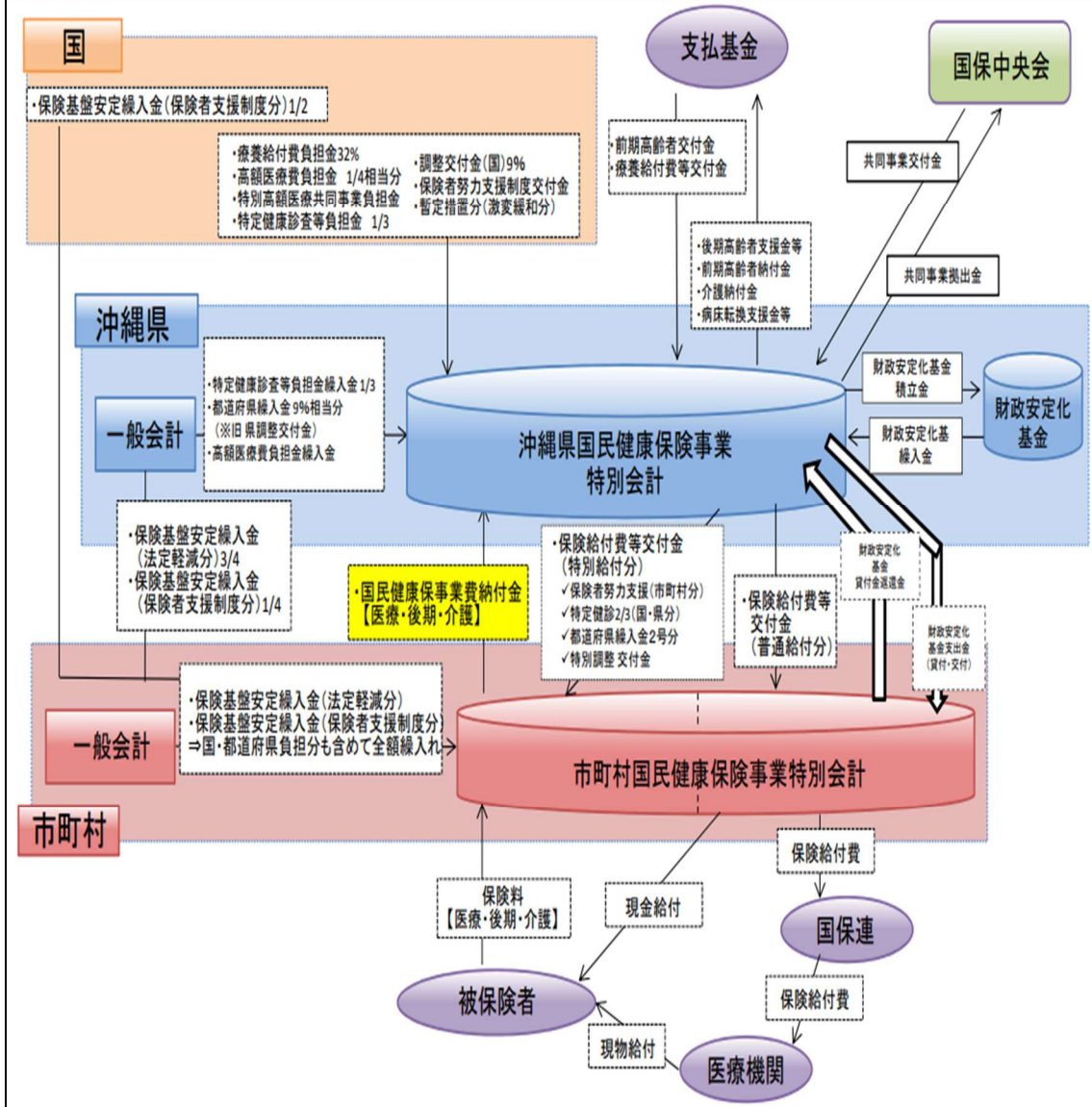
(5) 歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	158,029,896	161,483,029	160,429,993	167,396,395	164,034,567
国保事業費 納付金	49,746,010	49,504,871	50,796,219	47,549,403	50,976,932
国庫支出金	75,314,721	72,703,808	70,227,034	71,894,384	67,081,553
療養給付費 等交付金	747,650	151,771	0	0	0
前期高齢者 交付金	18,820,252	22,795,298	25,826,111	29,134,611	30,758,539
共同事業 交付金	160,063	167,783	191,304	271,048	328,133
利子及び 配当金	943	261	272	30	9
一般会計 繰入金	12,995,270	12,834,300	12,163,683	12,555,329	12,519,171

基金繰入金	244,987	709,271	0	1,736,652	0
繰越金	0	1,310,990	17,026	3,605,650	1,492,489
諸収入	0	1,304,676	1,208,344	649,288	877,741
歳出	156,718,905	161,466,003	156,824,343	165,903,906	163,141,670
総務費	26,984	36,270	36,469	41,264	29,780
保険給付費 等交付金	123,098,750	124,979,594	120,909,584	126,691,847	126,936,563
後期高齢者 支援金	22,920,860	23,151,396	23,081,334	23,582,258	23,163,210
前期高齢者 納付金	87,647	89,584	42,379	45,974	62,224
介護納付金	9,918,078	10,008,222	9,972,341	9,875,752	9,775,917
病床転換支 援金等事業	144	137	133	83	78
共同事業 拠出金	206,292	202,965	230,851	254,741	259,506
基金積立金	454,453	261	272	709,302	9
諸支出金	0	2,986,616	2,440,855	4,592,635	2,861,593
保健事業費	5,697	10,958	110,125	110,050	52,790

## 平成30年度（制度改革）以降 国保財政イメージ



(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計繰入金	12,995,270	12,834,300	12,163,683	12,555,329	12,519,171
一般会計繰出金	0	20,894	102,222	60,489	40,318

## (7) 監査の結果及び意見

### (意見1) 財政の安定的な運営に向けて

国民健康保険は、被用者保険と比べ被保険者の年齢構成が高く、高年齢化の進展等に伴い一人当たりの医療に係る支出は増え続けていく一方、被保険者の所得水準が低く、保険料(税)の負担率が高いという構造的な課題を抱えている。

加えて沖縄県は全国と比較しても所得水準が低く、負担能力のない20歳未満の子ども数が全国と比べて多いことから、保険料(税)の早急なかつ大幅な引き上げは困難であり、繰上充用や決算補填目的の法定外繰入金を余儀なくされている。

平成30年度以降の国民健康保険制度の改革により、各都道府県が国保財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理することになった。

国保の財政運営の責任主体を担っている県としては、各市町村への保険料の適正な設定(標準保険料率)、保険料の収納率の向上等の指導・助言を行うとともに、併せて国に対して財政支援要請を行うなど国民健康保険事業が将来にわたって安定的に事業継続していくため、引き続き財政の安定的な運営に努めていただきたい。

## 第4章 各論

各特別会計の歳出の内訳より、主要な歳出取引について抽出し、具体的な取引の検証を実施した。実施した結果は下記の通りである。

### <実施結果一覧（各論）>

NO	特別会計	歳出の内訳	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	中央卸売市場管理費	1-1	意見 1	計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組み
				意見 2	委託料について
		中央卸売市場建設費	1-2	意見 1	不用額について
2	中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計	公債費	2-1	意見 1	警備費用について
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	国際物流拠点産業集積地域那覇地区管理運営費	3-1	意見 1	不用額について
4	駐車場事業特別会計	駐車場管理費	4-1	-	-
		駐車場建設費	4-2	意見 1	不用額について
5	宜野湾港整備事業特別会計	宜野湾港管理費	5-1	意見 1	不用額について
		元金償還金	5-2	意見 1	受益者負担の適正化

6	中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	元金償還金	6-1	-	-
		中城湾港管理費		意見1	中城湾港管理運営費の需用費の金額の入力ミス
				意見2	中城湾港機能施設整備費の工事請負費の金額の入力ミス
		中城湾港建設費		意見3	多様な業者から見積書入手
			意見4	日付のない請求書について	
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	元金償還金	7-1	-	-
		港湾建設費		指摘1	産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業の委託について(産業廃棄物処理法違反)
				指摘2	産業廃棄物管理票(いわゆる「マニフェスト」)の交付をしていない(産業廃棄物処理法違反)
				指摘3	産業廃棄物収集運搬業者の許可を得ていない業者への運搬委託について(産業廃棄物処理法違反)
			意見1	除草業務の二重計上の可能性について	
	与那原マリーナ管理費		-	-	
8	所有者不明土地管理特別会計	土地管理費	8-1	意見1	所有者への返還以外の解決策についても検討すべき
		予備費		-	-
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	父子福志資金貸付金	9-1	指摘1	貸付事務取扱要綱に沿った書類の整備について
		母子福祉資金貸付金		意見1	適切な審査体制について
10	林業・木材産業改善資金特別	林業・木材産業改善資金取扱事務費	10-1	指摘1	本事業の見直しについて
				指摘2	林業・木材産業改善資金のしおりの部数管理

	会計			意見 1	不能欠損理由の経緯においても、面談内容を記載することが望ましい
		林業・木材産業改善資金貸付事業費		-	-
11	沿岸漁業改善資金特別会計	管理指導事務費	11-1	意見 1	特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分
12	産業振興基金特別会計	委託	12-1	意見 1	補助事業の内容と補助金交付規程との整合性について
		運営費 (職員費＋管理運営費)		意見 2	事業計画の内容と実績報告内容に差異が生じている
		補助		意見 3	補助金交付継続年数について
				指摘 1	特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分
15	下地島空港特別会計	空港管理運営費 空港建設事務費(補助)	15-1	意見 1	委託費に含まれる一般管理費相当額の算定方法について
		職員費		意見 2	契約書における反社排除条項の記載について
16	農業改良資金特別会計	公債費(元金)	16-1	-	-
		国庫等返還金	16-2	意見 1	不納欠損処理の検討について
		事務費	16-3	-	-
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	公債費(元金)	17-1	意見 1	不納欠損処理の検討について
		国庫償還金	17-2	意見 1	不納欠損処理の検討について
		事務費	17-3	-	-
18	公債管	公債費	18-1	意見 1	健全な財政運営について

	理特別 会計				
19	国民健 康保険 事業特 別会計	介護納付金	19-1	-	-
		後期高齢者 支援金	19-2	-	-
		保健事業費	19-3	-	-
		諸支出金	19-4	-	-
		保険給付費 等交付金	19-5	-	-



## 1-1 中央卸売市場事業特別会計：中央卸売市場管理費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	中央卸売市場事業特別会計
所管課	流通・加工推進課
対象の歳出取引	中央卸売市場管理費
金額	345,997 千円

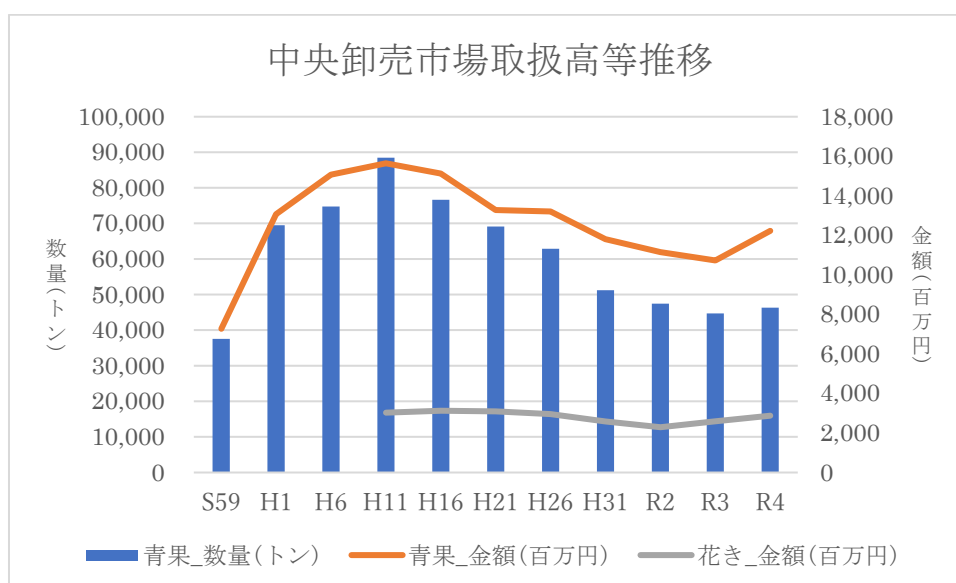
### (2) 取引の概要

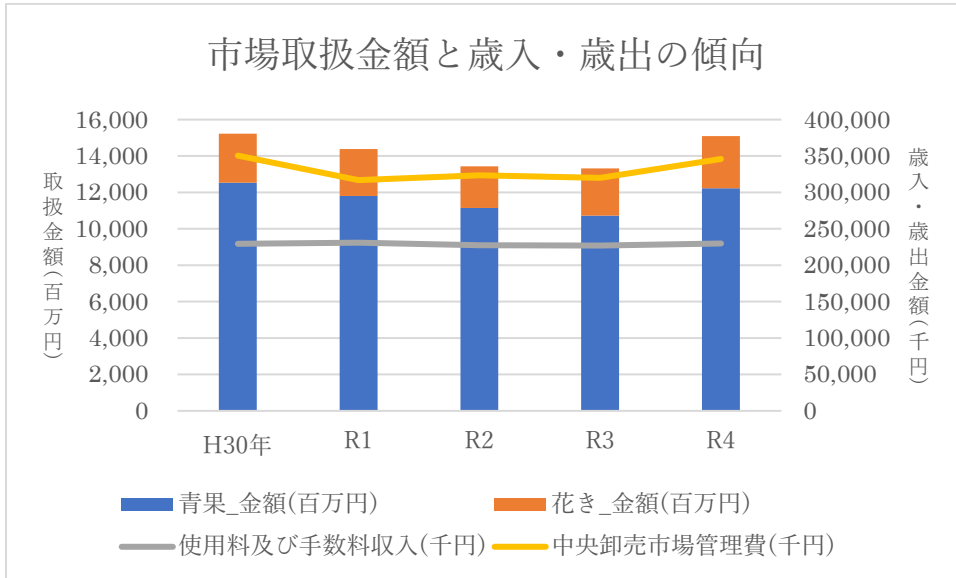
中央卸売市場は、沖縄県浦添市に敷地面積 112,304 m<sup>2</sup>で設置されており、卸売業者・仲卸業者・売買参加者らが市場内で取引を行っている。

青果と花きを取り扱っており、各部の開設以降の取扱高の 5 年毎の推移と直近数年の推移は、下部グラフ「中央卸売市場取扱高等推移」に記した通りで、青果部は平成 10 年代前後をピークに減少傾向、直近では若干の回復傾向、花き部は、平成 20 年頃をピークに減少傾向にあったが、令和 2 年以降の直近では回復傾向にある。(花き部は平成 9 年より開場)

中央卸売市場取扱高等推移と中央卸売市場事業特別会計のメインの収益である「使用料及び手数料収入」とメインの支出である「中央卸売市場管理費」の推移を一覧できるように表したのが下記グラフ「市場取扱金額と歳入・歳出の傾向」である。メインの収益である「使用料及び手数料収入」は市場取扱高に関わらずほぼ横ばいの傾向にあり、メインの支出である「中央卸売市場管理費」は市場取扱高に連動する傾向にある。

中央卸売市場管理費は、主に、人件費、水道光熱費・修繕費(需用費)、保守管理・清掃警備等(委託費)で構成されている。





### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移 (予算・実績・不用額)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	365,477	327,634	355,512	343,028	373,783
実績	351,701	317,070	323,480	319,912	345,997
不用額	13,775	10,563	32,031	23,115	27,785

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。

当該決算額 (使途) の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度 決算額	主な取引内容
(人件費)	94,941	
報酬	50,053	
職員手当等	28,125	
共済費	16,762	
(物件費)	251,055	
報酬	1,668	非常勤職員報酬+委員会報酬

職員手当等	355	非常勤職員手当
報償費	27	
旅費	338	
需用費	135,791	主に水道光熱費(77,000千円)と修繕費(56,000千円) 施設等修繕について、予算より低価額で執行できたため不用額が発生した
役務費	784	
委託料	80,954	施設管理・電気設備等の保守管理 清掃・警備費
使用料及び賃借料	2,371	
負担金、補助 及び交付金	16,028	固定資産税相当の項目
公課費	12,735	消費税
計	345,997	

#### (4) 監査の結果及び意見

##### (意見1) 計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組み

当特別会計の歳入のメインである使用料及び手数料収入のうち、中央卸売市場市場での取扱金額が増えれば連動する増収は「売上高割使用料」部分であり、「使用料及び手数料収入」のうちの19%、額でいうと43,000千円である。(平成30年度～令和4年度平均値)。

これに対し、当特別会計 総論「(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について」で記したように、直近5年間に、特別会計で採算が採れずに一般会計から当特別会計へ繰り入れている金額は毎年度50,000千円～100,000千円である。当特別会計で独立採算体制になるためには、「売上高割使用料」を2～3倍以上に増やさなければならないことになる。

中央卸売市場とその運営管理のための本特別会計がその設置目的である役割を果たすためには、将来にわたって安定的に継続して行けるような、一般会計からの繰り入れに頼らない独立採算可能となるための戦略的な取組が必要である。

行政運営の「質」の向上を目指す新沖縄県行政プログラムの取組内容の一つである「収支のバランスが取れた財政マネジメント」では、特別会計事業の適正な運営も課題となっている。本事業の現在の経営状況、収支のバランスを適切に把握し、将来の合理的な予測も交えて、計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組みを再考する機会にされたい。

(意見2) 委託料について

中央卸売市場管理費の23%を占める委託料の内容は、施設管理・電気設備等の保守管理、清掃・警備費である。各委託先は入札制度により選定されているが、現委託先選定時は、それぞれ1社のみが入札応募し、選定された状況である。応募者が1社であること自体は、公平性・経済性が担保された選定であれば問題ないとするが、より付加価値のあるサービスを経済的に入手するためには、複数の入札者がいることが合理的な競争であると考えられる。上述したように、市場運営上、これら費用を大幅に減少させることは難しいであろう中、また、行政運営の「質」の向上を目指す新沖縄県行政プログラムの取組の中で、1社入札の原因等を適切に把握し、本事業の委託先募集の際の要件や設定条件等の適切性も照らし合わせ、再考する機会にされたい。

1-2 中央卸売市場事業特別会計：中央卸売市場建設費

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	中央卸売市場事業特別会計
所管課	流通・加工推進課
対象の歳出取引	中央卸売市場建設費
金額	103,590千円

(2) 取引の概要

中央卸売市場の維持管理・運営に要する建設費関連項目で構成される。毎年、経常的に発生するものではなく、必要な都度、取引が行われる性質のものである。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	85,320	83,904	0	0	103,923
実績	0	23,499	0	0	103,590
不用額	85,320	60,405	0	0	332

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。(平成30年度の不用額85,320円のうち83,904千円は、平成30年9月に襲来した台風24号の影響により、市場において約45時間

の停電が発生したことを受け、災害時の生鮮食料品の品質低下を防ぐために国の緊急補正予算を活用して追加計上した額であり、翌年の令和元年へ繰り越し、非常用発電機を設置している。)

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度 決算額	主な取引内容
委託料	3,270	工事設計委託・監理料
工事請負費	100,320	中央卸売市場活性化事業（定温管理施設整備） R4 新規事業
計	103,590	

#### (4) 監査の結果及び意見

##### (意見1) 不用額について

予算額と実績額の差額である不用額について、令和4年は、予算通りに執行され不用額は少額であるが、令和元年度の発生額が多額である(平成30年年度の不用額については、上記(3) 予算と実績 の表下にて補足しているため参照のこと)。新型コロナウイルスの蔓延などといったイレギュラーな状況を原因とする要素も含まれるかと考えられるが、建設費関連の予算は大きく割かれることが多く、執行されなかった場合や執行が遅れた場合には不用額も多額になりやすい。その状況下での不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額である。不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。

## 2-1 中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計：公債費

### （1）対象の歳出取引について

特別会計の名称	中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計
所管課	企業立地推進課
対象の歳出取引	公債費
金額	267,061 千円

### （2）取引の概要

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業は、中城湾港の開発として、昭和 57 年度から平成 19 年度にかけて、本島中部の産業振興、雇用機会の創出、産業構造の改善を図るとともに、中部地区東海岸を本県の流通拠点として 264ha を整備し、県土の均衡ある発展に資するため工業用地を整備した事業である。工業用地と共に、周辺土地の住環境の改善に資するため、住宅用地、公共施設用地等の都市機能用地の整備も行った。

地域開発事業の起債許可（起債協議）を受け、県内金融機関から借入により土地造成を行い、造成地売却収入によって借入金の返済を行っている特別会計である。

造成地の令和 4 年度末の処分状況は、全体の 97.1%である。

### （3）予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	3,431,779	343,443	748,771	629,360	270,598
実績	3,431,693	343,442	748,770	623,618	267,061
不用額	86	1	1	5,742	3,536

平成 30 年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかつた場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している（令和 3 年度及び令和 4 年度の不用額は、借換えを行い利率が変更になったために生じたもの）。

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
公債費 元金	265,665	県債による調達資金の元金償還
公債費 利子	1,396	県債による調達資金に関する利払い
計	267,061	

ヒアリングの結果、県債の償還や過去に一般会計から繰入れた借入額の返済は順調に進められており、令和5年度に銀行借入はすべて返済済みで、一般会計への返済を残すのみである。当特別会計総論部分の「(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について」のとおり、直近では一般会計繰出金を計画的に繰出せている。

#### (4) 監査の結果及び意見

##### (意見1) 警備費用について

当特別会計では、警備業務、分譲用地除草等管理業務、文筆測量業務を民間へ委託している。全ての委託業務で年間1,000万円程度発生しており、警備業務は夜間帯(16時～24時)に行われ、年間580万円程度を要している。

夜間警備の必要性について質問・契約書の確認を行ったところ、「施設の管理・保全及び施設利用者の安全を確保するとともに、未売却工業用地への不法投棄等を監視する目的」であり、平成25年頃から委託しているとのことであった(5年より古い資料は現存しないため、予算の内容等から推定)。既に中城湾港(新港地区)工業団地内に入居等している施設利用者のためと県所有の未売却地の保全という、県と施設利用者の両者の目的のためということが伺えた。警備に関しては、本来、受益者がコストを負担すべきサービスであると考えられるため、県以外に当該コストを負担している者の確認をしたところ、警備費用としては施設利用者からは集金されていない状況であった。

警備費用というのは、当該契約を解除しない限り継続して発生する費用である(実際に平成25年以降継続的に発生しているものと推定される)。そのような費用を受益者の負担はなく、県民の負担となる県のみ負担で行い続けることに不合理を感じざるを得ない。

管理保全費用について、施設利用者との契約内容をきちんと整理し、場合によっては、協議の上、賃貸エリアの入居企業に対しては警備料負担も織り込んだ賃料の改定等を、分譲エリアの入居企業に対しては警備料負担の契約締結等を検討されたい。

### 3-1 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計：国際物流拠点産業集積地域那覇地区管理運営費

#### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計
所管課	企業立地推進課
対象の歳出取引	国際物流拠点産業集積地域那覇地区管理運営費
金額	395,966 千円

#### (2) 取引の概要

本事業では、那覇空港、那覇港、那覇中心地に隣接し、交通アクセスの面からも優れた立地条件にある沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理運営を行っている。同地区は、関税法上の保税地域制度と立地企業に対する税制・金融上の優遇措置を組み合わせ、本県における臨空・臨港型産業（那覇空港や那覇港等の物流機能を活用した、ものづくり産業、流通加工等を行う配送業、倉庫業等）の集積を推進するとともに貿易の振興に資するために創設された地区である。

#### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	444,823	427,628	472,280	428,893	419,739
実績	385,873	387,099	428,379	384,808	395,966
不用額	58,949	40,528	43,900	44,084	23,772

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかつた場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度 決算額	主な取引内容
報償費	-	
旅費	279	
需用費	134,526	主に水道光熱費、修繕費
役務費	280	



委託料	95,958	主に、施設管理・運営支援に関する指定管理料の支払い
使用料及び賃借料	22,332	土地使用料等
負担金、補助及び交付金	42,988	那覇市に支払っている国有資産等所在市町村交付金（固定資産税のようなもの）
公課費	21,329	消費税
繰出金	78,271	一般会計への返済
計	395,966	

#### （４）監査の結果及び意見

##### （意見１）不用額について

予算額と実績額の差額である不用額について、発生額が多額である。新型コロナウイルスの蔓延などといったイレギュラーな状況を原因とする要素も含まれるかと考えられるが、建設費・修繕費関連の予算は大きく割かれることが多く、執行されなかった場合や執行が遅れた場合には不用額も多額になりやすい。その状況下での不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額である。不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。

#### 4-1 駐車場事業特別会計：駐車場管理費

##### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	駐車場事業特別会計
所管課	道路管理課
対象の歳出取引	駐車場管理費
金額	128,869 千円

##### (2) 取引の概要

県民広場地下駐車場の管理運営を行っている。県民広場地下駐車場では、平成 19 年度から指定管理者制度を導入し、管理運営経費の節減、利用者サービスの向上を図っている。また、平成 22 年度からは、指定管理者が駐車料金（利用料金）を収受できる利用料金制を導入し、民間事業者の経営ノウハウを活用することにより、収入の増加と利用者サービスの向上を図ることとしている。

##### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	5,741	6,367	7,871	5,498	126,588
実績	4,959	5,560	6,755	2,849	128,869
不用額	781	807	1,115	2,648	-

平成 30 年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行できた場合などに発生する予算の余り分を表している。（令和 3 年度の不用額のうち、2,157 千円は消費税の還付金）

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和 4 年度 決算額	主な取引内容
報償費	42	
旅費	2	
公課費	6,579	消費税
繰出金	122,246	一般会計への繰出
計	128,869	

## 4-2 駐車場事業特別会計：駐車場建設費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	駐車場事業特別会計
所管課	道路管理課
対象の歳出取引	駐車場建設費
金額	75,973 千円

### (2) 取引の概要

県民広場地下駐車場の維持管理・運営に要する修繕、工事、委託事業関連項目で構成される。毎年、経常的に発生するものではなく、必要な都度、取引が行われる性質のものであるが、県民広場地下駐車場は、供用開始から25年となり、当初設置された設備については、耐用年数超過、経年劣化により修繕・改修の必要がある。今後は、長寿命化計画（平成28年度作成）に基づき施設の修繕を実施していく予定で、令和元年度は、長寿命化計画に基づく予防保全を目的とする工事であったが、入札不調に終わり、翌年以降順次施行することとした。令和2年度はシャッター取替工事、令和3年度は、電気工事（照明設備のLED更新）、令和4年度は床壁等の改修工事を行っている。指定管理者との協定により、施設の修繕については、「施設の機能を回復させるもので100万円未満のもの」は指定管理者が行い、100万円以上については県が行うこととなっている。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	2,106	61,646	64,002	66,326	122,922
実績	2,106	0	21,566	0	75,973
不用額	0	61,646	42,436	1,603	44,615

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行できた場合などに発生する予算の余り分を表している。（令和3年度は繰越金が43,423千円ある。）

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度 決算額	主な取引内容
修繕費	-	
委託料	1,727	内容は工事監理 選定方法：随意契約
工事請負費	74,246	電気(令和3年度繰越)修繕、改修工事 選定方法：一般競争入札
計	75,973	

（4）監査の結果及び意見

（意見1）不用額について

予算額と実績額の差額である不用額について、発生額が多額である。新型コロナウイルスの蔓延などといったイレギュラーな状況を原因とする要素も含まれるかと考えられるが、建設費・修繕費関連の予算は大きく割かれることが多く、執行されなかった場合や執行が遅れた場合、入札不調時には不用額も多額になりやすい。その状況下での不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額である。不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。

## 5-1 宜野湾港整備事業特別会計：宜野湾港管理費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	宜野湾港整備事業特別会計
所管課	港湾課
対象の歳出取引	宜野湾港管理費
金額	168,444 千円

### (2) 取引の概要

宜野湾港の管理・運営のための需用費、役務費、委託費、賃借料、工事請負費、公課費等で構成される。メインは、委託費の中の指定管理料(5年契約)や修繕・増改築等に係る工事請負費である。5年契約である指定管理料は、契約期間内は一定であるが、修繕・増改築等に係る工事請負費は計画的に行っているものの、昭和62(1987)年から一般供用を開始後、施設・設備の老朽化が進んでおり、年度によって増減が激しい。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	75,620	99,438	106,063	90,489	191,537
実績	79,756	116,100	102,354	81,578	168,444
不用額			3,709	8,911	23,092

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。

当該決算額(使途)の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
旅費	186	
需用費	0	
役務費	9	
委託料	73,122	指定管理料：63,557千円 その他、軽微な修繕、利用者向けアンケート費用

使用料及び賃借料	16	
工事請負費	84,491	契約方法 入札 浮き栈橋修繕、パワーポスト増加・修繕
公課費	10,619	すべて消費税
計	168,444	

#### (4) 監査の結果及び意見

##### (意見1) 不用額について

予算額と実績額の差額である不用額について、発生額が多額である。新型コロナウイルスの蔓延などといったイレギュラーな状況を原因とする要素も含まれるかと考えられるが、建設費・修繕費関連の予算は大きく割られることが多く、執行されなかった場合や執行が遅れた場合、入札不調時には不用額も多額になりやすい。その状況下での不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額である。不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。

#### 5-2 宜野湾港整備事業特別会計：元金償還金

##### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	宜野湾港整備事業特別会計
所管課	港湾課
対象の歳出取引	元金償還金
金額	323,340 千円

##### (2) 取引の概要

宜野湾港整備事業のために当特別会計で起債した県債による融資の元金の返済を管理している。近年の県債残高は下表のとおりで順調に返済が進んでいるものの、直近の5年では2～3億円程度を毎年度追加起債しており(詳しくは、宜野湾港整備事業特別会計 総論の(5) 歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)表の歳入 県債 部分を参照のこと)、現時点では、完済見込み時期等は不明。

(単位：千円)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
県債残高※年度末時点	2,501,729	2,341,113	2,171,024	2,171,024	1,808,594

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	503,017	477,263	467,666	297,137	323,340
実績	503,016	477,262	465,025	313,137	323,340
不用額	-	-	2,641	-	-

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
元金償還金	323,340	県債による調達資金の元金償還
計	323,340	

### (4) 監査の結果及び意見

#### (意見1) 受益者負担の適正化

宜野湾港整備事業特別会計 総論部分の監査の結果 「(指摘③) 当会計の採算性と受益者負担(使用料収入)の適正化について」「(指摘④) 使用料収入の見直しについて」にも記載のとおり、当特別会計の純粋な採算は赤字であるので、当施設利用者からの港湾施設使用料の設定額の見直しを早急に行い、当特別会計での受益者負担の適正化に取り組んでいただきたい。

宜野湾港の運営管理のための本特別会計がその設置目的である役割を果たすためには、将来にわたって安定的に継続して行けるような、一般会計からの繰り入れや県債融資に頼らない独立採算可能となるための戦略的な取組が必要である。

行政運営の「質」の向上を目指す新沖縄県行政プログラムの取組内容の一つである「収支のバランスが取れた財政マネジメント」では、特別会計事業の適正な運営も課題となっている。本事業の現在の経営状況、収支のバランスを適切に把握し、将来の合理的な予測も交えて、計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組みを再考する機会にされたい。

## 6-1 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計
所管課	港湾課
対象の歳出取引	中城港湾管理費、中城湾港建設費、元金償還金、利子償還金
金額	242,226 千円

### (2) 取引の概要

中城湾港（新港地区）に係るふ頭用地や上屋施設等の整備を行い港湾機能の向上を図ることを目的とし、港湾関連施設等の整備及びその管理運営をおこなっている。

野積場使用量、東西上屋（各 2 棟）使用料及び荷役機械使用料として、年間 1 億 4000 万円余りの収入がある。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・繰越額・不用額）

歳出取引全体

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	534,973	585,335	375,114	243,313	259,754
実績	480,155	430,533	344,070	178,863	242,226
繰越額	3,223	149,197	0	50,000	0
不用額	51,594	5,605	31,044	14,449	17,527

参考：沖縄県「一般会計・特別会計決算概要について」平成 30 年度ないし令和 4 年度決算概要（資料）の特別会計歳出決算対前年度比較

<https://www.pref.okinawa.jp/site/suito/kaikei/somu/kessanngaiyou.html>

歳出取引全体

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	368,441	582,112	225,917	236,901	259,754
実績	480,155	430,533	344,070	178,863	242,227

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近 5 年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近 5 年の歳入歳出（実績）内訳推移」

中城湾港管理費

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	31,016	23,334	30,585	33,792	69,978



実績	20,746	17,975	21,040	24,021	53,411
----	--------	--------	--------	--------	--------

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

中城湾港建設費 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	145,000	335,500	0	50,000	50,000
実績	267,273	189,483	128,268	0	49,642

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

元金償還金 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	171,143	204,777	178,956	139,480	127,529
実績	171,143	204,777	178,956	141,211	127,528

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

利子償還金 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	21,282	18,501	16,376	13,629	12,247
実績	20,993	18,298	15,807	13,631	11,645

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(中城湾港管理費)		
報酬	1,641	
職員手当等	284	
共済費	339	
旅費	21	
需用費	2,614	修繕費(小便器詰まり、エンジン始動不具合点検修理等)

役務費	172	火災保険料（施設賠償責任保険料）、自動車損害保険料（クレーン車任意保険料）、手数料（クレーン性能検査点検整備・代行受験）
委託料	23,201	
使用料及び賃借料	0	
工事請負費	8,248	
公課費	16,886	消費税中間申告、消費税確定申告
（中城湾港建設費）		
委託料	5,000	港湾事業現場技術業務委託
工事請負費	44,642	東ふ頭港湾施設用地塗装工事
（元金償還金）		
償還金、 利子及び割引料	127,528	公債費
（利子償還金）		
償還金、 利子及び割引料	11,645	公債費
計	242,226	

#### （４）監査の結果及び意見

##### （意見 1）中城湾港管理運営費の需用費の金額の入力ミス

所管課提出の「令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」によると中城湾港管理費の需用費の支出済額は、2,614 千円であり、支出負担行為兼支出調書の金額とも合致しているが、所管課作成の「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港管理運営費の需用費の合計額は、5,228 千円となっている。

一部データが二重に入力されている可能性があり、データ入力ミス等により決算の誤りを誘発する危険性があるため、正確なデータ作成が望まれる。

データ入力方法とその照合の方法について検討されたい。

##### （意見 2）中城湾港機能施設整備費の工事請負費の金額の入力ミス

令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の中城湾港管理費の委託料の支出済額は、23,201 千円と記載があるも、所管課作成の「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港管理運営費の委託料の合計額は、

48,159 千円となっている（なお、「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港機能施設整備費の委託料は、「令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」の中城湾港建設費の委託料と 5,000 千円で合致している。）。同様に、「令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」の中城湾港管理費の工事請負費の支出済額は、8,248 千円と記載があるも、所管課作成の「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港管理運営費の工事請負費の合計額は、16,497 千円となっている（なお、「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港機能施設整備費の工事請負費は、「令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」の中城湾港建設費の工事請負費と 44,642 千円で合致している。）。

一部データが二重に入力されている可能性があり、データ入力ミス等により決算の誤りを誘発する危険性があるため、正確なデータ作成が望まれる。

データ入力方法とその照合の方法について検討されたい。

#### （意見 3）多様な業者から見積書入手

令和 4 年度の中城湾港管理費の需用費の合計は 2,614 千円であるところ、うち 11 件の修繕がおこなわれている。そのうち 7 件は、いずれも A 社と B 社から見積書を取得し、全 7 件が A 社に修繕依頼がなされている。

本来複数業者からの見積書の取得は、不当に高額な費用とならないよう見積金額の適正化を図ることにあるため、毎回同じ業者から見積書を取得することは好ましくなく、見積書の取得が形骸化する可能性がある。

したがって、見積書の取得を特定の業者から取得するのではなく、できる限り多様な業者から見積書を取得することが望ましい。

#### （意見 4）日付のない請求書について

中城湾港建設費の委託料のうち、一部債権者から、委託業務名を「港湾事業現場技術業務委託（R 4 - 1）」、請求額を 782 万 5100 円とする請求書が発行されているが、日付欄が空白となっている。

請求書に日付の記載がない場合、正当性や取引時期が不明確となるため、会計処理の正確性を保つことができない。よって、日付のない請求書に関しては、日付を入力した請求書との差し替えをされたい。

## 7-1 中城湾港マリン・タウン特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	中城湾港マリン・タウン特別会計
所管課	港湾課
対象の歳出取引	港湾建設費、与那原マリーナ管理費、 元金償還金、利子償還金
金額	154,568 千円

### (2) 取引の概要

与那原マリーナの整備を目的とする港湾整備事業と埋立造成を目的とした臨海部土地造成事業の2つの事業で構成されている。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・繰越額・不用額）

歳出取引全体

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	346,770	212,910	243,829	218,417	162,425
実績	156,618	183,355	162,625	161,776	154,568
繰越額	31,255	0	60,253	0	6,050
不用額	158,896	29,554	20,949	56,640	1,806

参考：沖縄県「一般会計・特別会計決算概要について」平成30年度ないし令和4年度決算概要（資料）の特別会計歳出決算対前年度比較

<https://www.pref.okinawa.jp/site/suito/kaikei/somu/kessanngaiyou.html>

歳出取引全体

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	182,349	150,116	243,829	270,475	162,436
実績	156,618	183,355	162,626	161,777	154,568

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

港湾建設費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	52,770	21,377	99,326	130,673	24,230
実績	23,712	24,547	18,581	23,422	16,402

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び

「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

与那原マリーナ管理費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	52,770	21,377	99,326	130,673	24,230
実績	53,123	79,012	59,014	48,660	47,693

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

元金償還金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	69,139	70,123	76,343	82,012	83,840
実績	69,138	70,123	76,342	82,011	83,839

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

利子償還金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	10,646	9,796	8,815	7,665	6,634
実績	10,645	9,673	8,689	7,683	6,633

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(港湾建設費)		
給料	7,274	
職員手当等	5,375	
共済費	2,677	
旅費	0	
役務費	0	
委託料	1,007	不法投棄物撤去作業、除草業務
使用料及び賃借料	67	デスクトップ型パソコン賃貸借料
(与那原マリーナ		

管理費)		
旅費	6	
需用費	0	
役務費	6	火災保険料
委託料	45,592	指定管理料、修繕業務委託
公課費	2,087	消費税確定申告、消費税修正申告に伴う追加納付税額、中間申告
(元金償還金)		
償還金、 利子及び割引料	83,839	公債費
(利子償還金)		
償還金、 利子及び割引料	6,633	公債費
計	154,568	

#### (4) 監査の結果及び意見

(指摘 1) 産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業の委託について(産業廃棄物処理法違反)

令和 5 年 2 月 9 日に A 社に対し、中城湾港西原・与那原地区住宅用地 B ブロック不法投棄物撤去作業を委託した。同委託作業には産業廃棄物の処理が含まれている。

この点、排出事業者が、産業廃棄物について収集運搬又は処分を委託する場合は、運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と、以下の事項を定めた委託契約書を締結する義務がある(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項、第 6 項、施行令第 6 条の 2 第 4 項、施行規則第 8 条の 4、第 8 条の 4 の 2)。

- ・ 産業廃棄物の種類及び数量、
- ・ 運搬委託の場合、運搬の最終目的地所在地
- ・ 処分・再生委託の場合、その所在地、処分・再生方法、施設の処理能力
- ・ 輸入廃棄物である場合にはその旨
- ・ 中間処理委託の場合、最終処分場所在地等の情報
- ・ 委託契約の有効期間
- ・ 処理料金
- ・ 受託者が許可業者の場合にはその事業の範囲
- ・ 積替え保管を行う場合には所在地等の情報
- ・ 安定型産業廃棄物について、積替え保管を行う場合、混合の可否
- ・ 適正処理のために必要な情報(性状、荷姿、石綿含有、水銀使用製品等)
- ・ 委託契約の有効期間中に、情報に変更があった場合の伝達方法

- ・受託業務終了時の受託者への報告に関する事項
- ・委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取り扱いに関する事項

排出事業者が契約書を締結しないで廃棄物を処理委託した場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはこれを併科するとの罰則規定がある（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第26条第1号）。

上記委託契約にあたり、港湾課の考えとして、沖縄県は「排出事業者」にあたらないとして、収集運搬業者、処分業者と法令の定める内容を記載した委託契約を締結していない。

「排出事業者」については解釈の余地があるが、本件は、沖縄県が、県の予算を執行して産業廃棄物の運搬、処理を委託するのであるから、県が排出事業者に該当しないと解し難く、県に違法性が認められる可能性が高い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づき、沖縄県知事は、「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可権者であるところ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条）、許可権者である沖縄県が、産業廃棄物処理法違反に該当する行為を行ったとなれば、コンプライアンス上由々しき自体である。

また、「排出業者」に該当するかどうかについて、港湾課のみの見解で決定するべきではなく、関係機関に確認のうえ決定すべきである。

なお、ヒアリングの結果、港湾課では、「排出業者」に該当しないとして、これまでも法令の定める委任契約を締結せず、同様の産業廃棄物処理を行っていたようである。

以上より、産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業を委託する場合、沖縄県が排出業者にあたるかどうかは関係機関に確認し、排出業者にあたる場合には、法令の定める内容を記載した委託契約書を締結しなければならない。

（指摘2）産業廃棄物管理票（いわゆる「マニフェスト」）の交付をしていない（産業廃棄物処理法違反）

「その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項及び第二項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項）と定められている。同条に違反して、管理票を交付しなかった場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（廃

棄物の処理及び清掃に関する法律第 29 条 3 号)。

「指摘 1」の件において、沖縄県は「排出事業者」に当たらないとして、管理票を交付していないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 1 項に違反する可能性がある。

「排出事業者」については解釈の余地があるが、本件は、沖縄県が、県の予算を執行して産業廃棄物の運搬、処理を委託するのであるから、県が排出事業者に該当しないと解し難く、県に違法性が認められる可能性が高い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条に基づき、沖縄県知事は、「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可権者であるところ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条）、許可権者である沖縄県が、産業廃棄物処理法違反に該当する行為を行ったとなれば、コンプライアンス上由々しき自体である。

したがって、産業廃棄物の運搬、処理を伴う業務を委託する場合、沖縄県が「排出事業者」に当たるか否か関係機関に確認のうえ、「排出事業者」に該当する場合には、運搬を受託した者に対し、管理票を交付しなければならない。

(指摘 3) 産業廃棄物収集運搬業者の許可を得ていない業者への運搬委託について（産業廃棄物処理法違反）

「事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条 5 項）と定められている。同条に違反して、無許可業者へ産業廃棄物の運搬を委託した場合、5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金に処せられ、又は併科される（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 1 項 6 号）。

「指摘 1」の件において、A 社は産業廃棄物収集運搬業者の許可を得ていないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条 5 項に違反する可能性がある。

「排出事業者」については解釈の余地があるが、本件は、沖縄県が、県の予算を執行して産業廃棄物の運搬、処理を委託するのであるから、県が排出事業者に該当しないと



解し難く、県に違法性が認められる可能性が高い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条に基づき、沖縄県知事は、「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可権者であるところ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条）、許可権者である沖縄県が、産業廃棄物処理法違反に該当する行為を行ったとなれば、コンプライアンス上由々しき自体である。

したがって、産業廃棄物の運搬、処理を伴う業務を委託する場合、沖縄県が「排出事業者」に当たるか否か関係機関に確認のうえ、「排出事業者」に該当する場合には、受託者が産業廃棄物収集運搬業者として許可を得た業者に運搬を委託しなければならない。

#### （意見 1）除草業務の二重計上の可能性について

所管課提出の「令和 4 年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計歳入歳出決算事項別明細書」によると港湾建設費の委託料の支出済額は、1,007 千円であり、支出調書の金額とも合致しているが、所管課作成の「令和 4 年度の歳出の取引データ」のうち、中城湾港マリン・タウン土地造成事業の委託料の合計は、1,638 千円となっている。

差額がある原因は、除草業務が二重に計上されている可能性がある。

データ入力ミスによる決算の誤りを誘発する危険性があるため、正確なデータ作成が望まれる。データ入力方法とその照合の方法について検討されたい。

## 8-1 所有者不明土地管理特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	所有者不明土地管理特別会計
所管課	管財課
対象の歳出取引	土地管理業務費、予備費
金額	14,649,320,千円

### (2) 取引の概要

本会計は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「復帰特別措置法」という。）第 62 条の規程に基づき、沖縄県が管理する所有者不明土地の管理に関する事務を行うために設置された。所有者不明土地管理費は、復帰特別措置法第 62 条の規程に基づき、所有者不明土地を真の所有者に返還するまでの間、当該土地を適正に管理するとともに、所有者への返還を促進し、所有者不明土地の解消をはかるための経費であり、主な歳出科目は人件費である。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	259,233	169,057	172,439	178,751	182,775
実績	81,553	22,627	19,068	13,964	14,649
不用額	177,680	146,430	153,371	164,787	168,126

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和 4 年度決算額	主な取引内容
（土地管理費）		
報酬	6,123	非常勤職員報酬
給料	2,667	
職員手当等	1,700	期末手当（会計年度任用職員）
共済費	1,801	社会保険料
報酬費	0	
旅費	498	通勤手当、普通旅費、
需用費	285	燃料費、消耗品費、印刷製本費、修善料

役務費	99	通信運搬費、自動車保険料、
委託料	1,392	所有者不明地内の草刈り
使用料及び賃借料	76	職員用パソコンのリース契約、E T C通行料金、新聞購読料
負担金、補助及び交付金	0	
補修、補填及び賠償金	0	
償還金、利子及び割引料	0	
公課費	5	公用車の自動車重量税、
計	14,646	

#### (4) 監査の結果及び意見

(意見 1) 所有者への返還以外の解決策についても検討すべき

所有者不明土地管理会計事業の目的の一つとして、所有者不明土地問題の抜本的解決のための取り組みが上げられるところ、平成 23 年から令和 4 年度までの所有者不明土地管理解除率は以下の表のとおり推移している。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
21.8%	21.9%	22.3%	22.4%	22.7%	22.8%

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
22.9%	22.9%	23.1%	23.2%

所有者土地管理解除率は、平成 23 年度から令和 2 年度までわずか 1.4% しか上昇しておらず、解除率が改善しているとは言い難い状況である。

「新・沖縄 21 世紀ビジョン実施計画（前記：令和 4 年度～令和 6 年度）」においても、「所有者不明土地問題については、戦後 75 年が経過し、所有者の特定が難しくなっている」と指摘されているとおり、今後も所有者土地管理解除率が改善されることは期待できない状況にある。

上述のとおり、本会計の目的の一つとして、所有者不明土地問題の抜本的解決の取り組みが上げられるところ、現状では、本会計は所有者不明土地の管理に傾斜したものとなり、将来的にも現状のような管理費の支出が継続するものと考えられる。

したがって、所有者への返還以外の解決策についても検討すべきである。

## 9-1 母子父子寡婦福祉資金特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	母子父子寡婦福祉資金特別会計
所管課	青少年・子ども家庭課
対象の歳出取引	母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金、事務費
金額	151,536 千円

### (2) 取引の概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立の助長等を行うため、母子家庭等の親や子どもに対し、全 12 種類（事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支援資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支援資金、結婚資金）の資金を無利子または低利で貸し付けを行うものである。その原資は、国庫借入金（3分の2）と県費（3分の1）からなる。

令和4年度末までの貸付実績（母子父子寡婦合計）は、以下の通りである。

貸付件数	22,197 件
貸付総額	7,879,277 千円

資金別	年度別		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	1	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	1	1,100	0	0	0
修学資金	210	149,284	194	129,165	190	125,569	180	117,905	167	118,503		
技能習得資金	23	15,716	16	10,082	18	11,443	11	8,392	10	5,679		
修業資金	9	4,995	5	3,204	7	3,361	7	3,966	3	1,836		
就職支度資金	1	330	2	430	1	100	0	0	0	0		
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
生活資金	8	5,361	5	1,937	3	1,102	3	1,047	1	315		
住宅資金	0	0	1	0	0	0	0	0	1	566		
転宅資金	7	1,316	4	944	6	1,133	5	891	2	460		
就学支度資金	64	17,767	42	12,315	86	24,651	70	20,473	66	21,270		
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	323	195,769	269	158,077	311	167,359	277	153,774	250	148,629		

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

歳出取引全体

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	205,206	250,254	222,866	178,491	187,904

追加更正額	45,162	0	0	0	16,428
予算現額	250,368	250,254	228,866	178,491	204,332
実績	198,337	160,227	175,609	156,227	151,536
不用額	52,030	90,026	53,256	22,263	52,795

母子福祉資金貸付金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	181,800	210,762	208,363	158,890	160,182
追加更正額	28,906	0	▲12,999	▲321	16,428
予算現額	210,706	210,762	195,364	158,569	176,610
実績	175,480	143,054	156,340	140,746	143,018
不用額	35,225	67,707	39,023	17,822	33,591

父子福祉資金貸付金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	12,800	22,425	8,060	7,971	16,171
追加更正額	9,625	0	7,000	▲7,251	0
予算現額	22,425	22,425	15,060	720	16,171
実績	14,855	10,390	10,130	300	4,262
不用額	7,569	12,034	4,929	420	11,908

寡婦福祉資金貸付金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	5,736	12,299	9,078	7,931	7,967
追加更正額	6,563	0	0	7,564	0
予算現額	12,299	12,299	9,078	15,495	7,967
実績	5,432	4,632	888	12,727	1,348
不用額	6,866	7,667	8,190	2,767	6,619

事務費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	4,870	4,768	3,365	3,699	3,584
追加更正額	0	0	3,061	0	▲1
予算現額	4,938	4,768	6,426	3,699	3,583
実績	2,508	2,150	5,313	2,453	2,907

不用額	2,429	2,617	1,112	1,245	675
-----	-------	-------	-------	-------	-----

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
母子福祉資金貸付金	143,018	貸付金
父子福祉資金貸付金	4,262	貸付金
寡婦福祉資金貸付金	1,348	貸付金
（事務費）		
需用費	108	消耗品費（A4コピー用紙）等
役務費	164	通信費（切手代）、口座振替手数料
委託費	1,393	貸付償還事務システム保守業務委託料、未収金債権回収手数料
使用料及び賃借料	1,022	母子父子寡婦福祉資金貸付償還事務システム機器賃借料
負担金 補助及び交付金	219	母子父子寡婦福祉貸付事務費交付金の交付
償還金 利子及び割引料	0.094	過年度の過誤納収入の戻出
計	151,536	

#### （4）監査の結果及び意見

##### （指摘1）貸付事務取扱要綱に沿った書類の整備について

令和3年度の事業継続資金貸付について、「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱」の第2条2項「市町村長は、貸付申請書を受理したときは、これを点検整備し、貸付決定することについて参考となるべき事項を記載した母子（父子、寡婦）福祉資金貸付申請に伴う調書（第2号様式）に貸付申請書と他の関係書類（第1の2に規定する添付書類等）とともに提出し、これを当該町村を管轄（市にあっては次表に掲げるとおり）する県の福祉事務所長に送付するものとする。」の規定に基づき、石垣市から福祉事務所長へ資料の提出がなされている。

石垣市作成の令和3年7月12日付け「母子福祉資金貸付申請書（台帳）等の送付について」と題する書面の「5. 添付資料」として、下記(1)ないし(8)の記載がある。

- (1) 母子福祉資金貸付申請書（台帳）（第1号様式）
- (2) 申請金額内訳書
- (3) 事業実績・計画書（第3号様式）

- (4) 住宅賃貸借契約書
- (5) 資格認定証
- (6) 借入資料・返済計画書
- (7) 残高証明書
- (8) 確定申告書（写し）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」第2条において、「母子福祉資金の貸付を受けようとする者は、母子（父子、寡婦）福祉資金貸付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。」として、下記項目をあげている。

- (1) 住民票謄本
- (2) 戸籍謄本
- (3) 申請人及び連帯保証人（政令第9条第1項（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に規定する保証人をいう。以下同じ。）の住所を示す見取図
- (4) 次の表の左欄に掲げる資金の種別に応ずる当該右欄に掲げる書類（以下省略）

石垣市から福祉事務所長へ提出された資料には、「(3)申請人及び連帯保証人（政令第9条第1項（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に規定する保証人をいう。以下同じ。）の住所を示す見取図」が添付されていないため、「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱」第2条3項記載の通り、整備状況について点検したうえで、石垣市に対して補正を依頼しなければならない。

#### （意見1）適切な審査体制について

「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱」第2条3項(3)イにおいて、「福祉事務所長は、市町村長から送付された貸付申請書については次の各号に留意し、実地調査を行い、審査に必要な資料等を整備する。」「イ 貸付金の種類、金額及びその用途は申請どおり適切であるか。」と規定されている。

令和3年度の事業継続資金貸付について、「申請金額内訳書」とあわせて「金額の参考にした書類」として、A4用紙に案内文、目的、スケジュールや金額等が記載された資料が添付されている。しかし、当該資料は、2020年3月31日に案内された文面であることがうかがわれ、「お支払い期限」は、2020年8月27日に設定されている。石垣市から福祉事務所長へ資料の提出がなされたのは、2021（令和3）年7月12日であり、当該資料が作成されたであろう日付から1年以上が経過しているのだから、その他の資料の提出を求めずに審査がなされたのであれば「貸付金の種類、金額及びその用途は申請どおり適切であるか。」の審査が適切になされているとはいえない。

また「申請金額内訳書」とあわせて提出を求める「金額の参考にした書類」には、括弧書きで、「価格の掲載されたHP画面をプリントアウトしたもの or 店の見積書など」

と記載されている。たしかに、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱等に詳細な規定はないものの、貸付金の使途を審査するに際して、貸付金の支払先となる者を特定できるような資料が望ましいと考えられる。



## 10-1 林業・木材産業改善資金特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	林業・木材産業改善資金特別会計
所管課	森林管理課
対象の歳出取引	管理指導事務費、貸付事業費
金額	191 千円

### (2) 取引の概要

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的として、林業者・木材産業事業者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組に対して、県が中・短期の資金の貸し付けを無利子で行う事業である。

本県は、昭和 59 年度から林業・木材産業改善資金貸付事業を始め、その原資は、国が 3 分の 2 を補助し、残り 3 分の 1 を県が負担して造成している。

なお、以下の貸付実績推移の通り、平成 26 年度以降、貸付件数は 0 件である。

年度	件数	金額
昭和 59～63 年度	38	97,300
平成元～5 年度	35	107,495
平成 6～10 年度	25	112,838
平成 11～15 年度	9	34,221
平成 21～25 年度	6	66,800
平成 21～25 年度	4	29,577
平成 26～30 年度	0	0
令和元年度	0	0
令和 2 年度	0	0
令和 3 年度	0	0
令和 4 年度	0	0
計	117	448,231

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	15,967	15,964	15,500	15,800	15,800
実績	379	832	259	299	191
不用額	15,587	15,131	15,240	15,501	15,608

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（管理指導事務費）		
報償費	0	
旅費	75	一般職員等（交通費、旅行雑費）
需用費	16	消耗品費（林業・木材産業改善資金のしおり）
委託料	99	林業・木材産業改善資金の収納事務委託料
（貸付事業費）		
貸付金	0	
計	191	

（4）監査の結果及び意見

（指摘1）本事業の見直しについて

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的として、林業者・木材産業事業者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組に対して、県が中・短期の資金の貸し付けを無利子で行う事業であるが、平成26年度から令和4年度のまでの貸付実績は0である。

また、令和2年度から令和4年度までの相談件数は、以下のとおりである。

令和2年度	令和3年度	令和4年度
2件	4件	9件

令和2年度から令和4年度にかけて7件の相談件数の増加があるといえるが、本会計の予算規模に比し、僅少な相談件数に留まっていると言わざるを得ない。

この点、担当課から、相談件数について、①下記表の貸付実績のうち、貸付があった年度（最大値及び最小値除く）のみ5カ年平均を更に平均した場合、1件あたり470万円の貸付と考えられ、年間の予算で勘案すると、年間の相談件数は3件が妥当であること、②令和4年の沖縄県の林業者数は業者数103、従業者数526名とであることから、相談件数は、業種全体の1割弱、従業者数からみると2%弱であり、相談件数は少なくない（木工業者の大半は貸付対象から外れるため、業者数は54、従業者数428名になり、相談件数の割合は更に増加する。）ことを根拠に、相談件

数は僅少ではないとの回答があった。

貸付実績

単位:千円				
年度	件数	金額	5カ年平均	備考
昭和59～63年度	38	97,300	2,561	最小値
平成元～5年度	35	107,495	3,071	
平成6～10年度	25	112,838	4,514	
平成11～15年度	9	34,221	3,802	
平成16～20年度	6	66,800	11,133	最大値
平成21～25年度	4	29,577	7,394	
平成26～30年度	0	0	0	
令和元年度～令和5年度	0	0	0	
計	117	448,231		

※最大値及び最小値は除く

しかし、貸付実績はあくまで貸付実績にすぎず、貸付実績から年間の相談件数が妥当か否か判断することはできない。

しかも、担当課は、貸付実績が0であった年を排除しているが、貸付実績を根拠に相談件数の妥当性を検討するのであれば、貸付実績が0の年度を排除する理由はない。貸付件数を根拠に相談件数を検討する場合、貸付実績が0の年における妥当な相談件数は0件となる。かかる結論からも、担当課の回答が不合理であることは明らかである。想定される相談実績を多く見せるために、相談件数が0の年度を恣意的に排除したとも捉えられかねない。

そもそも、昭和59年から平成25年までの貸付け実績を下に、現状の相談件数の妥当性を検討しているが、10年以上前のデータを使用して相談件数を検討すること自体不合理である。

また、担当課は、現在の林業者数から相談件数を検討しているが、これも相談件数の検討方法として不合理である。仮に現在の林業者数を前提にしても、相談件数はニーズに応じて増減があるのであって、林業者数や従事者数のみを根拠に、相談件数の妥当性を検討することはできない。そもそも、異業種からの新規参入や、自伐型林業に参入する者の機械購入への貸付も想定されるため、既存の林業者数や林業従事者数のみからは、相談数の検討はできない。

相談件数を検討する根拠を示すのであれば、事業者に対するニーズ調査等のアンケートの実施、アンケート結果の検討、説明会開催の有無、説明会開催の頻度、説明会への参加者数等を示すべきであるが、かかる根拠は示されなかった。

今回の担当課の回答は、図らずも、需要がないことを示す結果となった。

なぜなら、昭和59年～63年度までの間、38件の貸付件数があったものが、年々

減少し、平成 11 年～15 年度までの間 1 桁の貸付件数となり、平成 26 年以降は貸付件数が 0 件である状況からして、需要があるとは到底言えないからである。仮に需要があるとすれば、需要が貸付けに結びついていないこととなり、広報活動等県民への周知がなされていないこととなる。

かかる状況下においては、本会計そのものを見直すか、本会計の目的を達成するための広報活動、貸し付ける際の審査の見直し等の改善が必要である。

#### (指摘 2) 林業・木材産業改善資金のしおりの部数管理

需用費として、令和 5 年 2 月に「林業・木材産業改善資金のしおり（令和 4 年度版）」を 77 部、金 1 万 6940 円で購入している。

本会計における貸付実績が平成 26 年以降 0 で推移し、令和 2 年度から令和 4 年度までの総相談数が 15 件に留まっているのであるから、しおりの内容、配布先、購入部数が目的に照らして適切かどうか疑問のあるところである。

この点、担当課からは、パンフレットについては、各地区で開催する市町村担当者及び林業者向け説明会において、出席者数を考慮したうえで配布を行い、市町村等を通して相談があった場合には、各出先機関において提供できるように窓口を設置し、出先機関の窓口においては、興味を持って頂いた林業者が手に取りやすいように、設置しているものの、在庫管理は行っていないとの回答を得た。

在庫管理を行わずに、「林業・木材産業改善資金のしおり（令和 4 年度版）」を漫然と発注することは、公金支出の方法として問題である。

今後は、在庫管理を行った上で、必要な部数の発注を行うべきである。

#### (意見 1) 不能欠損理由の経緯においても、面談内容を記載することが望ましい

所管課作成の「R 3 年び不能欠損の件数及び不能欠損理由」（原文ママ）と題する書面において、令和 3 年度の不能欠損が 1 件であること及びその経緯が記載されている。

経緯欄において、「平成 23 年 6 月からサービサーに委託を開始し、主債務者の所在調査を実施したが、長期間所在不明であったため、平成 29 年に本籍地へ住民票請求したところ、県外へ転出していることが判明した。」と記載されている。

この点、本籍地へ住民票請求したところ県外へ転出していることが判明したのであれば、前住所の住民票除票を取得すれば転出先の住所は判明するが、上記経緯からは、いつ頃住民票の異動があったのかを含め所在調査の詳細が不明である。

また、「さらにもう 1 名の連帯保証人（C 氏）から平成 24 年 11 月 26 日及び平成 25 年 4 月 16 日に一部返済があったが、その後返済が困難となっていた。この連帯保証人については平成 30 年 10 月 16 日に県が面談を行った。同月 18 日付けで連帯保証人の代理人から主債務者の消滅時効援用通知書が提出された。」と記載されているが、県が連帯保証人（C 氏）とおこなった面談内容が記載されておらず、面談においてどのよう

なやりとりがあったのかが不明である。

面談直後に連帯保証人（C氏）から消滅時効援用通知書が提出されているが、当該面談内容が時効中断事由に影響する可能性も否定できないため、面談におけるやりとりを記録として残し、不能欠損理由の経緯においても、面談内容を記載することが望ましい。

## 11-1 沿岸漁業改善資金特別会計：管理指導事務費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	沿岸漁業改善資金特別会計
所管課	水産課
対象の歳出取引	管理指導事務費
金額 (令和4年度実績)	499千円

### (2) 取引の概要

債権回収業務に係る委託費等の支出取引である。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の（予算・実績・不用額）

(単位：千円)

	令和4年度
当初予算	1,266
実績	499
不用額	766

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
旅費	66	
需用費	71	
役務費	63	
委託費	297	回収委託業務：287千円
計	499	

### (4) 監査の結果及び意見

#### (意見1) 特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分

本事業における延滞債権のうち一部については、その回収業務を(株)沖縄債権回収サービスに委託している。(委託料は、回収金額の30%、との条件である。)

同社への委託契約は、以下の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号の“その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき”に該当するとして、特命随意契約により委託先を選定している。

- ・ 委託する業務の性質上、債務者に関する個人情報の取り扱いや訪問等による催促活動が伴うが、法令に違反するようなことがあってはならない。従って、業者の選定に際しては、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき、法務大臣の許可を受け、高い遵法意識を有する専門業者が適当と考えられ、一般競争入札には適さないと考える。
- ・ 沖縄県内において、法務大臣の許可を受けて営業を行っている債権回収会社は、沖縄債権回収サービスと美ら島債権回収会社の 2 社である。しかし、美ら島債権回収会社については、平成 27 年 2 月に法務大臣より債権管理回収業の営業許可を受け、親会社である沖縄銀行のグループ内の債権回収に限定した業務を行っており、当会社は委託の対象とはならない。  
よって、委託対象となる法人は事実上、(株)沖縄債権回収サービスの 1 社であり、既に委託した自治体においても、委託後、問題の発生は見られないことから、コンプライアンスの面からも適当であると考えられる。

しかしながら、債権回収業務については弁護士も実施可能であり、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく許認可法人に委託先を限定する必要は無い。この点は、「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」(内閣府)の報告書によれば、地方公共団体の債権回収業務の委託先として、弁護士に委託している事例も記載されているところである。

したがって、債権回収業務の委託候補先について、弁護士を除外し、債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく許認可法人のみ、としている状況は、より効率的かつ効果的な業務を実施する委託候補先を選択肢から除外している可能性があり適切とは言えない。

ただし、(株)沖縄債権回収サービスは本事業の債権回収業務について平成 22 年度より継続して受託しており、債務者の状況等を詳細に把握しているものと考えられる。また、令和 4 年度の債権回収業務委託費は 287 千円と少額にとどまっており、毎年、一般競争入札やプロポーザル方式により委託先を決定することは、費用対効果の観点から適切ではないとの可能性がある。

このような状況を踏まえ、県は、複数年に 1 回の頻度でプロポーザル方式により委託先を選定する等、より効率的かつ効果的な業務を実施する委託候補先を除外することなく、委託先を決定する方法を検討されたい。

## 12-1 産業振興基金特別会計：産業振興基金事業費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	産業振興基金特別会計
所管課	産業政策課
対象の歳出取引	産業振興基金事業費
金額 (令和4年度実績)	48,054 千円

### (2) 取引の概要

沖縄県産業振興基金事業補助金の交付及び補助金交付先へのハンズオン支援等に係る業務委託費である。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	令和4年度
当初予算	109,975
実績	48,054
不用額	61,920

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
委託費	15,097	補助金交付先のハンズオン支援等に係る業務委託費
負担金、補助及び交付金	32,956	補助金の交付（交付先数は5件）
計	48,054	

### (4) 監査の結果及び意見

#### 【補助金】

#### (意見1) 補助事業の内容と補助金交付規程との整合性について

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第1条によれば、本特別会計事業の補助金交付の趣旨は、「本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業の振興を図ることにある」とされていることから、補助金交付先の



事業は、本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等に資する事業である必要がある。

また、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程別表において、補助金の種類ごとに具体的な事業内容が規定されている。

ここで、令和4年度における補助金交付先事業について、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程に定める補助金交付の趣旨や具体的な事業内容に沿った内容であるかどうかを検討したところ、県の見解と監査人の見解に乖離が生じる事業が複数存在した。

#### ① 沖縄オンライン物産展販促チャンネル多様化事業

<事業者>

（株）沖縄県物産公社

<主な事業内容>

- ・ 令和3年度の補助事業で構築した沖縄オンライン物産展 EC サイトの再構築

<主な補助対象経費>

- ・ EC サイト再構築、サイト内動画制作等のために支出した委託費や人件費

<事業の種類>

戦略的産業育成支援事業

（本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業（情報通信産業、観光リゾート産業、国際物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空臨港型産業等）の育成・支援事業）

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する監査人の見解>

- ・ ライブコマースを活用した EC サイトと構築とのことであるが、アイデアに目新しさは無く、また、既に「わしたショップオンライン」という EC サイトが存在する中で、産地直送品のためだけに別途 EC サイトを構築することが、特別付加価値が高い施策であるか疑問である。
- ・ 単なる EC サイトの構築により、技術革新・高度情報化・国際化という先進的な目的が達成できるか疑問である。

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する県担当課の見解>

- ・ コロナ禍による観光産業の落ち込みにより、大きな影響が出た物産販売について、EC 販売に加え、商品の魅力（特徴や生産者の思い等）を伝えるライブコマース等の新たな販売手法により、マーケットの拡大や商品のブランド化等が期待できる取組である点について産業振興への効果を評価し、補助事業に採択した。

#### ② 世界に誇る沖縄の伝統染織物の承継と発展の仕組構築事業

<主な事業内容>

- ・ 染織物業界の課題解決及び振興のために、新規サービスコンテンツの開発、新たな流通システムの構築、プロモーションの実施、等を実施する。

<主な補助対象経費>

- ・ 上記施策のための人件費
- ・ テストマーケティング、販売会参加にかかる旅費
- ・ プロモーションにかかる委託費

<事業の種類>

地域産業支援事業

(地域特性を生かした地域産業の活性化又は高度化に大きく寄与すると認められる新技術又は新製品の研究開発事業、地域産業育成支援事業)

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する監査人の見解>

- ・ 民間事業者へ2百万円程度の補助金を交付し、当該事業者が新規サービスコンテンツの開発やテスト販売を行ったとしても、地域産業の活性化に大きく寄与する規模の事業になるとは考え難い。
- ・ 単なるサービスコンテンツの開発や新規販売先の開拓により、技術革新・高度情報化・国際化という先進的な目的が達成できるか疑問である。

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する県担当課の見解>

- ・ 染織物の新たな流通構造を構築し、生産者の収益を向上させることで、生産額や従事者の増加等につなげるとともに、観光コンテンツ化による地域活性化を目指した取組である点について産業振興への効果を評価し、補助事業に採択した。

③ 伊江島とその特産品のブランド力向上事業

<主な事業内容>

- ・ SNSを活用した情報発信やECサイト運営を含めた自走化体制の構築
- ・ 商談会やイベント等への出店

<主な補助対象経費>

- ・ 自走化支援のための委託費
- ・ 商談会やイベント出店にかかる旅費

<事業の種類>

北部地域産業振興事業

(北部地域(名護市、国頭郡並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村をいう。)における地場産業、情報関連産業、地域イベント等の戦略的産業及び情報関連、技術・研究開発関連、観光リゾート関連、農林水産業関連分野等の人材育成並びに支援及び活用事業)

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する監査人の見解>

- ・ 1 民間事業者に対して2百万円程度の補助金を交付することにより、技術革新・高度情報化・国際化という先進的な目的が達成できるか疑問である。

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する県担当課の見解>

- ・ 伊江村の出資により伊江村の観光土産品の販売等の事業主体として設立された法人となっており、本事業を活用した特産品のブランド化等を通して、離島である伊江村の認知度向上、観光誘客等による地域活性化を目指す取組である点について産業振興への効果を評価し、補助事業に採択した。

#### ④ 「つながる地方物産展」を核とした外部販売拡大事業

##### <主な事業内容>

- ・ より付加価値の高い新商品・サービスの開発
- ・ 物産展の試行により販路開拓と販売方法を確立

##### <主な補助対象経費>

- ・ 上記施策にかかる人件費や委託費

##### <事業の種類>

###### 北部地域産業振興事業

(北部地域(名護市、国頭郡並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村をいう。)における地場産業、情報関連産業、地域イベント等の戦略的産業及び情報関連、技術・研究開発関連、観光リゾート関連、農林水産業関連分野等の人材育成並びに支援及び活用事業)

##### <補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する監査人の見解>

- ・ 1 民間事業者に対して1百万円程度の補助金を交付することにより、技術革新・高度情報化・国際化という先進的な目的が達成できるか疑問である。

##### <補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する県担当課の見解>

- ・ 地域組織(名護市二見以北10区)の出資により、400余りの地元農家の直販事業・自然体験事業等を実施する主体として設立された法人となっており、コロナ禍による収益低下に加え、施設改修が重なったことから、地域の雇用や所得の維持のため、外部販売に挑戦する取組等について産業振興への効果を評価し、補助事業に採択した。

上記の事業は、地域振興の観点から補助金を交付すること自体には一定の合理性を有すると考えられる。

一方で、本特別会計事業の補助金交付の趣旨が、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第1条において「本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業の振興を図ることにある」と規定されている点を踏まえると、実際の補助金交付事業の内容が、規程に定めるような技術革新、高度情報化、国際化といった先進的な内容になっていないとの印象を受けた事業が散見された。

このような状況では、技術革新、高度情報化、国際化といった先進的な事業に補助金を交付しているのではないかと、という県民の期待と、実態との間でギャップが生じてし

まう可能性がある。

このような県民との期待ギャップを解消するために、例えば、以下のような対応を検討されたい。

<対応策（案）>

- ・ 沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程を改定し、補助金交付対象事業について、技術革新、高度情報化、国際化といった先進的な事業にとどまらず、本県産業振興の活性化に資するのであれば、より広範囲な事業まで交付対象とすることを明記する。
- ・ 補助金交付先事業を、技術革新、高度情報化、国際化といった先進的な事業に限定する。
- ・ 補助金交付先事業について県民の理解を向上させるために、補助金交付先事業内容を詳細に公表する。なお、この場合には、総論の意見②で記載した通り、成果指標の達成度も合わせて公表することが有用であると考えられる。

（意見2）事業計画の内容と実績報告内容に差異が生じている

補助事業の実施に際し、県は、補助金交付申請時に事業者から事業計画書を受領するとともに、補助事業終了後に事業実績報告書を受領している。

ここで、令和4年度の補助金交付事業の中に、事業計画書の記載内容と事業実績報告書の記載内容に差異のある事業が発見された。

#### ① 沖縄オンライン物産展販促チャンネル多様化事業

事業計画書	事業実績報告書	差異
ライブコマースサービスの導入 (インフルエンサーとのタイアップ、定期的なライブコマースの定着化)	ライブコマースを2回実施	有 (定期的なライブコマースの定着化を計画していたにも関わらず、2回の実施に留まっている。)
サブスクリプションサービスの構築	(記載無し)	有 (事業実績報告書に記載無し)
Webサイトの構築	取材体制構築 沖縄 LIFE 再構築	無
Webサイトへの集客広報	外部専門員の選定 パンフレット作製・配布	無
沖縄 LIFE 参加企業の発掘	取材体制構築	無

SNS と動画の積極的な活用	SNS 活用	無
----------------	--------	---

② 世界に誇る沖縄の伝統染織物の承継と発展の仕組構築事業

事業計画書	事業実績報告書	差異
染織物の新たな流通の仕組み作り(テストマーケティング)	テストマーケティングの実施	有(テストマーケティングであるにもかかわらず、実績報告書においてイベントでの売上高報告に留まっており、課題や今後の改善施策に関する提案が記載されておらず、テストとしての役割を果たしているか不明である。)
サービスコンテンツの開発(先進地調査、テストマーケティング)	工房や地域観光協会とのサービスコンテンツ開発	有(サービスコンテンツを企画したものの、参加人数不足によるツアー未実施やコロナによる実施見送りにより、結果的に施策が成功したとは言い難い。)
プロモーション	プロモーションの実施	無

県は、事業計画書に記載された内容で事業が実施されているかどうか、事業者をモニタリングし、事業内容に修正が生じるようであれば、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程に基づき「産業振興基金事業経費配分(内容)変更承認申請書」の提出の可否を検討すべきではないか。

また、県は、事業計画に記載されている施策を実施した結果、施策が成功したとは言い難い場合は、その原因、課題、改善策についても事業実績報告書に記載させるよう、事業者に指導することが望ましい。

さらに、事業実績報告書には、単なる結果のみではなく、施策の目的を踏まえた記載内容とするよう、事業者に指導すべきである。

(意見3) 補助金交付継続年数について

沖縄県産業振興基金事業補助金は、規程等で補助金交付の継続年数について上限は設定されておらず、実際に補助金交付が連続して5年以上となっている事業者も存在した。

補助金交付年数が長期に渡っていることが一律に問題となるわけではないが、最終的に自走化を目指すべきであるにも関わらず、補助金交付年数が過度に長期に渡ってしまうと、事業者が補助金に依存する体質になってしまうリスクが生じるため、長期に渡る補助金交付は慎重になるべきである。

この点、県担当課によれば、「本補助事業は継続ではなく毎年新規の公募により選定しており、補助金に依存している事業者なのか、産業振興のため必要なものなのかは、事業計画の内容により審査しており、必要に応じ、個別に経営状況のヒアリングも行っており、企業の運営補助とならないよう注意している。」とのことであるが、実際に補助金交付が連続して5年以上となっている事業者が存在していることは事実である。

そのため、沖縄県産業振興基金事業補助金について、補助金交付年数の上限を設けることについて検討することが望ましい。

また、補助金の交付年数が複数年に渡る場合、前年度までの補助事業の成果を検証した上で、次年度の補助金交付の可否を慎重に検討すべきである。

### 【委託】

(指摘1) 特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分

本事業では、補助対象事業者に対してハンズオン支援等を行う業務を委託しており、令和4年度は特命随意契約により公益財団法人沖縄県産業振興公社を委託先を選定している。

同公社への委託契約は、以下の理由により、地方自治法施行令第167条の2第2号の“その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき”に該当するとして、特命随意契約により委託先を選定している。

- ・ 受託者は、中小企業支援法に基づく特定支援事業を行う指定法人として認定され、県の商工施策を補完する機関として、各種事業を実施している。また、公益財団法人として、公的かつ公平な立場で不特定かつ多数の者の利益の推進を目的としている。
- ・ 本事業を効果的に推進する為には、①県内にある支援機関と連携して支援が実施できること、②事業運営に対して、様々な角度から助言が可能であること、③県の産業振興施策及び県内の産業振興に関する情報を把握していることが必要である。
- ・ 本事業の補助は個別企業のみで実施する製品開発や販路拡大等を対象としておらず、県全体や地域の産業振興への効果を評価し、事業者を採択する必要がある。  
そのため、補助事業者のハンズオン支援・フォローアップ支援に当たっては、各業界や地域で抱える課題、これに対する国や県、各産業支援団体の取組を把握した上で、本県の産業振興に効果的な取組となるような視点からの助言等を行う必要がある。

しかしながら、以下の状況を踏まえると、当該委託業務が地方自治法施行令第167条の2第2号の“その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき”には該当するとは言えないと考えられる。

- ・ ハンズオン支援業務を実施する上で、「中小企業支援法に基づく特定支援事業を行う認定法人」かつ「公的かつ公平な立場で不特定かつ多数の者の利益の推進を目的とする公益財団法人」であることは必要条件ではない。
- ・ 県内の支援機関との連携や、県の産業振興施策及び県内の産業振興に関する情報把握は、委託事業者が必ずしも保有している必要は無く、県が随時フォローすれば足りるという可能性があるため、委託先選定の必要条件とは言えない。
- ・ 平成28年度にプロポーザル方式による公募により、委託先を選定した実績がある。

このように、同公社を特命随意契約にて委託先としている現状は、より効率的かつ効果的な業務を実施する委託候補先を選択肢から除外している可能性があり適切とはいえない。

また、沖縄県随意契約ガイドライン3.(3)において、「公社等外郭団体との随意契約については、適正な契約事務の遂行と、競争性のある契約方法の適用に留意しなければならない」旨が記載されている点を踏まえても、同公社に対して特命随意契約により業務委託を継続することは慎重であるべきである。

一方で、本事業における補助金交付事業者は、複数年度に渡って継続して補助金交付を受けることもあるが、ハンズオン支援事業者も補助金交付事業者に対する知識・経験を有している方が、効果的に支援が実施できる可能性があり、このような観点からはハンズオン支援者を毎年変更するのではなく、一定の期間においては、前年度と同一の事業者にハンズオン支援業務を委託することが、効果的かつ効率的となる可能性もある。

以上の状況を踏まえ、県は、少なくとも複数年に1回の頻度でプロポーザル方式により委託先を選定する等、より効率的かつ効果的な業務を実施する委託候補先を除外することなく、委託先を決定する方法を検討されたい。

### 15-1 下地島空港特別会計：空港管理運営費

#### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	下地島空港特別会計
所管課	空港課
対象の歳出取引	空港管理運営費
金額 (令和4年度実績)	281,441 千円

#### (2) 取引の概要

主に、下地島空港に係る管理運営業務の外部委託費である。

令和4年度の外部委託費(223,800千円)のうち、主な契約は次の通りであった。

契約名	契約額(税込)
R4年度下地島空港消防及び施設点検業務	90,453 千円
R4年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務	44,614 千円

#### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	502,103	415,990	277,983	291,219	352,512
実績	281,329	588,611	413,635	277,203	281,441

当該決算額(使途)の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
旅費	657	
需用費	13,023	
役務費	1,343	
委託費	223,800	消防及び施設点検業務：90,453千円 航空灯火施設維持管理業務：44,614千円
使用料及び賃借料	215	
工事請負費	4,395	
備品購入費	145	
負担金、補助金及び 交付金	37,859	国有資産等所在市町村交付金：37,785千円



計	281,441
---	---------

(4) 監査の結果及び意見

下地島空港特別会計の令和4年度の歳出に含まれる委託費のうち、金額が多額な契約を中心にサンプルで資料を閲覧したところ、以下のような事項が発見された。

(意見1) 委託費に含まれる一般管理費相当額の算定方法について

県が委託費の予定価格を積算するにあたり、直接経費の他に一般管理費相当分についても加算されているが、監査人が資料を閲覧した委託契約の一般管理費相当分は、以下の通り、明確な根拠に基づき算定されていた。

契約名	予定価格総額 (税抜)	一般管理費額 (一般管理費率)	一般管理費率の根拠
R4 年度下地島空港消防 及び施設点検業務	79,927 千円	5,651 千円 (8%)	建築保全業務積算基準、建築 保全業務積算要領 (いずれも 国土交通省作成)
R4 年度下地島空港航空 灯火施設維持管理業務	38,590 千円	4,777 千円 (14.14%)	航空灯火施設維持工事の積算 要領 (国土交通省作成)

一方、総務部財政課が作成した「令和4年度当初予算見積基準表」によれば、委託費に含まれる一般管理費について、次の算式で算定することが明記されており、上記の算定方法とは異なる方法が示されていた。

R4 年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務については、一般管理費率が 14.14% になっていることから、「令和4年度当初予算見積基準表」に規定されている原則的な算定方法とは異なる結果となっている。

【「令和4年度当初予算見積基準表 (総務部財政課)」より抜粋】

一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費であり、次の計算式により算出すること。

$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10 / 100$  以内

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者 (共同事業体構成員を含む) が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注 (請負契約) に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除しないものとする。

(請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等)

※ 継続事業で上記計算式により難しいなど特殊要因がある場合は、実績、実情を勘案し、適正かつ合理的な方法に基づき算出された金額を見積もること。

(下線は監査人による。)

ここで、R4 年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務の一般管理費が「令和 4 年度当初予算見積基準表」にある“10/100 以内”という係数に基づき算定されていない理由について県担当課に質問したところ、以下の理由により、「令和 4 年度当初予算見積基準表」ではなく、「航空灯火施設維持工事の積算要領」に基づいて算定したとの回答であった。

- ・ 航空灯火電気施設の機能を保持するために維持工事として請負に付する場合の標準的費用等を積算する場合の業務の能率向上、積算の統一及び適正化を図ることを目的として、国土交通省において「航空灯火施設維持工事の積算要領」が策定されており、一般管理費も含め当該積算要領に基づいて算定した方が、航空灯火電気施設維持工事の実情を勘案した結果となり妥当である。
- ・ 「令和 4 年度当初予算見積基準表」における、“特殊要因”に該当するため、“一般管理費率 10/100 以下”を採用していない。

R4 年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務の積算にあたり、国土交通省が定める「航空灯火施設維持工事の積算要領」に基づき算定することに一定の合理性が認められる点に異論はない。

一方で、R4 年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務の実際の一般管理費率を確認したところ、「航空灯火施設維持工事の積算要領」に基づく一般管理費率 14.14%とは大きく乖離が生じていたことから、「航空灯火施設維持工事の積算要領」に基づく一般管理費率を採用することが当該業務の実情を表しているかどうかは疑問が残る。

したがって、県は、委託費の一般管理費率については、あくまで「当初予算見積基準表」にある“10/100 以内”という比率が原則的な算定方法であり、これ以外の算定方法を採用する場合には、特殊要因が存在する点や、採用する一般管理費算定方法が一般管理費率“10/100 以内”よりも実績や実情を踏まえると合理的である点、を文書化した上で、予定価格積算資料に添付することを検討されたい。

(意見2) 契約書における反社排除条項の記載について

一般競争入札の公告においては、反社会的勢力を排除する要件を記載していたが、一部の業務委託契約書では反社会的勢力を排除する条項が記載されていない契約が存在した。当該業務の委託先は、複数年に渡って継続して県からの業務を受託している事業者であるものの、無用なリスクを回避する観点から、業務委託契約書に反社会的勢力を排除する条項を全ての契約書へ記載すべきである。

なお、県担当者によれば、令和6年度から、全ての業務委託契約書に反社会的勢力を排除する条項を記載する方針とのことであった。

16-1 農業改良資金特別会計（就農支援資金）：公債費（元本）

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	農業改良資金特別会計（就農支援資金）
所管課	営農支援課
対象の歳出取引	公債費（元本）
金額	8,492 千円

(2) 取引の概要

就農支援金については、沖縄県の貸付け業務は終了しており、貸付金の回収業務を行っている。未収金は発生していない。

令和4年度末の借入金残高は12,482千円であり、令和7年度に返済完了予定となっている。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

公債費（元本）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	7,294	8,492	8,492	8,492	8,492
実績	7,294	8,492	8,492	8,492	8,492
不用額	0	0	0	0	0

計画どおり回収できている不用額は発生していない。

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（公債費 元金）		
償還金、利子及び割引料	8,492	就農支援資金貸付金の国への償還金
計	8,492	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

## 16-2 農業改良資金特別会計（農業改良資金）:国庫等返還金

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	農業改良資金特別会計
所管課	農政経済課
対象の歳出取引	国庫等返還金
金額	15,468 千円

### (2) 取引の概要

農業改良資金については、沖縄県の直接貸付は終了（貸付業務は沖縄振興開発金融公庫へ移管）しており、現在は、貸付の前提となる貸付資格の認定および沖縄県が直接貸付を行った貸付金の債権管理・回収業務を行っている。貸付実績（件数と金額）および、未収状況（件数、金額）は下記の通り。

貸付実績件数	5,276 件
貸付実績金額	12,512,300 千円
未收件数※	72 件
未収金額（元金のみ）※	232,894 千円

※令和5年4月1日現在

現在、直接貸付方式の延滞債権の回収が課題となっている。沖縄県の督促にも誠意を示さないケースにおいては債権回収会社に回収を委託し、県・民間委託の両輪で回収を行っている。なお、「新沖縄県行政運営プログラム（令和5年度～令和8年度）」の「未収金の解消」で未収金解消に向けた数値目標を設定している。

**未収金の解消  
個票番号:2**

**債権ごとの数値目標等**

未収金債権名	農業改良資金貸付金	所管課	農政経済課
債権の概要	新たな農業経営等にチャレンジする農業者に対する資金の無利子貸付		

**1 未収金解消に向けた今後の数値目標** (単位:千円)

年度	R4末	R5末	R6末	R7末	R8末	R4とR8の比較	
合計	残高目標額	229,358	212,615	197,307	183,298	170,467	—
	前年度比増減額	—	▲ 16,743	▲ 15,308	▲ 14,009	▲ 12,831	▲ 58,891
	増減率(%)	—	▲ 7.3%	▲ 7.2%	▲ 7.1%	▲ 7.0%	▲ 25.7%
現年度分	残高目標額	0	0	0	0	0	—
	前年度比増減額	—	0	0	0	0	0
	増減率(%)	—	—	—	—	—	—
過年度分	残高目標額	229,358	212,615	197,307	183,298	170,467	—
	前年度比増減額	—	▲ 16,743	▲ 15,308	▲ 14,009	▲ 12,831	▲ 58,891
	増減率(%)	—	▲ 7.3%	▲ 7.2%	▲ 7.1%	▲ 7.0%	▲ 25.7%

(参考)

うち時効到来債権残高	46,242	45,641	45,047	44,462	43,884	▲ 2,358
------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したもの。(時効期間:旧民法第167条第1項 10年)

**2 目標設定の考え方**

<p><b>【現年度分】</b> 現在、県においては新規貸付を行っておらず、約定償還分もすべて満了したことから、現年度の未収金は発生しない。</p> <p><b>【過年度分】</b> 債務者の高齢化や離農、燃料・資材価格高騰等による営農環境の悪化等のほか、回収が進むことで総額が減少し、より困難なケースの割合が高まることから、H30～R3年度の平均徴収率(7.5%)から対前年度で0.1ポイントずつ減少(同期間の対前年度平均増減率)していくこととして、残高目標額を設定する。</p> <p><b>【時効到来分】</b> 引き続き債権回収に努めることとするが、回収不能債権については、条件が整い次第、法的手続又は債権放棄を行い不納欠損処理する。 残高目標設定については、直近5カ年間の平均増減率△1.3%を目標として未収金残高を圧縮する。</p>
--

**3 未収金解消に向けた具体的な対応策等**

<p>平成29年3月に策定した「沖縄県農業改良資金管理マニュアル」に基づき、適正な債権管理に取り組む。具体的には、以下のような取り組みを継続して行っていく。</p> <p>① 借受者本人のみならず連帯保証人に対しても面談・催告を行い、債務者の実情を把握して分割返済等を促す。</p> <p>② 県の督促にも誠意を示さないケースについては、誠実に返済に応じている債務者との公平性を確保するため、債権回収に豊富な知識と経験を有する債権回収会社に回収を委託し、県・民間委託の両輪で回収を強化していく。</p> <p>③ 返済余力がありながら返済に応じない債務者に対しては、費用対効果を検討し、効果が大きいと判断されるケースについては法的措置を検討する。</p> <p>④ やむを得ず不納欠損せざるを得なくなったケースについては速やかに処理を行い、実行ある債権回収となるよう取り組んでいく。</p>
---

出典：新沖縄県行政運営プログラム（令和5年度～令和8年度）

11-1 未収金の解消（財政課・関係各課）

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

国庫等返還金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	42,812	15,628	18,518	16,192	17,310
実績	42,811	15,627	15,170	15,385	15,468
不用額	1	1	3,348	807	1,842

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(国庫返還金等)		
償還金、利子及び割引料	15,468	農業改良資金の国への返還金
計	15,468	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見1) 不納欠損処理の検討について

農業改良資金は、貸付実績件数5,276件のうち令和5年4月1日現在の未収件数は72件となっている。貸付債権の回収が進むことで回収困難なケースの割合および時効到来債権の割合が増加し、不納欠損処理を検討しなければならない債権が増加すると考えられる。不納欠損処理を検討しなければならない債権については、遅滞なく不納欠損処理の検討を実施されたい。

16-3 農業改良資金特別会計（就農支援資金・農業改良資金）：事務費

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	農業改良資金特別会計 (就農支援資金・農業改良資金)
所管課	就農支援資金：営農支援課 農業改良資金：農政経済課
対象の歳出取引	事務費（就農支援資金・農業改良資金）
金額※	就農支援資金：40千円 農業改良資金：4,085千円

※農業改良資金特別会計全体の事務費は4,125千円

(2) 取引の概要

就農支援資金の貸付金の交付及び償還金の収納等の事務は、沖縄県農業協同組合へ委託している。現在、沖縄県の貸付業務は終了し、貸付金の回収業務を行っているため、委託事務手数料について貸付に対する手数料はなく、回収に対する手数料が発生している。

農業改良資金については、沖縄県の直接貸付は終了（貸付業務は沖縄振興開発金融公庫へ移管）しており、現在は、貸付の前提となる貸付資格の認定および沖縄県が直接貸付を行った貸付金の債権管理・回収業務を行っている。債権管理業務は2名で行っている（2名で行っているのは職務分掌のため）。事務費の主な内容は、人件費、事務用品費、車両費、講座参加費（債権管理に関する講座）、委託料である。委託料は、沖縄県の督促にも誠意を示さないケースについて、誠実に返済に応じている債務者との公平性を確保するため、債権回収に豊富な経験を有する債権管理会社に回収を委託している。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

事務費（就農支援資金） (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	211	189	163	146	132
実績	168	66	49	52	40
不用額	0	0	0	0	0

令和四年度の予算には旅費、需用費、委託料が計上されている。

当該決算額（使途）の内訳 (単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(事務費)		
委託料	40	農業改良資金事務委託料
計	40	

令和四年度の決算額については、貸付回収業務に係る委託料のみが発生している。

事務費（農業改良資金） (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	9,722	9,809	10,558	13,479	7,267
実績	3,913	4,473	5,229	9,561	4,085



不用額	5,809	5,336	5,329	3,918	3,182
-----	-------	-------	-------	-------	-------

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（事業費）		
報酬	272	任用職員
職員手当等	107	任用職員
共済費	24	労働保険料
旅費	14	任用職員
需用費	173	修繕費（公用車車検）、燃料費（ガソリン）、印刷製本（複写サービス）、消耗品費（トナー）
役務費	85	自動車損害保険料（公用車車検）、手数料（公用車車検）、通信運搬費（郵便切手、電話料金）
委託料	3,341	農業改良資金回収業務委託
負担金、補助金及び交付金	64	負担金（講座参加料）
公課費	5	重量税（公用車車検）
計	4,085	

（4）監査の結果及び意見

（指摘）

なし

（意見）

なし

## 17-1 小規模企業者等設備導入資金特別会計：公債費（元金）

### （1）対象の歳出取引について

特別会計の名称	小規模企業者等設備導入資金特別会計
所管課	中小企業支援課
対象の歳出取引	公債費（元金）
金額	58,568 千円

### （2）取引の概要

公債費（元金）は③高度化資金の中小企業基盤整備機構への償還金が計上される。中小企業基盤整備機構への償還額は、貸付先の組合等からの償還金を財源にその都度償還している（中小企業基盤整備機構への償還額＝貸付先の組合等からの償還金×中小企業基盤整備機構からの借入額÷組合等への貸付額）。

高度化資金の貸付実績は 54,983,561 千円（211 件）。高度化資金のうち沖縄県が直接貸付けを行う A 方式について未収金が生じており、その回収が課題となっている。令和 4 年度末の未収金（元利＋違約金）は 22,389,959 千円（13 件）。沖縄県では「新沖縄県行政運営プログラム（令和 5 年度～令和 8 年度）」の「未収金の解消」で未収金解消に向けた数値目標を設定している。

**未収金の解消**  
個票番号:3

**債権ごとの数値目標等**

未収金債権名	小規模企業者等設備導入資金貸付金	所管課	中小企業支援課
債権の概要	①高度化資金元利収入 中小企業者等への貸付金元利収入 ②設備資金元利収入 小規模企業者等への貸付金元利収入		

1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位:千円)

年度		R4末	R5末	R6末	R7末	R8末	R4とR8の比較
合計	残高目標額	2,531,418	2,457,318	2,401,218	2,344,118	2,288,018	—
	前年度比増減額	—	▲ 74,100	▲ 56,100	▲ 57,100	▲ 56,100	▲ 243,400
	増減率(%)	—	▲2.9%	▲2.3%	▲2.4%	▲2.4%	▲9.6%
現年度分	残高目標額	0	0	0	0	0	—
	前年度比増減額	—	0	0	0	0	0
	増減率(%)	—	—	—	—	—	—
過年度分	残高目標額	2,531,418	2,457,318	2,401,218	2,344,118	2,288,018	—
	前年度比増減額	—	▲ 74,100	▲ 56,100	▲ 57,100	▲ 56,100	▲ 243,400
	増減率(%)	—	▲2.9%	▲2.3%	▲2.4%	▲2.4%	▲9.6%

(参考)

うち時効到来債権残高	319,996	319,996	319,996	319,996	319,996	0
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したもの(時効期間:高法第522条 5年)

2 目標設定の考え方

<p><b>【現年度分(正常償還先)】</b> 現時点において新たな収入未済が発生する可能性が低いことから、残高目標額を0としている。</p> <p><b>【過年度分】</b> 延滞先から今後数年間程度の返済計画書を徴求しており、それに基づいた未収金残高の目標設定を行っている。</p> <p><b>【時効到来分】</b> 現在残高がある時効到来債権は、昭和40年代後半の貸付がほとんどで、個人事業者は代表者死亡、法人は法人登記が残っているものの実質廃業状態等で、主債務者の意思確認ができず、当該債権を消滅させるには、議会の議決を経たうえで債権放棄を行うしかないが、議案提出に際して、相続人の相続放棄確認書類や時効援用申立書の関係書類を収集し、債権放棄以外に取り得る手段がないことを明確にしておく必要があり、相続人の特定や居住先の確認、相続放棄の有無、時効の援用の意思確認にはかなりの時間を要することから、今後の数値目標は、期間中据え置きとしている。 主債務者法人の未清算又は主債務者の死亡により、主債務者の意思表示を確認できない貸付先においては、引き続き必要な調査を行い、条件が整い次第、債権放棄又は不納欠損処理を行う。 今後も新たな時効到来債権の発生防止に引き続き努める。</p>
--

3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

<p><b>【営業中である延滞貸付先】(高度化資金)</b> ① 事業者の決算書等を参考に返済額増額の交渉等を検討する。また、必要に応じて経営診断を実施し、経営改善等を着実に推進させることで返済額増額につなげる。 ② 債権管理マニュアルに基づき、個々の貸付先に応じた債権管理を行う。</p> <p><b>【破綻先・回収困難先等】(高度化資金・設備近代化資金)</b> ① 主債務者及び連帯保証人からの分割納付による回収。 ② 回収困難先については、引き続き民間債権回収会社へ債権回収業務を委託し、回収強化を図る。 ③ 返済にあたり誠意がみられない貸付先については、抵当権行使等の検討。 ④ 回収不能債権については、消滅手続きに関する方針に基づき債権消滅に向けた調査等を行う。</p>
---

出典：新沖縄県行政運営プログラム（令和5年度～令和8年度）

11-1 未収金の解消（財政課・関係各課）

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

公債費（元金）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	504,155	237,472	248,058	242,860	60,353
実績	497,149	225,949	214,830	216,345	58,568
不用額	7,006	11,523	33,228	26,515	1,785

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（公債費 元金）		
償還金、利子及び割引料	58,568	③高度化資金
計	58,568	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見1) 不納欠損処理の検討について

高度化資金の令和4年度末の貸実績件数は211件、未收件数は13件となっている。貸付債権の回収が進むことで回収困難なケースの割合および時効到来債権の割合が増加し、不能欠損処理を検討しなければならない債権が増加すると考えられる。不能欠損処理を検討しなければならない債権については、遅滞なく不能欠損処理の検討を実施されたい。

17-2 小規模企業者等設備導入資金特別会計：国庫償還金

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	小規模企業者等設備導入資金特別会計
所管課	中小企業支援課
対象の歳出取引	国庫償還金
金額	5,140千円

(2) 取引の概要

国庫償還金は、小規模企業者等設備導入資金貸付に係る国への償還金が計上される。

貸付実績および未収金は下記の通り。

	実績額（件数）	未収金（件数）※
①設備資金（近代化資金）	5,957,233 千円（734 件）	19,698 千円（6 件）
②設備貸与資金	18,595,988 千円（1,949 件）	なし

※令和四年度末時点の未収金。金額は元本+違約金。

①設備資金（近代化資金）について未収金が生じておりその回収が課題となっている。「新沖縄県行政運営プログラム（令和5年度～令和8年度）」の「未収金の解消」で未収金解消に向けた数値目標を設定している（詳細は17-2の債権ごとの目標値参照）。

### （3）予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

国庫償還金

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	6,651	7,997	5,899	5,275	5,276
実績	6,241	7,541	5,444	5,139	5,140
不用額	410	456	455	136	136

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（国庫償還金）		
償還金、利子及び割引料	5,140	小規模企業者等設備導入資金貸付に係る国への償還
計	5,140	

### （4）監査の結果及び意見

（指摘）

なし

（意見1）不納欠損処理の検討について

設備資金貸付事業の令和4年度末の貸実績は734件、未収件数は6件となっている。貸付債権の回収が進むことで回収困難なケースの割合および時効到来債権の割合が増加し、不能欠損処理を検討しなければならない債権が増加すると考えられる。不能欠損処理を検討しなければならない債権については、遅滞なく不能欠損処理の検討を実施されたい。

### 17-3 小規模企業者等設備導入資金特別会計：事務費

#### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	小規模企業者等設備導入資金特別会計
所管課	中小企業支援課
対象の歳出取引	事務費
金額	979 千円

#### (2) 取引の概要

小規模企業者等導入資金助成法廃止に伴い設備資金貸与事業、設備貸与事業は終了し債権回収業務を行っている。高度化資金貸付事業は貸付業務（令和4年度貸付なし）、債権回収業務を行っている。事務費の主な内容は債権管理に係る保証金（不動産競売申立の予納金）、コピー等の需用費、委託料である。委託料は近代化資金及び高度化資金貸付事業の未収先について債権回収に豊富な経験を有する債権管理会社に回収を委託している。

#### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

事務費

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	6,938	8,554	11,399	13,018	6,705
実績	1,733	2,033	3,421	3,314	979
不用額	5,205	6,521	7,978	9,704	5,726

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（事務費）		
補償、補填及び賠償金	550	補償金（不動産競売申立の予納金）
需用費	307	印刷製本費（コピー代）、手数料（弁護士等報酬（法律相談）、不動産競売申立手数料、消耗品費（図書費）
委託料	67	債権管理事務委託費（高度化資金）
役務費	52	通信運搬費（切手購入）
旅費	3	普通旅費（高速代）
計	979	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

## 18-1 公債管理特別会計：公債費

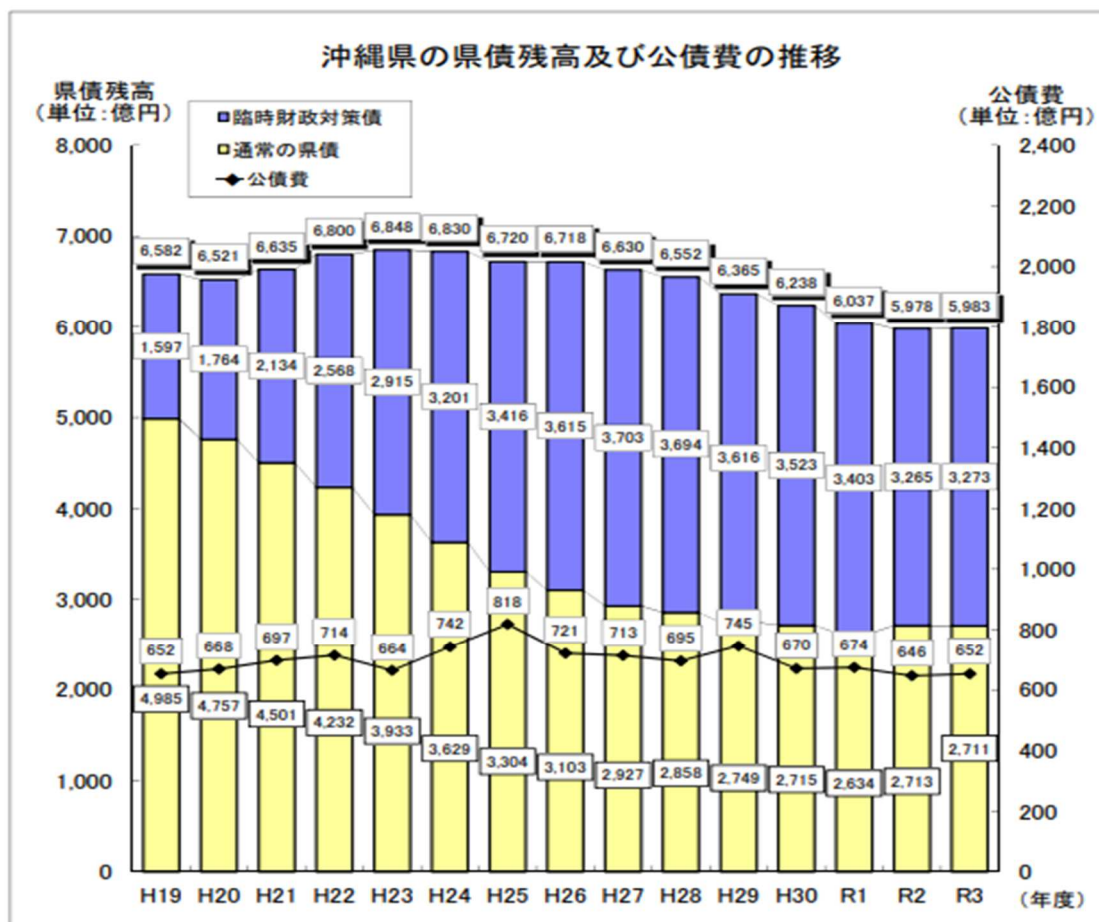
### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	公債管理特別会計
所管課	財政課
対象の歳出取引	公債費
金額	80,972,980 千円

### (2) 取引の概要

公債管理特別会計は、県債の公債費（利子、元金）の支払い、地方債を起債するときの事務費、金融機関からの借入の借換え等の管理を行う。

沖縄県の県債残高および公債費の推移は下記の通り。



出典：沖縄県財政の推移（令和4年11月）



### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

公債費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	84,851,458	78,139,557	74,622,969	66,464,980	80,994,684
実績	84,827,113	78,134,200	74,618,969	66,431,423	80,972,980
不用額	24,345	5,357	4,000	33,557	21,704

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(公債費)		
元金償還金	79,011,562	元金の償還金
長期債利子	1,961,418	利子
計	80,972,980	

### (4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見1) 健全な財政運営について

沖縄県の実質公債費率は過去5年間で7.1%~8.4%で推移しており、早期健全化基準の25%を下回っている。今後も引き続き健全な財政運営に努めて頂きたい。

(参考) 実質公債費の5年間の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実質公債費率	8.4%	7.9%	7.3%	7.1%	7.3%

## 19-1 国民健康保険事業特別会計：保険給付費等交付金

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	保険給付費等交付金
金額	126,936,563 千円

### (2) 取引の概要

保険給付費等交付金には、下記の 2 種類がある。各市町村からの交付申請に基づき沖縄県が各市町村へ交付する。

普通交付金	保険給付に必要な費用を全額市町村へ交付
特別交付金	市町村に特別な事業※がある場合にその事情を考慮して交付。 ※災害等による保険料の減免等が多額、市町村における保険事業の支援など。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

保険給付費等交付金

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	123,178,063	125,919,861	123,260,827	127,110,037	126,936,563
実績	123,098,750	124,979,594	120,909,584	126,691,847	126,936,563
不用額	79,313	940,267	2,351,243	418,190	0

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和 4 年度決算額	主な取引内容
保険給付費等交付金	126,936,563	沖縄県は 41 市町村ある。主に金額が大きい市町村は那覇市、うるま市、沖縄市、浦添市、宜野湾市など。
計	126,936,563	

### (4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

## 19-2 国民健康保険事業特別会計：後期高齢者支援金

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	後期高齢者支援金
金額	23,163,209 千円

### (2) 取引の概要

後期高齢者支援金は、平成 20 年度から開始された後期高齢者医療制度に対して導入された制度で、後期高齢者医療に係る財源として、社会保険診療報酬支払基金へ拠出する。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

後期高齢者支援金

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	23,152,698	23,396,073	23,245,604	23,760,403	23,163,210
実績	22,920,860	23,151,395	23,081,333	23,582,258	23,163,209
不用額	231,838	244,678	164,271	178,145	1

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和 4 年度決算額	主な取引内容
後期高齢者支援金	23,163,209	社会保険診療報酬支払基金へ拠出金
計	23,163,209	

### (4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

## 19-3 国民健康保険事業特別会計：介護納付金

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
---------	--------------

所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	介護納付金、
金額	9,775,916 千円

(2) 取引の概要

40歳以上65歳未満の国保被保険者について賦課した介護保険料について、介護保険の給付費に要する費用の財源として、社会保険診療報酬支払基金に納める経費。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

介護納付金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	9,956,664	10,008,222	9,972,341	9,875,752	9,775,917
実績	9,918,078	10,008,222	9,972,341	9,875,752	9,775,917
不用額	38,586	0	0	0	0

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
介護納付金	9,775,917	社会保険診療報酬支払基金へ拠出金
計	9,775,917	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

19-4 国民健康保険事業特別会計：諸支出金

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	諸支出金
金額	2,861,593 千円

(2) 取引の概要

諸支出金には、償還金、利子及び割引料と繰出金がある。「償還金、利子及び割引料」は、令和3年度分の国庫負担金及び国庫補助金の実績報告に伴う国への精算額等、「繰出金」は、令和3年度分の国庫負担金及び国庫補助金の実績報告に伴う県一般会計への精算額等である。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

諸支出金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	0	3,223,308	2,440,865	4,604,463	2,861,594
実績	0	2,986,616	2,440,855	4,592,635	2,861,593
不用額	0	236,692	10	11,828	1

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(諸支出金)	2,861,593	
償還金、利子及び割引料	2,821,275	療養給付費等負担金償還金、調整交付金償還金、療養給付費等交付金償還金、特定健康診査等負担金償還金、保険者努力支援交付金償還金がある。
繰出金	40,318	特定健康診査等負担金償還金
計	2,861,593	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

19-5 国民健康保険事業特別会計：保健事業費

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	保健事業費

金額	52,790 千円
----	-----------

(2) 取引の概要

保健事業費には、沖縄県国保ヘルスアップ支援事業関連の委託料が計上される。国民健康保険被保険者の健康の保持増進を行うため事業で、生活習慣病重症化予防のため治療中断者及び未治療者に対し、特性に応じた受信奨励ハガキの送付、医療費等のデータの分析及び予防・健康づくりアプリ「オーロラ」の保守運営、などを行っている。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

保健事業費 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	8,024	17,500	175,000	175,000	98,894
実績	5,697	10,958	110,125	110,050	52,790
不用額	2,327	6,542	64,875	64,950	46,104

当該決算額（使途）の内訳 (単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(保健事業費)		
委託料	52,790	生活習慣病重症化予防事業、医療費等分析事業、予防・健康づくりアプリ開発等事業など
計	52,790	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

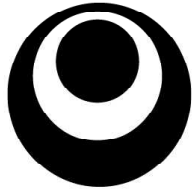
(意見)

なし

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2074



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 令和5年度包括外部監査結果報告書

特別会計における事務の執行及び事業の管理について



令和5年度  
包括外部監査結果報告書

特別会計における事務の執行及び事業の管理について  
～事業目的ごとの歳出取引の検証を中心に～

令和6年3月

沖縄県包括外部監査人

公認会計士・税理士 嘉陽田 洋平

# 目次

第1章 包括外部監査の概要 .....	7
第1. 監査の種類 .....	7
第2. 特定の事件（テーマ） .....	7
第3. 監査の着眼点 .....	7
第4. 主な監査手続 .....	8
第5. 監査の対象年度 .....	9
第6. 監査の実施期間 .....	9
第7. 監査従事者 .....	9
第8. 利害関係 .....	9
第9. 表示数値 .....	9
第10. 語句の説明 .....	9
第2章 監査テーマの概要 .....	10
第1. 沖縄県財務書類の分析から見た財政状況 .....	10
1. 財務数値の推移について .....	10
2. 歳入・歳出・財政指標について .....	20

第2. 沖縄県の中期財政計画（財政見通しと今後の対策） .....	26
第3. 特別会計の概要 .....	32
1. 特別会計の内容 .....	32
2. 歳入・歳出等の推移について .....	35
第3章 監査の結果及び意見（総論） .....	45
第1. 全般的な指摘、意見及び提言 .....	45
1. （指摘1）赤字決算について【法令違反】 .....	45
2. （指摘2）産業廃棄物処理法違反【法令違反】 .....	47
3. （意見1）独立採算制の確保及び自主財源確保に努めるべき .....	48
4. （意見2）指定管理者からの実績報告に係るチェック体制の整備について .....	49
5. （意見3）特別会計の成果指標の設定について .....	50
6. （意見4）特別会計の事業の見直しについて .....	53
7. （意見5）債権の回収管理について .....	54
8. （意見6）貸付事業における事務手続き上の不備等について .....	55
9. （意見7）業務委託時の事務手続適正化について .....	57
10. その他事項について .....	58

第2. 各特別会計の監査結果まとめ.....	61
第3. 監査結果の詳細.....	65
1 中央卸売市場事業特別会計 流通・加工推進課.....	65
2 中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計 企業立地推進課.....	68
3 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計 企業立地推進課.....	70
4 駐車場事業特別会計 道路管理課.....	74
5 宜野湾港整備事業特別会計 港湾課.....	78
6 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計 港湾課.....	92
7 中城湾港マリン・タウン特別会計 港湾課.....	104
8 所有者不明土地管理特別会計 管財課.....	110
9 母子父子寡婦福祉資金特別会計 青少年・子ども家庭課.....	113
10 林業・木材産業改善資金特別会計 森林管理課.....	117
11 沿岸漁業改善資金特別会計（水産課）.....	121
12 産業振興基金特別会計（産業政策課）.....	132
13 中小企業振興資金特別会計（中小企業支援課）.....	139
14 中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計（港湾課）.....	144

1 5	下地島空港特別会計（空港課） .....	150
1 6	農業改良資金特別会計 .....	164
1 7	小規模企業者等設備導入資金特別会計 中小企業支援課 .....	170
1 8	公債管理特別会計 財政課 .....	176
1 9	国民健康保険事業特別会計 国民健康保険課 .....	179
第4章 各論 .....		187
1-1	中央卸売市場事業特別会計：中央卸売市場管理費 .....	191
1-2	中央卸売市場事業特別会計：中央卸売市場建設費 .....	194
2-1	中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計：公債費 .....	196
3-1	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計：国際物流拠点産業集積地域那覇地区管理運営費 .....	198
4-1	駐車場事業特別会計：駐車場管理費 .....	200
4-2	駐車場事業特別会計：駐車場建設費 .....	201
5-1	宜野湾港整備事業特別会計：宜野湾港管理費 .....	203
5-2	宜野湾港整備事業特別会計：元金償還金 .....	204
6-1	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計 .....	206

7-1	中城湾港マリン・タウン特別会計	210
8-1	所有者不明土地管理特別会計	216
9-1	母子父子寡婦福祉資金特別会計	218
10-1	林業・木材産業改善資金特別会計	223
11-1	沿岸漁業改善資金特別会計：管理指導事務費	228
12-1	産業振興基金特別会計：産業振興基金事業費	230
15-1	下地島空港特別会計：空港管理運営費	238
16-1	農業改良資金特別会計（就農支援資金）：公債費（元本）	242
16-2	農業改良資金特別会計（農業改良資金）：国庫等返還金	243
16-3	農業改良資金特別会計（就農支援資金・農業改良資金）：事務費	245
17-1	小規模企業者等設備導入資金特別会計：公債費（元金）	248
17-2	小規模企業者等設備導入資金特別会計：国庫償還金	250
17-3	小規模企業者等設備導入資金特別会計：事務費	252
18-1	公債管理特別会計：公債費	254
19-1	国民健康保険事業特別会計：保険給付費等交付金	256
19-2	国民健康保険事業特別会計：後期高齢者支援金	257

19-3	国民健康保険事業特別会計：介護納付金.....	257
19-4	国民健康保険事業特別会計：諸支出金.....	258
19-5	国民健康保険事業特別会計：保健事業費.....	259

## 第1章 包括外部監査の概要

### 第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 第2. 特定の事件（テーマ）

特別会計における事務の執行及び事業の管理について  
～事業目的ごとの歳出取引の検証を中心に～

テーマの選定理由について

沖縄県の特別会計は19事業あり、その規模と目的も様々なものである。いずれの特別会計も、特定の目的で設けられ、独立した経理により収支の管理が行われている。令和4年度の特別会計の当初予算（案）の規模は245,127百万円で、一般会計の当初予算（案）の規模860,620百万円の約28%になる。県の厳しい財政事情に鑑みれば、これら特別会計を設置する事業が有効に運営されているか、かつ、それらの財務事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に実施されているかを検証することは、効果的な県政運営及び財政の健全化の観点から重要性があると考えられる。

また令和5年3月に公表された「新沖縄県行政運営プログラム」の実施項目として、「特別会計事業の適正な運営」が位置付けられており特別会計の見直しは重要な課題となっている。

さらに、過去に包括外部監査のテーマになっていない。

以上の点から、本県における包括外部監査テーマとして、特別会計について検証することは有意義であると判断し、監査テーマとして選定することとした。

### 第3. 監査の着眼点

本監査では、「特別会計全般レベル」と「事業目的ごとの歳出取引」に分けて、事業の有効性、経済性、効率性、及び合規性が図られているかどうかについて、主に以下の着眼点で実施した。

#### 1 特別会計全般レベルにおける監査の視点

- (1) 特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らして適切に運営されているか。
- (2) 特別会計に係る事務の執行及び事業の管理は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に行われているか。
- (3) 特別会計の財産の維持管理は適切に行われているか。



- (4) 恒常的な不用、繰越や多額の剰余金が放置されていないか。
- (5) 長年の特別会計において硬直的かつ過大な資源配分に陥っていないか。
- (6) 適正な受益者の負担、事業収入の確保や歳出削減努力がおろそかになっていないか。
- (7) 一般会計からの繰入や借入の存在等により、事業収支における受益と負担の関係が不明確になっていないか。

## 2 事業目的ごとの歳出取引における監査の視点

- (1) 特別会計に係る事業経費や事務経費等は、適切に計上されているか。
- (2) 特別会計の支出は、有効的、効果的かつ経済的に行われているか。
- (3) 予算の執行に係る承認、検査確認は、正しく行われているか。
- (4) 社会情勢などの変化に応じて、事業内容が見直されているか。
- (5) 事業費の見積り・積算は、適切になされているか。
- (6) 契約事務は関係法令・規則等に準拠して適正に実施されているか。また、随意契約の場合、その理由は適正か。
- (7) 委託業務の管理は適切に実施されているか。性質上委託することが不適切なものはないか、またその効果の確認は行われているか。
- (8) 委託の相手方及び選定方法は適切か（公募・随意契約）。また委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。
- (9) 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
- (10) 制度融資に関する貸付事務は規則に準拠しているか。
- (11) 補助金等の事務手続は、関係する法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- (12) 補助金の対象範囲、対象金額に間違いはないか。
- (13) 補助金は、目的に適合する形で使われているか。
- (14) 事業の目的に整合する合理的な成果指標（KPI）を設定し、かつ目標値を明確に設定しているか。
- (15) その他歳出に関連する事項

## 第4. 主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ・ 各特別会計の担当部課や関係者等に対するヒアリング
- ・ 過去の収支の推移及び予算・決算、関係書類の分析的手続
- ・ 関係書類の閲覧・証憑突合
- ・ 事業現場の視察
- ・ その他監査人が必要と認める監査手続

## 第5. 監査の対象年度

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度ならびに令和5年度についても監査の対象とした。

## 第6. 監査の実施期間

令和5年7月5日から令和6年2月29日まで

## 第7. 監査従事者

包括外部監査人 公認会計士 嘉陽田 洋平

補 助 者 弁 護 士 久 貝 克 弘 公 認 会 計 士 木 戸 秀 徳

公 認 会 計 士 仲 宗 根 あ ゆ み 公 認 会 計 士 登 川 賢 二

## 第8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第9. 表示数値

報告書の表の合計（または差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（または差額）と一致しない場合がある。

## 第10. 語句の説明

「指摘」： 主に合规性に違反する場合（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する場合）、あるいは社会通念上適当でないと考えられる事項を記載している。

「意見」： 違法又は社会通念上適当でないと考えられる事項以外で、有効性・経済性・効率性の観点から施策及び事業ならびに組織の運営に関する合理化に役立つものとして、専門的見地から改善を提案する事項を記載している。

## 第2章 監査テーマの概要

### 第1. 沖縄県財務書類の分析から見た財政状況

#### 1. 財務数値の推移について

沖縄県の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書(平成26年4月30日)」で示されている「統一的な基準」に基づいて全体会計の財務書類(「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」)について、過去5年分(平成29年度～令和3年度)の推移は下記の通りである。

#### (1) 貸借対照表

##### (概要)

貸借対照表は、会計年度末時点における沖縄県の財政状態を表している。すなわち、住民サービスを提供するために保有している財産と、その財産をどのような財源(負債・純資産)で賄ってきたかを総括的に対照表示した財務書類である。

沖縄県の貸借対照表は、住民サービスを提供するために保有している「資産」については、総資産の81.9%が有形固定資産の「事業用資産」や「インフラ資産」に比重が高く投資されており、その財源は、主に過去又は現世代の負担された資産の形成分たる純資産が占めている(令和3年度ベース)。

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
<b>【資産の部】</b>	平成30年 3月期	平成31年 3月期	令和2年 3月期	令和3年 3月期	令和4年 3月期
固定資産	2,705,286	2,649,570	2,654,244	2,811,910	2,820,710
有形固定資産	2,407,524	2,356,792	2,367,283	2,519,043	2,525,711
事業用資産	781,372	726,818	726,161	730,442	730,488
インフラ資産	1,561,765	1,564,174	1,572,598	1,682,333	1,685,706
物品	230,182	232,840	237,298	352,383	361,982
物品減価償却累計額	-165,795	-167,040	-168,774	-246,114	-252,465
物品減損損失累計額	—	—	—	—	—
無形固定資産	135,231	130,973	126,640	122,650	118,583
ソフトウェア	761	677	524	710	789
その他	134,470	130,296	126,116	121,941	117,794
投資その他の資産	162,531	161,804	160,321	170,217	176,417

投資及び出資金	37,956	37,074	39,533	38,566	38,235
投資損失引当金	-3,999	-4,231	-4,755	-5,786	-5,931
長期延滞債権	6,626	5,817	5,845	5,516	5,296
長期貸付金	18,467	16,669	15,044	16,014	16,581
基金	102,662	105,289	102,539	114,033	120,870
徴収不能引当金	-612	-514	-162	-207	-275
流動資産	81,568	78,968	82,494	90,897	129,886
現金預金	42,143	39,986	43,419	51,147	65,118
未収金	14,339	14,177	14,172	17,548	17,652
短期貸付金	1,330	1,957	1,679	767	329
基金	22,984	21,882	22,862	21,112	46,550
財政調整基金	22,984	21,882	22,862	21,112	46,550
減債基金	—	—	—	—	—
棚卸資産	790	862	977	1,071	1,007
その他	1,110	1,155	366	126	125
徴収不能引当金	-1,128	-1,051	-982	-873	-895
繰延資産	—	—	—	—	—
資産合計	2,786,853	2,728,538	2,736,738	2,902,807	2,950,597
<b>【負債の部】</b>					
固定負債	1,152,726	1,143,826	1,125,280	1,247,486	1,224,489
地方債等	654,441	648,836	628,019	645,885	628,552
長期未払金	423	321	256	143	54
退職手当引当金	144,822	145,606	147,439	151,717	153,960
損失補償等引当金	644	834	1,283	3,929	277
その他	352,396	348,229	348,283	445,813	441,645
流動負債	127,419	114,978	116,607	109,638	129,971
1年内償還予定地方債等	93,214	82,746	80,253	73,722	88,600
未払金	11,877	9,784	13,709	13,189	18,049
未払費用	—	—	—	—	—
前受金	6	9	10	3	5
前受収益	—	—	—	—	—
賞与等引当金	16,578	16,814	17,340	17,456	17,991
預り金	4,684	4,880	3,931	3,807	3,913
その他	1,060	745	1,365	1,461	1,413
負債合計	1,280,145	1,258,804	1,241,887	1,357,124	1,354,460

【純資産の部】					
固定資産等形成分	2,729,600	2,673,409	2,678,785	2,833,789	2,867,590
余剰分（不足分）	-1,222,891	-1,203,675	-1,183,935	-1,288,106	-1,271,453
他団体出資等分	—	—	—	—	—
純資産合計	1,506,709	1,469,734	1,494,851	1,545,684	1,596,137
負債及び純資産合計	2,786,853	2,728,538	2,736,738	2,902,807	2,950,597

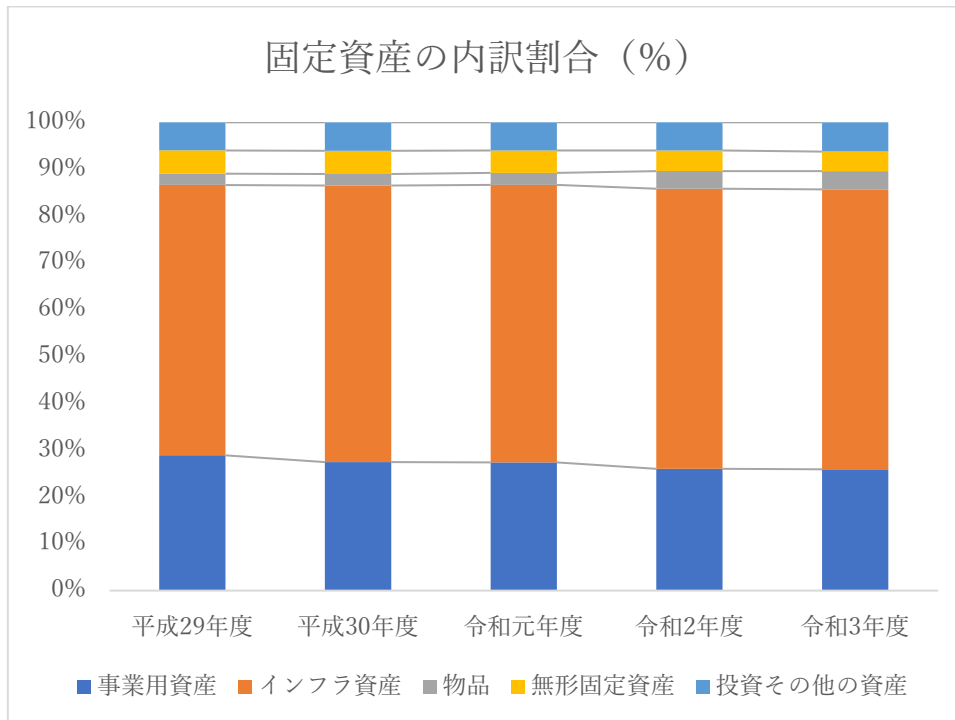
【資産の部】

「資産」には、①資金流入をもたらすもの、②行政サービス提供能力を有するものに整理される。例えば、①には売却可能資産や地方税の未収金など、②には、インフラ資産や公共施設などがある。「資産の部」は、「固定資産」、「流動資産」からなり、各区分に係る年間推移は下記の通りである。

（固定資産）

「固定資産」においては、年々増加傾向にあり、内訳内容としては年々さほど大きな変動は生じていない。固定資産のほとんどが、「事業用資産（県庁舎や学校などの行政サービスに供する資産）」及び「インフラ資産（道路、公園、砂防施設、港湾施設など社会生活の基盤として整備した資産）」で、81.9%を占めている（令和3年度）。

■ 表（1）－1 貸借対照表の固定資産の内訳割合



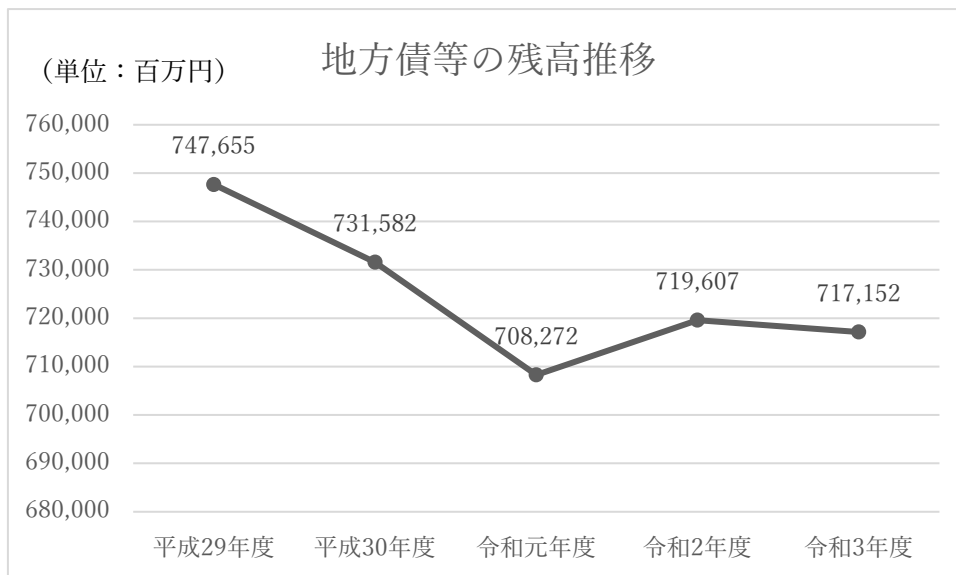
(流動資産)

「流動資産」には、主に「現金預金」及び「基金（財政調整基金）」がある。

### 【負債の部】

「負債」とは、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、例えば、地方債などがある。地方債は、公共資産等の住民サービスを提供するために保有する財産の財源としてみた場合、住民サービスを享受する世代間の公平性の観点から発行するという側面があり、そのため負債は、将来世代が負担する部分という見方ができる。負債は、「固定負債」と「流動負債」に分類され、令和3年度の1年内償還予定を含む地方債等は、717,152百万円で負債全体の約58.5%を占めており、近年の推移では減少傾向にある。

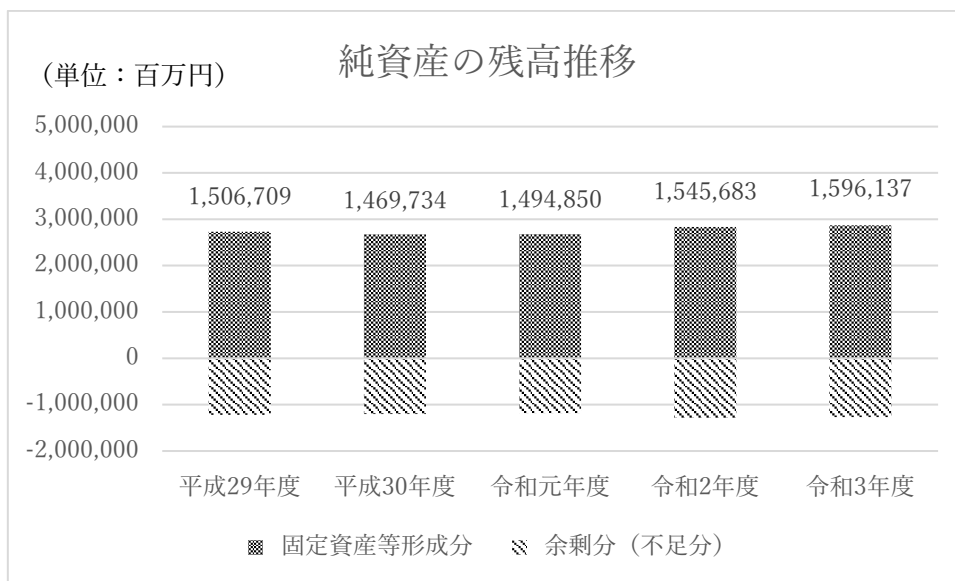
■表(1) - 2 地方債等の残高推移



### 【純資産の部】

「純資産」とは、資産と負債の差額で、公共資産等の住民サービスを提供するために保有する財産の財源としてみた場合、資産形成のために現在までの世代が負担してきたもので、具体的には、地方税や地方交付税等の一般財源や資産を取得するため国からの補助金など返済の必要がない実施的な資産がある。純資産には、「固定資産等形成分」と「余剰分（不足分）」に分類される。

■表 1 - (3) 純資産の残高推移



## (2) 行政コスト計算書

### (概要)

行政コスト計算書は、4月1日から3月31日までの1年間の行政活動のうち、行政サービスにどれだけのコストがかかっているか等、一会計期間中の費用・収益の取引高を表示した財務書類で、「経常費用」及び「経常収益」の差引が、「純経常行政コスト」になり、さらに「臨時損失」及び「臨時利益」を加味して「純行政コスト」が算定される。

沖縄県の行政コスト計算書は、行政サービスにかかる経常行政コスト（人件費、物件費、補助金給付など）とそれを賄う財源となる経常収益（使用料及び手数料など）と比べると大幅なコスト超過になり、当該超過コストについては、地方税や地方交付税、国からの補助金等で賄われることになる。

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
	平成 30 年 3 月 期	平成 31 年 3 月 期	令和 2 年 3 月 期	令和 3 年 3 月 期	令和 4 年 3 月 期
経常費用	699,884	828,816	821,853	936,891	1,088,583
業務費用	430,358	430,022	421,402	463,411	604,990
人件費	234,923	235,841	240,672	245,956	248,094
職員給与費	202,689	203,970	207,694	212,349	215,790
賞与等引当金繰入額	16,556	16,537	17,317	17,419	17,672

退職手当引当金繰入額	2,538	2,256	2,933	5,516	3,844
その他	13,140	13,078	12,729	10,672	10,788
物件費等	161,124	160,018	168,771	204,799	342,162
物件費	82,630	79,960	85,537	114,371	248,216
維持補修費	17,321	16,875	18,888	19,489	21,605
減価償却費	61,173	62,301	63,598	70,659	72,127
その他	0	883	747	279	214
その他の業務費用	34,311	34,163	11,959	12,657	14,735
支払利息	6,447	5,756	4,989	4,538	3,881
徴収不能引当金繰入額	250	581	185	222	278
その他	27,614	27,826	6,784	7,897	10,576
移転費用	269,526	398,794	400,451	473,480	483,593
補助金等	234,842	364,922	364,272	438,845	446,811
社会保障給付	31,135	31,582	32,890	34,082	36,069
他会計への繰出金	—	—	—	—	—
その他	3,548	2,290	3,289	552	713
経常収益	101,435	95,797	99,293	96,716	101,931
使用料及び手数料	85,386	78,347	81,208	81,574	83,315
その他	16,049	17,450	18,085	15,142	18,616
純経常行政コスト	598,449	733,019	722,560	840,175	986,653
臨時損失	4,309	1,556	2,766	5,932	2,814
災害復旧事業費	834	681	1,276	237	296
資産除売却損	959	106	197	365	716
投資損失引当金繰入額	695	233	524	1,048	145
損失補償等引当金繰入額	69	190	449	2,646	-
その他	1,753	347	320	1,637	1,656
臨時利益	2,761	3,981	4,443	1,527	5,297
資産売却益	1,956	3,622	4,121	582	976
その他	805	360	323	945	4,322
純行政コスト	599,998	730,595	720,883	844,580	984,169

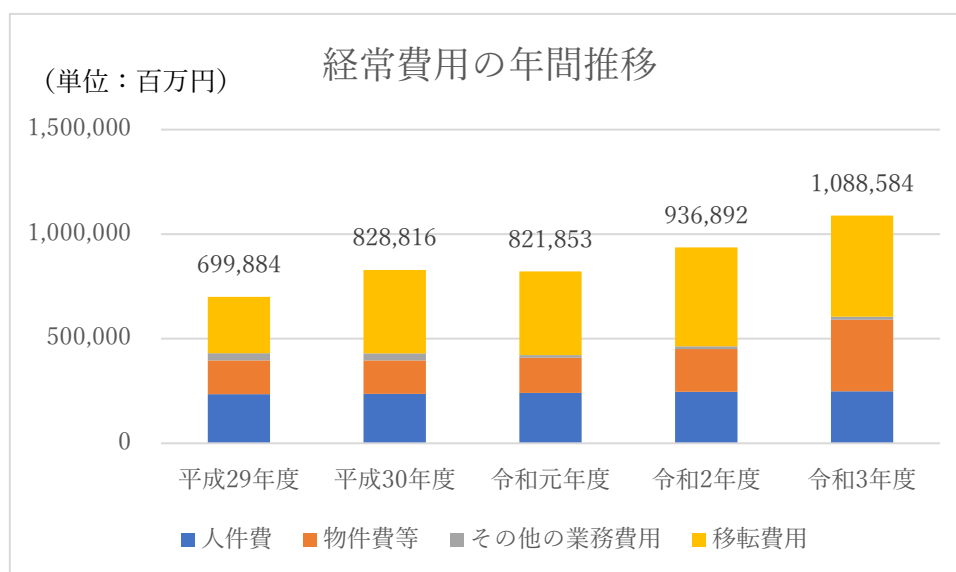
#### 【経常費用】

令和3年度の経常費用は1,088,583百万円で、令和2年度の経常費用936,891百万円から151,692百万円増加しているが、これは新型コロナウイルス感染症対策関連により、物件費等(137,363百万円)の業務費用が増加している。下記の表より、年々の経



常費用は増加傾向にある。

■表 1 - (4) 経常費用の年間推移



【経常収益】

経常収益では、年々増加傾向にある経常費用について、使用料及び手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担の割合を算出することができる。算出結果が下記の表の通りであり、年々、負担割合は減少傾向にある。

■表 1 - (5) 受益者負担比率

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
① 経常費用	699,884	828,816	821,853	936,891	1,088,583
② 経常収益	101,435	95,797	99,293	96,716	101,931
受益者負担割合 (②/①)	14.5%	11.6%	12.1%	10.3%	9.4%

(3) 純資産変動計算書

(概要)

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が一年間でどのような要因で変動したのか等、一会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を表示した財務書類である。

純資産変動計算書では、資産形成にあたり、これまでの世代が負担してきた部分を示す貸借対照表の純資産の部の一年間の増減が把握できる。また、純行政コストの金額に対して、財源たる税収等及び補助金等受入れがどの程度あるかをみることにより、純行政コストが受益者負担以外の経常的な財源によりどの程度賄われているのか把握ができる。

令和 3 年度の沖縄県の純行政コストは△984,169 百万円に対し、財源たる税収等 547,762 百万円や補助金受入 488,189 百万円、総額 1,035,951 百万円で賄われていることが把握できる。

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
	平成 30 年 3 月 期	平成 31 年 3 月 期	令和 2 年 3 月 期	令和 3 年 3 月 期	令和 4 年 3 月 期
前年度末純資産残高	1,630,152	1,506,709	1,469,734	1,513,808	1,545,684
純行政コスト (△)	-599,998	-730,595	-720,883	-844,580	-984,169
財源	629,611	764,962	744,731	877,200	1,035,951
税収等	403,306	496,716	485,371	509,839	547,762
国県等補助金	226,305	268,246	259,360	367,361	488,189
本年度差額	29,613	34,368	23,848	32,620	51,782
資産評価差額	811	-1,298	621	-950	-305
無償所管換等	-157,931	-69,856	-103	263	-1,156
その他	4,063	-188	750	-57	132
本年度純資産変動額	-123,444	-36,974	25,117	31,875	50,454
本年度末純資産残高	1,506,709	1,469,734	1,494,851	1,545,684	1,596,137

#### (4) 資金収支計算書

##### (概要)

資金収支計算書とは、県の行政活動における収入と支出について、現金ベースでの一年間の資金の流れを表したものである。資金の出入りの情報を、性質の異なる三つの区分「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」に分けて表示した財務諸表である。

令和 3 年度の沖縄県は、「業務活動収支」は 20,363 百万円のプラスで、「投資活動収支」1,091 百万円のプラス、「財務活動収支」は 7,670 百万円のマイナスとなっている。全体として、期末現金預金残高は 65,118 百万円で期首現金預金残高 51,147 百万円から 13,971 百万円増加している。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
	平成 30 年 3 月 期	平成 31 年 3 月 期	令和 2 年 3 月 期	令和 3 年 3 月 期	令和 4 年 3 月 期
<b>【業務活動収支】</b>					
業務支出	634,413	764,836	776,435	887,378	1,040,579
業務費用支出	364,919	365,551	375,985	413,899	556,982
人件費支出	232,372	234,898	238,314	241,576	245,310
物件費等支出	98,631	97,321	102,102	134,732	270,259
支払利息支出	6,447	5,756	4,989	4,538	3,881
その他の支出	27,470	27,577	30,579	33,053	37,532
移転費用支出	269,495	399,284	400,451	473,480	483,597
補助金等支出	234,811	365,412	364,272	438,845	446,815
社会保障給付支出	31,135	31,582	32,890	34,082	36,069
他会計への繰出支出	—	—	—	—	—
その他の支出	3,548	2,290	3,289	552	713
業務収入	668,425	804,421	817,222	933,833	1,061,869
税収等収入	402,815	481,825	493,860	514,888	557,490
国県等補助金収入	164,335	227,416	224,539	324,391	403,550
使用料及び手数料収入	85,651	78,492	81,261	79,445	82,462
その他の収入	15,625	16,688	17,562	15,109	18,368
臨時支出	2,515	973	1,586	1,844	1,941
災害復旧事業費支出	834	681	1,276	237	296
その他の支出	1,681	292	310	1,607	1,645
臨時収入	1,146	737	965	1,072	1,014
業務活動収支	32,643	39,349	40,165	45,683	20,363
<b>【投資活動収支】</b>					
投資活動支出	119,409	117,816	101,806	170,862	191,182
公共施設等整備費支出	88,351	80,480	67,407	81,603	75,683
基金積立金支出	16,697	19,403	16,155	23,316	62,681
投資及び出資金支出	386	826	569	—	—
貸付金支出	13,974	17,107	17,675	65,943	52,818
その他の支出	—	—	—	—	—

投資活動収入	101,827	92,333	86,179	139,445	192,273
国県等補助金収入	58,319	50,067	43,530	56,265	98,400
基金取崩収入	22,881	17,889	17,898	13,573	30,410
貸付金元金回収収入	14,956	18,350	18,458	65,368	55,902
資産売却収入	3,528	3,652	4,288	1,090	4,195
その他の収入	2,143	2,374	2,005	3,148	3,366
投資活動収支	-17,581	-25,483	-15,627	-31,417	1,091
<b>【財務活動収支】</b>					
財務活動支出	105,039	94,034	84,627	82,700	76,387
地方債等償還支出	103,789	92,813	82,977	81,585	75,269
その他の支出	1,250	1,221	1,650	1,115	1,118
財務活動収入	78,346	77,977	63,617	72,935	68,717
地方債等発行収入	77,595	77,254	60,652	72,833	68,703
その他の収入	751	724	2,964	103	14
財務活動収支	-26,693	-16,056	-21,010	-9,764	-7,670
本年度資金収支額	-11,631	-2,190	3,528	4,501	13,785
前年度末資金残高	49,843	38,212	36,021	42,943	47,444
比例連結割合変更に伴う差額	—	—	—	—	—
本年度末資金残高	38,212	36,021	39,549	47,444	61,229
前年度末歳計外現金残高	3,616	3,931	3,964	3,870	3,703
本年度歳計外現金増減額	314	34	-94	-167	186
本年度末歳計外現金残高	3,931	3,964	3,870	3,703	3,889
本年度末現金預金残高	42,143	39,986	43,419	51,147	65,118

#### 【業務活動収支】

業務活動収支の業務収入である「税込等収入」及び「補助金収入」の増加があったものの、業務支出の「物件費等支出」が大幅に増加した影響で前年度から業務活動収支が25,320百万円減少している。

#### 【投資活動収支】

投資活動収支では、「基金積立金支出」の増加があったものの、「補助金収入」や「基金取崩収入」が増加したため、前年度から改善され32,508百万円増加し、1,091百万円

のプラスとなった。

### 【財務活動収支】

財務活動収支では、「地方債等償還支出」が減少したことにより前年度から改善し7,670百万円のマイナスとなった。

## 2. 歳入・歳出・財政指標について

(1) 歳入の状況(平成30年度～令和4年度)

(単位:百万円、%)

年度 区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自主財源	240,138	248,000	291,083	305,539	331,787
	(33.6)	(34.7)	(33.1)	(29.1)	(35.6)
県税	156,767	160,298	165,662	175,688	184,205
	(21.9)	(22.4)	(18.8)	(16.7)	(19.8)
分担金・負担 金・寄附金	1,860	2,324	5,871	1,582	1,056
	(0.3)	(0.3)	(0.7)	(0.2)	(0.1)
使用料・手数料	15,544	15,971	15,490	15,256	15,315
	(2.2)	(2.2)	(1.8)	(1.5)	(1.6)
財産収入	4,937	5,830	2,671	3,090	4,061
	(0.7)	(0.8)	(0.3)	(0.3)	(0.4)
繰入金	17,668	17,235	13,698	28,761	35,775
	(2.5)	(2.4)	(1.6)	(2.7)	(3.8)
その他	43,362	46,342	87,691	81,162	91,375
	(6.1)	(6.5)	(10.0)	(7.7)	(9.8)
依存財源	475,351	466,233	588,386	743,470	600,479
	(66.4)	(65.3)	(66.9)	(70.9)	(64.4)
地方譲与税	22,861	22,441	21,125	24,039	28,504
	(3.2)	(3.1)	(2.4)	(2.3)	(3.1)

地方特例 交付金	393	1,773	620	596	656
	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
地方交付税	208,078	211,074	214,200	240,063	235,677
	(29.1)	(29.6)	(24.4)	(22.9)	(25.3)
交通安全対策 特別交付金	347	330	354	333	287
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
国庫支出金	193,393	186,711	296,057	415,082	303,101
	(27.0)	(26.1)	(33.7)	(39.6)	(32.5)
県債	50,278	43,903	56,028	63,357	32,254
	(7.0)	(6.1)	(6.4)	(6.0)	(3.5)
合計 ( )内は構成比	715,489	714,232	879,469	1,049,009	932,267
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

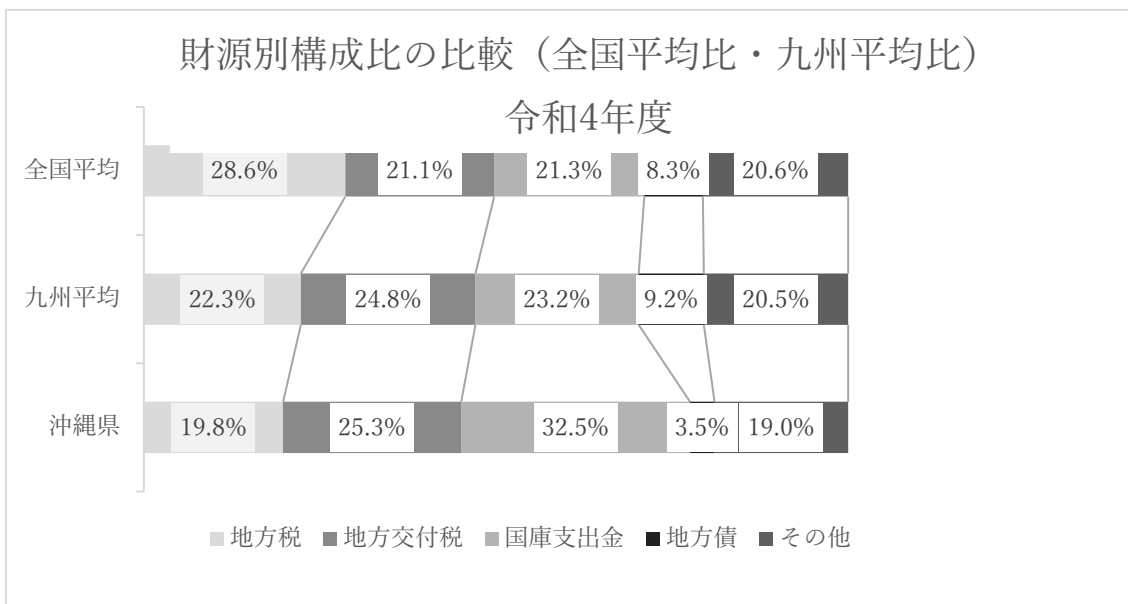
#### 【歳入の状況】

沖縄県の歳入は、過去から自主財源比率が30%前後で推移しており、R4年度においては全国で39位と低く（沖縄県35.6%、全国平均45.3%）、自主財源の柱である地方税の割合が低い（沖縄県19.8%、全国平均28.6%）。また、依存財源である地方交付税（沖縄県25.3%、全国平均21.1%）や国庫支出金（沖縄県32.5%、全国平均21.3%）に大きく依存している。

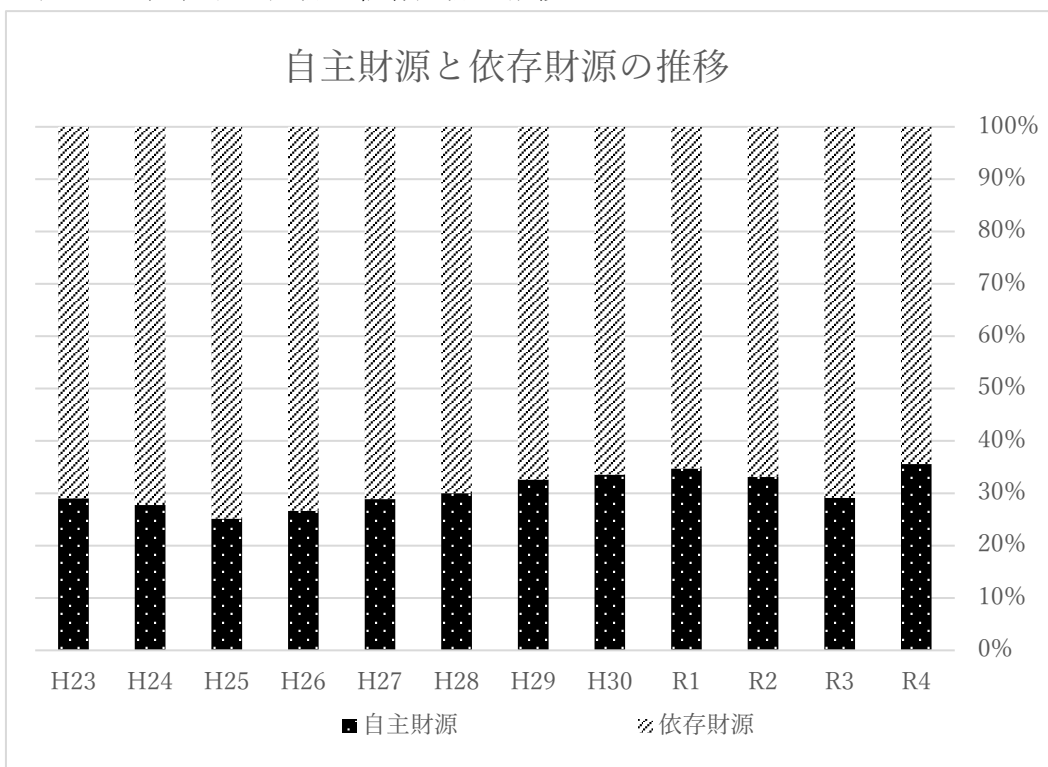
依存財源が多いとそれだけ国に頼る部分が多いことから、国の予算の動向や地方財政対策に左右されやすい財政構造となり、結果として県が自由に使えるお金の割合が減る。

このため、自主的かつ安定的な財政運営を確保するためには、自主財源の確保が重要ポイントとなる。

■表 2 - (1) 令和 4 年度 歳入の財源別構成比の比較 (全国平均比・九州平均比)



■表 2 - (2) 自主財源と依存財源の推移



(2) 歳出の状況 (平成30年度～令和4年度)

(性質別歳出の状況)

(単位：百万円)

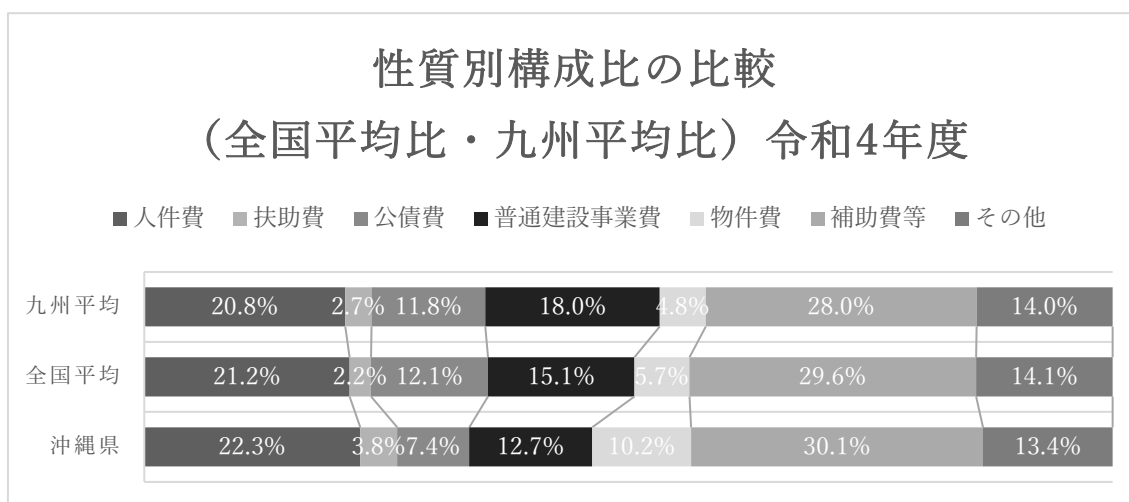
区 分	年 度				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
義務的経費	290,653	295,731	295,242	300,797	306,174
人件費	195,625	198,850	199,900	202,708	203,562
扶助費	28,002	29,513	30,699	32,928	34,766
公債費	67,024	67,367	64,642	65,160	67,845
投資的経費	135,644	125,665	131,830	126,591	117,215
普通建設(補助)	120,062	109,009	114,861	110,176	99,078
普通建設(単独)	11,305	11,866	13,773	13,113	13,923
普通建設(国直轄)	3,596	3,513	2,750	2,553	2,822
災害復旧事業費	680	1,275	444	747	1,391
補助費等	148,343	177,620	285,887	408,185	274,947
物件費	44,096	48,880	47,456	65,946	93,131
積立金	18,941	16,148	23,311	61,971	41,205
その他	37,241	39,032	83,036	71,657	79,518
合計	674,921	703,078	866,765	1,035,150	912,192

【歳出の状況】

沖縄県の性質別歳出では、全国平均及び九州平均と比較したところ、「物件費」及び「補助費等」の構成比が高く、一方で、「公債費」の構成比割合が低いことが下記の表より、確認できる。

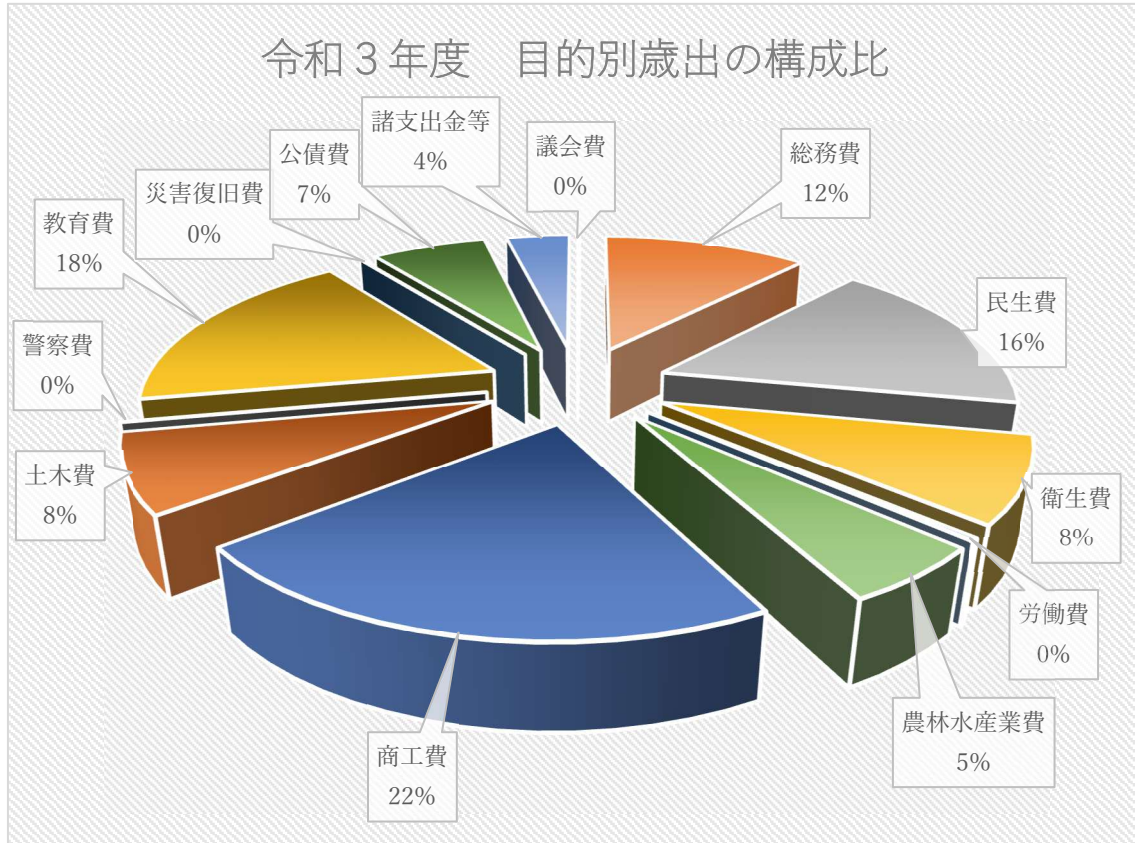
また目的別歳出では、「商工費」、「教育費」、「民生費」の割合が高くなっている。

■表2－(3) 歳出の性質別構成比の比較 (全国平均及び九州平均との比較)





■表 2 - (4) 令和 3 年度の目的別歳出の構成比



(3) 主な財政指標の比較

■ 2 - (5) 主な財政指標の状況

(単位: 百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実質収支比率	1.1	0.8	1.4	1.0	1.4
経常収支比率	95.7	97.1	96.4	88.0	94.8
実質公債費比率	8.4	7.9	7.3	7.1	7.3
将来負担比率	45	42.6	41.5	30.3	25.9
県債残高	564,686	598,316	597,845	603,698	623,784
財政力指数	0.356	0.366	0.374	0.361	0.359
標準財政規模	378,095	382,996	390,338	409,957	404,706

【沖縄県の主な財政指標（普通会計）の比較】

① 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合である。

沖縄県は、自主財源の比率が低いため実質収支の順位が 40 位となり、実施収支比率も低い結果となっている。

令和 4 年度	沖縄県	全国平均	九州平均	沖縄県の順位
実質収支比率	1.4	3.1	3.5	40 位

② 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合で、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標である。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

沖縄県は、全国平均を上回っており、経常収支比率の内訳を全国平均と比較すると、人件費（沖縄県 41.6%、全国平均 36.2%）及び扶助費（沖縄県 3.4%、全国平均 2.0%）の割合が高いことが影響している。

令和 4 年度	沖縄県	全国平均	九州平均	沖縄県の順位
経常収支比率	94.8	93.3	93.6	31 位

③ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去 3 年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標である。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも 25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも 35%としている。

沖縄県は、全国平均を下回る水準で推移している。

令和 4 年度	沖縄県	全国平均	九州平均	沖縄県の順位
実質公債費比率	7.3	10.9	10.0	5 位

#### ④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、また、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令指定都市は除く）は350%、都道府県及び政令指定都市は400%としている。

沖縄県は、全国平均を下回る水準で推移している。

令和4年度	沖縄県	全国平均	九州平均	沖縄県の順位
将来負担比率	25.9	171.1	175.9	2位

#### ⑤ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で、財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

沖縄県は自主財源が乏しいため順位も35位で、国の地方財政制度に大きく依存した財政構造である。

令和4年度	沖縄県	全国平均	九州平均	沖縄県の順位
財政力指数	0.3596	0.4938	0.3917	35位

## 第2. 沖縄県の中期財政計画（財政見通しと今後の対策）

沖縄県の「今後の財政収支の見通し」について、現段階で公表されている内容は、下記の通りである。

### **I 歳入の見通し**

- 県税や国庫支出金は増が見込まれ、地方交付税は減となるものの、歳入総額はゆるやかな増加が見込まれる。
- 自主財源については、一定の経済成長を前提として県税の増が見込まれ、その他の自主財源はほぼ横ばいで推移することが見込まれる。
- 依存財源については、地方交付税が県税の増等に伴い減が見込まれるが、国庫

支出金は社会保障関係費への対応等に伴い増が見込まれる。

- 一般財源総額については、県税の増が見込まれるものの、地方交付税の増が期待できないことから、大幅な増加は期待できない。

## II 歳出の見通し

- 義務的経費のうち、人件費が高い水準で推移するとともに、扶助費は、生活保護費等の増に伴い増加し、公債費は、ほぼ横ばいで推移していく見込み。
- 投資的経費については、横ばいで推移することを見込んでいる。
- 補助費等については、高齢化の進行などから、社会保障関係費が増加となる見込み。
- 全体としては、歳入を上回る増加が見込まれる。

### II-① 県債残高及び公債費の見通し

- 県債残高のうち、臨時財政対策債が半分以上を占めている。
- これまで、行政改革における県単ハコモノ整備の抑制や、いわゆる通常債（国の経済対策や地方財政政策等に係るもの以外の県債）の発行の抑制に取り組んできた。
- 今後、沖縄振興一括交付金事業や公共施設の老朽化対策など、これまでと同規模の投資的事業を実施するための県債発行を見込んでいることから、県債残高及び公債費は、同水準で推移することが見込まれる。

### II-② 主な社会保障関係費の見通し

- 主な社会保障関係費は、高齢化の進行等に伴い、平成 31 年度の 871 億円から平成 40 年度には約 1.3 倍の 1,102 億円に達し、大幅に増加する見込み。
- ※ 主な社会保障関係費は補助費等に分類されるが、市町村等の支出に対応する県の負担分であるため、義務的な性質を有する経費である。

## III 今後 4 年間の財政収支の見通し

- 歳入総額が緩やかに増加することが見込まれるが、他方、歳出総額は社会保障関係費等の増に伴い、歳入総額を上回る増加が見込まれる。
- このため、今後の当初予算編成時には、平成 30 年度と同程度の収支不足（単年度の財源不足）が継続して生じ、長期的には拡大することが見込まれる。
  - ※ 平成 30 年度当初予算編成過程における収支不足額：233 億円

## IV 収支不足への対応

- 収支不足に対しては、主要 3 基金の取崩しなどにより、4 年間の推計期間中は、

当初予算編成に対応できる見通し。

※ 主要3基金：財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金

- 当初予算で見込んだ基金の取り崩し額については、執行段階における歳出予算の経費節減努力や手堅く見込んだ歳入予算の上振れなどによる財源を活用して、その取り崩し額の縮減を図り、次年度以降の予算編成における収支不足に活用することとしている。
- 主要3基金は、予算編成時の収支不足への対応の他にも、災害対応等緊急的な財政出動や公共施設の老朽化に対応するため、一定額を確保する必要があり、将来もこのまま減少傾向が続けば、予算編成に支障が生じるおそれがある。

#### **V 今後の財政運営にあたって留意すべき事項**

- 今回の推計は、参考資料の「推計の前提条件」に示すとおり、平成30年度当初予算を基礎として、一定の仮定の下で今後の財政収支を推計したものであり、各年度の数値は、今後の経済情勢や国の地方財政対策等により変動する。
- また、今後の財政運営にあたっては、特に、以下の事項について、更なる歳出増加の可能性のあることに留意する必要がある。

#### **【留意すべき事項】**

- 今後も、社会保障関係費の増加を見込んでいるが、平成31年10月の消費税率引上げに伴う社会保障の充実及び新しい経済政策パッケージによって変動が見込まれること。
- 老朽化した公共施設の対応に要する経費を一定程度見込んでいるが、平成32年度までに策定することとしている個別施設計画の策定により、所要額は増加する可能性があること。
- 特別支援学級の増等により人件費が増加する可能性があり、その推移を注視する必要があること。
- 病院事業は、厳しい経営状況にあり、今後の経営改善の取組を注視する必要があること。
- 中城湾港（新港地区）をはじめとする臨海部土地造成事業は、依然として多額の償還が残っていることから、土地の売却の状況について今後の推移を注視する必要があること。

## VI 沖縄県財政の課題と展望

- 本県の財政は、県税収入の増加や地方交付税等により一般財源の所要額が確保され、社会保障関係費の増や沖縄振興交付金を活用した事業の展開に対応できていることなどから、堅実な財政運営が行えている状況にあると考えられる。
- しかしながら、類似県と同様、県税等の自主財源の割合は低い水準にあり、国の財政制度に大きく依存した脆弱な構造となっている。
- 国・地方を通じた財源不足の中、地方交付税等の一般財源の大幅な増加が期待できない反面、社会保障関係費の増加に伴い、今後も一定程度の収支不足が継続して生じ、長期的には拡大が見込まれる。
- さらに、留意事項で示したとおり、公共施設等の老朽化対策、特別支援学級の増等による人件費の増加、病院事業の経営の安定化などの懸念材料もある。
- このような厳しい財政状況の中、多様化する県民ニーズや社会経済情勢の変化等に的確に対応し、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた将来像の実現を確かなものとするためには、引き続き、限られた財源や人的資源を最大限に活用した行政運営を推進し、持続可能な財政マネジメントの強化に取り組む必要がある。
- このため、沖縄県行政運営プログラムに基づき、引き続き、歳入・歳出両面の見直しを継続して進めるとともに、中・長期的には、本県経済の活性化に結びつく産業振興施策を積極的に展開することにより、税源の涵養を図る必要がある。
- なお、今後も増加が見込まれる社会保障関係費等については、県独自の歳入確保・歳出削減などの取組のみで対応することは困難であることから、今後とも地方自治体が健全で安定した行財政運営を行えるよう、財政需要に見合う一般財源の確保について、引き続き、国に働きかけていく必要がある。

(参考資料) 今後の財政収支の見通し

## ① 今後の財政収支の見通し (数値編)

(単位: 億円)

年 度	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)
歳入総額 ①	7,077	7,067	7,089	7,107	7,122
自主財源	2,266	2,253	2,355	2,499	2,516
県税	1,238	1,254	1,354	1,497	1,519
その他自主財源	1,028	999	1,001	1,002	997
依存財源	4,811	4,814	4,734	4,608	4,606
地方交付税	2,031	2,012	2,009	1,998	1,982
国庫支出金	1,993	2,007	2,015	2,023	2,026
県債	574	576	573	572	582
その他依存財源	213	219	137	15	16

歳出総額 ②	7,310	7,294	7,327	7,308	7,373
義務的経費	2,992	2,962	2,934	2,905	2,936
人件費	1,999	2,002	1,987	1,982	1,983
扶助費	324	331	339	347	355
公債費	669	629	608	576	598
投資的経費	1,507	1,485	1,481	1,467	1,479
補助費等	1,965	1,994	2,054	2,075	2,095
その他歳出	846	853	858	861	863

収支不足 ①-②	▲233	▲227	▲238	▲201	▲251
-------------	------	------	------	------	------

(参考)

収支不足に充てる基金取崩額		227	238	201	251
年度末の主要3基金残高 (※)	当初	300	244	233	143
	決算	482	434	394	344

(※) 当初予算・決算における年度末の主要3基金残高

(※) 基金の取り崩し縮減額については、過去の状況を踏まえ、基金取り崩し額の80%を見込んでいる。

(参考)

歳入に占める 自主財源の割合	32.0%	31.9%	33.2%	35.2%	35.3%
-------------------	-------	-------	-------	-------	-------

歳出に占める 義務的経費の割合	40.9%	40.6%	40.0%	39.8%	39.8%
--------------------	-------	-------	-------	-------	-------



(単位:億円)

H35(2023)	H36(2024)	H37(2025)	H38(2026)	H39(2027)	H40(2028)
7,109	7,137	7,161	7,163	7,192	7,212
2,545	2,574	2,607	2,642	2,677	2,711
1,541	1,560	1,584	1,608	1,632	1,657
1,004	1,014	1,023	1,034	1,045	1,054
4,564	4,563	4,554	4,521	4,515	4,501
1,966	1,952	1,935	1,918	1,901	1,883
2,022	2,027	2,047	2,034	2,042	2,050
560	569	557	554	559	555
16	15	15	15	13	13

7,350	7,394	7,419	7,446	7,514	7,554
2,936	2,932	2,938	2,944	2,976	2,983
1,984	1,977	1,959	1,955	1,972	1,959
363	372	381	390	399	409
589	583	598	599	605	615
1,444	1,455	1,438	1,434	1,440	1,435
2,110	2,144	2,178	2,202	2,228	2,265
860	863	865	866	870	871

▲241	▲257	▲258	▲283	▲322	▲342
------	------	------	------	------	------

241	257	258	283	322	342
103	39	▲13	▲90	▲186	▲270
296	245	193	136	72	4

35.8%	36.1%	36.4%	36.9%	37.2%	37.6%
-------	-------	-------	-------	-------	-------

39.9%	39.7%	39.6%	39.5%	39.6%	39.5%
-------	-------	-------	-------	-------	-------



沖縄県の今後の財政状況については、2018年度～2028年度まで毎年収支不足が生じており、当該収支不足を補うために、主要3基金（財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金）を取り崩して補填しても、当初予算残高では2025年度にマイナス残高となり、決算残高も2028年度には4億円までに、残高が大幅に減少し、深刻な状況となっている。今後の沖縄県の課題として、①公共施設等の老朽化対策、②特別支援学級の増等による人件費の増加、③病院事業の経営の安定化、④今後も増加が見込まれる社会保障関係費等、これらコストを抑制し、特に、自主財源確保に取り組み、財政健全化を早急に図る必要がある。

### 第3. 特別会計の概要

#### 1. 特別会計の内容

特別会計とは、地方自治法で、下記のとおり定められている。

<p>地方自治法 (会計の区分)</p> <p>第二百九条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。</p> <p>2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。</p>
--

特別会計は、法律で特別会計とすることが決められているものと法律の定めはないが沖縄県が独自に設置しているものに大別することができる。法律で特別会計とすることが決められている特別会計及びその根拠となる法令は次のとおりである。

特別会計	根拠法令
林業・木材産業改善資金特別会計	林業・木材産業改善資金助成法第13条
沿岸漁業改善資金特別会計	沿岸漁業改善資金助成法第13条
国民健康保険事業特別会計	国民健康保険法第10条

上記以外の特別会計は沖縄県が独自に設置しているものである。

沖縄県では、地方自治法の規定により、「沖縄県特別会計設置条例」を下記のとおり定め、特別会計が設置されている。

沖縄県特別会計設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、別表第1イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

別表第1（第1条、第2条関係）

ア 特別会計	イ 事務又は事業
1 沖縄県農業改良資金特別会計	農業改良資金の貸付事業に関する事。
2 沖縄県中小企業振興資金特別会計	中小企業振興資金の貸付事業に関する事。
3 沖縄県下地島空港特別会計	下地島空港の建設及びその運営に関する事。
4 沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関する事。
5 沖縄県所有者不明土地管理特別会計	所有者不明土地の管理及び調査に関する事。
6 沖縄県中央卸売市場事業特別会計	沖縄県中央卸売市場の建設及びその運営に関する事。
7 沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計	中城湾港（新港地区）の工業用地及び都市再開発等用地の取得造成並びにその売却に関する事。
8 沖縄県宜野湾港整備事業特別会計	宜野湾港の建設及びその運営並びに都市再開発等用地の取得造成及びその売却に関する事。
9 沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理運営に関する事。
10 沖縄県産業振興基金特別会計	産業振興基金事業及び産業振興基金の管理運営に関する事。
11 沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	中城湾港（新港地区）港湾関連施設等の整備及びその管理運営に関する事。
12 沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計	中城湾港マリン・タウン・プロジェクトの都市再開発等用地の取得造成及びその売却並びに港湾関連施設等の整備及びその管理運営に関する事。
13 沖縄県駐車場事業特別会計	駐車場の建設及び管理運営に関する事。

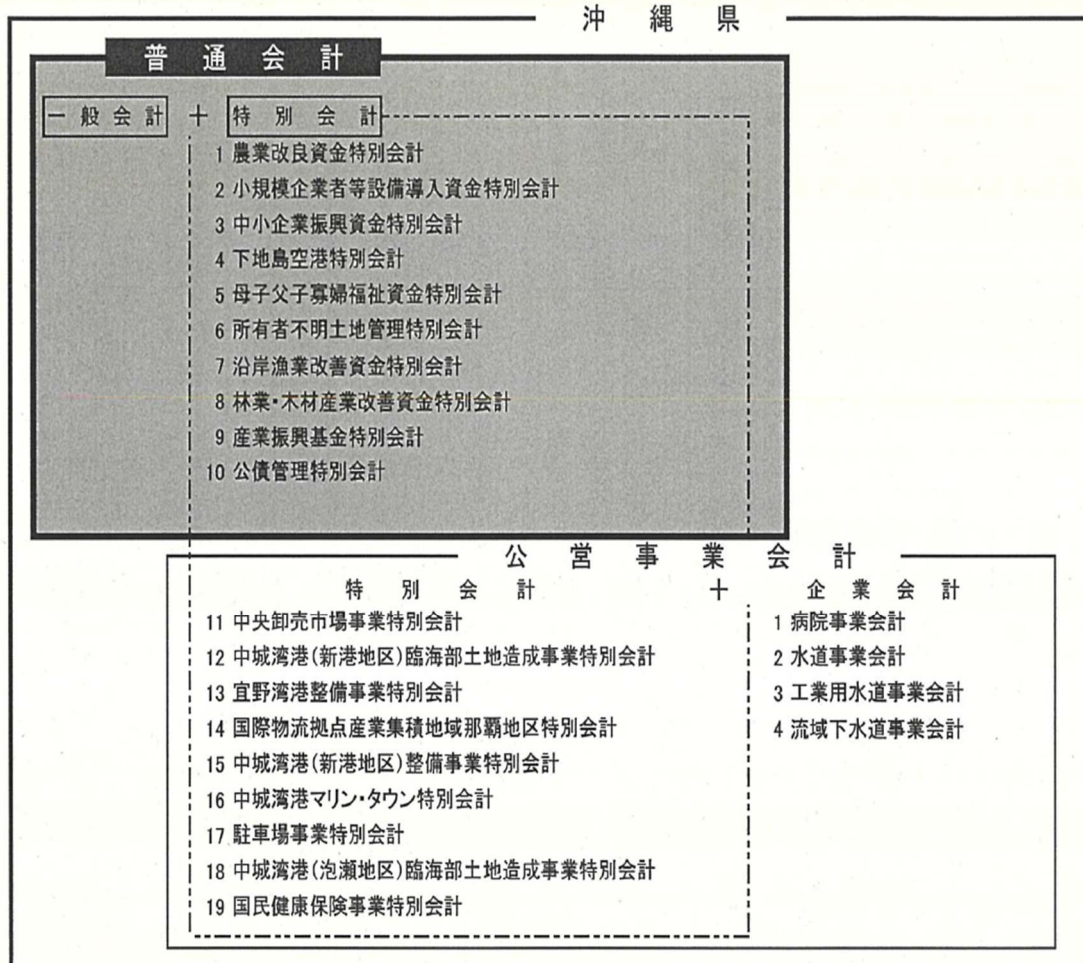
14 沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計	中城湾港（泡瀬地区）の都市再開発等用地の取得造成及びその売却に関すること。
15 沖縄県公債管理特別会計	公債費の管理に関すること。
16 沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計	小規模企業者等設備導入資金の貸付事業及び中小企業高度化資金の貸付事業に関すること。

令和4年度沖縄県は、一般会計とは別に19特別会計が予算化されている。

沖縄県における「普通会計」、「公営事業会計」の区分、さらに、「一般会計」、「特別会計」、「企業会計」の区分は、下記の通りである。

### 普通会計と公営事業会計

沖縄県の決算統計の区分は表のとおりです。



上記の状況を踏まえ、今回の監査対象となる特別会計は下記の通りである。

<監査対象となる特別会計について>

NO.	特別会計の名称	所管課
1	中央卸売市場事業特別会計	流通・加工推進課
2	中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計	企業立地推進課
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	企業立地推進課
4	駐車場事業特別会計	道路管理課
5	宜野湾港整備事業特別会計	港湾課
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	港湾課
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	港湾課
8	所有者不明土地管理特別会計	管財課
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	青少年・子ども家庭課
10	林業・木材産業改善資金特別会計	森林管理課
11	沿岸漁業改善資金特別会計	水産課
12	産業振興基金特別会計	産業政策課
13	中小企業振興資金特別会計	中小企業支援課
14	中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計	港湾課
15	下地島空港特別会計	空港課
16	農業改良資金特別会計	農政経済課
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	中小企業支援課
18	公債管理特別会計	財政課
19	国民健康保険事業特別会計	国民健康保険課

2. 歳入・歳出等の推移について

① 歳入の推移

特別会計の歳入の平成30年度～令和4年度の推移は下記の通りである。（令和元年度で閉鎖された「下水道事業特別会計」については除外している。以下同様）

主に、国民健康保険事業特別会計及び公債管理特別会計で、歳入の95%を占めており、歳入全体として、凡そ2,500億円を前後している。

（単位：百万円）

NO.	特別会計名	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
1	中央卸売市場事業特別会計	418	389	363	359	469
2	中城湾港（新港地区）臨海部 土地造成事業特別会計	4,005	1,380	1,617	3,609	2,916

3	国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計	676	729	761	825	915
4	駐車場事業特別会計	89	160	197	213	259
5	宜野湾港整備事業特別会計	710	723	666	416	499
6	中城湾港(新港地区)整備事 業特別会計	542	481	366	198	241
7	中城湾港マリン・タウン特 別会計	479	457	412	334	283
8	所有者不明土地管理特別会 計	245	185	184	193	201
9	母子父子寡婦福祉資金特別 会計	257	311	302	250	230
10	林業・木材産業改善資金特 別会計	90	95	95	96	97
11	沿岸漁業改善資金特別会計	552	294	306	311	314
12	産業振興基金特別会計	523	218	160	138	128
13	中小企業振興資金特別会計	1,469	1,076	947	883	775
14	中城湾港(泡瀬地区)臨海部 土地造成事業特別会計	518	321	393	207	258
15	下地島空港特別会計	722	695	770	375	587
16	農業改良資金特別会計	186	145	139	138	117
17	小規模企業者等設備導入資 金特別会計	2,369	2,178	1,447	1,997	1,077
18	公債管理特別会計	84,827	78,134	74,618	66,431	80,972
19	国民健康保険事業特別会計	158,029	161,483	160,429	167,396	164,034
歳入の合計		256,717	249,463	244,181	244,377	254,381

## ② 歳出の推移

特別会計の歳出の平成30年度～令和4年度の推移は下記の通りである。

歳入と同様に主に、国民健康保険事業特別会計及び公債管理特別会計で、歳出の97%を占めており、歳出全体として、平均して2,433億円を前後している。

(単位：百万円)

NO.	特別会計名	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
1	中央卸売市場事業特別会計	409	389	362	358	463

2	中城湾港(新港地区)臨海部 土地造成事業特別会計	3,535	493	876	754	404
3	国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計	397	398	439	447	489
4	駐車場事業特別会計	12	13	31	6	208
5	宜野湾港整備事業特別会計	602	609	579	404	499
6	中城湾港(新港地区)整備事 業特別会計	480	430	344	178	242
7	中城湾港マリン・タウン特 別会計	156	183	162	161	154
8	所有者不明土地管理特別会 計	81	22	19	13	14
9	母子父子寡婦福祉資金特別 会計	198	160	175	156	151
10	林業・木材産業改善資金特 別会計	0	0	0	0	0
11	沿岸漁業改善資金特別会計	270	1	0	0	0
12	産業振興基金特別会計	423	132	85	76	54
13	中小企業振興資金特別会計	670	343	269	325	196
14	中城湾港(泡瀬地区)臨海部 土地造成事業特別会計	516	319	391	205	256
15	下地島空港特別会計	712	650	752	373	573
16	農業改良資金特別会計	79	40	40	45	40
17	小規模企業者等設備導入資 金特別会計	608	1,134	374	1,020	72
18	公債管理特別会計	84,827	78,134	74,618	66,431	80,972
19	国民健康保険事業特別会計	156,718	161,466	156,824	165,903	163,141
歳出の合計		250,701	244,923	236,349	236,865	247,937

### ③ 不用額の推移

過去5年間の不用額の推移は下記の通りである。予算額と実績額の差額である不用額について、他の年度と比較して令和4年度については、予算通りに執行され不用額は減少しているが、不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額であることから、不用額が発生した原因分析と今後の予算・執行に活かし、効率的な資金

運用が望まれる。

■ 不用額の推移

(単位：百万円)

NO	特別会計名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	中央卸売市場事業特別会計	15	70	32	23	28
2	中城湾港(新港地区)臨海部 土地造成事業特別会計	6	21	8	9	10
3	国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計	60	40	43	44	24
4	駐車場事業特別会計	0	0	9	4	44
5	宜野湾港整備事業特別会計	10	3	9	0	24
6	中城湾港(新港地区) 整備事業特別会計	51	5	31	14	17
7	中城湾港マリン・タウン 特別会計	158	29	20	56	1
8	所有者不明土地管理 特別会計	177	146	153	164	168
9	母子父子寡婦福祉資金 特別会計	52	90	53	22	52
10	林業・木材産業改善資金 特別会計	15	15	15	15	15
11	沿岸漁業改善資金特別会計	6	0	0	0	0
12	産業振興基金特別会計	70	54	39	36	64
13	中小企業振興資金特別会計	229	56	130	74	203
14	中城湾港(泡瀬地区)臨海部 土地造成事業特別会計	68	16	7	0	2
15	下地島空港特別会計	11	11	36	37	11
16	農業改良資金特別会計	5	5	10	5	6
17	小規模企業者等設備 導入資金特別会計	13	33	56	48	7
18	公債管理特別会計	24	5	4	33	21
19	国民健康保険事業特別会計	379	1441	2598	731	54
	不用額の合計	1358	2049	3262	1323	761

④ 「一般会計からの繰入金」及び「一般会計への繰出金」の推移

「一般会計からの繰入金」とは、一般会計からの特別会計への資金の移動であり、一方で「一般会計への繰出金」とは、特別会計から一般会計への資金の移動である。これは、一般会計たる県民の税金が、特別会計へ資金が注入されているのか、又は、特別会計から、一般会計へ資金が移動しているのか、当該科目を見ると把握できる。それぞれの科目の過去5年間の推移は、下記の通りである。

特に、「一般会計からの繰入金」については、法律など一般会計からの繰出しを義務づけられている経費や事業を行った結果、歳入不足が生じた場合、繰出しをしなければならない場合があり、後者の理由による繰出金の金額が多額になると、一般会計を圧迫し、財政基盤を脆弱にする危険性もあるため、「一般会計からの繰入金」については、注視する必要がある。

■ 「一般会計からの繰入金」の推移

(単位：千円)

NO.	特別会計名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	中央卸売市場 事業特別会計	107,804	56,940	75,520	64,816	58,418
2	中城湾港（新 港地区）臨海 部土地造成事 業特別会計	—	—	—	—	—
3	国際物流拠点 産業集積地域 那覇地区特別 会計	—	—	—	—	—
4	駐車場事業特 別会計	—	—	—	—	—
5	宜野湾港整備 事業特別会計	50,055	89,951	75,072	8,466	85,275
6	中城湾港（新 港地区）整備 事業特別会計	338,241	230,534	113,463	—	3,359
7	中城湾港マリ ン・タウン特 別会計	66,484	51,983	40,206	—	—
8	所有者不明土 地管理特別会	—	—	—	—	—



	計					
9	母子父子寡婦 福祉資金特別 会計	20,738	49,600	17,248	1,291	7,925
10	林業・木材産 業改善資金特 別会計	882	832	259	298	191
11	沿岸漁業改善 資金特別会計	—	—	—	—	—
12	産業振興基金 特別会計	—	—	—	—	—
13	中小企業振興 資金特別会計	—	—	—	—	—
14	中城湾港（泡 瀬地区）臨海 部土地造成事 業特別会計	—	—	—	—	—
15	下地島空港特 別会計	605,069	303,145	297,974	245,497	295,135
16	農業改良資金 特別会計	111	146	—	—	110
17	小規模企業者 等設備導入資 金特別会計	—	—	—	—	—
18	公債管理特別 会計	66,427,113	67,134,200	64,418,969	64,931,423	67,772,980
19	国民健康保険 事業特別会計	12,995,270	12,834,300	12,163,682	12,555,328	12,519,171

■ 「一般会計への繰出金」の推移

(単位：千円)

NO	特別会計名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	中央卸売市場事業特別会計	—	—	—	—	—
2	中城湾港（新港地区）臨海部 土地造成事業特別会計	41,817	7,780	87,260	87,217	87,174
3	国際物流拠点産業集積地域	82,376	81,555	149,153	79,092	78,271

	那覇地区特別会計					
4	駐車場事業特別会計	—	—	—	—	122,246
5	宜野湾港整備事業特別会計	—	—	—	—	—
6	中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	—	—	—	—	—
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	—	—	—	—	—
8	所有者不明土地管理特別会計	—	—	—	—	—
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	—	—	2,937	—	—
10	林業・木材産業改善資金特別会計	—	—	—	—	—
11	沿岸漁業改善資金特別会計	90,000	—	—	—	—
12	産業振興基金特別会計	—	—	—	—	—
13	中小企業振興資金特別会計	500,000	—	—	—	—
14	中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計	—	—	—	—	—
15	下地島空港特別会計	—	—	—	—	—
16	農業改良資金特別会計	25,336	12,163	11,931	12,040	12,083
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	9,641	898,762	150,525	145,618	7,942
18	公債管理特別会計	—	—	—	—	—
19	国民健康保険事業特別会計	—	—	—	—	—

#### ⑤ 不納欠損金の推移

不納欠損処理については、債権について弁済を受けないままその徴収権を消滅させる手続をいい、歳入決算においてその債権額を不納欠損額として表示して整理するものである。欠損処分は、時効や破産により消滅した債権、放棄した債権等について行うべきであって、単に徴収不能というだけで適宜の認定により行うべきものではない。下記の表は、過去5年分における各特別会計において、不納欠損処理された金額の推移である。

■ 不能欠損金の推移

(単位：千円)

NO.	特別会計名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	中央卸売市場事業特別会計	1,447	—	—	—	—
2	中城湾港(新港地区)臨海部 土地造成事業特別会計	—	—	—	—	—
3	国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計	—	4,987	—	850	410
4	駐車場事業特別会計	—	—	—	—	—
5	宜野湾港整備事業特別会計	398	—	—	—	—
6	中城湾港(新港地区) 整備事業特別会計	482	—	—	—	—
7	中城湾港マリン・タウン 特別会計	—	—	—	—	—
8	所有者不明土地管理 特別会計	—	—	—	—	—
9	母子父子寡婦福祉資金 特別会計	4,994	2,206	2,519	1,268	1,286
10	林業・木材産業改善資金 特別会計	2,200	—	—	4,305	—
11	沿岸漁業改善資金特別会計	—	35	—	—	—
12	産業振興基金特別会計	—	—	—	—	—
13	中小企業振興資金特別会計	—	—	—	—	—
14	中城湾港(泡瀬地区)臨海部 土地造成事業特別会計	—	—	—	—	—
15	下地島空港特別会計	—	—	—	—	—
16	農業改良資金特別会計	—	—	—	—	5,081
17	小規模企業者等設備 導入資金特別会計	—	—	28,966	—	264,074
18	公債管理特別会計	—	—	—	—	—
19	国民健康保険事業特別会計	—	—	—	—	—
不納欠損額の合計		9,521	7,228	31,485	6,424	270,852

⑥ 特別会計の繰越金の残高推移

繰越金は、歳入から歳出を差し引いた残額を翌年歳入残として受け入れた額（余剰金）で、各特別会計の5年間の推移は下記の通りである。多額の繰越金（余剰金）があ

ることは、預金が、何らの事業にも使用されずに余剰となってしまっており、効率的な財源の活用が実施できていない可能性がある。このため県全体の効率的な資金運用の観点から、例えば、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金（余剰金）の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。

■ 繰越金の推移

(単位:千円)

NO	特別会計名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	中央卸売市場事業特別会計	10,158	8,743	767	600	985
2	中城湾港（新港地区） 臨海部土地造成事業特別会計	2,839,215	470,011	887,117	741,315	2,854,809
3	国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計	201,905	279,383	330,697	321,355	377,902
4	駐車場事業特別会計	82,376	81,555	149,153	79,092	78,271
5	宜野湾港整備事業特別 会計	86,063	107,693	114,269	86,248	12,016
6	中城湾港（新港地区） 整備事業特別会計	80,656	62,738	50,958	21,967	19,220
7	中城湾港マリン・タウ ン特別会計	310,629	323,286	274,540	249,934	172,464
8	所有者不明土地管理特 別会計	159,157	164,052	162,903	165,772	179,150
9	母子父子寡婦福祉資金 特別会計	92,415	58,856	151,352	126,690	94,270
10	林業・木材産業改善資 金特別会計	76,177	90,173	94,218	95,481	96,575
11	沿岸漁業改善資金特別 会計	537,643	282,508	293,195	306,397	311,071
12	産業振興基金特別会計	89,036	100,809	86,060	74,588	62,578
13	中小企業振興資金特別 会計	1,137,231	798,556	732,797	678,205	558,239

14	中城湾港（泡瀬地区） 臨海部土地造成事業特別会計	2,472	2,300	2,115	1,941	1,764
15	下地島空港特別会計	981	10,597	45,707	18,234	1,811
16	農業改良資金特別会計	140,332	106,744	104,458	98,570	92,868
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	1,444,382	1,761,861	1,044,021	1,072,880	976,391
18	公債管理特別会計	—	—	—	—	—
19	国民健康保険事業特別会計	—	1,310,990	17,025	3,605,649	1,492,488

### 第3章 監査の結果及び意見（総論）

#### 第1. 全般的な指摘、意見及び提言

##### 1. （指摘1）赤字決算について【法令違反】

土木建築部が所管する下記の特別会計の2会計において歳入見込額の過誤があったこと、また決算額と現金残高との照合を行わなかったことにより、令和4年度の決算で合計1,189千円のマイナスとなっていることを見落としたことで、決算が赤字状態となり、地方自治法の規定に反していることとなっている。

（赤字決算が発生した特別会計）

NO.	特別会計名	影響金額
5	宜野湾港整備事業特別会計	△544千円
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	△645千円

今回の事案に関連する法令等は、下記の通りである。

#### 事案に関する法令等関係規定その他の基準

##### ① 地方自治法第208条第2項

各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

##### ② 地方自治法施行令第166条第2項

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

##### ③ 地方財政法

（地方財政運営の基本）

##### 第二条

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。

（予算の編成）

##### 第三条

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

#### 第四条

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(公営企業の経営)

#### 第六条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(下線は監査人による。)

当該事案の「発生の経緯」及び「事案発生の要因に関する見解」、「再発防止策」等については、「第3章 第3. 監査結果の詳細」の「5. 宜野湾港整備事業特別会計」及び「6. 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計」の「(7) 監査の結果及び意見」を参照されたいが、今回の事案の概要及び問題点、改善案についての概略や見解は、下記の通りである。

(事案の概要)

「一般会計からの繰入金」を算出するため、財務会計システムとは別で Excel(エクセル)により、歳入歳出の管理を行っていた。しかし、「Excel で集計した収入済額の合計額」に、数式誤りや「更正済額」を反映するのを見落としのため、結果として単純な事務手続きの誤りにより、法令違反までに至っている。

(問題点)

端的に言えば、「Excel にて集計した収入済額」と「財務会計システムの収入済額」を照合し、合計の一致のチェックを行えば防げた事務手続き上の誤りである。

特に、担当者は一人で、本特別会計を含む4特別会計の収支管理を一人で担当されていた。また、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねて、その中での事務

手続き誤りのため、担当者のみ責任を押し付けるべきではない。これだけ業務量が多いと、多少なりとミスが起こりえると思われる。ただ、ミスが生じてそのミスを防止・発見するために、内部統制が設けられており、その内部統制で発見されなかったことが重要な問題であると思慮される。

今回の各段階のチェック体制について、具体的にどの担当者がどの項目についてチェックすることが求められていたのか、合計金額の確認はチェック項目に含まれていたのか等確認したところ、具体的なチェックリストすら整備されていなかった。このことから、担当者任せのチェックだったことが伺える。これでは内部統制が適切に整備されているとは言えず、さらに整備されていない内部統制が有効に機能するはずが無く、名ばかりの内部統制と言わざるを得ない。

#### (改善案)

地方自治法の一部改正により、令和2年4月から都道府県に内部統制制度の導入が義務付けられているが、今回のように内部統制が形だけのものになっていないか、改めて、内部統制の整備状況及び運用状況について、調査及び検証が求められる。

現在作成されている「再発防止策」に沿って、内部統制の整備状況の早期改善を図る必要がある、かつ、今回整備された内部統制が有効に機能しているかの検証も実施する必要がある。

併せて、今般、非常に多くの事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念されるため、適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

## 2. (指摘2) 産業廃棄物処理法違反【法令違反】

「中城湾港マリン・タウン特別会計」において、A社に対し、中城湾港西原・与那原地区住宅用地Bブロック不法投棄物撤去作業の委託を行っている。同委託作業には産業廃棄物の処理が含まれているが、法令に従った事務処理手続きが行われていない。本件の港湾課の考えとして、沖縄県は「排出事業者」にあたらなないとして、収集運搬業者、処分業者と法令の定める内容を記載した委託契約を締結していない。本件は沖縄県が、県の予算を執行して産業廃棄物の運搬、処理を委託するのであるから、県が排出事業者には該当しないと解し難く、県に違法性が認められる可能性が高い。

これまでも、法令の定める委任契約を締結せず、同様の産業廃棄物処理を行っていたようである。

以上より、産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業を委託する場合、沖縄県が排出業者にあたるかどうかは関係機関に確認し、排出業者にあたる場合には、法令の定める内容を



記載した委託契約書を締結しなければならない。

NO.	特別会計名	区分		発見事項
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	各論 7-1	指摘1	産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業の委託について（産業廃棄物処理法違反）
			指摘2	産業廃棄物管理票（いわゆる「マニフェスト」）の交付をしていない（産業廃棄物処理法違反）
			指摘3	産業廃棄物収集運搬業者の許可を得ていない業者への運搬委託について（産業廃棄物処理法違反）

### 3.（意見1）独立採算制の確保及び自主財源確保に努めるべき

特別会計の独立採算制確保の観点から、使用料の見直し等が必要な特別会計として、下記の通り確認された。最低限、事業としてのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、独立採算制を確保する必要がある。

また沖縄県は、前段の財務分析から自主財源の割合が低く、依存財源に頼った財政運営となっているため、自主財源の確保が重要な課題である。さらに、使用料及び手数料など行政サービスに係る受益者負担割合も年々減少傾向にあることから、使用料等の収入を見直す必要があり、今回確認された事項以外にも、収入の見直しを行い、自主財源確保に努めていただきたい。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	指摘1	独立採算制の確保
		各論 1-1	意見1	計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組み
2	中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計	総論	意見1	今後の事業の方向性と採算性確保について
		各論 2-1	意見1	警備費用について
4	駐車場事業特別会計	総論	意見5	事業としての採算制確保
5	宜野湾港整備事業特別会計	総論	指摘3	当会計の採算性と受益者負担（使用料収入）の適正化について
		総論	指摘4	使用料収入の見直しについて（独立採算制

				の確保)
		各論 5-2	意見 1	受益者負担の適正化
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	総論	指摘 3	使用料収入の見直し
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	総論	指摘 1	使用料収入の見直し

特に、「NO.1 中央卸売市場事業特別会計」及び「NO.5 宜野湾港整備事業特別会計」、「NO.7 中城湾港マリン・タウン特別会計」について、早急に改善する必要がある。

「NO.1 中央卸売市場事業特別会計」では、将来の収支計画について、「一般会計からの繰入金」ありきとなっており、特段、期限の定めなく今後も永続的に繰入予定の計画となっている。このままだと、仮に「一般会計からの繰入金」が無くなると、事業の存続危機に陥ってしまうおそれがある。このため事業として将来にわたって、サービスを提供していくためには、独立採算性の確保は必須事項である。

「NO.5 宜野湾港整備事業特別会計」及び「NO.7 中城湾港マリン・タウン特別会計」では、宜野湾港マリーナ及び中城湾港マリン・タウン内での使用料収入として、主にプレジャーボートやクルーザー等の置場使用料がある。利用者のほとんどが県外の方々であり、クルーザー等は高額の代物で富裕層が保有しているケースが多いと考えられるにも関わらず、特に、宜野湾港マリーナにおける使用料収入については、直近の値上げから約 20 年間価格改定が行われていない。これまで使用料の見直しを行っていない理由としては、老朽化の激しい施設の修繕等を計画的に実施した上で使用料改定を行うことで、利用者からの理解を得られやすいとの考えから行われていないようだが、これは利用者目線であり、税金を納付している住民の目線は全く考慮されていない。また設備の修繕等に関係なく、最低限、採算性の確保は、早期に図る必要があると思われる。一方で、富裕層が来沖することで、観光業等への波及的な経済的効果、貢献の一環として、使用料収入を安くしている考えもあるかもしれないが、「1人当たり県民所得」が全国最下位である沖縄県で、主に富裕層向けのサービスに対し、過去から採算度外視で何十年も、何十億もの県民の税金がつぎ込まれ続けているのは、一県民として非常に納得し難い。早急に独立採算性確保を図る必要がある。

#### 4. (意見2) 指定管理者からの実績報告に係るチェック体制の整備について

沖縄県では、県が設置した公の施設（公園、体育館、博物館など）の管理を、県が指

定するもの（法人その他の団体）に行わせることができる「指定管理者制度」が導入されている。その目的は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることとしている。

沖縄県では、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、指定管理者導入に関する基本方針や選定手続き等、基本的な考え方等を定めた「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」を策定し、指定管理者制度の適切な運用に努めている。また、指定管理者制度を導入した施設に関して、適正かつ確実なサービスが提供されているかを確認するため「モニタリング」を実施し、指定管理者による適正な管理運営、更なるサービスの向上に努めている。

今回、指定管理者制度が導入されている案件について取引内容を確認したところ、下記の案件について、指定管理者からの不適切な実績報告書が確認された。また、チェックする側の県も、指定管理者からの実績報告書をそのまま鵜呑みにせず、妥当な実績報告かどうか検証し、適切な実績報告書を要求すべきであった。

特に、今回発見された事項には、内部取引が含まれて報告されているケースがあり、これについて認めてしまうと指定管理者の恣意性が介入し、実績が過大になる恐れや二重利得を収受する恐れがある等から、内部取引については排除する必要がある、県側のチェックも杜撰であったと言わざるを得ないため、改めてチェック体制を見直す必要がある。

NO.	特別会計	区分		発見事項
		総論	指摘	
3	国際物流拠点 産業集積地域 那覇地区特別 会計	総論	指摘 1	指定管理者の実績報告書について
		総論	意見 1	指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて
5	宜野湾港整備 事業特別会計	総論	意見 2	指定管理者からの実績報告書について
7	中城湾港マリ ン・タウン特別 会計	総論	意見 1	指定管理者からの実績報告書について

#### 5.（意見3）特別会計の成果指標の設定について

令和5年3月に公表された「新沖縄県行政運営プログラム」によれば、「特別会計事業の適正な運営」への取り組み及び具体的な内容、成果指標について、下記の通り示されている。

□ 新沖縄県行政運営プログラム（一部抜粋）

【方針2-1】

項目番号 15

収支のバランスがとれた財政マネジメント		SDGsの ゴール・ 目標	16 PEOPLE INTEGRITY	行政管理課 関係各課
実施項目名	特別会計事業の適正な運営			
主な課題	特別会計事業によるサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくため、「経営戦略」の改定等に取り組む必要があります。			
取組内容	地方財政法に規定する公営企業に位置付けられる特別会計については、中長期的な基本計画である「経営戦略」の定期的な見直し・公表を行うことで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現します。 また、公営企業に位置付けられていない特別会計についても、財政状況の中期見通しを改定・公表し、運営適正化に向けた取組の方向性を明確にします。			
取組による効果	「経営戦略」や「中期見通し」を改定・公表することにより、経営状況の的確な把握・見える化が推進され、計画的かつ合理的な経営を行い収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努めることで、将来にわたって安定的に事業を継続することができます。			
県民から見た行政運営の変化 (実施項目の目標)	特別会計事業の説明責任や透明性の向上と提供されるサービスの改善が図られることにより、県民の利便性の向上につながります。			

■具体的な取組

取組項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	達成目標
1 「経営戦略」の 改定・公表	令和7年度までに「経営戦略」を改定し、公表  【対象となる特別会計(改定予定年月)】 ・中央卸売市場事業特別会計(R8.3) ・中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計(R7.3) ・国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計(R7.3) ・駐車場事業特別会計(R8.3) ・宜野湾港整備事業特別会計(R6.3) ・中城湾港(新港地区)整備事業特別会計(R6.3) ・中城湾港マリン・タウン特別会計(R6.3)					計画的かつ合理的な経営による経営基盤の強化
	活動指標		改定及び公表 3会計	改定及び公表 2会計	改定及び公表 2会計	
2 「中期見通し」 の改定・公表	現行の「中期見通し」が終了するまでに「中期見通し」を改定し、公表  【対象となる特別会計(改定予定年月)】 ・所有者不明土地管理特別会計(R8.3) ・母子父子寡婦福祉資金特別会計(R6.3、R9.3) ・林業・木材産業改善資金特別会計(R7.3) ・沿岸漁業改善資金特別会計(R7.3) ・産業振興基金特別会計(R6.3、R9.3) ・中小企業振興資金特別会計(R7.3) ・中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計(R6.3) ・下地島空港特別会計(R6.3、R9.3)					
	活動指標		改定及び公表 4会計	改定及び公表 3会計	改定及び公表 1会計	

■ 成果指標

成果指標名	基準値 (R3又はR4)	年度ごとの目標値			
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1 実質収支が黒字の特別会計の比率	100% (R3実績)	100%	100%	100%	100%

【参考】これまでの主な取組

「経営戦略」や「中期見通し」の策定及び公表を行うとともに、効果的・効率的な管理運営等、特別会計の運営適正化に取り組んできた。

「特別会計事業の適正な運営」としての成果指標として、「実質収支が黒字の特別会計の比率」の目標値を100%に設定されている。当該成果指標に設定された理由について、県の担当者へ確認したところ、「新沖縄県行政運営プログラム」の「特別会計事業の適正な運営」では、県民へ経営状況の説明責任を果たすとともに、提供されるサービスが向上することを目指しております。当該成果指標を設定した理由は、特別会計の経営状況を端的に表す指標として適当であると考えたからです。」との回答であった。ただ、「実質収支」の収入には、「一般会計からの繰入金」が含まれており、仮に実質収支が100%以下になる場合には、一般会計から資金を調達することで、実質収支を100%にすることが可能となるため、「特別会計事業の適正な運営」という目標に照らした場合に、成果指標が形式的になっている印象を受ける。

このため、「主な課題」の「特別会計事業によるサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくため、「経営戦略」の改定等に取り組む必要があります。」の記載の通り、継続的に一般会計からの繰入金に頼ることは事業安定化の観点から厳しいため、例えば、将来にわたって安定的に継続するためには、歳出の削減、独立採算性の確保等実質的な改善を図る必要があると思われるため、より実質的な改善を図ったことが確認できる成果指標を設定されることが望ましい。

具体的な内容としては、採算性確保が図れているかどうかを示す「損益が黒字となっているかどうか」又は、歳出削減の観点から「予算と実績を比較し、予算を超過している歳出はないか」を成果指標に設定されてどうか。改めて、成果指標について検討していただきたい。

また個々の特別会計において、下記の通り事業の成果指標を設定していないケースが確認された。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	意見 1	事業として目標・成果指標の設定 (KPI) がされていない
5	宜野湾港整備事業特別会計	総論	意見 4	事業の成果指標が設定されていない
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	総論	意見 3	事業の成果指標が設定されていない
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	総論	意見 3	事業の成果指標が設定されていない
10	林業・木材産業改善資金特別会計	総論	意見 2	事業の成果指標が設定されていない
11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	意見 1	事業の成果指標が設定されていない
12	産業振興基金特別会計	総論	意見 1	事業全体の成果指標が設定されていない
13	中小企業振興資金特別会計	総論	意見 1	事業全体の成果指標について改善の余地がある
15	下地島空港特別会計	総論	指摘 1	費用対効果を考慮した事業目標及び中期事業計画の設定について

#### 6. (意見 4) 特別会計の事業の見直しについて

各特別会計において、「一般会計からの繰入金」ありきの収支計画となっている事業や過去からの貸付実績がほとんど無い事業等、今後事業の見直しが必要とされる特別会計について、下記の通り確認された。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	指摘 1	独立採算制の確保
8	所有者不明土地管理特別会計	各論 8-1	意見 1	所有者への返還以外の解決策についても検討すべき
10	林業・木材産業改善資金特別会計	総論	指摘 1	事業の必要性の検討及び事務作業の効率化について

	計	各論 10-1	指摘 1	本事業の見直しについて
11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	意見 2	適切な事業規模及び事業の必要性について
13	中小企業振興資金特別会計	総論	意見 2	新規貸付の目標金額について
15	下地島空港特別会計	総論	指摘 1	費用対効果を考慮した事業目標及び中期事業計画の設定について
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	総論	意見 1	適切な事業規模及び事業の必要性について

本事業の必要性について再度検討を行い、事業の継続が必要であるとの結論となった場合であっても、適切な事業規模を改めて検討する必要がある。検討の結果、余剰資金については、国への返納又は一般会計への繰出を実施すべきである。

#### 7. (意見5) 債権の回収管理について

債権の管理簿を確認したところ、過去何十年前からの債権で、ほぼ債権の回収が困難なものが見受けられた。これらは滞納者が休眠状態や解散の状況で、事実上回収の見込みがないものばかりである。過去からの滞留債権が確認された特別会計について、下記の通りである。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	意見 2	未収金の回収について
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	総論	意見 2	未収金の回収管理について
8	所有者不明土地管理特別会計	総論	指摘 1	滞留債権の管理について
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	総論	意見 1	債権の回収管理について
10	林業・木材産業改善資金特別会計	総論	意見 3	債権の回収管理について

11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	指摘 3	返済の無い延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
16	農業改良資金特別会計	各論 16-2	意見 1	不納欠損処理の検討について
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	総論	意見 3	貸付金の回収管理について
		各論 17-1	意見 1	不納欠損処理の検討について
		各論 17-2	意見 1	不納欠損処理の検討について

回収がほぼ不能な債権については、時効援用または債権放棄等により不納欠損処理を進めていく必要があるが、不納欠損金の事務手続きが追い付いていない印象を受ける。債権の回収管理に係る事務負担は、債権残高が残り続けている限り、永続的に回収管理業務は続けられ、担当者が変わっても、また次の担当者へ業務が引き継がれていくため、どこかで時効援用または債権放棄等により不納欠損処理を行わなければ、事務負担は年々増していくことが予想される。引き続き債権消滅に向けた必要な調査、庁内関係課との情報共有や弁護士への法律相談を行い、回収が困難な債権の不納欠損処理を進める必要があるが、各関係部課へ一任するには限界があるため、県全体として取り組みが必要だと思慮される。具体的な対応として、規程類の見直しや横断的な相談窓口の設置が考えられる。

## 8. (意見6) 貸付事業における事務手続き上の不備等について

(貸付金の事務手続き上の不備等について)

今回の下記の特設会計において、貸付金の事務手続き上の不備等について確認された。

NO.	特別会計	区分		発見事項
8	所有者不明土地管理特別会計	総論	指摘 2	法的措置の検討について
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	各論 9-1	指摘 1	貸付事務取扱要綱に沿った書類の整備について
		各論 9-1	意見 1	適切な審査体制について
10	林業・木材産業改善資金特別会計	各論 10-1	意見 1	不能欠損理由の経緯においても、面談内容を記載することが望ましい



	計			
11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	指摘 1	財産調査を実施していない
		総論	指摘 2	少額返済者に対する延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
		総論	指摘 3	返済の無い延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
		総論	意見 4	貸付時入手資料の整理・保管が不十分
13	中小企業振興資金特別会計	総論	意見 3	損料率の設定について
		総論	意見 5	県が本来支援すべき貸与先及び規程等による貸与先の明確化について
16	農業改良資金特別会計	総論	指摘 1	貸付金の完済までの期間及び連帯保証人への請求について

まず、貸付時の事務手続き上の不備等としては、貸付事務取扱要綱に沿った書類が入手できていない事項や貸付時の入手資料の整理・保管が不十分なため、資料が確認できない契約が存在した。貸付時の書類については、適切に入手し、整理・保管についても適切に実施する必要がある。そもそも貸付時において適切な措置を講じることで、貸倒リスクが低減される場合も考えられることから、貸付時に貸付先の収入がわかる資料や事業計画を入手したり、担保や保証人を付すこと等は、適切に実施する必要がある。また、基準、ルール等が示す目的が抽象的で曖昧であり対象先が広範囲になっている事項も確認され、対象先を明確化し、県と民間金融機関の目的等が重複しないように、県は民間金融機関で支援できない必要最低限の支援に留める必要がある。

次に債権の回収時においては、債権回収マニュアルによれば、一定の条件に該当する場合には、法的措置を行うことが明記されているにも関わらず、現在、精査中との理由により法的措置を不要とする明確な理由が確認できないケースや、完済までの期間が10年を超える貸付金について主債務者が継続して返済を行っていることを理由に連帯保証人への督促を保留している契約が存在した。また、財産調査を実施していないケースも確認された。県は債権管理マニュアルに従い適切に対応を図る必要がある。その他にも、少額返済者に対する延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切な事項について、確認された。債権回収マニュアルでは、「完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と定められているにも関わらず、償還計画を作成せず単に少額の返済額を継続しても完済まで10年を超えることから、貸付金の完済可能性について疑念が生じるため、改善する必要がある。

(違約金の調定時期について)

違約金の調定時期については、債権管理マニュアルでは、「原則、元本が完結となっ

た」場合には、調定するよう規定されている。それにも関わらず、調定されていないケースが見受けられた。このまま未調定のままだと、調定されないリスクや事務の取り扱いの公平性が保たれないリスクが存在するため、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	総論	意見 3	違約金の調定について
10	林業・木材産業改善資金特別会計	総論	意見 1	違約金の調定時期について
11	沿岸漁業改善資金特別会計	総論	意見 3	違約金の調定時期について
16	農業改良資金特別会計	総論	意見 1	違約金の調定時期について

#### 9. (意見 7) 業務委託時の事務手続適正化について

今回、県からの業務委託時の事務手続きにおいて、下記の特別会計で発見事項が確認された。

NO.	特別会計	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	各論 1-1	意見 2	委託料について
6	中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	各論 6-1	意見 3	多様な業者から見積書入手
11	沿岸漁業改善資金特別会計	各論 11-1	意見 1	特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分
12	産業振興基金特別会計	総論	指摘 3	特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分
13	下地島空港特別会計	各論 13-1	意見 1	委託費に含まれる一般管理費相当額の算定方法について
		各論 13-1	意見 2	契約書における反社排除条項の記載について

業務委託にあたり、複数の業者から見積書を手に入れているが、見積書を手に入れた業者先が、毎回同じ業者に偏っているケースや特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分なケースが確認された。また、委託費に含まれる一般管理費相当額について、「令和4年度当初予算見積基準表」による原則的な算定方法ではなく、「航空灯火施設維持工事の積算要領」によって算定されているケースがあり、どちらの規程によって算定されるべきか曖昧な印象を受けたケースが確認された。さらに、契約書における反社排除条項の記載がされていないケースが確認された。

これら業務委託時の事務手続きについて、規程やルールに基づいて手続きを進める必要があり、例外的なケースの場合には、特殊要因が存在する点、実績や実情を踏まえると合理的である点等について、事後的な検証の観点から明確に書類として保管されることが望ましいと思われる。

## 10. その他事項について

### (1) (意見8) 包括外部監査への協力体制について

今回、特別会計をテーマに、各関係部課には通常の業務があるにも関わらず、包括外部監査へご協力頂いたことに大変感謝を申し上げたい。

ただ残念ながら一部の担当課で、例えば、資料依頼から提出までに何か月も時間を要したのや資料提出するにあたり関係部署の確認に時間を要し、報告書作成期限を過ぎてからの資料の提出等により資料の精査が行えなかった事項があった。また、監査人が予防的な意味を込めて意見として記載した事項等について、実害が生じていないから記載の必要は無いとの反論や誤解を招く恐れがある等との理由により記載しないよう求められた事項が存在した。

包括外部監査とは、「地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高める。」ことにあり、住民に代わって、地方公共団体の監査を行い、事務執行の信頼性確保を高めることにあると考えられる。だとすれば、監査人は住民に代わって、適切に監査を実施する必要がある。上記のような監査に対する制約があると適切な監査を実施することが困難になるおそれがある。また公金が適切に使用されているかどうかを明確にする使命を担っているため、深度ある適切な監査を行うためには、県との協力体制は必須事項であり、地方自治法でも明記されているため、今後は改善していただきたい。

(外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たつ

ては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

NO.	特別会計	区分		発見事項
		総論	指摘 2	
5	宜野湾港整備事業特別会計	総論	指摘 2	外部監査への協力体制について
6	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	総論	指摘 2	外部監査への協力体制について
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	総論	指摘 2	外部監査への協力体制について

(2) (意見 9) ルール整備及び明確化について

下記の特別会計においては、規程やルール等の確認ができなかった。

NO.	特別会計	区分		発見事項
		総論	意見 1	
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	総論	意見 1	指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて

(指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて)

指定管理会社内部間の取引（契約）の取り扱いの規程やルール等について確認を求めたところ、現時点で明確な回答が得られなかった。特に、会社内部間の取引については、恣意性が介入し、実績が過大になる恐れがあるため、明確な規程やルール等の整備を行う必要がある。

指定管理者制度に関する運用方針によれば、「管理運営経費は、原則として、過去数年の実績の平均額を見積もるものとする。」とされており、仮に、会社内部間の取引に利益が含まれている場合には、指定管理業務による利得と会社内部間の取引による利得、二重に利得を獲得する恐れがあるため、規程類等の整備について、早急に対応する必要がある。

NO.	特別会計	区分		発見事項
18	公債管理特別会計	総論	意見 1	繰上償還のルール整備
4	駐車場事業特別会計	総論	意見 2	歳入の繰越金について
13	中小企業振興資金特別会計	総論	意見 4	歳入の繰越金について
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	総論	意見 2	歳入の繰越金について
1	中央卸売市場事業特別会計	各論 1-2	意見 1	不用額について
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	各論 3-1	意見 1	不用額について
4	駐車場事業特別会計	各論 4-2	意見 1	不用額について
5	宜野湾港整備事業特別会計	各論 5-1	意見 1	不用額について

(効率的な資金運用の観点から)

#### 繰上償還のルール整備について

繰越金として普通預金で眠らせていて、将来の大型投資の計画の無い資金について、内部留保されているケースが見受けられる。財政課でも検討されている旨の話は伺ったが、現状、多額の繰越金が生じた場合での繰上償還等のルールが整備されていない。

効率的な資金運用の観点及び各所管の共有認識を高めるためにもルールの整備が望ましい。

#### 多額の繰越金について

特別会計の繰越金については、「概算要求基準」中に「過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰出すこと」とあるが、例えば、一定金額に達した場合には、一般会計へ繰出を行う等、より具体的な判断の基準等は確認できなかった。

仮に、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。

併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金(余剰金)の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。

## 不用額について

不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額であることから、不用額が発生した原因分析と出来る限り不用額が発生しない対策、ルール等の整備、今後の予算・執行に活かし、効率的な資金運用が望まれる。

### (3) (意見10) 不法占有の土地について

現在、無断で占有され使用されていると思われる土地が、20筆程度あることが確認された。早急に占有者を特定し、賃貸契約等を行う必要がある。またこれらは一部の土地の調査結果に過ぎないため、引き続き、全ての無断占使用土地の実態調査が望まれる。

NO.	特別会計	区分		発見事項
8	所有者不明土地管理特別会計	総論	指摘3	無断で占有されている土地について

## 第2. 各特別会計の監査結果まとめ

総論における各特別会計の発見事項については、下記の表の通りである。各論については、第4章を参照されたい。

今回の包括外部監査において発見された事項の総数は、指摘28個（総論21個、各論7個）、意見73個（総論47個、各論26個）で、合計101個（総論68個、各論33個）となった。

### <実施結果一覧（総論）>

NO	特別会計の名称	区分	発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	指摘1	独立採算制の確保
		意見1	事業として目標・成果指標の設定(KPI)がされていない
		意見2	未収金の回収について
		意見3	違約金の調定について
2	中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計	意見1	今後の事業の方向性と採算性確保について

3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	指摘 1	指定管理者の実績報告書について
		意見 1	指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて
		意見 2	未収金の回収管理について
4	駐車場事業特別会計	意見 1	PFOS を含む泡消火薬剤等について
		意見 2	歳入の繰越金について
		意見 3	資本的支出の判断判定について
		意見 4	固定資産の登録について
		意見 5	事業としての採算制確保
		意見 6	消費税の修正申告について
		意見 7	駐車場代金の回収業務について
5	宜野湾港整備事業特別会計	指摘 1	赤字決算について
		指摘 2	外部監査への協力体制について
		指摘 3	当会計の採算性と受益者負担(使用料収入)の適正化について
		指摘 4	使用料収入の見直しについて(独立採算制の確保)
		意見 1	歳入状況・財源充当表(宜野湾) Excel データについて
		意見 2	指定管理者からの実績報告書について
		意見 3	人員配置について
		意見 4	事業の成果指標が設定されていない
6	中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	指摘 1	赤字決算について
		指摘 2	外部監査への協力体制について
		指摘 3	使用料収入の見直し
		意見 1	歳入状況・財源充当表 Excel データについて
		意見 2	人員配置について
		意見 3	事業の成果指標が設定されていない
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	指摘 1	使用料収入の見直し
		指摘 2	外部監査への協力体制について
		意見 1	指定管理者からの実績報告書について
		意見 2	人員配置について
		意見 3	事業の成果指標が設定されていない
8	所有者不明土地管理特別会計	指摘 1	滞留債権の管理について
		指摘 2	法的措置の検討について

		指摘 3	無断で占有されている土地について
9	母子父子寡婦福祉 資金特別会計	意見 1	債権の回収管理について
10	林業・木材産業改善 資金特別会計	指摘 1	事業の必要性の検討及び事務作業の効率化について
		意見 1	違約金の調定時期について
		意見 2	事業の成果指標が設定されていない
		意見 3	債権の回収管理について
11	沿岸漁業改善資金 特別会計	意見 1	事業の成果指標が設定されていない
		意見 2	適切な事業規模及び事業の必要性について
		意見 3	違約金の調定時期について
		指摘 1	財産調査を実施していない
		指摘 2	少額返済者に対する延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
		指摘 3	返済の無い延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切
		意見 4	貸付時入手資料の整理・保管が不十分
12	産業振興基金特別 会計	意見 1	事業全体の成果指標が設定されていない
		意見 2	成果の公表内容に改善の余地がある
		指摘 1	県出資法人への補助率が適切でない
13	中小企業振興資金 特別会計	意見 1	事業全体の成果指標について改善の余地がある
		意見 2	新規貸付の目標金額について
		意見 3	損料率の設定について
		意見 4	歳入の繰越金について
		意見 5	県が本来支援すべき貸与先及び規程等による貸与先の明確化について
14	中城湾港（泡瀬地区） 臨海部土地造成 事業特別会計	意見 1	事業実施のスケジュールについて
		意見 2	適切な人員配置及び内部統制の整備運用について
15	下地島空港特別会 計	指摘 1	費用対効果を考慮した事業目標及び中期事業計画の設定について
		意見 1	PFOS を含む泡消火剤について
16	農業改良資金特別 会計	指摘 1	貸付金の完済までの期間及び連帯保証人への請求について



		意見 1	違約金の調定時期について
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	意見 1	適切な事業規模及び事業の必要性について
		意見 2	歳入の繰越金について
		意見 3	貸付金の回収管理について
18	公債管理特別会計	意見 1	繰上償還のルール整備
19	国民健康保険事業特別会計	意見 1	財政の安定的な運営に向けて

### 第3. 監査結果の詳細

#### 1 中央卸売市場事業特別会計 流通・加工推進課

##### (1) 特別会計の概要

中央卸売市場は、卸売市場法に基づき、農林水産大臣の認定を受けて開設し、生鮮食料品等の公正かつ迅速な取引の確保及び生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図ることを目的としており、本特別会計は、同市場の建設及び管理運営を行うために設置されてものである。

##### (2) 事業の根拠法・関係例規等

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則

##### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、県民への継続的な安定供給及び適正価格の形成等を確保することにより、県民生活の安定に資する。

##### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

###### 【事業内容】

- ・市場の開場（売買取引の監督、卸売予定数量の公表、受託物品の異状確認検査等）
- ・せり業務に関する許可、承認、検査
- ・民間委託による施設の管理（保守管理、警備、清掃及び修繕等）
- ・市場の広報

##### (5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

（単位：千円）

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
使用料及び手数料	229,483	230,972	227,419	227,037	229,801
国庫支出金	0	7,799	0	0	34,530
繰入金	107,804	56,940	75,520	64,816	58,418
繰越金	10,158	8,743	767	600	985
諸収入	71,020	69,790	59,454	66,724	76,349
財産収入	0	0	0	0	0
県債	0	15,700	0	0	69,000
歳入合計	418,466	389,945	363,162	359,178	469,084

歳出	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
中央卸売市場事業費	351,701	340,569	323,480	319,912	449,587
（中央卸売市場管理費）	350,701	317,070	323,480	319,912	345,997
（中央卸売市場建設費）	0	23,499	0	0	103,590
公債費	58,020	48,608	39,081	38,280	13,721
歳出合計	409,722	389,177	362,561	358,192	463,309

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
一般会計からの繰入金	107,804	56,940	75,520	64,816	58,418
一般会計への繰出金	0	0	0	0	0

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 独立採算制の確保

「経営戦略」及び「収支計画」の資料を確認したところ、一般会計からの繰入金は、特段、期限の定めなく今後も永続的に繰入予定で、総務省「地方公営企業繰出金について(通知)」に基づき、基準内の額を想定して予定されている。国から基準内の繰入金について、毎年、計画通り、確保できるかは未確定である。

特に最近では、ファーマーズマーケット等として、主にその地域の生産者農家が複数軒集まって、自分の農場で収穫等された農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場が見受けられるようになってきた。ファーマーズマーケットは仲介業者が介在しないため、一般の市場よりも販売価格が低く抑えられることや、生産者自らが対面販売を行うゆえ、商品たる農産物に対する安心感を得ることができること、また、農場からの完全直送のため生産物が鮮度に優れるなど、さまざまなメリットがある。生産者にとっても、生産物を消費者に直接販売するため、販売価格を自由に設定できることや、商品に対する消費者のダイレクトな反応を知ることができ、消費者とのふれあいを通じ農業に関する理解を広めることができるなどのメリットがある。

今後も、国からの補助金や一般会計からの繰入金として県税が投入され続けるようであれば、中央卸売市場事業としての見直し、縮小を考える必要がある。特に、独立採算制を確保できなければ、財政健全化の確保も達成できない。(当特別会計に関する各論部分1-1にも詳細に記載しているため、併せて確認されたい。)

(意見1) 事業として目標・成果指標の設定 (KPI) がされていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業が、生鮮食料品等の公正かつ迅速な取引の確保及び生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図ることを目的としており、本特別会計は、同市場の建設及び管理運営を行うために設置されていることを鑑み、施設利用者へのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、本事業の独立採算制の確保は必須だといえる。このため、「年間の損益」を項目として成果指標とすることも適切であると考えられる。

(意見2) 未収金の回収について

10年～20年以上前の滞留債権や最長で40年前の滞留債権が確認された。

過去の滞留債権について、回収できないものは記録上時効期間を経過している債権であり、事実上回収が困難な状況にあるものについては、必ずしも、援用の事務手続きによる不納欠損金の必要はない。場合によっては権利放棄（債権放棄）による不納欠損処理を行うべきである。

特に実費徴収金について、すでに退去済みの業者にかかる未収金の中には、未収金が相当過去に発生し、債務者が遠方又は所在不明など、もはや財産調査を行うことについて費用対効果に疑問が生じているものがある。それらの案件については、債権放棄による不納欠損処理を検討すべきである。

(意見3) 違約金の調定について

違約金が発生した場合の違約金の調定について確認できなかった。債権管理標準マニュアルに基づき適切に処理する必要がある。

## 2 中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計 企業立地推進課

### (1) 特別会計の概要

中城湾港新港地区は、生産機能・流通機能を併せ持つ流通加工港湾としての機能強化を目指して整備を進めることとしており、本特別会計は、工業用地及び都市再開発用地の取得造成並びに売却を行うために設置されたものである。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県特別会計設置条例

沖縄振興特別措置法（第41条～第54条）

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】中城湾港は、沖縄県中南部の東海岸に位置し、およそ24,000haの広大な海域を有し、古くから天然の良港として利用されてきた。新港地区は、勝連半島と泡瀬岬に囲まれた湾北奥部にあり、本県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として、さらに産業の振興、雇用機会の創出、産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するため、工業用地の確保を図るなど流通機能と生産機能を併せ持った「流通加工港湾」の整備を図ることを目的として開発事業を推進している。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

#### 【事業内容】

- ・中城湾港新港地区開発事業(393ha)のうち、工業用地(174.9ha)と都市機能用地(35.8ha)、公共施設用地(53.3ha)等の整備(工業用地、都市機能用地について平成19年度末に埋立・整備を完了)
- ・第2次、第3次埋立地内の約122haについては、平成11年に特別自由貿易地域に、平成24年からは国際物流拠点産業集積地域に指定されている
- ・未売却用地の、剪定・草刈等、主に分譲地の管理等、環境整備に関する業務
- ・民間への委託業務：警備業務、分譲用地除草等管理業務、分筆測量業務

### (5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

(単位：千円)

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
財産売払収入	1,132,961	774,968	140,308	2,441,074	0
財産運用収入	33,224	47,820	71,092	64,554	61,522
繰越金	2,839,215	470,011	887,117	741,315	2,511,722
雑入	304	41	24,959	0	0
県債	0	87,624	493,900	362,180	0

一般会計繰入金	0	0	0	0	0
歳入合計	4,005,704	1,380,464	1,617,376	3,609,123	2,916,331

歳出	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
事務費	47,876	127,392	25,202	27,784	35,879
職員費	14,307	14,732	14,829	15,695	14,495
公債費					
(元金)	3,424,924	341,785	747,433	622,671	265,665
(利子)	6,769	1,657	1,337	947	1,396
一般会計繰出金	41,817	77,801	87,260	87,217	87,174
歳出合計	3,535,693	493,346	876,061	754,314	404,609

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般会計からの繰入金	0	0	0	0	0
一般会計への繰出金	41,817	77,801	87,260	87,217	87,174

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) 今後の事業の方向性と採算性確保について

土地の造成については平成 19 年度で完了しており、未売却物件も今後売却を予定しており、事業自体の独立採算性は確保できる見込みとのことであった。また、令和 4 年度末において繰越金が 2,511,722 千円であったが、この多額の繰越金については、そのまま寝かすことなく、令和 5 年度において、全額、繰上償還されたとの事で、利息負担を抑える観点から効果的な資金運用が図られていると思慮される。

ただし用地売却後の警備業務の費用の負担方法等については、今後も継続して発生するため、どのように採算性の確保を図るのか検討する必要がある。当特別会計に関する各論部分でも同様の意見を記載しているため、併せて確認されたい。

### 3 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計 企業立地推進課

#### (1) 特別会計の概要

沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区は、関税法上の保税地域制度と立地企業に対する税制・金融上の特例措置を組み合わせ、企業の立地を促進するとともに、移輸出の促進を図るため設置された地区で、本特別会計は、同地区の管理運営を行うため設置されたものである。

#### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄振興特別措置法（第41条～第54条）

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年12月25日 条例第42号）

#### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】本県における企業立地の促進と、貿易の振興に資するために設置された国際物流拠点産業集積地域（旧自由貿易地域）の施設整備及び機能拡充を計画的に実施することによって、当該地域の活性化とレベルアップを図り、以て、加工製造、運輸流通、物販観光等の諸産業と連結した国際物流拠点形成を目指すこと。

#### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

##### 【事業内容】

昭和63年7月の供用開始以来、活性化を図るための制度拡充や円滑な管理運営のための諸作業及び施設整備を実施している。敷地面積は約40,267㎡で、主に、倉庫・加工施設等、展示場等として利用されており、令和5年4月現在の立地企業数は10社である。

平成19年度より、指定管理者制度導入（平成28年には施設使用料徴収事務を追加）

#### (5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

（単位：千円）

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
使用料収入	363,833	346,720	340,095	338,255	331,579
繰越金	201,905	279,383	330,697	321,355	377,902
諸収入	111,022	103,192	90,437	112,501	123,893
県債	0	0	0	51,450	82,051
一般会計繰入金	0	0	0	0	0
歳入合計	676,760	729,296	761,231	823,562	915,426

歳出	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
管理運営費	385,873	387,099	428,379	384,808	395,966
公債費					
(元金)	11442	11442	11442	62892	93494
(利子)	60	56	52	48	135
歳出合計	397,376	398,598	439,875	447,750	489,596

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般会計からの繰入金	0	0	0	0	0
一般会計への繰出金	82,376	81,555	149,153	79,092	78,271

(7) 監査の結果及び意見

(指摘 1) 指定管理者の事業報告書について

令和 4 年度の指定管理者からの「事業収支状況（指定管理者使用実績）（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）」において、以下の業務につき、指定管理者の会社内部間の取引が確認された。当該業務に係る事業収支状況は、実績値ではなく会社内部間の取引金額（契約書上の金額）であった。

(当該業務の内訳)

NO.	科目	金額（円）
1	設備管理費	13,926,000
2	建築設備点検費	11,351,340
3	保安管理費	19,800,000
4	清掃管理費	14,599,200
5	植栽維持管理費	4,884,000
合計（税込）		64,560,540
合計（税抜）		58,691,400

たとえ、会社内部間の取引であったとしても、当該取引金額ではなく、実績値を算出し事業収支にて報告すべきである。また、明確な紐づけが困難な費用については、合理的な按分基準等に基づいて、実績を算出する必要がある。



基本協定書においては、指定管理業務と他の業務の会計は区分することが求められているため、実績値ではないことから指定管理業務の会計について区分けされていない恐れがある。今後は、指定管理業務の実績把握のため、会社内部間の取引についても、実績値での報告を求める必要がある。

#### 基本協定書一部抜粋

(会計区分)

第 10 条 本業務に係る会計は、独立した会計として、他の業務の会計と区別することとする。

(意見 1) 指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて

沖縄県における指定管理会社内部間の取引（契約）の取り扱いの規程やルール等について確認を求めたところ、現時点で明確な回答が得られなかった。特に、会社内部間の取引については、恣意性が介入し、実績が過大になる恐れがあるため、明確な規程やルール等の整備を行う必要がある。

当該運用方針によれば、「管理運営経費は、原則として、過去数年の実績の平均額を見積もるものとする。」とされており、仮に、会社内部間の取引に利益が含まれている場合には、指定管理業務による利得と会社内部間の取引による利得、二重に利得を獲得する恐れがあるため、規程類等の整備について、早急に対応する必要がある。

#### 沖縄県「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」（一部抜粋）

#### 第 2 指定管理者制度に関する基本方針

#### 5 指定管理料

#### (1) 管理運営経費に対する県の負担（指定管理料の支出）

#### ① 利用料金制を採用する場合

ア 利用料金収入のみで管理運営経費を賄うことが可能と見込まれる施設については、原則として指定管理料を支出しないものとする。また、管理運営経費を超える利用料金収入については、収支差の見込額の範囲内で、一定の額又は一定の割合若しくはその両方を県に納付させることができるものとする。

イ 利用料金収入のみでは管理運営経費を賄うことが困難と見込まれる施設については、利用料金収入と管理運営経費の収支差の見込額の範囲内で、指定管理料を支出するものとする。

#### ② 使用料制を採用する場合

標準的な管理運営経費の範囲内で指定管理料を支出するものとする。

## (2) 指定管理料の算定方法

### ① 利用料金制を採用する場合又は料金を徴しない場合

ア 利用料金収入は、過去数年（5年程度）の実績の平均額に施設稼働率の上昇を勘案して見積もるものとする。ただし、特殊要因等により、過去数年の実績の平均額から今後の収入を見込むことが困難な場合は、実態に応じた方法で見積もることができる。

イ 人件費及び大規模修繕費等の特殊要因を除く管理運営経費は、原則として、過去数年の実績の平均額を見積もるものとする。

ウ 人件費は、所要人員に賃金構造基本統計調査等から算出した単価を乗じて見積もるとともに、法定福利費の所要額を見積もるものとする。

エ イの管理運営経費に適切な間接経費比率（管理者の利益等）を乗ずるものとする。

オ 指定管理料の上限額は、イ、ウ及びエの合算額からアを差し引いた額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

### ② 使用料制を採用する場合又は料金を徴しない場合

使用料制を採用する施設又は料金を徴しない施設は、①のイ、ウ及びエの合算額に消費税及び地方消費税を加えた額を指定管理料の上限額とする。

（下線は監査人による。）

## （意見2）未収金の回収管理について

過去の滞留債権について、回収できていないものは記録上時効期間を経過している債権であり、滞納者が休眠状態や解散の状況で、事実上回収が困難な状況にあるものについては、不納欠損金の事務手続きが追いついていない印象を受ける。

担当課では令和4年度に所在調査を行い、それを踏まえ令和5年度弁護士相談等を行うなど早期解決に向けて取り組んでいるところであり、全体未収金額の5分の1に当たる約一千万円について今年度不納欠損処理を予定しているとのことであった。

未収金の回収管理に係る事務負担は、未収金残高が残り続けている限り、永続的に回収管理業務は続けられ、担当者が変わっても、また次の担当者へ業務が引き継がれていくため、どこかで時効援用または債権放棄等により不納欠損処理を行わなければ、事務負担は年々増していくことが予想される。引き続き債権消滅に向けた必要な調査、庁内関係課や弁護士等との情報共有を図り、滞留債権の不納欠損処理を進める必要がある。

#### 4 駐車場事業特別会計 道路管理課

##### (1) 特別会計の概要

行政・商業の中心である県庁周辺地区の駐車場不足や交通混雑の緩和を図るとともに、地域の活性化に資することを目的とし、県民広場地下駐車場が設置された。平成10年3月に完成し、同年4月28日に供用開始されている。本特別会計は、駐車場の建設及び管理運営を行うために設置されたものである。

##### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県自動車駐車場管理条例

沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則

##### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】県庁周辺地区は、官公庁施設（県庁、那覇市役所）、金融機関等が集中し、県の中核的な役割を担っているが、慢性的な交通渋滞が顕在する上、駐車場の不足による路上駐車や駐車場探しのための交通で、付近の交通渋滞に拍車がかかっている状況であった。また、周辺は民間商用ビルの立地が進んでおり、まとまった駐車用スペースが十分確保できない状況にあったため、県民広場地下駐車場を設置。駐車場は道路法に基づく道路附属物として位置付けられており、県道の管理者である沖縄県が管理する必要がある。

##### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

###### 【事業内容】

事業費およそ48億円を投じ設置され、平成10年3月に完成し、同年4月28日に供用開始されている。（国庫補助金16億円、県負担金16億円、公営企業債16億円）駐車場の管理は、当初、民間に委託していたが、平成19年度から民間の能力を活用することによって、利用者へのサービスの向上と経費の削減を図ることを目的として、指定管理者制度を導入、平成22年度からは、指定管理者制度の導入効果を高めるため、利用料金制を採用している。これにより、指定管理者は利用料金を収入として維持管理経費を賄うとともに、県に対しては固定納付金及び剰余納付金を納付している。

起債の償還は、納付金収入から行っており、令和4年度末現在で約24,630千円の未償還金(元金ベース)となっており、令和12年度までの完済を予定している。

##### (5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

(単位：千円)

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
繰越金	10,792	77,330	147,622	165,827	207,421

雑入	78,996	83,427	49,780	47,695	51,799
歳入合計	89,788	160,757	197,402	213,522	259,220

歳出	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
駐車場管理費	4,959	5,560	6,755	2,849	128,869
駐車場建設費	2,106	0	21,566	0	75,973
公債費					
(元金)	5,147	7,420	3,170	3,176	3,182
(利子)	245	154	82	74	66
歳出合計	12,457	13,135	31,575	6,100	208,091

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般会計からの繰入金	0	0	0	0	0
一般会計への繰出金	0	0	0	0	122,246

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) PFOS を含む泡消火薬剤等について

県庁地下駐車場において、PFOS を含む泡消火薬剤等があることが確認された。取り扱いにあたっては「化学物質審査規制法」に基づく、屋内保管、容器の点検、保管数量の把握、譲渡・提供の際の表示等の遵守義務があること、また廃棄にあたっては、「廃棄物処理法等」に基づき適正に処理することが求められていること、そして環境省が代替製品への切り替えを求めていることから、今後、早期の処分等が望まれる。

また、先日報道にあった「県庁地下 2 階駐車場の消火設備が誤作動し、有機フッ素化合物 (PFOS) を含む泡消火剤が放出した」事例もあり、保管・管理等は徹底する必要がある。

(意見 2) 歳入の繰越金について

令和 3 年度末における繰越金は 207,422 千円 (明許繰越 43,423 千円を含む) であり、令和 4 年度に一般会計に 122,246 千円の繰出を行っている。

特別会計の繰越金については、「概算要求基準」中に「過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰出すこと」とあるが、その判断の基準等 (例えば、一定金額に達した場合には、一般会計へ繰

出を行う等)は確認できなかった。

例えば、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。

併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金(余剰金)の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。

#### (意見3) 資本的支出の判断判定について

歳出の対象取引において、LEDの電気取替工事を「工事請負費」として処理され、資本的支出と判定されずに、収益的支出(修繕費)として取り扱われていた。単なる蛍光灯をLEDランプに切り替えるのみで照明設備の工事が行われていなければ、上記の処理で問題ないと思われるが、対象の工事取引では、「電灯設備」の取替工事が行われており、単純な蛍光灯の交換ではなく、照明設備の取替工事を行っており、LED照明への取替により節電効果や照明設備の充実による作業の効率化などが期待できるものになることから、収益的支出(修繕費)ではなく資本的支出に該当すると考えられる。資本的支出の判断・判定については複雑で判断することが困難な状況もあると思われるが、総務省が例示されたルール等に従ってより慎重に判定していただきたい。

#### (意見4) 固定資産の登録について

固定資産台帳の整備については、総務省より「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付け総務大臣通知総財務第14号)において、各地方公共団体に統一的な基準による財務書類の作成を要請している。

実際に固定資産台帳を確認したところ、過去から台帳に登録されている固定資産は、4件であった。平成10年から事業が開始されて、約25年経過しているが4件は少ない印象を受ける。

今後は適正な財務諸表作成のため、適切な固定資産台帳の整備・管理が望まれる。

#### (意見5) 事業としての採算制確保

これまでの「一般会計からの繰入金」は908百万円で、「一般会計への繰出金」は、122百万円あり、純額で786百万円一般会計から特別会計へ資金が繰入られている。平成29年度以降は、一般会計からの繰入は発生していない。

採算性確保の観点から、一般会計からの繰入金で充当された歳出分も含めて、これまでの歳出に見合う収入は確保することが望まれる。

(意見6) 消費税の修正申告について

指定管理者からの「剰余納付金」収入について、消費税区分が誤っており、過去に遡って修正申告が行われていた。今後は、再発防止のため、県庁内での横断的な情報共有化が望まれる。

(意見7) 駐車場代金の回収業務について

県民広場地下駐車場の料金管理システムは、レジシステムは導入されておらず、料金の精算機以外にも現金の収受、手書き領収書の発行を行っている。過去からこれまで、実査での現金差額は発生していないようだが、現金取引については、直接現金を扱うため、紛失や盗難また横領といった不正の温床になるリスクがある。また最近の実例として、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の指定管理者の従業員による定期駐車券の代金の着服が発生している。

このため現金取引については、可能な限り現金を扱わないようなシステム構築を図るか又は内部統制強化が望まれる。

## 5 宜野湾港整備事業特別会計 港湾課

### (1) 特別会計の概要

宜野湾港マリーナは、沖縄本島中部西海岸に位置し、背後に宜野湾市、浦添市及び那覇市等の都市圏を擁する県内初の公共マリーナであり、昭和 62 年（1987 年）に開催された第 42 回国民体育大会（海邦国体）のヨット競技開催地として整備され、その後は県民の海洋性レクリエーション拠点として利用されている。近接するコンベンションセンターやトロピカルビーチとともに観光リゾート拠点を形成し、今後も増大する海洋性レクリエーション需要へ対応することを目的としている。本特別会計は、宜野湾港マリーナの機能を高めていくための機能施設事業の整備・運営を目的として設置されている。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県港湾管理条例

沖縄県特別会計設置条例

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】港湾の施設整備は、基本施設を整備する港湾整備事業(防波堤、岸壁、航路、泊地帯等)を国の直轄事業や補助事業で行い、それ以外の機能施設(荷役機械、上屋、倉庫、貯木場等)の整備や臨海部の土地造成事業は港湾管理者である地方公共団体が港湾整備特別会計として行うこととなっている。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

#### 【事業内容】

昭和 62(1987)年 10 月 一般供用開始

平成 13(2001)年 4 月 マリーナ拡張工事着手

平成 18(2006)年 3 月 マリーナ拡張工事完成 全部供用

収容能力：海上係留バース 343 艇、陸上ヤード 292 艇（ディンギーを含む）

ふ頭用地、上屋、浮棧橋等のマリーナ施設の整備はほぼ完了しており、マリーナ施設の管理を指定管理者に委託している。

現在では、沖縄県民による利用割合は 4 割程度で、6 割は沖縄県外の方に利用されている。

### (5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去 5 年間）

(単位：千円)

歳入	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
港湾施設使用料	221,277	216,800	189,354	193,480	198,623

財産収入	0	0	0	9	18
一般会計繰入金	50,055	89,951	75,072	8,466	85,275
諸収入	10,632	1,761	4	0	0
繰越金	86,063	107,693	114,269	86,248	12,016
県債	342,400	307,174	287,342	128,390	203,159
歳入合計	710,426	723,379	666,042	416,593	499,092

歳出	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
宜野湾港管理費	79,756	116,100	102,354	81,578	168,444
公債費					
(元金)	503,016	477,262	465,025	313,137	323,340
(利子)	19,961	15,748	12,414	9,862	7,852
歳出合計	602,733	609,110	579,794	404,577	499,636

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般会計からの繰入金	50,055	89,951	75,072	8,466	85,275
一般会計への繰出金	0	0	0	0	0

(7) 監査の結果及び意見

(指摘 1) 赤字決算について

土木建築部が所管する宜野湾港整備事業特別会計において歳入見込額の過誤があったこと、また財務会計システムの数値との照合を行わなかったことにより、令和 4 年度の決算で合計 544 千円のマイナスとなっていることを見落としたことで、決算が赤字状態となり、地方自治法の規定に反していることとなっている。

「事案発生の経緯」と「事案発生の要因に関する見解」は、下記の通りであった。

I 事案発生の経緯

(1) 年度中の特別会計の収支管理の状況

歳入については、担当者が 1 人で適宜使用料収入額をチェックしていた。

(チェックを行う時期は、7 月及び 9 月の次年度当初予算に係る箇所新規要望時、10 月、11 月、12 月の予算編成作業時、2 月の一般会計繰入額算定時、3 月の一般会計



繰入予算執行同時、3月末のその時点収入額確認作業を行っている時。)

チェックの内容としては、前年度同月と比較して、突出して差がないか等を確認し、差が大きい場合は使用料徴収事務を行っている指定管理者や出先機関(中部土木事務所)に確認を行うこととしている。

歳出については、課内及び令達先である中部土木事務所と連携し、適宜執行状況や執行計画、不用見込み等を確認していた。

## (2) 年度末の収支管理の状況

①歳入・歳出決算及び年間収支見込額の算定、一般会計から特別会計への繰入に係る手続(3月1日)

2月末時点における歳入・歳出決算及び年間収支見込額を算定し、収支不足見込額(赤字)について、一般会計から特別会計に繰入するための予算執行伺・支出手続を行っている。

ア:歳入決算見込額の算定方法(2月末)

年度末の歳入については、使用料以外の歳入額は基本的に確定している。

一方、使用料は、出納整理期間まで歳入額が未確定となるため、前年4月から前月(2月)までの11ヶ月分の収入済額を財務会計システムから月ごとに抽出して集計した額と、当月(3月)から出納整理期間である5月までの3ヶ月分の使用料収入見込額(過年度実績を踏まえて算定)を合計して、決算見込額を算定している。

その際、財務会計システムからは「収入済額」「戻出済額」「更正済額」を抽出しており、本来、「収入済額」「戻出済額」「更正済額」を計算のうえ、決算見込額を算定する必要があるが、「更正済額」の算定が行われていなかった。

### 2月分収納済額の比較(3/1EUC抽出額と決算額)

	3/1EUC抽出額	決算額	差額
・宜野湾特会	8,550,898円	10,557,982円	△2,007,084円

イ:歳出決算見込額の算定方法(2月末)

歳出については、課内及び予算令達先の出先機関(中部土木事務所)に対し、出納整理期間内での支払予定等を確認し、歳出額を確定している。

②宜野湾整備事業特別会計における算定誤り(収入更正済額の算定漏れ)

宜野湾港整備事業特別会計においては、令和4年度決算見込額を算定するにあたり、本来、財務会計システムから抽出した各月毎の「収入済額」「戻出済額」「更正済額」を表計算ソフト(エクセル)で集計のうえ、決算見込額を算定する必要があるが、「更正済額(18,056千円)」を除算しておらず、収入実績を過大に算定していた。

また、表計算ソフト（エクセル）にて集計した2月末時点の収入済額と財務会計システム上の現時点の収入済額と照合することはしていなかったため、実際の収入額と表計算ソフト上の収入額の差異に気づけず歳入見込額が過大となった。

（システムから抽出した数値は月ごとの数値であり、集計の際はその抽出した月ごとの数値を積み上げて年度合計値を算出している。）

### (3) 出納整理期間の収支管理の状況

年度末で行った一般会計からの操出金で収支を合わせたことから、3月、4月、5月の使用料収入合計額が年度末で見込んだ使用料収入額を下回らないかを注視し、その都度財務会計システムから月毎の収入額を抽出して収入状況を確認していた（3月分を4月10日に確認、4月分を5月10日に確認、5月29日に5月分の現時点の収入額を確認）。

本来、その時点で財務会計システムの「歳入執行状況照会」等により、現時点での実際の収入額と当課で作成した表計算上の合計額とを照合し、差異が生じていないか確認すべきであったが、年度内に作成された数値に間違いがないものとして認識していたため、その作業を行っていなかった。

また、決算に係る作業において、一般会計については、複数回にわたり歳入額及び歳出額のシステム上の数値の確認作業（決算見込額調）が行われているが、特別会計は対象外となっている。しかし、事後に控えている決算資料（出納事務局）の作成や、総務省の「公営企業決算状況調査（5月初旬～6月中旬）」、「健全化判断比率及び資金不足比率の算定（5月中旬～6月末）」において、実際の決算に係る数値（財務会計システム上の数値）が必要であり、その際に表計算ソフト上の数値のみではなく、財務会計システム上の数値を確認すべきであった。（当該調査等については、6月7日の会計課からの連絡後に修正して提出済）

※なお、出納整理期間内に、見込んでいた収入額が歳出に対して不足すると把握した場合、法令上は当該期間内での繰上充用の措置が必要となる。

### (4) 事案認知、認知後の対応

令和5年6月5日 会計課で赤字状態が判明し、6月7日に土木総務課を經由して港湾課も確認した。

6月9日 港湾課から土木建築部長に報告。部長からは対応案を検討するよう指示があった。また、港湾課から財政課へ赤字対応について報告。「出納は閉鎖しているため、収入更正や支出更正すべきものがないか急ぎ確認すること。対外的にどう説明するか検討すること。」また、「繰越計算書（冊子）をすべて修正すること」との指示を受けた。

同日、宜野湾港については施設使用料の徴収を行っている指定管理者、中部土木事

務所へ、中城湾港新港地区については施設使用料徴収を行っている中城湾港管理所へ収入更正の対象となる収入がないか確認を依頼。

6月12日、会計課に対し、赤字になった原因及び更正すべき支出や収入もない旨説明。対外的にどう説明するか、部として今後の対応を検討するよう指示を受ける。財政課へ修正した繰越計算書（冊子）を提出。

6月19日 会計課から月次決算の監査を控えているため、赤字の2特会について、部としての今後の対応方針を報告するよう依頼がある。

6月21日 会計課に対し、原因、経緯等をまとめた説明資料を送付。

（6月20日代表質問通告。6月21日一般質問通告。～7月6日まで6月定例会）

7月11日 土木建築部長へ赤字の原因等についての詳細及び現時点の状況報告。内部統制にあげること、三役説明のため対応案を早期検討することと指示を受ける。

7月20日 会計課長より財政課長へ連絡し、当該赤字状態について出納閉鎖後の取り得る手段について対応してほしい旨依頼。

7月21日 財政課の呼びかけにより、財政課、会計課、土木総務課により今後の処理方針について調整。

8月4日 土木建築部において法律相談を実施。弁護士からは、赤字決算であることは「適切でない」が違法とまで明確には言えない。出納閉鎖後の繰上充用は違法。住民監査の手続きで違法確認請求の対象となる可能性はあるが、損害は発生しておらず、住民訴訟が認められる可能性は低い。とのことであった。

8月7日 土木建築部より池田副知事へ第一報の報告。財政課から総務省自治行政局行政課へ赤字決算の処理について照会を行う。

8月17日 土木建築部による池田副知事への調整。副知事からは、赤字状態は不適切であるが、違法とまでは言えない状況であれば、違法な執行を前提とした議案を議会に提案するかどうか総務省意見も踏まえた上で検討が必要と指示があった。

8月25日 総務省自治行政局行政課から財政課に対して回答。

8月28日 総務部長による池田副知事への報告（港湾課長等同席）。総務省からの回答結果について報告した。副知事からは、赤字状態を放置することも違法であることが明確になった。どちらも違法であるなら、結果を直した方がよい（9月定例会において補正予算案の承認を得て赤字の治癒すること）。議会には丁寧に説明するように指示があった。

8月29日 総務部長及び土木建築部長による知事調整。副知事と同様の指示。

8月31日 照屋副知事へ報告。

赤字状態がわかってからの対応が遅れた理由としては、地方公共団体の現行制度上、赤字決算を予期していないことから、出納閉鎖後の繰上充用は違法であることが示されている以外はその対応について実務提要等で情報がない状況であったこと。

また、これまで経験したことない事案であることから、その対応については慎重な検討が必要であり、総務省への確認を含めた法令解釈と整理、全国的な事例の収集、関係部局等の関係機関との調整に時間を要した状況であった。

#### (5) 是正策の立案、決定

是正策として、地方自治法の規定（第 208 条第 2 項）に違反する赤字状態の決算を放置するよりは、手続きは違法であるが、違法な赤字状態を治癒させたいため、9 月定例会に繰上充用を行うための予算議案を提出した。

## II 事案発生の要因に関する見解

4 特別会計の収支管理を一人で担当しており、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねていることから、業務の効率化を図るため表計算ソフト（エクセル）を活用したところ結果的に集計漏れや二重計上のミスが生じてしまった。

また、令和 5 年度においては、実務担当者が人事異動により入れ替わったことから、年度当初において担当者が業務を熟知していなかったこともあり、出納整理期間内の収支確認が不十分であった。

本来であれば、歳入歳出の決算額を確定させるため、月毎のみならず、全体の額について、財務会計システムから抽出する EUC や電算帳票と突合確認を行い、実質収支の確認等を行う必要があった（収支表の作成）が、4 月から 2 月までの使用料収入はシステムから抽出した数値をベースに集計していることから、変動はない固定値として認識していたため、その確認（収支管理）が不十分であった。

また、出納整理期間においては、4 月に財政課から配布される帳票（現金残高）等と、港湾課で集計した数値を突合し、数値にずれがないかを確認する必要があった。

今回の事案について簡潔にまとめると、「Excel にて集計した収入済額」と「財務会計システムの収入済額」を照合し、合計の一致のチェックを行えば防げた事務手続き上の誤りである。私の個人的な見解になるが、人が行う作業であるため多少のミスは起こりうるものだと思う。ただ、ミスが生じた際に、そのミスを防止・発見するために内部統制が設けられており、その内部統制で発見できなかったことが重要な問題であると思われる。

今回の各段階のチェック体制について、具体的にどの担当者がどの項目についてチェックすることが求められていたのか、合計金額の確認はチェック項目に含まれていたのか等、具体的なチェックリストまでは整備されていなかったため、担当者任せのチェックであったことが伺える。内部統制が適切に整備されていないため、内部統制が有効に

機能するはずが無い。

地方自治法の一部改正により、令和2年4月から都道府県に内部統制制度の導入が義務付けられているが、今回のように内部統制が形だけのものになっていないか、改めて、内部統制の整備状況及び運用状況について、調査及び検証が求められる。

(今回の事案に関する法令等関係規定その他の基準)

① 地方自治法第208条第2項

各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

② 地方自治法施行令第166条第2項

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

③ 地方財政法

(地方財政運営の基本)

第二条

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

(予算の編成)

第三条

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

第四条

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(公営企業の経営)

第六条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

上記、法令等関係規定その他の基準に照らした本事案の問題点は、下記の通りである。

【問題点】

- ① 繰上充用の措置を講ずることなく、形式的な赤字状態を放置し続けることは違法である。
- ② 歳入不足額に対して、出納整理期間内（4/1～5/31）に特別会計ごとに次年度の歳入から繰上充用を行う必要があった。

（9月定例会での対応（繰上充用の専決処分）について）

特別会計が赤字の状態について、地方自治法第208条第2項の規定により、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」こととされており、出納閉鎖後の時点で、歳出に対する歳入の不足が発生している状態（いわゆる赤字の状態）は、地方自治法の規定に反している状態となっていた。

そのため、土木建築部（港湾課、土木総務課）、財政課、会計課と協議を重ねた結果、令和5年度の予算を令和4年度の赤字分に充てる繰上充用の処理で、赤字状態を治癒する必要があるとの結論となったことから、繰上充用の補正予算案を9月定例会に上程した。

補正予算案の内容

宜野湾港整備事業特別会計（歳出予算補正）

（単位：千円）

事業名	費目	補正前	補正後	調整額
繰上充用金	補償、補填及び賠償金	0	545	545
宜野湾港管理運営費	委託料	221,969	221,424	△545

9月26日の議会開会后、与党議員から当該先議案件（補正予算案）について議会において議決すべきではない（出納閉鎖後の繰上充用は違法）との動議があり、採決の結果、動議が可決されたことから、補正予算案は知事に返付された。

議会での補正予算案（繰上充用）が認められなかったことから、関係部局と調整した結果、知事の専決処分による繰上充用をすることとなった。

10月2日付で当該補正予算を知事決裁（財政課起案）により専決処分した後、同日付で予算執行から支出調書の決裁処理（港湾課起案、会計課合議）までを行い、翌10月3日に知事が議会において、特別会計補正予算（繰上充用）について専決処分した旨を報告した。

令和5年10月末現在、令和4年度沖縄県歳入歳出決算書において、特別会計について歳入不足額は翌年度歳入繰上充用金が充てられ赤字状態が治癒された状態となっている。

#### （再発防止策）

今回の事案について、本来なら出納整理期間内に表計算ソフト（エクセル上の歳入歳出）で集計した額と、財務会計システムから出力した帳票（現金残高）との整合作業を行うべきであったこと、また、その一連の作業について、他の班員や班長等によるダブルチェックを行う必要があったことから、再発防止策として以下のとおり考えている。

・3月上旬の決算作業の一般会計繰入金算定時において、このような事態が起きないように、一連の作業について整理し、作業内容を項目立てしたチェックシートを作成し、作成したチェックシートに沿った決算作業を行うとともに、作成した集計表と財務会計システムから出力した帳票（歳入予算執行状況照会）との整合を確認する。

・担当者の他に精査担当者（主査）を置き、一連の作業のダブルチェックを行うこととし、総括担当者（主幹）においては、担当者が作成した表計算ソフトで出力した集計表の数値について、電卓を使用した手作業での確認を行う。

・港湾開発監において、チェックシートをもとに作業の進捗をその都度確認することとし、港湾課長が最終確認を行う。

・部主管課と連携して、出納整理期間中の決算業務を行う。

「再発防止策」に沿って、内部統制の整備状況について早急に改善を図る必要がある。

かつ、今回整備された内部統制が有効に機能しているかの検証も併せて実施する必要がある。

(指摘2) 外部監査への協力体制について

今回、資料依頼から資料の提出までの期間が非常に長く、主なやりとりは下記の通りになるが、監査作業に大幅な支障が生じた。

(最初の資料依頼から提出までのやりとり)

7月7日 監査委員への監査実施通知  
7月18日 各関係部課へ資料依頼  
8月22日 港湾課から一部資料の提出  
10月5日 残りの資料提出  
11月2日 最初のヒアリング時に追加の資料依頼  
12月22日、25日 資料の提出  
(以後、担当者間での質問及び資料依頼等やりとり)  
1月31日 報告書の作成期限

県の担当者は、一人で4つの特別会計を担当しており、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ね、加えて、今回、特別会計が包括外部監査のテーマとなったことも重なり、一人で、4特別会計の窓口になり、外部監査人及び補助者からの資料依頼や質問事項への回答等に一人でご対応いただいた。県の担当者のレスポンスが遅くなったのは担当者みみの責任ではなく、過重負担を強いている組織に問題があると考えられる。地方自治法第252条の33にも記載の通り、外部監査人への協力が求められている。

地方自治法

(外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

にもかかわらず、資料依頼から提出までに時間を要したことに、協力姿勢は感じられなかった。

深度ある監査を行うためには、協力体制が不可欠である。今後はこのような事が生じないように、レスポンスや担当者の増員等協力的な対応関係が求められる。

(指摘3) 当会計の採算性と受益者負担(使用料収入)の適正化について

(5) で見た歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)について、本来の採算を把握し易くするために、歳入合計から、一般会計からの繰入金(特別会計の歳入では賄えない



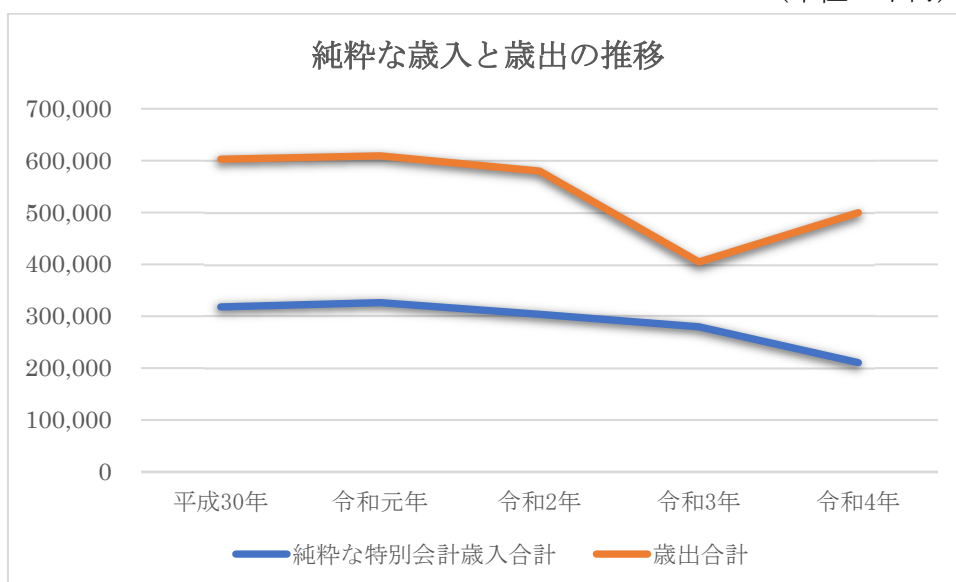
い部分を一般会計から繰入れた額)と県債(融資)による歳入を控除した歳入(ここで、純粋な歳入と呼ぶ。)と歳出について推移を下記にまとめた。

(単位：千円)

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
港湾施設使用料	221,277	216,800	189,354	193,480	198,623
財産収入	0	0	0	9	18
諸収入	10,632	1,761	4	0	0
繰越金	86,063	107,693	114,269	86,248	12,016
純粋な特別会計歳入合計	317,971	326,254	303,628	279,737	210,658

歳出	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宜野湾港管理費	79,756	116,100	102,354	81,578	168,444
公債費					
(元金)	503,016	477,262	465,025	313,137	323,340
(利子)	19,961	15,748	12,414	9,862	7,852
歳出合計	602,733	609,110	579,794	404,577	499,636

(単位：千円)



(単位：千円)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
純粋な特別会計歳入合計	317,971	326,254	303,628	279,737	210,658

歳出合計	602,733	609,110	579,794	404,577	499,636
純粋な歳入を基礎とした 場合の赤字額	△284,762	△282,856	△276,166	△124,840	△288,978

宜野湾港整備事業の本来の採算は、直近の5年間で毎年度3億円弱の多額の赤字である。昭和62(1987)年から一般供用を開始後、施設・設備の老朽化が進んでいるため、歳出のメインを占める管理費の中の工事請負費は今後、大幅な減少は見込めず、むしろ、増額していくであろう。港湾の収容能力には限りがあり、港湾施設使用料収入にも上限がある。当施設利用者からの港湾施設使用料の設定額の見直しを早急に行い、当特別会計での受益者負担の適正化に取り組んでいただきたい。

(指摘4) 使用料収入の見直しについて(独立採算制の確保)

本特別会計は、宜野湾港マリーナの機能施設事業として、荷捌き地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から当該使用料を徴収し、維持管理を行っている。このため、本来なら独立採算制の観点から、当該利用者から歳出または支出、経費を賄う必要がある。しかし、昭和62年10月に供用開始されて以降、令和4年度末まで、一般会計から本特別会計への繰入金(ソフト交付金を除く)は28億円であり、施設使用料収入で歳出を賄うことができないため、一般会計すなわち県民の税金が投入され続けている。

宜野湾港マリーナの使用料収入として、主にプレジャーボートやクルーザー等の置場使用料である。直近の使用料改定は、平成13年7月に25%~35%程度の値上げを行っているが、採算性確保には至っていない。

前段の歳入分析でも記載した通り、県の歳入は自主財源の割合が低く、依存財源の割合が非常に高い。ここだけの影響ではないが、使用料収入が低いことが自主財源の割合が低いことに多少なりと影響していることが考えられる。特に、「(4)業務の内容」で記載の通り、利用者のほとんどが県外の方々であり、クルーザー等は高額の代物で富裕層が保有しているケースが多いと考えられるにも関わらず、直近の値上げから約20年間価格改定が行われていない。

これまで使用料の見直しを行っていない理由としては、老朽化の激しい施設の修繕等を計画的に実施した上で使用料改定を行うことで、利用者からの理解を得られやすいとの考えから行われていないようだが、これは利用者目線であり、税金を納付している住民の目線は全く考慮されていない。また設備の修繕等に関係なく、最低限、採算性の確保は、早期に図る必要があると思われる。一方で、富裕層が来沖することで、観光業等への波及的な経済的効果、貢献の一環として、使用料収入を安くしている考えもあるかもしれないが、「1人当たり県民所得」が全国最下位である沖縄県で、主に富裕層向けのサービスに対し、過去から採算度外視で何十年も、何十億もの県民の税金がつぎ込まれ続けているのは、一県民として非常に納得し難い。早急に独立採算性確保を図る必要

がある。

(意見1) 歳入状況・財源充当表(宜野湾) Excelデータについて

一般会計から当特別会計への繰入金を確定させるため、業務の効率化もあり「歳入及び財源充当表」をExcelで管理されている。これは、財務会計システム(EUC)の数値から当該Excel表へ転記して、管理している。

(指摘①)にて記載のとおり、今回適切に管理ができていなかった原因としては、本来であればEUCから抽出した「収入済額」から「支出更正済額」を差し引かなければならないところ、その計算がされていなかったことが原因である。ただ、EUCから抽出した「支出更正済額」の数値については、右側までスクロールしなければ、確認できないため、担当者が変わると同様の誤りが生じると思われる。

このため、担当者間の引継ぎ漏れが生じないように引継書の作成及び当該Excelデータでミスが生じないように、表の作成方法を工夫する必要がある。また、管理者のチェック体制についても、何をチェックするのか具体的にチェック項目についても明確にする必要がある。

(意見2) 指定管理者からの実績報告書について

指定管理業務の会計について、協定書第10条、第61条にも記載の通り、指定管理事業と自主事業に区分けし、適切に運用することとしている。

(会計区分)

第10条 本業務に係る会計は、独立した会計とし、他の業務の会計と区別することとする。

(本業務及び自主事業の実施に係る口座)

第61条 乙は、本業務及び自主事業の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、各々固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

今回、指定管理者からの実績報告において、人件費及び水道光熱費が、指定管理事業のみで発生し、自主事業からは全く発生していなかった。売上高の規模自体は、指定管理事業、自主事業共に、70百万円ほどで同規模にも関わらず、指定管理事業が自主事業の人件費や水道光熱費を負担しているとの印象を受ける。

この点について県の担当者からの回答は、「自主事業の人件費については、指定管理業務を行う傍らで実施する場合はほとんどで、指定管理業務と分けるのが困難であること、また軽微な額となることから自主事業での人件費は計上していません。」とのことであった。

ただ、自主事業の売上高9割以上は燃料販売であるが、給油業務はスタッフが行い、

精算は窓口で行われているのだから、完全無人化ではない。また、給油は油をくみ上げるポンプの稼働により行われ、使用される電力量は実際に検針されていないため、軽微と判断し難い。

指定管理料については、特に、管理運営経費の過去の実績の平均値に基づいて算出しており、指定管理事業と自主事業の区分けが適切に行われなければ、適切な指定管理料が算定できない。

区分けが困難な場合には、例えば、一日あたりの自主事業における人員の稼働割合等の何らかの合理的な按分基準・ルールを設けて按分することや軽微だと判断された場合には、その根拠を明確に残す必要があると考えられる。

### （意見3）人員配置について

当特別会計においては、一人の担当者が当特別会計を含む4特別会計の収支管理を担当されていた。他に議会対応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、今般の事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念される。

行政管理課に人員配置の状況について確認したところ、「職員配置については、その必要性や効果、業務量等に応じて適切な配置に努めております。その上で、各課における各職員の担任意務やその業務量については、課長等による課内マネジメントによる対応が求められるところであると考えております。今後とも職員の再配置や業務の効率化等も考慮しながら、適切に対応していきたいと考えております。」との回答であった。

業務量が一人に過重負担となっていないか等、適時適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

### （意見4）事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業は宜野湾港マリーナの機能を高めていくための機能施設事業の整備・運営を目的として設置されていることを鑑み、宜野湾港マリーナ利用者へのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、本事業の独立採算制の確保は必須だといえる。このため、「年間の損益」を項目として成果指標とすることも適切であると考えられる。

## 6 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計 港湾課

### （1）特別会計の概要

中城湾港新港地区は、生産機能・流通機能を併せ持つ流通加工港湾としての機能強化を目指して整備を進めることとしており、本特別会計は、工業用地及び都市再開発用地の取得造成並びに売却を行うために設置されたものである。

### （2）事業の根拠法・関係例規等

沖縄県港湾管理条例

地方財政法

地方財政法施行令

沖縄県特別会計設置条例

### （3）事業の目的、特別会計にする目的

・中城湾港（新港地区）整備事業は、港湾関連施設等の整備及び管理運営をおこなっており、沖縄県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備するとともに、産業の振興や雇用機会の創出、産業構造の改善ならびに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能、生産機能を合わせ持った流通加工港湾として整備を推進している。

・平成 11（1999）年 3 月に指定された特別自由貿易地域（平成 26 年〔2014 年〕6 月には国際物流産業集積地域として拡大）では、立地企業が税制上の優遇措置を受けられることから、様々な企業が立地する加工貿易港としての一面も持ち合わせている。

・平成 15（2003）年 4 月に国土交通省からリサイクルポートの指定を受けており、港湾背後にリサイクル施設が集積している。離島の多い沖縄県では、宮古島や石垣島などの離島からリサイクル施設のある沖縄本島までの海上輸送が不可欠であることから、新港地区は県内外との静脈物流拠点としての役割も担っている。

### （4）業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

荷さばき地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から使用料を徴収し、維持管理を行っている。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計（実績）

（単位：千円）

	H30	R1	R2	R3	R4
<b>歳入計</b>	542,893	481,492	366,038	198,083	241,582
港湾施設使用料	123,996	140,242	172,747	176,091	169,315
一般会計繰入金	338,241	230,534	113,463	0	3,359
諸収入	0	17	5	25	88
県債	0	47,960	28,864	0	49,600
繰越金	80,656	62,738	50,958	21,967	19,220
<b>歳出計</b>	480,155	430,533	344,070	178,863	242,227
中城湾港管理費	20,746	17,975	21,040	24,021	53,411
中城湾港建設費	267,273	189,483	128,268	0	49,642
元金償還金	171,143	204,777	178,956	141,211	127,528
利子償還金	20,993	18,298	15,807	13,631	11,645
備考	【歳出】ソフト交付金事業（中城湾港新港地区物流拠点促進調査）（中城湾港新港地区物流拠点促進整備事業）（中城湾港新港地区物流機能強化等整備事業		【歳出】ソフト交付金事業（中城湾港新港地区物流拠点促進調査）（中城湾港新港地区物流拠点促進整備事業）（中城湾港新港地区物流機能強化等整備事業		

※端数処理の関係上、「歳入計・歳出計」と内訳の合計値が一致しないことがあります。

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

【繰入金】

上記(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）の表記載の通り

【繰出金】

上記(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）の表記載の通り

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 赤字決算について

土木建築部が所管する中城湾港（新港地区）整備事業特別会計において歳入見込額の過誤があったこと、また財務会計システムの数値との照合を行わなかったことにより、

令和4年度の決算で合計645千円のマイナスとなっていることを見落としたことで、決算が赤字状態となり、地方自治法の規定に反していることとなっている。

「事案発生の経緯」と「事案発生の要因に関する見解」は、下記の通りであった。

## I 事案発生の経緯

### (1) 年度中の特別会計の収支管理の状況

歳入については、担当者が1人で適宜使用料収入額をチェックしていた。

(チェックを行う時期は、7月及び9月の次年度当初予算に係る箇所新規要望時、10月、11月、12月の予算編成作業時、2月の一般会計繰入額算定時、3月の一般会計繰入予算執行同時、3月末のその時点収入額確認作業を行っている。)

チェックの内容としては、前年度同月と比較して、突出して差がないか等を確認し、差が大きい場合は使用料徴収事務を行っている指定管理者や出先機関(中部土木事務所)に確認を行うこととしている。

歳出については、課内及び令達先である中部土木事務所と連携し、適宜執行状況や執行計画、不用見込み等を確認していた。

### (2) 年度末の収支管理の状況

①歳入・歳出決算及び年間収支見込額の算定、一般会計から特別会計への繰入に係る手続(3月1日)

2月末時点における歳入・歳出決算及び年間収支見込額を算定し、収支不足見込額(赤字)について、一般会計から特別会計に繰入するための予算執行伺・支出手続を行っている。

ア：歳入決算見込額の算定方法(2月末)

年度末の歳入については、使用料以外の歳入額は基本的に確定している。

一方、使用料は、出納整理期間まで歳入額が未確定となるため、前年4月から前月(2月)までの11ヶ月分の収入済額を財務会計システムから月ごとに抽出して集計した額と、当月(3月)から出納整理期間である5月までの3ヶ月分の使用料収入見込額(過年度実績を踏まえて算定)を合計して、決算見込額を算定している。

その際、2月分収入済額について、3月1日に財務会計システムからEUC抽出した金額を実績額として記載しているが、収納状況の財務会計システムへの反映は、歳入日から4営業日であるため、2/27及び2/28収納分が収納済額に反映されておらず、決算額より過小になっていた。

#### 2月分収納済額の比較(3/1EUC抽出額と決算額)

	3/1EUC抽出額	決算額	差額
・中城新港地区特会	7,983,151円	12,856,140円	△4,872,989円

イ：歳出決算見込額の算定方法（2月末）

歳出については、課内及び予算令達先の出先機関（中部土木事務所）に対し、出納整理期間内での支払予定等を確認し、歳出額を確定している。

②中城湾港（新港地区）整備事業特別会計における算定誤り（二重計上の確認漏れ）

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計においては、令和4年4月から翌年2月までの11ヶ月分の使用料収入済額について、財務会計システムから抽出した数値と、それを基に作成した表計算データの各月毎の数値に間違いはないものの、3月以降の見込額を含む年間の使用料収入合計額を算定する際、2月分（7,983千円）を二重計上していたため、収入実績を過大に算定していた。

しかし、その合計値を財務会計システム上の現時点の収入済額との照合をしていなかったため、数値の差異に気づくことができなかった。

(3) 出納整理期間の収支管理の状況

年度末で行った一般会計からの操出金で収支を合わせたことから、3月、4月、5月の使用料収入合計額が年度末で見込んだ使用料収入額を下回らないかを注視し、その都度財務会計システムから月毎の収入額を抽出して収入状況を確認していた（3月分を4月10日に確認、4月分を5月10日に確認、5月29日に5月分の現時点の収入額を確認）。

本来、その時点で財務会計システムの「歳入執行状況照会」等により、現時点での実際の収入額と当課で作成した表計算上の合計額とを照合し、差異が生じていないか確認すべきであったが、年度内に作成された数値に間違いがないものとして認識していたため、その作業を行っていなかった。

また、決算に係る作業において、一般会計については、複数回にわたり歳入額及び歳出額のシステム上の数値の確認作業（決算見込額調）が行われているが、特別会計は対象外となっている。しかし、事後に控えている決算資料（出納事務局）の作成や、総務省の「公営企業決算状況調査（5月初旬～6月中旬）」、「健全化判断比率及び資金不足比率の算定（5月中旬～6月末）」において、実際の決算に係る数値（財務会計システム上の数値）が必要であり、その際に表計算上の数値のみではなく、財務会計システム上の数値を確認すべきであった。（当該調査等については、6月7日の会計課からの連絡後に修正して提出済）

※なお、出納整理期間内に、見込んでいた収入額が歳出に不足すると把握していた場合、法令上は当該期間内での繰上充用の措置が必要となる。



#### (4) 事案認知、認知後の対応

令和5年6月5日 会計課で赤字状態が判明し、6月7日に土木総務課を經由して港湾課も確認した。

6月9日 港湾課から土木建築部長に報告。部長からは対応案を検討するよう指示があった。また、港湾課から財政課へ赤字対応について報告。「出納は閉鎖しているため、収入更正や支出更正すべきものがないか急ぎ確認すること。対外的にどう説明するか検討すること。」また、「繰越計算書（冊子）をすべて修正すること」との指示を受けた。

同日、宜野湾港については施設使用料の徴収を行っている指定管理者、中部土木事務所へ、中城湾港新港地区については施設使用料徴収を行っている中城湾港管理所へ収入更正の対象となる収入がないか確認を依頼。

6月12日、会計課に対し、赤字になった原因及び更正すべき支出や収入もない旨説明。対外的にどう説明するか、部として今後の対応を検討するよう指示を受ける。財政課へ修正した繰越計算書（冊子）を提出。

6月19日 会計課から月次決算の監査を控えているため、赤字の2特会について、部としての今後の対応方針を報告するよう依頼がある。

6月21日 会計課に対し、原因、経緯等をまとめた説明資料を送付。

(6月20日代表質問通告。6月21日一般質問通告。～7月6日まで6月定例会)

7月11日 土木建築部長へ赤字の原因等についての詳細及び現時点の状況報告。内部統制にあげることで、三役説明のため対応案を早期検討することと指示を受ける。

7月20日 会計課長より財政課長へ連絡し、当該赤字状態について出納閉鎖後の取り得る手段について対応してほしい旨依頼。

7月21日 財政課の呼びかけにより、財政課、会計課、土木総務課により今後の処理方針について調整。

8月4日 土木建築部において法律相談を実施。弁護士からは、赤字決算であることは「適切でない」が違法とまで明確には言えない。出納閉鎖後の繰上充用は違法。住民監査の手続きで違法確認請求の対象となる可能性はあるが、損害は発生しておらず、住民訴訟が認められる可能性は低い。とのことであった。

8月7日 土木建築部より池田副知事へ第一報の報告。財政課から総務省自治行政局行政課へ赤字決算の処理について照会を行う。

8月17日 土木建築部による池田副知事への調整。副知事からは、赤字状態は不適切であるが、違法とまでは言えない状況であれば、違法な執行を前提とした議案を議会に提案するかどうか総務省意見も踏まえた上で検討が必要と指示があった。

8月25日 総務省自治行政局行政課から財政課に対して回答。

8月28日 総務部長による池田副知事への報告（港湾課長等同席）。総務省からの回答結果について報告した。副知事からは、赤字状態を放置することも違法であるこ

とが明確になった。どちらも違法であるなら、結果を直した方がよい（9月定例会において補正予算案の承認を得て赤字の治癒すること）。議会には丁寧に説明するように指示があった。

8月29日 総務部長及び土木建築部長による知事調整。副知事と同様の指示。

8月31日 照屋副知事へ報告。

赤字状態がわかってからの対応が遅れた理由としては、地方公共団体の現行制度上、赤字決算を予期していないことから、出納閉鎖後の繰上充用は違法であることが示されている以外はその対応について実務提要等で情報がない状況であったこと。

また、これまで経験したことない事案であることから、その対応については慎重な検討が必要であり、総務省への確認を含めた法令解釈と整理、全国的な事例の収集、関係部局等の関係機関との調整に時間を要した状況であった。

#### (5) 是正策の立案、決定

是正策として、地方自治法の規定（第208条第2項）に違反する赤字状態の決算を放置するよりは、手続きは違法であるが、違法な赤字状態を治癒させたいため、9月定例会に繰上充用を行うための予算議案を提出した。

## II 事案発生の要因に関する見解

4特別会計の収支管理を一人で担当しており、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねていることから、業務の効率化を図るため表計算ソフト（エクセル）を活用したところ結果的に集計漏れや二重計上のミスが生じてしまった。

また、令和5年度においては、実務担当者が人事異動により入れ替わったことから、年度当初において担当者が業務を熟知していなかったこともあり、出納整理期間内での収支確認が不十分であった。

本来であれば、歳入歳出の決算額を確定させるため、月毎のみならず、全体の額について、財務会計システムから抽出するEUCや電算帳票と突合確認を行い、実質収支の確認等を行う必要があった（収支表の作成）が、4月から2月までの使用料収入はシステムから抽出した数値をベースに集計していることから、変動はない固定値として認識していたため、その確認（収支管理）が不十分であった。

また、出納整理期間においては、4月に財政課から配布される帳票（現金残高）等と、港湾課で集計した数値を突合し、数値にずれがないかを確認する必要があった。

今回の事案について簡潔にまとめると、「Excelにて集計した収入済額」と「財務会計

システムの収入済額」を照合し、合計の一致のチェックを行えば防げた事務手続き上の誤りである。私の個人的な見解になるが、人が行う作業なため、ミスは多少なり起こりうるものだと思う。ただ、ミスが生じてそのミスを防止・発見するために、内部統制が設けられており、その内部統制で発見されなかったことが重要な問題であると思われる。

今回の各段階のチェック体制について、具体的にどの担当者がどの項目についてチェックすることが求められていたのか、合計金額の確認はチェック項目に含まれていたのか等、具体的なチェックリストまでは整備されていなかったため、担当者任せのチェックだったことが伺える。これでは内部統制が適切に整備されていないため、内部統制が有効に機能するはずが無い。

地方自治法の一部改正により、令和2年4月から都道府県に内部統制制度の導入が義務付けられているが、今回のように内部統制が形だけのものになっていないか、改めて、内部統制の整備状況及び運用状況について、調査及び検証が求められる。

(今回の事案に関する法令等関係規定その他の基準)

① 地方自治法第208条第2項

各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

② 地方自治法施行令第166条第2項

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

③ 地方財政法

(地方財政運営の基本)

第二条

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

(予算の編成)

第三条

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経

費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

#### 第四条

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(公営企業の経営)

- 6 -

#### 第六条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

上記、法令等関係規定その他の基準に照らした本事案の問題点は、下記の通りである。

#### 【問題点】

- ① 繰上充用の措置を講ずることなく、形式的な赤字状態を放置し続けることは違法である。
- ② 歳入不足額に対して、出納整理期間内（4/1～5/31）に特別会計ごとに次年度の歳入から繰上充用を行う必要があった。

(9月定例会での対応（繰上充用の専決処分）について)

特別会計が赤字の状態について、地方自治法第208条第2項の規定により、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」こととされており、出納閉鎖後の時点で、歳出に対する歳入の不足が発生している状態（いわゆる赤字の状態）は、地方自治法の規定に反している状態となっていた。

そのため、土木建築部（港湾課、土木総務課）、財政課、会計課と協議を重ねた結果、令和5年度の予算を令和4年度の赤字分に充てる繰上充用の処理で、赤字状態を治癒する必要があるとの結論となったことから、繰上充用の補正予算案を9月定例会

に上程した。

補正予算案の内容

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計（歳出予算補正）

（単位：千円）

事業名	費目	補正前	補正後	調整額
繰上充用金	補償、補填及び賠償金	0	645	645
中城湾港管理運営費	委託料	62,996	62,351	△645

9月26日の議会開会後、与党議員から当該先議案件（補正予算案）について議会において議決すべきではない（出納閉鎖後の繰上充用は違法）との動議があり、採決の結果、動議が可決されたことから、補正予算案は知事に返付された。

議会での補正予算案（繰上充用）が認められなかったことから、関係部局と調整した結果、知事の専決処分による繰上充用をすることとなった。

10月2日付で当該補正予算を知事決裁（財政課起案）により専決処分した後、同日付で予算執行から支出調書の決裁処理（港湾課起案、会計課合議）までを行い、翌10月3日に知事が議会において、特別会計補正予算（繰上充用）について専決処分した旨を報告した。

令和5年10月末現在、令和4年度沖縄県歳入歳出決算書において、特別会計について歳入不足額が翌年度歳入繰上充用金が充てられ赤字状態が治癒された状態となっている。

今後の再発防止策について、下記の通りである。

（再発防止策）

今回の事案について、本来なら出納整理期間内に表計算ソフト（エクセル上の歳入歳出）で集計した額と、財務会計システムから出力した帳票（現金残高）との整合作業を行うべきであったこと、また、その一連の作業について、他の班員や班長等によるダブルチェックを行う必要があったことから、再発防止策として以下のとおり考えている。

・3月上旬の決算作業の一般会計繰入金算定時において、このような事態が起きないように、一連の作業について整理し、作業内容を項目立てしたチェックシートを作成し、

作成したチェックシートに沿った決算作業を行うとともに、作成した集計表と財務会計システムから出力した帳票（歳入予算執行状況照会）との整合を確認する。

- ・担当者の他に精査担当者（主査）を置き、一連の作業のダブルチェックを行うこととし、総括担当者（主幹）においては、担当者が作成した表計算ソフトで出力した集計表の数値について、電卓を使用した手作業での確認を行う。
- ・港湾開発監において、チェックシートをもとに作業の進捗をその都度確認することとし、港湾課長が最終確認を行う。
- ・部主管課と連携して、出納整理期間中の決算業務を行う。

「再発防止策」に沿って、内部統制の整備状況について早急に改善を図る必要がある。かつ、今回整備された内部統制が有効に機能しているかの検証も併せて実施が必要である。

#### （指摘2）外部監査への協力体制について

今回、資料依頼から資料の提出までの期間が非常に長く、主なやりとりは下記の通りになるが、監査作業に大幅な支障が生じた。

（最初の資料依頼から提出までのやりとり）

- 7月7日 監査委員への監査実施通知
- 7月18日 各関係部課へ資料依頼
- 8月22日 港湾課から一部資料の提出
- 10月5日 残りの資料提出
- 11月2日 最初のヒアリング時に追加の資料依頼
- 12月22日、25日 資料の提出
- （以後、担当者間での質問及び資料依頼等やりとり）
- 1月31日 報告書の作成期限

県の担当者は、一人で4つの特別会計を担当しており、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、加えて、今回、特別会計が包括外部監査のテーマとなったことも重なり、一人で、4特別会計の窓口になり、外部監査人及び補助者からの資料依頼や質問事項への回答等に一人でご対応いただいた。県の担当者のレスポンスが遅くなったのは担当者のみの責任ではなく過重負担を強いている組織に問題があると考えられる。地方自治法第252条の33にも記載の通り、外部監査人への協力が求められている。

## 地方自治法

### (外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

にもかかわらず、資料依頼から提出までに時間を要したことに、協力姿勢は感じられなかった。

深度ある監査を行うためには、協力体制が不可欠である。今後はこのような事が生じないように、レスポンスや担当者の増員等協力的な対応関係が求められる。

### (指摘3) 使用料収入の見直し

本特別会計は、中城湾港（新港地区）に係るふ頭用地や上屋施設等の整備を行い港湾機能の向上を図ることを目的とし、東西ふ頭については共用を開始しており、野積場使用料、東西上屋（各2棟）使用料、荷役機械使用料を徴収し維持管理を行っている。このため、本来なら独立採算制の観点から、当該利用者から歳出または支出、経費を賄う必要があるため、中城湾港管理費のみでなく中城湾港建設費を考慮して使用料収入を検討する必要がある。しかし、昭和58年度に事業が開始されて以降、令和4年度末までに、一般会計から本特別会計への繰入金（ソフト交付金を除く）は72億円であり、施設利用料収入で歳出を賄うことができないため、一般会計すなわち県民の税金が投入され続けている。

中城湾港（新港地区）は、沖縄県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備され、産業の振興や雇用機会の創出、産業構造の改善ならびに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能、生産機能を合わせ持った流通加工港湾として整備を推進しているため、投資した結果として経済的効果が表面化されるまで時間が掛かるため、長期的な視野に立って判断する必要だと思われるが、今後も安定的にサービスを提供していくためには、採算性の確保は必須事項である。

前段の歳入分析でも記載したが、県の歳入は自主財源の割合が低く、依存財源の割合が非常に高い。ここだけの影響ではないが、使用料収入が低いことが自主財源の割合が低いことに多少なりと影響していることが考えられる。

早急に独立採算性確保を図る必要がある。

### (意見1) 歳入状況・財源充当表 Excel データについて

一般会計から当特別会計への繰入金を確定させるため、業務の効率化も図り「歳入及び財源充当表」を Excel で管理されている。これは、財務会計システム（EUC）の数値

から当該 Excel 表へ転記して、管理している。

今回の当該 Excel ファイルを確認したところ、「中城湾港建設費」49,642 千円において、県債で充当できない分の把握が漏れていた。「一般会計からの繰入金」を算出される際に漏れがあると、今後も赤字決算を招く恐れがあるため、十分注意していただきたい。

またチェックする方も、担当者が作成された内容を鵜呑みにするのではなく、猜疑心を保持してチェックする必要がある。併せて、チェックリストにも歳出の取り込み漏れが無いチェック項目に加えることも検討されたい。

#### （意見 2）人員配置について

本特別会計においては、一人の担当者が当特別会計を含む 4 特別会計の収支管理を担当されていた。他に議会対応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、今般の事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念される。

行政管理課に人員配置の状況について確認したところ、「職員配置については、その必要性や効果、業務量等に応じて適切な配置に努めております。その上で、各課における各職員の担当事務やその業務量については、課長等による課内マネジメントによる対応が求められるところであると考えております。今後とも職員の再配置や業務の効率化等も考慮しながら、適切に対応していきたいと考えております。」との回答であった。

業務量が一人に過重負担となっていないか等適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

#### （意見 3）事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業が、中城湾港（新港地区）の機能を高めていくための機能施設事業の整備・運営を目的として設置されていることを鑑み、中城湾港利用者へのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、本事業の独立採算制の確保は必須だといえる。このため、「年間の損益」を項目として成果指標とすることも適切であると考えられる。



## 7 中城湾港マリン・タウン特別会計 港湾課

### (1) 特別会計の概要

中城湾港マリン・タウン・プロジェクトの都市再開発等用地の取得造成及びその売却並びに与那原マリーナの整備及びその管理運営を行うために設置されたものである。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県港湾管理条例

地方財政法

地方財政法施行令

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

#### ア 機能施設事業

荷さばき地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から使用料を徴収し、維持管理を行っている。

#### イ 埋立事業

新門司や響灘地区等を埋め立てて、分譲地等を造成し、企業等にも売却しており、この土地売却収入等によって整備費を償還している。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

#### ア 港湾整備事業

・与那原マリーナの整備を目的とする。平成24年度から平成28年度において、一括交付金を活用し、ボートヤード、管理棟、駐車場、浮棧橋、クレーン等の整備を行った。

・平成28年度からマリーナの管理を指定管理者に委託している。

・平成29年度は、土地造成事業の土地売払代で港湾整備に要した県債の一部繰上償還を行った。

#### イ 臨海部土地造成事業

・埋立造成を目的としており平成22年9月までに土地造成を完了した。バスセンター用地及び住宅用地Bブロックの一部が未分譲となっている。

・これら未分譲地は、文化観光スポーツ部からMICE関連用地として使用したいとの申し出があったため、分譲を控えている。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

中城湾港マリン・タウン特別会計（実績）

（単位：千円）

	H30	R1	R2	R3	R4
<b>歳入計</b>	479,904	457,896	412,559	334,240	283,127
財産貸付収入	1,599	1,501	4,507	708	195
一般会計繰入金	66,484	51,983	40,206	0	0
繰越金	310,629	323,286	274,540	249,934	172,464
諸収入	37,714	1,108	0	43	0
県債	13,300	14,000	14,800	0	17,100
与那原マリーナ使用料	50,179	66,018	78,507	83,556	92,442
土地使用料	0	0	0	0	926
<b>歳出計</b>	156,618	183,355	162,626	161,777	154,568
港湾建設費	23,712	24,547	18,581	23,422	16,402
与那原マリーナ管理費	53,123	79,012	59,014	48,660	47,693
元金償還金	69,138	70,123	76,342	82,011	83,839
利子償還金	10,645	9,673	8,689	7,683	6,633
備考					

※端数処理の関係上、「計」と内訳の合計値が一致しないことがあります。

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

【繰入金】

上記(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）の表記載の通り

【繰出金】

上記(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）の表記載の通り

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 使用料収入の見直し

本特別会計は、港湾整備事業と臨海部土地造成事業の2つの事業で構成されている特別会計である。

初めに、港湾整備事業では、与那原マリーナの整備を目的として、荷さばき地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から使用料を徴収し、維持管理を行っている。このため、

本来なら独立採算制の観点から、当該利用者から歳出または支出、経費を賄う必要がある。しかし、平成28年7月に一般供用開始されて以降、令和4年度末まで、年数は6年と「宜野湾港マリーナ」より比較的浅いが、一般会計から本特別会計への繰入金（ソフト交付金を除く）は6億円であり、施設利用料収入で歳出を賄うことができないため、一般会計すなわち県民の税金が投入され続けている。与那原マリーナの使用料収入として、主にクルーザー等の置場使用料（海上係留及び陸置き場）である。平成31年度に使用料の改定が行われているが、未だ採算性確保に至っていない。海上係留及び陸置き場共に、ほとんど空きスペースが無い状況で、採算性確保を図るためには、使用料の見直しが必須となる。県の歳入は自主財源の割合が低く、依存財源の割合が非常に高い。ここだけの影響ではないが、使用料収入が低いことが自主財源の割合が低いことに多少なりと影響していることが考えられる。また利用者のほとんどが県外の方々であり、クルーザー等は高額の代物で富裕層が保有しているケースが多いと考えられる。一方で、富裕層が来沖することで、観光業等への波及的な経済的効果、貢献の一環として、使用料収入を安くしている考えもあるかもしれないが、富裕層向けのサービスに、「1人当たり県民所得」が沖縄県は全国最下位にも関わらず、採算度外視で県民の税金がつき込まれ続けているのは、一県民として非常に納得し難い。早急に独立採算性確保を図る必要がある。

次に、臨海部土地造成事業は、「中城湾港マリンタウンプロジェクト」として西原与那原地区を活性化するため、埋立造成により新たな用地を確保し、当該地域における都市基盤施設の整備、地域産業の振興、定住基盤の拡張等を推進するとともに、造成地前面に公共マリーナ（与那原マリーナ）を整備することにより、海辺のまち「マリンタウン」の形成を図ることを目的に、埋立事業で分譲地等を造成し、企業等に売却し当該土地の売却収入等によって整備費を償還している。臨海部土地造成事業については、一般会計からの繰入金（令和4年度末時点）は、35百万円で港湾整備事業の5.6%で多額とまでは言えない。

以上より、港湾整備事業の使用料収入について、早急に見直す必要がある。

#### （指摘2）外部監査への協力体制について

今回、資料依頼から資料の提出までの期間が非常に長く、主なやりとりは下記の通りになるが、監査作業に大幅な支障が生じた。

（最初の資料依頼から提出までのやりとり）

- 7月7日 監査委員への監査実施通知
- 7月18日 各関係部課へ資料依頼
- 8月22日 港湾課から一部資料の提出

10月5日 残りの資料提出  
11月2日 最初のヒアリング時に追加の資料依頼  
12月22日、25日 資料の提出  
(以後、担当者間での質問及び資料依頼等やりとり)  
1月31日 報告書の作成期限

県の担当者は、一人で4つの特別会計を担当しており、他に議会対応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、加えて、今回、特別会計が包括外部監査のテーマとなったことも重なり、一人で、4特別会計の窓口になり、外部監査人及び補助者からの資料依頼や質問事項への回答等に一人でご対応いただいた。県の担当者のレスポンスが遅くなったのは担当者だけの責任ではなく過重負担を強いている組織に問題があると考えられる。地方自治法第252条の33にも記載の通り、外部監査人への協力が求められている。

#### 地方自治法

(外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

にもかかわらず、資料依頼から提出までに時間を要したことに、協力姿勢は感じられなかった。

深度ある監査を行うためには、協力体制が不可欠である。今後はこのような事が生じないように、レスポンスや担当者の増員等協力的な対応関係が求められる。

(意見1) 指定管理者からの実績報告書について

指定管理業務の会計について、協定書第10条、第61条にも記載の通り、指定管理事業と自主事業に区分けし、適切に運用することとしている。

(会計区分)

第9条 本業務に係る会計は、独立した会計とし、他の業務の会計と区別することとする。

(本業務及び自主事業の実施に係る口座)

第59条 乙は、本業務及び自主事業の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、各々固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

今回、指定管理者からの実績報告では、人件費及び水道光熱費が、指定管理事業のみに発生し、自主事業からは全く発生していない。また、売上高の規模自体は、指定管理事業 44 百万円、自主事業 38 百万円で、あまり大きな差は無いにも関わらず、指定管理事業で、自主事業の人件費や水道光熱費を負担している印象を受ける。

この点について県の担当者からの回答は、「自主事業の人件費については、指定管理業務を行う傍らで実施する場合はほとんどで、指定管理業務と分けるのが困難であること、また軽微な額となることから自主事業での人件費は計上していません。」とのことであった。

ただ、自主事業の売上高 9 割以上は燃料販売であるが、給油業務はスタッフが行き、精算は窓口で行われており、完全無人化ではない。かつ、給油は油をくみ上げるポンプの稼働により行われ、使用される電力量は実際に検針されていないため、軽微と判断し難い。

指定管理料については、特に、管理運営経費の過去の実績の平均値に基づいて算出しており、指定管理事業と自主事業の区分けが適切に行われなければ、適切な指定管理料が算定できない。

区分けが困難な場合には、例えば、一日あたりの自主事業における人員の稼働割合、売上割合等の何らかの合理的な按分基準・ルールを設けて按分することや軽微だと判断された場合には、その根拠を明確に残す必要があると考えられる。

#### (意見 2) 人員配置について

本特別会計においては、一人の担当者が当特別会計を含む 4 特別会計の収支管理を担当されていた。他に議会対応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、今般の事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念される。

行政管理課に人員配置の状況について確認したところ、「職員配置については、その必要性や効果、業務量等に応じて適切な配置に努めております。その上で、各課における各職員の担任意務やその業務量については、課長等による課内マネジメントによる対応が求められるところであると考えております。今後とも職員の再配置や業務の効率化等も考慮しながら、適切に対応していきたいと考えております。」との回答であった。

業務量が一人に過重負担となっていないか等適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

(意見3) 事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

例えば本事業（土地造成事業を除く）が、マリン・タウン港湾（与那原マリーナ）の機能を高めていくための機能施設事業の整備・運営を目的として設置されていることを鑑み、与那原マリーナ利用者へのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、本事業の独立採算制の確保は必須だといえる。このため、「年間の損益」を項目として成果指標とすることも適切であると考えられる。

## 8 所有者不明土地管理特別会計 管財課

### (1) 特別会計の概要

去る大戦により焼失した公図及び公簿類の再製を図るために米国軍政府が行った土地所有権認定作業において、何らかの事情により期限までに申請のなかった土地等が所有者不明土地となった。これらの土地を適正に管理し、真の所有者に返還することを目的として設置されたものである。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

沖縄の復帰に伴う琉球政府の権利義務の承継等に関する政令

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

復帰特別措置法第 62 条の規定に基づき、所有者不明土地を真の所有者に返還するまでの間、当該土地を適正に管理するとともに、所有者への返還を促進し、所有者不明土地の解消を図るための経費である。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

- ① 所有者不明土地に関する基礎資料の整備（登記簿謄本、地籍図などの収集整理）
- ② 所有者不明土地の保全
- ③ 所有者不明土地の貸付（契約締結、土地貸付料の徴収）
- ④ 国土調査法、位置境界明確化法による地積確定作業への参加（立会、確認など）
- ⑤ 所有者不明土地問題の抜本的解決のための取り組み

### (5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去 5 年間）

#### 【歳入】

（単位：円）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
245,606,282	185,531,211	184,840,927	193,115,438	201,848,904

#### 【歳出】

（単位：円）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
81,553,546	22,627,637	19,068,124	13,964,880	14,649,320

### (6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

土地の貸付収入及び当該貸付収入を将来の還付のために積立てている繰越金を主な財源として運営しており、令和 4 年 3 月時点で一般会計からの繰入れはない。

### (7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 滞留債権の管理について

管財課が所管する所有者不明土地について、土地の貸付けを行い賃料を徴収している。一方で、土地貸付料等の回収が滞っている相手先の明細(滞留債権)を確認したところ、ほとんどが数十年以上昔の債権ばかりで、古いもので30年以上前の債権が確認された。現状、回収は困難だと思われる債権も見受けられる。債権回収マニュアルに記載のとおり、10年経過後回収が困難であると認められる場合には、「履行免除」の規定等活用されて、債権の整理を実施していただきたい。債権の整理をされないと、滞留債権はさらに増え続け、管理等に事務手続き負担増加を招く恐れがある。また、県担当者へ滞留債権の取り扱いについて確認したところ、「現在、所有者不明土地貸付料滞納整理事務処理要綱及び沖縄県の規定を精査中であり、未納額圧縮に向けて滞納整理方法を検討しているところです。」との回答があり、早急な対応が望まれる。

所有者不明土地貸付料滞納整理事務処理要綱(一部抜粋)

(履行免除)

第9条

督促員は、前条第3項の契約から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため弁済できる見込みがなく、連帯保証人による履行も困難であると認められるときは、延滞金履行免除申請書(様式第7号)の提出を求めることができるものとする。

(補則)

第24条

この要綱により処理することが著しく不相当又は困難と認められる特別な事情がある場合は、管財課長の決裁を経て別途処理することができる。

(指摘2) 法的措置の検討について

滞留債権の内、一定の条件に該当する場合には、法的措置について要綱に記載がある。今回、滞留債権で100万円以上かつ回収が滞っている相手先が3名確認された。県の担当者へ確認したところ、法的措置は検討されていないとの回答であった。その理由については、現在精査中のため確認できなかったが、引き続き、滞納者整理を実施していただきたい。

所有者不明土地貸付料滞納整理事務処理要綱(一部抜粋)

(法的措置対象者)

第14条

前条までの措置に応じない滞納者の内、100万円以上かつ2年以上滞納している者を



法的措置対象者とする。

(指摘3) 無断で占有されている土地について

現在、無断で占有され使用されていると思われる土地が、20筆程度あることが確認された。早急に占有者を特定し、賃貸契約等を行う必要がある。また、これらは一部の土地の調査結果に過ぎないため、引き続き、全ての無断占使用土地の実態調査が望まれる。

## 9 母子父子寡婦福祉資金特別会計 青少年・子ども家庭課

### (1) 特別会計の概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子家庭や寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するための事業開始 資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利子にて貸付を行うことを目的として設置されたものである。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

沖縄県債権管理条例

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立の助長等を図るため、母子家庭等の親や子ども対し、修学資金等の全 12 種類の資金を無利子又は低利で貸付を行うもので、沖縄県では昭和 45 年から事業開始した。

原資は、国庫借入金（3分の2）と県費（3分の1）から成る。

特別会計を設置し、毎年度、貸付金の償還金等を原資に充当し、これを新たな貸付原資とする形で運営している。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、寡婦及びその扶養する二十歳以上の子、母子。父子福祉団体を貸付対象者とし、下記 12 種類の資金を無利子又は低利で貸付を行っている。

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期限
事業開始資金	個人 3,260,000 円 団体 4,890,000 円	1 年	据置期間経過後 7 年以内
事業継続資金	個人 1,630,000 円 団体 1,630,000 円	6 か月	据置期間経過後 7 年以内
修学資金	「修学資金貸付限度額 (月額) 一覧表」のとおり	当該学校卒業 後 6 か月	据置期間経過後 20 年以内 専修学校（一般） 5 年以内
技能習得資金	【一般】月額 68,000 円 【特別】一括 816,000 円	知識技能習得 後	据置期間経過後 20 年以内

	(12月相当) 運転免許 460,000円	1年	
修業資金	月 額 68,000円 運転免許 460,000円	知識技能習得 後 1年	据置期間経過後 20年以内
就職支度資金	一 般 105,000円 特 別 340,000円	1年	据置期間経過後 6年以内
医療介護資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円	6か月	据置期間経過後 5年以内
生活資金	【一般】月額 108,000円 【技能】月額 141,000円	知識技能習得 後、医療若しく は介護終了後 又は生活安定 期間の貸付若 しくは失業中 の貸付期間満 了後6か月	据置期間経過後 技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内
住宅資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)	6か月	据置期間経過後 6年以内 (特別7年以内)
転宅資金	260,000円	6か月	据置期間経過後 3年以内
就学支度資金	・小学校 64,300円 ・中学校 81,000円 ・国公立高校等 (自宅) 150,000円 (自宅外) 160,000円 ・私立高校 (自宅) 410,000円 (自宅外) 420,000円 ・国公立大学・短大等 (自宅) 410,000円 (自宅外) 420,000円 ・私立大学・短大等	当該学校卒業 後6か月	据置期間経過後 20年以内 専修学校(一般) 5年以内

	(自宅) 580,000 円 (自宅外) 590,000 円 ・修業施設等 (自宅) 272,000 円 (自宅外) 282,000 円 ・国公立大学院 380,000 円 ・私立大学院 590,000 円		
結婚資金	310,000 円	6 か月	据置期間経過後 5 年以内

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

【歳入】 (単位: 円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
257,193,297	311,579,419	302,300,390	250,497,935	230,894,834

【歳出】 (単位: 円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
198,337,215	160,227,329	175,609,893	156,227,327	151,536,502

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

【繰入金】 (単位: 円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
20,738,000	49,600,000	17,248,270	1,291,948	7,925,457

【繰出金】 (単位: 円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	0	2,937,353	0	0

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 債権の回収管理について

「沖縄県行政運営プログラム」より、「未収金の解消」を目標に、償還への意識付け強化や民間債権回収会社の活用、時効援用や債権放棄による不納欠損処理等の具体的な対応策等に基づき収入未済額の推移は、平成29年度～令和2年度まで年々減少していた。しかし令和3年度においては残高が増加しているため、引き続き回収・管理に努めていただきたい。

一方貸付金においては、年々貸付金残高が増加傾向にあり、令和4年度末では1,618百万円残高がある。また、一般会計からの繰入金累計が510百万円あり(国庫貸付金除

く)、一般会計すなわち県民の税金が投入され続けている。本事業が将来にわたって安定的に継続していくためには、恒久的に一般会計からの繰入金を行い続けるのは困難だと考えられるため、本事業の採算性の確保が必須であるが、これは不納欠損処理を抑えながら、貸付金や未収金の回収を図る必要がある。

併せて、貸付金においても、前段の「沖縄県行政運営プログラム」同様、具体的な目標設定、対策等を講じながら、貸付金の回収・管理に努めていただきたい。

## 10 林業・木材産業改善資金特別会計 森林管理課

### (1) 特別会計の概要

林業・木材産業改善資金助成法に基づき、林業、木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止等を図るため、林業従事者への貸付を行うために設置されたものである。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

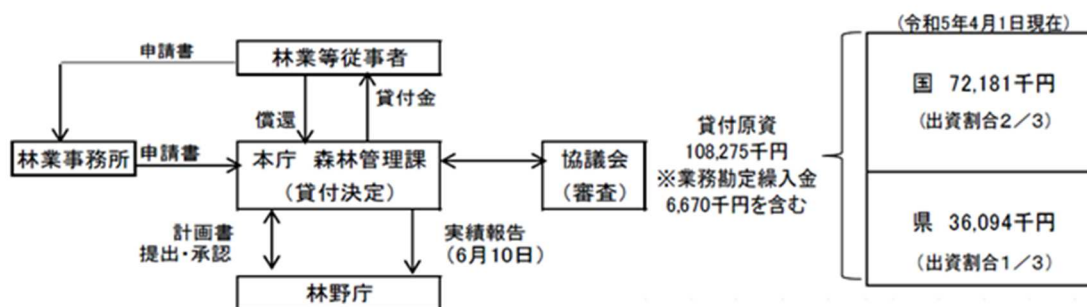
林業・木材産業改善資金助成法  
 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則  
 林業・木材産業改善資金助成法施行令  
 林業・木材産業改善資金助成法施行規則

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的として、林業者・木材産業従事者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組に対して、県が中・短期の資金の貸し付けを無利子で行う事業である。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

沖縄県は、昭和59年度から林業・木材産業改善資金貸付事業を始め、その原資は、国が3分の2を補助し、残り3分の1を県が負担して造成している。



※( )で記載された時期は目安となります。

貸付の限度額等は以下の通りである。

#### 貸付限度額

借受者	限度額
個人	1,500万円
会社	3,000万円
団体	5,000万円

償還期間

貸付金額	償還期間
500 万円未満	5 年以内
500 万円以上	10 年以内

連帯保証人及び担保

貸付金額	連帯保証人	担保
50 万円未満	1 名以上 ただし、担保を提供した場合は不要とする。	連帯保証人に代えることができる。
50 万円以上 500 万円未満	2 名以上 ただし、担保を提供した場合は不要とする。	連帯保証人に代えることができる。
500 万円以上 1,000 万円未満	2 名以上	提供
1,000 万円以上	3 名以上	提供

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去 5 年間)

【歳入】

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
90,552,823	95,051,091	95,741,228	96,874,988	97,627,168

【歳出】

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
379,428	832,696	259,240	299,000	191,180

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

【繰入金】

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
882,528	832,696	259,240	298,000	191,180

【繰出金】

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
379,428	832,696	259,240	298,000	191,180

## (7) 監査の結果及び意見

### (指摘1) 事業の必要性の検討及び事務作業の効率化について

本事業の新規貸付件数は平成26年度以降ゼロの状況が継続しており、本事業の必要性に疑義を生じさせる状況であると言わざるを得ない。また、新規貸付金がゼロの状況が継続していることに伴い、貸付金財源として本特別会計に保有している96百万円以上の預金が、何らの事業にも使用されずに余剰として預金のままになっており、効率的な財源の活用が実施できていない。

そのため、本事業の必要性について検討を行い、事業の継続が必要であるとの結論となった場合であっても、適切な事業規模を改めて検討する必要がある。併せて、貸付事務作業の効率化を図るため、転貸導入についても検討していただきたい。

### (意見1) 違約金の調定期間について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が見られるが、借受人との協議により返済が開始された場合のみ違約金が調定されているにすぎず、協議もされず返済もされていない案件は、いずれも調定さえされていない。

債権管理マニュアルでは、下記の通り、「原則、原本が完結となった」場合には、調定するよう規定されている。

(沖縄県林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル一部抜粋)

#### 第3章 その他の事項

##### 2 違約金の徴収

###### (2) 違約金の調定期間

元本が完結に至らない限り、違約金は日々変動していく性質のものであるため、調定に係る事務においては、原則、原本が完結となった時点で調定を行うものとする。

ただし、本マニュアル策定時点において元本が完結していて未調定である違約金については、案件毎の具体的な対応方針を決定した時点で調定するものとする。

(下線は監査人による。)

県の担当者からは、「調定は、元金返済後に行うこととなっておりますが、そのタイミングについては特段、ルール等が無いとの認識です。」、また財政課からは、「元本が完結とならないうちは延滞金が日々変動することから(債権マニュアル141頁)、債権の一部履行については元本から充当しているところであるが(財務規則第50条の2)、元本が完結となった場合は、速やかに延滞金の調定を行うべきと考えます。」との回答があった。

このまま未調定のままだと、調定されないリスクや事務の取り扱いの公平性が保た



れないリスクが存在するため、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

#### （意見2）事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業が、沖縄県内の林業者・木材産業従事者に対して、林業者・木材産業従事者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組みに対して貸し付けることであることを踏まえると、「新規貸付件数」や「新規貸付金額」を成果指標とすることが考えられる。ただし、本事業の真の目的は、単に林業者・木材産業従事者に貸付を実施することにあるのではなく、貸付の実施により、経営の改善等がなされているか、貸付を実施したことにより財務数値がどのくらい改善されたか、「売上の増加」等を調査・把握し、これらの項目を成果指標とすることも適切であると考えられる。

また、既述の通り、近年は新規貸付が無く、もっぱら既存貸付金の回収業務を行っている状況を踏まえると、回収業務における成果指標として、「回収率（＝回収額÷未回収元金）」を設定することも考えられる。

#### （意見3）債権の回収管理について

貸付金の管理簿を確認したところ、全て10年以上前に貸付が行われており、中には昭和のものも混在している。現状、回収は困難だと思われる債権も見受けられる。本貸付金マニュアルでも、「債務者の財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」、「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と規定されている。

以上のことから、まずは、基本的には借受人や貸付時の連帯保証人のもとでの返済期間10年を目処として、期間及び額を見直すべきである。

併せて、債権の整理をされないと、滞留債権はさらに増え続け、管理コストや事務手続等の負担増加を招く恐れがある。滞納整理を図るため、時効援用の申出や債権放棄等による不納欠損処理も必要だと思われる。

## 1.1 沿岸漁業改善資金特別会計（水産課）

### （1）特別会計の概要

沿岸漁業改善資金貸付事業は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、沖縄県内の漁業従事者に対して、漁業技術の近代化・合理化のための経営改善資金や漁業従事者の生活改善資金を無利子で貸し付ける事業である。

#### 【貸付金の種類】

経営等改善資金	<ul style="list-style-type: none"><li>・沿岸漁業の経営もしくは操業状態の改善を図るため、近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式の導入を促進するための資金。</li><li>・漁ろうの安全を図るための施設や漁具の損壊を防止するための施設の資金。</li></ul>
生活改善資金	<ul style="list-style-type: none"><li>・住居の改善や衛生施設の設置等を通じ、家事労働の合理化、生活の合理化を促進するための資金。</li><li>・婦人や高齢者のグループが生き甲斐をもって自主的に行う生産活動を促進するための資金。</li></ul>
青年漁業者等養成確保資金	<ul style="list-style-type: none"><li>・沿岸漁業の担い手を養成・確保するため、青年漁業者や漁業労働に従事する者が漁業経営の基礎形成を助長するための資金。</li><li>・近代的な沿岸漁業の経営方法や技術を習得するための研修に要する経費、経営情報の収集・活用等を行い経営力向上を図るためのパソコン等の購入費、漁業経営を新たに開始する際の漁船の取得費等の資金。</li></ul>

#### 【貸付対象者】

沿岸漁業を営む個人、漁業協同組合など沿岸漁業に従事する者

#### 【貸付利率】

無利息

#### 【担保又は保証人】

貸付金の額	担保又は保証人
100万円未満	連帯保証人1人
100万円以上200万円未満	連帯保証人2人
200万円以上600万円未満	連帯保証人3人
600万円以上	知事が相当と認める担保を提供

【貸付限度額及び償還期間】

経営等改善資金		貸付の内容		貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)
○操船作業省力化機器等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動操舵装置</li> <li>●遠隔操縦装置</li> <li>●<b>サイドスラスター</b></li> <li>●レーダー</li> <li>●自動航跡記録装置</li> <li>●GPS受信機</li> </ul>	1台	100万円	} 500万円	7年以内 (1年以内)	
		//	50万円			
		//	<b>400万円</b>			
		//	180万円			
		//	120万円			
		//	130万円			
○漁ろう作業省力化機器等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●動力式つり機</li> <li>●ラインホーラー等の揚縄機</li> <li>●ネットホーラー等の揚網機</li> <li>●巻取りウインチ</li> <li>●放電式集魚灯</li> <li>●漁業用クレーン</li> <li>●<b>漁獲物等処理装置</b></li> <li>●海水冷却装置</li> <li>●<b>海水殺菌装置</b></li> <li>●漁業用ソナー</li> <li>●カラー魚群探知機</li> <li>●<b>潮流計</b></li> </ul>	1件	500万円	} 500万円	7年以内 (1年以内)	
		1台	120万円			
		//	120万円			
		//	<b>500万円</b>			
		1セット	200万円			
		1台	400万円			
		//	<b>500万円</b>			
		//	180万円			
		//	<b>300万円</b>			
		//	500万円			
		//	150万円			
		//	<b>500万円</b>			
○補機関等駆動機器等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補機関（動力取出装置付きの推進機関を含む）</li> <li>●油圧装置</li> </ul>	1台	400万円	} 500万円	7年以内 (1年以内)	
		//	<b>500万円</b>			
○燃料油消費節減機器等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●推進機関（漁船用環境高度対応機関）</li> <li>●定速装置</li> <li>●発光ダイオード式集魚灯</li> </ul>	1台	2,400万円	} 2,500万円	7年以内 (1年以内)	
		//	120万円			
		//	1,300万円			
○新養殖技術導入資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養殖施設</li> <li>●種苗、餌料等</li> </ul>	1件	400万円	400万円	4年以内 (2年以内)	
○資源管理型漁業推進資金	<p>(1)水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資源管理措置を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用または設置費用</p> <p>(2)(1)と併せて行う、</p> <p>ア. 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>イ. 漁獲物の付加価値向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設の設置費用</p>			1,200万円	10年以内 (3年以内)	
○環境対応型養殖業推進資金	<p>ア. 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等</p> <p>イ. 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な金網いけす・自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器等</p> <p>ウ. ア又はイに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、畜養施設、医薬品、餌料等</p>			2,000万円	10年以内 (3年以内)	

経営等改善資金				
貸付の内容	貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)	
○乗組員安全機器等設置資金 ●転落防止用すり ●安全カバー装置 ●網揚機安全装置	1件 // //	50万円 50万円 40万円	} 150万円 5年以内 (1年以内)	
○救命消防設備購入資金 ●救命胴衣 ●消火器 ●イーパブ ●小型漁船緊急連絡装置 ●レーダートランスポンダ	1件 // // // //	10万円 10万円 60万円 130万円 65万円		} 130万円 2年以内 (-) 5年以内 (-)
○漁船転覆防止機器等設置資金 ●漁獲物の横移動防止装置 ●甲板下の魚そう	1件 //	30万円 100万円		
○漁船衝突防止機器等購入等資金 ●レーダー反射器 ●無線電話	1件 //	40万円 40万円	} 120万円 5年以内 (-)	
○漁具損壊防止機器等購入資金 ●漁具の標識(灯火付きブイ、レーダー反射器付きブイ)	一人 団体会社	70万円 130万円		} 130万円 5年以内 (-)
○特認資金 ●都道府県が農林水産大臣と協議して指定するもの	農林水産大臣が別に定める額		5年以内 (1年以内)	

生活改善資金						
貸付の内容	貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)			
○生活合理化設備資金 ●し尿浄化装置 ●改良便所 ●自家用給排水施設(動力ポンプを除く) ●太陽熱利用温水装置	1件 // // //	30万円 30万円 10万円 10万円	} 30万円 30万円 10万円 10万円 3年以内 (-) 2年以内 (-)			
○住居利用方式改善資金 ●居室(居間、寝室、子供室、老人室等) ●炊事施設(炊事場、食事室等) ●衛生施設(浴室、便所、洗面所等) ●家事室等(家事室、更衣室、土間等)	} の家屋内部 の改造	1件 // // //		} 150万円 150万円 150万円 150万円 7年以内 (-)		
○婦人・高齢者活動資金 ●婦人又は高齢者のグループが行う生産活動に要する漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器、種苗、餌料、加工用原料、資材等		1件			80万円 80万円	} 80万円 3年以内 (-)

青年漁業者等 養成確保資金			
貸付の内容	貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)
○研修教育資金 ●国内研修(旅費、教材費、授業料、視察費等) ●国外研修(旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人 //	180万円 100万円	} 180万円 5年以内 (1年以内)
○高度経営技術習得資金 ●パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、制御装置等	1人	150万円 150万円	
○漁業経営開始資金 ●漁船、機器、施設、漁具、種苗、餌料等	1人 1団体	2,000万円 2,000万円	10年以内 (3年以内)

【財源】

貸付金の原資については、国庫 2/3、県費 1/3 の割合となっている。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

沿岸漁業改善資金助成法

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【事業の目的】

(1) に記載の通り。

【特別会計にする目的】

本事業は、沿岸漁業改善資金助成法第 13 条により特別会計を設置する必要がある。

【沿岸漁業改善資金助成法第 13 条第 1 項より抜粋】

第 13 条 1 項

都道府県が、第三条第一項及び第二項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

本事業では、貸付希望者への審査及び貸付実行、及び貸付金の回収業務を行っているが、平成 30 年度以降は新規貸付件数がゼロとなっているため、実施している業務はもっぱら貸付金の回収業務となっている。

なお、一部の貸付金については、民間事業者へ回収業務を委託している。また、償還金の収納業務については、信用漁業組合連合会へ委託している。

また、直近 5 年間における貸付金残高の増減推移、及び貸付財源残高推移は、それぞれ次の通りである。

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
貸付金					
新規貸付額	—	—	—	—	—
償還額	11,797	10,196	11,897	3,434	2,760
不能欠損額	—	35	—	—	—
年度末貸付 残高	59,014	48,783	36,886	33,452	30,692
貸付財源残高	268,357	278,553	290,450	293,884	296,644

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入計	552,962	294,752	306,786	311,481	314,896
繰越金	537,643	282,508	293,195	306,397	311,071
預金利子	97	30	16	4	3
貸付金元利収入	11,797	10,196	11,897	3,434	2,759
雑入(違約金)	3,425	2,018	1,678	1,646	1,062
歳出計	270,455	1,557	389	409	499
管理指導事務費	455	1,557	389	409	499
貸付事業費	270,000	—	—	—	—

※ H30の貸付事業費は国への貸付原資返還に係る支出270,000千円  
(国への返還金180,000千円、一般会計への繰出金90,000千円)

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

平成30年度に、資金規模の適正化を図るために、余剰資金について国への返納及び一般会計への繰出を計270,000千円実施した。

(7) 監査の結果及び意見

<事業全体に関する内容>

(意見1) 事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業が、沖縄県内の漁業従事者に対して、漁業技術の近代化・合理化のための経営改善資金等を貸し付けることであることを踏まえると、「新規貸付件数」や「新規貸付金額」を成果指標とすることが考えられる。ただし、本事業の真の目的は、単に漁業従事者に貸付を実施することにあるのではなく、貸付の実施により漁業技術の近代化・合理化のための投資等を行うことで、当該漁業従事者の漁獲量や所得を増加させることにあると考えられることから、貸付実施後の当該漁業従事者の「漁獲増加量」や「漁業所得増加額」を調査・把握し、これらの項目を成果指標とすることが、より適切であると考えられる。

また、既述の通り、近年は新規貸付が無く、もっぱら既存貸付金の回収業務を行っている状況を踏まえると、回収業務における成果指標として、「回収率(=回収額÷未回収元金)」を設定することも考えられる。

(意見2) 適切な事業規模及び事業の必要性について

既述の通り、本事業の新規貸付件数は平成30年度以降ゼロの状況が継続しており、本事業の必要性に疑義を生じさせる状況であると言わざるを得ない。また、新規貸付金がゼロの状況が継続していることに伴い、貸付金財源として本特別会計に保有している2億円以上の預金が、何らの事業にも使用されずに余剰となってしまうっており、効率的な財源の活用が実施できていない。

そのため、例えば以下のような手順を経て、本事業の必要性についてゼロベースで検討するとともに、事業の継続が必要であるとの結論となった場合であっても、適切な事業規模を改めて検討し、余剰資金は国への返納及び一般会計への繰出を実施すべきである。

**【事業の必要性検討】**

- ・ 県内の漁業従事者や漁業組合等に対するヒアリング等により、沿岸漁業改善資金貸付金の利用可能性や、改善要望等を把握し、当該貸付金の潜在的な利用可能性を把握する。

**【県が直接融資することの必要性検討】**

- ・ 延滞債権の管理コストや担保評価・連帯保証人の保証力評価に係る困難性等を勘案し、県が直接融資する本事業を継続するか、民間金融機関で融資してもらい、利子や保証料を補助する事業に切り替えるかを検討する。

※ 沿岸漁業改善資金貸付事業は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき各都道府県が実施しているものであるが、事業実施が必須というわけではなく、高知県のように事業を廃止し、金融機関からの融資に際して利子補給、保証料補給を行う事業へ切り替えを行っている県も存在するようである。

**【高知県議会 平成31年3月 商工農林水産委員会 3月12日 議事録より抜粋】**

来年度から新設します融資制度といたしまして、下から5つ目と6つ目の沿岸漁業改善資金利子補給金と同じく沿岸漁業改善資金保証料補給金につきまして御説明を申し上げます。沿岸漁業者に県が直接貸し付けする無利子の資金として昭和54年度から沿岸漁業改善資金を融資してまいりましたが、延滞債権の管理に多くの労力を要することに加えまして、担保の評価や連帯保証人の返済能力の確認に限界があるといった課題がございました。このため、マンパワー確保の視点から事業のスクラップ・アンド・ビルドを進める全庁的な方針に基づきまして、

現状の直貸し制度を廃止しますとともに、漁業者がこれまでと同様に無利子で金融機関から融資が受けられますよう制度を創設し、利子補給、保証料補給を行う  
ものでございます。

(下線は監査人による。)

#### 【適切な事業規模の検討】

- ・ 過去の新規貸付金額、県内の漁業従事者や漁業組合等に対するヒアリングによる資金需要量、県の漁業従事者・漁獲高（農林水産省が公表している漁業センサス等より情報を入手）等に基づき、本事業の適切な資金規模を判定する。
- ・ その結果、貸付準備資金が余剰であると判定された場合には、国への返納及び一般会計への繰出を実施すべきである。

#### （意見3）違約金の調定期期について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が見られるが、借受人と協議により返済が開始された場合のみ違約金が調定されているにすぎず、協議もされず返済もされていない案件は、いずれも調定さえされていない。

債権管理マニュアルでは、下記の通り、「原則、元本が完結となった」場合には、調定するよう規定されている。

（沿岸漁業改善資金債権管理マニュアル一部抜粋）

#### 第3章 その他の事項

#### 2 違約金の徴収

#### （2）違約金の調定期期

元本が完結に至らない限り、違約金は日々変動していく性質のものであるため、調定に係る事務においては、原則、元本が完結となった時点で調定を行うものとする。

ただし、本マニュアル策定時点において元本が完結していて未調定である違約金については、案件毎の具体的な対応方針を決定した時点で調定するものとする。

(下線は監査人による。)

県の担当者からは、「農林水産部として違約金の取扱い方針が定まっていないため、調定を保留している状況です。」、また財政課からは、「元本が完結とならないうちは延滞金が日々変動することから（債権マニュアル 141 頁）、債権の一部履行については元本から充当しているところであるが（財務規則第50条の2）、元本が完結となった場合は、速やかに延滞金の調定を行うべきと考えます。」との回答があった。

このまま未調定のままだと、調定されないリスクや事務の取り扱いの公平性が保たれないリスクが存在するため、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。



<個々の貸付金に関する内容>

令和4年度末において貸付金残高が存在する契約（19件、合計残高30,692千円）のうち、貸付金残高が比較的多額なものを8件抽出し、資料閲覧や回収状況の確認を行ったところ発見された事項について、以下に記載する。

なお、上記19件は、貸付実施時期が昭和57年～平成18年のものであり、いずれも当初契約における返済時期を経過しても返済が完了していない「延滞債権」であった。

（指摘1）財産調査を実施していない

沖縄県沿岸漁業改善資金債権管理マニュアル（以下、「債権管理マニュアル」とする。）第1章第3節1.において、「当初の納入期限から1年を経過してもなお履行されない場合は、財産調査に着手しなければならない。財産調査は、特別な事情がない限り、当初の納入期限から1年9ヶ月以内に完了できるように努めることとする。」と規定されており、県は延滞債権に関して、債務者の給与額、預貯金額、保有不動産の状況等の調査を実施する必要がある。また、連帯保証人に対しても、折衝内容に基づき定められた時期に、主債務者と同内容の財産調査を行うことが、債権管理マニュアル第1章第3節3.に規定されている。

しかしながら、サンプルで資料を閲覧した8件全てについて、県が保管している債務者に関する資料ファイル内に、債務者及び連帯保証人に対する財産調査を実施したことがわかる資料、及び債務者及び連帯保証人の収入額・保有財産額がわかる資料が保存されていなかった。この点、県担当者に質問したところ、債権管理マニュアルに従った形で、債務者の詳細な財産調査は実施していないとのことであった。

財産調査を実施しなければ、債務者及び連帯保証人の正確な返済能力が判明せず、適切な回収方針を立案できないため、県は債権管理マニュアルに従い財産調査を実施し、その結果を踏まえて延滞債権の回収方針を決定すべきである。

（指摘2）少額返済者に対する延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切

延滞債権の中に、「毎月1万円」等、未回収元金に比して年間返済額が少額にとどまっているものが散見された。このような回収方法を続けたとしても、以下の通り、元金の完済までは長期間に及ぶことになると考えられる。

【年間返済額が少額な貸付金の状況】

貸付年度	A：令和4年度 年間返済額（円）	B：令和4年度末 未回収元金残高 （円）	B÷A 元金完済までの期間 （年）
昭和57年	150,000円	1,804,901円	12.0年

平成 2 年	120,000 円	1,739,000 円	14.5 年
平成 7 年	20,000 円	1,289,324 円	64.5 年
平成 8 年	55,000 円	4,856,000 円	88.3 年
平成 13 年	90,000 円	7,006,104 円	77.8 年
平成 17 年	320,000 円	1,660,000 円	5.2 年

一方、債権管理マニュアル第 1 章第 5 節において、債務者の履行意思の有無及び財産調査を行った上で、財産調査から 2 年以内に延滞債権の回収方針を定める旨が規定されており、「資力が不十分で履行意思のある債務者（沿岸漁業改善資金助成法第 10 条及び同法施行令第 6 条の規定に該当する場合を除く）」に対しては、次のような回収方針とすることが定められている。

1. 債務者の漁業従事者の状況、財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。
2. 早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で 10 年を目途とする。
3. 完済まで 10 年を超える見込みの場合は、原則、連帯保証人への履行の請求を併せて行うものとする。

しかしながら、監査人が資料を閲覧した年間返済額が少額の契約について、県が保管している債務者に関する資料ファイル内に「財産調査から起算して 10 年以内の償還計画」が保存されていなかった。

償還計画を作成せず、単に現状の返済額を継続しても、完済までの期間が 10 年を超える契約が複数存在するが、このような貸付金の完済可能性については疑義が生じると言わざるを得ない。

県は、債権管理マニュアルに基づき、「10 年以内の償還計画」の作成を検討するとともに、完済までの償還期間が 10 年を超える契約については、連帯保証人への履行を行うことで、完済に向けた努力を最大限行うべきである。

また、財産調査の結果、資力があると判断されたにもかかわらず、10 年経過しても完済しないような債務者に対しては、債権管理マニュアルに従い、強制執行及び訴訟手続による履行の請求等の強制徴収を取ることを検討すべきである。

なお、年間返済額が少額の延滞債権の中には、債務者の意向として「毎月 1 万円の返済にとどまっていたが、子息の留学費用の仕送りが終了する見込みのため、今後は返済額を償還したい。」との借受者の申出がある契約があった。しかしながら、当該留学費用の仕送りは 6 年間で 3 千万円と高額であり、生活に必須とは言えない留学に係る高額費用の支出を行っておきながら、県からの借入金返済は毎月 1 万円にとどまり返済が延滞

している、という状況は、県民感情を踏まえると納得し難い。

このような状況を防止するためにも、適切な財産調査の実施、及び調査結果に基づく償還計画の立案・実行が望まれる。

また、年間返済額が少額の契約の中には、主債務者が継続して返済を行っていることを理由に連帯保証人への督促を保留している契約が存在したが、完済までの期間が10年を超える契約については、債権管理マニュアルに従い、連帯保証人への履行を行うことを検討すべきである。

さらに、年間返済額が少額の延滞債権の中には、連帯保証人に面談するも支払意思が無いとの回答を受けただけのものが存在したが、延滞債権については、本人の支払意思とは無関係に連帯保証人にも法的な支払義務が生じると考えられるため、連帯保証人の財産調査を行った上で、主債務者が10年間で完済できないのであれば、連帯保証人にも請求を行うべきである。

(指摘3) 返済の無い延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切

延滞債権の中には、令和4年度の返済額がゼロの債権が複数存在した。これは、主債務者及び連帯保証人が、死亡、行方不明、無資力、等の理由により、債権の回収が実行できなかったことが主な原因である。

このように、債務者に資力が認められないような場合の取扱いであるが、債権管理マニュアル第1章第5節において、債務者の履行意思の有無及び財産調査を行った上で、財産調査から2年以内に延滞債権の回収方針を定める旨が規定されており、「無資力又はこれに近い状態（沿岸漁業改善資金助成法第10条及び同法施行令第6条の規定に該当する場合を除く）」の債務者に対しては、次のような回収方針とすることが定められている。

1. 債務者の資力等の状況に変化がないか確認するための調査を年1回行うものとする。
2. 最終返済から10年を経過しても無資力等の状況に変化が無い場合には、時効の援用や債権放棄の消滅手続をとることとする。

しかしながら、監査人が資料を閲覧した年間返済額ゼロの延滞債権については、県が保管している債務者に関する資料ファイル内に、債務者の資力の変化を年1回調査した資料が存在せず、債権管理マニュアルに従った運用が実施されていなかった。

県は、主債務者及び連帯保証人に資力が認められない延滞債権については、債権管理マニュアルに基づき、年1回債務者の資力について状況変化の有無を確認し、最終返済から10年を経過しても無資力等の状況に変化が無い場合には、時効の援用や債権放棄

の消滅手続をとる必要がある。

また、監査人が資料を閲覧した年間返済額ゼロの契約の中には、連帯保証人の相続人が相続放棄証明書を提出したとの情報を入手するのみであったものが存在したが、主債務者又は連帯保証人の相続人が相続放棄した事実を確認する場合には、相続人へのヒアリングのみに留まらず、相続放棄申述受理証明書を入手することで、その事実を確認すべきである。

#### （意見4）貸付時入手資料の整理・保管が不十分

県は、貸付申請時に、借入希望者及びその連帯保証人より、所得証明書又は確定申告書の写し、口座の残高証明書または通帳の写し等の、収入額や預金保有額を証明する資料を入手することになっている。

しかしながら、監査人が閲覧した債務者に関する資料ファイル内に、これらの資料が保管されていない延滞債権が存在した。この点、県担当者に質問したところ、「貸付時に入手することになっている。」との説明はあったが、閲覧したファイル内に資料が存在しない理由は不明であった。

収入額や預金保有額を証明する資料は、債務者個人の重要な情報であるため、情報漏洩や紛失を防ぎ適切に保管する必要があるため、留意されたい。

## 1.2 産業振興基金特別会計（産業政策課）

### （1）特別会計の概要

本県の産業振興を図るため設置されたもので、平成元年に、沖縄電力㈱の民営化に伴う政府保有株式の売却益に基づく国からの補助を受けて設置した沖縄県産業振興基金（110億円）の運用収益を財源として、戦略的産業育成支援事業や人材育成事業などの補助事業を実施している。

### （2）事業の根拠法・関係例規等

- ・ 沖縄県産業振興基金条例
- ・ 沖縄県産業振興基金造成費補助金交付要綱
- ・ 沖縄県産業振興基金管理運営要領

### ・ 沖縄県特別会計設置条例第1条

#### 【沖縄県特別会計設置条例第1条より抜粋】

#### 第1条

地方自治法第209条第2項の規定により、別表第1イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

### （3）事業の目的、特別会計にする目的

#### （事業の目的）

産業振興基金特別会計は、沖縄県の産業振興を推進するための特別事業を実施するため、国の補助（110億円）を受けて平成元年に「沖縄県産業振興基金」を造成するために設けられたものである。

#### <特別事業の具体的な内容>

- 1 戦略的産業育成支援事業
- 2 エネルギー基盤安定整備事業
- 3 地域産業技術活性化・高度化支援事業
- 4 技術・情報基盤整備事業
- 5 経営専門家・技術者招聘事業
- 6 人材バンク事業
- 7 人材育成事業
- 8 北部地域の産業振興のために必要な事業

#### （一般会計と区分する必要性）

当該基金は積み立てられた現金を国債等により運用し、当該運用益を特別事業の経費

に充てる形式となっている。

また、原資となる国の補助金は沖縄県の裁量で処分等はできず、特別事業を廃止した場合には、原資を国庫に返納することとされている。

そのため、基金の原資である 110 億円及び当該基金の運用益は、その額の増減を個別に管理する必要があることから、特別会計を設置している。

#### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

沖縄県では、国の補助を受けて創設した「沖縄県産業振興基金」の運用収入を財源とする「沖縄県産業振興基金特別会計」を設置し、産業振興に資する補助金交付事業を実施している。合わせて、補助金交付事業者に対するハンズオン支援を業務委託により実施している。

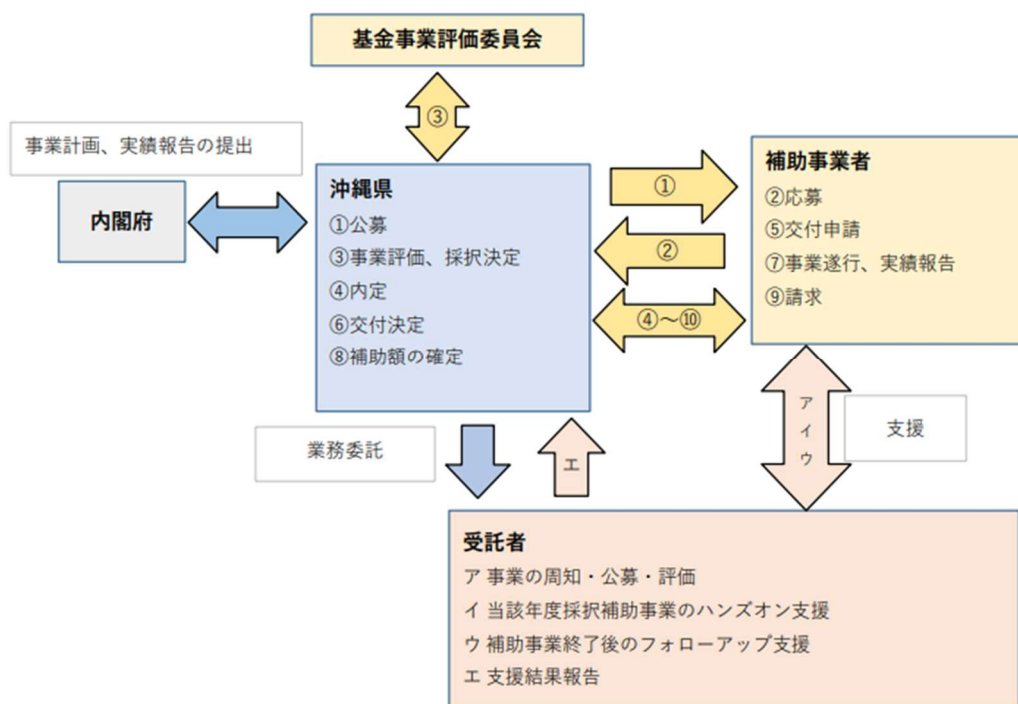
#### (創設経緯)

沖縄電力(株)の民営化に伴う政府保有株式の売却益の一部を活用し、平成元年に果実運用型の基金として設立している（基金金額 100 億円）。

その後、北部地域産業振興事業分として、合計 10 億円を基金に積み増している。

- ① 平成元年 1 月：100 億円の国補助（昭和 63 年補正）を受け基金創設
- ② 平成 11 年 3 月：5 億円の国補助（特別調整費）を受け積み増し
- ③ 平成 13 年 3 月：5 億円の国補助（特別調整費）を受け積み増し

#### (事業スキーム)



(補助事業の内容)

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第1条によれば、「本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業の振興を図る」ために補助事業を実施しており、具体的な補助対象事業は次のとおりである。

補助対象事業	補助事業内容	補助率等
① 戦略的産業育成支援事業	本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業(情報通信産業、観光リゾート産業、臨空・臨港型産業等)の育成・支援	3/4 以内(県出資法人は 10/10 以内)
② エネルギー基盤安定整備事業	本県におけるクリーンエネルギーの利活用、エネルギー供給の不利性低減等のエネルギー基盤安定化に資する事業	2/3 以内(補助限度額: 30 百万円/件)
③ 地域産業連携支援事業	産業分類の異なる複数の事業者団体等で構成する連携体が行う、地域産業の活性化・高度化に寄与すると認められる研究開発事業	3/4 以内
④ 地域産業支援事業	地域特性を生かした地域産業の活性化・高度化に大きく寄与すると認められる新技術・新製品の研究開発事業、地域産業育成支援事業等	2/3 以内(県出資法人は 10/10 以内)
⑤ 技術基盤整備事業	技術の集積・他産業との連携による高度化・高付加価値化、生産プロセスの見直しによる競争力強化等を推進するものづくり・生産技術の基盤整備事業	1/2 以内(補助限度額: 10 百万円/件)
⑥ 人材育成事業	マネジメント人材、研究者及び技術者に対して専門的知識を習得させるため、国公設試験研究機関、先進企業等への派遣研修事業、海外派遣研修事業等の人材育成事業	3/4 以内(県出資法人は 10/10 以内)
⑦ 北部地域産業振興事業	北部地域(名護市、国頭郡、伊平屋村及び伊是名村)における地場産業、情報関連産業、地域イベント等の戦略的産業及び情報関連、技術・研究開発関連、観光リゾート関連、農林水産業関連分野等の人材育成事業等	10/10 以内 ※現在は 3/4 以内で運用

(委託事業の内容)

産業振興に関する幅広い知識及び経営並びに多様な情報・人的ネットワークを有するコーディネーターにより、事業遂行中の補助事業者に対する「ハンズオン支援」及び事業終了後の補助事業者に対する「フォローアップ支援」を行うことで、事業効果の最大化、補助事業者の経営基盤の強化及び持続的発展を促進する。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入計	198,697	218,856	160,111	138,892	128,283
運用収入	109,657	118,045	74,050	64,304	65,704
その他	4	2	—	—	—
前年度繰越金	89,036	100,809	86,061	74,588	62,579
歳出計	97,888	132,796	85,523	76,313	54,727
補助金	69,955	102,459	59,323	48,670	32,957
委託費	21,746	21,661	17,911	18,599	15,098
運営費	6,187	8,676	8,289	9,045	6,672
次年度繰越金	100,809	86,061	74,588	62,579	73,556

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について  
該当なし。

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 事業全体の成果指標が設定されていない

県は、本特別会計における個々の補助金交付取引について、それぞれの成果指標を定め、年度末に成果指標の達成度を測定しており、成果指標については、補助金が交付された事業の売上高等が設定されていた。このように、個々の補助金交付取引に関しては概ね適切な成果指標が設定されていた。

一方、県は本特別会計全体の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本特別会計事業が、技術革新、高度情報化、国際化等に対応することにより、県内の産業振興を図ることであることを踏まえると、「補助金交付事業の売上増加額総合計」や「補助金交付事業における雇用者増加数総合計」等を成果指標とすることが考えられる。



ただし、補助金交付先の中には、県から補助金を受領した事業者（A社）が、補助金を財源として他の事業者（B社）に助成金を交付し、B社の新製品や新サービスの研究開発・事業化可能性調査を支援しているケースも存在する。このような補助金交付取引の場合、A社では助成金を交付するだけで売上が増加する訳ではないと考えられることから、成果指標としては、B社の売上増加額や雇用者増加数を設定することが考えられる。

また、本事業の成果については、成果指標の達成度に基づき判定すべきであり、計画した成果が得られていないと判断された場合には、成果指標達成のための改善施策を講じるとともに、それでも成果指標が達成されない場合は、事業の縮小や廃止の検討を行うべきである。

なお、補助金を交付した事業が、交付年度には成果が出なかった場合でも、次年度以降に売上が増加するということも考えられる。そのため、補助金交付年度の売上増加額のみならず、交付から複数年に渡っての売上増加累計額により効果を測定することが望ましい。その上で、本特別会計における補助金交付累計額に対し、成果として補助金交付以降の売上増加累計額が上回っていれば、本事業は一定の成果が上がっていると判断する方法も考えられる。

また、本特別会計では、補助金交付先へのハンズオン支援業務を民間事業者に委託しているが、特別会計全体の成果を測定することは、補助金交付取引のみならず、ハンズオン支援委託取引の効果も含めて測定することができるため有用である。

#### （意見2）成果の公表内容に改善の余地がある

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第15条1項において、「知事は、補助事業の成果を公表することができる。」と定められているが、近年の成果公表方法の概要について県担当課に確認したところ、以下の回答を得た。

##### <コロナ禍前>

補助事業者各社による成果報告会の開催。

##### <コロナ禍中>

報告会の開催見合わせ。

##### <令和4年度>

ハンズオン支援事業の委託事業者である沖縄県産業振興公社のHPにおいて、補助事業の周知用事例集に主な取組を記載したパンフレット掲載し、本事業の周知・活用の促進のために使用している。

（沖縄県産業振興公社 HP：<https://okinawa-ric.jp/service/post-48.html>）

県は、コロナ禍中を除き、何らかの形で事業の成果を公表しているが、今後は意見①

の記載内容を踏まえ、本特別会計事業の成果指標を定めた上で、当該成果指標の達成度についても公表することを検討すべきである。また、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程によれば、成果の公表は県が実施すべき事項であることから、委託事業者 HP の掲載をもって成果公表を代替すべきではなく、県の HP に掲載すべきである。

(指摘1) 県出資法人への補助率が適切でない

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第2条及び別表において、補助金の種類ごとに補助対象経費に対する補助率が定められているが、そのうち、県が出資して設立した産業振興を目的とする法人で、知事が特に必要と認めるもの（以下「県出資法人」という。）に対する補助率がそれ以外の法人に対する補助率より優遇されている補助金が、以下の通り存在した。

補助対象事業	補助率 (県出資法人)	補助率 (県出資法人以外)
戦略的産業育成支援事業	10/10 以内	3/4 以内
地域産業技術活性化・高度化支援事業 (地域産業支援事業)	10/10 以内	2/3 以内
技術・情報基盤整備事業	10/10 以内	(補助対象外)
人材育成事業	10/10 以内	2/3 以内

この点、県担当課に対し、県出資法人への補助率が優遇されている理由を質問したところ、「本事業を開始した平成元年当時は、第2次沖縄振興開発計画に基づき社会資本（ハード）整備が主として実施されており、ソフト面の産業振興については、県が出資した公益法人等を通し、民間の力を活かしながら間接補助により実施することとして10/10 補助率を設定し実施していた。その後、沖縄振興計画としてソフト面での振興策が実施されてきた中で県出資法人に限らず民間事業者等への補助率を設定し、広く産業振興に係る取組提案を募集している。」とのことであった。

このように、過去の経緯を踏まえ県出資法人への補助率が10/10 となっているようであるが、現状の本事業における補助金交付先は県出資法人に限定されているわけではない。

公金を財源とする補助金交付には公平性が求められるべきであるが、県からの出資の有無という要件のみで、補助率を変えるのは公平性を確保できているとは言い難い。

また、県の「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針（総務部財政課）」第4（4）において、県が外郭団体に財政支援を行う場合には、当該外郭団体に対して最大限の経費削減及び収入確保を求めていることを踏まえると、県から外郭団体への財政支援は必

要最小限に抑えるべきと考えられるが、本事業において県出資法人であるだけで補助率が優遇されている点は、このような考えと相反するものであり、是正が必要と考えられる。

なお、県担当課によれば、県出資法人の中には収益事業を実施する株式会社等もあることから、県出資法人に限る規定については考え方の見直しを行い、公益目的の事業に取り組む公益法人や NPO 法人、商工会等を対象とした内容に、今年度中に改正することであった。

### 1 3 中小企業振興資金特別会計（中小企業支援課）

#### （1）特別会計の概要

中小企業の設備の近代化・合理化を推進し、生産性の向上を図るために設置されたもので、公益財団法人沖縄県産業振興公社に対し、同公社が実施する機械類の貸与を実施するために必要な原資の貸付けを実施している。

#### （2）事業の根拠法・関係例規等

- ・ 沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程

- ・ 沖縄県特別会計設置条例第 1 条

#### 【沖縄県特別会計設置条例第 1 条より抜粋】

##### 第 1 条

地方自治法第 209 条第 2 項の規定により、別表第 1 イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

#### （3）事業の目的、特別会計にする目的

県単独事業の機械類貸与制度は、国の設備貸与制度を補完するために昭和 58 年に設定され、多くの県内中小企業者の経営基盤強化・近代化・合理化に貢献してきた。

機械類貸与制度原資貸付事業とは、実施期間である公益財団法人沖縄県産業振興公社に対し、貸与を実施するために必要な原資を貸し付ける事業である。

#### （4）業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

（機械類貸与の概要）

	機械類貸与	
根拠法	沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程	
貸付実施機関	公益財団法人沖縄県産業振興公社	
財源	県 10/10	
制度概要	創業及び経営基盤の強化に必要な設備を公社が購入し、企業に割賦販売又はリースする制度。	
実績（R4 末まで）	貸与件数：850 件 貸与社数：845 件（社）	13,241,562,000 円

#### （貸付条件）

利率	年 1%を超えない範囲で知事が別に定める率
貸付期間	原則として 11 年以内
償還方法	原則として 1 年～2 年以内の据置元金均等年賦償還

(貸付状況の推移)

### 振興特別会計年度別貸付状況

(単位：千円)

貸付年度	機 械 類 貸 与			
	件数 (企業数)	貸付実績額	予 算 額	執行率
H15	20	382,050	450,000	84.9%
H16	21	496,590	500,000	99.3%
H17	18	468,650	500,000	93.7%
H18	16	427,840	450,000	95.1%
H19	21	424,960	450,000	94.4%
H20	24	350,600	450,000	77.9%
H21	19	482,380	500,000	96.5%
H22	9	102,880	500,000	20.6%
H23	22	452,100	500,000	90.4%
H24	25	346,810	500,000	69.4%
H25	21	444,100	500,000	88.8%
H26	16	327,330	500,000	65.5%
H27	16	241,170	520,000	46.4%
H28	7	77,570	230,000	33.7%
H29	12	167,080	400,000	41.8%
H30	10	170,530	400,000	42.6%
R1	18	343,450	400,000	85.9%
R2	10	269,249	400,000	67.3%
R3	16	325,500	400,000	81.4%
R4	11	196,073	400,000	49.0%
累計 S58～	845	13,241,562	15,920,000	83.2%

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入 計	1,469,136	1,076,298	947,584	883,871	775,723
前年度繰越金	1,137,231	798,556	732,797	678,205	558,239
元利収入	331,905	277,742	214,787	205,666	217,484
歳出 計	670,581	343,501	269,379	325,632	196,205
貸付金	170,530	343,450	269,249	325,500	196,073
事務費	51	51	130	132	132
一般会計への繰出	500,000	—	—	—	—
次年度繰越剰余金	798,556	732,797	678,205	558,239	579,518

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について  
直近では、平成30年度に余剰金500,000千円を一般会計へ繰り出している。

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 事業全体の成果指標について改善の余地がある

県担当課によれば、本特別会計事業の成果指標として、沖縄県産業振興公社への貸付金額を設定している。沖縄県産業振興公社への貸付金額と、本特別会計事業の目的である「県内中小企業者の設備近代化」には一定程度の相関関係が存在すると考えられることから、貸付金額を成果指標として設定することには一定の合理性が認められるものと考えられる。

ただし、本特別会計事業が目指すべき効果は、単に県内中小企業の設備が近代化されることのみではなく、新たに導入した設備を活用することにより、県内中小企業の売上や利益を維持又は増大させ、もって、県の経済状況を活性化させることであると考えられる。成果指標についても沖縄県産業振興公社への貸付金額のみならず、「貸与を受けた事業者の売上又は利益増加額」等の指標も合わせて設定することを検討されたい。

なお、設備投資の効果は投資初年度のみならず、複数年度に渡って発現されるため、成果指標として事業者の売上又は利益増加額を採用する場合、例えば、貸付金完済までの複数年度に渡る累計額により測定することが望ましい。

(意見2) 新規貸付の目標金額について

(4)に記載した通り、年度ごとの新規貸付件数及び貸付金額は減少傾向にあり、予算執行率も減少傾向にある。そのため、予算額が目標値として合理的であるとの前提に立った場合には、予算達成率が低下しており、事業の成果が十分に果たせていないとの評価となり、新規貸付金額の増加のための抜本的な施策を講じる必要があるとの結論となるのではないかと。

一方、単に本特別会計事業における貸付金額を増加させることが、本当に県民の利益に資するかどうかについては、今一度検討が必要であると考えられる。

県内中小企業に機械類を貸与すること自体は、本来、民間金融機関が実施すべき事業内容であるため、貸与先事業者の区分ごとに民間金融機関と沖縄県産業振興公社の役割分担を行うことが有用であると考えられる。例えば、本特別会計事業の貸与先として、民間金融機関では融資することが難しいような信用リスクが比較的高い事業者(新規設立会社も含む)をターゲットとすることが考えられる。このように役割分担した場合には、民間金融機関が融資可能な事業者に対して、沖縄県産業振興公社が積極的に貸与制度の営業活動を行う必要は無く、その結果、目標とすべき新規貸付金額も、現状の予算額よりも引き下げられる可能性がある。

なお、信用リスクの比較的高い事業者に貸与を行う場合には、事業計画の合理性を検討するとともに、必要な債権保全措置（保証金の受入、連帯保証人の設定、等）を実行した上で、慎重に貸与の可否を判定し、将来の貸倒リスクを低減させるべきである点に留意されたい。

以上を踏まえ、県は、沖縄県産業振興公社と連携し、本特別会計事業の民間金融機関との役割分担及び、役割分担を踏まえた新規貸付目標金額の設定を、改めて検討されたい。

#### （意見3） 損料率の設定について

「機械類貸与制度における損料率の適用設定基準」では、「経営自己診断システム」の総合診断結果により、区分が分かれており、その区分に応じて、「損料率」が 1.7%、1.9%、2.1%として設定されている。

ただ実際には、民間の金融機関での貸付が厳しい事業者の紹介を受けていると伺ったが、損料率が3区分しか基準上では確認できなかった。民間金融機関で貸付が困難であることは、それだけ貸倒リスクも相当に高いことが想定されるため、信用リスクに応じた、さらなる損料率の区分の設定が必要だと思われる。

#### （意見4） 歳入の繰越金について

令和4年度末における繰越金は 558,239 千円である。

特別会計の繰越金については、「概算要求基準」中に「過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰出すこと」とあるが、その判断の基準等（一定金額に達した場合には、一般会計へ繰出を行う等）は確認できなかった。例えば、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。

併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金（余剰金）の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。

#### （意見5） 県が本来支援すべき貸与先及び規程等による貸与先の明確化について

本特別会計は、県単独事業で機械類貸与制度として、沖縄県から（公財）沖縄県産業振興公社（以下、「公社」という。）に対し、県内の中小企業者への貸与を実施するために必要な原資の貸付を行い、公社から当該企業者へ設備の貸与により、多くの県内中小企業者の経営基盤強化・近代化・合理化に貢献してきた。

機械類貸与制度は、創業及び経営基盤の強化に必要な設備を公社が購入し、企業に割賦販売又はリースする制度である。今回、貸与の実績を確認したところ、下記の事例が確認された。

業種	設備名	金額
一般乗車旅客自動車運送業	照明器具 (LED)	3,850 千円

「沖縄県中小企業機械類貸与貸付規程」第1条の目的では、「中小企業者の設備の近代化を図り、もってその経営の安定に資することを目的とする。」とあるが、本事例は、「照明設備のLED化」であり、本事業とも直接的に紐づかない設備の貸与である。また、LEDの照明器具の設置により節電効果や照明設備の充実による作業の効率化などが期待できるものであり、当該企業者の特有の設備投資事例ではなく、どの事業者にも該当するような設備投資事例である。

果たして、県が支援すべき「中小企業者の設備の近代化を図り、もってその経営の安定に資することを目的」に沿った設備貸与となっているのか、民間の金融機関でも、支援可能な貸与に対してまで県の支援、公金を活用すべきか、疑念を感じざるを得ない。

限られた公金であるため、本来の目的に沿った支援となるように、民間金融機関で対応可能な範囲については、民間金融機関に一任すべきである。

現状の問題点として、基準、ルール等が示す目的が抽象的で曖昧であり、当該制度の目的である「中小企業者の設備の近代化」という解釈が間接的な部分まで広範囲に設定されている印象を受ける。このことから、民間金融機関でも対応可能な範囲まで、ターゲットが及んでいることが考えられるため、対象先を明確化し、県と民間金融機関の目的等が重複しないように、県は民間金融機関で支援できない必要最低限の支援をすることが望ましい。



#### 1 4 中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計（港湾課）

##### （1）特別会計の概要

泡瀬地区開発事業は、沖縄本島中部圏東海岸地域の活性化を図るため、海洋性レクリエーション活動拠点や国際交流リゾート拠点、情報、教育、文化の拠点を整備しスポーツコンベンション拠点の形成を目指すものであり、また、本島中部圏経済の活性化及び新たな雇用を確保することによって、沖縄県の均衡ある発展に寄与するものである。

なお、同事業は、一般会計部分と特別会計部分に区分される。

一般会計により実施	臨港道路及び人工海浜等の整備
特別会計により実施	県保有地の埋立、埋立地の地盤改良等

同事業全体の収支計画は、一般会計と特別会計ごとに立案されており、それぞれ次の通りとなっている。

##### 【特別会計】

（単位：千円）

歳入 計	12,726,633	
土地売却代	11,766,619	沖縄市からの土地売却収入
漁業補償再取得	959,882	
預金利子収入	132	
歳出 計	12,661,313	
漁業補償費	1,998,000	
土地購入費	8,134,833	国からの土地購入費
建設費	1,436,709	地盤改良、埋立工事、測量費、等
事務費	81,760	
県債利子	1,010,011	
収益	65,319	

※平成12年度～令和20年度の累計。

県債元金の収入及び支出は記載を省略。

##### 【一般会計】

（単位：千円）

歳出 計	19,912,000
防波堤、物揚場、航路・泊地、護岸	5,780,000
養浜、護岸、緑地	14,132,000

※平成23年度～令和13年度の累計。

財源は国庫支出金を想定している。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条

【地方財政法第6条より抜粋】

第6条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。

【地方財政法施行令第46条より抜粋】

第46条

法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

(下線部は監査人による)

沖縄県特別会計設置条例第1条

【沖縄県特別会計設置条例第1条より抜粋】

第1条

地方自治法第209条第2項の規定により、別表第1イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【事業の目的】

- (1) に記載の通り。

### 【特別会計にする目的】

本事業は、地方財政法第6条及び沖縄県特別会計設置条例第1条に基づき、事業の円滑な運営を図る目的で、特別会計を設置している。

本特別会計は、県債収入を財源として用地を埋立・整備した後に、当該埋立地を沖縄市に売却するが、この土地売却収入により県債を償還する。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

泡瀬地区開発事業は、沖縄市泡瀬地区の開発予定地を埋め立てた上で、地盤改良等の整備を行い、当該用地の一部を民間事業者へ売却し、商業施設、宿泊施設、医療施設等を集積させたスポーツコンベンション拠点の形成を目指すものである。

泡瀬地区開発事業は、国・沖縄県・沖縄市が役割を分担した上で実施する。それぞれの役割は次の通りであり、本特別会計では、「県保有地の埋立」「国による埋立地の取得」「埋立地の地盤改良等」「埋立地の沖縄市の譲渡」が実施される。なお、特別会計の事業費は、主に県債により財源措置されている。

### 国・県・沖縄市の役割

国・・・埋立(面積約86ha)

県・・・埋立(面積約9ha)、国が埋立分を含めた地盤改良等 → **特別会計(中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業)で実施**  
港湾施設等整備(臨港道路、人工海浜等の整備) → 一般会計で実施

沖縄市・・・区画道路、上下水道などの整備及び、企業等への造成された土地の売却

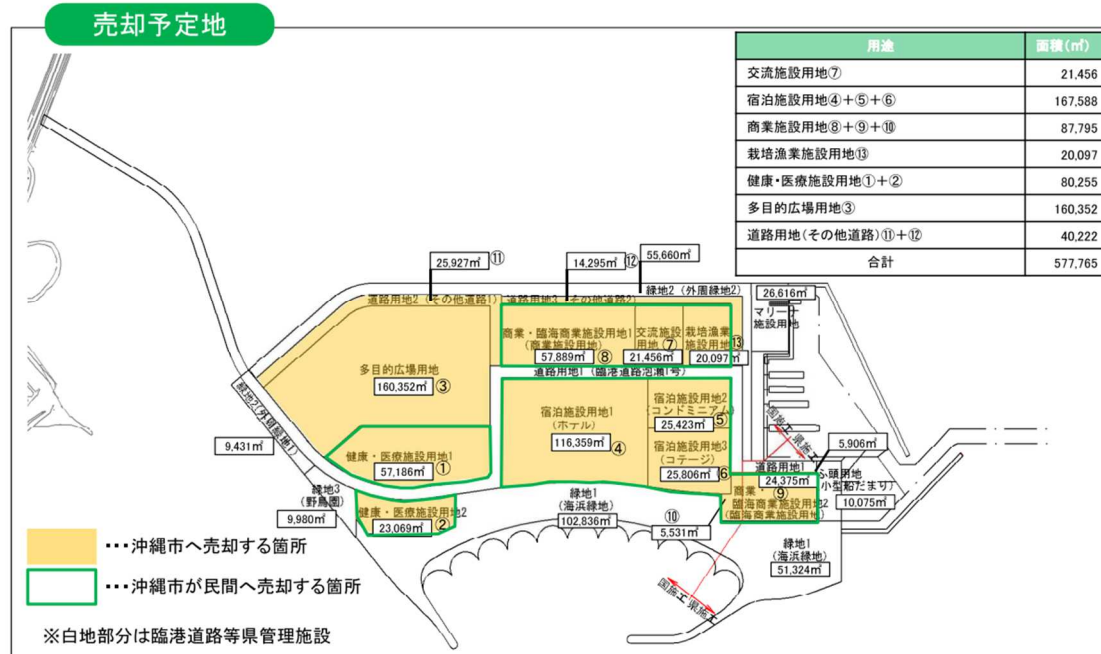
※国が埋め立てた分を県が購入、県が埋め立て分を含め、地盤改良等を行い、県が管理する箇所(道路等)を除いた約58haを沖縄市に売却する。



埋め立て施工区分

また、埋立地の用途及び土地利用イメージは、次の通りである。

## ■ 中城湾港(泡瀬地区)処分区分図



## ■ 土地利用計画のイメージ



(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入計	518,576	321,860	393,512	207,261	258,180
繰越金	2,472	2,300	2,115	1,941	1,764
県債	516,104	319,560	391,397	205,320	256,416
歳出計	516,276	319,745	391,571	205,496	256,620
港湾建設費	201,188	33,603	29,396	27,467	40,039
元金償還金	311,737	283,414	359,659	175,540	213,777
利子償還金	3,351	2,728	2,515	2,489	2,804

※ 令和4年度港湾建設費の主な内容は、土砂運搬工事費 (35,759千円) である。

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

港湾建設費は県債収入を財源としているため、一般会計からの繰入又は一般会計への繰出は無い。

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 事業実施のスケジュールについて

本事業の事業完了予定時期は、当初は令和9年度を予定していたものの、現在は令和13年度と4年ほど後ろ倒しとなっている。これは、トカゲハゼの産卵期(4~7月)は埋立工事が実施できないこと、国との調整に時間を要したこと、沖縄振興一括交付金が減額したこと、等が原因であるとのことであり、県の瑕疵は特に無いものと考えられる。

ただし、本事業の完了時期が後ろ倒しになってしまうと、県中部経済の活性化及び新たな雇用の確保という本事業の成果が発現する時期も遅れてしまうため、なるべく事業の遅れが生じないように留意して、事業を実行する必要があると考えられる。

(意見2) 適切な人員配置及び内部統制の整備運用について

一人の担当者で、当特別会計を含む4特別会計の収支管理を一人で担当されていた。他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、今般の事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念される。

行政管理課に人員配置の状況について確認したところ、「職員配置については、その

必要性や効果、業務量等に応じて適切な配置に努めております。その上で、各課における各職員の担当事務やその業務量については、課長等による課内マネジメントによる対応が求められるところであると考えております。今後とも職員の再配置や業務の効率化等も考慮しながら、適切に対応していきたいと考えております。」との回答であった。

業務量が一人に過重負担となっていないか等適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

## 15 下地島空港特別会計（空港課）

### （1）特別会計の概要

下地島空港特別会計は、宮古島市伊良部にある下地島空港の建設・維持管理を円滑に行うため、昭和47年に設置された沖縄県訓練飛行場特別会計が前身となっている。

下地島空港は、昭和40年前後に航空需要の世界的な伸長を受け、国内にジェットパイロット養成のための訓練飛行場を建設したいという民間航空会社の強い要望により建設され、昭和54年度に供用開始されたものである。

しかしながら、その後、実機を使わないシミュレーションによる訓練や外国での実機訓練が増加したことにより、平成22年度に日本航空が、平成26年度に全日本空輸が下地島空港での操縦練習使用を終了することとなった。

このような状況の中、県は、下地島空港の高度な空港機能と、広大な周辺公有地の有効活用を図るため、平成27年3月に利活用の目標像を定めた「下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針」（以下、「利活用基本方針」という。）を策定し、民間事業者のノウハウ等に基づく利活用の促進に取り組んでいるところである。

#### 【利活用基本方針の概要】

#### 1. 下地島空港及び周辺用地の利活用についての基本的考え方

- (1) 民間事業者のノウハウ等に基づく主体的な利活用
- (2) 経済・社会の発展に寄与する将来性・持続性のある利活用
- (3) 財政健全化と公共の福祉の増進が両立する利活用

#### 2. 利活用の目標像

- (1) 地域が有する貴重な資源・資産を有効に活用した利活用  
～地域特性の維持・存続及び世界への発信～
- (2) 地域の資源を強みとした、世界水準の観光リゾート地の形成  
～高付加価値型の観光リゾート地の形成～
- (3) 空港利用や観光リゾートとしての利用を核とした、親和性ある新たな事業・産業の誘引  
～空港・観光リゾートを核とした利活用の拡大～

#### 3. 利活用事業の具体的な方向性

- (1) 下地島空港の利活用
  - ① 世界の空の持続的発展に不可欠なパイロット育成など、将来の訓練需要に応じていくための利活用
  - ② 新事業・新産業の創出など、空のイノベーションを指向する多様な利用・需要に応じていくための利活用



- ③ プライベートジェットや小型機など、多様な航空・空港利用者の需要に応えていくための利活用
- (2) 周辺用地の利活用
  - ① 航空利用の促進につながる、アジアを代表するリゾート地としての利活用
  - ② 観光・リゾートでの航空利用による離島地域間の連携促進のためのコンテンツの誘導・育成
- 4. 利活用事業の実現に向けた今後の進め方  
利活用実施計画に基づき実施する。

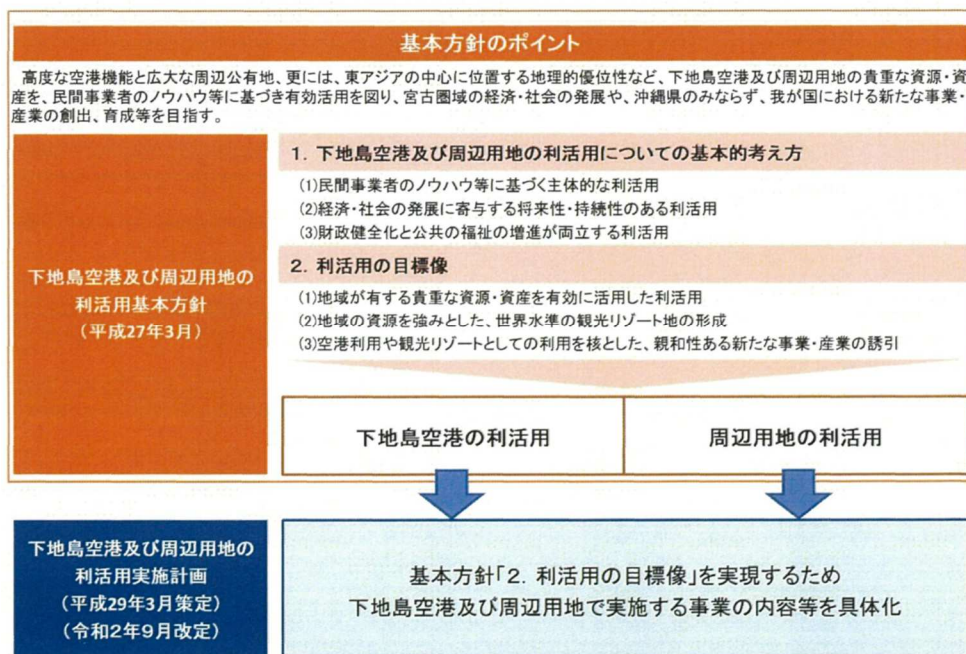
また、利活用基本方針における目標達成のために、個々の事業内容を具体化し、今後の取り組みを明らかにすることを目的として、「下地島空港及び周辺用地の利活用実施計画（第一次改定） 令和2年9月」（以下、「利活用実施計画」という。）が策定されている。

【利活用実施計画の概要】

第1章 はじめに

- 1. 実施計画策定の趣旨
- 2. 実施計画の性格と役割

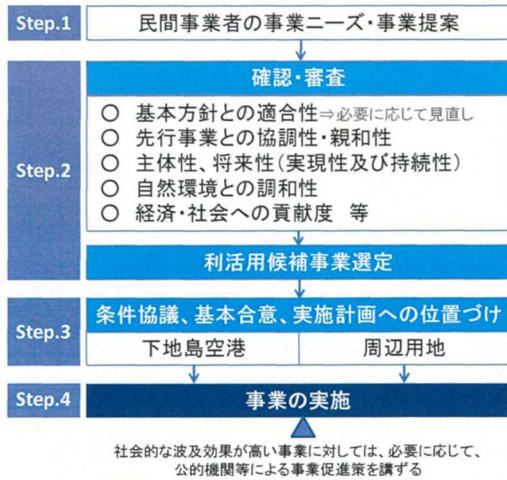
図1.2 下地島空港及び周辺用地の利活用 基本方針と実施計画の関係





### 3. 実施計画に位置付ける事業者の選定

図1.3 事業選定のイメージ



### 4. 民間事業者、沖縄県及び地域機関との役割分担

表1.4 主体ごとの役割分担の明確化

主体	役割
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下地島空港を活用した事業活動の実施による地域経済等への貢献</li> <li>● 周辺用地を活用した事業活動の実施による地域経済等への貢献</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光客受入体制の整備や魅力ある観光地づくりの推進</li> <li>● 関連公共施設の整備</li> <li>● 誘致・誘客活動等のプロモーションの実施・支援</li> <li>● 地域の公共交通の利便性向上の取り組み</li> </ul>
地域機関 (宮古島市、関係団体等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業実施環境の整備、協力</li> <li>● 下地島空港を拠点とした観光コンテンツの開発 等</li> </ul>

## 第2章 利活用の目標像の実現に向けて実施する事業

### 1. 事業の構成

民間事業者のノウハウに基づき実施される事業を「基幹事業」とし、公的機関が実施する、基幹事業の実施に必要な関連公共施設の整備事業を「関連社会資本整備事業」及び、基幹事業の促進及び波及効果の獲得を目指す「効果促進事業」に分類する。

## 2. 事業の実施計画

番号	事業名	年度別計画							実施主体	実施箇所	
		沖縄21世紀ビジョン実施計画									
		後期									
		29	30	31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6~		
<b>&lt;基幹事業&gt;</b>											
基-1	下地島空港を活用した革新的航空パイロット養成事業 (掲載年次) 平成28年度				航空パイロットの養成					民間	空港
基-2	国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業 (掲載年次) 平成28年度	旅客施設 調査・設計・工事			国際線等の旅客及びプライベート機の受入					民間	空港
基-3	下地島宇宙港事業 (掲載年次) 令和2年度				ハンガー等施設 調査・設計・工事			テナント・訓練・観光受入		民間	空港
					無人/有人機技術実証						
<b>&lt;関連社会資本整備事業&gt;</b>											
関-1	下地島空港ターミナル地区整備事業 (掲載年次) 平成28年度	ターミナル地区 調査・設計・工事								県	—
関-2	下地島空港構内道路整備事業 (掲載年次) 令和2年度				構内道路 調査・設計・工事					県	—
番号	事業名	年度別計画							実施主体	実施箇所	
		沖縄21世紀ビジョン実施計画									
		後期									
		29	30	31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6~		
<b>&lt;効果促進事業&gt;</b>											
効-1	下地島空港旅客に向けたコンテンツ創出事業 (掲載年次) 令和2年度				下地島空港を拠点とした短時間周遊や体験型プログラムの開発・情報発信					宮古島市	—

## 3. 事業の成果指標

### 第3章 実施計画の推進

1. 事業の実施に向けた取り組み
2. 実施計画の更新

<附属資料 1 > 基幹事業の事業概要

基-1

下地島空港を活用した革新的航空パイロット養成事業

<当地域で事業を実施する意義>

下地島空港は、本来持つパイロット訓練空港としての最大の価値があり、台湾を始めアジアのパイロット訓練を受け入れる地理的特性に有利である。

<実施する事業の内容>

下地島空港が持つ優位性を活かし、今後20年間続くアジアのプロパイロット不足という社会背景を受けて、パイロット育成事業を実施する。

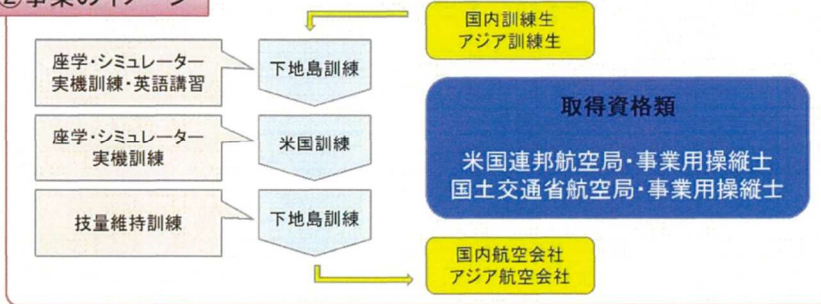
<利活用事業者>

株式会社FSO  
(沖縄県北谷町)

① 事業の概要

- 国内外で活躍できるパイロット人材を育成する。
- 国土交通省航空局資格と米国連邦航空局資格の教育訓練を提供する。
- 英語での訓練を強化し、国内外からの訓練生を受け入れる。
- 効率的な訓練を特徴とするシミュレーター訓練を実施する。
- 米国内の操縦士訓練指定養成施設との協力体制により短期間の訓練を実施する。

② 事業のイメージ



③ 事業のスケジュール

- 平成29年4月～ 開業準備
- 令和1年5月～ 開業

④ 事業の目標(目指す成果)

- 操縦士免許取得者数 15人  
(令和3年度の単年度目標)

## 国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業

### <当地域で事業を実施する意義>

リゾート地として高いポテンシャルを有する下地島に所在する下地島空港は、高度な基本施設を有しており、処理容量も大きい。  
本空港を活用し、国際線をはじめ、多様な航空機の受入を行うことで、宮古圏域の観光振興への貢献を目指すものである。

### <実施する事業の概要>

①旅客ターミナル施設整備、②プライベートジェットを代表とするジェネラルアビエーションの受入体制構築を行い、下地島空港で多様な航空機を受け入れる事業を行う。

### <利活用事業者>

三菱地所株式会社  
(東京都千代田区)

※当該法人が別途設立する法人も含む

### ①事業の概要

下地島空港に、①旅客ターミナル施設の整備、②プライベートジェットを代表とするジェネラルアビエーションの受入体制構築を行い、下地島空港で国際線定期便、国内線定期便(LCC/新規参入会社等)、チャーター便、プライベート機等、多様な航空機を受け入れる事業を行う。

### ②事業のイメージ

「空港から、リゾート、はじまる。」をキーコンセプトとし、空港利用者やエアラインの視点に立った施設の整備・運営を行う。

宮古圏域の玄関口として、宮古空港と役割分担し、共存共栄していくことを目指す。



旅客ターミナル施設イメージパース  
※関係機関との協議により、変更の可能性があります。

宮古空港

共存・  
共栄

下地島空港

これまでの役割を継続・発展  
宮古圏域の第1空港

新たなニーズの創出・受入  
宮古圏域の第2空港

### ③事業のスケジュール

- 平成29年6月～ 新築工事・開業準備
- 平成31年3月 開業

### ④事業の目標(目指す成果)

#### <年間航空旅客数目標>

- 平成31年
- ・開業年(半年) 5.5万人
- 令和3年 30万人
- 令和7年 57万人



## 下地島宇宙港事業

## &lt;当地域で事業を実施する意義&gt;

世界では「宇宙旅行」の商業化が目前となり、拠点となる宇宙港の整備も進んでいる。下地島空港は長い滑走路を持ち、海に囲まれ、広い民間空域を有する機能優位性と、アジア諸国からのアクセスが良く、グローバル客層への地理的優位性を持っている。

## &lt;実施する事業の内容&gt;

下地島空港に「宇宙港」の機能を付加し、各国民間企業が開発を進める有翼型宇宙往還機(スペースプレーン)の離発着場に用いる。

## &lt;利活用事業者&gt;

PDエアロスペース(株)  
(愛知県名古屋市)

※当該法人が別途設立する法人も含む

## ①事業の概要

- ①無人/有人機技術実証事業:実験機開発拠点として利用する。  
上記に加え、宇宙港の機能として必要な、ハンガー、管理棟などを設置し、下記3事業を行う。
- ②テナント事業 :国内外の宇宙機キャリアを誘致し、ハンガー等の施設貸出・利用や機体運航支援などのサービスを提供する。
- ③訓練事業 :宇宙旅行者向け訓練、メディカル検査などを提供する。
- ④観光事業 :飛行実験を含む宇宙機の開発現場や、宇宙旅行の実施などをコンテンツとして、一般の方々の観光スポットとして提供する。

## ②事業のイメージ

「宇宙に行ける島、下地島」をキーコンセプトに、施設やテナント入居者の管理運営を行う。事業は、協力企業(航空会社、旅行会社、その他事業会社)と連携して行う。



有翼型宇宙往還機



訓練事業

## ③事業のスケジュール

2021年 無人宇宙実験機の飛行試験  
2022年 ハンガー・観光/訓練施設  
建設、開業準備  
2023年 テナント事業、訓練事業、  
観光事業受入開始

## ④事業の目標(目指す成果)

下地島空港からの宇宙旅行者数  
2025年(R7) 100人/年  
2030年(R12) 1,000人/年

令和6年2月現在、実施されている基幹事業は利活用実施計画に記載されている3事業であるが、令和3年度において、さらに7件(航空事業2件、航空人材事業2件、通信事業2件、観光リゾート事業1件)の利活用候補事業が選定されており、うち4件は県のHP上で事業概要が公表されている。(※)

※ [https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default\\_project/page/001/012/652/20413gaiyo.pdf](https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project/page/001/012/652/20413gaiyo.pdf)

(2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県特別会計設置条例第1条

【沖縄県特別会計設置条例第1条より抜粋】

第1条

地方自治法第209条第2項の規定により、別表第1イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例第2条

【沖縄県空港の設置及び管理に関する条例第2条より抜粋】

第2条

県は、次の表のとおり空港を設置する。

名称	位置
(中略)	
下地島空港	宮古島市

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【事業の目的】

(1) に記載の通り。

【特別会計にする目的】

(2) に記載の通り、沖縄県特別会計設置条例に基づき、事務又は事業の円滑な運営を図る目的で特別会計を設置している。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

現在の下地島空港特別会計における主な歳入は、航空会社等からの空港使用料や、県保有の土地及び建物の貸付料である。

一方、主な歳出は、下地島空港の維持管理業務や建設業務に係る委託費及び人件費となっている。なお、空港の維持管理業務及び建設業務については、主に県の下地島空港管理事務所が所管している。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去8年間）

利活用基本方針が適用された平成27年度から令和4年度の8年間における、歳入及び歳出決算額の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入 計	388,450	380,092	355,267	722,841
空港使用料	5,591	7,362	16,578	10,304
建物使用料	1,422	2,336	2,741	5,846
土地使用料	418	420	3,233	7,654
土地貸付料	3,207	3,207	3,202	3,202
不要品売払代	0	0	0	0
土地売払代	0	0	0	0
建物売払代	0	0	0	15,660
一般会計繰入金	371,115	335,246	311,768	605,069
繰越金	909	12,951	9,187	981
雑入	5,788	781	958	425
下地島空港整備事業	0	0	7,600	73,700
国庫補助金	0	17,789	0	0
歳出 計	375,499	370,905	354,286	712,244
職員費	64,690	69,110	57,632	59,879
空港管理運営費	310,809	282,029	258,654	281,329
空港建設事業費（補助）	0	19,766	0	0
空港建設事業費(単独)	0	0	0	2,323
利活用促進事業	0	0	38,000	368,700
元金償還金	0	0	0	0
利子償還金	0	0	0	13
繰越金	2,000	8,515	0	8,592
余剰金	10,951	672	981	2,005

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入 計	695,850	770,293	375,532	587,081
空港使用料	92,832	41,549	38,518	48,111
建物使用料	9,308	4,780	4,935	4,897
土地使用料	7,382	7,320	7,525	7,689
土地貸付料	3,222	3,214	5,394	5,395
不要品売払代	0	0	0	0
土地売払代	0	0	13,831	0
建物売払代	0	0	0	0
一般会計繰入金	303,145	297,974	245,497	295,135
繰越金	10,597	45,707	18,234	1,811
雑入	1,364	15,719	10,638	3,054
下地島空港整備事業	268,000	141,800	27,000	20,000
国庫補助金	0	212,230	3,960	200,989
歳出 計	650,143	752,058	373,721	573,414
職員費	61,511	64,715	64,117	63,116
空港管理運営費	588,611	413,635	277,203	281,441
空港建設事業費（補助）	0	235,811	4,400	223,322
空港建設事業費(単独)	0	37,579	26,991	0
利活用促進事業	0	0	0	0
元金償還金	0	0	456	4,878
利子償還金	21	318	554	657
繰越金	44,885	92	180	11,330
余剰金	822	18,143	1,631	2,337

※

※ 一般会計からの繰入累計額（8年間）は2,764,949千円。

（6）一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

（5）に記載の通り、利活用基本方針（平成27年3月付）が適用された平成27年度から令和4年度の8年間における一般会計からの繰入合計額は2,764,949千円に上っている。



(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 費用対効果を考慮した事業目標及び中期事業計画の設定について

現在、県においては、利活用基本方針及び利活用実施計画に従い、民間事業者に主体的に下地島空港の利活用事業を実施させることで、空港周辺及び宮古圏域の活性化を図っているところである。

しかしながら、利活用基本方針の記載内容に照らした際に、現状とは乖離が見られる事項が発見された。

まず、利活用基本方針1.(3)において、県は、下地島空港特別会計について独立採算を目指す必要があることが記載されている。

【下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針1.(3)より抜粋】

(3) 財政健全化と公共の福祉の増進が両立する利活用

下地島空港は特別会計により、原則として独立採算を維持することを前提に、維持管理・運営されてきたことから、この方針を今後も踏襲し、独立採算を目指すものとする。

利活用事業者は、利活用事業の実施に伴う空港使用料など相応の対価を県に支払い、空港及び周辺用地の利活用による県経済への波及効果拡大に努める。

県は、将来に亘って空港収支の安定化を目指し、「財政健全化」と経済波及効果がもたらす「公共の福祉の増進」の両立が基本的な課題認識にあることを念頭に置きつつ、有効な利活用が図られるよう、宮古島市及び利活用事業者とともに積極的に取り組みを進める。

(下線は監査人による。)

しかしながら、(5)に記載した通り、下地島空港特別会計の収支は実質的に大幅な赤字が継続しており、赤字を埋めるために一般会計からの繰入が行われているのが実態である。この点、県担当課の見解としては、「独立採算に向けて利活用事業の推進とともに、操縦訓練の需要を捉えエアラインの訓練誘致に努めることで空港使用料増を目指す」とのことであるが、利活用基本方針(平成27年3月付)が適用された平成27年度から令和4年度の8年間における一般会計からの繰入合計額は2,764百万円に上っており、下地島空港特別会計の収支状況は非常に厳しいと言わざるを得ず、“利活用事業の推進”や“訓練誘致による空港使用料増”という施策に留まらない抜本的な改善策が必要である。

県の厳しい財政状態を踏まえると、下地島空港特別会計の実質赤字圧縮及び解消が急務であると考えられることから、県は下地島空港特別会計の独立採算達成目標年度を定め、目標年度までに独立採算を達成するよう従来以上に不断の努力を講じるべきである。

また、期限までに独立採算を達成するための施策の一つとして、下地島空港特別会計

の収支に関する中期計画を策定し、毎年、中期計画に沿って事業を実施していくことで、計画達成の努力をすべきである。

次に、利活用基本方針1.(2)において、県は、宮古圏域の経済・社会の発展を目指すとともに、利活用事業者に対し積極的な地域雇用を促すような環境整備を行う必要があることが記載されている。

【下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針1.(2)より抜粋】

(2) 経済・社会の発展に寄与する将来性・持続性のある利活用

本利活用基本方針に基づき実施される利活用事業は、対象範囲となる下地島空港及び周辺用地の効果的利活用だけでなく、下地島を有する宮古圏域の経済・社会の発展や、沖縄県のみならず我が国における新たな事業・産業の創出、育成等に資する利活用となることを期待している。

このため、利活用事業の実施にあたっては、単に空港利用にとどまることなく、新たな地域の産業として定着し、地域独自の産業として世界に発信を続けていけるような継続性ある利活用を促進するとともに、利活用事業の地域における新産業としての定着に向けた協力体制を構築していく。

利活用事業者は、地域の経済発展や新産業育成等に寄与するよう、積極的に地域雇用等の促進を図るものとする。

県は、利活用事業者との協議を進めながら、経済・社会の発展に寄与する利活用のあり方を検討し、具体的な事業実施の段階において、将来的に持続的な発展が見込まれる利活用事業となるよう、宮古島市及び利活用事業者それぞれの役割分担を踏まえつつ、事業実施環境の整備に取り組む。

(下線は監査人による。)

しかしながら、現状、利活用事業全体の成果指標は設定されておらず、事業を実施することで、下地島空港周辺及び宮古圏域において具体的にどのような効果を生み出すことを県が目指しているのかは明確になっていない。また、成果指標を設定していないことから、事業実施による利活用基本方針の達成度合いが測定できない状況となっている。

県は、利活用事業を実施することで、下地島空港周辺及び宮古圏域における、経済・社会・雇用、等への効果を測定するための、適切かつ具体的な成果指標を定める必要がある。

以上より、県は次のような事項に留意した上で、下地島空港特別会計事業に関連した利活用事業の成果指標及び中期収支計画を立案すべきである。

① 成果指標

- ・ 利活用基本方針によれば、利活用事業の実施により、下地島空港周辺及び宮古圏域

における経済効果や新たな雇用の創出を目指しているものと考えられる。そのため、具体的な成果指標としては、下地島空港周辺及び宮古圏域における経済効果を設定することが考えられる。なお、経済効果は、「下地島空港が存在することによる宮古圏域への観光客数増加」、「利活用事業の実施に伴う建設等の投資需要増加」、「利活用事業の実施に伴う雇用者数の増加」等の要素により、試算することが考えられる。

- ・ 「下地島空港が存在することによる宮古圏域への観光客数増加」に伴う経済効果を試算するにあたり、単に下地島空港の利用者数増加をもって観光客数が増加したと判断すべきではない。これは、下地島空港の利用者数が増加したとしても、逆に宮古島空港の利用者数が減少している場合は、宮古圏域全体の観光客数増加には寄与していないためである。

本事業は、利活用事業の実施により、宮古圏域に新たな経済効果を創出することが目的であるため、経済効果を試算する際は、宮古圏域全体の観光客増加数により算定すべきである。

## ② 中期計画

- ・ 利活用基本方針においては本特別会計の独立採算を目指すとされているが、仮に独立採算が達成できなかつたとしても、①で記載したような宮古圏域での経済効果が投資を上回る水準で享受できるのであれば、有用な事業であるとの判断もあり得る。このような観点から、本特別会計の独立採算という目標が必須なのかどうかについて、改めて検討することも考えられる。
- ・ むやみに一般会計からの繰入が継続することを防止するために、「本特別会計の独立採算」又は「投資に見合う十分な経済効果の享受」という目標の達成予定年度を定めた上で、仮に達成予定年度までに目標が達成できなかつた場合には、事業規模縮小や事業廃止の必要性について、改めて検討すべきである。
- ・ 宮古圏域には、下地島空港の他に宮古島空港も併存しているが、両空港併存に関して宮古島市から強い要望があったことや、下地島空港の高規格な機能を活用した利活用を検討すべきという意見があったことから、1つの空港に機能を集約するのではなく、両空港が併存することになった。  
しかしながら、宮古圏域の主たる空港として宮古島空港が存在することを踏まえると、成果に見合わない大幅な赤字状態を継続してまで下地島空港を継続させることは県民の理解が得られないと考えられる。
- ・ 中期計画は単に収支数値の羅列ではなく、収支の裏付けとなるエビデンス（例：空港使用料収入であれば航空機の離発着回数や空港利用者数、等）に基づき積算するとともに、目標収支を達成するための具体的な施策を検討すべきである。
- ・ 過度に右肩上がりとならないよう、実現可能性が比較的高いと考えられる中期計画とすべきである。

- ・ 平成 27 年度から令和 4 年度の 8 年間に於ける一般会計からの繰入合計額は 2,764 百万円と多額に上っているため、収支改善は喫緊の課題であると認識すべきである。そのため、目標達成までの期間があまりにも長期となるような計画は避けるべきである。
- ・ 下地島空港特別会計は、一般会計からの多額の繰入が継続しているため、収支改善は県にとって必須かつ重要な課題であると考えられる。そのため、中期計画は知事や議会での承認を受けた上で、県全体として収支改善に取り組むことが望ましい。
- ・ 下地島空港に係る建設費等の一部は、本特別会計とは別に一般会計から支出している場合がある。そのため、下地島空港運営事業全体の収支は、特別会計のみならず一般会計の支出も加算しなければ判明しない。したがって、中期計画を策定する際は、特別会計の中期計画に加え、特別会計に一般会計からの支出が見込まれる部分を加えた下地島空港事業全体の中期計画を策定することが有用であると考えられる。
- ・ 多額な一般会計からの繰入が継続している下地島空港特別会計の収支改善は、県民にとっても重要な事項であると考えられるため、下地島空港運営事業全体の中期計画及びその達成度について、県の HP 等で公表することを検討すべきである。

#### (意見 1) PFOS を含む泡消火薬剤について

下地島空港施設内において、PFOS を含む泡消火薬剤 3,920 リットルをドラム缶及びポリタンクに収容し保管されていることが確認された。現在、その保管する全量について、令和 6 年度内の廃棄処分完了を目指し関係者と調整を進めているとのことであったが、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく、屋内保管、保管容器の点検、保管数量の把握、譲渡・提供の際の表示等の遵守義務があること、また廃棄にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等」に基づき適正に処理することが求められていることや、環境省が代替製品への切り替えを求めていることから、今後、早期の処分等が望まれる。

さらに、先日報道にあった「県庁地下 2 階駐車場の消火設備が誤作動し、有機フッ素化合物 (PFAS) を含む泡消火剤が放出した」事例もあり、廃棄処分が完了するまでの間、保管・管理等は徹底する必要がある。

## 1 6 農業改良資金特別会計

### (1) 特別会計の概要

農業改良資金特別会計は、①農業改良資金（農政経済課）及び②就農支援資金（営農支援課）の2つの資金からなる。

農業改良資金は、農業者等（農業者又はその組織する団体）に対して、先駆的・モデル的農業経営の育成を図る観点から、昭和31年に農業改良資金助成法の制定により創設され、沖縄県においては昭和47年より制度化された。平成22年10月より農業改良資金制度の改正に伴い、金融ノウハウを生かした貸付が行われるよう、貸付業務が県から沖縄振興開発金融公庫へ移管された。

就農支援資金は、新たに農業を始めようとする方や、新たに従業員を採用し担い手として育成しようとする農業法人等の経営体へ、農業技術の習得や就農準備、経営開始に必要な資金を無利子で融資するもの。資金の種類は以下の3つがある。

就農研修資金	農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などで研修に必要な資金
就農準備資金	住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農にあたっての事前の準備に必要な資金
就農施設等資金	農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金（就農希望者（個人）に対する貸付に限る）

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

農業改良資金融通法（農業改良資金）

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（就農支援資金）

沖縄県特別会計設置条例

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

農業改良資金は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金の融通に関する措置を講ずることにより、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的としており、農業改良資金融通法において特別会計を設けて行わなければならないと定められている。

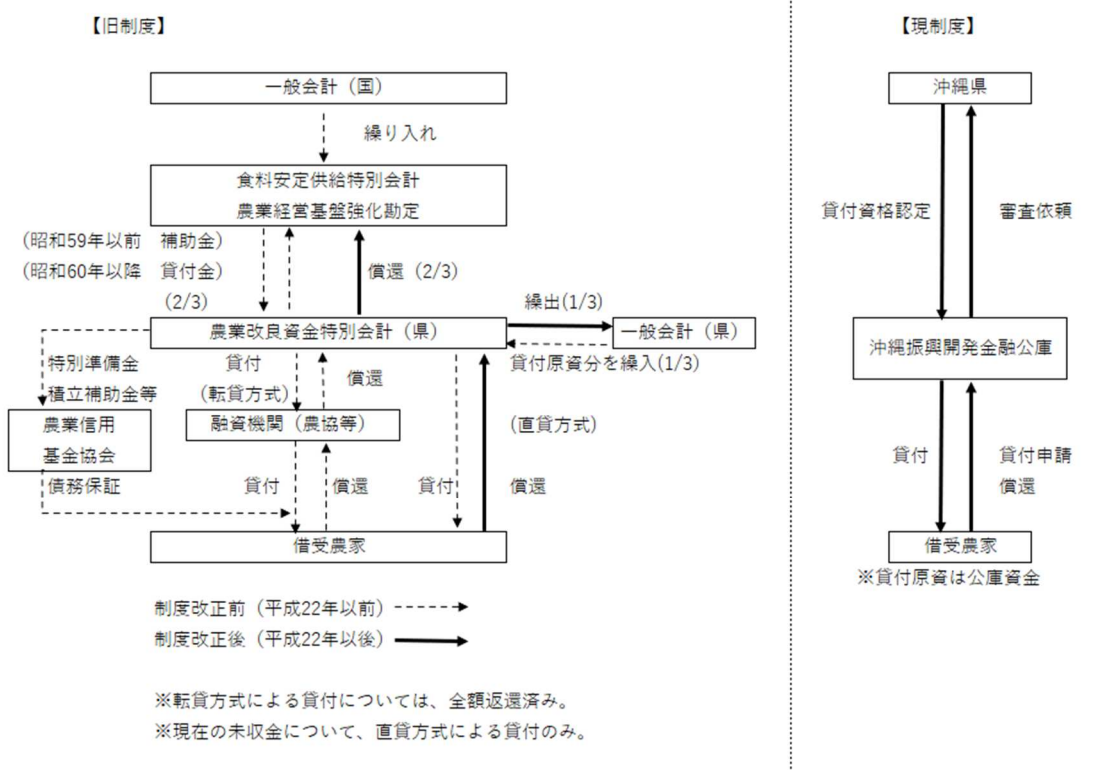
就農支援資金は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としてお

り、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法において農業改良資金助成法により設置する特別会計において併せて行うことができると定められている。

(4) 事業の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

農業改良資金の貸付原資は、国（2/3）と県（1/3）が負担し、沖縄県による直貸方式と沖縄県が融資機関（農協等）へ貸付け、融資機関が農業者等（借受農家）へ貸付ける転貸方式にて行っていた。平成22年10月より農業改良資金制度の改正に伴い、金融ノウハウを生かした貸付が行われるよう、貸付業務が県から沖縄振興開発金融公庫へ移管されたことから、県による農業改良資金の貸付業務は終了。現在は、貸付資格認定審査業務と既貸付金（直貸方式）の債権管理・回収業務のみが残っている。転貸方式による貸付については全額返還済みだが、直貸方式による貸付については延滞債権があり、回収業務についてはサービサーに委託している。

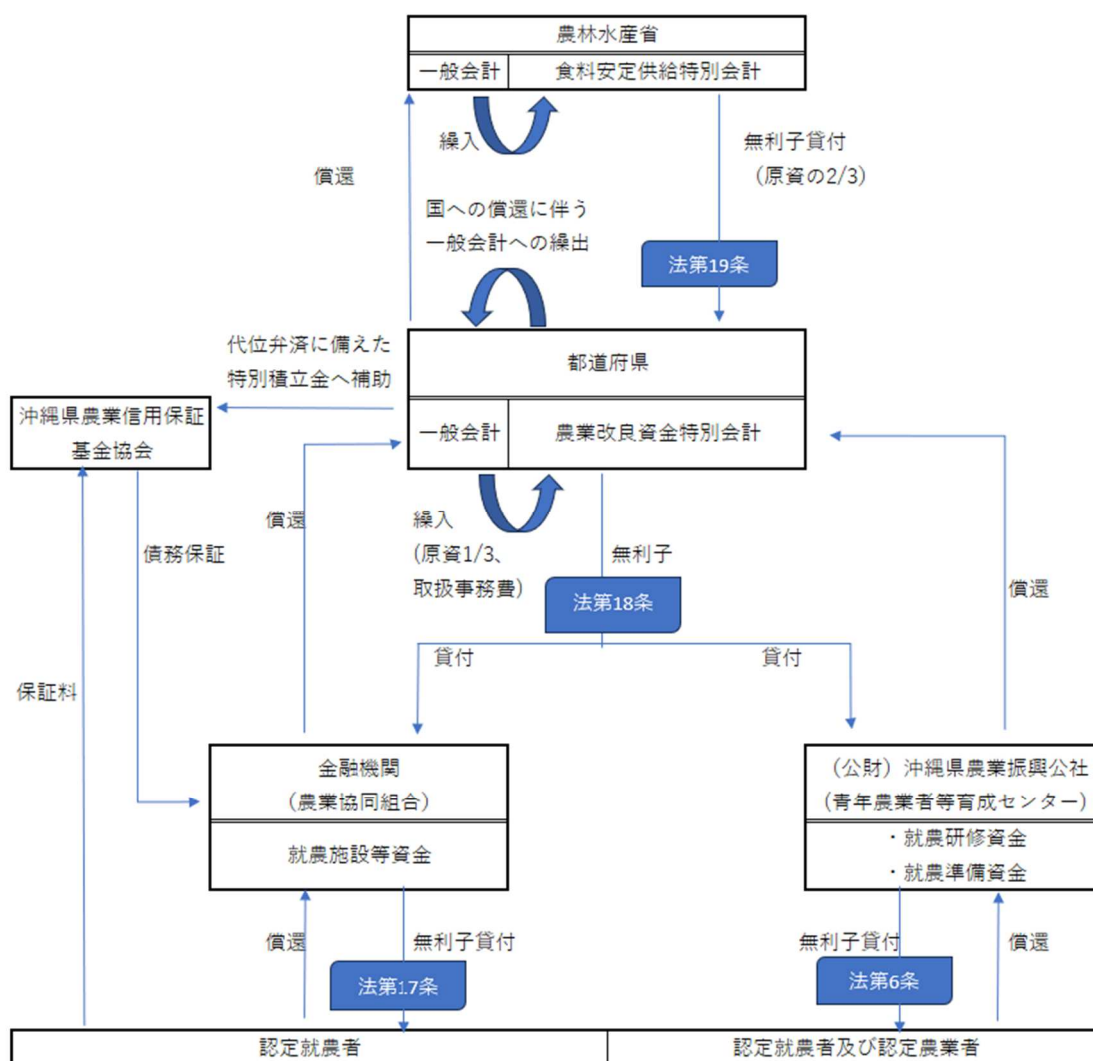
<農業改良資金の仕組み>



就農支援資金は、平成7年に制定された、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づき、平成13年に制定された沖縄県就農支援資金貸付要領により平成13年から貸付業務をスタートした。貸付原資については、国（2/3）と沖縄県（1/3）が負担。貸付けについては沖縄県が融資機関（農業協同組合又は沖縄県産業振興公社）へ貸付けたものを、融資機関が認定就農者又は認定農業者へ貸付

ける転貸方式にて行っていた。新制度の制定により平成26年4月1日より沖縄振興開発金融公庫による貸付業務が開始されたことから、沖縄県の貸付業務は終了。現在は、貸付金の回収業務を行っている。就農支援資金について延滞債権は生じていない。

「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づく貸付事務フロー



(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

農業改良資金、就農支援資金の合算

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	186,266	145,278	139,441	138,398	117,942
繰入金	111	146	0	0	110
繰越金	140,332	106,744	104,457	98,570	92,868

元利収入	45,583	37,815	34,214	34,979	23,777
延滞利息等	240	573	770	400	1,187
雑入	0	0	0	4,449	0
歳出	79,522	40,821	40,871	45,530	40,168
取扱事業費	4,081	4,539	5,278	9,613	4,125
償還金	42,811	15,627	15,170	15,385	15,468
繰出金	25,336	12,163	11,931	12,040	12,083
公債費	7,294	8,492	8,492	8,492	8,492

農政改良資金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	114,318	69,333	65,266	65,336	48,576
繰入金	0	0	0	0	0
繰越金	90,534	45,905	41,316	37,182	32,596
元利収入	23,544	22,855	23,180	23,305	14,793
延滞利息等	240	573	770	400	1,187
雑入	0	0	0	4,449	0
歳出	68,413	28,017	28,084	32,740	27,390
国庫等返還金	42,811	15,627	15,170	15,385	15,468
繰出金	21,689	7,917	7,685	7,794	7,837
事務費	3,913	4,473	5,229	9,561	4,085
公債費	0	0	0	0	0

営農支援資金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	71,948	75,945	74,175	73,062	69,366
繰入金	111	146	0	0	110
繰越金	49,798	60,839	63,141	61,388	60,272
元利収入	22,039	14,960	11,034	11,674	8,984
延滞利息等	0	0	0	0	0
雑入	0	0	0	0	0
歳出	11,109	12,804	12,787	12,790	12,778
国庫等返還金	0	0	0	0	0
繰出金	3,647	4,246	4,246	4,246	4,246
事務費	168	66	49	52	40



公債費	7294	8,492	8,492	8,492	8,492
-----	------	-------	-------	-------	-------

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

農業改良資金、就農支援資金の合算

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計 繰入金	111	146	0	0	110
一般会計 繰出金	25,336	12,162	11,931	12,040	12,083

農業改良資金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計 繰入金	0	0	0	0	0
一般会計 繰出金	21,689	7,917	7,685	7,794	7,837

就農支援資金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計 繰入金	111	146	0	0	110
一般会計 繰出金	3,647	4,246	4,246	4,246	4,246

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 貸付金の完済までの期間及び連帯保証人への請求について

「農業改良資金」の債権回収マニュアルでは「債務者の営農状況、財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」「完済まで10年を超える見込みの場合は、原則、連帯保証人への履行の請求を併せて行うものとする。」と規定されているが、貸付金管理簿を確認したところ、数十年前の貸付金を確認された。

また、主債務者が継続して返済を行っていることを理由に連帯保証人への督促を保留している契約が存在したが、完済までの期間が10年を超える契約については、債権管理マニュアルに従い、連帯保証人への履行を行うことを検討すべきである。

(意見1) 違約金の調定期期について

違約金の調定期期について「農業改良資金」の債権管理マニュアルでは、「原則、元本が完結となった」場合には、調定するよう規定されているが、実態として元金完済後に一括の調定は行っておらず、違約金の支払の際に調定が行われていた。

県の担当課からは、「その理由は、長期滞納者の違約金は非常に高額となり、回収が極めて困難な状況にあります。そのため、元金完済後に違約金額の通知をして債務者の生活状況等を確認しながら回収に務めているものの、債権整理を検討すべきケースも多いのが現状です。違約金の調定額と実際の回収見込額の乖離が極めて大きくなることから、元金完済後は違約金を一括で調定せず、分割で支払があるたびに調定を行う扱いをしております。」、また財政課からは、「元本が完結とならないうちは延滞金が日々変動することから（債権マニュアル 141 頁）、債権の一部履行については元本から充当しているところであるが（財務規則第 50 条の 2）、元本が完結となった場合は、速やかに延滞金の調定を行うべきと考えます。」との回答があった。

このまま未調定のままだと、調定されないリスクや事務の取り扱いの公平性が保たれないリスクが存在するため、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

## 1.7 小規模企業者等設備導入資金特別会計 中小企業支援課

### (1) 特別会計の概要

本特別会計は、①設備資金貸付事業・②設備貸与事業のほか、③高度化資金貸付事業について特別会計を行っている。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

事業	根拠法
①設備資金貸付事業 ②設備貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業者等設備導入資金助成法※</li> <li>・小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律</li> <li>・沖縄県特別会計設置条例</li> </ul>
③高度化資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人中小企業基盤整備機構法</li> <li>・沖縄県中小企業高度化資金貸付規則</li> <li>・沖縄県特別会計設置条例</li> </ul>

※平成 25 年 6 月 21 日廃止（平成 27 年 3 月 31 日施行）。

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

①設備資金貸付事業、②設備貸与事業は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に寄与することを目的としている。

③高度化資金貸付事業は、企業の共同化、集団化、その他中小企業構造の高度化、促進を目的としている。

特別会計にする目的は、小規模企業者等設備導入資金の貸付事業の円滑な運営を図るため。

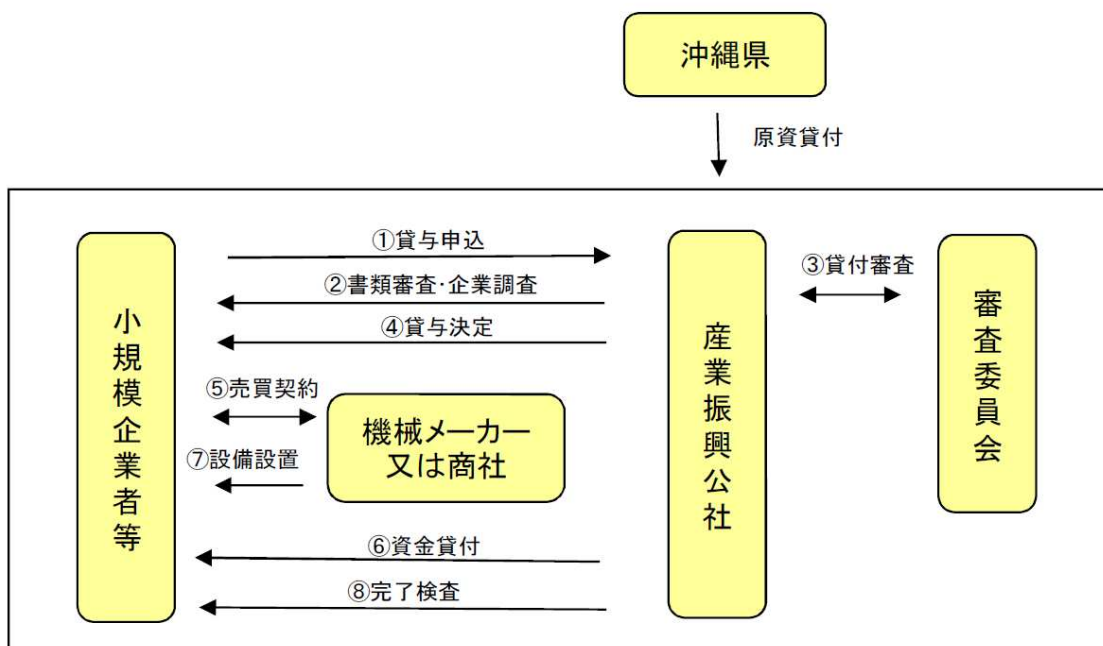
### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

	① 設備資金 (近代化資金)	② 設備貸与資金	③ 高度化資金
貸付実施機関	公益財団法人沖縄県産業振興公社		県
貸付対象	小規模企業者等		各種組合・商工会・第3セクター等
財源	国 1/2 + 県 1/2		機構 4/5 + 県 1/5
財源償還	貸付先から返済があった場合、返済額歳入年度の翌年度 8.31 までに償還。		貸付先から返済があればその都度償還。一般

			会計への繰入については特に規定なし。
制度概要	創業及び経営基盤の強化に必要な設備の購入代金の1/2以内を無利子で融資する制度。	創業及び経営基盤の強化に必要な設備を公社が購入し、企業に割賦販売又はリースする制度。	中小企業者が組合等を設立して共同で経営基盤の強化や環境改善に取り組む事業や第3セクター・商工会が地域の中小企業を支援する事業に対して、資金とアドバイスで支援する制度。

各資金のフロー図

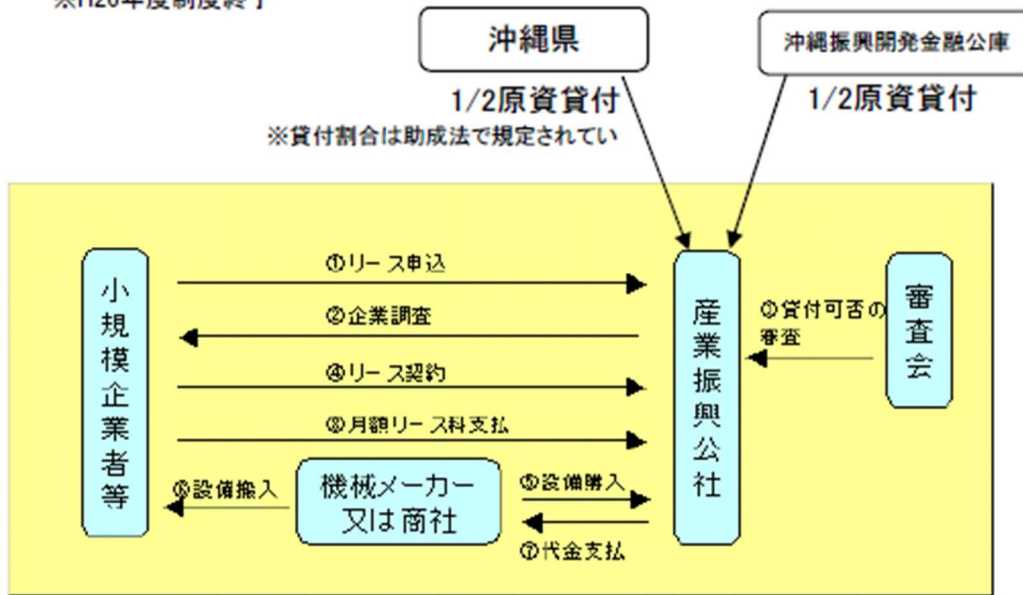
①設備資金貸付事業フロー図(H12～H15年度)



※平成11年度までは沖縄県が直接貸付を行っていたが、平成12年度～平成15年度は上記の図の通り沖縄県から産業振興公社へ貸付け、産業振興公社が小規模企業者等へ貸付けを行っていた。需要の低下により平成15年度以降休止し、小規模企業者等設備導入資金助成法廃止に伴い平成26年度をもって制度終了。現在は沖縄県が直接貸付を行った近代化資金の未収債権の管理を行っている。

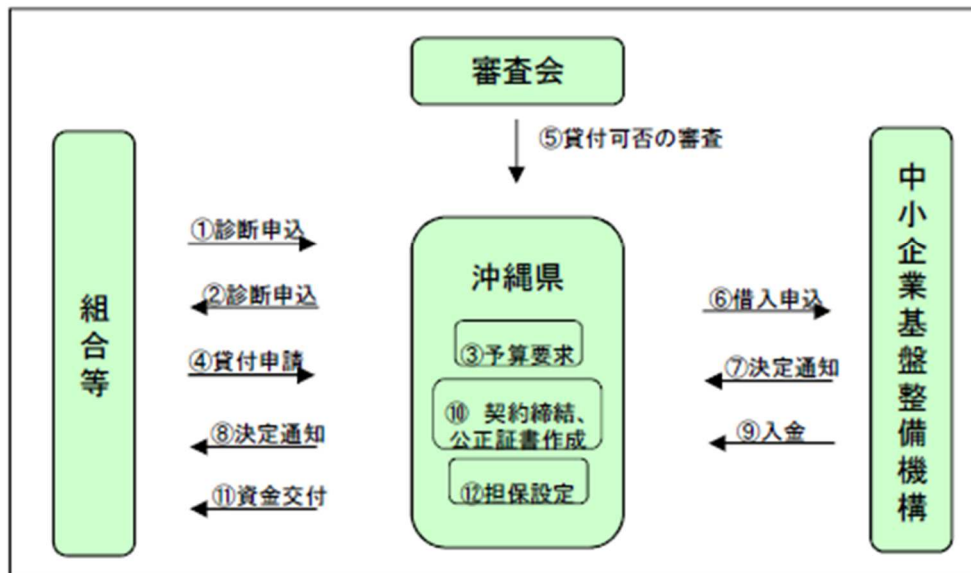
## ②設備貸与資金貸付事業フロー図

※H26年度制度終了



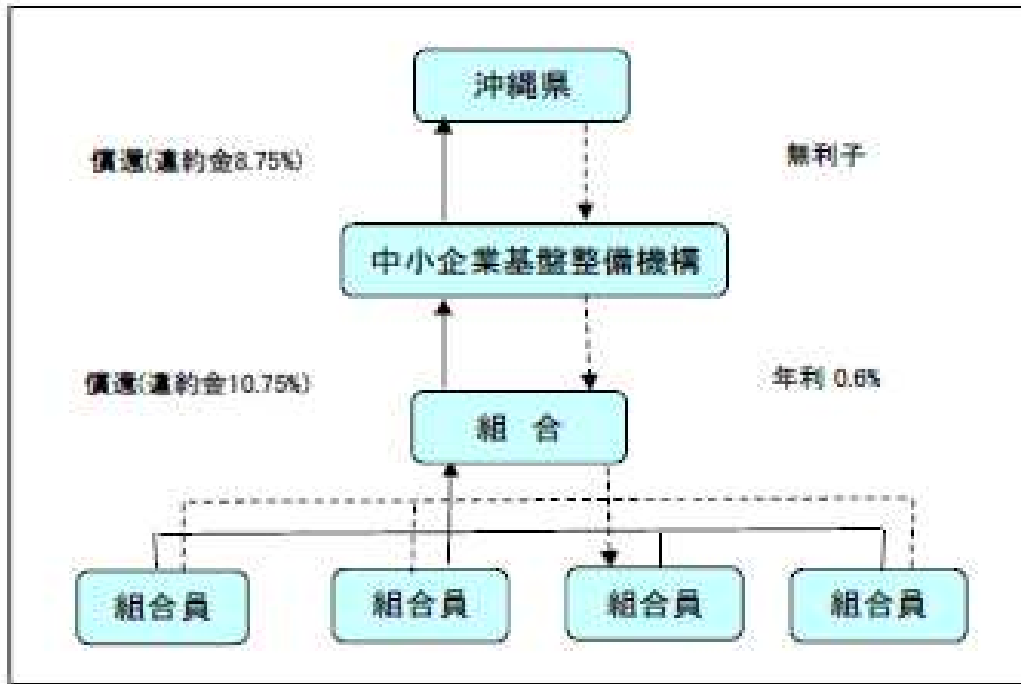
※小規模企業者等設備導入資金助成法廃止に伴い平成26年度をもって制度終了。  
現在は債権管理を行っている（未収金の発生なし）。

## ③高度化資金貸付事業(A方式)フロー図



※A方式は沖縄県が直接組合等へ貸付けを行う。現在も貸付業務を行っており、直近では令和3年度に1件貸付あり。

③高度化資金貸付事業(B方式)フロー図



※B方式は、沖縄県が中小企業基盤整備機構へ貸付け、中小企業基盤整備機構が組合等へ貸付けを行う。沖縄県外の組合員が含まれる場合 B方式が利用される。現在も貸付業務を行っている。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	2,369,893	2,178,305	1,447,744	1,997,264	1,077,251
県債	0	0	0	518,186	0
繰越金	1,444,382	1,761,861	1,044,021	1,072,880	976,391
元利収入	925,511	416,444	403,079	406,198	100,860
延滞利息等	0	0	644	0	0
歳出	608,032	1,134,285	374,864	1,020,873	72,629
貸付金	0	0	0	647,733	0
国庫償還金	6,241	7,541	5,444	5,139	5,140
一般会計繰出金	9,641	898,762	150,525	145,618	7,942
事務費	1,733	2,033	3,421	3,314	979
元金	497,149	225,949	214,830	216,345	58,568
利子	93,268	0	0	2,724	0

補償費等	0	0	644	0	0
------	---	---	-----	---	---

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計 繰入金	0	0	0	0	0
一般会計 繰出金	9,641	898,762	150,525	145,618	7,942

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 適切な事業規模及び事業の必要性について

本事業の新規貸付件数は、平成30年度から令和4年度に行われた新規の貸付件数は、令和3年度に貸付された1件で、それ以外はゼロの状況である。また、新規貸付件数がゼロの状況が継続していることに伴い、貸付金財源として本特別会計に保有している9億円以上の預金は何らの事業にも使用されずに余剰となっており、効率的な財源の活用が実施できていない。

そのため、本事業の必要性の見直しを行い、事業の継続が必要であるとの結論となった場合であっても、適切な事業規模を改めて検討し、余剰資金は一般会計への繰出を実施すべきである。

(意見2) 歳入の繰越金について

直近5年間において、毎年、一般会計への繰出金は行われているが、令和4年度末における繰越金は976,391千円である。

特別会計の繰越金については、「概算要求基準」中に「過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰出すこと」とあるが、その判断の基準等（一定金額に達した場合には、一般会計へ繰出を行う等）は確認できなかった。例えば、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。

併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金（余剰金）の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。

(意見3) 貸付金の回収管理について

回収が困難な債権は、昭和40年代後半の貸付がほとんどで、滞納者が休眠状態や解散の状況で、事実上回収の見込みがないものについては、不納欠損金の事務手続きが追いついていない印象を受ける。

債権の回収管理に係る事務負担は、債権残高が残り続けている限り、永続的に回収管理業務は続けられ、担当者が変わっても、また次の担当者へ業務が引き継がれていくため、どこかで時効援用または債権放棄等により不納欠損処理を行わなければ、事務負担は年々増していくことが予想される。引き続き債権消滅に向けた必要な調査、庁内関係課との情報共有や弁護士への法律相談を行い、回収が困難な債権の不納欠損処理を進める必要がある



## 18 公債管理特別会計 財政課

### (1) 特別会計の概要

県債の元利償還等の管理を行う特別会計。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県特別会計設置条例

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

県債（一般会計）の元利償還等の適正管理を目的とする。

特別会計にする目的は、公債費を一般会計から区分して経理を明確にすることによって、その透明性を高めるために設置されたもの。なお、公債管理特別会計は全47都道府県で設置している。

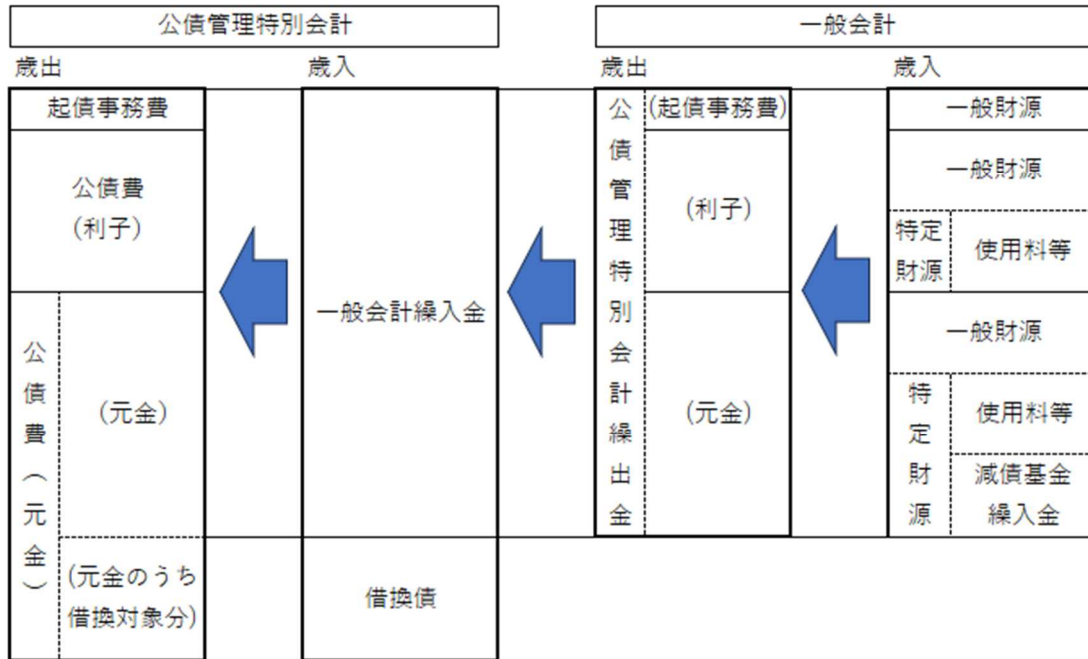
### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法）

公債管理特別会計は、県債の公債費（利子、元金）の支払い、県債を起債するときの事務費、金融機関からの借入の借換えを行う。

借換えは、年に1回（3月）に実施される。県債の償還期間は20年が多いが、金融機関からの借入期間は20年より短いため、借換えを行う必要がある。金利については市場公募債の各年限の利率を基本として金融機関と交渉を行い、金利及び期間などのバランスを考慮して決定する。

なお、通常債の発行上限を210億円とした起債運営をしている。

【参考】公債管理特別会計と一般会計の関係



(5) 歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	84,827,113	78,134,200	74,618,969	66,431,423	80,972,980
一般会計繰入金	66,427,113	67,134,200	64,418,969	64,931,423	67,772,980
県債	18,400,000	11,000,000	10,200,000	1,500,000	13,200,000
歳出	84,827,113	78,134,200	74,618,969	66,431,423	80,972,980
公債費	84,827,113	78,134,200	74,618,969	66,431,423	80,972,980

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計繰入金	66,427,113	67,134,200	64,418,969	64,931,423	67,772,980
一般会計繰出金	0	0	0	0	0

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 繰上償還のルール整備

繰越金として普通預金で眠らせていて、将来の大型投資の計画の無い資金について、内部留保されているケースが見受けられる。財政課でも検討されている旨の話は伺ったが、現状、多額の繰越金が生じた場合での繰上償還等のルールが整備されていない。

効率的な資金運用の観点及び各所管の共有認識を高めるためにもルールの整備が望ましい。

## 19 国民健康保険事業特別会計 国民健康保険課

### (1) 特別会計の概要

市町村が運営する国民健康保険（市町村国保）は、勤務先の会社の健康保険など他の医療保険に加入していない方々（農業や自営業者や無職・短時間労働の方々）が加入する公的医療保険であるが、下記の構造的な課題を抱えている。

- ①加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い。
- ②所得水準に比較して保険料負担が重い。
- ③一般会計からの多額の繰入や繰上充用など財政赤字の負担が重い。
- ④財政運営が不安定になるリスクが高い小規模市町村が多く、市町村ごとの保険料水準の格差が大きい。

持続可能な医療保険制度を実現し、国民皆保険を維持するため、医療保険制度の安定化、負担の公平化及び医療費の適正化等を目的とする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）」が制定され、同法による改正後の国民健康保険法に基づき、平成30年度から、都道府県が市町村とともに国保の保険者となり、国保財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、制度の安定化を図ることとされた。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

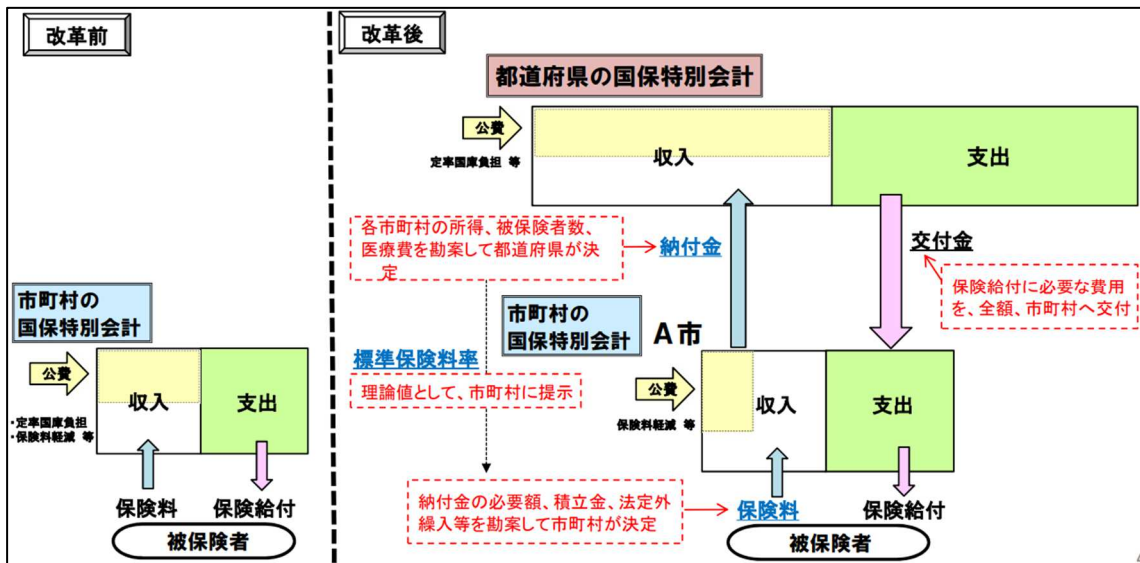
国民健康保険法

国民健康保険法施行条例

沖縄県国民健康保険給付費等交付金交付要綱

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理。なお、特別会計については、都道府県及び市町村は、国民健康保険法において、国民健康保険に関する収入及び支出について政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならないと規定されている（国民健康保険法第10条）。



出典：厚生労働省、国民健康保険制度における改革について（改正後の国保財政の仕組み）

（４）業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

改革の方向性		
1. 運営の在り方（総論）	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う</li> <li>都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化</li> <li>都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> </ul>	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li> <li>財政安定化基金の設置、運営</li> </ul>	国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 保険者事務（資格管理等）	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行）
4. 保険料の決定、賦課、徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定、公表	標準保険料率等を参考に保険料率を決定、個々の事情に応じた賦課、徴収
5. 保険給付	納付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い、市町村	保険給付の決定。個々の事情に応じた窓口負担減免等

	が行った保険給付の点検	
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言、支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保険事業を実施（データヘルス事業等）

出典：厚生労働省、第133回社会保障審議会医療保険部会 資料2-4

県は国民健康保険法第82条の2の規定に基づき策定した「国民健康保険事業方針（以下「本運営方針」という。）に基づき、国保事業の安定的な運営、市町村が担う事務の標準化・効率化・広域化等の推進及び医療費の適正化等を推進するため、毎年度、本運営方針に定める県、市町村及び国保連合会等の取組状況を把握して評価をし、必要な見直しを行っている。現在は「国民健康保険事業方針（第2期）」を実施中である（対象期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日）。

**【対象】 国保運営方針の構成**

第1章 基本事項

第2章 沖縄県内の保険者（市町村）及び被保険者の状況

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

第4章 標準的な保険料及び国民健康保険事業納付金の算定方法

第5章 保険料（税）の徴収の適正な実施

第6章 保険給付の適正な実施

第7章 医療費適正化の取組

第8章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

第9章 保健医療サービス、福祉サービス等に関する施策との連携

第10章 施策の実施のための体制

《PDCAの対象》

沖縄県国民健康保険運営方針においては、第3章から第10章において県、市町村及び国保連合会が取り組むべき事項を定めており、これらの事項についてPDCAを実施する。

出典：沖縄県国民健康保険運営方針の令和3年度におけるPDCAの実施結果について

第3章から10章の目標と取組項目の内容について

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	
目標	・ 財政の安定的な運営（赤字市町村の減少、赤字の削減・解消）
取組項目	(1) 赤字解消、削減計画の策定と同計画に基づく取組 (2) 財政安定化基金の運用
第4章 標準的な保険料及び国民健康保険事業費納付金の算定方法	
目標	・ 保険料(税)負担の公平化を進めるため、将来的には保険料(税)水準の統一化を目指す ・ 激変緩和措置等による円滑な制度移行を行う
取組項目	(1) 保険料(税)統一に向けた環境整備と具体的な検討を行う

	<p>算定方式の標準化に向け、被保険者に配慮した保険料(税)の見直しを行う</p> <p>(2) 急激な負担増となる市町村に対しては、国保事業納付金の金額を調整し、激変緩和措置をとる</p>
第5章 保険料(税)の徴収の適正な実施	
目標	・収納率の向上
取組項目	<p>(1) 収納対策に係る県の支援</p> <p>(2) 市町村における収納率向上対策</p> <p>(3) 被保険者に配慮した適切な対応</p>
第6章 保険給付の適正な実施(1)	
目標	保険給付の適正実施による保険財政の健全化
取組項目	<p>レセプト点検の充実強化</p> <p>(1) レセプト点検水準向上への取組</p> <p>(2) 研修会の開催による職員の資質向上</p> <p>(3) レセプトの二次点検の実施</p> <p>第三者行為求償事務の取組強化</p> <p>(1) 関係機関との連携体制の構築</p> <p>(2) 傷病届の早期提出等の取組強化</p> <p>(3) 研修会の開催による職員の資質向上</p>
第6章 保険給付の適正な実施(2)	
目標	<p>・療養費支給事務が適正に行われるとともに、不正請求事案については返還金を回収する体制を整える</p> <p>・資格の適用事務が適正に行われている</p>
取組項目	<p>(1) 療養費支給事務の適正化</p> <p>(2) 高額療養費支給事務の適正実施</p> <p>(3) 県による保険給付の再点検、不正請求事案への速やかな対応等</p> <p>(4) 資格の適用適正化と過誤調整等の取組</p>
第7章 医療費の適正化の取組	
目標	医療費の適正化に係る取組を強化する
取組項目	<p>(1) 特定健康診査・特定保健指導実施率等の向上</p> <p>(2) 後発医薬品の使用促進に関する取組</p> <p>(3) 適正受診、適正服薬を促す取組</p> <p>(4) 糖尿病等の重症化予防の取組</p> <p>(5) 保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定及び推進</p> <p>(6) 医療費通知に関する取組</p> <p>(7) 高医療費市町村の医療費適正化の取組</p>

	(8) 予防・健康づくり支援交付金に関する取組
第8章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進	
目標	市町村が担う事務の標準化により、被保険者サービスの平準化、利便性の向上を目指す
取組項目	(1) 市町村が担う事務の標準化等の推進 (2) 市町村が担う事務の共同実施による効率的な運営の推進 (3) 市町村事務処理標準システムの導入及び共同クラウドの推進
第9章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	
目標	後期高齢者医療制度、介護保険制度及び健康増進施策と連携し、関連計画と整合性を図った上で各種施策に取り組むことで、国民健康保険事業の実効性が高い状況にある
取組項目	(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (2) がん検診及び歯科健診との連携
第10章 施策の実施のための体制	
目標	運営方針に基づき、国民健康保険事業の円滑かつ安定的な運営を図る
取組項目	(1) 関係機関相互の連携会議等 (2) PDCA サイクルの実施等

(5) 歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)

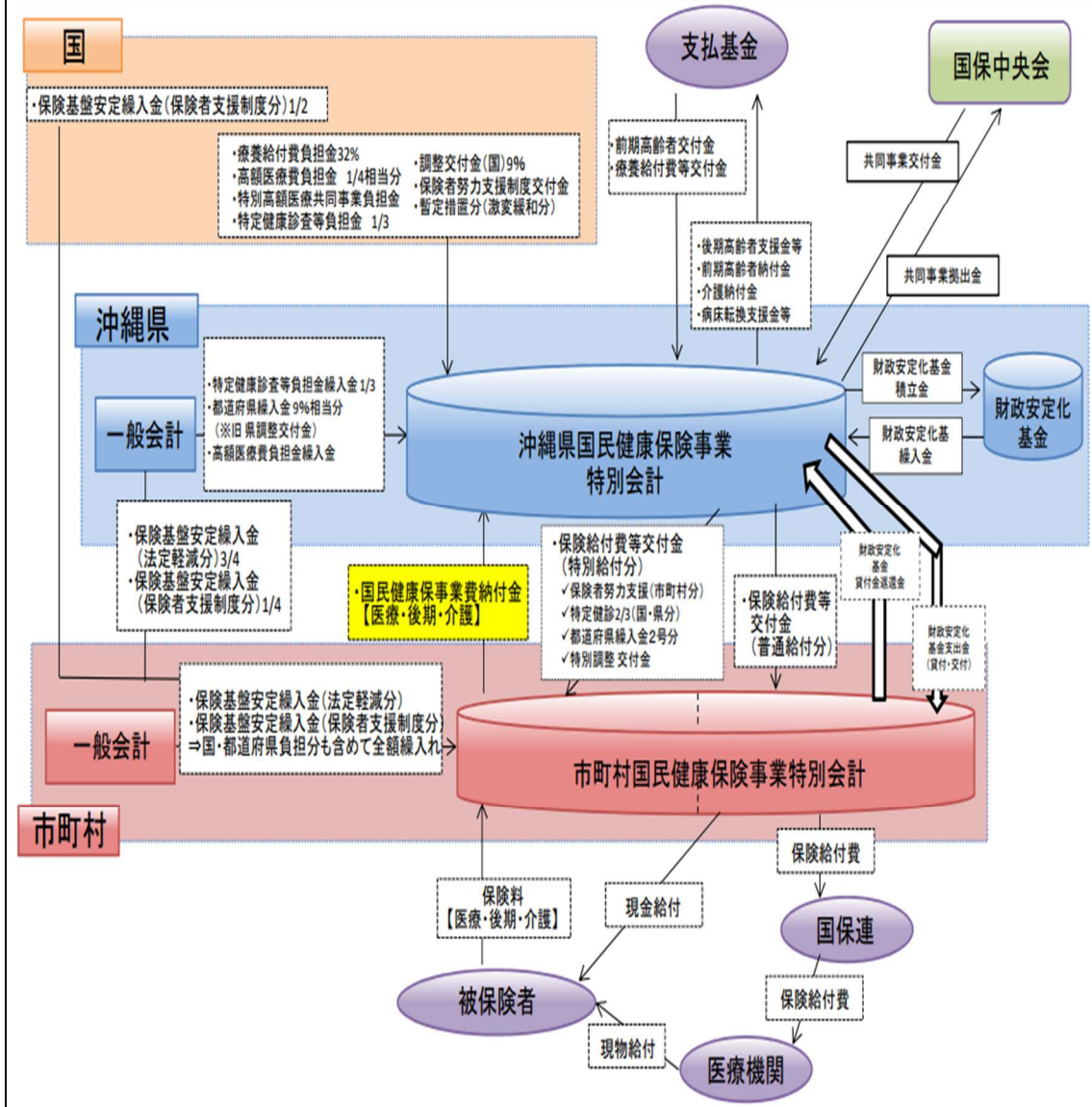
(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	158,029,896	161,483,029	160,429,993	167,396,395	164,034,567
国保事業費 納付金	49,746,010	49,504,871	50,796,219	47,549,403	50,976,932
国庫支出金	75,314,721	72,703,808	70,227,034	71,894,384	67,081,553
療養給付費 等交付金	747,650	151,771	0	0	0
前期高齢者 交付金	18,820,252	22,795,298	25,826,111	29,134,611	30,758,539
共同事業 交付金	160,063	167,783	191,304	271,048	328,133
利子及び 配当金	943	261	272	30	9
一般会計 繰入金	12,995,270	12,834,300	12,163,683	12,555,329	12,519,171



基金繰入金	244,987	709,271	0	1,736,652	0
繰越金	0	1,310,990	17,026	3,605,650	1,492,489
諸収入	0	1,304,676	1,208,344	649,288	877,741
歳出	156,718,905	161,466,003	156,824,343	165,903,906	163,141,670
総務費	26,984	36,270	36,469	41,264	29,780
保険給付費 等交付金	123,098,750	124,979,594	120,909,584	126,691,847	126,936,563
後期高齢者 支援金	22,920,860	23,151,396	23,081,334	23,582,258	23,163,210
前期高齢者 納付金	87,647	89,584	42,379	45,974	62,224
介護納付金	9,918,078	10,008,222	9,972,341	9,875,752	9,775,917
病床転換支 援金等事業	144	137	133	83	78
共同事業 拠出金	206,292	202,965	230,851	254,741	259,506
基金積立金	454,453	261	272	709,302	9
諸支出金	0	2,986,616	2,440,855	4,592,635	2,861,593
保健事業費	5,697	10,958	110,125	110,050	52,790

## 平成30年度（制度改革）以降 国保財政イメージ



(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計繰入金	12,995,270	12,834,300	12,163,683	12,555,329	12,519,171
一般会計繰出金	0	20,894	102,222	60,489	40,318

## (7) 監査の結果及び意見

### (意見1) 財政の安定的な運営に向けて

国民健康保険は、被用者保険と比べ被保険者の年齢構成が高く、高年齢化の進展等に伴い一人当たりの医療に係る支出は増え続けていく一方、被保険者の所得水準が低く、保険料(税)の負担率が高いという構造的な課題を抱えている。

加えて沖縄県は全国と比較しても所得水準が低く、負担能力のない20歳未満の子ども数が全国と比べて多いことから、保険料(税)の早急なかつ大幅な引き上げは困難であり、繰上充用や決算補填目的の法定外繰入金を余儀なくされている。

平成30年度以降の国民健康保険制度の改革により、各都道府県が国保財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理することになった。

国保の財政運営の責任主体を担っている県としては、各市町村への保険料の適正な設定(標準保険料率)、保険料の収納率の向上等の指導・助言を行うとともに、併せて国に対して財政支援要請を行うなど国民健康保険事業が将来にわたって安定的に事業継続していくため、引き続き財政の安定的な運営に努めていただきたい。

## 第4章 各論

各特別会計の歳出の内訳より、主要な歳出取引について抽出し、具体的な取引の検証を実施した。実施した結果は下記の通りである。

### <実施結果一覧（各論）>

NO	特別会計	歳出の内訳	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	中央卸売市場管理費	1-1	意見1	計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組み
				意見2	委託料について
		中央卸売市場建設費	1-2	意見1	不用額について
2	中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計	公債費	2-1	意見1	警備費用について
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	国際物流拠点産業集積地域那覇地区管理運営費	3-1	意見1	不用額について
4	駐車場事業特別会計	駐車場管理費	4-1	-	-
		駐車場建設費	4-2	意見1	不用額について
5	宜野湾港整備事業特別会計	宜野湾港管理費	5-1	意見1	不用額について
		元金償還金	5-2	意見1	受益者負担の適正化

6	中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	元金償還金	6-1	-	-
		中城湾港管理費		意見1	中城湾港管理運営費の需用費の金額の入力ミス
				意見2	中城湾港機能施設整備費の工事請負費の金額の入力ミス
		中城湾港建設費		意見3	多様な業者から見積書入手
			意見4	日付のない請求書について	
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	元金償還金	7-1	-	-
		港湾建設費		指摘1	産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業の委託について(産業廃棄物処理法違反)
				指摘2	産業廃棄物管理票(いわゆる「マニフェスト」)の交付をしていない(産業廃棄物処理法違反)
				指摘3	産業廃棄物収集運搬業者の許可を得ていない業者への運搬委託について(産業廃棄物処理法違反)
			意見1	除草業務の二重計上の可能性について	
与那原マリーナ管理費		-	-		
8	所有者不明土地管理特別会計	土地管理費	8-1	意見1	所有者への返還以外の解決策についても検討すべき
		予備費		-	-
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	父子福祉資金貸付金	9-1	指摘1	貸付事務取扱要綱に沿った書類の整備について
		母子福祉資金貸付金		意見1	適切な審査体制について
10	林業・木材産業改善資金特別	林業・木材産業改善資金取扱事務費	10-1	指摘1	本事業の見直しについて
				指摘2	林業・木材産業改善資金のしおりの部数管理

	会計			意見 1	不能欠損理由の経緯においても、面談内容を記載することが望ましい
		林業・木材産業改善資金貸付事業費		-	-
11	沿岸漁業改善資金特別会計	管理指導事務費	11-1	意見 1	特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分
12	産業振興基金特別会計	委託	12-1	意見 1	補助事業の内容と補助金交付規程との整合性について
		運営費 (職員費＋管理運営費)		意見 2	事業計画の内容と実績報告内容に差異が生じている
		補助		意見 3	補助金交付継続年数について
				指摘 1	特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分
15	下地島空港特別会計	空港管理運営費 空港建設事務費(補助)	15-1	意見 1	委託費に含まれる一般管理費相当額の算定方法について
		職員費		意見 2	契約書における反社排除条項の記載について
16	農業改良資金特別会計	公債費(元金)	16-1	-	-
		国庫等返還金	16-2	意見 1	不納欠損処理の検討について
		事務費	16-3	-	-
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	公債費(元金)	17-1	意見 1	不納欠損処理の検討について
		国庫償還金	17-2	意見 1	不納欠損処理の検討について
		事務費	17-3	-	-
18	公債管	公債費	18-1	意見 1	健全な財政運営について

	理特別 会計				
19	国民健 康保険 事業特 別会計	介護納付金	19-1	-	-
		後期高齢者 支援金	19-2	-	-
		保健事業費	19-3	-	-
		諸支出金	19-4	-	-
		保険給付費 等交付金	19-5	-	-

## 1-1 中央卸売市場事業特別会計：中央卸売市場管理費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	中央卸売市場事業特別会計
所管課	流通・加工推進課
対象の歳出取引	中央卸売市場管理費
金額	345,997 千円

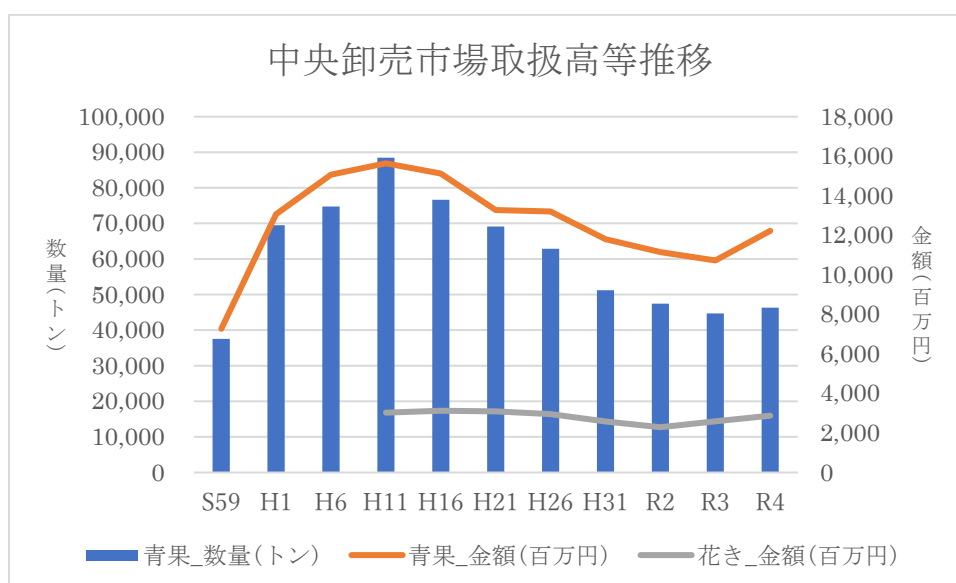
### (2) 取引の概要

中央卸売市場は、沖縄県浦添市に敷地面積 112,304 m<sup>2</sup>で設置されており、卸売業者・仲卸業者・売買参加者らが市場内で取引を行っている。

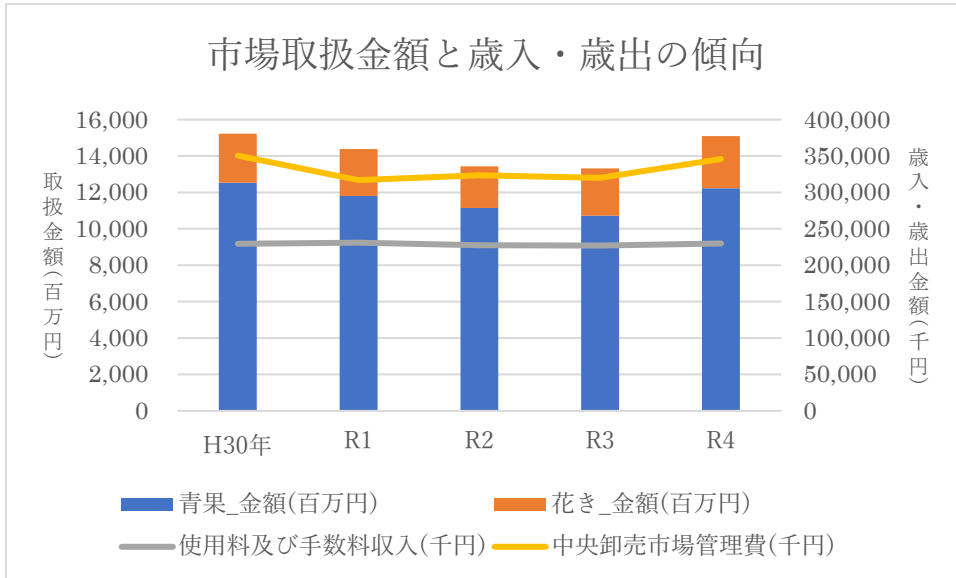
青果と花きを取り扱っており、各部の開設以降の取扱高の 5 年毎の推移と直近数年の推移は、下部グラフ「中央卸売市場取扱高等推移」に記した通りで、青果部は平成 10 年代前後をピークに減少傾向、直近では若干の回復傾向、花き部は、平成 20 年頃をピークに減少傾向にあったが、令和 2 年以降の直近では回復傾向にある。(花き部は平成 9 年より開場)

中央卸売市場取扱高等推移と中央卸売市場事業特別会計のメインの収益である「使用料及び手数料収入」とメインの支出である「中央卸売市場管理費」の推移を一覧できるように表したのが下記グラフ「市場取扱金額と歳入・歳出の傾向」である。メインの収益である「使用料及び手数料収入」は市場取扱高に関わらずほぼ横ばいの傾向にあり、メインの支出である「中央卸売市場管理費」は市場取扱高に連動する傾向にある。

中央卸売市場管理費は、主に、人件費、水道光熱費・修繕費(需用費)、保守管理・清掃警備等(委託費)で構成されている。







### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移 (予算・実績・不用額)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	365,477	327,634	355,512	343,028	373,783
実績	351,701	317,070	323,480	319,912	345,997
不用額	13,775	10,563	32,031	23,115	27,785

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。

当該決算額 (使途) の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度 決算額	主な取引内容
(人件費)	94,941	
報酬	50,053	
職員手当等	28,125	
共済費	16,762	
(物件費)	251,055	
報酬	1,668	非常勤職員報酬+委員会報酬

職員手当等	355	非常勤職員手当
報償費	27	
旅費	338	
需用費	135,791	主に水道光熱費(77,000千円)と修繕費(56,000千円) 施設等修繕について、予算より低価額で執行できたため不用額が発生した
役務費	784	
委託料	80,954	施設管理・電気設備等の保守管理 清掃・警備費
使用料及び賃借料	2,371	
負担金、補助 及び交付金	16,028	固定資産税相当の項目
公課費	12,735	消費税
計	345,997	

#### (4) 監査の結果及び意見

##### (意見1) 計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組み

当特別会計の歳入のメインである使用料及び手数料収入のうち、中央卸売市場市場での取扱金額が増えれば連動する増収は「売上高割使用料」部分であり、「使用料及び手数料収入」のうちの19%、額でいうと43,000千円である。(平成30年度～令和4年度平均値)。

これに対し、当特別会計 総論「(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について」で記したように、直近5年間に、特別会計で採算が採れずに一般会計から当特別会計へ繰り入れている金額は毎年度50,000千円～100,000千円である。当特別会計で独立採算体制になるためには、「売上高割使用料」を2～3倍以上に増やさなければならないことになる。

中央卸売市場とその運営管理のための本特別会計がその設置目的である役割を果たすためには、将来にわたって安定的に継続して行けるような、一般会計からの繰り入れに頼らない独立採算可能となるための戦略的な取組が必要である。

行政運営の「質」の向上を目指す新沖縄県行政プログラムの取組内容の一つである「収支のバランスが取れた財政マネジメント」では、特別会計事業の適正な運営も課題となっている。本事業の現在の経営状況、収支のバランスを適切に把握し、将来の合理的な予測も交えて、計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組みを再考する機会にされたい。

(意見2) 委託料について

中央卸売市場管理費の23%を占める委託料の内容は、施設管理・電気設備等の保守管理、清掃・警備費である。各委託先は入札制度により選定されているが、現委託先選定時は、それぞれ1社のみが入札応募し、選定された状況である。応募者が1社であること自体は、公平性・経済性が担保された選定であれば問題ないとするが、より付加価値のあるサービスを経済的に入手するためには、複数の入札者がいることが合理的な競争であると考えられる。上述したように、市場運営上、これら費用を大幅に減少させることは難しいであろう中、また、行政運営の「質」の向上を目指す新沖縄県行政プログラムの取組の中で、1社入札の原因等を適切に把握し、本事業の委託先募集の際の要件や設定条件等の適切性も照らし合わせ、再考する機会にされたい。

1-2 中央卸売市場事業特別会計：中央卸売市場建設費

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	中央卸売市場事業特別会計
所管課	流通・加工推進課
対象の歳出取引	中央卸売市場建設費
金額	103,590千円

(2) 取引の概要

中央卸売市場の維持管理・運営に要する建設費関連項目で構成される。毎年、経常的に発生するものではなく、必要な都度、取引が行われる性質のものである。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	85,320	83,904	0	0	103,923
実績	0	23,499	0	0	103,590
不用額	85,320	60,405	0	0	332

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。(平成30年度の不用額85,320円のうち83,904千円は、平成30年9月に襲来した台風24号の影響により、市場において約45時間

の停電が発生したことを受け、災害時の生鮮食料品の品質低下を防ぐために国の緊急補正予算を活用して追加計上した額であり、翌年の令和元年へ繰り越し、非常用発電機を設置している。)

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度 決算額	主な取引内容
委託料	3,270	工事設計委託・監理料
工事請負費	100,320	中央卸売市場活性化事業（定温管理施設整備） R4 新規事業
計	103,590	

#### (4) 監査の結果及び意見

##### (意見1) 不用額について

予算額と実績額の差額である不用額について、令和4年は、予算通りに執行され不用額は少額であるが、令和元年度の発生額が多額である(平成30年年度の不用額については、上記(3) 予算と実績 の表下にて補足しているため参照のこと)。新型コロナウイルスの蔓延などといったイレギュラーな状況を原因とする要素も含まれるかと考えられるが、建設費関連の予算は大きく割かれることが多く、執行されなかった場合や執行が遅れた場合には不用額も多額になりやすい。その状況下での不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額である。不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。

## 2-1 中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計：公債費

### （1）対象の歳出取引について

特別会計の名称	中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計
所管課	企業立地推進課
対象の歳出取引	公債費
金額	267,061 千円

### （2）取引の概要

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業は、中城湾港の開発として、昭和 57 年度から平成 19 年度にかけて、本島中部の産業振興、雇用機会の創出、産業構造の改善を図るとともに、中部地区東海岸を本県の流通拠点として 264ha を整備し、県土の均衡ある発展に資するため工業用地を整備した事業である。工業用地と共に、周辺土地の住環境の改善に資するため、住宅用地、公共施設用地等の都市機能用地の整備も行った。

地域開発事業の起債許可（起債協議）を受け、県内金融機関から借入により土地造成を行い、造成地売却収入によって借入金の返済を行っている特別会計である。

造成地の令和 4 年度末の処分状況は、全体の 97.1%である。

### （3）予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	3,431,779	343,443	748,771	629,360	270,598
実績	3,431,693	343,442	748,770	623,618	267,061
不用額	86	1	1	5,742	3,536

平成 30 年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかつた場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している（令和 3 年度及び令和 4 年度の不用額は、借換えを行い利率が変更になったために生じたもの）。

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
公債費 元金	265,665	県債による調達資金の元金償還
公債費 利子	1,396	県債による調達資金に関する利払い
計	267,061	

ヒアリングの結果、県債の償還や過去に一般会計から繰入れた借入額の返済は順調に進められており、令和5年度に銀行借入はすべて返済済みで、一般会計への返済を残すのみである。当特別会計総論部分の「(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について」のとおり、直近では一般会計繰出金を計画的に繰出せている。

#### (4) 監査の結果及び意見

##### (意見1) 警備費用について

当特別会計では、警備業務、分譲用地除草等管理業務、文筆測量業務を民間へ委託している。全ての委託業務で年間1,000万円程度発生しており、警備業務は夜間帯(16時～24時)に行われ、年間580万円程度を要している。

夜間警備の必要性について質問・契約書の確認を行ったところ、「施設の管理・保全及び施設利用者の安全を確保するとともに、未売却工業用地への不法投棄等を監視する目的」であり、平成25年頃から委託しているとのことであった(5年より古い資料は現存しないため、予算の内容等から推定)。既に中城湾港(新港地区)工業団地内に入居等している施設利用者のためと県所有の未売却地の保全という、県と施設利用者の両者の目的のためということが伺えた。警備に関しては、本来、受益者がコストを負担すべきサービスであると考えられるため、県以外に当該コストを負担している者の確認をしたところ、警備費用としては施設利用者からは集金されていない状況であった。

警備費用というのは、当該契約を解除しない限り継続して発生する費用である(実際に平成25年以降継続的に発生しているものと推定される)。そのような費用を受益者の負担はなく、県民の負担となる県のみ負担で行い続けることに不合理を感じざるを得ない。

管理保全費用について、施設利用者との契約内容をきちんと整理し、場合によっては、協議の上、賃貸エリアの入居企業に対しては警備料負担も織り込んだ賃料の改定等を、分譲エリアの入居企業に対しては警備料負担の契約締結等を検討されたい。

### 3-1 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計：国際物流拠点産業集積地域那覇地区管理運営費

#### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計
所管課	企業立地推進課
対象の歳出取引	国際物流拠点産業集積地域那覇地区管理運営費
金額	395,966 千円

#### (2) 取引の概要

本事業では、那覇空港、那覇港、那覇中心地に隣接し、交通アクセスの面からも優れた立地条件にある沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理運営を行っている。同地区は、関税法上の保税地域制度と立地企業に対する税制・金融上の優遇措置を組み合わせ、本県における臨空・臨港型産業（那覇空港や那覇港等の物流機能を活用した、ものづくり産業、流通加工等を行う配送業、倉庫業等）の集積を推進するとともに貿易の振興に資するために創設された地区である。

#### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	444,823	427,628	472,280	428,893	419,739
実績	385,873	387,099	428,379	384,808	395,966
不用額	58,949	40,528	43,900	44,084	23,772

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかつた場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度 決算額	主な取引内容
報償費	-	
旅費	279	
需用費	134,526	主に水道光熱費、修繕費
役務費	280	

委託料	95,958	主に、施設管理・運営支援に関する指定管理料の支払い
使用料及び賃借料	22,332	土地使用料等
負担金、補助及び交付金	42,988	那覇市に支払っている国有資産等所在市町村交付金（固定資産税のようなもの）
公課費	21,329	消費税
繰出金	78,271	一般会計への返済
計	395,966	

#### （４）監査の結果及び意見

##### （意見１）不用額について

予算額と実績額の差額である不用額について、発生額が多額である。新型コロナウイルスの蔓延などといったイレギュラーな状況を原因とする要素も含まれるかと考えられるが、建設費・修繕費関連の予算は大きく割かれることが多く、執行されなかった場合や執行が遅れた場合には不用額も多額になりやすい。その状況下での不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額である。不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。



#### 4-1 駐車場事業特別会計：駐車場管理費

##### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	駐車場事業特別会計
所管課	道路管理課
対象の歳出取引	駐車場管理費
金額	128,869 千円

##### (2) 取引の概要

県民広場地下駐車場の管理運営を行っている。県民広場地下駐車場では、平成 19 年度から指定管理者制度を導入し、管理運営経費の節減、利用者サービスの向上を図っている。また、平成 22 年度からは、指定管理者が駐車料金（利用料金）を収受できる利用料金制を導入し、民間事業者の経営ノウハウを活用することにより、収入の増加と利用者サービスの向上を図ることとしている。

##### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	5,741	6,367	7,871	5,498	126,588
実績	4,959	5,560	6,755	2,849	128,869
不用額	781	807	1,115	2,648	-

平成 30 年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行できた場合などに発生する予算の余り分を表している。（令和 3 年度の不用額のうち、2,157 千円は消費税の還付金）

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和 4 年度 決算額	主な取引内容
報償費	42	
旅費	2	
公課費	6,579	消費税
繰出金	122,246	一般会計への繰出
計	128,869	

## 4-2 駐車場事業特別会計：駐車場建設費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	駐車場事業特別会計
所管課	道路管理課
対象の歳出取引	駐車場建設費
金額	75,973 千円

### (2) 取引の概要

県民広場地下駐車場の維持管理・運営に要する修繕、工事、委託事業関連項目で構成される。毎年、経常的に発生するものではなく、必要な都度、取引が行われる性質のものであるが、県民広場地下駐車場は、供用開始から25年となり、当初設置された設備については、耐用年数超過、経年劣化により修繕・改修の必要がある。今後は、長寿命化計画（平成28年度作成）に基づき施設の修繕を実施していく予定で、令和元年度は、長寿命化計画に基づく予防保全を目的とする工事であったが、入札不調に終わり、翌年以降順次施行することとした。令和2年度はシャッター取替工事、令和3年度は、電気工事（照明設備のLED更新）、令和4年度は床壁等の改修工事を行っている。指定管理者との協定により、施設の修繕については、「施設の機能を回復させるもので100万円未満のもの」は指定管理者が行い、100万円以上については県が行うこととなっている。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	2,106	61,646	64,002	66,326	122,922
実績	2,106	0	21,566	0	75,973
不用額	0	61,646	42,436	1,603	44,615

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行できた場合などに発生する予算の余り分を表している。（令和3年度は繰越金が43,423千円ある。）

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度 決算額	主な取引内容
修繕費	-	
委託料	1,727	内容は工事監理 選定方法：随意契約
工事請負費	74,246	電気(令和3年度繰越)修繕、改修工事 選定方法：一般競争入札
計	75,973	

（4）監査の結果及び意見

（意見1）不用額について

予算額と実績額の差額である不用額について、発生額が多額である。新型コロナウイルスの蔓延などといったイレギュラーな状況を原因とする要素も含まれるかと考えられるが、建設費・修繕費関連の予算は大きく割かれることが多く、執行されなかった場合や執行が遅れた場合、入札不調時には不用額も多額になりやすい。その状況下での不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額である。不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。

## 5-1 宜野湾港整備事業特別会計：宜野湾港管理費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	宜野湾港整備事業特別会計
所管課	港湾課
対象の歳出取引	宜野湾港管理費
金額	168,444 千円

### (2) 取引の概要

宜野湾港の管理・運営のための需用費、役務費、委託費、賃借料、工事請負費、公課費等で構成される。メインは、委託費の中の指定管理料(5年契約)や修繕・増改築等に係る工事請負費である。5年契約である指定管理料は、契約期間内は一定であるが、修繕・増改築等に係る工事請負費は計画的に行っているものの、昭和62(1987)年から一般供用を開始後、施設・設備の老朽化が進んでおり、年度によって増減が激しい。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	75,620	99,438	106,063	90,489	191,537
実績	79,756	116,100	102,354	81,578	168,444
不用額			3,709	8,911	23,092

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。

当該決算額(使途)の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
旅費	186	
需用費	0	
役務費	9	
委託料	73,122	指定管理料：63,557千円 その他、軽微な修繕、利用者向けアンケート費用

使用料及び賃借料	16	
工事請負費	84,491	契約方法 入札 浮き栈橋修繕、パワーポスト増加・修繕
公課費	10,619	すべて消費税
計	168,444	

#### (4) 監査の結果及び意見

##### (意見1) 不用額について

予算額と実績額の差額である不用額について、発生額が多額である。新型コロナウイルスの蔓延などといったイレギュラーな状況を原因とする要素も含まれるかと考えられるが、建設費・修繕費関連の予算は大きく割かれることが多く、執行されなかった場合や執行が遅れた場合、入札不調時には不用額も多額になりやすい。その状況下での不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額である。不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。

#### 5-2 宜野湾港整備事業特別会計：元金償還金

##### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	宜野湾港整備事業特別会計
所管課	港湾課
対象の歳出取引	元金償還金
金額	323,340 千円

##### (2) 取引の概要

宜野湾港整備事業のために当特別会計で起債した県債による融資の元金の返済を管理している。近年の県債残高は下表のとおりで順調に返済が進んでいるものの、直近の5年では2～3億円程度を毎年度追加起債しており(詳しくは、宜野湾港整備事業特別会計 総論の(5) 歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)表の歳入 県債 部分を参照のこと)、現時点では、完済見込み時期等は不明。

(単位：千円)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
県債残高※年度末時点	2,501,729	2,341,113	2,171,024	2,171,024	1,808,594

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	503,017	477,263	467,666	297,137	323,340
実績	503,016	477,262	465,025	313,137	323,340
不用額	-	-	2,641	-	-

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
元金償還金	323,340	県債による調達資金の元金償還
計	323,340	

### (4) 監査の結果及び意見

#### (意見1) 受益者負担の適正化

宜野湾港整備事業特別会計 総論部分の監査の結果 「(指摘③) 当会計の採算性と受益者負担(使用料収入)の適正化について」「(指摘④) 使用料収入の見直しについて」にも記載のとおり、当特別会計の純粋な採算は赤字であるので、当施設利用者からの港湾施設使用料の設定額の見直しを早急に行い、当特別会計での受益者負担の適正化に取り組んでいただきたい。

宜野湾港の運営管理のための本特別会計がその設置目的である役割を果たすためには、将来にわたって安定的に継続して行けるような、一般会計からの繰り入れや県債融資に頼らない独立採算可能となるための戦略的な取組が必要である。

行政運営の「質」の向上を目指す新沖縄県行政プログラムの取組内容の一つである「収支のバランスが取れた財政マネジメント」では、特別会計事業の適正な運営も課題となっている。本事業の現在の経営状況、収支のバランスを適切に把握し、将来の合理的な予測も交えて、計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組みを再考する機会にされたい。

## 6-1 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計
所管課	港湾課
対象の歳出取引	中城港湾管理費、中城湾港建設費、元金償還金、利子償還金
金額	242,226 千円

### (2) 取引の概要

中城湾港（新港地区）に係るふ頭用地や上屋施設等の整備を行い港湾機能の向上を図ることを目的とし、港湾関連施設等の整備及びその管理運営をおこなっている。

野積場使用量、東西上屋（各 2 棟）使用料及び荷役機械使用料として、年間 1 億 4000 万円余りの収入がある。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・繰越額・不用額）

歳出取引全体

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	534,973	585,335	375,114	243,313	259,754
実績	480,155	430,533	344,070	178,863	242,226
繰越額	3,223	149,197	0	50,000	0
不用額	51,594	5,605	31,044	14,449	17,527

参考：沖縄県「一般会計・特別会計決算概要について」平成 30 年度ないし令和 4 年度決算概要（資料）の特別会計歳出決算対前年度比較

<https://www.pref.okinawa.jp/site/suito/kaikei/somu/kessanngaiyou.html>

歳出取引全体

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	368,441	582,112	225,917	236,901	259,754
実績	480,155	430,533	344,070	178,863	242,227

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近 5 年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近 5 年の歳入歳出（実績）内訳推移」

中城湾港管理費

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	31,016	23,334	30,585	33,792	69,978

実績	20,746	17,975	21,040	24,021	53,411
----	--------	--------	--------	--------	--------

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

中城湾港建設費 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	145,000	335,500	0	50,000	50,000
実績	267,273	189,483	128,268	0	49,642

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

元金償還金 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	171,143	204,777	178,956	139,480	127,529
実績	171,143	204,777	178,956	141,211	127,528

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

利子償還金 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	21,282	18,501	16,376	13,629	12,247
実績	20,993	18,298	15,807	13,631	11,645

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(中城湾港管理費)		
報酬	1,641	
職員手当等	284	
共済費	339	
旅費	21	
需用費	2,614	修繕費(小便器詰まり、エンジン始動不具合点検修理等)



役務費	172	火災保険料（施設賠償責任保険料）、自動車損害保険料（クレーン車任意保険料）、手数料（クレーン性能検査点検整備・代行受験）
委託料	23,201	
使用料及び賃借料	0	
工事請負費	8,248	
公課費	16,886	消費税中間申告、消費税確定申告
（中城湾港建設費）		
委託料	5,000	港湾事業現場技術業務委託
工事請負費	44,642	東ふ頭港湾施設用地塗装工事
（元金償還金）		
償還金、 利子及び割引料	127,528	公債費
（利子償還金）		
償還金、 利子及び割引料	11,645	公債費
計	242,226	

#### （４）監査の結果及び意見

##### （意見 1）中城湾港管理運営費の需用費の金額の入力ミス

所管課提出の「令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」によると中城湾港管理費の需用費の支出済額は、2,614 千円であり、支出負担行為兼支出調書の金額とも合致しているが、所管課作成の「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港管理運営費の需用費の合計額は、5,228 千円となっている。

一部データが二重に入力されている可能性があり、データ入力ミス等により決算の誤りを誘発する危険性があるため、正確なデータ作成が望まれる。

データ入力方法とその照合の方法について検討されたい。

##### （意見 2）中城湾港機能施設整備費の工事請負費の金額の入力ミス

令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の中城湾港管理費の委託料の支出済額は、23,201 千円と記載があるも、所管課作成の「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港管理運営費の委託料の合計額は、

48,159 千円となっている（なお、「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港機能施設整備費の委託料は、「令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」の中城湾港建設費の委託料と 5,000 千円で合致している。）。同様に、「令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」の中城湾港管理費の工事請負費の支出済額は、8,248 千円と記載があるも、所管課作成の「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港管理運営費の工事請負費の合計額は、16,497 千円となっている（なお、「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港機能施設整備費の工事請負費は、「令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」の中城湾港建設費の工事請負費と 44,642 千円で合致している。）。

一部データが二重に入力されている可能性があり、データ入力ミス等により決算の誤りを誘発する危険性があるため、正確なデータ作成が望まれる。

データ入力方法とその照合の方法について検討されたい。

#### （意見 3）多様な業者から見積書入手

令和 4 年度の中城湾港管理費の需用費の合計は 2,614 千円であるところ、うち 11 件の修繕がおこなわれている。そのうち 7 件は、いずれも A 社と B 社から見積書を取得し、全 7 件が A 社に修繕依頼がなされている。

本来複数業者からの見積書の取得は、不当に高額な費用とならないよう見積金額の適正化を図ることにあるため、毎回同じ業者から見積書を取得することは好ましくなく、見積書の取得が形骸化する可能性がある。

したがって、見積書の取得を特定の業者から取得するのではなく、できる限り多様な業者から見積書を取得することが望ましい。

#### （意見 4）日付のない請求書について

中城湾港建設費の委託料のうち、一部債権者から、委託業務名を「港湾事業現場技術業務委託（R 4 - 1）」、請求額を 782 万 5100 円とする請求書が発行されているが、日付欄が空白となっている。

請求書に日付の記載がない場合、正当性や取引時期が不明確となるため、会計処理の正確性を保つことができない。よって、日付のない請求書に関しては、日付を入力した請求書との差し替えをされたい。

## 7-1 中城湾港マリン・タウン特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	中城湾港マリン・タウン特別会計
所管課	港湾課
対象の歳出取引	港湾建設費、与那原マリーナ管理費、 元金償還金、利子償還金
金額	154,568 千円

### (2) 取引の概要

与那原マリーナの整備を目的とする港湾整備事業と埋立造成を目的とした臨海部土地造成事業の2つの事業で構成されている。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・繰越額・不用額）

歳出取引全体

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	346,770	212,910	243,829	218,417	162,425
実績	156,618	183,355	162,625	161,776	154,568
繰越額	31,255	0	60,253	0	6,050
不用額	158,896	29,554	20,949	56,640	1,806

参考：沖縄県「一般会計・特別会計決算概要について」平成30年度ないし令和4年度決算概要（資料）の特別会計歳出決算対前年度比較

<https://www.pref.okinawa.jp/site/suito/kaikei/somu/kessanngaiyou.html>

歳出取引全体

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	182,349	150,116	243,829	270,475	162,436
実績	156,618	183,355	162,626	161,777	154,568

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

港湾建設費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	52,770	21,377	99,326	130,673	24,230
実績	23,712	24,547	18,581	23,422	16,402

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び

「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

与那原マリーナ管理費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	52,770	21,377	99,326	130,673	24,230
実績	53,123	79,012	59,014	48,660	47,693

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び  
「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

元金償還金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	69,139	70,123	76,343	82,012	83,840
実績	69,138	70,123	76,342	82,011	83,839

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び  
「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

利子償還金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	10,646	9,796	8,815	7,665	6,634
実績	10,645	9,673	8,689	7,683	6,633

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び  
「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(港湾建設費)		
給料	7,274	
職員手当等	5,375	
共済費	2,677	
旅費	0	
役務費	0	
委託料	1,007	不法投棄物撤去作業、除草業務
使用料及び賃借料	67	デスクトップ型パソコン賃貸借料
(与那原マリーナ		

管理費)		
旅費	6	
需用費	0	
役務費	6	火災保険料
委託料	45,592	指定管理料、修繕業務委託
公課費	2,087	消費税確定申告、消費税修正申告に伴う追加納付税額、中間申告
(元金償還金)		
償還金、 利子及び割引料	83,839	公債費
(利子償還金)		
償還金、 利子及び割引料	6,633	公債費
計	154,568	

#### (4) 監査の結果及び意見

(指摘 1) 産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業の委託について(産業廃棄物処理法違反)

令和 5 年 2 月 9 日に A 社に対し、中城湾港西原・与那原地区住宅用地 B ブロック不法投棄物撤去作業を委託した。同委託作業には産業廃棄物の処理が含まれている。

この点、排出事業者が、産業廃棄物について収集運搬又は処分を委託する場合は、運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と、以下の事項を定めた委託契約書を締結する義務がある(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項、第 6 項、施行令第 6 条の 2 第 4 項、施行規則第 8 条の 4、第 8 条の 4 の 2)。

- ・ 産業廃棄物の種類及び数量、
- ・ 運搬委託の場合、運搬の最終目的地所在地
- ・ 処分・再生委託の場合、その所在地、処分・再生方法、施設の処理能力
- ・ 輸入廃棄物である場合にはその旨
- ・ 中間処理委託の場合、最終処分場所在地等の情報
- ・ 委託契約の有効期間
- ・ 処理料金
- ・ 受託者が許可業者の場合にはその事業の範囲
- ・ 積替え保管を行う場合には所在地等の情報
- ・ 安定型産業廃棄物について、積替え保管を行う場合、混合の可否
- ・ 適正処理のために必要な情報(性状、荷姿、石綿含有、水銀使用製品等)
- ・ 委託契約の有効期間中に、情報に変更があった場合の伝達方法

- ・受託業務終了時の受託者への報告に関する事項
- ・委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取り扱いに関する事項

排出事業者が契約書を締結しないで廃棄物を処理委託した場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはこれを併科するとの罰則規定がある（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第26条第1号）。

上記委託契約にあたり、港湾課の考えとして、沖縄県は「排出事業者」にあたらないとして、収集運搬業者、処分業者と法令の定める内容を記載した委託契約を締結していない。

「排出事業者」については解釈の余地があるが、本件は、沖縄県が、県の予算を執行して産業廃棄物の運搬、処理を委託するのであるから、県が排出事業者に該当しないと解し難く、県に違法性が認められる可能性が高い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づき、沖縄県知事は、「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可権者であるところ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条）、許可権者である沖縄県が、産業廃棄物処理法違反に該当する行為を行ったとなれば、コンプライアンス上由々しき自体である。

また、「排出業者」に該当するかどうかについて、港湾課のみの見解で決定するべきではなく、関係機関に確認のうえ決定すべきである。

なお、ヒアリングの結果、港湾課では、「排出業者」に該当しないとして、これまでも法令の定める委任契約を締結せず、同様の産業廃棄物処理を行っていたようである。

以上より、産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業を委託する場合、沖縄県が排出業者にあたるかどうかは関係機関に確認し、排出業者にあたる場合には、法令の定める内容を記載した委託契約書を締結しなければならない。

（指摘2）産業廃棄物管理票（いわゆる「マニフェスト」）の交付をしていない（産業廃棄物処理法違反）

「その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項及び第二項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項）と定められている。同条に違反して、管理票を交付しなかった場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（廃

棄物の処理及び清掃に関する法律第 29 条 3 号)。

「指摘 1」の件において、沖縄県は「排出事業者」に当たらないとして、管理票を交付していないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 1 項に違反する可能性がある。

「排出事業者」については解釈の余地があるが、本件は、沖縄県が、県の予算を執行して産業廃棄物の運搬、処理を委託するのであるから、県が排出事業者に該当しないと解し難く、県に違法性が認められる可能性が高い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条に基づき、沖縄県知事は、「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可権者であるところ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条）、許可権者である沖縄県が、産業廃棄物処理法違反に該当する行為を行ったとなれば、コンプライアンス上由々しき自体である。

したがって、産業廃棄物の運搬、処理を伴う業務を委託する場合、沖縄県が「排出事業者」に当たるか否か関係機関に確認のうえ、「排出事業者」に該当する場合には、運搬を受託した者に対し、管理票を交付しなければならない。

（指摘 3）産業廃棄物収集運搬業者の許可を得ていない業者への運搬委託について（産業廃棄物処理法違反）

「事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条 5 項）と定められている。同条に違反して、無許可業者へ産業廃棄物の運搬を委託した場合、5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金に処せられ、又は併科される（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 1 項 6 号）。

「指摘 1」の件において、A 社は産業廃棄物収集運搬業者の許可を得ていないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条 5 項に違反する可能性がある。

「排出事業者」については解釈の余地があるが、本件は、沖縄県が、県の予算を執行して産業廃棄物の運搬、処理を委託するのであるから、県が排出事業者に該当しないと

解し難く、県に違法性が認められる可能性が高い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条に基づき、沖縄県知事は、「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可権者であるところ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条）、許可権者である沖縄県が、産業廃棄物処理法違反に該当する行為を行ったとなれば、コンプライアンス上由々しき自体である。

したがって、産業廃棄物の運搬、処理を伴う業務を委託する場合、沖縄県が「排出事業者」に当たるか否か関係機関に確認のうえ、「排出事業者」に該当する場合には、受託者が産業廃棄物収集運搬業者として許可を得た業者に運搬を委託しなければならない。

#### （意見 1）除草業務の二重計上の可能性について

所管課提出の「令和 4 年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計歳入歳出決算事項別明細書」によると港湾建設費の委託料の支出済額は、1,007 千円であり、支出調書の金額とも合致しているが、所管課作成の「令和 4 年度の歳出の取引データ」のうち、中城湾港マリン・タウン土地造成事業の委託料の合計は、1,638 千円となっている。

差額がある原因は、除草業務が二重に計上されている可能性がある。

データ入力ミスによる決算の誤りを誘発する危険性があるため、正確なデータ作成が望まれる。データ入力方法とその照合の方法について検討されたい。



## 8-1 所有者不明土地管理特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	所有者不明土地管理特別会計
所管課	管財課
対象の歳出取引	土地管理業務費、予備費
金額	14,649,320,千円

### (2) 取引の概要

本会計は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「復帰特別措置法」という。）第62条の規程に基づき、沖縄県が管理する所有者不明土地の管理に関する事務を行うために設置された。所有者不明土地管理費は、復帰特別措置法第62条の規程に基づき、所有者不明土地を真の所有者に返還するまでの間、当該土地を適正に管理するとともに、所有者への返還を促進し、所有者不明土地の解消をはかるための経費であり、主な歳出科目は人件費である。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	259,233	169,057	172,439	178,751	182,775
実績	81,553	22,627	19,068	13,964	14,649
不用額	177,680	146,430	153,371	164,787	168,126

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（土地管理費）		
報酬	6,123	非常勤職員報酬
給料	2,667	
職員手当等	1,700	期末手当（会計年度任用職員）
共済費	1,801	社会保険料
報酬費	0	
旅費	498	通勤手当、普通旅費、
需用費	285	燃料費、消耗品費、印刷製本費、修善料

役務費	99	通信運搬費、自動車保険料、
委託料	1,392	所有者不明地内の草刈り
使用料及び賃借料	76	職員用パソコンのリース契約、E T C通行料金、新聞購読料
負担金、補助及び交付金	0	
補修、補填及び賠償金	0	
償還金、利子及び割引料	0	
公課費	5	公用車の自動車重量税、
計	14,646	

#### (4) 監査の結果及び意見

##### (意見 1) 所有者への返還以外の解決策についても検討すべき

所有者不明土地管理会計事業の目的の一つとして、所有者不明土地問題の抜本的解決のための取り組みが上げられるところ、平成 23 年から令和 4 年度までの所有者不明土地管理解除率は以下の表のとおり推移している。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
21.8%	21.9%	22.3%	22.4%	22.7%	22.8%

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
22.9%	22.9%	23.1%	23.2%

所有者土地管理解除率は、平成 23 年度から令和 2 年度までわずか 1.4% しか上昇しておらず、解除率が改善しているとは言い難い状況である。

「新・沖縄 21 世紀ビジョン実施計画（前記：令和 4 年度～令和 6 年度）」においても、「所有者不明土地問題については、戦後 75 年が経過し、所有者の特定が難しくなっている」と指摘されているとおり、今後も所有者土地管理解除率が改善されることは期待できない状況にある。

上述のとおり、本会計の目的の一つとして、所有者不明土地問題の抜本的解決の取り組みが上げられるところ、現状では、本会計は所有者不明土地の管理に傾斜したものとなり、将来的にも現状のような管理費の支出が継続するものと考えられる。

したがって、所有者への返還以外の解決策についても検討すべきである。

## 9-1 母子父子寡婦福祉資金特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	母子父子寡婦福祉資金特別会計
所管課	青少年・子ども家庭課
対象の歳出取引	母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金、事務費
金額	151,536 千円

### (2) 取引の概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立の助長等を行うため、母子家庭等の親や子どもに対し、全 12 種類（事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支援資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支援資金、結婚資金）の資金を無利子または低利で貸し付けを行うものである。その原資は、国庫借入金（3分の2）と県費（3分の1）からなる。

令和 4 年度末までの貸付実績（母子父子寡婦合計）は、以下の通りである。

貸付件数	22,197 件
貸付総額	7,879,277 千円

資金別	年度別		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	1	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	1	1,100	0	0	0
修学資金	210	149,284	194	129,165	190	125,569	180	117,905	167	118,503		
技能習得資金	23	15,716	16	10,082	18	11,443	11	8,392	10	5,679		
修業資金	9	4,995	5	3,204	7	3,361	7	3,966	3	1,836		
就職支度資金	1	330	2	430	1	100	0	0	0	0		
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
生活資金	8	5,361	5	1,937	3	1,102	3	1,047	1	315		
住宅資金	0	0	1	0	0	0	0	0	1	566		
転宅資金	7	1,316	4	944	6	1,133	5	891	2	460		
就学支度資金	64	17,767	42	12,315	86	24,651	70	20,473	66	21,270		
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	323	195,769	269	158,077	311	167,359	277	153,774	250	148,629		

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

歳出取引全体

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	205,206	250,254	222,866	178,491	187,904

追加更正額	45,162	0	0	0	16,428
予算現額	250,368	250,254	228,866	178,491	204,332
実績	198,337	160,227	175,609	156,227	151,536
不用額	52,030	90,026	53,256	22,263	52,795

母子福祉資金貸付金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	181,800	210,762	208,363	158,890	160,182
追加更正額	28,906	0	▲12,999	▲321	16,428
予算現額	210,706	210,762	195,364	158,569	176,610
実績	175,480	143,054	156,340	140,746	143,018
不用額	35,225	67,707	39,023	17,822	33,591

父子福祉資金貸付金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	12,800	22,425	8,060	7,971	16,171
追加更正額	9,625	0	7,000	▲7,251	0
予算現額	22,425	22,425	15,060	720	16,171
実績	14,855	10,390	10,130	300	4,262
不用額	7,569	12,034	4,929	420	11,908

寡婦福祉資金貸付金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	5,736	12,299	9,078	7,931	7,967
追加更正額	6,563	0	0	7,564	0
予算現額	12,299	12,299	9,078	15,495	7,967
実績	5,432	4,632	888	12,727	1,348
不用額	6,866	7,667	8,190	2,767	6,619

事務費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	4,870	4,768	3,365	3,699	3,584
追加更正額	0	0	3,061	0	▲1
予算現額	4,938	4,768	6,426	3,699	3,583
実績	2,508	2,150	5,313	2,453	2,907

不用額	2,429	2,617	1,112	1,245	675
-----	-------	-------	-------	-------	-----

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
母子福祉資金貸付金	143,018	貸付金
父子福祉資金貸付金	4,262	貸付金
寡婦福祉資金貸付金	1,348	貸付金
（事務費）		
需用費	108	消耗品費（A4コピー用紙）等
役務費	164	通信費（切手代）、口座振替手数料
委託費	1,393	貸付償還事務システム保守業務委託料、未収金債権回収手数料
使用料及び賃借料	1,022	母子父子寡婦福祉資金貸付償還事務システム機器賃借料
負担金 補助及び交付金	219	母子父子寡婦福祉貸付事務費交付金の交付
償還金 利子及び割引料	0.094	過年度の過誤納収入の戻出
計	151,536	

#### （4）監査の結果及び意見

（指摘1）貸付事務取扱要綱に沿った書類の整備について

令和3年度の事業継続資金貸付について、「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱」の第2条2項「市町村長は、貸付申請書を受理したときは、これを点検整備し、貸付決定することについて参考となるべき事項を記載した母子（父子、寡婦）福祉資金貸付申請に伴う調書（第2号様式）に貸付申請書と他の関係書類（第1の2に規定する添付書類等）とともに提出し、これを当該町村を管轄（市にあっては次表に掲げるとおり）する県の福祉事務所に送付するものとする。」の規定に基づき、石垣市から福祉事務所へ資料の提出がなされている。

石垣市作成の令和3年7月12日付け「母子福祉資金貸付申請書（台帳）等の送付について」と題する書面の「5. 添付資料」として、下記(1)ないし(8)の記載がある。

- (1) 母子福祉資金貸付申請書（台帳）（第1号様式）
- (2) 申請金額内訳書
- (3) 事業実績・計画書（第3号様式）

- (4) 住宅賃貸借契約書
- (5) 資格認定証
- (6) 借入資料・返済計画書
- (7) 残高証明書
- (8) 確定申告書（写し）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」第2条において、「母子福祉資金の貸付を受けようとする者は、母子（父子、寡婦）福祉資金貸付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。」として、下記項目をあげている。

- (1) 住民票謄本
- (2) 戸籍謄本
- (3) 申請人及び連帯保証人（政令第9条第1項（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に規定する保証人をいう。以下同じ。）の住所を示す見取図
- (4) 次の表の左欄に掲げる資金の種別に応ずる当該右欄に掲げる書類（以下省略）

石垣市から福祉事務所長へ提出された資料には、「(3)申請人及び連帯保証人（政令第9条第1項（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に規定する保証人をいう。以下同じ。）の住所を示す見取図」が添付されていないため、「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱」第2条3項記載の通り、整備状況について点検したうえで、石垣市に対して補正を依頼しなければならない。

#### （意見1）適切な審査体制について

「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱」第2条3項(3)イにおいて、「福祉事務所長は、市町村長から送付された貸付申請書については次の各号に留意し、実地調査を行い、審査に必要な資料等を整備する。」「イ 貸付金の種類、金額及びその用途は申請どおり適切であるか。」と規定されている。

令和3年度の事業継続資金貸付について、「申請金額内訳書」とあわせて「金額の参考にした書類」として、A4用紙に案内文、目的、スケジュールや金額等が記載された資料が添付されている。しかし、当該資料は、2020年3月31日に案内された文面であることがうかがわれ、「お支払い期限」は、2020年8月27日に設定されている。石垣市から福祉事務所長へ資料の提出がなされたのは、2021（令和3）年7月12日であり、当該資料が作成されたであろう日付から1年以上が経過しているのだから、その他の資料の提出を求めずに審査がなされたのであれば「貸付金の種類、金額及びその用途は申請どおり適切であるか。」の審査が適切になされているとはいえない。

また「申請金額内訳書」とあわせて提出を求める「金額の参考にした書類」には、括弧書きで、「価格の掲載されたHP画面をプリントアウトしたもの or 店の見積書など」

と記載されている。たしかに、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱等に詳細な規定はないものの、貸付金の使途を審査するに際して、貸付金の支払先となる者を特定できるような資料が望ましいと考えられる。

## 10-1 林業・木材産業改善資金特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	林業・木材産業改善資金特別会計
所管課	森林管理課
対象の歳出取引	管理指導事務費、貸付事業費
金額	191 千円

### (2) 取引の概要

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的として、林業者・木材産業事業者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組に対して、県が中・短期の資金の貸し付けを無利子で行う事業である。

本県は、昭和 59 年度から林業・木材産業改善資金貸付事業を始め、その原資は、国が 3 分の 2 を補助し、残り 3 分の 1 を県が負担して造成している。

なお、以下の貸付実績推移の通り、平成 26 年度以降、貸付件数は 0 件である。

年度	件数	金額
昭和 59～63 年度	38	97,300
平成元～5 年度	35	107,495
平成 6～10 年度	25	112,838
平成 11～15 年度	9	34,221
平成 21～25 年度	6	66,800
平成 21～25 年度	4	29,577
平成 26～30 年度	0	0
令和元年度	0	0
令和 2 年度	0	0
令和 3 年度	0	0
令和 4 年度	0	0
計	117	448,231

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	15,967	15,964	15,500	15,800	15,800
実績	379	832	259	299	191
不用額	15,587	15,131	15,240	15,501	15,608



当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（管理指導事務費）		
報償費	0	
旅費	75	一般職員等（交通費、旅行雑費）
需用費	16	消耗品費（林業・木材産業改善資金のしおり）
委託料	99	林業・木材産業改善資金の収納事務委託料
（貸付事業費）		
貸付金	0	
計	191	

（4）監査の結果及び意見

（指摘1）本事業の見直しについて

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的として、林業者・木材産業事業者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組に対して、県が中・短期の資金の貸し付けを無利子で行う事業であるが、平成26年度から令和4年度のまでの貸付実績は0である。

また、令和2年度から令和4年度までの相談件数は、以下のとおりである。

令和2年度	令和3年度	令和4年度
2件	4件	9件

令和2年度から令和4年度にかけて7件の相談件数の増加があるといえるが、本会計の予算規模に比し、僅少な相談件数に留まっていると言わざるを得ない。

この点、担当課から、相談件数について、①下記表の貸付実績のうち、貸付があった年度（最大値及び最小値除く）のみ5カ年平均を更に平均した場合、1件あたり470万円の貸付と考えられ、年間の予算で勘案すると、年間の相談件数は3件が妥当であること、②令和4年の沖縄県の林業者数は業者数103、従業者数526名とであることから、相談件数は、業種全体の1割弱、従業者数からみると2%弱であり、相談件数は少なくない（木工業者の大半は貸付対象から外れるため、業者数は54、従業者数428名になり、相談件数の割合は更に増加する。）ことを根拠に、相談件

数は僅少ではないとの回答があった。

貸付実績

単位:千円				
年度	件数	金額	5カ年平均	備考
昭和59～63年度	38	97,300	2,561	最小値
平成元～5年度	35	107,495	3,071	
平成6～10年度	25	112,838	4,514	
平成11～15年度	9	34,221	3,802	
平成16～20年度	6	66,800	11,133	最大値
平成21～25年度	4	29,577	7,394	
平成26～30年度	0	0	0	
令和元年度～令和5年度	0	0	0	
計	117	448,231		

※最大値及び最小値は除く

しかし、貸付実績はあくまで貸付実績にすぎず、貸付実績から年間の相談件数が妥当か否か判断することはできない。

しかも、担当課は、貸付実績が0であった年を排除しているが、貸付実績を根拠に相談件数の妥当性を検討するのであれば、貸付実績が0の年度を排除する理由はない。貸付件数を根拠に相談件数を検討する場合、貸付実績が0の年における妥当な相談件数は0件となる。かかる結論からも、担当課の回答が不合理であることは明らかである。想定される相談実績を多く見せるために、相談件数が0の年度を恣意的に排除したとも捉えられかねない。

そもそも、昭和59年から平成25年までの貸付け実績を下に、現状の相談件数の妥当性を検討しているが、10年以上前のデータを使用して相談件数を検討すること自体不合理である。

また、担当課は、現在の林業者数から相談件数を検討しているが、これも相談件数の検討方法として不合理である。仮に現在の林業者数を前提にしても、相談件数はニーズに応じて増減があるのであって、林業者数や従事者数のみを根拠に、相談件数の妥当性を検討することはできない。そもそも、異業種からの新規参入や、自伐型林業に参入する者の機械購入への貸付も想定されるため、既存の林業者数や林業従事者数のみからは、相談数の検討はできない。

相談件数を検討する根拠を示すのであれば、事業者に対するニーズ調査等のアンケートの実施、アンケート結果の検討、説明会開催の有無、説明会開催の頻度、説明会への参加者数等を示すべきであるが、かかる根拠は示されなかった。

今回の担当課の回答は、図らずも、需要がないことを示す結果となった。

なぜなら、昭和59年～63年度までの間、38件の貸付件数があったものが、年々

減少し、平成 11 年～15 年度までの間 1 桁の貸付件数となり、平成 26 年以降は貸付件数が 0 件である状況からして、需要があるとは到底言えないからである。仮に需要があるとすれば、需要が貸付けに結びついていないこととなり、広報活動等県民への周知がなされていないこととなる。

かかる状況下においては、本会計そのものを見直すか、本会計の目的を達成するための広報活動、貸し付ける際の審査の見直し等の改善が必要である。

#### (指摘 2) 林業・木材産業改善資金のしおりの部数管理

需用費として、令和 5 年 2 月に「林業・木材産業改善資金のしおり（令和 4 年度版）」を 77 部、金 1 万 6940 円で購入している。

本会計における貸付実績が平成 26 年以降 0 で推移し、令和 2 年度から令和 4 年度までの総相談数が 15 件に留まっているのであるから、しおりの内容、配布先、購入部数が目的に照らして適切かどうか疑問のあるところである。

この点、担当課からは、パンフレットについては、各地区で開催する市町村担当者及び林業者向け説明会において、出席者数を考慮したうえで配布を行い、市町村等を通して相談があった場合には、各出先機関において提供できるように窓口を設置し、出先機関の窓口においては、興味を持って頂いた林業者が手に取りやすいように、設置しているものの、在庫管理は行っていないとの回答を得た。

在庫管理を行わずに、「林業・木材産業改善資金のしおり（令和 4 年度版）」を漫然と発注することは、公金支出の方法として問題である。

今後は、在庫管理を行った上で、必要な部数の発注を行うべきである。

#### (意見 1) 不能欠損理由の経緯においても、面談内容を記載することが望ましい

所管課作成の「R 3 年び不能欠損の件数及び不能欠損理由」（原文ママ）と題する書面において、令和 3 年度の不能欠損が 1 件であること及びその経緯が記載されている。

経緯欄において、「平成 23 年 6 月からサービサーに委託を開始し、主債務者の所在調査を実施したが、長期間所在不明であったため、平成 29 年に本籍地へ住民票請求したところ、県外へ転出していることが判明した。」と記載されている。

この点、本籍地へ住民票請求したところ県外へ転出していることが判明したのであれば、前住所の住民票除票を取得すれば転出先の住所は判明するが、上記経緯からは、いつ頃住民票の異動があったのかを含め所在調査の詳細が不明である。

また、「さらにもう 1 名の連帯保証人（C 氏）から平成 24 年 11 月 26 日及び平成 25 年 4 月 16 日に一部返済があったが、その後返済が困難となっていた。この連帯保証人については平成 30 年 10 月 16 日に県が面談を行った。同月 18 日付けで連帯保証人の代理人から主債務者の消滅時効援用通知書が提出された。」と記載されているが、県が連帯保証人（C 氏）とおこなった面談内容が記載されておらず、面談においてどのよう

なやりとりがあったのかが不明である。

面談直後に連帯保証人（C氏）から消滅時効援用通知書が提出されているが、当該面談内容が時効中断事由に影響する可能性も否定できないため、面談におけるやりとりを記録として残し、不能欠損理由の経緯においても、面談内容を記載することが望ましい。

## 11-1 沿岸漁業改善資金特別会計：管理指導事務費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	沿岸漁業改善資金特別会計
所管課	水産課
対象の歳出取引	管理指導事務費
金額 (令和4年度実績)	499千円

### (2) 取引の概要

債権回収業務に係る委託費等の支出取引である。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の（予算・実績・不用額）

(単位：千円)

	令和4年度
当初予算	1,266
実績	499
不用額	766

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
旅費	66	
需用費	71	
役務費	63	
委託費	297	回収委託業務：287千円
計	499	

### (4) 監査の結果及び意見

#### (意見1) 特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分

本事業における延滞債権のうち一部については、その回収業務を(株)沖縄債権回収サービスに委託している。(委託料は、回収金額の30%、との条件である。)

同社への委託契約は、以下の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号の“その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき”に該当するとして、特命随意契約により委託先を選定している。

- ・ 委託する業務の性質上、債務者に関する個人情報の取り扱いや訪問等による催促活動が伴うが、法令に違反するようなことがあってはならない。従って、業者の選定に際しては、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき、法務大臣の許可を受け、高い遵法意識を有する専門業者が適当と考えられ、一般競争入札には適さないと考える。
- ・ 沖縄県内において、法務大臣の許可を受けて営業を行っている債権回収会社は、沖縄債権回収サービスと美ら島債権回収会社の 2 社である。しかし、美ら島債権回収会社については、平成 27 年 2 月に法務大臣より債権管理回収業の営業許可を受け、親会社である沖縄銀行のグループ内の債権回収に限定した業務を行っており、当会社は委託の対象とはならない。  
よって、委託対象となる法人は事実上、(株)沖縄債権回収サービスの 1 社であり、既に委託した自治体においても、委託後、問題の発生は見られないことから、コンプライアンスの面からも適当であると考えられる。

しかしながら、債権回収業務については弁護士も実施可能であり、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく許認可法人に委託先を限定する必要は無い。この点は、「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」(内閣府)の報告書によれば、地方公共団体の債権回収業務の委託先として、弁護士に委託している事例も記載されているところである。

したがって、債権回収業務の委託候補先について、弁護士を除外し、債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく許認可法人のみ、としている状況は、より効率的かつ効果的な業務を実施する委託候補先を選択肢から除外している可能性があり適切とは言えない。

ただし、(株)沖縄債権回収サービスは本事業の債権回収業務について平成 22 年度より継続して受託しており、債務者の状況等を詳細に把握しているものと考えられる。また、令和 4 年度の債権回収業務委託費は 287 千円と少額にとどまっており、毎年、一般競争入札やプロポーザル方式により委託先を決定することは、費用対効果の観点から適切ではないとの可能性がある。

このような状況を踏まえ、県は、複数年に 1 回の頻度でプロポーザル方式により委託先を選定する等、より効率的かつ効果的な業務を実施する委託候補先を除外することなく、委託先を決定する方法を検討されたい。

## 12-1 産業振興基金特別会計：産業振興基金事業費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	産業振興基金特別会計
所管課	産業政策課
対象の歳出取引	産業振興基金事業費
金額 (令和4年度実績)	48,054 千円

### (2) 取引の概要

沖縄県産業振興基金事業補助金の交付及び補助金交付先へのハンズオン支援等に係る業務委託費である。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	令和4年度
当初予算	109,975
実績	48,054
不用額	61,920

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
委託費	15,097	補助金交付先のハンズオン支援等に係る業務委託費
負担金、補助及び交付金	32,956	補助金の交付（交付先数は5件）
計	48,054	

### (4) 監査の結果及び意見

#### 【補助金】

#### (意見1) 補助事業の内容と補助金交付規程との整合性について

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第1条によれば、本特別会計事業の補助金交付の趣旨は、「本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業の振興を図ることにある」とされていることから、補助金交付先の

事業は、本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等に資する事業である必要がある。

また、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程別表において、補助金の種類ごとに具体的な事業内容が規定されている。

ここで、令和4年度における補助金交付先事業について、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程に定める補助金交付の趣旨や具体的な事業内容に沿った内容であるかどうかを検討したところ、県の見解と監査人の見解に乖離が生じる事業が複数存在した。

#### ① 沖縄オンライン物産展販促チャンネル多様化事業

<事業者>

（株）沖縄県物産公社

<主な事業内容>

- ・ 令和3年度の補助事業で構築した沖縄オンライン物産展 EC サイトの再構築

<主な補助対象経費>

- ・ EC サイト再構築、サイト内動画制作等のために支出した委託費や人件費

<事業の種類>

戦略的産業育成支援事業

（本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業（情報通信産業、観光リゾート産業、国際物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空臨港型産業等）の育成・支援事業）

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する監査人の見解>

- ・ ライブコマースを活用した EC サイトと構築とのことであるが、アイデアに目新しさは無く、また、既に「わしたショップオンライン」という EC サイトが存在する中で、産地直送品のためだけに別途 EC サイトを構築することが、特別付加価値が高い施策であるか疑問である。
- ・ 単なる EC サイトの構築により、技術革新・高度情報化・国際化という先進的な目的が達成できるか疑問である。

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する県担当課の見解>

- ・ コロナ禍による観光産業の落ち込みにより、大きな影響が出た物産販売について、EC 販売に加え、商品の魅力（特徴や生産者の思い等）を伝えるライブコマース等の新たな販売手法により、マーケットの拡大や商品のブランド化等が期待できる取組である点について産業振興への効果を評価し、補助事業に採択した。

#### ② 世界に誇る沖縄の伝統染織物の承継と発展の仕組構築事業

<主な事業内容>

- ・ 染織物業界の課題解決及び振興のために、新規サービスコンテンツの開発、新たな流通システムの構築、プロモーションの実施、等を実施する。



<主な補助対象経費>

- ・ 上記施策のための人件費
- ・ テストマーケティング、販売会参加にかかる旅費
- ・ プロモーションにかかる委託費

<事業の種類>

地域産業支援事業

(地域特性を生かした地域産業の活性化又は高度化に大きく寄与すると認められる新技術又は新製品の研究開発事業、地域産業育成支援事業)

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する監査人の見解>

- ・ 民間事業者へ2百万円程度の補助金を交付し、当該事業者が新規サービスコンテンツの開発やテスト販売を行ったとしても、地域産業の活性化に大きく寄与する規模の事業になるとは考え難い。
- ・ 単なるサービスコンテンツの開発や新規販売先の開拓により、技術革新・高度情報化・国際化という先進的な目的が達成できるか疑問である。

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する県担当課の見解>

- ・ 染織物の新たな流通構造を構築し、生産者の収益を向上させることで、生産額や従事者の増加等につなげるとともに、観光コンテンツ化による地域活性化を目指した取組である点について産業振興への効果を評価し、補助事業に採択した。

③ 伊江島とその特産品のブランド力向上事業

<主な事業内容>

- ・ SNSを活用した情報発信やECサイト運営を含めた自走化体制の構築
- ・ 商談会やイベント等への出店

<主な補助対象経費>

- ・ 自走化支援のための委託費
- ・ 商談会やイベント出店にかかる旅費

<事業の種類>

北部地域産業振興事業

(北部地域(名護市、国頭郡並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村をいう。)における地場産業、情報関連産業、地域イベント等の戦略的産業及び情報関連、技術・研究開発関連、観光リゾート関連、農林水産業関連分野等の人材育成並びに支援及び活用事業)

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する監査人の見解>

- ・ 1 民間事業者に対して2百万円程度の補助金を交付することにより、技術革新・高度情報化・国際化という先進的な目的が達成できるか疑問である。

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する県担当課の見解>

- ・ 伊江村の出資により伊江村の観光土産品の販売等の事業主体として設立された法人となっており、本事業を活用した特産品のブランド化等を通して、離島である伊江村の認知度向上、観光誘客等による地域活性化を目指す取組である点について産業振興への効果を評価し、補助事業に採択した。

#### ④ 「つながる地方物産展」を核とした外部販売拡大事業

<主な事業内容>

- ・ より付加価値の高い新商品・サービスの開発
- ・ 物産展の試行により販路開拓と販売方法を確立

<主な補助対象経費>

- ・ 上記施策にかかる人件費や委託費

<事業の種類>

北部地域産業振興事業

(北部地域(名護市、国頭郡並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村をいう。)における地場産業、情報関連産業、地域イベント等の戦略的産業及び情報関連、技術・研究開発関連、観光リゾート関連、農林水産業関連分野等の人材育成並びに支援及び活用事業)

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する監査人の見解>

- ・ 1 民間事業者に対して1百万円程度の補助金を交付することにより、技術革新・高度情報化・国際化という先進的な目的が達成できるか疑問である。

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する県担当課の見解>

- ・ 地域組織(名護市二見以北10区)の出資により、400余りの地元農家の直販事業・自然体験事業等を実施する主体として設立された法人となっており、コロナ禍による収益低下に加え、施設改修が重なったことから、地域の雇用や所得の維持のため、外部販売に挑戦する取組等について産業振興への効果を評価し、補助事業に採択した。

上記の事業は、地域振興の観点から補助金を交付すること自体には一定の合理性を有すると考えられる。

一方で、本特別会計事業の補助金交付の趣旨が、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第1条において「本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業の振興を図ることにある」と規定されている点を踏まえると、実際の補助金交付事業の内容が、規程に定めるような技術革新、高度情報化、国際化といった先進的な内容になっていないとの印象を受けた事業が散見された。

このような状況では、技術革新、高度情報化、国際化といった先進的な事業に補助金を交付しているのではないか、という県民の期待と、実態との間でギャップが生じてし

まう可能性がある。

このような県民との期待ギャップを解消するために、例えば、以下のような対応を検討されたい。

<対応策（案）>

- ・ 沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程を改定し、補助金交付対象事業について、技術革新、高度情報化、国際化といった先進的な事業にとどまらず、本県産業振興の活性化に資するのであれば、より広範囲な事業まで交付対象とすることを明記する。
- ・ 補助金交付先事業を、技術革新、高度情報化、国際化といった先進的な事業に限定する。
- ・ 補助金交付先事業について県民の理解を向上させるために、補助金交付先事業内容を詳細に公表する。なお、この場合には、総論の意見②で記載した通り、成果指標の達成度も合わせて公表することが有用であると考えられる。

（意見2）事業計画の内容と実績報告内容に差異が生じている

補助事業の実施に際し、県は、補助金交付申請時に事業者から事業計画書を受領するとともに、補助事業終了後に事業実績報告書を受領している。

ここで、令和4年度の補助金交付事業の中に、事業計画書の記載内容と事業実績報告書の記載内容に差異のある事業が発見された。

① 沖縄オンライン物産展販促チャンネル多様化事業

事業計画書	事業実績報告書	差異
ライブコマースサービスの導入 (インフルエンサーとのタイアップ、定期的なライブコマースの定着化)	ライブコマースを2回実施	有 (定期的なライブコマースの定着化を計画していたにも関わらず、2回の実施に留まっている。)
サブスクリプションサービスの構築	(記載無し)	有 (事業実績報告書に記載無し)
Webサイトの構築	取材体制構築 沖縄 LIFE 再構築	無
Webサイトへの集客広報	外部専門員の選定 パンフレット作製・配布	無
沖縄 LIFE 参加企業の発掘	取材体制構築	無

SNS と動画の積極的な活用	SNS 活用	無
----------------	--------	---

② 世界に誇る沖縄の伝統染織物の承継と発展の仕組構築事業

事業計画書	事業実績報告書	差異
染織物の新たな流通の仕組み作り(テストマーケティング)	テストマーケティングの実施	有(テストマーケティングであるにもかかわらず、実績報告書においてイベントでの売上高報告に留まっており、課題や今後の改善施策に関する提案が記載されておらず、テストとしての役割を果たしているか不明である。)
サービスコンテンツの開発(先進地調査、テストマーケティング)	工房や地域観光協会とのサービスコンテンツ開発	有(サービスコンテンツを企画したものの、参加人数不足によるツアー未実施やコロナによる実施見送りにより、結果的に施策が成功したとは言い難い。)
プロモーション	プロモーションの実施	無

県は、事業計画書に記載された内容で事業が実施されているかどうか、事業者をモニタリングし、事業内容に修正が生じるようであれば、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程に基づき「産業振興基金事業経費配分(内容)変更承認申請書」の提出の可否を検討すべきではないか。

また、県は、事業計画に記載されている施策を実施した結果、施策が成功したとは言い難い場合は、その原因、課題、改善策についても事業実績報告書に記載させるよう、事業者に指導することが望ましい。

さらに、事業実績報告書には、単なる結果のみではなく、施策の目的を踏まえた記載内容とするよう、事業者に指導すべきである。

(意見3) 補助金交付継続年数について

沖縄県産業振興基金事業補助金は、規程等で補助金交付の継続年数について上限は設定されておらず、実際に補助金交付が連続して5年以上となっている事業者も存在した。

補助金交付年数が長期に渡っていることが一律に問題となるわけではないが、最終的に自走化を目指すべきであるにも関わらず、補助金交付年数が過度に長期に渡ってしまうと、事業者が補助金に依存する体質になってしまうリスクが生じるため、長期に渡る補助金交付は慎重になるべきである。

この点、県担当課によれば、「本補助事業は継続ではなく毎年新規の公募により選定しており、補助金に依存している事業者なのか、産業振興のため必要なものなのかは、事業計画の内容により審査しており、必要に応じ、個別に経営状況のヒアリングも行っており、企業の運営補助とならないよう注意している。」とのことであるが、実際に補助金交付が連続して5年以上となっている事業者が存在していることは事実である。

そのため、沖縄県産業振興基金事業補助金について、補助金交付年数の上限を設けることについて検討することが望ましい。

また、補助金の交付年数が複数年に渡る場合、前年度までの補助事業の成果を検証した上で、次年度の補助金交付の可否を慎重に検討すべきである。

### 【委託】

(指摘1) 特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分

本事業では、補助対象事業者に対してハンズオン支援等を行う業務を委託しており、令和4年度は特命随意契約により公益財団法人沖縄県産業振興公社を委託先を選定している。

同公社への委託契約は、以下の理由により、地方自治法施行令第167条の2第2号の“その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき”に該当するとして、特命随意契約により委託先を選定している。

- ・ 受託者は、中小企業支援法に基づく特定支援事業を行う指定法人として認定され、県の商工施策を補完する機関として、各種事業を実施している。また、公益財団法人として、公的かつ公平な立場で不特定かつ多数の者の利益の推進を目的としている。
- ・ 本事業を効果的に推進する為には、①県内にある支援機関と連携して支援が実施できること、②事業運営に対して、様々な角度から助言が可能であること、③県の産業振興施策及び県内の産業振興に関する情報を把握していることが必要である。
- ・ 本事業の補助は個別企業のみで実施する製品開発や販路拡大等を対象としておらず、県全体や地域の産業振興への効果を評価し、事業者を採択する必要がある。  
そのため、補助事業者のハンズオン支援・フォローアップ支援に当たっては、各業界や地域で抱える課題、これに対する国や県、各産業支援団体の取組を把握した上で、本県の産業振興に効果的な取組となるような視点からの助言等を行う必要がある。

しかしながら、以下の状況を踏まえると、当該委託業務が地方自治法施行令第167条の2第2号の“その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき”には該当するとは言えないと考えられる。

- ・ ハンズオン支援業務を実施する上で、「中小企業支援法に基づく特定支援事業を行う認定法人」かつ「公的かつ公平な立場で不特定かつ多数の者の利益の推進を目的とする公益財団法人」であることは必要条件ではない。
- ・ 県内の支援機関との連携や、県の産業振興施策及び県内の産業振興に関する情報把握は、委託事業者が必ずしも保有している必要は無く、県が随時フォローすれば足りるという可能性があるため、委託先選定の必要条件とは言えない。
- ・ 平成28年度にプロポーザル方式による公募により、委託先を選定した実績がある。

このように、同公社を特命随意契約にて委託先としている現状は、より効率的かつ効果的な業務を実施する委託候補先を選択肢から除外している可能性があり適切とはいえない。

また、沖縄県随意契約ガイドライン3.(3)において、「公社等外郭団体との随意契約については、適正な契約事務の遂行と、競争性のある契約方法の適用に留意しなければならない」旨が記載されている点を踏まえても、同公社に対して特命随意契約により業務委託を継続することは慎重であるべきである。

一方で、本事業における補助金交付事業者は、複数年度に渡って継続して補助金交付を受けることもあるが、ハンズオン支援事業者も補助金交付事業者に対する知識・経験を有している方が、効果的に支援が実施できる可能性があり、このような観点からはハンズオン支援者を毎年変更するのではなく、一定の期間においては、前年度と同一の事業者にハンズオン支援業務を委託することが、効果的かつ効率的となる可能性もある。

以上の状況を踏まえ、県は、少なくとも複数年に1回の頻度でプロポーザル方式により委託先を選定する等、より効率的かつ効果的な業務を実施する委託候補先を除外することなく、委託先を決定する方法を検討されたい。

### 15-1 下地島空港特別会計：空港管理運営費

#### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	下地島空港特別会計
所管課	空港課
対象の歳出取引	空港管理運営費
金額 (令和4年度実績)	281,441 千円

#### (2) 取引の概要

主に、下地島空港に係る管理運営業務の外部委託費である。

令和4年度の外部委託費(223,800千円)のうち、主な契約は次の通りであった。

契約名	契約額(税込)
R4年度下地島空港消防及び施設点検業務	90,453 千円
R4年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務	44,614 千円

#### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	502,103	415,990	277,983	291,219	352,512
実績	281,329	588,611	413,635	277,203	281,441

当該決算額(使途)の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
旅費	657	
需用費	13,023	
役務費	1,343	
委託費	223,800	消防及び施設点検業務：90,453千円 航空灯火施設維持管理業務：44,614千円
使用料及び賃借料	215	
工事請負費	4,395	
備品購入費	145	
負担金、補助金及び 交付金	37,859	国有資産等所在市町村交付金：37,785千円

計	281,441
---	---------

(4) 監査の結果及び意見

下地島空港特別会計の令和4年度の歳出に含まれる委託費のうち、金額が多額な契約を中心にサンプルで資料を閲覧したところ、以下のような事項が発見された。

(意見1) 委託費に含まれる一般管理費相当額の算定方法について

県が委託費の予定価格を積算するにあたり、直接経費の他に一般管理費相当分についても加算されているが、監査人が資料を閲覧した委託契約の一般管理費相当分は、以下の通り、明確な根拠に基づき算定されていた。

契約名	予定価格総額 (税抜)	一般管理費額 (一般管理費率)	一般管理費率の根拠
R4 年度下地島空港消防 及び施設点検業務	79,927 千円	5,651 千円 (8%)	建築保全業務積算基準、建築 保全業務積算要領 (いずれも 国土交通省作成)
R4 年度下地島空港航空 灯火施設維持管理業務	38,590 千円	4,777 千円 (14.14%)	航空灯火施設維持工事の積算 要領 (国土交通省作成)

一方、総務部財政課が作成した「令和4年度当初予算見積基準表」によれば、委託費に含まれる一般管理費について、次の算式で算定することが明記されており、上記の算定方法とは異なる方法が示されていた。

R4 年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務については、一般管理費率が 14.14% になっていることから、「令和4年度当初予算見積基準表」に規定されている原則的な算定方法とは異なる結果となっている。

【「令和4年度当初予算見積基準表 (総務部財政課)」より抜粋】

一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費であり、次の計算式により算出すること。

$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10 / 100$  以内

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者 (共同事業体構成員を含む) が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注 (請負契約) に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除しないものとする。



(請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等)

※ 継続事業で上記計算式により難しいなど特殊要因がある場合は、実績、実情を勘案し、適正かつ合理的な方法に基づき算出された金額を見積もること。

(下線は監査人による。)

ここで、R4 年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務の一般管理費が「令和 4 年度当初予算見積基準表」にある“10/100 以内”という係数に基づき算定されていない理由について県担当課に質問したところ、以下の理由により、「令和 4 年度当初予算見積基準表」ではなく、「航空灯火施設維持工事の積算要領」に基づいて算定したとの回答であった。

- ・ 航空灯火電気施設の機能を保持するために維持工事として請負に付する場合の標準的費用等を積算する場合の業務の能率向上、積算の統一及び適正化を図ることを目的として、国土交通省において「航空灯火施設維持工事の積算要領」が策定されており、一般管理費も含め当該積算要領に基づいて算定した方が、航空灯火電気施設維持工事の実情を勘案した結果となり妥当である。
- ・ 「令和 4 年度当初予算見積基準表」における、“特殊要因”に該当するため、“一般管理費率 10/100 以下”を採用していない。

R4 年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務の積算にあたり、国土交通省が定める「航空灯火施設維持工事の積算要領」に基づき算定することに一定の合理性が認められる点に異論はない。

一方で、R4 年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務の実際の一般管理費率を確認したところ、「航空灯火施設維持工事の積算要領」に基づく一般管理費率 14.14%とは大きく乖離が生じていたことから、「航空灯火施設維持工事の積算要領」に基づく一般管理費率を採用することが当該業務の実情を表しているかどうかは疑問が残る。

したがって、県は、委託費の一般管理費率については、あくまで「当初予算見積基準表」にある“10/100 以内”という比率が原則的な算定方法であり、これ以外の算定方法を採用する場合には、特殊要因が存在する点や、採用する一般管理費算定方法が一般管理費率“10/100 以内”よりも実績や実情を踏まえると合理的である点、を文書化した上で、予定価格積算資料に添付することを検討されたい。

(意見2) 契約書における反社排除条項の記載について

一般競争入札の公告においては、反社会的勢力を排除する要件を記載していたが、一部の業務委託契約書では反社会的勢力を排除する条項が記載されていない契約が存在した。当該業務の委託先は、複数年に渡って継続して県からの業務を受託している事業者であるものの、無用なリスクを回避する観点から、業務委託契約書に反社会的勢力を排除する条項を全ての契約書へ記載すべきである。

なお、県担当者によれば、令和6年度から、全ての業務委託契約書に反社会的勢力を排除する条項を記載する方針とのことであった。

16-1 農業改良資金特別会計（就農支援資金）：公債費（元本）

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	農業改良資金特別会計（就農支援資金）
所管課	営農支援課
対象の歳出取引	公債費（元本）
金額	8,492 千円

(2) 取引の概要

就農支援金については、沖縄県の貸付け業務は終了しており、貸付金の回収業務を行っている。未収金は発生していない。

令和4年度末の借入金残高は12,482千円であり、令和7年度に返済完了予定となっている。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

公債費（元本）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	7,294	8,492	8,492	8,492	8,492
実績	7,294	8,492	8,492	8,492	8,492
不用額	0	0	0	0	0

計画どおり回収できている不用額は発生していない。

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(公債費 元金)		
償還金、利子及び割引料	8,492	就農支援資金貸付金の国への償還金
計	8,492	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

## 16-2 農業改良資金特別会計（農業改良資金）:国庫等返還金

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	農業改良資金特別会計
所管課	農政経済課
対象の歳出取引	国庫等返還金
金額	15,468 千円

### (2) 取引の概要

農業改良資金については、沖縄県の直接貸付は終了（貸付業務は沖縄振興開発金融公庫へ移管）しており、現在は、貸付の前提となる貸付資格の認定および沖縄県が直接貸付を行った貸付金の債権管理・回収業務を行っている。貸付実績（件数と金額）および、未収状況（件数、金額）は下記の通り。

貸付実績件数	5,276 件
貸付実績金額	12,512,300 千円
未收件数※	72 件
未収金額（元金のみ）※	232,894 千円

※令和5年4月1日現在

現在、直接貸付方式の延滞債権の回収が課題となっている。沖縄県の督促にも誠意を示さないケースにおいては債権回収会社に回収を委託し、県・民間委託の両輪で回収を行っている。なお、「新沖縄県行政運営プログラム（令和5年度～令和8年度）」の「未収金の解消」で未収金解消に向けた数値目標を設定している。

**未収金の解消  
個票番号:2**

**債権ごとの数値目標等**

未収金債権名	農業改良資金貸付金	所管課	農政経済課
債権の概要	新たな農業経営等にチャレンジする農業者に対する資金の無利子貸付		

1 未収金解消に向けた今後の数値目標 (単位:千円)

年度	R4末	R5末	R6末	R7末	R8末	R4とR8の比較	
合計	残高目標額	229,358	212,615	197,307	183,298	170,467	—
	前年度比増減額	—	▲ 16,743	▲ 15,308	▲ 14,009	▲ 12,831	▲ 58,891
	増減率(%)	—	▲ 7.3%	▲ 7.2%	▲ 7.1%	▲ 7.0%	▲ 25.7%
現年度分	残高目標額	0	0	0	0	0	—
	前年度比増減額	—	0	0	0	0	0
	増減率(%)	—	—	—	—	—	—
過年度分	残高目標額	229,358	212,615	197,307	183,298	170,467	—
	前年度比増減額	—	▲ 16,743	▲ 15,308	▲ 14,009	▲ 12,831	▲ 58,891
	増減率(%)	—	▲ 7.3%	▲ 7.2%	▲ 7.1%	▲ 7.0%	▲ 25.7%

(参考)

うち時効到来債権残高	46,242	45,641	45,047	44,462	43,884	▲ 2,358
------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したもの。(時効期間:旧民法第167条第1項 10年)

2 目標設定の考え方

【現年度分】

現在、県においては新規貸付を行っておらず、約定償還分もすべて満了したことから、現年度の未収金は発生しない。

【過年度分】

債務者の高齢化や離農、燃料・資材価格高騰等による営農環境の悪化等のほか、回収が進むことで総額が減少し、より困難なケースの割合が高まることから、H30～R3年度の平均徴収率(7.5%)から対前年度で0.1ポイントずつ減少(同期間の対前年度平均増減率)していくこととして、残高目標額を設定する。

【時効到来分】

引き続き債権回収に努めることとするが、回収不能債権については、条件が整い次第、法的手続又は債権放棄を行い不納欠損処理する。残高目標設定については、直近5カ年間の平均増減率△1.3%を目標として未収金残高を圧縮する。

3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

平成29年3月に策定した「沖縄県農業改良資金管理マニュアル」に基づき、適正な債権管理に取り組む。具体的には、以下のような取り組みを継続して行っていく。

- ① 借受者本人のみならず連帯保証人に対しても面談・催告を行い、債務者の実情を把握して分割返済等を促す。
- ② 県の督促にも誠意を示さないケースについては、誠実に返済に応じている債務者との公平性を確保するため、債権回収に豊富な知識と経験を有する債権回収会社に回収を委託し、県・民間委託の両輪で回収を強化していく。
- ③ 返済余力がありながら返済に応じない債務者に対しては、費用対効果を検討し、効果が大きいと判断されるケースについては法的措置を検討する。
- ④ やむを得ず不納欠損せざるを得なくなったケースについては速やかに処理を行い、実行ある債権回収となるよう取り組んでいく。

出典：新沖縄県行政運営プログラム（令和5年度～令和8年度）

11-1 未収金の解消（財政課・関係各課）

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

国庫等返還金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	42,812	15,628	18,518	16,192	17,310
実績	42,811	15,627	15,170	15,385	15,468
不用額	1	1	3,348	807	1,842

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(国庫返還金等)		
償還金、利子及び割引料	15,468	農業改良資金の国への返還金
計	15,468	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見1) 不納欠損処理の検討について

農業改良資金は、貸付実績件数5,276件のうち令和5年4月1日現在の未収件数は72件となっている。貸付債権の回収が進むことで回収困難なケースの割合および時効到来債権の割合が増加し、不納欠損処理を検討しなければならない債権が増加すると考えられる。不納欠損処理を検討しなければならない債権については、遅滞なく不納欠損処理の検討を実施されたい。

16-3 農業改良資金特別会計（就農支援資金・農業改良資金）：事務費

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	農業改良資金特別会計 (就農支援資金・農業改良資金)
所管課	就農支援資金：営農支援課 農業改良資金：農政経済課
対象の歳出取引	事務費（就農支援資金・農業改良資金）
金額※	就農支援資金：40千円 農業改良資金：4,085千円

※農業改良資金特別会計全体の事務費は4,125千円

(2) 取引の概要

就農支援資金の貸付金の交付及び償還金の収納等の事務は、沖縄県農業協同組合へ委託している。現在、沖縄県の貸付業務は終了し、貸付金の回収業務を行っているため、委託事務手数料について貸付に対する手数料はなく、回収に対する手数料が発生している。

農業改良資金については、沖縄県の直接貸付は終了（貸付業務は沖縄振興開発金融公庫へ移管）しており、現在は、貸付の前提となる貸付資格の認定および沖縄県が直接貸付を行った貸付金の債権管理・回収業務を行っている。債権管理業務は2名で行っている（2名で行っているのは職務分掌のため）。事務費の主な内容は、人件費、事務用品費、車両費、講座参加費（債権管理に関する講座）、委託料である。委託料は、沖縄県の督促にも誠意を示さないケースについて、誠実に返済に応じている債務者との公平性を確保するため、債権回収に豊富な経験を有する債権管理会社に回収を委託している。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

事務費（就農支援資金） (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	211	189	163	146	132
実績	168	66	49	52	40
不用額	0	0	0	0	0

令和四年度の予算には旅費、需用費、委託料が計上されている。

当該決算額（使途）の内訳 (単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(事務費)		
委託料	40	農業改良資金事務委託料
計	40	

令和四年度の決算額については、貸付回収業務に係る委託料のみが発生している。

事務費（農業改良資金） (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	9,722	9,809	10,558	13,479	7,267
実績	3,913	4,473	5,229	9,561	4,085

不用額	5,809	5,336	5,329	3,918	3,182
-----	-------	-------	-------	-------	-------

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（事業費）		
報酬	272	任用職員
職員手当等	107	任用職員
共済費	24	労働保険料
旅費	14	任用職員
需用費	173	修繕費（公用車車検）、燃料費（ガソリン）、印刷製本（複写サービス）、消耗品費（トナー）
役務費	85	自動車損害保険料（公用車車検）、手数料（公用車車検）、通信運搬費（郵便切手、電話料金）
委託料	3,341	農業改良資金回収業務委託
負担金、補助金及び交付金	64	負担金（講座参加料）
公課費	5	重量税（公用車車検）
計	4,085	

（4）監査の結果及び意見

（指摘）

なし

（意見）

なし



## 17-1 小規模企業者等設備導入資金特別会計：公債費（元金）

### （1）対象の歳出取引について

特別会計の名称	小規模企業者等設備導入資金特別会計
所管課	中小企業支援課
対象の歳出取引	公債費（元金）
金額	58,568 千円

### （2）取引の概要

公債費（元金）は③高度化資金の中小企業基盤整備機構への償還金が計上される。中小企業基盤整備機構への償還額は、貸付先の組合等からの償還金を財源にその都度償還している（中小企業基盤整備機構への償還額＝貸付先の組合等からの償還金×中小企業基盤整備機構からの借入額÷組合等への貸付額）。

高度化資金の貸付実績は 54,983,561 千円（211 件）。高度化資金のうち沖縄県が直接貸付けを行う A 方式について未収金が生じており、その回収が課題となっている。令和 4 年度末の未収金（元利＋違約金）は 22,389,959 千円（13 件）。沖縄県では「新沖縄県行政運営プログラム（令和 5 年度～令和 8 年度）」の「未収金の解消」で未収金解消に向けた数値目標を設定している。

**未収金の解消**  
個票番号:3

**債権ごとの数値目標等**

未収金債権名	小規模企業者等設備導入資金貸付金	所管課	中小企業支援課
債権の概要	①高度化資金元利収入 中小企業者等への貸付金元利収入 ②設備資金元利収入 小規模企業者等への貸付金元利収入		

1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位:千円)

年度		R4末	R5末	R6末	R7末	R8末	R4とR8の比較
合計	残高目標額	2,531,418	2,457,318	2,401,218	2,344,118	2,288,018	—
	前年度比増減額	—	▲ 74,100	▲ 56,100	▲ 57,100	▲ 56,100	▲ 243,400
	増減率(%)	—	▲2.9%	▲2.3%	▲2.4%	▲2.4%	▲9.6%
現年度分	残高目標額	0	0	0	0	0	—
	前年度比増減額	—	0	0	0	0	0
	増減率(%)	—	—	—	—	—	—
過年度分	残高目標額	2,531,418	2,457,318	2,401,218	2,344,118	2,288,018	—
	前年度比増減額	—	▲ 74,100	▲ 56,100	▲ 57,100	▲ 56,100	▲ 243,400
	増減率(%)	—	▲2.9%	▲2.3%	▲2.4%	▲2.4%	▲9.6%

(参考)

うち時効到来債権残高	319,996	319,996	319,996	319,996	319,996	0
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したもの(時効期間:高法第522条 5年)

2 目標設定の考え方

<p><b>【現年度分(正常償還先)】</b> 現時点において新たな収入未済が発生する可能性が低いことから、残高目標額を0としている。</p> <p><b>【過年度分】</b> 延滞先から今後数年間程度の返済計画書を徴求しており、それに基づいた未収金残高の目標設定を行っている。</p> <p><b>【時効到来分】</b> 現在残高がある時効到来債権は、昭和40年代後半の貸付がほとんどで、個人事業者は代表者死亡、法人は法人登記が残っているものの実質廃業状態等で、主債務者の意思確認ができず、当該債権を消滅させるには、議会の議決を経たうえで債権放棄を行うしかないが、議案提出に際して、相続人の相続放棄確認書類や時効援用申立書の関係書類を収集し、債権放棄以外に取り得る手段がないことを明確にしておく必要があり、相続人の特定や居住先の確認、相続放棄の有無、時効の援用の意思確認にはかなりの時間を要することから、今後の数値目標は、期間中据え置きとしている。 主債務者法人の未清算又は主債務者の死亡により、主債務者の意思表示を確認できない貸付先においては、引き続き必要な調査を行い、条件が整い次第、債権放棄又は不納欠損処理を行う。 今後も新たな時効到来債権の発生防止に引き続き努める。</p>
--

3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

<p><b>【営業中である延滞貸付先】(高度化資金)</b> ① 事業者の決算書等を参考に返済額増額の交渉等を検討する。また、必要に応じて経営診断を実施し、経営改善等を着実に推進させることで返済額増額につなげる。 ② 債権管理マニュアルに基づき、個々の貸付先に応じた債権管理を行う。</p> <p><b>【破綻先・回収困難先等】(高度化資金・設備近代化資金)</b> ① 主債務者及び連帯保証人からの分割納付による回収。 ② 回収困難先については、引き続き民間債権回収会社へ債権回収業務を委託し、回収強化を図る。 ③ 返済にあたり誠意がみられない貸付先については、抵当権行使等の検討。 ④ 回収不能債権については、消滅手続きに関する方針に基づき債権消滅に向けた調査等を行う。</p>
---

出典：新沖縄県行政運営プログラム（令和5年度～令和8年度）

11-1 未収金の解消（財政課・関係各課）

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

公債費（元金）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	504,155	237,472	248,058	242,860	60,353
実績	497,149	225,949	214,830	216,345	58,568
不用額	7,006	11,523	33,228	26,515	1,785

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（公債費 元金）		
償還金、利子及び割引料	58,568	③高度化資金
計	58,568	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見1) 不納欠損処理の検討について

高度化資金の令和4年度末の貸実績件数は211件、未收件数は13件となっている。貸付債権の回収が進むことで回収困難なケースの割合および時効到来債権の割合が増加し、不能欠損処理を検討しなければならない債権が増加すると考えられる。不能欠損処理を検討しなければならない債権については、遅滞なく不能欠損処理の検討を実施されたい。

17-2 小規模企業者等設備導入資金特別会計：国庫償還金

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	小規模企業者等設備導入資金特別会計
所管課	中小企業支援課
対象の歳出取引	国庫償還金
金額	5,140千円

(2) 取引の概要

国庫償還金は、小規模企業者等設備導入資金貸付に係る国への償還金が計上される。

貸付実績および未収金は下記の通り。

	実績額（件数）	未収金（件数）※
①設備資金（近代化資金）	5,957,233 千円（734 件）	19,698 千円（6 件）
②設備貸与資金	18,595,988 千円（1,949 件）	なし

※令和四年度末時点の未収金。金額は元本+違約金。

①設備資金（近代化資金）について未収金が生じておりその回収が課題となっている。「新沖縄県行政運営プログラム（令和5年度～令和8年度）」の「未収金の解消」で未収金解消に向けた数値目標を設定している（詳細は17-2の債権ごとの目標値参照）。

### （3）予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

国庫償還金

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	6,651	7,997	5,899	5,275	5,276
実績	6,241	7,541	5,444	5,139	5,140
不用額	410	456	455	136	136

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（国庫償還金）		
償還金、利子及び割引料	5,140	小規模企業者等設備導入資金貸付に係る国への償還
計	5,140	

### （4）監査の結果及び意見

（指摘）

なし

（意見1）不納欠損処理の検討について

設備資金貸付事業の令和4年度末の貸実績は734件、未収件数は6件となっている。貸付債権の回収が進むことで回収困難なケースの割合および時効到来債権の割合が増加し、不能欠損処理を検討しなければならない債権が増加すると考えられる。不能欠損処理を検討しなければならない債権については、遅滞なく不能欠損処理の検討を実施されたい。

### 17-3 小規模企業者等設備導入資金特別会計：事務費

#### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	小規模企業者等設備導入資金特別会計
所管課	中小企業支援課
対象の歳出取引	事務費
金額	979 千円

#### (2) 取引の概要

小規模企業者等導入資金助成法廃止に伴い設備資金貸与事業、設備貸与事業は終了し債権回収業務を行っている。高度化資金貸付事業は貸付業務（令和4年度貸付なし）、債権回収業務を行っている。事務費の主な内容は債権管理に係る保証金（不動産競売申立の予納金）、コピー等の需用費、委託料である。委託料は近代化資金及び高度化資金貸付事業の未収先について債権回収に豊富な経験を有する債権管理会社に回収を委託している。

#### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

事務費

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	6,938	8,554	11,399	13,018	6,705
実績	1,733	2,033	3,421	3,314	979
不用額	5,205	6,521	7,978	9,704	5,726

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（事務費）		
補償、補填及び賠償金	550	補償金（不動産競売申立の予納金）
需用費	307	印刷製本費（コピー代）、手数料（弁護士等報酬（法律相談）、不動産競売申立手数料、消耗品費（図書費）
委託料	67	債権管理事務委託費（高度化資金）
役務費	52	通信運搬費（切手購入）
旅費	3	普通旅費（高速代）
計	979	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

## 18-1 公債管理特別会計：公債費

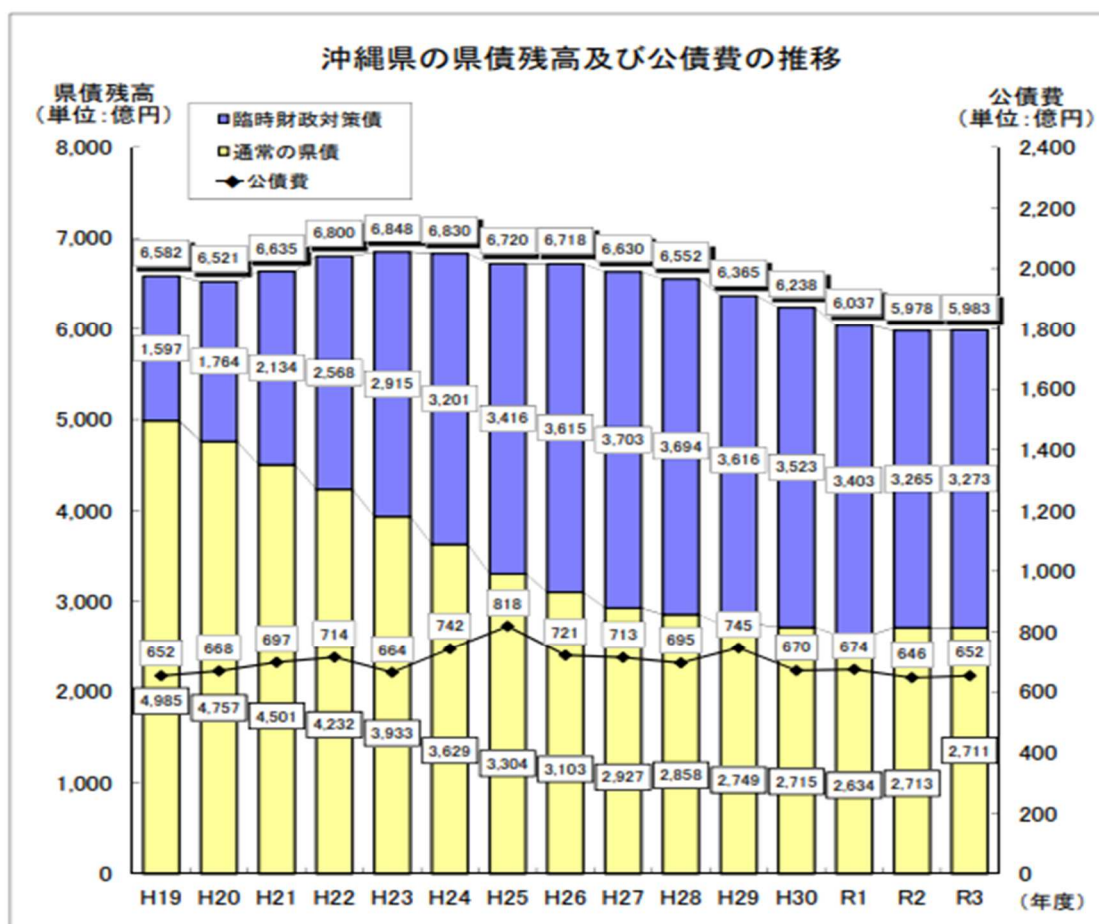
### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	公債管理特別会計
所管課	財政課
対象の歳出取引	公債費
金額	80,972,980 千円

### (2) 取引の概要

公債管理特別会計は、県債の公債費（利子、元金）の支払い、地方債を起債するときの事務費、金融機関からの借入の借換え等の管理を行う。

沖縄県の県債残高および公債費の推移は下記の通り。



※ 県債残高、公債費ともに特定資金公共事業債（NTT債）は除く

出典：沖縄県財政の推移（令和4年11月）

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

公債費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	84,851,458	78,139,557	74,622,969	66,464,980	80,994,684
実績	84,827,113	78,134,200	74,618,969	66,431,423	80,972,980
不用額	24,345	5,357	4,000	33,557	21,704

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(公債費)		
元金償還金	79,011,562	元金の償還金
長期債利子	1,961,418	利子
計	80,972,980	

### (4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見1) 健全な財政運営について

沖縄県の実質公債費率は過去5年間で7.1%~8.4%で推移しており、早期健全化基準の25%を下回っている。今後も引き続き健全な財政運営に努めて頂きたい。

(参考) 実質公債費の5年間の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実質公債費率	8.4%	7.9%	7.3%	7.1%	7.3%



## 19-1 国民健康保険事業特別会計：保険給付費等交付金

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	保険給付費等交付金
金額	126,936,563 千円

### (2) 取引の概要

保険給付費等交付金には、下記の 2 種類がある。各市町村からの交付申請に基づき沖縄県が各市町村へ交付する。

普通交付金	保険給付に必要な費用を全額市町村へ交付
特別交付金	市町村に特別な事業※がある場合にその事情を考慮して交付。 ※災害等による保険料の減免等が多額、市町村における保険事業の支援など。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

保険給付費等交付金

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	123,178,063	125,919,861	123,260,827	127,110,037	126,936,563
実績	123,098,750	124,979,594	120,909,584	126,691,847	126,936,563
不用額	79,313	940,267	2,351,243	418,190	0

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和 4 年度決算額	主な取引内容
保険給付費等交付金	126,936,563	沖縄県は 41 市町村ある。主に金額が大きい市町村は那覇市、うるま市、沖縄市、浦添市、宜野湾市など。
計	126,936,563	

### (4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

## 19-2 国民健康保険事業特別会計：後期高齢者支援金

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	後期高齢者支援金
金額	23,163,209 千円

### (2) 取引の概要

後期高齢者支援金は、平成 20 年度から開始された後期高齢者医療制度に対して導入された制度で、後期高齢者医療に係る財源として、社会保険診療報酬支払基金へ拠出する。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

後期高齢者支援金

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	23,152,698	23,396,073	23,245,604	23,760,403	23,163,210
実績	22,920,860	23,151,395	23,081,333	23,582,258	23,163,209
不用額	231,838	244,678	164,271	178,145	1

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和 4 年度決算額	主な取引内容
後期高齢者支援金	23,163,209	社会保険診療報酬支払基金へ拠出金
計	23,163,209	

### (4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

## 19-3 国民健康保険事業特別会計：介護納付金

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
---------	--------------

所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	介護納付金、
金額	9,775,916 千円

(2) 取引の概要

40歳以上65歳未満の国保被保険者について賦課した介護保険料について、介護保険の給付費に要する費用の財源として、社会保険診療報酬支払基金に納める経費。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

介護納付金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	9,956,664	10,008,222	9,972,341	9,875,752	9,775,917
実績	9,918,078	10,008,222	9,972,341	9,875,752	9,775,917
不用額	38,586	0	0	0	0

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
介護納付金	9,775,917	社会保険診療報酬支払基金へ拠出金
計	9,775,917	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

19-4 国民健康保険事業特別会計：諸支出金

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	諸支出金
金額	2,861,593 千円

(2) 取引の概要

諸支出金には、償還金、利子及び割引料と繰出金がある。「償還金、利子及び割引料」は、令和3年度分の国庫負担金及び国庫補助金の実績報告に伴う国への精算額等、「繰出金」は、令和3年度分の国庫負担金及び国庫補助金の実績報告に伴う県一般会計への精算額等である。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

諸支出金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	0	3,223,308	2,440,865	4,604,463	2,861,594
実績	0	2,986,616	2,440,855	4,592,635	2,861,593
不用額	0	236,692	10	11,828	1

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(諸支出金)	2,861,593	
償還金、利子及び割引料	2,821,275	療養給付費等負担金償還金、調整交付金償還金、療養給付費等交付金償還金、特定健康診査等負担金償還金、保険者努力支援交付金償還金がある。
繰出金	40,318	特定健康診査等負担金償還金
計	2,861,593	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

19-5 国民健康保険事業特別会計：保健事業費

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	保健事業費

金額	52,790 千円
----	-----------

(2) 取引の概要

保健事業費には、沖縄県国保ヘルスアップ支援事業関連の委託料が計上される。国民健康保険被保険者の健康の保持増進を行うため事業で、生活習慣病重症化予防のため治療中断者及び未治療者に対し、特性に応じた受信奨励ハガキの送付、医療費等のデータの分析及び予防・健康づくりアプリ「オーロラ」の保守運営、などを行っている。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

保健事業費 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	8,024	17,500	175,000	175,000	98,894
実績	5,697	10,958	110,125	110,050	52,790
不用額	2,327	6,542	64,875	64,950	46,104

当該決算額（使途）の内訳 (単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(保健事業費)		
委託料	52,790	生活習慣病重症化予防事業、医療費等分析事業、予防・健康づくりアプリ開発等事業など
計	52,790	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2074